

南洋水產資源

南洋水產資源

第一卷

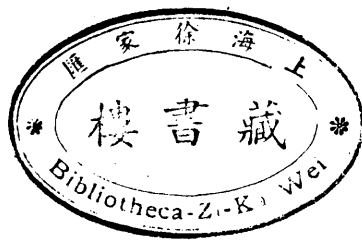
南洋協會臺灣支部

308765 •

上海图书馆藏书



A541 212 0016 5599B



南洋水產資源

第一卷



南洋水產資源

總目次

第一卷

南洋之水產

農林省編

一

南洋の水産

臺灣總督府編

五七

南支那之水産業

臺灣總督府編

六九

第二卷

江浙省水産業

臺灣總督府編

一

南支那水産業

臺灣總督府編

七

支那之漁業

臺灣總督府譯

二九

佛領印度支那漁業試驗報告

臺灣總督府編

二七

英領馬來之漁業

英領馬來漁業調查官ステッド著
臺灣總督府譯

三五

總目次

一

南支之水產

臺北州編

一

比律賓竝にボルネオ、セレベス近海に於ける

臺灣總督府編

五

蘭領東印度北モルツカス群島鯉漁業
竝に同地方沖繩縣漁民の狀況

江川俊治著

一五

南洋之鯉漁業

鹿兒島縣水產試驗場編

一七

比律賓群島水產資源

比律賓政府科學局編
臺灣總督府譯

三三

南洋之水產業

農林省編

三七

南支那比律賓近海に於ける

臺灣總督府編

三七

新嘉坡に於ける漁業狀況

永福虎著

四七

南支那漁業試驗報告

臺灣總督府編

四九

漁業資料

四九

索引

卷尾

凡 例

一、近海漁業の行詰りと共に、吾が漁業家は、北に南に暮りに新漁場をあさりつゝある。此の趨勢を察知し、臺灣總督府、農林省等に於ては既に十數年前から毎年の如く水産試験船を南洋に派し、有望なる漁場の探索をなし、今日では既に纏つた調査になつてゐるのである。然るに、是等の調査は、諸處方々の手にあつて、今日之を得たいと思つても容易に手に入らない。本協會に於ては、南洋方面に進出せんと企てゝゐる漁業家の爲めに、又南洋の漁業に關する知識を弘く一般に普及させる爲めに、臺灣總督府、農林省等に乞ひ、茲に之れを集成發表するに至つたのである。

一、本書は、臺灣總督府に於て調査翻譯せる所を緯とし、農林省の調査を経とし、之に新嘉坡漁業家永福虎氏、蘭領ハルマヘーラカウ在住江川俊治氏等の報告を加へたもので、排列は年代順になつてゐる。

一、一、二、三卷を通じ諸處に散見する重複せる記事は、編輯者に於て適宜之を取捨することゝした。それが爲め原著者の著述とは幾分趣きを異にしてゐる點あることを免れぬ。

一、向後南洋の漁業に就いて調査出版せらるゝものは、續編として、次々に出版する豫定である。

昭和四年九月

南洋協會臺灣支部



南洋水産資源

第一卷

目次

南洋之水産

總論 範圍……………一

第一章 地理……………三

總括的地勢……………三

第一節 蘭領東印度の地理……………五

一 爪哇島……………三

二 スマトラ島……………五

三 セレベス島……………九

四 ホルネオ島……………三

五 ニウ・ギネア其他の諸島嶼……………三

第二節 馬來半島の地理……………三六

第三節 比律賓群島の地理……………四九

第四節 暹羅の地理……………五九

第五節 佛領印度支那の地理……………六三

目次

一

第二章 南洋の氣候風土及衛生……………七

第一節 蘭領東印度諸島の氣候風土及衛生……………七

第二節 馬來半島の氣候風土及衛生……………六

第三節 比律賓群島の氣候風土及衛生……………九

第四節 暹羅の氣候風土及衛生……………九

第五節 佛領印度支那の氣候風土及衛生……………一〇

第三章 住民及言語風俗……………一一

第一節 蘭領東印度諸島の住民及言語風俗……………一三

第二節 馬來半島の住民及言語風俗……………一六

第三節 比律賓群島の住民及言語風俗……………一五

第四節 暹羅の住民及言語風俗……………三一

第五節 佛領印度支那の住民及言語風俗……………三四

第四章 金融……………三九

第一節 蘭領東印度諸島の金融……………四〇

第二節 馬來半島の金融……………四七

第三節 比律賓群島の金融……………一四九

第四節 暹羅の金融……………一五〇

第五節 佛領印度支那の金融……………一五一

水産……………一五八

第一章 漁業一斑……………一五八

第一節 比律賓群島漁業一斑……………一六〇

真珠介及真珠(二七七)―海鼠(二八九)―鱗鱗(二九五)―海綿(二九七)―蠟龜及鼈甲(三〇五)―窓介(三〇八)―
鈎製造用介(三二二)―介鈎製造業(三四)―真珠介工業(三六)―珊瑚(三八)―食用海藻(三九)―
魚膠作業(三三〇)―製革(三三二)

第二節 馬來半島漁業一斑……………一六三

第三節 蘭領東印度漁業一斑……………一六六

爪哇及マヅラに於ける漁業(三三九)―アルー島の真珠漁業(三三)―スマトラ島バカン・シ・アピ・

アピに於ける漁業(三七七)―エリタンに於ける調査(三六)―漁業(三四二)

第四節 暹羅漁業一斑……………一四九

第五節 佛領印度支那漁業一斑……………一六三

第二章 重要漁業……………一六六

第一節 眞珠介採取業……………二六四

アルー島に於ける眞珠介漁業(二六四)―西濠洲アルームに於ける眞珠業(二六〇)

第二節 暹羅に於けるプラトー漁業……………二八九

第三節 トロール漁業……………二九五

第四節 二艘曳打瀬網漁業……………三〇五

第三章 南洋に於ける日本人の漁業……………三二七

第一節 總説……………三二七

第二節 馬尼刺に於ける打瀬網漁業……………三三三

第三節 比律賓に於ける眞珠介採取業……………三三七

第四節 英領緬甸マグイ群島に於ける眞珠採集業……………三四六

第五節 佛領東京灣に於ける眞珠業……………三六五

第六節 木曜島に於ける眞珠採集業……………三六六

第七節 木曜島に於ける海鼠採集業……………三七九

第四章 漁業移民……………三八一

第一節 移民……………三八一

第二節 移住漁業の方法……………三六六

第三節 移住漁業者に對する注意……………三八八

爪哇移民取締規則……………三九一

第五章 水産物の處理製造……………三九二

第一節 暹羅タチン村に於ける魚類の處理製造……………三九二

第二節 佛領印度支那に於ける鹽乾魚の處理……………三九六

第三節 比律賓に於ける魚類の處理製造……………三九七

第四節 蘭領東印度に於ける鹽乾魚處理製造……………三九九

第六章 需要供給並に販賣機關……………四〇一

第一節 市場……………四〇一

第二節 製鹽業……………四一〇

第三節 製氷業……………四一三

第七章 養殖業……………四一五

第一節 比律賓の虱目魚養殖……………四一六

第二節 爪哇虱目魚養殖……………四一九

第八章 漁業根據地と水産貿易港

第一節 佛領印度支那の漁業根據地と水産貿易港

四三三

海防(四三四)―柴棍港(四三五)

第二節 香港島

四三六

第三節 暹羅の漁業根據地と水産貿易港

四三五

第四節 比律賓群島の漁業根據地と水産貿易港

四三七

馬尼刺市(四三七)―イロイロ港(四三六)―セアー港(四三九)

第五節 馬來半島の漁業根據地と水産貿易港

四四一

新嘉坡(四四一)―馬拉加港(四四四)―彼南港(四四五)

第六節 蘭領東印度の漁業根據地と水産貿易港

四四九

リオ港(四四九)―爪哇バタビヤ市(四四九)―爪哇スラバヤ港(四五〇)―爪哇スマラン港(四五二)―爪哇チ

エリボン港(四五三)―ホルネオ島サンダカン港(四五四)―ホルネオ島バンジャルマシ市(四五五)―

セレベス島マカッサ港(四五六)―セレベス島メナド港(四五八)―ハルマヘーラ島タルナテ港(四五〇)

第九章 漁業に關する法規

四六一

暹羅漁業關係法規

四六一

ラタナコーシン曆百二十年水産税法

四六一

內務省令..... 四六七

蘭領東印度眞珠介類及海鼠條令並に施行細則..... 四八二

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條令..... 四八三

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條令施行細則..... 四八六

海峽植民地及馬來聯邦州に施行せらるゝ漁業法..... 四九三

海峽植民地漁業法令..... 四九三

馬拉加漁業規則..... 四九五

彼南漁業規則..... 四九五

新嘉坡漁業規則..... 五〇五

馬來聯邦州漁業規則..... 五〇七

比律賓群島漁業諸規則..... 五一〇

香港漁業諸規則..... 五一二

香港漁業、魷網其の他の一般漁業に關する規則..... 五一三

香港トロール漁業規則..... 五二三

香港領海内漁業規則..... 五二三

香港牡蠣漁業規則..... 五四四

香港小型漁業免許規則..... 五五六

香港爆發物使用規則..... 五五六

南洋の水産

緒言

五七

第一章 凌海丸航路

五八

- 馬尼刺灣(五〇)ーサブラヤン錨地(五三)ーマンガリン錨地(五三)ープエルト・プリンセサ
- (五壹)ークラレンドン灣(五七)ーサンダカン港(五九)ータワオ(五四)ーメナド錨地(五四)ーアムー
- ラン灣(五四)ーダバオ灣(五五)ーサムホアンガ(五三)ーセアー港(五五)ーロムアロン港(五七)ー
- パタングス灣(五九)ーバアヤン水道(五六)ーアパリ港(五六)ーカミグイン島(五六)

第二章 比律賓群島

五六

第一節 重要水産物

五六

- 一 魚類(五八)ー二 眞珠介(五七)ー三 高瀬介(五九)ー四 窓介(五〇)ー五 其他の介類(五二)ー
- 六 海鼠(五二)ー七 玳瑁(五三)ー八 海綿(五三)ー九 甲殻類(五六)ー十 海藻(五六)

第二節 水産業一斑

五九

- 一 馬尼刺の土人漁業(五六)ー二 比律賓群島眞珠介採集業(六〇)ー三 馬尼刺の打瀬網漁業
- (六二)ー四 ダバオの地曳網漁業(六七)ー五 海綿採集業(六九)

第三節 製造業

六二

- 一 貝卸製造業(六三)ー二 鱈鱈(六三)ー三 一般水産製造品(六三)ー四 鹽田(六五)

第四節 養殖業……………六六

一 マラホンの虱目魚養殖(六七)―二 イロイロの虱目魚養殖(六九)

第三章 ボルネオ島……………六〇

第一節 重要水産物……………六〇

一 魚類(六一)―二 玳瑁及海龜(六三)―三 海鼠(六三)―四 貝類(六三)―五 海藻(六三)

第二節 漁業……………六三

第三節 製造業……………六四

一 鹽乾魚製造(六四)―二 カッチ製造業(六五)

第四章 セレベス島……………六五

第一節 主要水産物……………六五

一 魚類(六五)―二 虱目魚の親魚(六五)―三 介類其他(六五)

第二節 漁業……………六六

一 ミナハサ州漁業一般(六六)―二 メナドの漁業(六六)―三 トトクに於ける漁業(六六)―

四 採介業(六七)

第三節 製造業……………六七

一 一般製造(六七)―二 製鹽(六七)

南支那之水産業

第一章 南支の地勢と海

第一節 南支の地勢

六七九

第二節 臺灣海峽の海流

六八二

第三節 海水

六八三

第二章 支那人の嗜好と水産物

六八五

第三章 漁業

六八九

第一節 水産生物

六八九

第二節 漁具類

六九八

- 漁具の分類 一 釣具類(六九八)―二 掩具類(七〇〇)―三 扱具類(七〇二)―四 爬具類(七〇〇)―
- 五 羅網類(七〇四)―六 陷網類(七〇六)―七 厚網類(七〇八)―八 袋網(七一九)

第四章 養殖業

七二五

第一節 草鯉鯪魚養殖

七二五

- 一 臺灣に輸入する魚苗の経路(七二五)―二 福州近在の同魚養殖業(七二九)―

三 廣東地方の養殖業と養蠶業との關係(七三)

第二節 牡蠣の養殖……………七六

第三節 蟶の養殖……………七四〇

第四節 赤蟹の養殖……………七四〇

第五章 地方誌……………七〇一

第一節 福建省……………七〇一

一 福州(七〇二)―二 福清縣(七〇三)―三 長樂、連江縣(七〇九)―四 羅源縣(七五〇)―五 三都灣

(七五三)―六 廈門(七五五)―七 漁期表(七五九)―八 閩江の船(七六七)

第二節 廣東省……………七〇

一 汕頭(七〇)―二 潮陽縣(七二)―三 達濠埠(七二)―四 澄海縣及南灣島(七三)―五 香港

(七五)―六 澳門(七九)―七 臺山縣(七六)―八 南海縣(七六)―九 合浦縣(七六)―十 樂會

縣(七九)

卷頭寫眞目次

第一圖 基隆港に於ける凌海丸

第二圖 英領北ボルネオ、タワオ附近に設置されある魷の圖

比律賓ミンダナオ附近の漁村

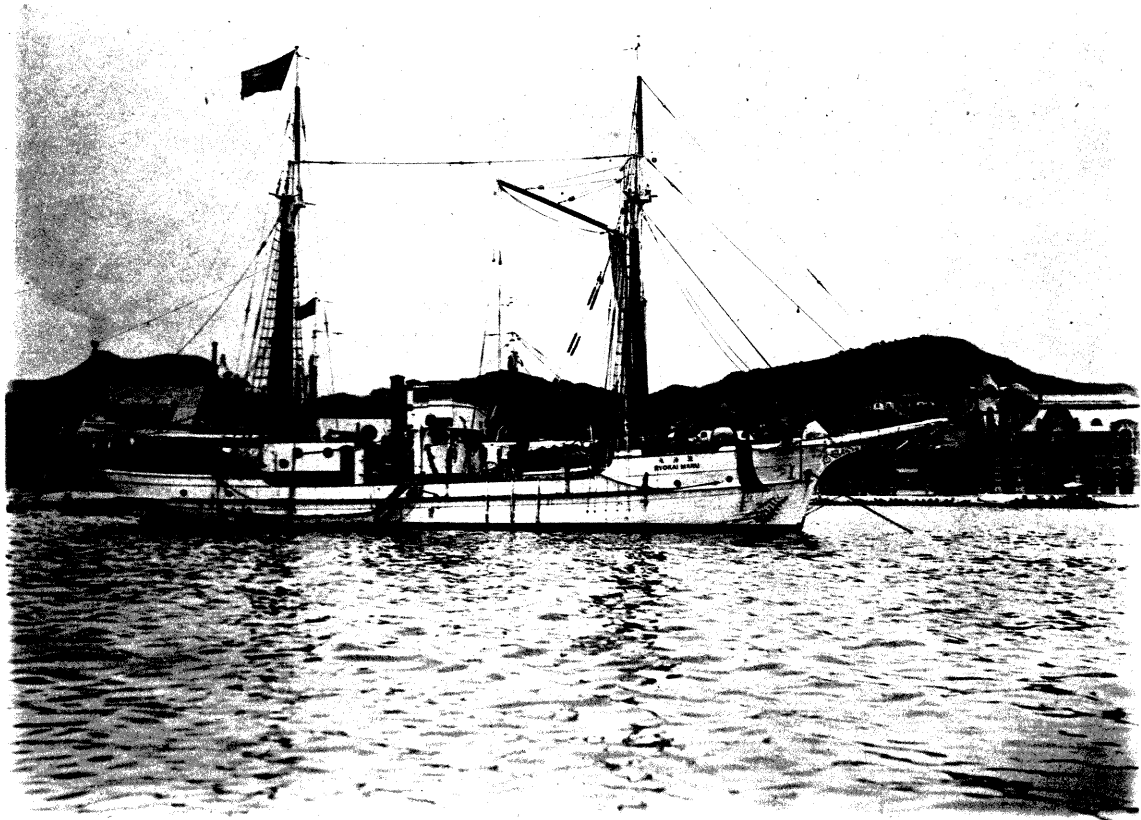
第三圖 英領北ボルネオ、タワオに於けるボルネオ水産公司根據地

新嘉坡に於ける日本漁船

第四圖 比律賓ホーロー港

比律賓ホーロー附近眞珠採集船

圖 一 第



(濟可許部令司塞斐隆基)

丸海凌るけ於に港隆基

圖 二 第



(下) 村漁の近附オナダンミ賓律比

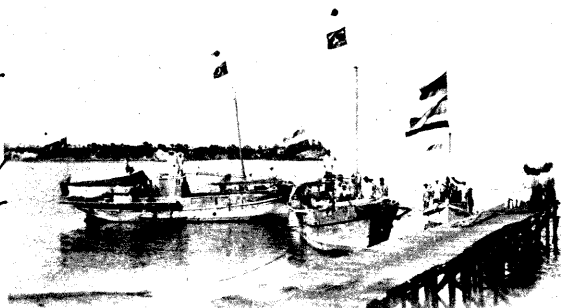
近附カワタ・オネルホ北領英
(上) 圖の舳るあれき置設に



圖 三 第

四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

水
産
公
産
司
公
産
水
オ
ネ
ル
ホ



(下) 船漁本日るけに坡嘉新

1st June 1928 Times B. 14. B.

るけにオソタ・オネルホ北領英
(上) 地據根司公産水オネルホ

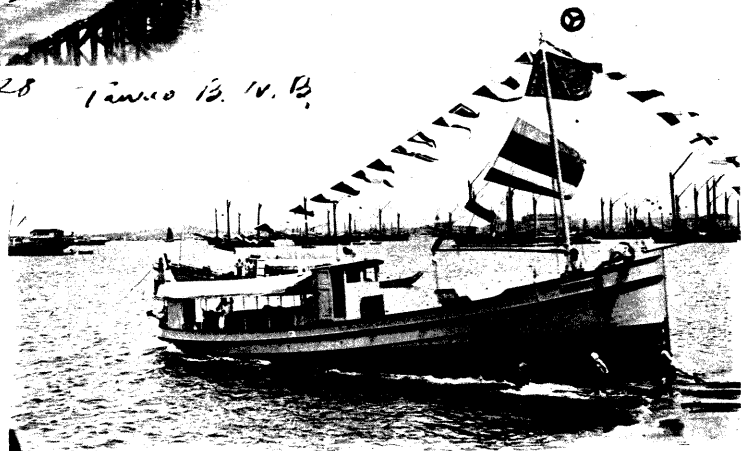


圖 四 第

近附-ロ-ホ賓律比
(下)船集採珠真



上)港-ロ-ホ賓律比



南洋之水產

農
林
省
編

南洋之水産

高山伊太郎著

總論

範圍

南洋とは我帝國の南、東大洋洲の一たる布哇群島より南西印度洋に至る數千哩の間に碁布散列する大は濠洲大陸より小はマリヤナ群島、カロリン群島の如き小嶼に至るまで、所謂南洋の範圍たるを失はずと雖も、吾人は茲に便宜上亞細亞大陸東南部と濠洲大陸との間、即ち南緯十度北緯六度及東經九十五度同百四十二度の間に包容する大小無數の島嶼と、馬來半島、暹羅及佛領印度支那とを總稱せんと欲す。蓋し後者は大陸の一部にして島嶼にあらずと雖も、地理的乃至通商貿易の關係極めて密なるのみならず、是等海洋の相連る間に在りては水産上又極めて密接の關係あるを以て、馬來半島、蘭領東印度（英領ボルネオを含む）及比律賓群島を主とし、暹羅及佛領印度支那を副として調査の歩を進めたり。従て甲に詳に乙に粗なるものあるは勢ひ免れざる所なりとす。左に南洋の面積及人口を掲げ以て其の一斑を窺はん。

南洋の土地面積及人口

地名	面積	人口	一平方哩ノ人口
比律賓群島	一二七、八五三 <small>平方哩</small>	七、六三五、四二六 <small>人</small>	五九 <small>人</small>
蘭領東印度諸島	七三六、一六五	三七、三五一、三二一	五〇
馬來半島	五二、九六九	二、六七五、六五四	五〇
英領北ボルネオ及サラワク	七五、三九九	七〇〇、〇〇〇	九
英領ニウ・ギネア	九〇、五四〇	五〇〇、〇〇〇	五
獨領ニウ・ギネア	九九、一〇〇	三五六、〇〇〇	三
暹羅	一九八、九〇〇	五、一五三、七四二	三一
佛領印度支那	二五六、〇〇〇	一七、五七〇、〇〇〇	六八
合計	一、六三六、九二六	七二、九四二、一四三	六四

前表に依れば其の如何に人口密度の稀薄にして、土地々域の廣大なるかを知るべし。即ち我帝國は一平方哩四百三十人なるに、彼は僅かに七分の一なる六十四人に過ぎざるにあらずや。而かも未開なるニウ・ギネア、ボルネオ、スマトラ及セレベス其他馬來半島中海峽植民地を除きたる各州に至りては、我國の五十分の一乃至百分の一に過ぎず。豈吾人同胞の發展すべき島嶼の地にあらずや。然るに同地域に在留する同胞は大約左の如きに過ぎず。

比律賓群島	男一、九〇〇人	女 六五三人	合計二、五五三人	明治四十三年末調査
蘭領東印度諸島	同 六五五	同 九二五	同 一、五八〇	同 上
英領北ホルネオ	同 一〇	同 六二	同 七二	同 上
馬來半島	同 九三〇	同 二、四三八	同 三、三六八	明治四十四年末現在
暹羅	同 不明	同 不明	同 一九九	明治四十三年末現在
佛領印度支那	同 七五	同 三三〇	同 四〇五	
合 計	同 三、五七〇	同 四、四〇八	同 八、一七七	

以上は多く明治四十三、四年の調査に係り、何れも四、五年を経過したると、輓近南洋熱旺にして渡航者を増加するの勢あるのみならず、表中に表はれたるは所謂公式のものに係り、之が調査に漏れたるもの亦少なからざるべきを以て、現に我同胞の南洋方面に在住するは少くも一萬人を下らざるべし。然れども之を以て邦人が南洋に發展せりと云はんは餘りに早計也。況んや女子の多くは所謂娘子軍、男子は行商人或は浮浪の徒多く、眞に實力ある者に至ては、寥寥として晨星も當ならざるに於てをや。以下序を追ひ聊か南洋の概略を説かんとす。

第一章 地理

總括的地勢

地圖を按ずるに亞細亞大陸の東南部即ち英領印度と支那との中間に介在し、東半球陸地の南東端

に位し、比律賓群島及蘭領東印度等を隔て、濠太利大陸と相對するを佛領印度支那、暹羅及馬來半島とす。是れ所謂後印度若くは東印度半島と稱するものにして、崑崙の山脈一轉して南々東に走り、遂に支那海とベンガル灣の間に突出し以て之れを形成せり。是れ崑崙の一支脈が南に岐れ西藏を横ぎる支那當拉山系の、瀾滄江メ、ユンと怒江サルウ、ヤンとの分水嶺となりて南下せる數條の竝行山脈より成り、其の西部を南下するものとはタンエンタン山脈と稱し、遠く南方に突出して馬來半島となる。其の東邊を走るものは南に轉じて雪嶺となり、尙南に逶迤して安南諸山脈となる。此の兩山脈中間の平原はメーコンの凹陷地に臨める大平原を成す。

馬來半島はクラ地峽以南にして當拉山脈の一轉して横斷山脈となり、更に南に延びて緬甸灣と暹羅灣との間に突出したる所なり。

蘭領東印度及比律賓群島は大洋洲に屬し、一に馬來群島若くは東印度叢島と稱す。馬來半島の南部に展開したる大小無數の島嶼より成り、其の蘭領に屬するものをスマトラ島、ボルネオ島（北部は英領）、爪哇島、セレベス島及ニウ・ギネア島（東部は獨領、英領）等とす。比律賓群島の米領たるは普く世の知る所にして、何れも數多の附屬島嶼を有し南方濠洲と相呼應す。各島は何れも馬來半島と酷似し、峯巒と火山とは其の地形に従ひ各島の脊梁となりて蜿蜒相連り恰も我が帝國の地勢に似たり。比律賓群島は東印度叢島の北界を爲し、北端なる呂宋島と南端なるミンダナオ島を主島

とし、其の間ミンドロ島、バラワン島、バナイ島、ネグロス島、セブー島、レイテ島等羅列し其島嶼は各島の間を點綴す。而して島中群峯起伏し其の間圓錐形火山の諸處に隆起するあり。呂宋島南部に於けるアルベー火山の如きは海拔八千二百七十四呎、常に噴煙を絶たず。其の他の諸山皆森林の繁茂するを見る。

夫れ此の如く各地其の地勢は稍や相似たりと雖も、地形廣袤其他種々なる關係より、河川、港灣等之を一の項中に述べべからざるものあるが故に、以下項を分ち其の概要を述べべし。

第一節 蘭領東印度の地理

沿革 國破れて山河ありとは國家衰亡の狀を盡したる一語何ぞ悲痛なる。實に身親しく南洋諸島の狀態を見るに及んで予輩の此の感をなすや殊に深し。比律賓と云ふ勿れ、馬來半島と云ふ勿れ、佛領印度支那と云ふ勿れ、南洋の各國土は皆其の揆を一にして亡國の恨を吞むに至り、獨り暹羅王國の其の間に介在して僅かに獨立を保持するあるのみ。就中蘭領東印度は其の有する歴史に於て、住民の多數なるに於て、所謂故國たるを失はざりしに、歐洲の三等國にして其の面積の如き我が臺灣よりも猶小なる和蘭の征服する所となりて、今日の運命に逢著せるは何等の痛恨事ぞや。而して是等敗亡の國民が吾人と同じく亞細亞人種にして、之が征服者の何れも白哲人たるを顧みるとき、予

輩豈多少の感慨なしとせんや。加之歐人の眼中土民なくして、唯土民の柔順なる一に其の願使に従ひ奴隷の如き境遇に甘んずるも、人種上の關係は衷心東洋國民を慕ふの至情あるを見る。殊に日露戰役の大捷に依り、我帝國の實力は一般の畏敬する所となれると共に、土人の邦人に對する敬愛の念益々深からんとするあり。加ふるに爪哇其他蘭領諸島の住民は、蘭人の抑壓に平かならざるもの漸く多く、翻つて邦人に接觸せんと欲するものあり。此の時に際し吾人が公明正大能く歐米人に拮抗するの事業を經營せば、帝國の福祉は南洋に發展して彼我共に大に利する所あるや疑ふべからず。茲に於てか予輩は蘭領東印度に就て、多大の興味を以て之が叙述を試みんとす。

抑も徳川氏初期に於ける日蘭の交通が、我國民を刺戟して海外發展の壯圖を抱かしめしもの渺からざりしは史を繙く者の熟知する所也。爾來星霜を閱すると共に蘭船の渡來漸く減じ、加之家光に及んで鎖國主義を取るに至り、國民が波濤萬里の壯志空しく鎖磨し、世亦南洋を語る者無く、苟安の夢を貪ること三百年、南洋の事全く國民の腦裏を去りぬ。近時國運の勃興となり戦後の經營となりて海外發展の氣運を促し、經世家の策倫亦乏しとせず。而も多くは朝鮮、滿洲に嚮ひ、之に次で遠く北米、南米に邦人の新天地を建設せんとするものゝみにして、南洋に著目する者甚だ少く、昨今漸く南洋の語世上に喧しきを致せるに過ぎざるが如き、豈一奇ならずとせんや。蓋し日本の新文明は爪哇を根據として、我國と交通せる蘭人に負ふ所大なるのみならず、我國より南洋に至る距離は歐米列

強の何れよりも近く、其の富を以てすれば五大洲の何れに比するも遜色なく、加之其の大部分は未開の地なるが故に、將來の發展地として最も有望なるに拘らず、之が知識甚だ淺く且つ第一に歩を進むべかりし蘭領東印度をすら別世界の如く輕々に看過し來れるが如き、吾人をして轉た慨嘆に堪へざらしむるもの無くんばあらず。然らば蘭領東印度は果して如何なる國土なるか。上古の邈たる神話傳説は以て之を詳にすべからずと雖も、其の史乘に現はれたる時より見るも、年代を経ること久しからずとせず。支那人法顯が西曆四百十一年の著なる佛國記に「印度遍歷後錫崙島を發し海風に掀翻せらるゝこと三箇月耶娑提に到る」と記せるを見る。耶娑は即ち爪哇にして唐史に社娑と云ひ宋史に蘭娑と云へる、皆其の稱呼の一なるを見る。又佛國記の所述に依つて見るに、當時爪哇が已に文化の著しく進歩せるを知るに難からず。後、元の世、史弼の征服する所となり金、銀、圖書を奪はれ王族を擒せられしことあり。明朝に及んで支那と爪哇との交渉益々繁く、當時スマトラは三佛齊と稱し爪哇領なりしかば、廣洲地方の亡民多く此處に來りて海賊に類するの所行をなしたり。後年明は宣檢使を置きて統治の任に當らしめたりき。爪哇と印度との交通は最も古く、佛敎の隆盛を極めたるは今日に至りても其の廢墟殘趾に依つて之を窺ふべく、其感化流俗の久しかりしを想察すべし。マホメット敎の入り來れるは實に其の以後の事に屬す。夫れ此の如く爪哇及附近の島嶼は亞細亞の故國にして、文化の見るべきものありしが、唐宋以後支那に朝貢したるを以て支那人中、流

竄せる者の茲に止るの風をなせるや亦久し。従つて我が古代史も何等かの關係を此の土に爲せしにあらざるかとは吾人の胸中に浮ぶ幻影なるも、是等は史家の研究に俟たざるべからず。

此の如くにして東洋の外何物をも知らざりし南洋の民は、十五世紀に及んで葡萄牙、和蘭、西班牙及英國等の探險家の到るに會し、碧眼赤髯を見て騒ぎしが遂に是等碧眼の徒の爲めに俎上の肉とせられたはんぬ。

和蘭は東印度植民地領有後立法行政其他百般の改革を實行し、今日の隆盛を見るに至りたりと雖も、之を概括すれば當初植民地の利益及住民の利害を顧みずして、専ら本國の國庫收入、増加を企圖したる政策は全然失敗に歸し、後年稍や土民の自由を認め植民地貿易を計りし結果、今日の成功を收めたりと雖も、因襲の久しき抑壓的政策尙殘存して土民の怨嗟絶ゆることなく、加之土民は日本と同祖人種なりとの觀念深く吾人に對し好遇至らざるなきを以て、往々和蘭政府の猜疑心を挑發するの嫌あり。吾人は公明正大兼て慎重の態度を持し、彼我共に信賴するの襟度を示すべく、輕舉反感を買ふが如きは斷じて避けざるべからざるなり。

蘭領東印度と日本との交通關係　我國と和蘭との交通は千六百年(慶長五年)徳川家康が、和泉堺浦に來れる蘭人耶揚子、英人安針某を江戸に招致し、其の請ふ處の貿易を許したるに始まる。次で千六百八年及千六百九年(慶長十四、十五年)の二回蘭船入港し、翌慶長十五年蘭國王書を執政本多正純に送り通商を

請ふ。乃ち平戸に居館を賜ひ返書及通商の朱印を與ふ。之より蘭船は隔年平戸に入港し寶物を獻じ我よりは銅及樟腦を持ち歸るを常とせり。斯くて蘭船の我國に渡來するもの年と共に多く、毎年七八隻に上るに至り、我邦貨を吸収して莫大の利益を得たりしは蘭國史籍の之れを記する所也。其後漸次蘭船の數を減せられ交換率を高めらるゝ等利を得る舊の如くならざりしと雖も、蘭商は巧に我官憲の眼を掠め正規以外の利を收めつゝありき。此の間に於ける我が國民の對外思想は旭日昇天の勢を呈し、御朱印船の向ふ所實に六崑、太泥、新州、天南、田彈、馬拉加、臥亞、呂宋、亞媽港、安南、東京、占城、柬埔寨、暹羅、順化、加知安、西洋、密西耶及艾萊の十九箇所に及べるを以てするも、其の如何に隆盛を極めたるかを推知するに難からず。而かも是れ一葉の扁舟汽力なく且つ何等整備せる科學的智識なき三百餘年前の事實にあらずや。されど外教の禁一たび發し鎖國の方針決するや、海外の事情は之れを知るに由なく、僅かに毎年長崎に入港する蘭船に依るの外なきに至れり。而して如上記したる是等蘭船は何れも歐洲本國より來るにあらずして、皆爪哇を根據とせるものなるは又言を俟たず。我が馬齡薯の「ジャガタラ」と稱する蓋しバタビヤの舊市名に取れる也。叙し來れば我が國が如何に蘭領東印度諸島との因縁深きかを推知するを得べし。今叙次の繁を省き其の關係を略記すれば左の如し。

千六百二十二年 蘭人臺灣を占領す。

千六百三十六年（又は一六四一年—慶長十年）長崎に出島を築き平戸に在る蘭人を此處に移し、且つ蘭國以外の歐洲各國との交通を謝絶す。

千六百四十四年（正保元年）耶蘇教を嚴禁し外國貿易を停む。但し蘭人のみは之を許し且つ海外諸國の事情を報せしむ。

千六百六十一年（寛文元年）鄭成功臺灣に在る蘭人を追放し之を占領す。蘭人の難を長崎に避けし者多し。千六百六十三年 蘭人臺灣より撤去す。先之長崎の人濱田彌兵衛其弟新藏と臺灣に渡り、蘭人甲比丹を叱して其の背て無禮を我に加へたるを責め、其の子を質として歸る。之より蘭人我を憚り敢て禮を失はず。

千六百八十二年（天和二年）我が國は輸出額を限定し、蘭國には銀二千貫に相當する銅及一千貫に相當する雜品を輸出することとせり。

千七百年（元祿十三年） 蘭船數を五隻とす。

千七百十二年（正徳二年） 蘭船を二隻とし銀五萬兩銅百五十萬斤を定額とす。

千七百三十三年—千七百四十三年 蘭國との貿易額を遞減す。

千七百五十年（寶延元年） 蘭船三隻入港して歎願せしも幕府許さず。

千七百五十八年（寶曆八年） 蘭船三隻又苦情を訴ふ、許さず。且つ檢使をして晝夜警戒せしむ。蘭人屈して

去る。

千七百六十七年—千七百九十五年 前記同様のことを繰返す。而して漸次貿易額を減す。

千七百九十九年(寛政十九年) バタビヤの蘭人例年の商貨を日本に運送する爲め、米國船を僦ひ長崎に入

港す。之を米國船入港の嚆矢とす。是より外國の船舶漸く入港し來る。

千八百五十四年(安政元年) 米、英及露國と通商條約を結び、下田、長崎及函館三港を開港し翌年更に和蘭

と舊約を改締し、安政四年之と追加條約を結び、同五年修好通商航海條約を結び、

明治二十九年新に通商航海條約を締結す。

之より先千八百四十四年(弘化元年) 蘭國皇帝ウキリヤム二世は軍艦バレンバン號を我國に派し、辭令を

正しうして開國を勸告したるも之を拒めり。越へて千八百五十四年(安政元年) 又軍艦リエンピン號來り

電信機を獻じ、且つ日本將校兵士に造船、汽機學及銃砲操練の法を教へ、爾來明治の初年に至る迄

同國軍艦に依り、我國が泰西の智識を得、我が造船機械海軍々事其他學術上得たる所甚だ尠からざ

るは世の熟知する所なり。

明治二十九年二月爪哇支那日本線と稱する蘭國人經營の航路開始せられ、又該國軍艦の我國に廻航するあり。我練習艦隊の蘭領東印度諸島を訪ふあり。日蘭兩國間の通商貿易逐年増進するに至り

明治四十一年領事職務條約を締結し、翌四十二年バタビヤに帝國領事館開設せられ、今日の氣運を

誘起するに至れり。

位置面積竝地勢　蘭領東印度は赤道の南北に擴開する大小無數の島嶼中、米領比律賓群島、英領に屬するボルネオ島の北部及ニウ・ギネア中英、獨領を除きたる總てにして南は濠洲大陸と相對し北は亞細亞の南東部と相呼應し、西は印度洋を隔て、遙かに阿弗利加を望み、東は比律賓群島と相對し、廣袤殆んど南洋海を壓し、面積實に七十三萬六千餘方哩、蘭本國の六十倍に當る。之を我國土と比較對照するときは本州は其の八分の一、之に九州、四國及北海道は勿論北は樺太及朝鮮より南は臺灣を合するも、三十萬方哩に満たずして其の半にだも及ばず。實に蘭領東印度は南洋の中軸にして所謂南洋の代表的地域と稱すべきなり。

蘭人は東印度諸島を大別して二と爲し一を爪哇島及マヅラ島とし、他を其他の諸島とす。是れ前者の頗る開發せられたるに反し、後者は未開の蕃地多きを以てなり。即ち爪哇及マヅラは人口の密度却て我國に超え、我が一平方哩平均四百三十人に對し、彼は約六百の多きを算し、我が本土、九州及四國に匹敵す。之に反し其他の諸島は人烟稀薄太古の状態に在るやを想はしむ。殊にニウ・ギネアに至りては其の稀薄なる他に比なく、一平方哩僅かに一人にして殆んど無人の境たる觀あり。而も是等の諸島は其の地味氣候風土等爪哇と何等の異なる所なきのみならず、土地の肥沃なるは寧ろ優れるを見る。加之未開の天産は所在山野海洋に豊かにして、吾人の行きて開拓するを待てるなり。且つ

土民は吾人に親しみ易き同種の亞細亞人なり。米の排日や人口の増殖や何の意とする所かある。膨脹國民の前途豈悲觀するを須むんや。然れども予輩は交互錯綜の煩を避けんが爲め、順序として重要な各島に就き其の地勢の一般を記述すべし。

一 爪哇島

爪哇島は蘭領東印度の本州とも稱すべく政治の中心たるのみならず、現時に於ては亦産業の中心たり。東經百五度一分より同百十四度三十三分、南緯五度五十二分より同八度四十六分の間に横たはり、西はスンダ海峽を隔てスマトラ島に面し、東はバリ海峽を挟んでバリ島に對し、北は爪哇海を隔てボルネオ島に面し、南は印度洋を越えて遠く濠洲に面す。面積マヅラ島を併せて大凡五萬方哩、我本州に比すれば約一倍三分の一、臺灣の約三倍にして、地勢は西端のスンダ海峽に面するセント・ニコラス岬より中部北岸ジャバラに至る沿岸一帯は土地低く沼澤處々に介在し、陸地は年々海中に延ぶ。土質は中央山脈より流下する推積土にして茶褐色を帶ぶ。往年東印度會社が根據としたバンタム島は海水深く陸地に侵入したるが如きも、今や陸地は却て灣内に突出し復た古昔の觀を留めず。舊汀今は深く内地に潜む。夫れより東方に進めば沿岸無數の島嶼あるも、多くは無入島にして舟夫の目標たるに過ぎず。更に進んで東バタビヤ州に至ればバタビヤ舊港あり。現今帆船及汽船の出入するに過ぎず。夫れより東に廻ればタンジョン・ブリオック港あり。該港は千八百七十七年

より十年間の長年月と、一千八百萬圓の巨費を投じ築港せる良港なり。夫れより東すればタルーム河を經てチエリボン港に至るべし。此の間沼澤及小河數流の通するあるも舟楫の便なし。チエリボン港は北岸の一要害にして、夫れよりテガル、ペカロンガン及スマランの三港を經てジャバラ半島に至る。夫れより東レムバン及トীবンの二港を過ぎスラバヤ港に至る。同港以東マヅラ島對岸にバسلアン、プロボリング、ベスキ及バナルカンの諸港あり。マヅラ海峽は印度洋より來る東風の爲め高浪急流を受け、沿岸屢々其災厄に遭遇す。バナルカン港より南折してバリ海峽を越へ爪哇南岸に至れば、海深くして風波常に激しく沿岸は概ね斷崖絶壁を爲し、中部チラチャップ港に至るの間、一バチタン港を除けば船舶の碇泊に適する所なし。チラチャップ港は南岸唯一の貿易港にして、前にカンバンガン島を控へ印度洋の風波を防ぐ。夫れより以西にはバリギ及バラブハン港あるも運輸の便なし。本島の西角を廻り再びスンダ海峽に入ればラブハン及アンヤルの二港あり。共に主都バタバヤより汽車の連絡するあり。スマトラの南端と相對す。

山脈は皆な火山質にして西より東に走る中央山脈ありて、之より南北に岐るゝ數條の山脈あり。河川は本島の地形我本州に類似し、中央に大山脈縦貫し東西に長く南北に短きを以て、大小の河流其の數少なからざるも、二三を除きては皆急流激湍にして川幅狭く舟楫の便を有するもの少し。然れども是等の細川小流は孰れも中央山脈の火山質土壤を流下し、常に混濁せるを以て河水は若干の肥

料を含有し灌漑用として頗る可、流域沿田の生産力を涵養しつゝあり。

二 スマトラ島

スマトラ島は今や將に開拓せられんとするの地にして、之を爪哇に比すれば固より同日の談にあらずと雖も、セレベス、ボルネオ及ニウギニア等に比較するときは遙かに進歩の顯著なるものあるを見る。而して其の位置たるや赤道を中心として南北六度の間に跨り、北及東は馬拉加海峽を隔てゝ馬來半島に對し、南はスンダ海峽を挟んで爪哇に接し、東は支那海を隔てゝボルネオ島に對し、西は印度洋に臨み、北西より南東に横たはり其の長さ約九百七十哩、幅員最も廣き所に於て約二百二十哩、面積十六萬千餘方哩、馬來叢島中ボルネオ島に次で大なる島にして、爪哇に三倍し、我帝國本州に比し稍や小なり。

本島は千五百年前初めて渡來し、千六百年に至り蘭人の渡來を見、越へて二年後には英人來て之れを占領し、爾來製造所を設け植民地を建設する等十七世期中經營怠りなかりしが、千八百二十五年蘭國との協約に基き、蘭國政府の領有する所となり以て今日に及べり。

地勢は高山峯巒全島を縦貫し、支脈の二重三重に連亘する所多く火山亦尠なからず。山脈は概して東岸よりは西岸に近く聳立し、西陲は大洋に向け急轉直下すれども東陲は非常に單調にして變化なき沖積層の大平野を成す。此の平野は長五百哩幅五十哩乃至百哩にして、一般に海拔僅かに數尺に

過ぎざるも河岸上の數箇の小地の外海潮の達する所なく、太古以來の大森林を以て蔽はる。又此島の南東端は沼澤に生長せるマングローブ樹の森林を見るに過ぎず。

此の如き地勢なるを以て山脈の西側に在る河流は比較的短く、之に反し東側にあるものは長流にして舟楫を通じ下流に大三角洲を形成するもの多し。即ち東流に屬するムーシ河、チャンピ河、クアンタン河、カムバル河、シアク河、レカン河、バナイ河、ピラ河及アサハン河の如き大河は中流乃至下流に於ては昨年六呎乃至十呎の汽帆船を通じ、就中ムーシ河は三百七十二哩、チャンピ河は四百九十七哩の間遡航するを得べし。又山地には數多の湖水あり。何れも燒火山の噴火口に貯水したるものなるや明かなり。

地質及鑛物 本島の高地は舊板岩及粘片岩より成り、角閃石、滑石、片石、其他の片狀岩を混じ又石英脈を藏す。鑛物としては數地に金の存在するあり。就中メナンカバウ及バダンの内部に在る金坑は採掘已に久しく錫、銅及鐵の産出も亦多し。炭層はフマラブツブアレー及オムピリン河の兩岸に多く、良質の褐炭も亦數箇所に發見せられたるあり。其他砒石、硝石、明礬、石腦油及硫黃は火山地方に多く、ランカト地方には油井多し。植物としては北部に於ては松（ピナス・メルクシ）の分布は殆ど赤道直下に達し、南部にはオーストラリヤ地方に固有なる種屬ありて大森林を成し、南洋諸島中材木産地として森林に富めるは先づ指を本島に屈す。殊に椰子、檳榔子、竹竝に夥

多の熱帶果物は特に本島に多く産す。

由來本島は爪哇及呂宋と共に古來我國人に知らるゝも、從來其の腦裡に印せられたる所は、單に生蕃猛獸及毒蛇の棲息する熱帶蕃域にして、土蕃の外一萬以上の歐米人と數百の我同胞とが歐風の新市街を建設し、氣候の調和と物産の豊富なる天恵に浴しつゝあるは常人の想像せざりし所なるべく、更に歐人が一億の資本を投じ護謨及煙草の栽培に従事し、二億の資本を以て金、銀、石炭等の採掘に従事し、年々清國及爪哇地方より數萬の移民を吸收しつゝありと聞かば殆ど吃驚せざるものなるべし。されど屢々説けるが如く尙未開の土地甚だ多くアチエーの如きは數年前迄兵馬の巷となり、昨今漸く平穩に歸したりとは云へ、尙五千の陸兵を駐屯せしめ以て其の警備を怠らず。従て蘭領東印度政府は輒近五十年間兵備の爲め財政殆ど窮乏を告げ、殖産興業及運輸交通の施設獎勵に向つては之を顧みるの暇なく、僅かに東西兩海岸に四千萬圓を投じて三百餘哩の鐵道を敷設したると、三百萬圓を一炭坑の採掘に資したるの外、何等施設の見るべきものなく、毎年一百萬圓内外の土木費を支出し道路及橋梁の築設を爲しつゝあるも、今日迄開設せられたる三碼幅の三等道路を合し、僅かに五千餘哩に過ぎず。従て内地の交通は河川の流域に依る水運の外殆ど未開に屬し、電信電話の如き僅かに重要都市間にのみ設けられ、郵便も亦自動車に依り所々毎週一回の連絡を保つに過ぎず。農業に至りては東海岸に於ける煙草耕作を除くの外、舊式の米作法と遊惰なる土民の自由耕作に一

任し、未だ國內の需要を充たす能はず。工業の如きに至りては二、三の家族的手工と氷、ラムネ等飲料品の製造を除き殆ど製造工業と稱するに足るべきものなしと聞かば、誰か啞然たらざるを得ん。されど天産の豊富なる河海には魚介あり、山には金あり銀あり石油あり、山林到る處樹脂あり香料あり染料あり藥料あり、土地豊饒、氣候比較的緩和にして米作に適し、謾謾は五箇年にて生育し椰子は耕やさずして實るあり。而も現今僅かに遊惰なる土民三百萬人を有するに過ぎざるに拘はらず、是等物産は毎年輸出せられて實に六千餘萬圓に上るあり。故に此未知數に屬する豊富なる天産の開拓せらるゝ曉に至らば、如何に多額に上るべきかは殆ど測り知るべからざるなり。是を以て蘭國は勿論英、獨、白等の資本家は近時或は山を探り或は河を遡り富源の占有に腐心せざるはなく、已に農鑛業に投資せられたるもの數億の巨額に達し、英國の如きは海峽植民地に接近するの故を以て、東海岸の煙草耕作、謾謾栽培を初めとし鑛山事業等に向て資を投じたるもの甚だ多く、其の活動實に刮目に値するものあり。翻て我同胞の状態を見るに、現に尙スマトラ島に居住するもの約六百人を算し、蘭領東印度諸島中最も多きも其三分の二は婦女子にして、殘餘の三分の一を占むる男子と雖も一定の住居を有し正業に従事する者は更に少數なり。而も此大部分は邦人相手の雜貨商にして、其の投資額の如き總計四、五十萬圓を出でざるべく、農、漁、鑛及山林業に向て未だ一人の著手せるものなきに至りては茫然自失せざるを得んや。要するに、本島は將に開けんとするの地として、

各事業の勃興と共に外資の輸入漸く多きを加ふるに従ひ、島民の經濟狀態頗に進み其購買力亦漸次増大しつゝあれば、吾人は此點に就て又經世家の一顧を望むや切なり。

三 セレベス島

セレベス島は蘭領東印度諸島中スマトラ島に次ぐの大島にして、東經百十九度より同百二十五度、北緯二度三十分より南緯五度二十分(附屬島を除く)の間に跨り、東はハルマヘーラ島、オビ島、スーラ島、ブールー島及セラム島等所謂馬拉加群島を挟んで蘭、獨、英、鼎立のニウ・ギネア(巴布亞)島に對し、西はボルネオ島に依りて抱擁せられ南は爪哇海を隔て、遙かに爪哇島より漸次東に連亘せるバリ島、ロンボック島、スம்பワ島、フコーレス島、スம்ப島及チモル群島を望んで濠洲大陸に面し、北はセレベス海又はスールー海を隔て、比律賓群島に對し、南洋群島の中心に位し最も樞要の地を占む。然るに従來本島は他の爪哇、スマトラ及ボルネオ島等の如く我邦人の口に膾炙することなく、其の名をだに之を知る者甚だ稀にして、全く閑却せられたるの感なくんばあらず。然らば氣候風土乃至土壤の研究考慮を費すに値せざるに因るか、否大に然らずして他に原因の存するものなくんばあらざるべし。見よ其の位置此の如くなるのみならず、土地肥沃にして天産に富み而も風光明媚、海は靜にして玻璃の如く、氣候快適常に我國の春の如く、南洋に於ける歐人の避暑遊樂地として推賞せられ、健康上他に比なき佳良の土地なりと云ふにあらずや。蓋し本島民は蘭領諸島の土

民中最も勇敢の氣に富み、現今尙ほ土民兵は中堅となりて牛耳を執るの有様なるが故に、蘭國政府の統治未だ完からずして、島民の反抗爭亂久しく絶ゆることなく、蘭國政府も寧ろ甚しく厄介視し、從て永く放置せられたる情態なりしに因由するが如し。されど數年來蘭國政府の覺醒するあり近時漸く其の積極的政策の下に本島も亦其の恩恵に浴し、島中最も重要位置を占め且つ主腦たる南端の一港マカッサの大築港を初め、殖産興業其他教育等大に見るべきものあり。近く吾人の刮目に値すべきものあるや明けし。遮莫沿岸二、三の地を除きては尙未開の蕃地多く土民亦今や覺醒の初期に屬するを以て、吾人の活動すべきは本島を初めボルネオ及バプアの諸島を最とすべきなり。

本島の形狀は極めて特異にして恰も鰐魚の開口せる頭二箇を反對に接著したるが如く、中央部より四箇の狹長なる半島を射出し、東海岸は腕間に三箇の深入せる海灣を成せるなり。而して南北兩端の灣入最も深く西側は正齊なる灣線を爲しボルネオ島に對す。地形此の如くなるを以て山脈亦各半島に分派し海に没す。全島到る處凸凹不齊の山岳多くして貫走せる一帶の山脈を成し、其の間高四千呎乃至六千呎に達する高峰を見るも、多くは二千呎以下にして高峻なるもの少なし。故に大河巨川の見るべきものなく何れも細流にして舟楫に便するものなし。最北端なる半島は狹長なる灣曲腕の如く、バルー灣より其の端に至るの間は緯度六度以上に亘り、幅或は僅かに九哩内外の處あり。其他と雖も三十五哩を超ゆる處なし。北端はミナハサ國と稱し、海拔二千五百呎乃至二千呎の高原にし

て、六千呎を越ゆる高峰の數箇聳ゆるあり。土地肥沃にして米、珈琲及橙等の產出多く、首府をメナドと稱し氣候温和なること恰も我四、五月若くは十月の交に比すべく、住民の穩健なる亦我日本人に酷似し、南洋中他に見るを得ざる樂園たるの感あり。ミナハサ國に就ては尙少しく記述する所あるべし。

ミナハサ國は斯の如くセレベス島東部大半島の北海岸アムーランと南海岸トトクとの以東を稱し、東西約六十哩南北五十哩にして其の大部分は高原地なり。人口約十七萬五千人を有す。舊時は二十七部落に分れ各酋長ありて之れを統率せしが、今日は十八箇村に區分せられ、各村必ず小學校及教會堂あり。土人の學術上の智識に至ては當地方に散在する支那人に優り、彼等の多くは和蘭政府の官吏となり、俸給は月三十二圓以上四百圓を受く。其他高給を以て銀行會社等實業方面に聘せらるゝもの亦尠なからず。而して蘭領東印度に於ける傳道師及學校教師は又此ミナハサ國人とアムボン人種となり。

ミナハサ人は深甚なる基督教徒にして其の智力及精神上遙かに他の種族を凌ぎ、今日に於てアムボン人と共に蘭領東印度の中堅たり。實に此の二種族あるが故に此の廣大なる領土の統治全きを得つゝあるは、何人も首肯する所なり。即ち當領内の官公吏、軍人、教師、宣教師、會社員等其の大部分は此の二人種に依て占められ、各種機關の活動亦是等に依つて全きを得て、蘭人は只其中軸に

在て之れを統ぶるに過ぎざるなり。

此の如くミナハサ人は他の土民に比し天稟の性質腦力大に優秀なるのみならず、容貌日本人と酷似し、初めて彼等に接したる者は誤て同胞と爲し、滑稽を演じたるの奇談枚舉に暇あらず。而も彼等は其の祖先を我が日本人と同くすとの確信を有し毫も疑を存せざるが如し。此の地古老の語る所によれば往古此地は無人の境なりしが、メナド港に漂著せし日本人數人此處に止まつて西部セレベスの婦を娶り、次第に繁殖し以て今日のミナハサを成せりと云ふ。之を地理的關係より見れば我九州より沖繩、臺灣を経て比律賓に至れば、セレベスは實に指顧の間に在るを以て、強ち否定すべきものにもあらざるべく、且つ慶長年間に於ては遠く安南、暹羅及爪哇等に御朱印船の航海するや、恰も其通路たる本島に漂著したるが如きことなしとは斷言し得べからざればなり。本島の生産品としては珈琲、香料、獸皮、籐、眞珠介、高瀬介、玉蜀黍、棉花、材木を主なるものとし、其他熱帯の特産は之を産出せざるものなし。左に其の主なるものゝ海外輸出額を表示すべし。

セレベス島重要輸出品表(政廳税關調) (一盾は邦貨八十錢六厘)

品 別	年 次		品 別	年 次	
	一 九 一 〇 年	一 九 一 一 年		一 九 一 〇 年	一 九 一 一 年
珈 琲	一七、五〇〇 <small>兩</small>	三、六九〇 <small>兩</small>	眞 珠	二、七三五 <small>兩</small>	三、一九〇 <small>兩</small>
護 謨	四八、五〇〇	四、六七〇	高 瀬 介	一一、〇〇〇	一五、〇〇〇

籐	一六〇、〇〇〇	二〇三、〇〇〇	金	四四六、八〇〇 <small>元</small>
香	四〇八、〇〇〇	二五九、〇〇〇	銀	三三一、四〇〇
牛		一三七、〇〇〇		
皮				

四 ボルネオ島

ボルネオ島は東印度羣島中の最大島にして、南北約六百九十哩其の幅は最大六百哩平均約三百五十哩にして濠洲に次げる世界の最大島なり。山脈數帯に分れて島中を貫き五千呎より六千呎の峯巒相連り島の北端を距る約五十哩の處海拔實に一萬三千七百呎のキナバルに終る。其他數多の山脈島中に彌蔓し、内地は森林蔚然として繁茂し、猛獸等多く人跡未到の所甚だ多し。土地は一體に豊饒にして海邊沼澤多く河川亦尠なからず。カプアス河、バリト河、クチン河の三大流竝にメンダワイ河ダジャク河其他數多の川流は領に流れレデアン河は英領を西流し北折して支那海に入る。此三大流の如きは河れも二、三千噸の汽船を浮べ得べく、河川用汽船は數百哩を遡上するを得。重要都市は皆此の河岸に在り。ボルネオ島が英領及蘭領の二部に分るゝは世人の知る所にして、新に發言するの要を見ずと雖も少しく其の梗概を述べんとす。

英、蘭二領は更らに左の如く區分せらる。

- 英領 一、北ボルネオ 二、ブルネー 三、サラワク

蘭領 一、東南部 二、西部

而して英領ホルネオの策源地はラプアンにして新に海峽植民地の圈内に屬し、蘭領ホルネオの政治的中心は南東部にありてはバンジャルマシ、西部に在りてはポンチアナなり。

本島の面積は約二十九萬方哩之を我帝國の本土に較ぶれば約二倍にして、朝鮮、臺灣、樺太、關東州を集めたる全面積に比して廣大なること尙三萬四千方哩、其の膨大なること島嶼と云はんよりは寧ろ大陸と云ふの當れるを見る。然るに人口僅かに百九十餘萬人一平方哩僅に六人許に過ぎずして、全島殆んど地球上に浮み出でたる太古の状態を存し、人爲的開拓の及べる所實に百千中の一に及ばず。無限の寶庫空しく藏まつて風雨の荒るゝに委するは豈惜まざるを得んや。而して其の蘭領に屬するもの左の如し。

蘭領ホルネオ總面積 二二一、七三七(方哩)

人口 一、二二九、八八九人

内

西 海岸 五五、八二五

人口 四五〇、九二九

南 東 岸 一五六、九二二

人口 七八二、七二六

即ち本島の約三分の二は蘭領にして、英領は三分の一其の人口七十餘萬人を算すと云ふ。

遮莫英蘭兩國の植民地統治に於ける著しき差違あるは世の知る所なるが、ホルネオに於ても亦其の本領を現はせり。英領ホルネオに於ては其の地を開き其の港を盛ならしむるが爲めに、他國の民衆

を歓迎し其の旅行をして便ならしめんとし例へば

第一、土地を使用せんとする者に對し九十九箇年の地上權を認むるのみならず、場合に依りては土地所有權を認め、

第二、ラプアンより八時間にて達するガンチアン(ゼセルトン)より約百哩の鐵道を敷設し、而も上陸して内地に入らんとするものに對しては、遠距離のものを先にして順次稅關手續を了せしめ、

第三、移住民に對しては官憲に於て家屋を新築して之を貸與し一定の價格を「爲し崩し」の方法に依り家屋所有權を與ふる

が如き英領植民地政府方針の一般を窺ふに足るべく、近時英領ボルネオの護謨栽培事業の勃興に伴ひ、新嘉坡方面よりラプアン、ゼセルトンに航する船舶が支那人苦力を滿載して毎航二、三百人を下らざるに徴して之を明にすべし。反之蘭領ボルネオの官憲は徒らに其寶庫を鎖して、他國人の著手するを憂ふるの觀歴然たるものあり。即ち蘭領を旅行せんとするものは政廳より旅行券を得ざるべからず。而して此旅行券は開港場を自由に通行し得るに止まり、内地に入らんには更にレジデントたる知事又は郡長の許可を要し、其の期限を定め之れを經過するときは過重なる罰金を科するあり。加之馬來人の内地居住者は官憲の誅求甚しきと彼等が他に移住するを厭はざるの性癖と相俟

て、其の地を去るもの陸續相繼ぎ、久しからずして人口の半減を見んとするの傾向なきにあらず。然り而して輓近獨逸人の蘭領ボルネオに來り、護謨の栽培等に從事するもの漸次多きを加ふるに從ひ、官憲亦正當なる資本家の入國を拒まざる色あるは、喜ぶべき傾向ならんばあらず。而して土民の我日本人を歡迎するは他と同じ。

由來ボルネオは世に忘れられし寶庫にして、其の視聽を惹きしは輓近數年のことに屬す。從て内情を知らるゝこと少きは甚だ遺憾なるも、是れ吾人が將來活動すべきの地として遣されたるものと考ふれば、畢竟吾人の幸福たらずんばあらず。今其の知り得たる部分に就き之を語り全豹を窺ふの端たらしめんと欲す。

今蘭領に就て之を見るに、先づボルネオ東海岸パラロエンに至り更らにマハカム河(クテイ河とも云ふ)を遡ること時餘、眼を河の兩岸に放てばサマリンダ市の洋風建築物を見るべし。尙遡江すること約半日テンガロン市に達せば河水の混濁一種異様の色澤を成せるを認めむ。是れ石油の混流するものなり。此の邊沿岸密林鬱蒼たる中に處々野生護謨樹を散見すべし。蓋しボルネオの一大生産品たる石油は本河の一支流サンガサンガ、バリクパバンの中間に湧出し、石炭は上流マハカムに既に採掘を爲せるの炭坑あり。バリト河は三大河流中の最要なるものにして、河口に本島第一の都會人口四萬のバンチャルマシ市を擁し遡江六百哩の間ブントク、ムアララヴエ、パトブーテイ及其

支流にネガラ、アムンタイ等の都市を有し、茫々數百哩の廣袤概ね開闢以來鋤犁を入れざるの沃野と斧鉞を加へざるの密林とにして、一は雄大一は威靈相俟て自然の大觀を成す。此の間野生護謨、樟樹、籐、椰子等の林産、金剛石、金、銀及石炭等の鑛産あり。未熟なる土民の方法を以てする米作蔬菜の生育佳良なる、一として適せざるなきを推想するに難からず。轉じて西海岸に注げるカプアス附近を見るに人口二萬を有するポンチアナ港を初めとし、タジャン、サンガウ、ジンタン、サリンパー等の都市の散在するあり。水源遠くサラワクの山中に出で、其の流域亦金剛石、金、銀、銅、鐵及石炭鑛脈少なからずして、森林亦バット河流域のものに劣らざるを見る。

如上三大河以外の各河川の沿線亦到る處天與の物産に富まざるはなく何れも吾人の開拓を待てるが如し。又一面河川及廣濶なる海洋にありては、今日猶無智の土民に依り鼈甲、介類及魚類の多く捕獲せらるゝあり。されど今尙微々たる蒙昧の土人と少許の蘭人が僅かに牛を牧するの外、其の大部分は原始的狀態に放任せられ、僅に見るべきはプルー・ラウト炭礦會社に依り經營せらるゝ東南海上の孤島プルー・ラウト島の石炭業にして、資本金四百萬圓、千九百九年の採炭高約十四萬噸に上り、コタバル港よりスラバヤ及新嘉坡に輸送せられつゝあり。次は前記クテー河上マハカム炭山にして、東ボルネオ會社が資本金十七萬六千圓を以て經營するあり。是等は共に將來我が日本炭の勁敵たらずんばあらず。石油事業はローヤル・ダッチ石油會社及蘭領東印度貿易會社に依て經營せら

れ、其坑區三十餘、クテー河支流サンガサンガ及バリックババン附近に産出す。此の他タラカン島油坑の好成績を擧ぐるあり。千九百八年の生産高三十八萬噸を算しバリックババン港より輸出せらる。同港が常にボルネオ島に於ける最高貿易高を示すは之が爲めなり。

茲に参考として特記すべきは支那移民にして、本島にも亦他の南洋諸島と同じく相當の移住を見る。サムバス河附近の如きはサムバス、マムバワ及ランダク三郡の廣大なる區域を俗に支那郡と稱して、其數實に五萬人を算し、是等は同地方に於ける金礦労働者として移住するものに係る。在留日本人は明治四十四年末調査に依れば、全島合計百八十八人を算し、正業者として雜貨商あるのみ多くは婦女子なること他と相同じ。

英領ボルネオの三部より成るは前に述べたるが如し。而してブルネー及サラソクは土酋の領土にして、北ボルネオは獨立自治州なるも、又新嘉坡の海峽植民地總督の指揮下に立てること馬來半島と同じく、事實上其の領土と何等選ぶ所なし其の名目の如何は英國政府の敢て關せざる所なり。

蓋し英領ボルネオ中の大半面積四萬二千方哩を有するサラソクは、怪傑ジエームス・ブルークの快舉に依て征服せられ、彼れ自ら酋長の讓位を受けラジャの尊稱を冒し、今や其の甥チャールス・ブルーク酋長たり。又北ボルネオ會社の領する北ボルネオは英人デントが千八百七十七年ブルネーの土酋より租借せる所にして、面積三萬一千方哩を算し、舊土酋領として殘れるブルネーは僅かに四

千方哩の面積と二萬の人口を餘すに過ぎず。而して其の統治の方法に至りては馬來半島と大同小異なるが故に特に之を記さず。主要なる産業は煙草を第一とし護謨之に次ぐ。燕巢、米作、椰子、ガンプル、胡椒等相當に産出せざる無く、林産は殊に主要なる一に屬し鐵木樹、ルワソツク樹、ミラボウ樹及グリツテイン樹等船材、車輛、枕木及家屋用材として産出せられ、鑛物も亦金、銀、石炭、石油等蘭領と相似たり。東海岸方面に於ては眞珠介多し。

日本人の本領内に在る者明治四十四年末に於て英領ホルネオに二百四十六人、ブルネーに二十一人計二百六十七人を算するも、例に依り過半数は婦女子なり。

五 ニウ・ギネア其他の諸島嶼

蘭領東印度中其主要なるものに就ては概略之を敘述せり。唯其の残れるはニウ・ギネアにして通稱巴布亞あるのみ。本島は英、獨、蘭の三國に分領せられ、蘭は西部ニウ・ギネアを領し、東部の南半は英領、北半は獨領にして、蘭領の面積十五萬千七百八十九平方哩、人口僅かに二十萬、一平方哩の人口實に一人に過ぎず。而して南は海を隔て、濠洲大陸と相對し、北東はハルマヘーラ群島及サンギル群島を夾んで遙かに比律賓群島と對し、西方チモール群島はブルー島及セラム諸島を越へてセレベス及爪哇島に連り、東は大洋に面し海上遙に西カロリン群島あり。由來巴布亞は今を距る十數年以前に在りては惡魔の巢窟として、利に敏き支那人と雖も殆ど顧るものなかりしが、ハルマヘー

ラ島最東部の一港たるパタニ人巴布亞と交通し、有名なる極樂鳥其他珍奇の鳥類交易を見るに及んで、何ぞ支那人の看過する所となるべき。白帆に風を孕ませて巴布亞探險を試むる數十回、種々の危難困苦に逢著せしも不撓不屈遂に同地の地理人情を解し、交易に従事するに至れり。是れ僅かに八、九年前のことに屬す。其の以前に於ては蘭國政府も策の出づる所を知らず。領土と云ふは單に名目に止まり蕃界食人種族と、猛獸毒蛇との領域として度外視したりしも、輓近數年來漸く毎二箇月の定期船を寄航せしむるに至りたりと雖も、尙原始時代に在るを以て通貨の行はるゝは僅かに汽船寄港地に止まり、他は凡て物々交換たり。食料の如き米、鹽及野菜類の如き日用品は本島未だ之を産せざるが故に、凡てセレベス島よりの輸入を仰ぎ魚類豐饒なるも蕃民未だ捕獲の術を知らず。山羊、猪及鳥類は山野到る處に棲息し土人は之を捕獲して生活す。

首部マノクワリーは港形恰も袋の如く、水深く波靜かにして實に天然の良港なるも、數年前まで住家僅かに三十に過ぎざる僻地なりしが、今や倍加するに至れり。素より何れも掘立小舎然たるもの過ぎざれども、僻遠未開の地にして比較的多額の費用を要せるが如し。ハンボルトバイ港の状況亦稍や之と相似て人家僅かに三十戸内外に過ぎず。其他二三の小港あるも何れも大同小異なり。本邦漁業者二人此の地に移住せり。當地方はハルマヘーラ群島に劣らざる魚族の豊富なる地にして、鰹、鰺、鯖、鱒、鮪及鳥賊等枚舉に遑なく、魚類は自然に放任して顧みられざるも、今や稍や

交通の便開け爪哇、セレベス等には毎月一回の定期汽船の便を有し、漸次發展の域にあれば是等多數の魚族を鹽魚若くは乾魚として前記地方に輸出するに至らば其の利益大なるべし。されば右二人の漁夫は白ら同志の漁夫を郷里より招致せんとの計劃ありと。

之を要するにニウ・ギネアは今や初めて吾人の眼に映じ、吾人をして直に鴻荒萬古の風を想見せしむるの蕃地なるが故に、萬般のこと之を知るに由なく、一部旅行者の談話記録に依るの外なき現況なるを以て秩序的に之を記述する能はざるのみならず、凡て隔難搔痒の感なきにあらざれども、是れ却て希望を將來に囑するの點に於て興味を感得し得るの料たらずんばあらず。

如上記述したるの外リオー群島、チモル島の比較的世人に知らるゝに過ぎず、又馬拉加及バンド諸島も亦皆葡萄牙より和蘭の手に移りたるものにして、東洋に於ける歐洲各國の權力爭奪史の餘瀝たるのみ。

バンカ島及ピリトン島は其の面積大約六千餘方哩、人口十五萬に過ぎざれども、和蘭政府は年々約二千萬圓の收入を得つゝあり。是れ錫鑛脈最も大にして其の産出の多きに依ればなり。而して是等の富を産出するは馬來人にあらずして、勤勉なる支那人勞役者なるに至ては亦驚嘆に値す。但し事業主は政府より特許を受けたる蘭人會社なるは勿論なりとす。

蘭領東印度の諸島海流及潮汐

太平洋中南緯二十六度と北緯二十四度との間には、常に東より

西に向て流走する赤道海流あり。赤道の稍や北方に於て西より東に流るゝ赤道反流の爲めに、更に南北の二赤道流に分派せらる。是等太平洋西部の海流は赤道の北方に於ては信風の影響を受け、又南方に於ては濠洲大陸東岸に遮らるゝは一般に人の知る所也。即ちニウギニアの北東岸よりする南赤道海流は東方より來りて沿岸を流過する也。スールー海々流は北東信風季中は風向に従て正流し、速度は風力に因りて變化す。其の初季に當り風力最も強勁なるときは流速一時間一哩に達し、五月に至れば約半哩に減す。六月は風向の變換すると共に其の流向も亦變轉し、十月、十一月にはスールーとサンダカンとの間に一時間一哩乃至一哩半の速度を以て南向する海流あり。

馬拉加海峽附近の海流は風に伴つて流走し、其の速力は風力に因り大に變化するも、一時間一哩を越ゆること稀也。北半球の北東信風季中は其の速度ジロロ西岸に於けるよりもセレベス東岸に強く、又南半球の南東信風季中はセラムの北岸に沿ふて流るゝ反對の海流あり。

スマトラ西岸に於ける海流は、沖合に於ては偏北西よりも偏南東に向ふこと多し。されど南西信風中は時として連日北方に向ひ流走することあり。

ボルネオ東岸に於ける海流は、漲潮流は東方に落潮流は西方に向ふ。潮流及海流の速度は大部分流風の影響を受け、其の最大速度は二哩半を超へざるが如し。十、十一月に於ては偏西風の連吹後、海流は絶えず東方に走り唯落潮にのみ其の流勢緩和す。然るに七月に於ては東及南東の輕風を以て

快晴の天氣連續せる後、前記同様の流勢即ち四分の三湮乃至二湮半の速度を以て反對の方向に走る。但し平均速度は約一湮四分の三なるが如し。

スンダ海峽に於ける潮流は其の狭部に於ては常に南西方に向ふ不斷の海流あり。此の海流は潮流に依て半日は助長せられ半日は阻止せらる。七月初旬南西潮流は凡そ午後十時に、北東潮流は凡そ午前十時に最大速度に達す。是等の時刻は以後毎日二時間の割合を以て早められ一月初めに至れば、南西潮流の最大速度は凡そ午前十時、北東潮流は凡そ午後十時となる。

是等の潮流は大陰赤緯の最大に達せし翌日に最も強く、大陰の赤道附近に在るとき最も弱し。

海流及潮流が反對の方向に流るとき、海面の水勢は必然種々なる對抗運動を爲し、其の結果概ね海流を阻止するか、若くは之をして僅かに東方に向はしむるに過ぎず。フォルス・ポイントの南方に在りては海流潮流相伴ふとき速度二湮を越ゆること稀なるも、ドワルス・イン・デン・ヴェハ島及爪哇間、ニコラス・ポイント近傍に於ては二湮乃至四湮に達することあり。概して海峽の廣部に至るに隨ひ流速を減ずるを見る。

爪哇南岸に於ては潮流は諸河底水面にして、漲落の更迭毎六時間なるときを除けば、其の速度期間は不定なりと雖も、諸河増水のときは漲潮流三時間、落潮流九時間繼續す。今南岸の要港チラチャップ港に就て見るに、同港にては漲潮流は硬沙堆を越へて南西に走り、夫れより一部西南西に轉

潮す。カランバタの對面に於ては漲潮は南又は南西に向ひ、北西信風季は南々東に走り、水道の方向に従ひ遂に偏西流を爲す。

落潮流は反對にして北及北東に流過す。而して是等諸流の速度は區々にして大潮には一時間二溼乃至四溼、降雨期には落潮流五溼に達することあり。

海流に關しては廣濶なる領域なるを以て記すべきこと尙甚だ多きも、大同小異にして如上記述したる所に依り大要を推斷し得可きを以て茲に擲筆することとせり。

潮はボルネオ北西岸に於ては比律賓及安南灣と同じく、朔望前後の大潮は太陽北赤緯に在るときは晝間に起り南赤緯に在るときは夜間に起る。馬拉加海附近即ち東叢島全體の潮は日潮不等の影響を受くること甚だしく、スールー海に於けるアビアン島に於ては兩分前後には二十四時間毎に充分なる二回の潮昇あれども、二至前後には唯一回に止まり、最高潮は太陽の北赤緯に在るときは晝間に、南赤緯に在るときは夜間に起る。又スールー島間の水道に於ては潮流強く、且つ不規則にして高潮或は低潮の時は二、三時間溢流するを見る。

スマトラ島西岸に於ては潮流甚だ微弱にして、潮昇は二、三呎に過ぎず。漲潮は北方に落潮は南方に流れ、沖合四溼以上の處には潮の影響を感ぜざるが如し。

バラバツク海峡及バンゲー水道を経て支那海よりスールー海に注ぐ潮は、遠くアンサレ半島に至

り、セレベス海より来る潮と相會す。支那海より来る潮の高潮時は十一時三十分乃至十二時にして、セベレス海より来るものは六時乃至七時也。ボルネオ東岸サンダカンに於ける潮の昇降差は六呎四分の三にして、デューハーフト灣附近は五呎半、デント・ハーベンは三呎半に過ぎず。

セレベス島東岸メナド附近に於ては六月に於ける朔望高潮六時にして、大潮昇六呎乃至八呎、小潮昇三呎にして二十四時間に二潮あり。又アムーラン灣の潮昇降差は十二呎を算すと云ふ。同島北岸トリ・トリ灣に於ては二回、潮の朔望高潮は六時三十分にして、四月及十月に於ける其の昇降差は五呎半、一月及七月には四呎半、一月及六月には最大小潮差は一呎也。又トミニー灣に於ては日潮の差大にして、太陽の影響の大陰の夫れより大也。スールー島附近に於ては大潮昇は九呎を算す。

爪哇北岸西部に於ける潮は二十四時間に高低潮各一回にして、低潮は高潮後約九時に起る。最大潮昇三呎にして東方信風には風力を合するを以て、潮流は一時間一哩半乃至三哩の速力を以て西方に流れ、一部は他に轉流す。バタビヤに至る西方水道内の潮流は主として信風に起因し、之と共に流れ流速微弱にして最大なるときも二哩に過ぎざるが如し。潮は信風中の二季間は二十四時間に唯一回の高低潮あるのみ。六月中旬には高潮は凡そ午後十時低潮は凡そ午前十時にして、爾後月を閱するに従ひ漸く早く、十二月に至れば状態全く逆轉して低潮は凡そ午後十時高潮は午前十時となる。此の二箇月内に一年中の最高低潮起り大潮差は三呎四分の一にして、最大潮昇は四呎最小潮昇は一

呎に過ぎず。八月に於て二回潮起り九月二十日頃に至りて昇降差殆んど相等しき二潮を見、此の季節迄は夕潮は朝潮よりも高けれども、此の季節後に至れば朝潮の方大となる。之と同じく一年の初めに於て漸次二回潮現はれ來り、三月に於て二潮相等し。即ち此の昇降差同一なる季節前は朝潮大にして季節後は夕潮大也。爪哇南岸ツインコーブ灣に於ける潮望高潮は五時にして大潮昇六呎、小潮昇四呎半なりと云ふ。然れども南岸は河川の排出する水量に關係することあるのみならず、水面の昇降は亦風の影響を受くること多し。

第二節 馬來半島の地理

馬來半島の位置　馬來半島は亞細亞大陸の南東部に於て最も南に突出したる大半島にして、北緯十三度より同一度十六分に及び、東經九十八度三十分より百四度二十分に展開し、北はクラ地峽より南は新嘉坡に至る總稱にして、内に英領あり暹羅の一部あり、保護國ありと雖も、今茲に稱するは其の南部大半即ち英國勢力圈内なる英領海峽植民地並に馬來聯邦州、ジョホール州、ケランタン州、トレンガヌ州、ペルリス州及ケダー州等の保護國にして、北緯一度十六分より同六度四十五分に至り東經九十九度四十分より百四度二十分に跨り、形狀恰も海獸の蹲踞するが如くにして其の面積左の如し。

馬來半島面積表(千九百十一年植民地政府調)

地名	面積	地名	面積
英領海峽植民地	一、八一九 <small>平方哩</small>	ケランタン州	五、〇〇〇 <small>平方哩</small>
馬來聯邦州	七、九〇〇	トレンガヌ州	六、〇〇〇
スランゴール州	三、二〇〇	ケダ州	三、一五〇
ネグリ・スミラン州	二、六〇〇	ペルリス州	三〇〇
パハ州	一四、〇〇〇	合計	五二、九六九
ジョホール州	九、〇〇〇		

備考 海峽植民地とは新嘉坡、馬拉加、彼南、ティンティンス及プロビンス・ウエルズレーを總稱するものにして英國の皇領植民地なり。

抑々馬來半島は南洋の中央に位し、左にスマトラ右に比律賓前に爪哇、ボルネオと謂ふが如く、南洋群島は指顧の間に蒼布羅列し、自然的中心たるのみならず、其の首府たる新嘉坡は東西南洋の關門として世界交通上他に比を見ざる重要な地點を扼し、苟も船舶は何れの國籍たるを問はず歐洲、阿弗利加、印度乃至南北亞米利加東海岸と我東洋との間を往復するものは其の寄港により、必ずや半島の一角新嘉坡の風光に接し、翠綠の下馥郁たる熱帶果物の風味を試みざるものあらざるべし。殊に南洋に遊び彼の地の事情を知らんとする者、及南洋に志を有する者は何人と雖も先づ足を新嘉坡に留めて旅裝を整へ、其の前程に要する諸般の結束を爲すと共に、南洋に關する一般的知識を會得せざ

るべからず。蓋し新嘉坡は現下已に南洋に於ける通商貿易上唯一の中心市場たるを以て、南洋百般の事物一として見られざるはなく、人種の如き南洋各地に於ける各種の土民は固より殆んど世界の人種を網羅し、南洋各地の國情、産業、商工業、交通、山河、風土等萬般の事物は市街の光景を見るの際、又は在住者と談論する間に之を窺知するを得べし。實に新嘉坡は南洋の文物及自然を縮寫したるパノラマと云ふべし。

馬來半島の沿革　馬來半島に關する往古の史實に就いては、邈として今日其の要を捕捉し難しと雖も、古史に徴するに佛教の如き紀元前二、三世紀の交、既に馬來半島を越へてスマトラ島に傳播せられたるを見る。支那古代史に於ても梁史中頓遊國の條下に「海上千餘里未だ嘗て遙過するを得ず、其の市東西交會日に萬餘人を算す」とあり。下つて明史に至ては明かに馬拉加を記すること稍や詳かなるを見る。是れ半島が印度より支那に至る通航路たりしの證左と爲し得べし。唯愚昧なる彼等土民は同族反噬相凌ぎ、列強の將さに大石を彼等の頭上に落下し來らんとするに拘はらず、悠悠日月を經過して之を防ぐの道を執らず。英、蘭、西、葡等の權力競争の俎上に供せられ、茲に初めて西歐の文化の光に浴して蒙昧の暗黒界たるを世に知らるゝに至れり。今新嘉坡に就て見るに同島は千百六十年初めてスマトラ島土人に依て發見せられ、其の後爪哇土人の來りて開墾に従事したるものありしが、千五百七十八年英國人ドレーク來著し、次で千五百九十一年カベンテツシ及ランカスターの來

りて開拓に従事したりとの説あるも、實際交通商業の中心として植民的開發の緒に就きしは千八百十七年サー・スタンフォード・ラツフルスがマトラのベンクル知事たりし時に始まる。

先之十六世紀以降、西、葡國を先驅として、印度洋より支那海に跨る海上權の爭奪漸次激烈を加へ、次で蘭、英二國の南洋に勢力を扶植し來りたるは世の知る所也。最も後れて南洋に入れる英國が當時其の最も強敵たる和蘭の勢力を削ぎ領を地奪ひ、覇を東方に唱へんには必ずや先づ形勝の地に據り、百年の長計を劃せざるべからざるを見、千七百八十六年ライト大佐をして馬來半島を踏査せしめ、西部海岸彼南島を相し、直ちに北方ケダ會長に迫り之れを買收し、以て其の根底を築くに至れり。されど彼南の地たるや尙西方に偏して東洋に伸ぶべき策源地としては未だ足らざる所あり。偶々ラツフルスのベンクル知事たるや、彼れの慧眼早くも新嘉坡の將來を達觀して印度太守に獻策し、千八百十九年六十萬弗の報償と年金二萬四千弗を納むる契約の下に、ジョホール支丹サルダより一切の經營權を獲得せり。是れ實に英國が海峽植民地の基礎を固め馬來半島の全部を保護領と爲し、大成功を遂げ南洋に重きを成せる原因なりとす。此の如くにして獲得したる新開の新嘉坡は翌年一躍五千人の人口を算するに至り、忽ち附近の諸市を壓し驚くべき發達を遂ぐるに至れり。然り而して千八百三十年に於ける英領海峽植民地は前掲の彼南及馬拉加之三區に過ぎざりしが、其の後馬拉加之北方海岸デインデインスを獲得し、彼南の對岸ウエルズレーをベラ支丹より割讓せしめ（此の他

東方海面にラプアン及クリスマス島あり、千九百十一年即ち一昨年末に於ては總面積千八百九十九方哩人口七十一萬四千餘を有するに至れり。是等植民地の統治に就ては初め彼南に東印度會社支部を置き之に任せしめたりしが、ラップルスの新嘉坡開港後十三年之を新嘉坡に移し、南洋諸地を總轄せしめ、千八百五十八年に至り印度總督府の管理に移し、更に千八百六十七年英國王領植民地に編入し、所謂海峽植民地の名に依りて英國政府の直轄する所となり、今日の隆盛を見るに至れり。

吾人は如上記述したる所に依り海峽植民地概略の沿革を知るを得たるも、進んで他の保護乃至英國勢力圏内に在る諸州に就て見るに、上記ペラ以下バハンに至る四州は純然たる英國保護領にして、馬來聯邦を組織せるもケランタン以下ペルリスの四州は英領に歸してより未だ五年に滿たず、尙各自獨立して英國の保護を仰ぎ、ジョホールは別に一國の名を存するも英國勢力圏内に在り。故にケランタン以下の諸州の國情は尙ほ精細の調査を缺き混沌の内に在り。今之れが沿革に關し少しく述ぶる所あらんとす。

按ずるに世界の近世史は白哲人種が文明の假面を被りて、異人種異民族征服の記録にあらざるなく、讀過一番吾人の鑑戒とすべきもの亦尠しとせず。馬來半島衰亡の一節の如き蓋し之ならんや。慧敏老巧のラップルスが千八百十九年新嘉坡を海峽植民地とするの基礎を固むるや、和蘭をして隨處に其の勢力を扶植せしむるの得策にあらざるを思ひ、其の現状維持を努めて竊に英國の潛勢

力を涵養せんとし、近隣國土との親密を圖り、或は馬來支丹の武器購入の要求に應じ、或はペラを助けて暹羅より獨立せしむる等、只管他日飛躍の機を得るに腐心せり。千七百九十五年ライト大佐が彼南經營の手を延べて蘭領より馬拉加を奪へるの時、マガリスター大尉はペラ馬來と相結んでペラより蘭人を逐へり。かくて其の潛勢力の涵養遺憾なく偶々ペラ支丹の顧問たる英人バーチの土人に殺害せらるゝや、問罪の師を興して千八百七十五年全く英國權力の下にペラ馬來を買ふに至れり。

スランゴール地方は初め樹上棲居の土蕃サカイ族の居りし所なるが、十六世紀の交新嘉坡の南東リオ群島を根據として海賊を業とせるポテス族の侵略に會し、次でポテス族の酋長はペラ支丹より同等の待遇と支丹の號とを受けしが、千七百八十五年蘭國の征服に逢ふて之に降服せり。英國の馬拉加を占領するや、得意の懷柔策を以てスランゴールをも英國の保護領とせり。

ネグリ・スムビランにはもと九大部落あり。英國は懷柔策に依り千八百九十五年其の五大部落を馬來聯邦條約に加盟せしめて其の勢力圏内のものとせり。

パハンはネグリ・スムビランの一部落たりしジョホールとの境界分明ならずして、常に紛争絶えず。千八百八十七年ウエルド海峽植民地總督の仲裁に依り解決せしが、翌年英國歸化の支那人がパハン人の虐殺する所となるや、英國は直ちに其の爪牙を現はして英國理事官を聘せしめ、西部諸州

と同じく生命財産を託するの條約を結ばしめ、千八百九十四年竟に英王の別號印度皇帝の名の下に聯邦保護國となる。

トレンガヌ、ケランタン、ケダー及ペルリス諸州は暹羅と相接し、州内暹羅人の居を構ふる者多く就中トレンガヌ、ケランタンは事實上暹羅附屬國たりき。ケダーは千八百二十一年暹羅の征服する所となり、暹羅は其北部を割きてペルリス國を建て、之を其地方に勢力ある亞刺比亞人サイドフシンに與へて支丹たらしむ。ペルリスとケダーとは共に財政窮乏して、千九百五年前者は四十餘萬弗、後者は二百六十萬弗を暹羅より借らんとするに、暹羅は固より財政の餘裕あるなし、乃ち英國の後援を得て之に應せり。此借款條件として英國官憲の人を以て兩者の財政を監督せしめ、遂に千九百九年の併合條約を生ぜり。且トレンガヌ、ケランタンの如きラツフルスの勢力扶植に努めし所なるを以て、暹羅が英國に向て治外法權撤去を要求するや、英國は之を諾するの代償としてトレンガヌ等四州に對する暹羅の宗主權讓與を以てし、ケランタン、トレンガヌの如き暹羅の行動に平かならざりしも、英國の潛勢力は上下に遍ねく大勢如何ともする能はず、海峽植民地總督の懷柔する所となり了んぬ。

英國はペラ、スランゴール、ネグリ・スンプラン及バハンの酋長等と各別に締結せる條約を整理統一し、四州を聯邦制度とし各州に補佐官アドバイザーを配し、大小の事總て其の參與を要せしむ。各支丹は茲に於てか虚器を擁するに過ぎざるものとなれり。聯邦の首府はスランゴール州の吉隆坡とし、統監

は此處に在て補佐官を指揮監督す。海峡植民地總督を委員長とせる聯邦委員會には毎年一回各支丹及補佐官を參集して聯邦會議を開く。支丹は有名無實の會長として存在し、表向英國の保護を受くるに過ぎざるも、事實は其の領土たり。

要するに是れ西方東漸史の餘沫、深く怪しむに足らずと雖も、吾人は幾多の深刻なる教訓の此の間に伏在するを感せずんばあらざる也。

馬來半島の地勢山脈及河川　馬來半島は前に記せしが如く、崑崙の一支脈が南下しつゝ數條の竝行連峰を形り、其の西部の更に南走してタンエンタン山脈と呼ばれ、遠く南方に突出したるものにして、一旦クラ地峽に盡くと雖も再び起りて、國境暹羅領との界なるペラの北東部に於ては北東、南西の方向に走る二條の山脈を爲して密林に蔽はれ、東方州界附近に於て海拔約八千呎に達す。是等二山脈の間にペラ及キンタ二州の谿谷あり。ペラ河は初め南北に流れ次で西方に急折して馬拉加海峡に注ぐ。河口より約四十哩の間は三、四百噸の汽船を遡航せしむべく、其の上流百二十五哩間は荷舟を通じ、上流は岩多く奔湍激流をなす處多きを以て僅かに小舟を通ずるに過ぎず。キンタ、バタン・バダン及ブラスの三大支流あり何れも荷舟を通ずるを得べし。その他バーナム、ブルアス、ランガット、サペタン、クラウ及クリアン等の諸川あり。内バーナム河は舟楫の便あり。約百哩の間汽船を通じ河口幅約二哩スランゴール州との州界を爲す。

地勢此の如くなるを以て内地は多く廣大なる森林にして半島中他に見る能はざる峯巒相接し、道路の如き僅かに徒歩し得べき狹路に過ぎず。數多の河川は此の山岳より發し東走して海に入る。就中著名なるはバハン州に於けるバハン河、ロムピン河、トレンガヌ州に於けるトレンガヌ河及十餘の河川、ケランタン州に於けるケランタン河等なりとす。ケランタン河は上流約百哩なるワラサン市迄輕汽船にて航行することを得るも、他は何れも河口に砂洲多く且つ急湍の障碍あるが故に舟行に適せざれども、是等大小の河流域内に貫通するを以て灌漑の便多く、將來最も有望の未開地也。如上東海岸に於ける河川の河口は何れも東方に面するを以て、北東信風季中の天候穩和なる大潮時にあらざれば河中船舶を行き難きが故に通商殆ど杜絶す。反之南西信風季中は海上靜穩にして河上通商亦稍や活氣を呈するを常とす。海岸は光輝を帯べる沙濱にして岩角を交へ、且つ處々に塊如たる山嘴ありて西岸と異なりマングローブ樹を見ることなし。

ケダー及ペルリス州は半島中最西北部に位し暹羅國ラマン州に相接し、半島の中央山脈に依り境域を爲し大河少なくケダー河、ムダ河及ペルリス河最も著るし。

夫れ此の如く馬來半島は我が朝鮮半島の地形に酷似し、西部に於ては馬拉加、ポート・ディクスン、ポート・スウェッテンハム、ルムト、ポート・ウエルド及彼南の諸港あり。其の他河川の航行し得べきもの甚だ多く、海岸線の比較的屈曲に富めるは恰も朝鮮に於ける南西岸に比すべく、南は新嘉坡

を中心として島嶼相羅列するの状、朝鮮に於ける釜山鎮海附近に似たり。半島の南東端なるジョホール州の南端ルーメニア岬より北部は朝鮮に於ける江原及咸鏡道と同じく、港灣河口の船舶を容るべき處なく、僅かにケランタン河の北方パタニ河及ゴロックありと雖も、何れも暹羅領に屬し且つ河口淺瀬を生じて之が築港に莫大の費用を投せざるべからざる難題の横はるあり。されど一旦陸上交通機關の便を得るに至らば、陸地に於ける森林礦物其他の物産は固より、海中水産の豊富なること朝鮮に於ける江原、咸鏡の比にあらず。實に數十倍の富力を包藏し我が邦人の想像だに及ばざるものあり。將來吾等同胞が馬來半島に於て活動すべきも亦此の方面にあり。

馬來半島の海流及潮汐　馬來半島東岸に於ては南西信風季たる四、五月より十月に至る間は海上靜穩なれども、十、十一月より四月に至る北東信風季は海上波高く一般に靜穩なること極めて少く、海流亦信風に依り方向を變轉し、北東信風季に於ては南方に、南西信風季に於ては北方に流れ、速力は風力に依り増減するを常とし、普通一時間一哩乃至二哩の間に在り。然れども沿岸に於ては多くは海岸に沿ふて流過するが如し。漲潮流は北東に落潮流は南西の方向に向ひ、朔望大潮昇五、六呎より九呎の間を上下す。今一、二の概要を示せば左の如し。

シブ水道口南方二十哩の地點に於ては朔望大潮九時四十四分にして大潮昇七呎、シリポートに於ては八時五十分にして九呎に及び、天氣快晴穩和の時は潮流多くは海岸に沿ふて緩流すれども、

強風連吹するに至れば海流勢を違ふし、北東信風は南に走り南西風には反對の方面に流る。

ブラウ・アオル附近に於ては大潮昇五呎乃至六呎にして、沖合に於ては信風の爲め起る海流の常に流過するを見る。

ブラウ・テイオマン附近に於ては朔望高潮六時、大潮昇七八呎にして、漲潮は北方に落漲は南方に流れ速方一湮乃至一湮半を常とす。

グレート・レダ島附近に於ては朔望高潮九時、大潮昇六呎にして漲潮は東方に落潮は西に向て走る。

新嘉坡海峡及其の近海に於ける潮流も亦信風の影響を受け、方向及速度を變ずるは他と等しと雖も、海峡の常として往々常規とすべからざるものあり。即ち當近海に於ける概狀は一の高低兩潮の外、之に次で昇降差の著しく減少せる高低兩潮を起すことあり。此の第二潮の昇降差は時として僅かに數時に過ぎざるまで減少することあり。されど前後二低潮の差は前後二高潮の差より一般に大なるを常とす。且つ大陰の赤緯大なる年の上弦若くば下弦には前記第二潮の全く消滅することあり。此の場合に於ては一日中唯一回の高低潮を見るのみ。此の如く海流不定なるを以て、新嘉坡に於ては特別潮信表を刊行せらる。

馬拉加海峡及スマトラ北岸の海流も亦信風の影響を受け、アチエー島西方に於ては偏西の方向に

走る海潮あり。其の速度往々一哩乃至二哩に達し流行信風の作用に依り西より北方乃至南方に偏傾す。然れども該諸島及コタバルー島の間に於ては南西信風季中と雖も屢々二哩の速力を以て該信風に逆行する海流を見ることあり。又同期中プロウエーと北緯六度三十分の間にチャムボ・アエーの子午線に至る迄東流する強海流ありて終年絶ゆることなしと云ふ。是れ馬拉加海峽よりペダル海岸に沿ふて流るゝ偏西流の反流なるべし。

馬拉加海峽には之を通過する北西海流あり。されど其の狹部たるアロア島附近及其の南方に於ては、其の潮流に及ぼす作用に依て僅かに感知するに過ぎず。即ち漲潮流の速度を減じ小潮期に於ては殆んど之に打勝ち、又落潮流の速度を同割合に増加することに徴して其の存在を知り得るのみ。

又該海峽西部に於ても亦海岸の潮流に同様の結果を來す。然れども海峽の中央に出づれば該海流は不斷に流れ、北東信風季には其の力最も強く遂にペダル海岸に沿ふて沖合に向ふ。同海岸に及ぼす影響も亦アロア島附近に於けるが如し。ペダル海岸附近は約八哩、東岸及ランサ等の沖合約四十哩以外は潮の作用を感ぜざるが如し。

潮は多くは落潮流は南方に漲潮流は北方に向ひ、速度は約一哩乃至六哩を算し普通二、三哩なるが如し。大潮昇七、八呎を普通とすれども十二、三呎に及ぶ所あり。要するに沖合に於ける潮流は多くは信風に依り左右せられ、北東信風季には西南に南西信風季には北東の方向に向ふを常とす。

第三節 比律賓群島の地理

總説 比律賓群島は東經百二十度四十分より同百三十度三十七分、北緯五度九分より同二十一度三分の熱帶圈に散列する、大小三千四百一十一箇(一説に千七百二十五箇)の島嶼より成り、總面積十一萬五千〇二十六平方哩(或は十二萬七千八百五十三平方哩)あり。今を距る約三百年前十六世紀の初め蘭國航海者フェルナンド・デ・マゼランの發見する所にして、千五百六十五年西班牙國の領有に歸せしも、爾來同國々勢の退嬰と共に産業經濟其の他本島の開發に資すべき施設を閑却し、他に向つては鎖國の方針の下に通商貿易を阻害し、只管宗教の普及に専らなりしこと實に三百有餘年、徒らに宗教の勢力をして膨大ならしめ却つて土民の覺醒を促がしたるの外、何等國勢上の發展見るべきなくして遂に比島獨立軍の奮起となり、次で米西戰役を醸し西國敗衄の結果、千八百九十八年十一月十日の米西協約に依り、北米合衆國の版圖に歸したるは吾人の記憶に新なる所なりとす。爾來米國の同島に力を盡すこと尋常ならず。教育に産業に通商に貿易に大に見るべきものあるのみならず、輒近世界文化の大勢は南洋も亦其の圈外に蟠居するを許さず。従つて本島對外貿易の如き大に面目を一新し、逐年盛大となり大に注目すべきものあり。蓋し米國の對東政策として近く千九百十五年巴奈馬運河の開通と共に、將來本島をして東洋及南洋に於ける策源地又は中繼地たらしめんとする底意に外ならざるべし。

日本との歴史的關係　一葦帶水の我が國は今や土壤肥沃なる比律賓を雲烟過眼視する能はざる時機に到達せり。然り而して地理上及人種的關係の密接なる、古往今來我が國人の之を知ること幾許なりしやは史籍の徵すべきなきも、其の初めて記録に表はれたるは十六世紀の頃馬尼刺に通商を試み、千六百年の交デイラオ(現今の Pulo ならん)附近に居住し遂にフランシス教徒となり漸次其の數を増加したるも、千六百〇六年より同八年に至る數年間に該部落は燒燼せらるゝの不幸に遭遇せりと云ふに在り。されど當時呂宋北部及馬尼刺等を出沒來往したるは事實なるが如し。我が帝國が一國として公然交歡を爲したるは千五百九十三年蓋世の英雄豊太閤が原田喜右衛門を使臣として派遣したるに始まり、千六百四十二年耶蘇教徒が其の企圖を放棄したるに終りたるも、爾後二百數十年間兩國の地理的關係上多少の交通ありしは、口碑其の他に徴し明かなる所なりとす。

最近に於ける日本人の交通竝に移住　爾來日本人の公然本島に居住せしは最近十數年のことに屬し、明治二十一年十一月馬尼刺に領事館創設の際に領事館員二人同從者二人、商用四人、輕業師十二人及水夫十五人合計三十五人の居留者にして、同二十六年十一月領事館閉鎖のときは僅かに合計七人に過ぎざりき。越へて同二十九年九月領事館再設せられ同年十二月末日の同館報告に依れば、馬尼刺市に公用二人商用男七人諸用男四人女二人合計十五人の外、バナイ島イロイロ市に女一人の居住を見たるに過ぎざりき。先之明治三十五、六年の交、田口卯吉氏其他二、三の南洋研究家に依

り企圖せられたる南洋貿易事業の勃興を見たる以後、當時西國治下に在りたるマリヤナ、カロリン、マーシャル(獨領)群島等到處數人の日本人居住せざるなく、越へて明治三十一年同館發表の調査に依れば、馬尼刺市に二十二二人、イロイロ市に男一女一合計二人通計二十四人に過ぎざりしも、實際には當時南部ホロー港には已に十數人の介漁業に従事したるものあり。又南洋航海の船舶水夫にして本島に上陸漁業に従事したるものありと傳へらる、彼是綜合考察するときは當時已に百人以上の日本人が各地に散在したるは疑を容れざる所なりとす。此の時に方り、米、西兩國の葛藤に次で比島獨立事件の惹起するあり。航海の不便甚しかりしも本邦に於ける海外渡航の氣運漸く盛んとなり、殊に本島の秩序回復と共に渡航者益々増加し三十五年中には實に三百七十五人の渡航者あり。茲に移住民の第一期を畫するに至れり。

斯くて北米政府の本島の開發を策するに當り、道路開鑿其の他の工事勃興し、日本移民を招致するや、明治三十六年約千四百七十人、三十七年千六百二十六人、三十八年一人、四十年四十四人、四十一年九十四人、四十二年四十二人合計三千二百七十七人の移民を見るに至れり。然り而して移民需用の主因たりしペンゲット道路工事の明治三十八年竣工を告ぐるや、移民渡航の一段落となり、時恰かも日露戰役に際會したるを以て移民は一時中止の姿となり、是等の移民は農業に鐵道工夫に或は大工に其の他種々の業務に轉業し、中には歸國する者ありしが明治四十一年末の在住者は一千

九百十九人、四十二年末には二千百五十六人、四十三年末には二千五百五十五人、四十四年末には二千九百五十一人、四十五年六月には三千百十人に達し、四十四年七月より四十五年六月に至る満一箇年間渡航日本人は米國税關の調査に依れば六百三十二人に達し、近年に於ける渡航者は一箇年約六百人、歸國者約二百人にして、一箇年間約四百人を増加し、漸次我が同胞の發展しつゝあるを見る。今我が日本人の主なる居住地を示せば左の如し。

明治四十五年六月現在比島に於ける日本人の主なる居住地及在住日本人表

市名	男	女	合計	市名	男	女	合計
馬尼刺	八〇四人	三一人	一一一五人	ダバオ	三五一人	一人	三六二人
パギチ	二五八	三一	二八九	ホーロー	九四	三五	一二九
サムホアング	一六二	四四	二〇六	ミンドロ	一五〇	七	一五七

最近の調査に依れば最も多きは大工にして九百八十三人を算し、内約二割は眞の大工にして他の八割は俄大工也。之に次ぐは醜業婦の六百人、次は四百人の農夫とし漁夫は二百七十二人を算し、内半數は馬尼刺の打瀬網漁業者にして半數ホーローに於ける眞珠漁業者也。

比律賓群島の位置、地勢及面積
比律賓群島は亞細亞大陸の南東に位し東は佛領西カロリン群

島、米領マリヤナ群島及爪哇を介在して遙かに米大陸を望み、西はバラワン及スールー群島を點綴してボルネオ島に地理上の連鎖を示し、西北は支那海を隔て、南支那、佛領印度及馬來半島に對し、南はセレベス、爪哇及ボルネオの群島を超へて濠洲大陸に面し、北はバブヤン及バタン群島を縫ひバシー海峽を隔て、我が臺灣の南部に接す。今若し本島の通商貿易上に於ける位置を大觀するとき、北は日本、支那の諸港と、南はボルネオ、爪哇、セレベスの諸港より濠洲諸港とを連絡するの中間に當るべく、東は南米、北米二大陸の諸港と西は歐洲、亞弗利加、亞細亞南部印度諸港との中央衝路に在るを見るべし。夫れ此の如く比律賓群島が貿易上の樞地に位するに拘らず、今日に至るまで其の殷盛を來さざりし所以のものは上來記述したる四圍の人爲的事情が之れを阻害したるに依るや明也。

比律賓群島は全部悉く火山岩より成りて、太古徐々に海面に隆起したるものゝ如く、地質斷層は中古層の帶を示せる地方多く、南洋諸系の火山脈は引いて活火山諸島に噴煙を擧げ温泉尠からず。従つて地震多し、島嶼中面積一方哩以上のもので三百六十六、一方哩以下のもので二千七百七十五あり。群島中最大なるものは呂宋島にしてミンダナオ島之に亞ぎ、サマール、ネグロス、バナイ、バラワン、ミンドロ、レイテ及セブの諸島其の次に位す。此の如く幾千の群島より成るを以て、大河大山脈に乏しく平原亦多からずして大陸的風趣を見ること能はず。高原ありと雖も狹長にして岩礁

多く、密林ありと雖も巨樹蠢々たるを見ず。地質亦た比較的新しきを以て土壤厚からざるは自然の數なりとす。然れどもミンダナオ島、ミンドロ島及呂宋島北部、カガヤン大河の貫流する地方は稍や米國太平洋沿岸若くはミシシッピ諸州の状態に酷似し樹林鬱茂し平野遠く連り、我が北海道石狩十勝の原野に髣髴たるものあり。

山脈の連亘するは皆島の中央部若くは太平洋面に沿ふ處にして、港灣の如きは多く支那海に面する部分に多きを見る。山脈と稱すべきものは呂宋島に於ては北東より起りて南ラグナ湖の邊りに至る一帯の山脈シクラ、マドレあり。中部にはカラバロッサル山脈聳起して支脈東西に走り、此の間長さ百六十哩、幅員五十哩に亘るカガヤン平原を形成す。ミンダナオ島には東海岸を北より南に走るデワタ山脈、南部にアボ及マチユタムの二山脈、西部にクリタング山脈あり。

河川は各島に之を見ると雖も、其の大なるものはカガヤン、アグサン及ミンダナオの三河にして各二百哩以上の流域を有し、其の間約百哩は舟筏航行の便あり。其の他は流域短く河口十數哩輕舸に乗じて上下し得るのみ。而して雨期に至れば幾多の小流氾濫して害ありと雖も、之に依り灌漑の便を得耕作の裨益せらるること少なからず。

平原は前記カガヤン、ミンダナオ、アグサン及首府馬尼刺を中心とし、南より北東ダグーバンに至る一帯の大平野にして何れも米作地なり。

海岸線及港灣　比律賓群島の海岸線は屈曲極めて甚だしく、其延長實に一萬一千四百十四哩に

して、港灣の多くは支那海方面の沿岸にあり。太平洋面の沿岸は高峰峻嶺海岸に沿ひて走り、彎曲の度少なし。従つて風波を避くべき良港の見るべきものなく、數多の島嶼支那海方面に散在し、我が内海に髣髴たること上來記述せる如し。唯是等の小島には未だ調査の不充分なるもの多きを以て、港灣として知られたるものなく、唯人家の存する處小舟の往來するを見るのみ。本群島は一見良港に富むが如き觀あるも事實は大に然らず。即ち群島中第一の良港として世に知られたる馬尼刺灣の如きすら、港内は漠々たる沙泥二渾に及ぶを以て、船は一渾の沖に繫留し、僅か防波堤に依りて怒濤を凌ぎ、漸く船舶の小なるもの、市を貫流するバシグ河内に入り碇繫することを得るのみ。是れ實に群島の主腦貿易港たる馬尼刺港の現況にして、其の築港は己に千九百七年五月竣工し一段落を告げたり。北部呂宋西海岸にはサン・フェルナンド港、ビガン港及ラオアグ港の汽船寄港地あり。北部方面にはカガヤン大河の注ぐ所アバリ港ありと雖も、砂洲又之に横はり岩礁港内に突起せるを以て、安全なる良港と稱するを得ず。唯サン・ピセンテ港は船舶三、四隻を容るゝに足る良港にして、颶風の際北呂宋に於ける適當なる避難港として擧ぐべきは唯本港あるのみ。今試に馬尼刺を出で、沿岸航路の郵船に依り、南部群島に向ひバタングス灣を東に折れ、ミンドロ島を右舷に眺め漸く内海に入らば、宛然瀬戸内海の風光に接するの思あらん。島又島を迎へ海水油を流したるが如く

その風景甚だ佳也。各島巖窟立し白波巖頭に飛翻し、船舶の寄泊すべき場所乏し。會々樹林蒼鬱たる灣口を認むるも、是れ亦北部呂宋と等しく水淺くして土人の小艇に倚り海岸に達し得るのみ。蓋しバナイ島イロイロ港、セブー島セブー港、ネグロス島デユマゲテ港、南部呂宋のソルソゴン港、レガスピ及タバコ港、ミンダナオ島コタバト港、サンボアンガ港、ダバオ港、スールー群島ホーロー港竝に前記の數港を除きては、港灣の稱に値ひするもの尠く、東部即ち太平洋面沿岸に於ては汽船を容るゝに足るもの皆無と謂ふべき状態なり。而も大小三千餘の叢島にして此の如きは眞に惜むべきの至り也。然りと雖も其の漁舟を容るゝに足るべき、又漁港として使用し得べき小港の所在に乏しからざるは論を俟たざる所なりとす。

比律賓群島に於ける海流及潮汐　本群島も亦他の南洋諸島と同じく赤道海流、日本海流及支那海流の影響を受け、沿岸各所に於ては時々種々なる海流を見ることがありと雖も、概言すれば本島の海流は風向の影響を受くること殊に甚しく、北東信風季に於ては支那海流の如き南西方に向ひて本群島北端に來り、北東信風減殺し或は和風輕風の流行するときに限り、該海流減弱し若くは休止することあり。臺灣と本島北端との間を走る海流の如き強北東風の流行時には概ね南西より南に向ひ、輕變風時には北方に向ふ。呂宋西岸の海流は甚だ不定にして、或る時は海岸に沿ひて南方に或る時は北方に流走するも概して陸岸に向ふの傾きあり。バラワン海岸は流行風の影響を受くるも颱風の

ときにあらざれば強流となるを見ず。南西信風季中に於ては呂宋及パラワン沿岸の海流は、概ね北方と陸方とに向て流走すれども、沿岸附近にては強速度に達すること甚だ稀にして、屢々海流を見ざることもあり。但しパラワン海峡に於ては時々偏南西に向ふ弱流を認むることあり。又本群島の北端なるバシー海峡附近の海流は、強き偏西風の吹くときは東方に向て流走すれども、概ね北方又は北々西乃至北東に向て強流するが如し。

本群島の中央部即ちスールー海附近の海流は北東信風季中は風向に従ひ正流し、速度は風力に因り緩急を生ず。該信風季の初めに當り風力強勁なるときは海流の速度一時間一哩に達し、五月に至れば約半哩に減ず。六月は風向の變換と共に其の流向も變ずるが如し。而して十月十一月はスールー島とサンダガンの間には一時間一哩乃至一哩半の速度を有する南向海流あり。

如上記する所に依り海流の概要を知り得たるも、尙二、三の參考に資すべきものあるを以て左に少しく之を述べん。

前記の如く本群島附近の海流は多くは皮流にして、假令ば三四月にはスールー島附近に於ては海流大抵東方に流ると雖も、ミンダナオ島以北に於ける比律賓諸島間の諸水道にては同時に西方に向ふ海流あり。南西信風中の海流觀測は甚だ乏しきが爲め信賴すべきものなしと雖も、流勢は約一哩（一時間）内外を普通とし、二哩に及ぶものは殆ど稀なるが如し。之れを要するに比律賓群島に於

ける潮流には二派あり。スールー海は諸島の間を反對の方面より經過す。即ち其の一は西方の諸口を経て支那海より來り、他は東方の諸海峽を経て太平洋より來り、南方諸島間の各水道に於て會合す。

支那海より來る潮流は其の初め臺灣、呂宋島間の廣濶なる水道を経て、太平洋より支那海に入り、次で呂宋及バラワンの西岸に沿ひ北より南に經過し、ベルデ航門、ミンドロ、リナバカン及バラバツク海峽を経てスールー海に進入す。ベルデ潮流は呂宋海岸に沿つて經過せる後分流は馬尼刺灣に入り、本流は依然海岸に沿ふて南方及東方に流れ、プナナス・ポイントに至りて分流す。其の一分流はタヤバス灣を繞りて北東に走り、モンボグ海峽を経てマリンデユケの北及東に達し、此處に於て再び他派と相合す。此の他派はミンドロ海岸に沿ふて南東に走り、デユマリ岬に至りマリンデユケの南を東方に過ぎボンダグ半島に達し太平洋より來る漲潮流に合す。ミンドロ海峽に入る漲潮流はミンドロ海岸を走り、其の一部は島の海岸を繞りて北方に流れ、デユマリ岬に至りベルデ島水道を経て來るものと合す。而して後南東に流れブラカウイ岬及ギガンテ島を経てセブ島北角に達し、南方に轉じてカモテ群島南方六湮に於て太平洋流に合す。該派の潮流は又イロイロ及タニオンの兩海峽に流入し共に南方より來る漲潮に合す。其の會合は、一はネグロス北端の平行線上に於てし、他はガタ岬の平行線上に於てす。

第二派はバナイの北西角より南方に轉じ、半途にしてリナバカン海峡より東流に合し、次でバナイ及ギマラス兩島の海岸に沿つてイロイロ海峡に入り、此處に前記の潮流に會す。カラミアンとバラワンの北端との間に於ては漲潮流は南東に、落潮流は北西に向ふ。バラバック海峡より入る漲潮流はバラワンの東岸に沿つて北々東に走り、スールー及ミンドロ海に入りて北東より東に向ひ自ら扇面の如く擴延し、キユヨー及バナイ島間の偏東流となり又カガヤンの南に向ふ潮流と成る。此處に於てスリガオ海峡及スールー海より來る潮流とカガヤン島の經線上にて相會すと云ふ。

セブー水道に於ては漲潮流は北西方に向ひ又スールー群島に於ては北方若くは南方に向ふ。然れども諸島中に於ては各其地方の方向を取り且つ信風皮流の影響を蒙るものゝ如し。之を要するにスールー島諸水道の潮流は強くして不規則、高潮時及低潮時後二時間乃至三時間續流するを常とす。バシラン水道を経て來る漲潮流は西方に流れ、ミンダナオの西岸に沿ふて北方に經過し、此の海岸の稍や中央に至りてスリガオ水道より來る漲潮流に合す。

支那海より入り來る潮流の高潮時は十時乃至十二時なるが如く、又東方の諸海峡を経て太平洋より來るものは六時乃至七時なるが如し。

潮汐干満の差は普通三呎乃至六、七呎にして、稀には一呎に過ぎざることあるを見る所あれども、概して五、六呎を普通とす。今試みに馬尼刺灣に於ける狀況を記さんに同灣に於ては朔望高潮十時四

十分大潮昇六呎にして、偏東風にはコレヒドル島と北岸との間に於て、落潮流は稍や強く十八時間連続して流出し、漲潮流は約六時間東方に流れ時に強弱あり。潮の最大昇降差は約六呎にして通例六月及十二月に起り、最少昇降差は約三呎半にして通例三月及九月に起るを常とす。以て他を類推するを得ん乎。

第四節 暹羅の地理

總説及沿革

亞細亞の南東部は熱帶の圏内に在り。綠葉白砂相映じ習々たる信風驟雨と相應じ、

周年炎中涼を覺ゆるの邊、四圍盡く白哲人種の領土、或は其の保護國となれるものの中に介在し、依然として獨立の名譽を保持するは暹羅王國とす。建國久しきも上古の國情は茲に贅言するの繁を省き、中古史とも稱すべきアユチャ王朝建設より見るも己に六百有餘年を経過せり。抑々アユチャ王國の建設は千三百五十一年、建國者ピャウトーングのアユチャを首府とし王位に即きたるに始まり、爾來系を改むる三、國王の位に即きたる者三十四、年を閱する四百餘なり。然るに千七百六十七年緬甸軍大舉アユチャを圍み之を陥るるに及びアユチャ王朝は茲に終焉を告ぐるに至れり。此時に當り天は一英傑ピャタークシンを下しぬ。彼れは遠征に疲れたる緬甸軍を擊破し、新に居をアユチャの南タンブリー(今の盤谷府)に建て、専ら國內の秩序恢復に力を注ぎたり。然るに不幸千七百八十一年病を得、國內再び騒亂の衢と化せんとせしも、幸にして良臣ピャチャクラーなる者あり。剛膽

且熱心に國事を處理し王の死と共に主權を繼承す。是れ現王朝の創建者にして居を湄南河の西岸より東岸に移し、千七百八十二年戴冠してチャックリー王朝第一世となる。爾來幾星霜現皇帝に至るの間、英佛其の他外國の外交的壓迫を受け屢々危機に際會したることありしも、千八百九十三年の暹佛事件以來暹羅に於ける佛國勢力の伸張は、國の北部及南西部に隣して領土を有する英國政府をして自ら感覺を鋭敏ならしめ、其の結果千八百九十六年調印の英佛協商及び千九百〇四年倫敦にて調印せられたる英佛宣言となり、暹羅に於ける英佛兩國の政治上の地位を確立すると共に、湄南河流域に於ける暹羅王國の獨立を保護したり。暹羅王國と我が帝國とは古來最も親密なる關係を有するのみならず、經濟的にも亦其の關係淺しとせざる也。

地勢位置及面積 暹羅王國は北緯五度三十分より同二十一度に涉り、東經九十七度より百十五度に至る馬來半島の地軸に横はる方域にして、南北千哩、東西其の廣き所四百八十哩、面積約十九萬八千九百平方哩、我が日本帝國領土中朝鮮を除きたる總面積約十八萬平方哩に比し稍や大なるを見る。地勢は佛領印度支那に於ける老撾及東埔寨と酷似し、西藏を横斷する山脈は當拉山脈となり、其の西走するものは英領緬甸と暹羅國境とを縫ひ、餘勢は數條の連峰を形成し、一は南走して遠く南方に突出し馬來半島を形り、他は東曲南走して安南山脈を成す。此の兩山脈の間に構成せられたる平野を暹羅王國とす。従つて地勢北部は山岳重疊起伏し其の南下するに従つて、山漸く低く溪漸く

瀾く、遂に沃野千里の湄南平原となり海に接するに至る。北東は英領緬甸の一部とメ・コン河とに依り佛領老撾と境し、東は老撾の一部及び佛領東埔寨に接し、南は暹羅灣を控へ西は下緬甸及ベンガル灣に臨み、馬來半島となつて蜿蜒長蛇其端を馬來聯邦諸州と相接す。此の如き地形なるが故に便宜上之を上暹羅、下暹羅及馬來暹羅の三部に分つ。上暹羅は北緯十七度以北に渉る山嶽丘陵の地を總稱し、一般に山林に富み田園の大なるものを見ず。下暹羅は國の脊髓たるべき湄南河沿岸の沖積平原と、メ・コン河支流々域たる東部の高原地を含み、所謂廣袤涯無く沃野千里の大平野を稱し、馬來暹羅の餘勢馬來半島に及ぶものにして、半島の一部に屬するものなりとす。

河川としては雲南の山嶺より發するメ・ヨム河、メ・ワン河及メ・ピン河の三河平行流下して、國の中央を貫き湄南河の源泉を爲し、流域約三百哩に及び小型船は河口より約六十哩の間遡航し得るの大河となれり。河口には首府盤谷府有り。依て一に盤谷河とも稱せらる。湄南河を挾んで西にメ・クロン河、東にメ・バーン・パ・コン河の通ずるあり。又中部山脈の間より源を發して一大流を爲し東走して國境老撾に接しメ・コン大河に合するメ・コン支流の貫通するあり。其の他東岸に於てはカメオ、カンカオ、カンボンソン、タンヤイ、コーラク等の諸川流、西岸に於てはバタニ、コラン、ラングスアン、ペチャブリー河等の暹羅灣に注入するあり。且つ國內湖沼亦少なからざるを以て、國の南半は殆ど平野沃土に滿ち農耕盛也。沿岸線は南方英領ケランタン境より佛領印度支那、東埔寨に至

る間、恰も弓形に灣入し、暹羅灣を形成し海岸線延長千三百哩を有するに過ぎず。隨て良港少なく盤谷府を除きては對外的港灣なし。然れども各河流の河口は多くは小型船の碇泊に適するのみならず、小港灣亦二、三を數ふるを得べく沿岸交通上左程の不便なきに似たり。

暹羅沿岸の海流及潮汐

暹羅沿岸に於ける潮流も亦他の同緯度内に於ける南洋諸海の海流と同じく、信風に依り方向を轉じ風力に従ひ速度を増減するが如く、南西信風季に於ては北方に、北東信風季に在りては南方に流る。西岸に於ては漲潮流は西より東、落潮流は東より西に走るを常とすれども、又時に漲潮は北に、落潮は南に向ふ所あり。潮は大潮昇四、五呎乃至十一、二呎にして南方低く、北方暹羅灣奥に進むに隨ひ次第に高く、且朔望高潮時に於ては日潮差ありて十二時間流走することあり。左に盤谷港に於ける潮流を記し他は之に依り推知するの資に供せん。

暹羅海灣の東灣に於ては落潮は南方に、潮流は北方に流る。潮は大潮昇十一呎小潮昇九呎にして潮は夏季よりも冬季に於て高きを通例とすれども、比較的大潮の最高々潮と最低高潮との最大年差は一呎を超過せざるものゝ如し。潮時及潮高には大なる日潮差を生ず。又午前潮は十月より翌年三月まで比較的高く、午後潮は四月より九月までを高しとす。通例一日に二回の潮あり。されど大陰の經過時が二時と五時との間に在るときは下經過潮は屢々消滅し、其の結果は此の期中唯一回の潮あるのみとなり、十月より翌年三月までの間は午前に高潮を爲し、四月より九月までの間は午後の高潮

をなすに過ぎず。海流の速力は普通一漉（一時間）内外なるも水道、海峽若くは島嶼の間、又は天候不良風波激烈なるときは三、四漉の速度を見ることがあり。

第五節 佛領印度支那の地理

總説竝に沿革 佛領印度支那は又印度支那と稱し、亞細亞の南東に突出する後印度半島の大部にして現今總て佛國領地たり。抑も本土は中古安南國英邁の君主シアロン王、今の東京、安南、交趾支那の各地を征服し、安南王と稱して君臨したりしが、内憂外患常に絶ゆることなかりき。而して之が國歩艱難の時に至るや、佛國乗じて王と結び終に國內を平定し外寇を防ぎたり。王は深く之を徳とし、當時獻策助力少なからざりし佛國宣教師を遇すること殊に厚く、茲に佛國の勢力は安南王國に根據を据ゆるに至れり。然るに王の死後其後繼者は屢々佛人殊に宣教師に迫害を加へ窘蹙到らざるなきより、佛國は遂に強壓手段に愬へ千八百五十年トゥラヌ及柴根附近を占領するに及び、和を講じて交趾支那及二、三の都市を佛國に割讓するに至れり。其後安南及東京一帶の地は佛國の保護を仰ぐに至れると共に、老撾及柬埔寨諸國も亦同様佛國保護の下に立つに至れり。是れ千八百八十五年のことなり。されば佛國が其の勢力を確定し得たるは僅かに二十五年前のことにして、愈々其の開發に著手したるは其の翌年東京總督（總督は當時東京に限れり）の施政宣言書發布以來のことなり。爾來幾星霜施設經營する所少なからざりしも、各國自ら特別なる國情を有するが故に、同一

の施政方針に依らしむる能はず、最初數年間は各國共に之に適應する爲政を行はしめたる結果、各地に於ける佛國官憲は各對等獨立のものと成り、甲是乙非施政の效果を疑はしむるに至りたるを以て英邁なるヂユマーは自ら佛領印度支那總督の重任に當り、大改革を斷行して分立せる各國を合せ一團と爲し、一總督の下に統一せり。茲に初めて財政及行政上の改良を行ひ佛國施政の基礎鞏固となるに至れり。即ち佛國を代表する印度總督の下に司法、立法及行政の三機關ありて各植民地及保護國を統轄せり。

佛領印度支那と我が日本との歴史的關係　佛領印度支那と稱する境域の大部分は往古の大越國所謂安南國にして、其建國極めて古く且つ古來完備せる社會組織を有し、中古支那文明に接觸して之れを模倣したる所甚だ多きに拘はらず、人種的特質及智的稟性は今に至るまで變ることなく、支那人とは全然異なる點に於て、即ち我が日本人の遺傳的信仰、習慣及其の本能の類似せる點多きを認め得るは奇と謂ふべし。是れ等の關聯を歴史上及交通關係より往時に遡て研究せば興味ある事實を捕捉するを得む。現に安南中部トゥラヌ港上流二、三里の所に土人の部落散在し、河岸砂地中に日本人墓地ありて其の古きは豊臣時代に海外に壯圖を伸べんとするもの、若くは本國の内亂を厭ひ外國に放浪せるもの、或は本邦商人の來りて土人と交易し遂に日本村を建てたるものなるべく、隣國暹羅には往年日本人の多數渡航したる事あれば、或は其の中間の必過通路たる本領土内を其の時代

に於て邦人の往來せるもの多數なりしは推測に難からず。然るに世運變遷今日此廣濶なる域内に我同胞の在住するもの僅に四百人に満たざるが如き、我等の勇敢なる祖先に對して果して何の面目やあるべき。況んや本領土の研究乃至通商は我が日本の將來に於て痛切なる必要あるべきに於てをや。

地理地勢竝に面積　佛領印度支那は北方支那共和國と境を接し、西方暹羅國及暹羅灣に臨み南及東方は支那海に面し、東經百〇八度三十分より同百十九度及北緯八度五分同二十三度三分の間に展開せる大半島にして、面積約七十五萬平方料にして左の五大部より成る。

一、交趾支那	面積	五六、九六五平方料
二、東　　京		一一九、七五〇
三、安南王國		一五九、八五〇
四、柬埔寨王國		一五〇、〇〇〇
五、老　　撾		二六〇、〇〇〇
合　　計		七四六、五六五

因に云ふ、香港の西南西廣州半島の東海岸海面海峡に千八百九十九年支那より和供せる廣州灣あり。面積約一千平方料、人口約二千萬、米、麻、藍、蔗、帆布、豚及水産物等を産すれども貿易盛ならず。蓋し本灣は商工業地たるにあらずして佛國東洋艦隊の根據地たるに在るが如し。

地勢及山脈　地勢は暹羅と同じく西藏より來る山脈の分派せるものにして、北部一帯の地は山

嶽の崎嶇重疊せるを見る。即ち東京の西北部老樞は殆ど高原地にして、僅かに河川の流域に狭小なる平地あるのみ。天産物の此の山脈中に包藏せらるゝもの多く、且つ是等諸山は此の地の地殻にして、其の他は支那の境なる西北高臺より下る諸大河の沈澱作用に依りて築かれたる沖積土の肥沃なる低原也。

河川 河川は國の運命に關係するものなるが、佛領印度支那の如く河川に關係多きは稀也。東京河は東京地方主要の河川にして一名をソン・コイと云ふ。即ち紅河の意にして、源は支那雲南省に於て雲嶺に分水せられ、上流に於ては萬里江の名あり。上流は嶮岨なる山間を流下するを以て急流若くは瀑布を作り、所在岩石の突起するが故に舟筏を通せざる程なるも、ビエトリ以下は小船を通ずるを得べく、雲南より南下して海岸に出づる主要なる通路也。故に明治十七年本河の航權の爲めに清佛戰爭を惹起せり。本河は尙數多の分流あれども今之を省略す。

タイ・ピン河は東京河に次ぎ東京中の大河にして、東京河と同じく南方に流れセト・バゴド附近に於て數多の支流を合せ更に數流に分れ海防附近に至りて海に注ぐ。本河の最も恐るべきは洪水にして耕作物の如き時に非常の損害を蒙ることあり。故に堅固に二重又は三重の防水堤を築けるを見る。以上の本流支流に於ける築土作用の盛なる實に驚くべきものあり。試みに一例を擧ぐれば東京河最新の三角洲は幅員八十哩あり。現今海岸より六十哩の内地にある河内府は千三百餘年前迄は悉く海面

なりしのみならず、十七世紀の交迄和蘭人の貿易港たりし海防港は今日海岸を距る三十五哩の内地と成れり。其の他今尙沿海變じて稻田となり又村落に化せしは往々見る所にして、滄桑の變驚くべきものあり。此の如く沈澱作用の速かなるは風向と潮の作用に依るものなるべし。即ち東北の信風季には海岸に潮浪の爲め堆積する砂洲は頗る厚層のものにして、其の内方には泥土沈澱して高熱と多濕なる氣候の爲め葦蘆忽ち叢生し再び海水の浸蝕し能はざるに至る。斯くて東京灣は次第に縮少せられつゝあり。

メコン河は佛領印度支那に於ける河川中最も重要なものにして源を西藏の高原に發し、約千五百料の間は溪谷の間を流下し、雲南及上緬甸を貫流し老櫓と暹羅との境を爲し、下流百料の柬埔寨、交趾支那を縫ひブノム・ペン以下に於て二流に分れ、南下するに従ひ各流亦四、五に分れ海に注ぐ。本流亦幾多の支流ありて老櫓附近に於て相合し大河を形成す。而して下流は一に柬埔寨河とも稱せられ、南部唯一の通路にして四、五百噸の汽船は柬埔寨首府ブノム・ペンまで通ずるを得べし。雨期六月より十月頃の間は水量甚だ多く二、三米乃至五、六米の筏の如きは全流殆ど通せざる所なし。本河亦築土作用盛にして柬埔寨内部に於ける大湖の如き、今日尙一名内海と稱し曾て内海たりし所なりといふ。

安南諸川流は源を安南山脈なるコルジレール連峰に發し東流して海に注ぐ。主なる河川はソン・ダ

ラン、ソン・タークー、トゥラス、コヘ、ソン・カ、ソン・チュ及ソン・マ等にして内長流とも稱すべきは唯ソン・マ河のみにして多少舟楫の便あり。他は何れも山脈海岸に近きを以て、長大なる流域なく且つ河水深からざるが故に、僅かに雨季に限り短距離の間舟筏を通じ得るのみ。而も流勢急なる爲め土砂を流下し河口に淺瀬をなし航行甚だ危険也。

ドナイ河は交趾支那に在り。安南の山間に源を發しソン・ラグナ、ソン・ベ、サイゴン河等を合せガン・ライ灣に注ぐ。其上流は風景を以て稱せらる。本流の特徴は河水常に深く、河口亦淺瀬等少なく、大船巨舶を容るゝに足り舟楫の便最も良し。柴棍の繁盛は實に本河の恩恵に俟つ所頗る大なりとす。

原野 原野の最も主なるものをメ・コン原野とす。即ちメ・コン河兩岸一帯の平野にして、就中其の數條に分流する附近は米の耕作に適する沃野相連れり。唯南部海岸に近づくに隨ひ沼澤の地と成り灌木雜草茂生するを見るのみ。メ・コン原野に次ぎ主要なるは東京原野とし、ルージユ河及タイ・ピン河の下流を遡り河内附近に及ぶ一帯の地にして、排水灌漑の便あるのみならず、幾多の水路は交通運輸自在なるを以て夙に耕耘の發達を遂げ、沿岸に於けるデルタの如きは最も水田に適するを見る。安南に於ては山脈背部を縦貫するが故に平野に乏しく、カン・トリ附近に於て多少の水田適地あるも、是れ亦山岳諸所に横斷するありて沿岸狹長の平野を中斷す。要するに佛領印度支那は河流の爲前記の平野を成し、土地肥沃なるを以て米產地として知られ、我が帝國に年々輸入する南京米

と稱するは即ち此の地方の産出に係るもの也。

海岸線　佛領印度支那の海岸線は北は支那廣東省界より東京、安南、交趾支那を経て柬埔寨に及び、南暹羅境に及ぶ。廣州灣を除き延長實に二千五百料(約千七百哩)、東京灣、支那海及暹羅灣に抱擁せられ、其の東京灣に沿ひたるは約六百料にして北部モンカイより海防に至る間には無数の群島あり。アロン灣附近に於て殊に然りとす。是れ西藏より分派せる山脈の海に入りたるものにして石灰岩より成り、海中には暗礁の危険少なからず。而して此の群島は海潮に浸蝕せられて或は洞澗を穿ち或は尖峰と成り、珍奇の勝景は我が瀬戸内海の風光に髣髴たるものあり。然れども是れ名高き海賊の巢窟にして海賊群島の名あり。南部ルージュ河及タイ・ビン河の河口に諸所淺瀬を生じ、年々海中に向て展張し漸次其の面積を増加すと云ふ。更に南下して安南の國境より交趾支那の南部カブ・サン・チャック岬に至る迄は約千三百料あり。此の間コルジール山脈の餘勢海中に入りて幾多の群島羅列し、暗礁伏在し且つ風波荒く航海の危険少なからず。唯僅かにトウラヌ、キノン、ニヤ・トラン等の諸港あれども、灣内遠淺にして風浪を凌ぐに足るべき地形を有するものなし。彼の日露戰役に據り有名なるカム・ラン灣の如き稍や良好なるものあるも、陸上の平地に乏しき缺點あるを免れず。カブ・サン・チャックより以南交趾支那の沿岸は一帶に出入少く、唯ガン・ライ灣及メ・コン竝にドナイ兩河の河口を除き一の港灣と稱するに足るべきものなし。而してターブル岬以北は海岸に近く

數多の小島散在するのみにて東埔寨の海岸を通じ全く安全なる碇泊港を有せず。然れども小船を容るゝにはホン・チョン、ハ・チエン及カムボ等の小港あるを忘るべからず。之を要するに佛領印度支那の海岸は良好なる港灣に乏しく、現に盛況を呈しつゝあるは柴棍及海防の如く大河の流域に在るが如し。されど小型なる船舶乃至漁舟を繋ぐべき浦港は決して少なからず。従つて所在漁村の散在するを見るのみならず沿岸到る虜虜の設けなきはなく、遠きは沖合十哩以上の地點に於て之を見ることあり。

海流(又は潮流)及潮汐 佛領印度支那沿海に於ける海流は支那海流に屬し、信風に依り其の方向及速度を左右せらる。即ち北東信風季に於ては海流は主に南西又は南々西、若くは南に向ひ、南西信風季に在りては北東若くは偏北流となるが如く、速度も亦風力の強弱に比例し風力強きときは海流の速度急に、弱きときは又従つて緩也。然れども處に依り多少其の趣を異にするは勿論なりと雖も、概して一時間四分の三哩乃至二哩迄の間に在り。要するに本領域内は東京河、タイ・ピン河、メ・コン河、ドナイ河及安南に於ける諸川流等皆此の海面に注ぐが故に、其の吞吐口に於ては潮流河流の影響を受くる少なからずして、多くは是等河口附近に於ては潮流の速度漲潮に増し落潮に減するが如し。潮は日潮差大にして一般に二十四時間に唯だ一回高低潮あるのみ。大潮時に於ては高潮は夏季には夕に、冬季には朝に起り、其の昇潮は約五呎乃至十呎にして南方低く北部に至る

に従ひ漸次上昇し、潮浪は南方より來るを常とす。今一、二地方の潮流及潮を摘記し他を推測するの資に供せん。

東埔寨沿岸の潮流は落潮には南方、漲潮には北方に流る。メコン河口附近に於ては、海流方向は北東信風季に於ては南西に強流し、其の速度は多く風力に關係し時としては一日四十哩若くは五十哩に達し、且つ漲潮に増し落潮に減す。殊に河口に於ては落潮の末期に、時として沿海七、八哩の間變色水を見ることあり。朔望高潮三時五十分、大潮二十一呎、小潮七呎とす。

安南海岸柴棍河口よりバダラン岬に至る間の海流は微弱にして、其の速度一時間一哩を越ゆること稀也。バダラン岬バレラ間は最も強く一時間三哩乃至二哩半に及び、北東信風中時に四哩に達することあり。バレラとキ・ノンの間は適度にして一時間一哩半を最強とし、キ・ノンよりトゥラスに至るの間は約二哩、八、九月の交に在りては稀に約四分の三哩となるに過ぎずして南々東に向ひ、南西信風強きときは時に二哩乃至二哩半に達することあり。海流の方向は風向に依り且つ殆ど海岸と平行するを常とす。

又バラツレ岬附近に於ける潮は北東信風時に於ては南に勁流し、一日一回の高潮あり。其の最大潮昇は大陰最大赤緯に達したるとき約六呎半、赤緯零なるときは僅かに一呎半に過ぎず。海防附近に於ては昇潮十二呎ケバオ附近に於ては十四呎にして、北進するに従ひ増加するが如く、漲潮は南

西より落潮は北東より來り、沖合島嶼の間に於ける潮流は一漚乃至一漚半を例とす。

又安南海灣の諸岸及海南島の海濱に八時に泥水の大團恰も堆の如き觀を呈することあり。然れども觀測に依れば常に深水を得ざるることなしと云ふ。

第二章 南洋の氣候風土及衛生

日露戰役以來我が國威の宣揚に伴ひ、國民的膨脹の氣運國內に勃興し、或は北進論と成り、或は南進論と成り殆どその底止する所を知らず。然り而して近時南洋を説くもの漸く多きに拘はらず、實際的經營を進めたるものは近時僅に馬來半島方面の護謨栽培事業あるのみ。其の他は殆ど言ふに足らず。是れ一には國際的關係其の他の因由あるべしと雖も、南洋の知識に乏しき我が國民は南洋を以つて直ちに瘴烟蠻霧山河を妖塞し、氣候酷熱燒くが如く惡毒氣天地に滿ち、疫癘到る處に遍ねくして居るに堪へ難く、且つ土民は何れも臺灣生蕃より更に獍猛にして鬼の如く、爪牙を磨くの猛獸、紅舌を吐くの毒蛇は山野に滿つと云ふが如き、想像的言説を信じて意氣を沮喪するに因らずんばあらず。固より土蠻中尙ほ深山に棲んで、文明の空氣を呼吸せざるもの幾許かニュー・ギニア地方に在りと雖も、此の種族すら接するに途を以てせば却て親しみ易く何等恐るゝに足らざるのみならず、其の他の土民は吾人を同人種として歓迎し、何時かは吾人に倚らんとする者のみ。猛獸毒蛇の如き

殆ど其の影をだに見るべからず。然らば其の氣候風土は如何。蓋し氣候風土は生命と共に事業の成否に重大の關係を有す。詳かにせざるべからざる也。

遮莫事實は世人の想像と全く反す。予輩の經驗に依り又他の實驗及記錄の示す所に見るも、熱帶圈内赤道附近の地方としては萬人の夢想だに及び難き所なりとす。南洋を通じて平均温度八十度内外最高九十五度最低六十度を示し本邦の夏季と何等の異なる所あるを見ず。唯春夏秋冬の循環無く周年夏季を繼續するの差あるのみ。固より時に暑熱酷烈の時なきにあらざれども、攝生を重んじ衛生に深き注意を拂はゞ却て身の南洋にあるを忘るゝに至るは予輩の親しく實驗せる所也。唯恨むらくは從來南洋に在留若くは行脚したる邦人の多くは、獨身者若くは無智なる勞働者にあらざれば粗剛自ら喜ぶの輩にして、衛生の觀念に乏しく動もすれば飲酒徹宵遊樂の風に耽溺し、不知不識自ら其の健康を害し又救ふべからざるに至るの例乏しからず。是れ却て南洋の風土を恐怖するの風を馴致せるに似たり。豈慨嘆に勝ふべけんや。

予輩の見る所を以てすれば、南洋は我が臺灣に比して其の氣候風土遙に良好也。臺灣の如く悪性マラリアの猖獗を極むるなく、臺灣色素に冒かざるゝ虞なし。日中暑熱酷だしき時と雖も、天與の驟雨沛然として到ること日に殆ど數回、涼風之れに隨ひ熱氣立どころに散じ清涼の氣天地に滿つるあり。且つ朝夕の冷涼なる本邦の五、六月若くは十月の交に比すべきを以て日中の暑熱を忘れしむる

に足れり。予輩は自然の配劑一に巧妙なるを思はずんばあらざる也。

近時南洋に於ける各國政府は何れも衛生を重視し、之れが施設に怠らず、著々完成に努めつゝあるを以て南洋の風土病とも稱すべきマラリア熱、赤痢其の他の熱病は年々減退するの狀態にあり。然れども是等は何れも個人衛生の如何に最も深き關係を有するものなれば、南洋に赴かんとするものは左の諸點に注意するを要す。尙ほ氣候風土の詳細に至りては各地に就て更に説く所あらん。

- 一、飲料水は必ず蒸餾水若しくは熱湯を冷して飲むべきこと
- 二、雨に濡れたるときは速に之れを拭ひ乾衣に着更ふること
- 三、常にキナエン其の他の重要藥品を用意すること
- 四、夜間寝冷せざる様毛布を脱せず腹巻等を用意すること
- 五、蚊の刺傷を受けざる様注意し且つ消毒劑を用意すること
- 六、飲酒、暴食、暴飲其の他不行跡を慎むこと
- 七、身體家屋を清潔にし且つ過度の勞働を爲さざること
- 八、傳染病者に接近せざること

第一節 蘭領東印度諸島の氣候風土及衛生

蘭領東印度諸島は南に濠洲大陸の横はるあり、北に亞細亞大陸を控ふるを以て、氣象風位共に兩

大陸の影響を免れずと雖も、比律賓及馬來半島と大差なく、赤道を中心とし其の南北に跨るを以て何人も炎熱堪へ難かるべきを想像すべきも、事實は全く之れに反し、單に周年夏なりと云ふに過ぎずして、他の南洋各地と同じく一年を通じて雨期及乾燥期の二期に大別するを得べし。雨期は例年九、十月の交より翌年三、四月に至り乾燥期は四月頃より九、十月の交に至るを常とす。

風位 風位も亦信風圈内に在る他の諸島と相同じきを以て之れに支配せられ、一月は濠洲大陸の盛夏に當るが故に東印度諸島は北風を見るも、赤道以北に位する諸島は北東信風となり、赤道以南の地は北西風となるを常とす。二月に至りて猶此の傾向を繼續し、三月に至れば風位變轉期に近づくを以て方向一定せず。四月に入れば赤道以南は南東風の吹くを例とするも、又時々風位の變化を見雷雨多く天候稍や沈鬱となり、五月には西南風に轉するも爪哇及スンダ諸島は依然南東風を繼續し、爾後數旬次第に風力を増すも、六月乃至八月に至れば風力漸次減退し十一月に及べば再び風力風位共に一定せざるに至り、十二月には一般に風位北に轉するも爪哇及スンダ諸島に在つては尙西北風の吹くを常とす。又乾燥期中は一般に靄霧を見、時には濃霧と變ずることあり。

風向は大略上述の如しと雖も一、二月の交は風力最も大にして天空暗黒驟雨多く、強風及烈風の如きは殆ど一年を通じて甚だ少なく、偶々之れ有りとするも稀有にして殆ど懸念するに足らず。南領東印度沿海中比較的風力の強きはバンドラ海にして、之れに亞ぐを支那海、印度洋及スンダ群島

の南部とす。又風力の最も微弱なるはボルネオ島南海岸及び東海岸、スマトラ島の西北海島、マカッサ海峽及セレベス海峽とす。又沖合より海岸に近づくに従ひ午前と午後と風向を變ずるを常とす。而して背面に高峰峻嶺を控ゆる地方に於て殊に然りとす。即ち午前は陸風、午後は海風を感ずるを通例とし、スマトラ島北東岸及リオ群島附近の海面に、時々陸より吹き來る風の俄然として威力を増大し雷雨之れに加はり往々小型の帆船に危険を感せしむる場合なきにあらざるも、難破の大海を及ぼすが如きことなし。されど廣濶なる區域中多少其の趣を異にするものあるを以て、左に二三地方の風向を摘記すべし。

爪哇島首都バタビヤ市 東信風季に於けるバタビヤの平均風向は午前九時には南十八度東、午後二時には北三十一度東、午前六時には北三十五度東にして、西信風季に於ける同時刻の平均風向は南五十五度西、北八度西、北四十二度西也。海風は東信風季中は午前十時前後に起り午後六時まで北東方に偏吹し、陸風は約午後八時若くは九時に吹き去る。又西信風季中は海風西風を北西に偏倚せしめ陸風は明ならず。

セレベス島トミニー灣(一名ゴロンタロ灣) トミニー灣は信風弱くして回風及變風比較的多く北信風は十二月より四月まで連續し、其の間諸風の北西より北南に至る間を吹くことあり。五月及六月に至れば風向の變化甚だしく、七月より十月に至る間は南々東乃至南々西の風流行すと雖も、時

に他の方向より吹來することなしとせず。而して此の南信風は期待し難きが如し。又六、七月及十二月は降雨最も多く三、四、十及十一月は最も少なし。且つ強烈風及大雷雨の起ることは稀有のことに屬す。

スマトラ島北岸 南西信風は凡そ四月より十一月まで、北東信風は十一月より四月までにして、北東信風盛時に於ては風は午前十時頃より午後四時頃まで東乃至北東より吹き、終末前に風力加はり、夫れより漸次減衰して日没頃無風となるを常とす。夜間は陸風あり、四月中南西及西風吹き始め五月に至り南西信風定吹す。又此の附近には往々龍卷を見ることあり。

スマトラ島東岸 チヤムボナイエ及デハ間の海岸は左程流行信風の勢威を蒙らず。是れ風向が地勢の爲に全く變せらるゝに依る。即ち高山脈麓の廣原は海陸風をして規律あらしむるに最も適せるが爲也。一年を通じ概して晝間は南西風なりとす。又北西及南西風は年中不定期に數日間連吹することありて概ね晴天を伴ふ。而して此の附近にはスマトラ風と稱する南西颯あり。此の南西颯は北東信風季よりは南西信風季に多く、概して初夜に吹き時に俄然猛吹して電雷及降雨を伴ふ。此の風はスマトラ北岸及ブル・スライヤル、カリモン島間なる馬來海岸に頻繁にして、往々強風若くば大強風の速力を以て、六時乃至八時間連吹することあり。

スマトラ島西岸 スマトラ島西岸に於ける南西、北東、兩信風の勢威は北緯約二度以北に於て之

れを感じ、夫れより南方は印度洋の信風の吹くを見る。然れどもアチエーより北緯四度迄の風は北緯四度より二度までの風と全く異なれり。

スマトラ南東岸及爪哇海は偏東風、即ち南東風は四月に始まり六月乃至八月に其の最強力に達し、十月に至り變向風となりて止む。偏西即ち北西風は十一月初旬に始まり十二月乃至二月に最も盛にして三月末に止み、次で輕風、強風及降雨あり。

氣温 蘭領東印度地方に在りては其の變化多くは雨量の多少厚薄に因るも、概して四季を通じて變化少なく平均八十度内外にして、海岸附近の地は八十度(バタビヤ市)乃至八十二度(スマトラ島東部パレンバン市)也。内地氣温高き地方に在りても平均温度八十五度を越ゆることなく、殊に高臺地方に在りては平均温度七十七、八度にして、最高八十五度内外に及ばざる地方あり。而して最高最低平均温度の最小差を爪哇西部のバタビヤ市及スマトラ南部バダン市の二度とし、最大差をアムボン島のアムボイナの四度とす。又一日の氣温變化の平均差は乾燥期に於て十度乃至十二度半、雨期に於て七度乃至九度なりとす。

雨量 氣温の高低は一に雨量の多寡に由るは前に述べたるが如し。而して季節は概括的に之れを乾燥季及降雨季の二期に區別すれども、地方に依り一樣ならず。スマトラ北部にありては定期風の爲に降雨を齎らし八月を降雨の最も多き月とし、赤道直下にありては一年を通じて常に降雨を見、支

那海、爪哇海及スンダ諸島は十二月、一月及二月の三箇月降雨連續し、就中二月は最も多量なるも、爪哇西部及スマトラ島南部に於ては爪哇東部の乾燥期中却つて雨多く、モロッコ群島にては一月の北東風及八月の南西風の盛なる頃雨量甚だ大也。然れども陸上に於ける雨量は常に附近の地勢に依り影響を受くること多し。

雨量の多少を概括的に記述すれば、爪哇北岸東部にあるベスキ州アセンバグース(八五)を除けば一箇年の雨量一千耗を下ることなく、爪哇西部セレベス及ボルネオに於ては十二箇月の雨量二千耗以上に及ぶ。又爪哇にある測候所の經驗に依るに、其の創立以來一箇年三千乃至四千耗の雨量を見たること百三十二回、四千乃至五千耗の雨量を見たること六十一回、五千乃至六千耗の雨量を見たること七回、六千乃至七千耗の雨量を見たること一回にして、其の他の諸島に散在する百二十七箇の測候所にては四千耗十回、スマトラ島バダン市に近きウル・リウマン・マニス山測候所は一年の雨量五千耗、爪哇中部山脈の北側にあるトムボにては毎年の雨量平均七千九百九十五耗にして、蘭領東印度中雨量の最も大なる地點に於ては千九百三年九千八百三十四耗(雨量)の降雨を見、雨量の豊富なると氣温の高き爲各種の植物繁茂し、南米熱帶地方を除くの外世界稀に見る膏腴地とす。左に各地の氣象表を掲げて参考に資す。

季節風を感じる程度表(百分率)

地名	一月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
スマトラ西海岸	一六	二三	小スンダ群島	五七	一〇四	三四	一七六
支那海	八一	五八	チモール海	六六	一三四	一九八	一八五
爪哇海	七一	七一	セラム海	五九	一四一	二〇四	一八四
爪哇南岸印度洋	五七	五五	バンドア海北部	六五	一四一	二〇四	一八四
セレベス海	四〇	三四	同南部	八九	一四一	二〇四	一八四
マカッサ海	四一	四八	ニウギネア北岸	九三	一四一	二〇四	一八四
マラッカ海峡	六七	六五	アラフローラ海	六二	一四一	二〇四	一八四

月別平均雨量統計表(耗)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
爪哇島	四〇	三四七	二七一	一〇〇	九二	六六	七五	六四	五二	四五	一〇四	三四	一七六
エダム	二九八	四二二	二〇〇	一九	一一三	九四	七六	四八	五四	五〇	一三四	一九八	一八五
タンツヨン・プリオツク	三三三	三三九	三三五	三三四	一〇三	一〇〇	七六	三六	七〇	一〇三	一四一	二〇四	一八四
ボイテンゾル	四五〇	四〇〇	四六六	四七	三三三	二七三	二六四	三九	三五〇	四三	四二	三九	四七五
パインド	一九七	一六八	二四七	三四	一三三	八九	六八	四七	八〇	一五五	四二	三九	四七五
ナラチヤツプ	二九五	二四九	三三三	二八一	二七九	三三〇	二六九	三三	三〇	四三	五〇五	三九	三六七

ス	ラ	バ	ヤ	三〇九	二八四	二五三	一七六	二〇〇	八九	五	二〇	一三	三八	二四	二四〇	一六七
パン	シ	エ	ー	三三	一八八	一四八	一〇四	九七	一一五	七六	七五	五八	七三	八三	一九五	一四三
マ	テ	イ	ウ	三二	二七三	二五七	三三三	二七	七四	四〇	二七	三〇	六六	二〇	二四二	一八六八
スマ	トラ	島														
バ	ダ	ン		三五三	二五四	二九四	三六三	三三	三三〇	三三	三六一	四三	五七	五〇	四九二	四五二
ベ	ン	ク	ー	三五	二六四	二八一	二八三	二五〇	二〇九	一八	二三〇	二四七	三四三	三九	三七〇	三三五
パ	レ	ム	バ	二五	二六四	三五	二八三	一九	二九	一〇九	一一〇	二六	二二八	二六三	三四六	二六七五
メ	ダ	ン		一三	九六	九〇	二六	一八七	一〇〇	二六	一九	二六	二六〇	二八	二三四	二〇五九
ホル	ネ	オ	島													
ホ	ン	チ	ア	二七五	一八九	二六〇	二七二	二五七	三三	一六〇	二三三	二〇四	三九八	三九	三四〇	三一九八
パン	シ	ヤ	ル	三九	二九三	三〇九	二二三	二七二	一九九	一〇四	九	八九	一四二	二五	三三六	二四三八
セ	レ	バ	ス	七六	五三	四四六	一四四	八三	八七	四三	一〇	一四	元	一七九	六四〇	二九六四
マ	カ	ツ	サ	一八九	一七五	一五八	九四	九二	二六	二二	一〇四	空	五六	八七	一七〇	一四二五
ド	ン	ガ	ラ	二二	九九	一〇一	一三二	一〇五	二九	九六	八七	四五	六五	九七	二九	一八五
ゴ	ロ	ン	タ													
其	他	諸	島													
タ	ル	ナ	ー	三三	一七	一七六	三三四	二五	一〇三	二九	一一三	九七	一五二	一八五	二四	二二三
ア	ム	ボ	イ	一四二	二六	一四三	二七五	五四	六八	五九〇	元七	三六	一七三	一四	一四六	三四三
ク	ー	バ	ン	四三九	三六	二二五	六	三三	九	六	三	二	一一	九九	二五三	一五七

衛生 蘭領東印度諸島は赤道を中心として南北緯十度内外に跨るが故に、熱帯高熱なる地域の常として風土陰悪、常人の住む能はざる所なるべしと想像する者多きも、已に記したるが如く其氣

候は堪へ難からず。唯渡航當初約一箇月多少暑熱の苦を感ずるのみにして、以後は大に凌ぎ易く、風土の如き我が臺灣に比するときは遙かに良好にして、攝制に留意せば何等疑惧するを要せず。殊に近時各地共其の植民地政府は深く衛生に注意するを以て、熱帯地方の通病たるマラリア熱、ペリペリ病等漸次減退するを見る。今蘭領東印度諸島に於ける衛生の施設を見るに、同總督府は陸軍衛生部と共同してバタバヤに本部を置き、各門各部に獨立の衛生機關を設け、人類は勿論家畜に至るまで疾病の豫防と撲滅とに努めつゝあり。唯領域廣大なるが故に勢ひ歐人の居住少なき地方は施設充分ならざるを免れず。爪哇は中央主權地なるのみならず、歐人の居住者多く且つ住民の文化亦他の諸島に比し進歩せるを以て、従つて衛生の設備發達し、公私立病院は固より醫師の數亦少からず。醫師は概ね各國語に通ずるを以て甚だ便利なり。加之重要地に於ける陸軍病院にては歐洲人及對等國人の入院を許すを以て、邦人も治療を請ひ得べく、醫師の住せざる地方は地方官(コントローラー)に於て常に藥劑を準備し、應急の手當を爲すべき設備あるを以て、歐洲人及邦人は就て應急手當を受くるの便あり。今最近の調査に依れば政府直營及補助の官公立及私立病院並に補助機關左の如し。

陸軍病院	三三	傳染病研究所	一
中央病院	七	土醫養成所	一
癲狂院	二	驅敵院	七〇
癩病院	六	土人專用病院	四九

ペリペリ病靜養所 一 痘病所 一
 貧民養育院 一

以上官立

養生院 六 宣教師設立病院 一二

鑛山及農區設立病院 二一 癩患者收養所 一三

以上私立

前記の外開業醫あり。且つ都市には賣藥所あるは勿論、我が賣藥行商人等の未開地を巡回行商しつゝある者亦少からず。陸軍病院は土人、支那人其の他の亞細亞人(日本を除く)を收容せざるを以て、其の他の公立病院は主として其の缺を補はんが爲設立せられたるもの也。

傳染病は政府の夙に苦慮する所にして、豫防取締規則を發布す。左の地方は各常設檢疫所を設置したる外、必要に應じ臨時檢疫所を設くるの備へあり。

一、バタバヤ港の入口 一、リオ島

一、バダン港 一、ボルネオ西海岸

一、スマトラ東海岸 一、セレベス島

爪哇人の過半は回々教信者にして毎年少からざる教徒のメツカに赴くものあり。是等は印度、亞弗利加方面に流行する黒死病を誘致する恐れあるを以て、其の出入港の地をバタバヤ、バダン及サ

パンの三港に限定し、嚴重なる檢疫を爲しつゝあり。

痘瘡は古來土人間に流行したる風土病と見做すべきものなるも、政府は萬難を排して其の撲滅に努め、千八百四年初めて種痘を始め千八百二十年法令を布きてより、爾來改良に改良を加へ之れが豫防と種痘の普及に力を盡すと雖も、領土の廣さと爪哇以外の地は交通の不便なるを以て今尙ほ人體に移植せる痘苗を用ゆる所あり。爪哇土民は種痘を政府の刻印と異名し居るが如く、種痘は一般に普及しつゝあり。マラリヤ熱は當領土到る處に見ざるなし。殊に濕地に多く、曾て公立病院にて取扱へる患者中本患者は其の四割三分を占むるの有様なりしが、漸次其の數を減じ一箇年平均率は僅かに百分の十四、五を上下するに至れり。以て衛生設備の完成の域に進みつゝあるの證と爲すを得ん乎。而して其の死亡率は百分の二・五乃至三・五なるも、陸軍病院にては同患者は平均患者總數の百分の二十八にして死亡率は〇・五乃至〇・七に過ぎず。是れ公私立病院收容の患者に悪性乃至病狀不良の患者多きを示すと共に、一般衛生は勿論個人衛生の忽にすべからざるを語るもの也。

虎列刺病は土民が河水の清濁に拘らず、沐浴、洗濯、食器の洗滌及炊事等に至るまで之を用ひて一切の用を辨じ、甚しきに至りては糞尿の放下あるも意とせず、皆同一河水を用ゆるを以て一旦是等惡疫の流行を見んか、百般の施設も其の效を奏する能はず。故に各自の個人衛生最も必要なるを見る。而して之れが流行を見たるは千九百一年、千九百二年及千九百八年なり。既往に於ける同患者

病院收容及死亡率を見るに收容者平均數は全患者の百分の六乃至七にして、死亡者平均は其の百分の六十内外、最低二十九・三、最高七十二・七を示せり。

ペリペリ病は本邦の脚氣に類す。唯脚氣は水腫を起すものは全治し易く、乾性のものは悪性なりと云ふも、本病は全く正反對にして水腫性のもの悪性にして乾性却て全治し易しと云ふ。本病は錫の産地たるパンカ島に最も多く往年各島亦少なからざりしも、近年大に其の減退を見、千九百五年より千九百七年に至る三年間の公私立病院に於ける同患者收容數は患者總數中、千九百五年は百分の四・六、千九百六年は二・九、千九百七年二・三にして死亡率百分の四・九乃至九・一なりき。之れに次ぐを徹毒及胃腸病とす。

千八百九十八年より千九百七年に至る十箇年間の公私立入院患者總數に對する死亡率は左の如し。

年次	死亡百分率	年次	死亡百分率
千八百九十八年	三・八	千九百三年	三・三
千八百九十九年	四・二	千九百四年	二・九
千九百一年	三・九	千九百五年	三・八
千九百二年	九・〇	千九百六年	三・二
千九百二年	七・七	千九百七年	三・五

備考 千九百一年及二年に死亡率の多きは虎疫の流行したるに依る。

今之れを陸軍病院統計に比するに其の死亡率の割合に甚だしき差異あるは、一は衛生思想の發達

せる者を收容し、他は土民及同格者を包含す。従つて衛生状態に多大の懸隔あるに因ると云ふべし。又住民の過半否な大部分を占むる土民は歐醫の診療を嫌忌し、草根木皮を常用するが如き固有の治療法に依るもの多く、流行性疾患に罹るも之れを隠蔽するの風あり。虎疫の如き官憲にては多大の注意を拂ふに拘はらず、入院するときは必ず死亡するものと誤信し、動もすれば爲政者に反抗的態度を示すの傾向あり。公報の示す患者は約半数と見るを至當なりとす。今公私立病院に於て取扱ひたる主なる疾病患者統計を以て一斑を示さん。

病名	千八百九十八年		千九百一十年		千九百一十五年		千九百一十七年	
	患者數	死亡數	患者數	死亡數	患者數	死亡數	患者數	死亡數
マラリア	一八六二六	九二七	二五三四	一四四四	九〇九	三〇三	九三三	二五
虎列刺	一四四	四	二七四二	一八〇七	一	一	六	三三
痘瘡	九一五四	六七	三七二	二七六	二〇	一〇九	一三五	一一
ペリペリ	七一九	五八五	四六六	三〇八	一三九	四九	一三六	九〇
花柳病	三三五六	七四	二四六五	一五	一五八九	五	三六八	一七
其他	三六七九	九五七	一四一〇	四九五	三八四三	三九	四三三九	三四
計	三九一九四	二〇〇八	四八五〇	二七五七	六〇六五	一八二八	五八四三	三五

第二節 馬來半島の氣候、風土及衛生

馬來半島は大陸より赤道方面に向つて突出すること五百餘哩、赤道の北七、八十哩の點まで延長せ

るを以て、何人も其の暑熱の酷烈なるを想像するも、事實は全く之れに反して殆ど赤道直下とも云ふべき新嘉坡に就て見るも、優雅なる翠緑の熱帶樹海岸に列り、芭蕉其の他の植物の青々として田野を蔽ふ處、軟風常に習々として到り、驟雨は日々幾回となく沛然として襲來し、暑熱爲に散じ四邊自ら清涼、身の熱帶に在るを覺へざるは、足一度此處に到れる者の皆經驗する所にして、千九百十一年の氣象觀測に依れば最高温度八十七度、最低七十三度九、平均八十度七にして、降雨の總量八十五吋四分を示せり。毎年十月より翌年四月に至るの間は雨期にして、氣候殆ど我が東京の五、六月に比すべく、他の約半年は所謂乾燥期にして暑熱時なるも我が夏季と大差なく、且つ依然驟雨のあるありて暑熱の氣を洗ひ、日没後は夜氣清爽、晝間の暑熱全く消散するを以て夜間、就床安眠し得ざるが如きことなし。半島中は他の地方も大同小異、身其の地に在りては殆ど相違を感知する能はざる程度にして、概言すれば本領土も亦他の南洋各地と同じく一年を通じて變化少なく、周年夏なりと見れば大過なし。之れを要するに馬來半島を通じて最高華氏九十六度、最低六十一度にして、平均八十度内外を昇降し、樹木繁茂したる地方に在りては涼味掬すべく暑熱の堪へ難きを見ず。且つ雨量常に適當にして曾つて旱魃の憂無し。暑熱は烈しきも日中午前十時頃より午後三時迄にして、夜間は熱氣斂まり早曉午前五、六時の間は殊に涼しく、驟雨と相俟て暑さを鎮するに足る。新嘉坡は殆ど赤道直下に在りと雖も、熱帶圈内の他地方と比較するときは健康地として一般に知られ、

北部印度方面より來りて轉地療養を爲すもの多きを見るも之れを知るべし。唯從來示されたる死亡率は出生率に超過し、病院入院患者の數亦少なからざるを以て、一見如何にも不健康地たるが如き感なきにあらざれども、是れ未開地開拓の過渡期に於ては常に免れざる所、我臺灣領有當時の状態之れを證するのみならず、又此の如く死亡率及患者數の多きは、多數の支那人及タミール人（婦人を
携帶せざる單
身者）の死亡率を小數なる馬來人の出生率に比較したると、前記支那人及タミール人は移住労働者にして、些細の疾病にも入院を希望し休養を得んとする傾向あり、且つ又彼等の衛生思想極めて幼稚にして、疾病に對する豫防等絶えて之れを試みるものなく、従つて之れに冒され易きに依り、天然の氣候風土に基因したるものは極めて尠きに似たり。

主なる疾病はマラリア熱、ペリペリ病、肺病、赤痢、下痢及皮膚病等にして、風土病若くは傳染病に屬するもの多しと雖も、何れも衛生に注意し豫防に努むるに於ては決して恐るべきものにあらず。然るに労働者は裸體若くは半裸體にて勞役に従事し雨に打たるゝも之れを意とせず、夜は殆ど寢具を用ゆることなく木床に眠り、渴すれば濁水を厭はずして飲み、或は山間の耕地に肌を露出して蚊に刺傷せらるゝ爲に病菌を受くる事、來りて此に至れば其の病に襲はるゝ何等怪しむを須ひず。之れを要するに天然の氣候風土は、決して瘴癘疔風の焦土にあらざるは更に多言するの必要なしと雖も、衛生思想竝に其の設備に缺如する所多きを以て、眞に南洋に志あるもの本項總說中に述べ

たる諸點に留意するを肝要なりとす。

千九百十一年新嘉坡氣象表 (溫度ハ華氏)

向風及風	風力	晴天日數	降雨日數	降雨量	百分率	平均溫度	最高溫度	最低溫度								
NW	W	SW	S	SE	E	NE	N	靜	力							
四	一	一	一			三五	二〇	?		七	二四	二五七	七八〇	八九二	七三三	一月
五		二	一	三		?	一五	三		三	三六	二五五	八三三	八九七	七五五	二月
八		四		六	二	?	三五		二四	二五	二二	二七	八三五	九〇六	七三五	三月
三		二		八	一	二		?		一四	二二	三三	八三四	九〇〇	七四三	四月
四		三	九	二	四	一		?		一四	一七	一〇六五	八三九	八九〇	七五三	五月
	二	三	九	?	一			七		三	九	三七四	八五〇	九〇〇	七五四	六月
		?	四	九				九		三	一〇	四三	八四六	八九三	七七二	七月
	二	八	八	三				?		一五	二六	八八〇	八三三	八七五	七四七	八月
一		八	九	三〇	一			三		一五	一五	五五	八八	八八三	七四七	九月
二		八		二〇		二		?		三	一九	九〇七	八八九	八八四	七三九	十月
三	一	四		二〇	四	五	四	?		九	三	一六九一	八二八	八八七	七三三	十一月
九		二	二	二	二	八	八	?		六	二五	一〇二四	八〇六	八六五	七三〇	十二月
元	六	?	三	?	二	?	四	?		一	八〇	一八〇	八二〇	八六六	七四二	平均又 合計

自千九百一十一年 新嘉坡平均降雨量及日數表

月別	年別										
	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年	平均
一月	一六六	一五九	一九〇	四七五	一五三	四九三	五三四	一六四〇	六七五	一四九七	二〇四
二月	七六	一〇二	六四	八七七	五五二	五五六	六八三	八五三	二六〇五	三九九	一一
三月	五七八	六〇六	四七	四六五	一〇七〇	四六八	六五三	七九三	一〇三三	一〇〇	七三
四月	九五	八六〇	二五八	八三五	六五一	三二八	六二〇	八六五	三三三	四〇五	七八五
五月	四四七	五二五	三四七	八七三	四九八	九九六	六〇三	四〇三	六五九	一〇〇六	六〇四
六月	四七八	六六六	六三三	五三三	二二三	六九八	四八〇	〇三三	六八七	三三五	六五九
七月	三三五	七三三	七八八	九三六	一〇三六	一〇三七	五二八	一五二	五九六	三三五	六三九
八月	三六	一〇三	一〇七	五六五	六四七	五四〇	三四七	六六六	一〇九三	七四八	七〇九
九月	四〇六	四七五	五四	一九七	九八〇	五六四	五四八	五三五	一〇七七	五八九	五九〇
日數	二	二	二	九	五	一五	一四	一五	一三	一四	一三
日時數	四〇六	四七五	五四	一九七	九八〇	五六四	五四八	五三五	一〇七七	五八九	五九〇

風向及其日數							
NW	W	SW	S	SE	E	NE	N
五	五	三	一〇	七	三	二七	三
三	一〇	一	一七	三	九	一八	三
二四	七	一	一五	三	五	二四	一五
?	五	一	三	一〇	三	七	三
?	一	二	三	八	三	二	四
七	一	一	三	六	一	三	一
三	二	三	二五	八	八	六	一〇
三	一	一	三	六	八	三	二四
?	三	一	三	〇	四	一五	九
七	一	一	五	九	一	三	三
二九	一	一	七	四	一	四	二五
?	一	一	一	三	一	六	一五
?	三	一	一七	一六	四	二	一四

聯邦各州各病院に於ける患者死亡者病氣種別表(千九百十年度)

病名	摘要		ネグリ・スムピラン州	スランゴール州	マラ州	パハン州
	取扱患者	死亡者				
脚氣	一六三七人	一〇六人	六四七%	一九七九人	三三一人	二二六%
赤痢	九六六	三三六	二四・四三	七三三	三七四	三二・六
下痢	六九	一〇	一四・四九	二七	三三三	二〇・三六
マラリア	四五八五	二〇七	四・五一	八二三	四五四	一・八七六
衰弱	一七一	三三	七・六〇	三五八	五六	一・六二〇
肺勞	九五七	二六五	二七・六九	一三三八	三六六	二二・五六
取扱患者	一六三七人	一〇六人	六四七%	一九七九人	三三一人	二二六%
死亡者	一〇六人	三三六	二四・四三	七三三	三七四	三二・六
死亡率	六・四七%	一四・四九	四・五一	七・三三	一・一七	一・五九
取扱患者	一六三七人	一〇六人	六四七%	一九七九人	三三一人	二二六%
死亡者	一〇六人	三三六	二四・四三	七三三	三七四	三二・六
死亡率	六・四七%	一四・四九	四・五一	七・三三	一・一七	一・五九
取扱患者	一六三七人	一〇六人	六四七%	一九七九人	三三一人	二二六%
死亡者	一〇六人	三三六	二四・四三	七三三	三七四	三二・六
死亡率	六・四七%	一四・四九	四・五一	七・三三	一・一七	一・五九

皮膚病	黴毒	創痍	關節炎	リウマチ	潰瘍	癩病	其他	合計
二六七四	一〇五八	一〇四八	四七	九九	九	九	四九七五	一三、六〇〇
三〇	一八	二元	九	九	九	九	二四三	一、〇八〇
一三三	一七〇	二七六	二八二	九八	九	九	四八八	七、七四
二七五八	四五	二四三四	八三	三九三〇	三九五〇	五五五	一九五六三	一七、一〇一
四五	四五	六五	二元	四九	四九	二六	八六八	二、七〇二
一六三	二二	二六七	四三五	一三五	一九六四	壹七	二七八四	八、二七
三三	三三	三三	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	八二七	三、〇五
九	九	九	九	九	九	九	二五	八六〇

備考 本表は各州に於ける官公立病院の統計に係り、他の私立若くは個人の取扱に屬するものは本表以外とす。ネグリ・スム
 ビラン州に於ては九病院、スランゴール州に於ては十八病院、メラ州にては二十二病院、パハン州にては八病院を合計
 したるものなり。

第三節 比律賓群島の氣候風土竝に衛生

氣候風土 比律賓諸島の氣候は同緯度なる他地方の氣候と大差なく、四季を通じて夏なりと雖も、世人の想像するが如く人の居るに堪へざるが如き地にあらざるのみならず、屋内に在りては暑熱を受くること少く吾人の業務に毫も支障あることなし。即ち寒暖計は華氏六十度より九十度の間を昇降す。氣候は一年を通じて之れを三期に分ち得べし。第一期は乾燥期にして十一月に始り二月に

終る。此の間氣候温和、群島北部の高山には霜を見ることありて、一般に涼氣流れ夜間は氣溫殊に下降し、涼風常に吹いて濕氣なく、一年中最も適良の氣候にして我が國の秋季に彷彿たり。第二期は三月より五月に至る三箇月とし、此の間尙ほ乾燥せる時期なるも氣候暑熱にして最も酷暑を感じ、寒暖計は高度を示し日射強く濕氣なく恰も我が盛夏に比すべし。然れども時に微風の薫するありて清涼の氣を味ふを得べく、殊に夜間は日没と共に涼氣加はりて、我が國の酷暑に比するときは却つて凌ぎ易きを覺ゆ。第三期は非常に濕潤なる期間にして六月に始まり十一月中旬に終る。此の間雨多く夜となく晝となく時々驟雨の襲來するを見る。雨量は他地方より比較的多く一年の平均雨量二千耗内外にして空氣常に濕氣を帯びるも時に日光を見ることあり。かゝる際には雨中の涼氣に引換へ暑氣を感ずること却つて甚だし。降雨期中は河水氾濫し内地の旅行殆ど杜絶するのみならず、暴風雨の襲來するありて海上不穩を呈することあるが故に、商業も亦最も沈衰不況に落つるを常とす。一年中に於て最高溫度を示すは四月より五月に至るの間に於て、過去十數年間の統計に徴するに平均最高溫度華氏九十六度(攝氏三十六度)、同最低溫度華氏七十七度(攝氏二十五度)(但し山嶺バギオ地方を除く)也。更に一日中の氣溫を分てば午前十時より午後三時に至るの間最も暑く、朝夕は稍涼味を覺へ、夜間は冷涼の氣を感ずること我が日本内地の夏季と殆ど相似たり。

風向竝に天候

呂宋島沿岸に於ける風は支那海に於けるものに類似し、十月中旬より五月中旬

までは北東信風季、六月より十月までは南西信風季也。而して沿岸北東信風流行し風力概ね強勁にして、十一、十二、一月の三箇月間最も強く就中北方に於て殊に然りとす。二月より五月に至るの間は北東信風其の力を減じ東風に變ずるの傾あり。此の期間には屢々東颶風起りて一日乃至三日間連吹することあり。此の颶風の起る前には天氣概ね晴朗北方に雲現はれ晴雨計の上昇を常とす。又降雨中起ることあるも此の時は風力稍や弱し。

北東信風季は好晴季にして天氣常に快晴空氣乾燥し、晝間は風向概ね北々東若くは之れより北に變じ、日没後無風と成り次で陸風起る。然れども又時に午前十時頃より日没迄、無風或は偏西風なることあり。三、四の二箇月は最も好晴の季にして五月は微弱の變風あり。此の月は南東乃至南西のスコールを來す。馬尼刺灣等に於ては殆ど一日として此のスコールの襲來せざりしことなし。南西の信風は七月より十月の間に流行す。此の期間は颶風の發生期にして南西乃至西より來り大雨強風を伴ひ往々數日間連吹す。

北西風及北西颶風は稀なれども小雨を伴ひ陸風を交ゆるときは、是れ乃ち颶風襲來の兆なりとす。暴風の發生期は九月より十一月に至る間にして、概ね晴雨計下降せざるに因り其の襲來を豫知し難し。スールー海峡に於ける東風即ち北東信風は風力弱く、且つ不定にして變風を來すこと多し。

ミンダナオ島附近に於ては偏北風の強吹せしことなく、時々輕き變風の之れに代つて數日連吹す

ることあり。南西信風は五月に始まり六月に至りて固定す。此の時に當りて天候溟濛にして濕潤甚だしく七月下旬、八月中旬時に十月頃險惡なる天候を見、コラスなる猛風を起すことあり。コラスは颶風と異なるなく多くは電雷を伴ふを常とす。九月は風力減衰し降雨少なく天候晴朗となるも、毎朝濃霧空を蔽ふて正午に及ぶ。又信風變換期に於ても支那海に於けるが如く屢々險惡なる天候を催すことあり。偏西信風季の初めに當りては反對の方向即ち東方より吹き來りて強雨を伴ひ、時として一週間以上連續することあり。此の信風の定吹する前には時々猛烈なる暴風を起し、其の全季節は天氣密濛にして降雨多く、暴風屢々起るを常とす。

比律賓群島の氣候風土は如上記述したる所に依り略ぼ之れを了知するを得べし。即ち南洋他地方と大同小異にして決して恐るべき瘴蠻の地にあらざる也。唯地方病として下痢、ベリベリ病(脚氣類)及沼氣より發する熱病の不注意の間に襲來することあれば、衛生に努めて常時細心の注意を怠らざるを要す。今馬尼刺氣象臺の報告に基き氣象の概況を摘記すれば左の如し。

千九百八年比律賓群島各地氣温表(攝氏)

月別	馬尼刺			イロイロ			セブ			ダバオ			サムホアンガ			パギオ		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
一月	二九六	一九九	二四九	二九三	二三三	二五七	二九二	二三三	二五八	三〇一	二三五	二六三	三〇二	二三六	二六三	二二七	一三〇	一七三

同	同	同	同	自一八八五年至一九〇九年平均風向日數	右最大差	絕對最小溫度	絕對最大溫度	平均最小溫度	平均最高溫度	平均濕度%	自一八八五年至一九〇九年平均濕度%	同上最大差	同上時日	絕對最低溫度	同上時日	絕對最高溫度	平均最低溫度	平均最高溫度
三九	三五	三四	三八	八三	四〇	五三〇	九七〇	六三一	九三八	七八〇	七六〇	八〇八	一四七	一八三	四〇	三三九	二〇三	三〇三
二八	三八	四九	三八	七八	五四〇	四二〇	九六〇	五五四	九二〇	七五九	七二八	一六九	一〇	一七三	二五〇	三四三	二〇一	三四
三〇	三五	七三	三五	七三	六〇〇	三六〇	九六〇	四九五	八九二	七二八	七二〇	二六八	九〇	一七七	三〇〇	三四五	二〇五	三七七
一七	三九	八三	三九	五九	五六〇	三七〇	九六〇	四九三	六七九	六九六	六九二	一六四	一〇	二〇四	三六八	三三六	二二六	三四五
二四	六三	五五	六三	五〇	五三〇	四〇〇	九七〇	五七五	九〇八	七六一	七六一	一三九	二〇	二九	三五八	二三五	二二五	三四三
二四	七八	四八	七八	四四	五八〇	四〇〇	九八〇	六〇〇	九二四	八一〇	八一〇	一四七	二五〇	二二三	三六九	二二三	二二五	三五二
二五	一〇二	三八	一〇二	三三	三八三	六二〇	九九〇	七七八	九六〇	八四七	八四七	二四	一六	二二九	三三三	二二〇	二二〇	三五五
二四	一一四	三〇	二四	二八	四九〇	四九〇	九八〇	六三六	九三六	八四九	八四九	二八	二五	二二四	三四三	二二六	二二六	三五三
二五	九七	三六	二五	三四	四〇〇	五九〇	九九〇	七六六	九四九	八五六	八五六	二二	二九	三三三	三三三	二二五	二二五	三五三
三三	五六	三三	三三	五八	三八〇	六〇〇	九八〇	六九三	九四一	八三六	八三六	二〇	一四	二九	三九	三三六	三三六	三五九
四五	三三	二六	四五	七八	四四〇	五四〇	九八〇	六八九	九四三	八三六	八三六	二二	二〇	二四	三七	三八	三八	三九
四八	二七	二二	四八	八四	四四〇	五五〇	九九〇	六六一	九三〇	八三三	八三三	二七	六	一八三	三〇九	二〇	二〇	三九
二九	六四	四四	二九	五八	六三〇	三六〇	九九〇	六三三	九三五	七九四	七九四	一九	二	一七三	三六九	二二	二二	三七

第四節 暹羅の氣候風土及衛生

氣候風土 暹羅の氣候は他の北熱帶圈に位する諸國と同じく、一箇年を分ちて雨期、乾燥期の二となすを得べし。年に依り多少の相異なるも乾燥期は十一月より翌年四月に至り、此の間晴天多く降雨を見ること稀也。且つ北東信風は十一月頃より暹羅灣に吹き十二、一月に及び、涼風徐々に吹き來りて、恰も我日本の天高く氣清き秋爽の候を想はしめ、朝夕は氣候低下し華氏六十二、三度に下降することあり。然れども二月下旬より三月に至りては漸次暑熱を加へ、四月に至り其の極に達し苦熱の嘆なきにあらず。五月に至れば南西信風の襲來と共に茲に雨期に入り、爾後十月に至るまで殆ど日毎に一時間乃至三時間の驟雨沛然として殺到し、強風一陣雷鳴を伴ひ、涼氣神に入り爽快云ふべからず。

風向は盤谷府に於ては十月初旬に偏北風起り西及東に變轉す。而して十月中旬乃至十一月初旬の間に於て北東信風定吹す。此の信風は十二月中は絶えず強吹すれども、一月には其の力を半減し二月には其の風力僅に五分の一を保つに過ぎざるを以て、南々東乃至南西の風吹き來り幾分其の缺を補ふが如し。二月下旬若くは三月初旬には偏北風止み、南及南々西の強風流行するを見る。

五、六、七及八月は偏南西風絶えず強吹し、時に暴風となることあり。其の方向は六月までは主として南より南々西、夫れより九月までは南西にして此の時必ず輕變風起り、以て南西信風の變轉を

豫報するが如し。

左に盤谷府に於ける天文臺最近十箇年平均氣象表及コーラット鹽業支局の報告を掲げて其の一般を窺ふの資料とせん。

自千九百一十一年 至千九百一十一年 十年間盤谷府に於ける各月平均温度表 (華氏)

月別	年別										
	二 千 九 百	三 千 九 百	四 千 九 百	五 千 九 百	六 千 九 百	七 千 九 百	八 千 九 百	九 千 九 百	十 千 九 百	十 一 千 九 百	平 各 均 年
一 月	七七一	八〇六	七五九	八四四	八四四	七六七	七六六	七九〇	八〇四	七五五	七九〇〇
二 月	七七〇	八〇七	七六三	八四八	八五五	八二五	八二三	八二三	八〇〇	八〇四	八二六
三 月	八四八	八七〇	八三九	八六〇	八六四	八三三	八四〇	八四四	八二九	八四四	八四七〇
四 月	八六一	八六六	八四七	八八八	九〇三	八六三	八六六	八六三	八六二	八七一	八七〇七
五 月	八五八	八七二	八五四	八五八	八六六	八四七	八五三	八五〇	八五三	八六〇	八五九〇
六 月	八六五	八三三	八四七	八四八	八六一	八四三	八四七	八四九	八四二	八四八	八四八一
七 月	八四九	八四〇	八四三	八四八	八五三	八四三	八四三	八四六	八四六	八四八	八四四六
八 月	八四二	八三七	八四四	八五四	八五二	八三一	八三四	八四二	八四二	八五〇	八四七四
九 月	八三〇	八三七	八三六	八三九	八四七	八三三	八三三	八三四	八三〇	八三九	八三三二
十 月	八三七	八三五	八三三	八三七	八三五	八三五	八三九	八三三	八三三	八三三	八三二九
十 一 月	八二四	七八四	七九六	八三三	七九五	八二三	七六三	七九〇	八〇七	八四三	八〇四七

自千九百一十二年 盤谷府に於ける雨量及降雨日數表
至千九百一十一年

月別	十箇年平均		時	耗	最大降雨日數	備考
	各月に於ける降雨量	降雨日數				
一月	〇・二五 ^時	六・四 ^耗	一・五	〇・九八 ^時	二五・〇 ^耗	千九百十年
二月	〇・六七	一・七〇	二・〇	二・四七	六二・八	同 年
三月	一・三五	三・四三	二・六	二・六二	六六・五	千九百七年
四月	二・〇三	五・二〇	五・一	二・一三	五四・〇	千九百四年
五月	八・一三	二〇・六五	一六・九	四・五〇	一一四・三	千九百三年
六月	五・九〇	一四九・九	一七・四	一・七〇	四三・二	同 年
七月	五・四三	一三八・〇	一七・二	一・九〇	四八・三	千九百六年
八月	七・四五	一八九・二	一八・六	二・二四	五七・〇	千九百十年
九月	一三・六五	三四六・七	二一・六	三・七〇	九四・〇	千九百九年
十月	九・〇四	二二九・五	一八・七	二・七五	六九・八	千九百三年
十一月	二・八四	七二・四	五・八	二・七五	六九・八	千九百十一年
十二月	〇・三七	九・五	一・七	〇・九二	二三・四	千九百五年
計	五七・一四	一四五・二五	一二九・一	—	—	千九百三年

千九百九十九年 コーラット 蠶業支局 觀測溫度表 (華氏)

摘要	月別												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
平均温度	五五四	八二二	八四三	八五三	八三七	八三二	八二六	八三三	八二七	八二〇	七九三	七三四	八〇〇
平均最高温度	八二八	八九二	九一三	九二二	八九三	八八〇	八七六	八八三	八六三	八四六	八二〇	七九三	八六五
平均最低温度	六四四	七五六	七六六	七七八	七四四	七八八	七八二	七四九	七四四	七四八	七一九	七四八	
絶對最高温度	八七八	九六八	九四四	九五九	九五〇	九〇五	九五〇	九二四	八六七	八七七	八六〇	八五	
絶對最低温度	六四四	七〇七	六九八	七六一	七七〇	七六一	七七〇	七七〇	七二六	七五三	六六六	六八	

衛生及び疾病

上來記述したる所に依ればさまで酷熱の地にあらざるも、往々傳染病等の流行を見ることあり。是れ盤谷府に於ては飲用水として多く湄南河の河水を使用せるも、其の水質時に混濁することあり、或は鹽味を帯び不純なるに拘はらず、今日迄未だ水道を始め排水、防疫等公衆衛生上の設備の完からざるに由らずんばあらず。近時政府は銳意是等の改善に努めつゝあるを以て將來は面目を一新すべし。茲に同衛生局の管理に屬する病院の患者病名等を掲げて參考に資せん。

一、各病院に於ける病名及患者表

病名	病院別											
	警察病院	パクション病院	サムセン病院	傳染病院	精神病院	合計						
赤痢	一三八	三一	一一			一八〇						
下痢	一三八	一〇	二六			一七四						

白痴	癲癩	憂鬱病	發狂	瘡傷	熱病	天然痘	脚氣	ヘルペス	虎列刺
計									
四、八〇三				三、七三〇	二五八	二一	五〇八	四	六
三三六				二三七	三四		二二		二
二八六				二二三	三五				一
四〇四				二	一三	七六	二六八	二四	二一
四六五	三三三	一三一	六三	二三八					
六、二九四	三三三	一三一	六三	二三八	四、一八二	三四〇	七九八	二八	三〇

備考 警察病院の四千八百三人中、二千九百六十二人の外來患者を含み、又盤谷病院及サムセン病院の外來患者、前者は約千二百人、後者約百三十人なりとす。

二、同上患者死亡數表

赤痢	下痢	病名	病院別
二一人	五		警察病院
一五人	二		ツバクン病院
一人	一		サムセン病院
			傳染病院
一人	八		精神病院
二七人	二六		計

計	強性發狂	瘡傷	熱病	天然痘	脚氣	ベスト	虎列刺
七九		五二	三		五	一	一
六〇		二五	九		九		
四一		二八	二				
一一〇			一	四〇	四六	二二	一一
一三四	四				一一八		四
四三四	四	一〇五	一五	四〇	一七八	二三	一六

備考 表中ベスト、虎列刺病等の少きは無届其他の原因に依るべく、如斯は衛生思想乏しき土民にして衛生の設備完からざる今日不得止ざる所なりとす。

之れを要するに暹羅に多きは熱病及脚氣病等にして之れが豫防は他の熱帯と同じく各人の衛生上の注意如何に依るを以て、最善の注意を拂ひ飲食、冒熱、過度の勞役等に注意するに於ては憂ふるに足らず。唯山林地帯に於ては有毒瓦斯に因る熱病を惹起することあれば特に注意を要す。病院は右の外支那人間に於ける天華醫院、佛國病院及盤谷養生園等あり。何れも設備完くして生命を託するに足る。

第五節 佛領印度支那の氣候風土及衛生

氣候風土 佛領印度支那も亦熱帯圈に位し、國內一般に高熱にして、雨季後殊に其の甚だしきを

見るも地形南北に展開し北部は山岳高原多きを以て、兩端の地を比較するときは多少の差異あり。即ち南部に於ける柴棍の如きは恰も新嘉坡と氣候の性質を同ふし、四季寒暖の差甚だ少なきも、之れに反し北部河内に至れば稍や其の趣を異にし、冬季と夏季との區別南部諸地方の如く判別し能はざるにあらず。各地共一年を乾燥及濕潤の二季に區別するを得べし。是れ風位の關係に依るものにして南西信風季に於ける風は多量の濕氣を吸收し、老櫓、東京及雲南等の高山を經過するに當りて、茲に雨を生じ十數日間霖雨の連續すること珍らしからず。然らざるも曇天の日多く空氣常に濕潤也。是れ雨季即ち濕潤季にして五月より九月に及ぶ。他は即ち乾燥季にして北東信風連吹し空氣乾燥す。此の風は轉換期に於て大氣の變動不規則に且つ猛烈にして往々颶風及颱風等を誘起し、海上亦狂浪怒濤を見ること珍しからず。左に南北兩地方に就き少しく之れを述べん。

交趾支那柴棍地方に於ける平均溫度は華氏六十八度乃至八十六度也。尤も乾燥季中は日中に九十三、四度に達するも夜間は六十三度に下降す。此の期間は天空清明、風多く温度高しと雖も苦熱を感ずることなく、時に短時間の颱風起ることあり。酷暑なるは三月乃至六月の間にして溫度往々九十七度に上ることあり。十二月より翌年三月に至るの間に空氣燥熱し信風強く定吹し、漸次風力衰へ終に吹き止みてより海陸風吹く。海陸風は概ね夜間東北東又は北東より吹き、朝に至りて東に變ず。又海風は一般に正午前後南東より吹き來る。

安南海岸に於ては信風は殆ど其の海岸に沿ふて吹き來り、五月中旬前後及十月中旬前後に定吹す。南西信風の定吹前約一箇月間即ち四月中は一般に無風也。而してバダラン岬の北方は其の南方よりも北東信風稍や強きが如し。又南西信風季中は海陸風共に概して規則正しく吹き、陸風は夜半より吹き始め午前七、八時頃に至りて止む。海風は南東風午過より吹き始め午後八時に至り全く止む。而して安南南部に於ける六、七、八月の氣候の如く其の氣温健康に宜しく且つ爽快を覺ゆる地方は、他に多く其の類例を見ざる所、時に颶風の遠隔の地方に襲來し、爲に天候及海上の模様著しき變化を生ずることあるも、全く其の區域外に在るを常とす。されど北東信風季中は降雨多量にして時に颶風を伴ひ、信風區域にある地方は海岸高浪波濤の威を逞ふることあり。中部トゥラメ地方の北東信風季中の氣候は健康に適するも疾風多く二月は暴風を見ることあり。即ち北方の山上雲霞を見るは其の前兆也。其の他の月は暑熱酷だしく就中四、五月を最とし無風なるを常とす。六月中は海陸風共に流行し、四季共に降雨多く北東信風季中殊に甚だしく九、十月には颶風を見ることあり。又ウエ地方に於ける夏季最高温度は百一度、最低五十七度にして暑熱酷烈を極め、十二月より二月に至る間は寒冷にして霧を伴ひ不快謂ふべからず。然れども九、十、十一月は氣候溫和也。降雨季は五月より十月に及ぶを例とす。

安南海灣に於ける北東信風は其の南方に於けるが如く強吹せざるのみならず、屢々無風なること

あり。此の間大氣は一般に霧深く内地山嶽は多く雲霧に蔽はるゝを見る。又南西信風は海岸に沿ひ南東若くは南々東より吹き來り風力甚だ強からず。之れを一日に就て云へば、朝は無風、正午頃より午後四時頃まで勁吹し、日没に至りて全く止む。

老櫓地方は四面山を繞らし遠く海を距るの高原地なるを以て、前者と其の趣を異にし、氣候亦大陸的にして中和を缺き健康に適せず。又東京の西北部支那に接する地方は老櫓と略ぼ相同じく、他に比して寒暑の差著しく、冬季の如き十度内外に下降することあり。柬埔寨北部亦之れと同じ。左に柴棍に於ける氣象表を掲ぐ。

柴棍の氣溫累年比較表（攝氏）

月 別	一九〇五年		一九〇六年		一九〇七年		一九〇八年		一九〇九年	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一 月	三三・九	三三・四	二六・二	二八・九	二〇・〇	二〇・八	二九・九	二二・三	三〇・三	三二・九
二 月	三三・五	三三・二	三六・五	二八・五	三三・九	二二・五	三二・四	三三・三	三三・六	三三・九
三 月	三四・六	三三・七	三五・二	二八・五	三五・九	二三・五	三三・七	三三・五	三三・八	三三・八
四 月	三六・三	二五・七	三四・四	二四・七	三五・九	二五・三	三三・七	二二・〇	三三・八	二四・八
五 月	三六・三	二五・八	三四・六	二五・六	三五・九	二五・九	三三・七	二四・四	三三・九	二四・八
六 月	三四・九	二五・六	三五・〇	二五・八	三五・九	二五・九	三三・七	二四・四	三三・三	二五・〇
七 月	三三・六	二四・九	三〇・〇	二四・九	三二・六	二四・六	三〇・〇	二四・三	三〇・六	二四・三
	三〇・〇	二四・六	二四・七	二四・一	三二・〇	二四・三	三二・一	二四・五	二九・七	二四・六

月別	年次	一九〇五年		一九〇六年		一九〇七年		一九〇八年		一九〇九年	
		大雨	小雨	大雨	小雨	大雨	小雨	大雨	小雨	大雨	小雨
一月	二月	二	一	五	一	三	三	三	一	四	二
三月	四月	一	一	二	五	一	二	一	一	二	二
五月	六月	七	一	二	三	七	二	七	二	三	二
七月	八月	七	二	一	二	三	二	二	三	二	二
九月	十月	三	二	三	三	一	三	一	二	一	二
十一月	十二月	三	二	三	三	一	三	一	二	一	二
		降雨日數		降雨日數		降雨日數		降雨日數		降雨日數	
		降雨量		降雨量		降雨量		降雨量		降雨量	
		降雨量		降雨量		降雨量		降雨量		降雨量	

降雨日數及雨量累年比較表

八月	九月	十月	十一月	十二月
三九〇	三〇九〇	三〇五七	三〇六四	三〇八
二四四七	二四一三	二三八一	二三〇〇	三三七
二二六	三〇九七	三〇七〇	二九九九	
二四三三	二四四四	二三八一	二三三三	
三九〇	三五一	三〇四八	三〇〇一	
二四四〇	二四一五	二三七八	二三六五	
三九九	三〇三七	三〇三〇	二七九七	
二四〇五	二四〇八	二四〇七	二三三一	
三〇四五	三〇七四	三〇七五	二九七三	
二四一四	二四二七	二四四三	二〇九二	

濕度累年比較表(%)

月別	一九〇五年		一九〇六年		一九〇七年		一九〇八年		一九〇九年	
	午前十時	午後四時	午前十時	午後四時	午前十時	午後四時	午前十時	午後四時	午前十時	午後四時
一月	七〇九	六三九	七三三	六四四	六六三	五八六	七六四	六九四	七四六	七八
二月	六四八	五六七	七〇三	六〇七	六五七	五六六	七二五	六四四	七二六	六四一
三月	六五五	五七三	六三六	五三五	六三二	五六三	六六三	五七八	六〇七	六〇七
四月	六二八	五六一	六九九	六六六	五九六	五三六	六六七	六〇三	六五三	五九八
五月	六八二	六九二	七四一	七三八	六九九	六三六	七六八	七四四	七五三	六九六
六月	七五三	六八九	七九九	七八八	七六三	七四〇	八二四	八〇八	八二二	八二五
七月	七九七	八〇八	七九七	七九四	八〇一	八〇〇	八〇九	七九三	八四一	八四三
八月	七六五	七六五	七八〇	七八八	七九四	八〇三	七五二	七六一	八二五	七八七
九月	七九六	八二六	七九七	八〇〇	七六七	七三二	七六七	七五七	八三六	八三六
十月	八〇九	八〇六	七九九	七四七	八〇一	七五四	七六六	七八三	八二一	八三〇
十一月	七四三	七二三	七四八	七三〇	七九三	八〇三	八三八	八五三	八〇三	七八五
十二月	七三三	六八五	七四〇	七五〇	七九九	七九四	七四七	七六三	七八八	七四九

十一月	三二	一七三	一九	二五四	一五	二五六	一七	一四二	一八	一六四
十二月	四一	一七四	三	二四〇	一五	一五三	一	一七六	八	一七五
十一月	二〇	六八九	一八	八四二	一五	一三二	一四	一七六	二	五二〇
十二月	四	一七四	三	二四〇	一五	一五三	一	一七六	八	一七五

衛生

風土病とも稱すべきは山林地帯に於ける熱病にして、這は鬱蒼たる森林地なるが故に其の枝葉樹幹の凋落堆積したる腐敗物より有毒瓦斯の發生するに因るもの也。是れ森林地は冬季濃霧の爲め大氣の流通を阻害せらるゝより生ずるものにして、熱帶山林地に於ては之れを見ること稀ならず。されど山林中幾分廣濶なる地方は其の憂少なきが如し。此の他ペスト、虎列刺、赤痢、脚氣、貧血、日射及肝臓病等往々之れを見るも風土病と稱すべきものにあらず。近時衛生上の設備成るに従ひ、是等疫病は漸次減少しつゝあるを見れば風土病は殆ど恐るゝに足らざるが如し。要は衛生機關の完備と各人の注意如何に在り。即ち熱帶地方に於ては沐浴、日蔭の運動、規律あり且つ節制ある食事及充分なる身體の靜養等は豫防の第一義にして、隨て曝日、放逸、不規律の食事、過度の勞役及暴飲等は最も慎むべきことなりとす。醫師は佛人に限られ其の多くは軍醫の轉業者にして醫藥分業也。此の外土人及支那人の醫師あるも、素養あるもの少なく殆ど謂ふに足らず。

第三章 住民及言語風俗

夫れ渾圓球上の國土何ぞ其の數を限らん。然れども時を同ふしながら文野の差あるは、蓋し其の住民の精神的發達の如何に因る。換言すれば其の向上心の程度如何に存するは知者を俟たずして明らか也。未開の土人が亂髮跣足、今日猶太古の如くなるは此の間の消息を説明して餘ありと云ふべし。

我が國人の多數が想像して以て瘴烟蠻霧の地とする、南洋の國土に生を寄するの土民は又未開の域にあり。蓋し南洋は氣候風土の關係上天與の物産豊富にして、山野、河海を問はず、或は果實に充ち或は魚介に満ちて人をして飢えしむる無く、氣候は終年温熱にして衣と住との人を煩はす無きを以て、土民は自然惰眠を貪るの風を馴致して放逸に流れ、飢えて食ひ飽きて眠り、文明の空氣を呼吸するの動機なく以て今日に及べりと雖も、今や歐米文明の潮流は南洋をして又其の圏外に在らしめず、將に彼等をして永き眠より覺めしめんとしつゝあり。知らず是等蠻族は果して如何なる人種なるや、今少しく之れを辯せん。

抑も南洋の土民は多くは馬來人種に屬すれども、之れを細別するときは多種多様也。其の言語も亦數十百種を算すれども、最も廣く用ひらるゝは馬來語にして勞働者の階級に於て殊に然りとす。故に支那人と云はず印度人と云はず、何人も土民に交渉を有するものは之れを解せざれば殆ど用を辨する能はず。唯比律賓は南洋諸島中別に一廓をなせるが故に、暹羅及佛領印度支那と共に例外に置くを要す。馬來語に次ぎ廣く通用するは英語にして、馬來半島は勿論蘭領東印度及比律賓を通じて中流以上の商估及官吏等は英語を以てせば殆ど用を辨せざることなし。然れども苟も馬來半島及赤道附近の南洋に於て事を爲さんとする者、先づ馬來語を習得せざるべからず。且つ蘭領東印度に根據を堅くせんとするものに在ては和蘭語の習得も亦要事也。而して比律賓に居住せんとするものは西

班牙語を解するの最大要務たるは言を俟たず。彼等の風俗習慣衣食住其の他日常の狀態は、人種の異なるに従ひ一樣ならずと雖も、何れも熱帶常夏の國土の常として唯簡便粗略の言語を以て其の用を辨じ居れり。宗教は馬來人、爪哇人、印度人を通じて回々教最も廣く行はれ、禮拜堂都鄙に普く金曜日を以て安息日とす。其の他支那人間に於ける多神教、新舊耶蘇教、佛教、波羅門教等亦少しく行はる。以下項を分ち各地に就き之れを詳述せん。

第一節 蘭領東印度諸島の住民及言語風俗

住民の種別 蘭領東印度諸島には馬來族其の他黑人種多數雜居すれども、之れを大別するときは大要左の九種族と爲すことを得べし。

- 一、馬來人種 馬來半島、スマトラ島及ボルネオ島地方
- 二、アチエー人種 スマトラ島中部山中
- 三、爪哇人種 爪哇島及附近の小島
- 四、ブギス人種 セレベス島南部一半及ボルネオ東部地方
- 五、ミナハサ人種 セレベス島北半部地方
- 六、セーラム人種 ニウ・ギネアの西部諸島地方
- 七、バブア人種 ニウ・ギネアの全部

- 八、ダヤツク人種 ボルネオ島山中
 九、ビンガイ人種 アルウ島及附近の群島

蘭領東印度面積及人口概計表 (千九百五年政府調査)

島名	面積	人口	一平方哩平均人口
爪哇島及マヅラ島	五〇、三一九 <small>方哩</small>	三〇、〇九八、〇〇八	五九八
セレベス島	七一、四七〇	一、八七八、四七三	二六
スマトラ島	一六一、六一二	三、一六八、三一二	一九
モルツカス群島	四三、八六四	四一〇、一九二	九
チモル群島	一七、六九八	一一九、二三九	七
ボルネオ島	二一二、七三七	一、一二九、八八九	五
ニウ・ギネア島	一五一、七八九	二〇〇、〇〇〇	一
其他の諸島	二六、六七六	三四七、二〇七	一三
合計	七三六、一六五	三七、三五一、三二〇	五〇

人情風俗 蘭領東印度の住民中最も多数を占むるは爪哇人にして之れに次ぐを馬來人其他とす。今是等に就き其の一、二を記述すべし。

馬來族は英領馬來半島よりの移住者にして、所々に散在すれども、スマトラ島の西半部よりボルネオ島の一部に比較的多数を占め、屋内労働者として使役せらる。此の人種は土人中比較的進歩し

たる者にて、讀書算術等は略々之れを能くするが故に、スマトラ地方にて小官吏となり満足しつゝあるが如し。然れども馬來族は一般に性質粗野にして復讐の念深く、他人と争を生じて敗北するときは、同志を叫合し暗打を以て復讐すること稀ならず。故に他人種より好意を以て迎へられざるが如し。

人種　爪哇人種は殆ど爪哇島に住するものなるが、同島は諸島中人口最も多く、且つ和蘭政府の第一に著手せし處なれば、諸事整頓し島民も亦政府の指導に服従し、其の知識も東印度諸島中第一位を占む。性質柔順にして多少道徳を辨へ、危険の行爲あることなく、外人との交際巧みにして親切なれば他邦人の旅行も容易に、旅舎其の他一般の設備整頓し不快を感ずることなく、極めて穩健なる人種なりとす。

言語　蘭領東印度に於ける住民の言語は其の人種の異なるが如く、種々雑多にして之れを單に爪哇島土人のみに就て見るも、スンダ語(西部)、爪哇語(中部及東部)、マヅラ語(西部、マヅラに面する地方)の三種あり。バタバヤ附近は馬來語、其の西部僅少の地域は馬來語とスンダ語との混淆語を用ひ、スンダ海峽の北岸アンジェル及バンテン地方は爪哇語、夫れより南方印度洋方面に出づれば一般にスンダ語を用ひ、バタバヤの西部僅少の區劃に於ては馬來語と爪哇語の混淆せるものを使用し、爪哇の中部一帯の地は土人自治州たるソロ及ヂョクジャの二州を中心として一般に爪哇語を使用し、夫れより爪哇東部

に近づくに従ひ次第にマヅラ語混入し、スラバヤ及其の附近の土地はマヅラ語と爪哇語の混淆せるものを日用語とし、東マヅラ島の對岸たるバスルアン、プロボリンゴ、バナルカン及ボンドウオソの諸港又は市街に至れば純マヅラ語、其の南部に出づれば爪哇語とマヅラ語と相交り、其の背部印度洋に面する地方は純爪哇語を用ふ。されど全諸島を通じて通常使用せらるゝは馬來語とす。

官公吏及土人中教育ある者は孰れも馬來語を解すれども、地方に至れば其の過半は之れを解する者なし。然れども政府の布達書類は蘭語を主とし、必要に應じ馬來語の翻譯を添附するを常とす。時として支那人等に關する布達或は多數支那人の居留地には特に支那文をも翻譯併用す。蘭領印度諸島は三面英語國民を以て圍繞せられ、殊に馬來半島との交通頻繁なるを以て、歐洲人間の商取引は英語を使用すれども、土人との取引及土人使用には一般に馬來語を使用するの必要あるを以て、馬來語の使用範圍は極めて廣汎也。故に南洋に事をなさんとする者は、馬來語の素養なかる可からず。在住歐洲人中最も多數を占むるは蘭人にして其の子弟は中學校に於て獨佛英の三國語を學ぶのみならず、又馬來語をも學ぶが故に、彼等の操語は實に稱揚に堪へたるものあり。

土人の日常食料品 土人は一切豚肉を食せず。米、野菜及果實を常食とす。副食物には魚肉、蔬菜、胡椒、芥子等の刺戟香料を主とし少許の水牛、山羊又は其の他の獸肉を用ふ。米の僅少なる地方セラム及バプア地方に於ては玉蜀黍或はタピオカ等を用ふることあり。

土人の勞役　彼等は一般に日出と同時に起床し、一碗の珈琲に咽を濕はして各自の業務に服す。午前十時頃に至り漸く朝食を終へ更に業務を繼續して、日中一、二時間の小休憩に、路傍の露店に就き間食、再び日没まで勞作して、夕食を午後六、七時の間にとるを通例とす。

一般土人の性質及回々教徒の斷食期　爪哇西部方面の土民及スマトラ西北部アチエー方面の土民は慍悍にして往々政府に反抗し、ギャツク、パプア、ビンガイの種族は半獸的にて容易に化し難く、唯ミナハサ、セラムの兩種に至りては宗教的感化を受け、文化に浴して進歩しつゝあるも、爪哇民族は舊奴隸時代の奴隸たりしもの、又は其の子孫たるもの少からざるを以て人氣自ら野卑粗惡也。然れども爪哇島中部より東部に到れば、性質温良謙退、能く長者の言を聞き友情に富む者多し。唯南洋土人の通有性として貯蓄の念に乏しく朝に金錢を得れば夕に消盡するの風あり。故に土人相手の商業は其の注意如何によりて好結果を得んこと易々たり。土人は回教徒の常習として毎年一回年末十月頃に齋食期あり。此の期間毎日日出後は全く食を廢し、日没後夜間に入り唯一回の食事をなすのみ。齋食期終るの時は彼等の新年なれば盛宴を張り一家團欒、歡を盡し知己朋友の家に回禮す。齋食期の盡くるに先て新衣の調達舊債の整理をなし、物品の贈答をなすこと我が歳暮と異らずして、各種の商品は此の時期に於て最も賣れ行盛也。

土民教育の概況　蘭領東印度諸島三千七百萬の土人に對する教育費總額は千九百十一年度の豫

算を見るに約三百二十萬圓に過ぎずして、一人當我十錢にも足らず。之れを普通文明國の程度たらしめんには更に十倍以上の經費を支出して設備するを要すべし。唯土民の怠惰にして知識慾缺如し、千人の學生中其の五學年を修了するものは僅かに二十六人平均に過ぎざるの状態なるを以て、前途頗る遼遠なりと言はざるべからず。殊に又土人種族の異なるに従ひ其の言語を異にし現に使用せらるゝ小學教科書の如きも馬來語、スンダ語、バリ語等十七種の多きに達するのみならず、各其の古典文學を異にするあり人文教育の容易ならざる又極まれり。而かも蘭領政府が更に大に土人教育に力を注ぐの必要あるは、之れを世界の公義人道に照して等閑に付すべからざる也。

第二節 馬來半島の住民言語及風俗

住民 馬來半島は上來記したるが如く、世界各人種の展覽會場たるの觀を爲せり、新嘉坡が南洋を縮寫したるパノラマたるは世人の知る所にして、足一度新嘉坡を踏み市中を瞥見せんか白、黄、黒若くは褐色人種が各特殊の行装を爲せるを見ん。白人が洋裝斬髮意氣揚々濶歩するの傍に添ふて辮髮長袖なる支那車夫の叩頭するあり。蓬髮洗足眼光人を射る印度人、馬來人の東西に馳驅するあれば、又顔色憔悴せる日本人ある等、千差萬別新來の人をして異様の感を抱かしむ。住民の大多數を占むるは馬來人、爪哇人、支那人及タミール人(印度人)にして統計の示す所大要左の如し。蓋し英領植民地政廳に於ては其の領土内に於ける人口を毎十年目に調査する規定にして、一昨々年(千九百十

一年）は正に其の期に該當し左表の統計を得たりと雖も、ケランタン及ジョホール州は概計に止まり、トレンガス州以下の四州の如き最も未開の地に屬して調査の周到を得ざるが故に、之れを以て正確なりと斷言するを得ざれども又以て其の一般を窺ふを得べし。

英領馬來半島人口表 (二千九百十一年調)

州別	摘要	土地面積	人口						合計	一平方哩平均人口
			歐米人	歐亞混血人	支那人	馬來人	印度人	其他		
新嘉坡	海峽殖民地	五八〇三	四七三	三三六九五	四六九五	二七九〇	三八七三	三一九八五	二九	
檳榔嶼	海峽殖民地	一三三	一七四	二七三八	二四四二	四六五五	二二三	二七〇〇	九	
馬六甲	馬來聯邦	三〇三	一六六	三五四五	七八八	七五〇〇	四九	一四〇八一	六	
芙蓉	馬來聯邦	一八九	八七三	三六八四	二四〇〇六	八二〇五	六五五	七四〇六九	三九	
吉隆坡	馬來聯邦	九〇〇	二六七九	四三二四	四九七六	七三四六	四四八七	一〇、五九九	八	
怡保	保羅	三、七〇〇						一〇、五九九	七	
檳城	保羅	九、〇〇〇						一〇、〇〇〇	三	
芙蓉	保羅	五、〇〇〇						一〇、〇〇〇	三	
怡保	保羅	六、〇〇〇						一四、九三〇	六	
馬六甲	馬來聯邦	三、一五〇						二四、九六六	七	
芙蓉	馬來聯邦	三、〇〇〇						三、七四六	八	
吉隆坡	馬來聯邦	三、四五〇						九、五五三	九	
馬六甲	馬來聯邦	三、三九六						二、六五五	八	
合計		五、三九六						二、六五五	五〇	

右表に依つて如何に支那人の多きかを知るべし。彼等は實に海峽植民地に在ては總人口の過半數を占め、主として市街地に居住し地方には稀なるが故に、新嘉坡、彼南及馬拉加其の他何れの市街地も支那人を以て其の六、七割を占むるを例とす。此外支那人の海上生活として新嘉坡港内に浮べる小舟を家とし船業に従事するものは九千人ありて、彼等の勢力は實に驚くべきものあり。加之數百萬の富を擁し南洋の富豪として尊大を極むるものゝみにても數十を算し、數十萬金を積んで活動しつゝある商估に至ては枚舉に暇あらず。斯くて市政に參與すべき議員をも出せり。彼等の團體は英人の如く政治的に認識せられたるものにあらずと雖も、植民地政府及市政當局をして其の鼻息を窺はしむるの實力あり。上流已に此の如し。従つて下層に於ける勞役者も多數を占むるは支那人にして、人力車夫の如き悉く彼等の占むる所、固より低級言ふに足らざるが如きも一度其の反感を買はんか、萬般の機關は其の活動を中止せざるを得ざるのみならず、あらゆる方面に影響を及ぼすに至つては其の勢力驚くに堪へたり。是れ支那人の國民性とも稱すべき忍耐力と粘著性は、如何なる勞働苦役も意とせず、極りて死尙ほ辭せざる支那人根性にして初めて、此の酷熱なる植民地の勞役に堪え得るものにして、到底他の企及し難きに由らずんばあらず。支那人に次で多數なるは土民即ち馬來人也。彼等は當然相當の位置と勢力とを有すべき筈なるも、如何せん弱者は遂に強者に制せらる。今日下級勞役者として僅かに其の生命を保つに過ぎずして、馭者、運轉手、巡查は其の優なるもの

也。是れ天惠豊かなる樂土に永く他の刺戟を受くることなく、遊惰安逸を恣にしつゝある間に向上自主の精神を失へるに因る。馬來人に次ぐを印度人とし、其のタミール族は支那人に比して遲鈍なるも其の勞銀廉に且つ絶對的に服従するが故に雇主に愛用せらる。又鐵道従業員として錫崙人の多數使用せらるゝあり。又早熟にして機敏なる孟買商人、高利貸として勢力を有するチエテイと稱する印度人、家屋主たる阿刺比亞人等は其の數多からざるも、相當の位置を保ちつゝあり。爪哇人の勞役に従事する又看過すべからざるも、彼等の多くは地方に散在し都市に在るは比較的少數なりとす。

然れども馬來半島内地に在つては稍や其の状態を異にし、依然として支那人多しと雖も、其の數馬來人と略ぼ相同じく、北方ケダー及ペルリス地方に到れば其の大多數は馬來人にして支那人及暹羅人は各約一割を占め、更にケランタン及トレンガヌ地方に在つては多少の暹羅人を見るに止り他は殆ど全く馬來人也。要するに今之れを人種上より云へば馬來半島は支那人及び馬來人の聯合國にして、印度人、暹羅人之れに次ぎ爪哇の出稼人又尠なからず、之に我が日本人を初め東洋諸國の少數民及歐米人の一部を加へたる雜居國なりとす。

又前表に依り人口稠密の度を見るに、半島中最も開拓せられたる海峽植民地に於ても一平方哩三百九十餘人にして猶我が帝國の四百三十人に及ばず。全土より見るときは半島の大部分を占むる聯

邦及各保護領諸州に於ては多きも九十人乃至百人とし、少なきはバハン州の八人にして殆ど大部分は無人の境なるを想見すべし。而かも土地豊饒、天産は放任せられ、其の無盡藏の富は吾人の開拓を待つに似たり。豈北米のみに執著するの要あらんや。遮莫吾人は現時半島に於ける同胞の現況を見るに及び其の微弱なるを痛嘆せざるを得ず。即ち左表の如し。

英領海峽植民地在住日本人表 (明治四十四年現在)

地方別	男女別		合計	備考
	男	女		
新嘉坡	四八〇人	七六六人	一、二四六人	本表以外尙ほ調査洩れあるは必然にして少くとも現今に於ては約三千人を超ゆるなるべし
彼南	六三	二一二	二七五	
馬拉加	一四	七八	九二	
合計	五五七	一、〇五六	一、六一三	

馬來半島前表以外に於ける日本人數 (明治四十四年十二月三十一日現在)

地方別	男女別		合計	備考
	男	女		
シヨホール	三七九人	一七〇人	四四九人	本表も亦公式届出に係るものみに付尙多數の在住者あるべく即ち三千人を下らざるべし。殊に馬來各州は人口統計未だ精確ならざるに付大要として見るべし
ネグリ・スムピラン	七六	二一一	二八七	
スランゴール	一〇九	四九一	六〇〇	
合計	一〇九	四九一	六〇〇	

ハ	一七八	四九六	六七四
パ	二七	九六	一二三
内他 及 クラン タン 参州	一五	一八	三三
合	七八四	一、七八二	二、一六六
計			

言語 前にも云へるが如く馬來半島の住民は雜種混血多種多様にして、其の大多數を占むる支那人間に於ても各其の出生地を異にし、廣東あり福建あり海南ありて言語亦區々也。海峽植民地七十餘萬人の使用しつゝある日用語の種類、實に二十六種を算すと云ふ。故に聯邦各州乃至保護領を通ずるときは言語の種類は少くとも三、四十種に上るべし。斯の如きは異種族の共同生活上甚だ不便なるや論を待たず。従つて馬來語の簡約にして習得し易き自ら南洋地方の普通語となり、支那人と印度人とを問はず、彼等は其の同種同族と相語るにすら皆此の馬來語を以てするに至れり。故に南洋に於て最初に習得すべきは英語にあらず支那語にあらずして馬來語なりとす。然れども是れ日用卑近の間に使用せらるゝものにして、官憲乃至社會の上流に向つて事を辨せんには英語の必要なる事を俟たず。要は馬來語の習得と共に英語の等閑に附すべからざるを忘るべからざる也。

衣食住 人種言語の異なると共に其の衣食住も亦等しからず。上は都市に住する歐米人の其の

本國にも優りたる豪華の生活より、下は朝鮮擔荷公ヂョウカの夫れの如く路傍の一隅粗蓆ソに身を包んで起臥

する馬來人、印度人及爪哇人等の憐むべき状態に至るまで、之れを詳に記述するは容易の業にあらず。蓋し彼等は何れも各其の生國の風を基礎とし、四圍に見る所を多少附加混淆したる過渡時代に在りと見るべし。食物は各人種共に米食にして、副食としては魚介、野菜、肉類を主とすること吾人と同じきも、土人は米飯にカレー胡椒を混じ指にて之れを喰ひ、魚肉及鶏肉は彼等の最も珍重する所也。殊に山羊肉は最上の佳肴とする所にして祝宴には必ず之れを供せざるなし。バナ、及椰子は到る處に生育し彼等の採るに任し土人は又好んで之れを食ふ。又彼の檳榔子實を煙草の代用として嗜嚙するは他の南洋各地と異なることなく、煙草も亦一般に用ひらる。酒は印度人は之れを好むも馬來人及爪哇人等は之れを好まず。支那人の阿片を喫用するは世の知るが如し。彼等勞働者たる下級民の一箇月生活費は約四、五弗なりと云ふ。

教育及宗教 更に其の教育宗教を見んか、由來英人は自主自由を尊重する國民なれども、海峽植民地は統治の必要上官憲主義に傾けり。然れども其の教育、宗教及風俗習慣等に對する態度に至ては固有の國民性を發揮し、殊に教育の如き深く之れを重視し半島の保護領到る處英人設立の學校あり。新嘉坡英語學校の如き約七千の生徒を有し、馬來語學校の學生も亦千三百餘を數ふるの盛況を呈するも、其の宗教習俗に關しては全く干渉する所なし。是れ南洋の住民が宗教思想に熱烈なるを知るが故ならずんばあらず。されば却つて之れを懷柔するの手段に利用し、印度教、佛教、モハメット教等彼

等の崇信する宗教の殿宇を建設し、其の歡心を求めつゝあるが如し。宗教中最も活氣あり社會に根柢を有するは基督教にして其の活動は刮目に値し、就中天主教の基礎は牢固たるもの也。

第三節 比律賓群島の住民言語及風俗

住民 比律賓群島の人口は年々増加の趨勢にあるも、千九百三年の統計に依れば合計七百六十三萬五千四百二十六人、全面積十二萬七千八百五十三平方哩なれば、一平方哩に付約六十人の密度に過ぎず、我が帝國の密度に比すれば殆ど五分の一に過ぎず。群島中人口の稠密なるは呂宋島の西岸馬尼刺市を中心とし、支那海面の沿岸地方一帶より南ラグナ湖の周圍に至り、更に飛んで南方アルバイ、ソルソゴンの二州及セブ、バナイ、ネグロス、サマール、レイテの諸島にして、他は何れも人烟稀薄也。ミンダナオ、ミンドロ、バラワン諸島の如きは面積大なるに拘はらず、殆ど人跡なく全く太古の状態に在る地方多し。今之れを表示すれば左の如し。

比律賓群島別面積及人口統計表 (千九百三年調)

島 別	面 積	人 口		
		文 化 民	蠻 民	合 計
呂 宋 島	四〇,九六九 <small>方哩</small>	三,五七五,〇〇二 <small>人</small>	二二三,五〇六 <small>人</small>	三,七九八,五〇七 <small>人</small>
パ ナ イ 島	四,六一一	七二八,七一三	一四,九三三	七四三,六四六

セ	一、八〇〇	五九二、二四七	—	五九二、二四七
ミン	三六、二九二	二四六、六九四	二五二、九四〇	四九九、六三四
ネ	四、八五四	四三九、五五九	二一、二一七	四六〇、七七六
レ	三、〇八七	三五七、六四一	—	三五七、六四一
ホ	一、五九八	二四三、一四八	—	二四三、一四八
サ	五、二七六	二二二、〇〇二	六八八	二二二、六九〇
マ	二九、三六六	八八、八八一	一三四、二五六	七二三、一三七
其	一二七、八五三	六、九九三、八八六	六四七、五四〇	七、六四一、四二六
合				
計				

土民中開化の部に屬するもの殆ど其の九割を占め、未開の民として尙ほ文化に浴せざるもの僅に一割に過ぎざるは、假令西班牙政府の施爲する所惡政の批難ありたるにせよ、其の領有三百年間に於て歐洲の文化が彼等蠻民の腦裡に刺戟を與へ、精神的向上を促したるに職由せずんばあらず。住民の密度は呂宋島其の他一、二の島嶼を除きては殆ど無人の境に在るが如く、ミンダナオ島の如き一平方哩十四人に過ぎず。而かも大半野蠻人なるを以て眞の住民として文化に浴せるは一平方哩僅かに七人のみ。人烟の稀薄なる他に多く其の例を見ずと雖も、是等未開の土地は土壤肥沃收拾すべき遺利計るべからざるものあり。

是等の住民所謂比律賓人なるものは約二十四（一説に八十四種とも云ふ）の種族より成り、言語亦

六十九種(一説三十七種とも云ふ)ありて今尙ほ研究せられざるもの多く、種族の如き之れを細別するときは百十七種ありと云ふ。南洋一部の群島尙ほ且つ此の如く多種族の群居するは、何人と雖も一驚を吃せざるを得ざらん。然れども現今之れを二大別して其の開化したるものを基督教化比律賓人若くは侵入者と云ひ、否らざるものを非基督教化比律賓人若くは原人種又は蠻族と稱す。前者は即ち普通比律賓人と稱し西班牙統治時代に教化せられたるものにして、全人口の九割を占め後者は僅かに一割に過ぎず。

言語 上來記述せる各種族は言語を異にし、其の數實に數十を以て數ふべきも西班牙の領有たること實に三百餘年、自然西語の通用を見其の教育を受けたる上流の士に在りては、却つて土語に暗く西班牙語に通じ西語は全國一般の通用語となりしが、米領となりて茲に十餘年、政府の方針は専ら英語の普及を計り、到る處に學校を設け英語の普及に努めたる結果、近來青少年の英語を語る者多きに至れり。土語中にて最も廣く行はれ勢力あるものはタガログ語にして、馬尼刺市を中心とし全島殆ど通せざるなく、ピサヤ語、イロカノ語等之れに次ぐ。概括して内地の商業は地方語に依る所多しと雖も、西語は群島を通じ一般に商用語となり内地間の取引通信の如きは主として之れを用ふ。英語は官應用として使用せらるゝが故に、外國貿易及對官憲の交渉に必要なを認む。故に現今に於ては西、英の二語相俟て初めて諸般の事を辨ずるものといふべし。

氣風 比律賓群島には前掲したる如く、開化族と蠻族との二種あるが故に、氣風も亦二種に分たるゝを免れず。即ち其の開化族と稱する所謂現在の比律賓人は、熱帶馬來人の性格と體質とを有して南亞蒙古人とも稱すべき氣風を帶び、且つ西班牙治下に永く其の壓制と教化とを受けたるを以て、溫順の裡に反抗心を藏す。能く現在を辨ずるも將來を觀るに暗く、極めて物に熱し易きと共に又冷め易く、模倣的手藝の才に長ずるも綜括的能力に乏しく、早熟なるも大成するを得ず。軍事に勇敢なるも永續せず。感情に左右せられて理性の判斷力に乏しきは何人も認むる所也。教育を受けたるものは官衙、會社、商店の書記、タイピスト、速記者及賣子等の使用人に適し、電信、鐵道、船員及音樂手等之れに次で適するを見る。事業を經營し會社を組織し、若くは政治に當り教育を司るが如きは其の能くする所にあらず。要は上長者を得て初めて其の下に當らしむべし。特例なきにあらざるも、概して時勢の進歩に伴はずして常に世連に後るゝの憾あり。又彼の蠻族と稱するものは古來比律賓島に存在したる土人にして、尙ほ原始的蠻風を帶び文化に浴せしむるの極めて難事なるも、ネグリート種、イロンゴト種及モーロー種の狩首派に屬する數種族を除きては、他は概して溫順にして平和を好む。イゴロテ、テイルライ、スバーノ及バゴボ等此の種族に屬す。且つ我が日本人に對しては蠻族と雖も友誼心を有するものゝ如し。又モーロー種の如き慄悍なるものに在りても彼れより進んで日本人に危害を加ふること少なく、會長の如きも溫和にして寧ろ歡迎するの風ありと云ふ。

上述の氣風を基礎として生じたる彼等の風俗習慣及嗜好に就て少しく述ぶる所あらん。但し蠻族は吾が臺灣南部の生蕃其の他世に知られたる南洋各地の土蠻と大同小異なるを以て茲に贅せず。

風俗及習慣

西班牙移民の土人と婚姻關係を結びて土著せしより、漸次西國の風習を傳へ、爾後

又支那の移民は同様支那の風習を殘し、此の如くにして混血兒次第に多く、従つてその社會に於ける勢力亦増加すると共に各其の風習を馴致するに至れり。されど輓近米領となりてより文物習慣の米本國より輸入せらるゝもの多く、今や米國の風習は又漸次社會に浸潤するに至り、比律賓も亦全世界の趨勢に抗する能はず、貧富の懸隔日に甚しく貧者は殆ど富者の奴隸たるの觀を呈し、爲に其の生活狀態亦上下二様に分れ、上流社會に在りては衣食住共に歐米に倣ひ奢侈を盡すと雖も、住民の大多數を占むる下流社會に在りては茅屋に起臥して雨露を凌ぎ、粗食を以て生命を繋ぐに過ぎず。今商品の賣行に就て見るに最上品賣行の良好なると共に、下等品の賣行亦甚だ多きは、貧富の懸隔甚だしきを語るものにして又半可通の虚飾家の多きを示すもの也。一般に宗教心鞏固なるが如きも遊惰にして賭博を好み、彼の鬪鷄の如き世に名高し。家は西班牙風の木造多く、建築の趣向は夏季に適應せる西洋風也。一般住民即ち下層民に在りてはニツバ葺の竹小屋にして蠻屋の少しく佳なるものに過ぎず。一般の衣服は男子は皆木綿白地の詰襟洋服を用ひ、女子は比律賓固有の服を纏へるも又西洋風を模倣せる所多し。

食物は米食にして好んで魚肉を喰ひ、又盛に輸入食料を使用す。氣候の終年暑熱なると宗教心深きと依り、勞働者は休業すること多き怠惰の民にして、甚だ音樂を好み里閭の間好音諧調を聞くこと少からず。

教育 南洋植民地を視察し最も吾人の注意を喚起するは、其領土の英なると佛なると將た蘭なるとを問はず、何れも比較的産業に重きを置き、政府の之が開發に汲々たるにあり。然るに比律賓は大に其趣を異にし、一意土人の教育に力を盡せるは一度足を本島に印したる者の驚嘆する所也。

爪哇及印度支那は勿論馬來半島の如きは學校を見、學童に接すること稀なるも、比島に在りては所として學校、學生を見ざるなし。蓋し南洋各植民地に於ては多くは自然に放任し、蘭領の如き寧ろ土人の向上を喜ばず、却つて其の發達を嫌忌するに拘はらず、獨り米國は産業開發を措きて土人の教育を最も重んずるは、占領當時の方針たる、同島をして自治國たらしめんとするの政策に胚胎したるものにして、其の所爲他と異なるは偶然にあらざる也。

かるが故に南洋都市中馬尼刺の如く書肆多きはなく、而かも其の書籍は稗史小説的のものにあらずして學術技藝に關するもの少なからず。是れ一は米人の進取的なるを語るものなるも、又比島土人が他に卓絶して向上の念に富み讀書を嗜むを示すもの也。要するに米國の土人教育政策は著々其の功を奏しつゝあるものにして、逐年土人の覺醒を促がし間々自負心を挑發し、動もすれば増長して

奢侈に流れ、多少街氣なきにあらざるも、愛國心の盛なる智力の發達せる南洋隨一にして、南洋人としては氣慨あり相當の常識を有す。各官公衙の吏員は多くは島人を以て之れを占め、米人は必要の部分を占むるに過ぎず。願ふに若し將來南洋に於て自治的國家を建設するものありとせば、其の第一は比島を措いて他にあらざるべし。

第四節 暹羅の住民言語及風俗

住民 暹羅王國の人口は信據すべき材料に乏しく、今日迄種々調査發表せられたるものありと雖も其の正鵠を期し得べきものなし。されど最も眞に庶幾きものは左の如くなるべし。

盤谷州 八六七、四五一一人

其他十五州 五、二八六、二九二人

計 六、一五三、七四二人

上記に依り住民の數は畧ぼ之れを知るを得たり。然らば其の密度は如何。之れを面積十九萬八千九百平方哩に平均すれば一平方哩約三十人にして、我が帝國の四百三十人に比するときは如何に暹羅國の人口稀薄にして餘地の綽々たるかを想見するに難からず。而して在留外國人は約二萬四千五百人にして内本邦人は約二百人なりとす。南洋各土中本國人は最も穩健なる人種にして、邦人に對しては尠からず好意を有するは事實なりとす。

言語 言語は一般に暹羅語にして上流人士の間には英語を操り得る者多し。暹羅語は東埔寨、緬甸及ペグの諸國文字と其の形相似たるものあり。然れども翻つて之れが聲音上の系統を探究するときは普通の動植物等の名詞には支那音の變化し來れるもの多く又抽象名詞、形容詞にはバット、サンスクリットの語音極めて多きを見る。這是往昔印度より佛教の渡來と共に轉化されしものなるや明けし。其の他老櫓、東埔寨、馬來等隣邦諸國音の轉化したるもの亦少なからず。

風俗及習慣 十六世紀以來歐羅巴文明の流入し來りて、桃源の夢を貪りつゝありし暹羅人の風習を覺醒しつゝありしが、近く十九世紀の後半、直接諸外國と修交條約を結ぶに及び、彼我の往來一層頻繁となり、従つて今日に及びては起居動作等歐風に據るもの少なからず。然れども一般土民は猶固有の風習を存す。固有の風習は總て佛教に基きて定めたるものなれば、儀式等極めて嚴格なるものあり。

常食は米にして副食物には魚類及カレーを採り、又多く香料に小海老、胡椒、鹽葱等の調合より成るナンブリックと稱するものを用ふ。バナ、は四季を通じ食膳に供せらる。食時は朝は七時乃至九時の間、夕は五、六時頃とし、一日二回也。飲料としては食事中少許の茶を喫し、酒類としては米及砂糖より製したる地酒を用ひ、洋酒を用ふること甚だ少なし。煙草は最も嗜む所にして強烈の葉卷及土産の煙草を芭蕉の葉に包みて之れを喫す。婦女子は檳榔子實を噛むの習慣ありて二六時中絶

えず之れを口にせり。

宗教

佛教は暹羅の國教にして國王は法の守護者を以て任じ、國民の大多數は佛教徒なれども信教の自由は之れを保證せらる。暹近國內に於て發見せられたる古代の佛像、石碑其の他考古學上の物件より推定するに、暹羅國佛教は五、六世紀の交印度より渡來せるものにして、西藏、支那及日本に弘まりしものと同一なる所謂北方學派に屬せしものなりしが、其の後千四十四年錫崙王バラカマダフの編纂せる三藏經の翻譯輸入せらるゝに及んで茲に一變し、錫崙、緬甸、柬埔寨と相竝んで南方學派に屬し今日に及びたるが如し。

外國宗教の主なるものは基督教にして、羅馬カソリック派と米國長老派との二なりとす。羅馬派は其の傳來古く千六百六十年頃より布教に従事し、爾來連綿今日に及び、根柢漸く深く全國を通じて五十餘の教會堂を有し、一名の長老の下に數十名の宣教師あり、二萬三千餘の信徒を有す。米國長老派の盤谷に三箇所の教會堂を有するの外、地方に數箇の教會堂あり。又北部チェンマイ市には老樞布教本部を置き久しく老樞人間の布教に任じ、成績大に見るべきものありと云ふ。然れども東洋第一の佛教國たる同國に於ては佛教以外の宗教は尙甚だ不振の状態にありと見て可なり。

教育

暹羅に於て所謂泰西教育法の實施を見たるは實に暹近に屬すと雖も、全國を通じて存在せる約一萬の寺院は往古より國民の基本教育を司れるものにして、是等寺院に住する僧侶は必ず一

人若くは數人の子弟の寄託を受け、使役の傍ら普通讀書を教授し來れること、恰も我が國昔時の寺子屋と相似たるものありし。然るに政府は暹羅曆百七十年に文部省を設け先づ教科書の編纂に著手し、一方學校々舎の建築、教員の養成等に努め其の進歩稍見るべきものあり。今日施設の多くは首府盤谷のみに止まり、未だ汎く地方に及ばざるも當局者は非常の熱心を以て之れが普及に力を盡しつゝあれば、其の效果を見るの日蓋し遠からざるべし。

第五節 佛領印度支那の住民及言語風俗

住民 佛領印度支那の住民に就ては今日正確なる統計の據るべきものなく、或は千五百萬人或は千八百萬人と謂ひ歸一する所なしと雖も、約千六、七百萬人と見れば大過なかるべし。今領土及人口の比較を二様の統計に依り示せば左の如し。

佛領印度支那面積及人口表 (其一)

區別	面積	人口	一平方哩平均
交趾支那	二二,〇〇〇 <small>平方哩</small>	三,〇〇〇,〇〇〇人	一三六
東京	四六,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一五二
安南	五二,〇〇〇	六,二〇〇,〇〇〇	一一九
柬埔寨	四六,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二四
老撾	九〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	三
合計	二五六,〇〇〇	一七,五七〇,〇〇〇	七〇

同上 (其二)

人種別	人口	人種別	人口
安南人	一二、〇〇〇、〇〇〇人	カ ム	一〇〇、〇〇〇人
タイ人	一、二〇〇、〇〇〇	蕃	五〇〇、〇〇〇
柬埔寨人	一、五〇〇、〇〇〇	合	一五、三〇〇、〇〇〇
		計	

乃ち知る、本領土の人口は東京の如き最も稠密の地方に於ても、一平方哩百五十人に過ぎずして老樞の如きは僅かに三人にして殆ど無人の境とも云ふべき地の如何に多きかを。之れを我が帝國の一平方哩平均四百三十人に對比するときは、豈啻に霄壤の差のみならんや。要するに其の稠密の地と雖も沿海都市多き地方に限り、内地に入るに従つて漸次人口稀薄なり。左に各人種に就き少しく之れを説かん。

安南人は往古西藏高原より佛領印度支那に移住したるものなること疑を容れず。其初め東京を侵略し次で安南に移りたるものなるべく此の間地境に於ては支那人と戦ひ、内に向つては土著のカム人と鬭争し、更に南方交趾支那に侵入し、十九世紀の初めに於ては英邁の王チア・ロン (Gia Long) は東京、安南及交趾支那の三國を併せ、居城をウエに構へ三國に君臨せり。而かも當時已に佛國の勢力は此處に其根柢を有せしを以て、今日の運命を見るに至れり。而して其の特性は農業に適し、現に農

業に従事せる者は多く此の安南人なり。蓋し初め東京及交趾支那の三角洲に住居を卜したるを以て、自然農業に熟達せるものならん歟。是等は又漁業に従事するも商業の知識に乏しく、商機を捉ふるが如きは其の長所とせざるが如し。

タイ人(Thai)も亦西藏より南下したるものなるも、彼等は西方に侵入し老樞を平定し、次で暹羅國を建設したりと雖も、安南と境を接するが故に戰爭常に絶ゆることなく、彼のデア・ロン王をして佛國に依らしむるに至りたるも亦之れが爲に外ならず。タイ人の特徴とも見るべきは安南人に反し、山地に住み水草を追ふて移轉するを以て居住常なく、集合生活を營むこと甚だ稀なることなり。従つて職業としては狩獵を主とし文化の程度甚だ低し。

柬埔寨人は柬埔寨全部及安南の西部に住居し、老樞に於けるタイ人に酷似し、性質亦相近く往昔相當の文明を有したるが如きも、常に安南及暹羅の壓迫を受けて、最近佛國の保護下に立つに至れり。彼等は森林業、農業、漁業及び狩獵に従事す。

佛領印度支那に於ける外國人 支那は佛領印度支那と境域相接するのみならず、海外出稼の旺盛地として知られたる南支那地方は目睫の間に在るを以て、古來移住したるもの多く今や此の地產業界に隠然大勢力を有するに至れり。其の最も多數の集中を見るはシヨ・ロン市にして同市人口の大部分を占め商工業に従事し、就中同市九箇所の精米所中七箇所は其の經營に屬するが如き、以て其

部 市 名	男	女	合 計	備 考
ウ 海 河	一 五	四 〇	五 五	
エ 防 内	二 五	六 〇	八 五	
計	六 三	一 九 八	二 六 一	

言語 言語は地方に依り各特異の訛を有すれども、一般に通用せらるゝものは安南語なり。政府にては佛語を普通として指定し、其の普及を圖りつゝあるが故に都市に於ては土民中巧みに佛語を操るもの多しと雖も、内地に入るに從ひ安南語の外之れを解するもの少なし。學校等も佛國官憲の經營に屬し佛語を以て教授するものゝ外は暫土語なり。而して佛字を以て土語を綴り之れを使用するもの亦少なからず。是等は土民をして佛語を會得せしむるに多大の利益あるに依れるならん。

性質 性質は男女共に温良なるも、往時移住の時代に於ては土著の蕃人を征服して一國を建設したるが如き、慍悍なる種族なりしを以て見れば尙ほ幾許か其の氣力の存するあるべしと雖も、熱帯地方の生活は頗る簡易にして衣食住共に天然の恩恵に依るの外、人力を以て生活の困難と闘ふの必要なきより、定住久しきに及び、自ら四圍の境遇に依り變化して、固有の奮闘向上精神は漸く消滅し、偷安苟且の性癖を馴致したるものにして、今日に於ては寧ろ因循姑息の傾向あり。然れども今日の文明は絶えず彼等を刺戟するを以て、漸次多少の變化を見ん乎。

宗教及教育

住民は其の人種の種々なるに因り歸依する宗教も亦雜駁なれども佛、儒の二教に之れを別つを得べし。即ち柬埔寨方面に於ては佛教信徒多く東京及安南地方は之れに反し佛教の勢力微弱にして、儒教の感化多きが如し。

安南人は古來傳承したる信仰を有し、之れを基礎として政治も行はれ、社會も組織せらるゝが故に、若し之れを根本より破壊せんとするが如き政策を行はんとせば、必ずや失敗に終るべし。基督敎の入りてより茲に五十餘年、布敎上の奮闘努力は遺憾なきを見るも住民の信仰心を移すこと能はずして、僅かに孤兒、貧者等に多少の信者を有するに過ぎざるは一に之れに因らずんばならず。

安南人は古來教育を重んじ、官公吏は凡て學位なきときは採用せざる制度にして、學位授與に關しては三様の試験あり、何れも嚴正を極めたるものなり。曩日佛教の侵入と共に種々教育上の難問題を惹起しつゝありしも、千九百六年教育上の大改革行はれてより、一般教育の方針を確立し、或は土人教育改良會を設けて、土人教科書編纂に従事し、又は教育獎勵賞牌附與の制を定むる等施設の見るべきもの少なからず。然れども土人教育は困難なる問題なるのみならず、本領土の如き文明の度を異にせる各人種を包含する地に在りては、其の困難の程度更に甚大なるを免れざるなり。

第四章 金 融

南洋の金融は之れを一括して述ぶること能はざるを以て、各別に記述することとせり。

第一節 蘭領東印度諸島の金融

由來何れの國を問はず殖産工業の發達如何は、其の金融の調節如何と相俟つは何人も之を否定する能はざる所にして、新開地に於て殊に其の然るを見る。蘭領東印度は此の點に於て南洋他地方に比し大に優れりと云ふべし。蓋し同地金融は毎年前半期にありては貸方の位置に立ち、後半期は借方の位置に轉ずるも、一年を通じて之れを見れば歐洲殊に蘭本國に對し常に貸方の位置に立つが故に、歐洲資本の當領内に流入するは頗る好都合にして、歐人の經營は我が日本人及支那人等の企業に比し多大の便利を有するは當然なり。今之れが一般的解説を試むるに當り金融機關を二大別するを便利とす。即ち左の如し。

一、歐洲人及一般住民の金融機關

二、土民金融機關

歐洲人及一般住民の金融機關 蘭領東印度金融機關の中堅は爪哇銀行にして其の地位我が日本銀行と相似たり。同行は紙幣發行の特權を有すると共に、政府の金庫の出納事務を取扱ひ其の舉措は領内金融界を支配す。之れに次ぐは左記各銀行なりとす。

- 一、和蘭貿易銀行
- 二、蘭領印度割引銀行
- 三、蘭領印度商業銀行

四、拓殖銀行

五、香港上海銀行支店

六、渣打銀行支店(本店倫敦)

即ち爪哇銀行を合せて是等七銀行を當地方に於ける銀行界の白眉とし、別に貯蓄又は貸附を專業とする小銀行三、四ありて共に實業方面の施設に貢獻する所尠なからず。而して我が正金銀行の商關係を有するは和蘭貿易、香港上海及渣打銀行の三行なるも、當地にありては専ら普通フワクトライと稱する和蘭貿易銀行と爲替の交換をなし、香港上海銀行及渣打銀行は我が第一銀行其の他日本に於ける三、四の内外銀行と連絡を保ち、以て日本との爲替取組に當れり。

土民金融機關

輓近バタビヤ政府の植民地に對する政策の變調と共に、土人産業開發に力を盡すは喜ぶべき現象にして、金融機關施設の如き亦其の一たらずんばあらず。初め之れが創設を見たるは千九百年にして一、二地方に之れを試み土民の資金を集め、政府は單に其の監督施設に任じ以て土民間に勤儉貯蓄の美風を涵養し、兼て各種農工商の事業に之れを活用せんと試みたるなり。幸にして其の成績顯著なるものありしを以て、漸次爪哇内の重要地に土民専門の金融機關を設立せしめたりしなり。政府は此の經營を監督すると共に維持費を補給し、其の補給額に對しては年四歩に相當する利子を控除して土民銀行の積立金とし、積立金充實を俟つて補給金總額に對し同一步合の利子を上納せしむることとせり。之れより後千九百五年政府は是等金融機關の發達を助成する爲め該銀行株券に對する印紙税を低減し、且つ其の取扱に屬する證券の印紙税を免除し、土人の土地家屋に

對する貸付を免許し、千九百九年に至りては各土人銀行の營業區域を限定し、次で其の補助機關として各村落に金融組合を組織せしめ、以て未收の米穀、竹、木及勞銀に對する前貸をなさしめ、又別にベスキ州を除く爪哇及マヅラ島に於ては必要の地に各土人銀行の支店又は出張所を設けしめ、土民間に於ける資金の融通に使せり。

貨幣制度 蘭領東印度に流通する硬貨は蘭本國と同じく、蘭貨拾盾(純分千分の九百)の金貨を本位とし、三盾五十仙、一盾及五十仙の三種銀貨も亦金貨に准じて無制限に通用を許すこと猶佛國銀行の制度に類するを以て、爪哇銀行は當領内に於て發行する紙幣の交換硬貨は專ら是等の銀貨を使用するも、尙ほ對外貿易の關係上金貨本位國との爲替作用を圓滑ならしむる爲め、常に少なからざる金貨爲替を本國及當領内に所有す。従つて當領内實際の硬貨は銀貨單本位なるも、其の根本法たる金貨本位制には何等の動搖を與ふることなく、當領土内に於ては廉價なる貨幣を使用し、巧みに金貨本位制を維持しつゝあり。

今蘭領東印度に於ける本位貨及補助貨たる硬貨を示せば左の如し。

一、金貨(本位貨)

重 量

純分比例

十盾

六・七二〇^凡

〇・九〇〇

五盾

三・三六〇

〇・九〇〇

二、銀貨(補助貨)

二盾半	二五・〇〇〇	〇・七二〇
一盾	一〇・〇〇〇	〇・七二〇
半盾	五・〇〇〇	〇・七二〇
四分の一盾	三・五七五	〇・六四〇
十仙	一・四〇〇	〇・六四〇

三、白銅貨(補助貨)

五仙	四・五〇〇
----	-------

四、銅貨(補助貨)

二仙半	四・〇〇〇
一仙	二・五〇〇
二分の一仙	一・二五〇

以上一九一九年の貨幣法に依れば十一種中十盾の金貨は蘭國本位貨なるも、常に銀行に貯藏せられて市中に流通せず。銀貨六種の内二盾半、一盾、五十仙の三種は淮法貨として無制限に流通するを以て、銀行紙幣は常に是等の銀貨を以て交換せられ、蘭國金貨を得んとすれば若干の打歩を支拂はざる可からず。故に紙幣及び銀銅の三貨幣は實際に於ける流通貨なり。又外國貨幣としては英國の磅貨及英蘭銀行の紙幣最も多し。是れ蘭貨は本國及當地以外に需要少く旅行者は一般に英貨を好むに因るならん。

偽造貨 蘭領東印度地方は從來偽造貨多く正偽混淆し、一般正業者は勿論旅行者の困惑一方な

らざるを以て、政府は鋭意其の掃蕩に努め、若し土民又は支那人の如き劣等人種として待遇せらるゝ者にして之れを所持せんか、不測の奇禍に罹り偽造貨行使の嫌疑の下に或は二、三箇月間獄中に投せらるゝことあり。之れに反し歐米人及之れと同等に待遇せらるゝ者は此の如き行爲を爲すものにあらずとの前提を以て看過せらるゝが故に、偽造貨の大部分は寧ろ歐米人の間に弘まれるが如き奇觀を呈すと云ふ。蓋し偽造貨の多くは新嘉坡方面より輸入し眞偽を識別し難きまで精巧なるものあるが故に、一般に硬貨の交換には深甚の注意を要す、従つて成る可く紙幣を携帶するを便とす。

金利 本領土は遠隔の地なるを以て歐洲の如く低廉なるを得ざるも、平均割引料は四分乃至三分五厘見當にして一般の資金概して裕かなり。

千九百九年八月より千九百十一年六月に至るまで繼續したるバタビヤ市に於ける公定割引歩合等左の如し。

割引歩合

一、三名以上の署名ある手形

(最小十日の利息)年三分五厘

一、當地方に居住する二名引受證手形

(同) 年五分五厘

一、普通手形

(同) 年六分

一、十日以上の支拂猶豫ある手形

年五厘増し

一、政府發行手形(爪哇及マヅラ内地宛)

(同) 年二分五厘

一、競資金に對する支拂手形（爪哇銀行支店所在地宛）（同）年二分五厘

一、同（爪哇銀行支店なき爪哇マヅラ島内）（同）年三分五厘

一、同（爪哇マヅラ島以外の地にして三十日）
（の取付日数と最少四十日の利子）年三分五厘

一、外國爲替（同）年三分五厘

一、本國植民省宛爲替（同）年二分五厘

貸付金利息

一、地 金 銀 年二分五厘

一、米其他の輸出品 年四分

一、輸 入 品 年六分

一、特別指定株券又は社債 年三分五厘

一、其他の株券又は證券 年四分五厘

外國爲替 近年爪哇對歐洲の爲替は順調にして、特にアムステルダム港は當地方物産の集散地

なるが故に、同地宛爲替は殆ど無手数料にして爪哇銀行の同地宛電信爲替は最高千分の五・五を要するに過ぎず。蘭本國宛六箇月拂銀行手形は手数料一分五厘乃至一分六厘を上下し、私人の發行せる和蘭宛爲替六箇月拂手形は之れに一分高を示すに過ぎず。従つて蘭本國に在る低利の資金は常に本領土に於ける確實なる企業を助くるを以て、領内株式市場は一般に活氣を帶び、株券は常に騰貴

の趨勢なり。

今試みに千九百十年及千九百十一年に於けるバタビヤ市場の爲替相場を示せば左の如し。

指 定 地	千九百十一年二月一日	千九百十年二月二日
阿姆斯特ダム 三箇月拂 蘭貨	一分八分の一	零分八分の七
倫 敦 同 同	二盾九十二仙半	二盾九十八仙四分の三
伯 林 同 同	五十八仙四分の一	五十八仙半
紐 育 同 同	二盾四十七仙二分の一	二盾四十八仙二分の一
新 嘉 坡 同 同	一盾四十一仙四分の三	一盾四十二仙
香 港 同 同	一盾九仙半	一盾八仙四分の一
日 本 同 同	一盾二十三仙半	一盾二十四仙

外資輸入の影響 蘭本國に於ける金利の低廉は千九百九年以降東印度方面に外資輸入を擴大せしめ、内に在りては耕地の増加となり、外に對しては輸出貿易の膨脹となり、爪哇地方の財界は次第に順調に進めるが如しと雖も、之れに伴ひて勞働問題は漸次爲政者の注意を惹くに至れり。人或はスマトラ其他の方面に於ては勞働者少き爲め企業上尠からざる不便を感ずと云ふと雖も、爪哇銀行年報に依るに三千萬の住民を有する爪哇の如きすら猶勞力の不足を感ずるを以て、早晚勞働力輸入の必要に迫らるゝに至るべし。蓋し土民は賃銀を増加するも其の生産力を増大する能はず。何となれ

ば彼等は若し五日間の労働を以て九日間の給料を得ば四日間は休業するが如き弊風深く浸染し、且つ高率の貸銀に慣れんか、再び低率の貸銀を以て同一の労働に甘んぜざるのみならず、教育の普及と共に文明の外観をも學んで之れに倣はんとし、生活程度の向上せる結果、低率の貸銀を以て能く効果を收め得たる事業も、其の經營を困難ならしむると共に、他方に於ては彼等の間にも亦生活難を誘起し、一般經濟界に多大の變化を見るに至らん。

手形交換所 手形交換所の設置は千九百九年十月爪哇銀行が和蘭貿易銀行、蘭領印度割引銀行、蘭領印度商業銀行、渣打銀行及香港上海銀行と連合し、バタバ市に之れを開設したるに起因し、其の後スラバヤ及スマランの二港にも此の機關を設け各種手形の交換を實施せり。スラバヤ手形交換所の千九百九年度の交換高は手形二萬八千七百三十九枚總金高一億八千三百三十一萬六千八百八十四盾四十二仙にして、同地方砂糖輸出期は最も多く一箇月の交換高二千六百八十七萬四千六百四十二盾五十仙の巨額に達したることあり。バタバヤ及スマランの交換所も亦漸次發達の域に進みつゝあり。

第二節 馬來半島の金融

馬來半島及英領北ボルネオ島を通じ、貨幣は金爲替本位にして弗を以て單位となし、千九百六年其の六十弗を以て英貨七磅に換算することに決定せられたり。即ち一弗は英貨二志四片に相當し、

我が日本貨にて約一圓十三錢九厘に値す。爲替相場常に其の内外を上下す。本位貨及補助貨は左の如し。

本位貨

銀 弗 一弗純分比千分の五百

重量二百六十グレイン(通用最輕量目)
(二五六グレイン)

補助貨

銀 貨	五十仙	二十仙	十仙	五仙
白銅貨	五 仙			
銅 貨	一 仙	半 仙	四分の一仙	

兌換紙幣としては政府發行券と銀行發行券との二種あり。銀行發行券は啞打銀行及香港上海銀行に於て其の發行を允許せられ、一定の保證準備の下に發行するものにして、一般の取引は多く之等の紙幣を以てするを常とす。其の種類は八種あり。即ち左の如し。

紙 幣	十 仙	二十五仙	十 弗	
	一 弗	五 弗	一 千弗	一 萬弗
	五十弗	百 弗		

金融機關としては前記啞打銀行及香港上海銀行の兩支店最も重要視せられ、その他著名の銀行には紐育インターナショナル銀行、和蘭のファクトライ銀行、倫敦の印度商業銀行、巴里の印度支那銀行及アムステルダムの蘭領印度商業銀行等の支店の外、ボルネオ會社を代理店とせる露清銀行あ

り。我が臺灣銀行も亦支店を設置せり。支那人間に在りては數年前資本金百萬弗と社員責任保證金百萬弗とを以て新嘉坡を根據とせるブ・ハイトン銀行の設立せられたるあり。斯くて世界各地の金融機關と相互の連絡を計り、何等商取引上に支障を見ず。且つ新嘉坡を初め重要都市間には郵便爲替の設けあるが故に、本邦との爲替取組の如き銀行の外郵便に依るの便宜あり。加之各銀行より發行する手形類圓滑に流通するのみならず、支那人の經營する小銀行十數ありて之又何れも手形を發行しつゝあり。

第三節 比律賓群島の金融

貨幣制度　　西班牙領有時代にありては本群島は銀本位にして墨西哥弗及び比島貨比を使用せり。然るに本島の主産物は専ら金貨本位なる歐米市場に輸出せらるゝに拘らず、銀貨相場常に不定なるが故に金銀相場の差違は其の中繼者に一種の投機心を起さしめ、之れが爲め種々の悪弊を生じたるを以て、米國領有以來政府は斷然金爲替本位制を採用するに至れり。目下本島の通貨は米金貨にして、補助貨幣として米金貨の半額なる銀貨比を使用せり。

一般通貨の狀況　　西領時代にありては前述したるが如く墨西哥貨及び比律賓貨を使用せしも、米西戰爭の結果前二貨の外に米貨入り亂れて市場に流通し、相場の高低其の他商取引上不便尠なからざりしが、金爲替本位の確立と共に米國政府に依る新貨及新紙幣の發行を見、茲に初めて舊貨を一

掃して通貨の基礎確定したりと雖も、西國時代より紙幣の特點を有する私立西班牙銀行なるものありて、米西協約成立(千九百七年)と共に其の發行を停止せられたりしが、米政府に對し哀訴嘆願の結果更に二十一箇年間其の流通を許可せられたるを以て、今尙ほ本島各地を通じて約二、三百萬圓の流通を見るの外、米國軍隊等に依りて齎らされたる米國紙幣ありて之れ亦市場に散布流通しつゝあり。現今流通せる貨幣及紙幣は左の如し。

紙幣

一 比 二 比 五 比 十 比 二十比 五十比 百 比 二百比 五百比

硬貨

銀貨

一 比 五十仙 二十仙 十仙

ニツケル貨

五 仙

青銅貨

一 仙

比 百仙 七・五二三二八貳純金

比 邦貨一・〇〇三〇八圓

諸勘定の計算は仙を以て單位とし、補助貨には半仙ありと雖も、殆ど其の用を見ることなく取引上に使用するものは主として仙以上なりとす。而して一比は邦貨約一圓に相當し百仙を以て一比とす。

銀行 銀行は前記西班牙銀行の外は皆外國銀行の支店にして、他に支那人間に經營せらるゝものあるも銀行として完全なるものにあらず。今重要銀行を示せば左の如し。

- 一、啞打銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China.)
- 一、香港上海銀行 (Hongkong Shanghai Banking Corporation.)
- 一、萬國通寶銀行 (International Banking Corporation.)
- 一、西班牙銀行 (Banco Espanol Filipino.)

摘要	銀行名	啞打銀行	香港上海銀行	萬國通寶銀行	西班牙銀行
資本金		百二十萬磅(英貨)	千五百萬弗	三百二十五萬弗	百五十五萬弗
準備積立金		百四十七萬五千磅	二千八百五十萬弗	三百二十五萬弗	九十萬弗
配當平均積立金		百二十萬磅	千五百萬弗		

摘要	銀行名	本 店	設 立 の 年
噠 打 銀 行	英 國 倫 敦	英 國 倫 敦	千八百七十三年(馬尼刺支店) 橫濱、神戸、香港、上海、天津、紐育、馬德里、柴棍、孟買、盤谷、カラチ、スラバヤ、漢口、カルカッタ、イホー、蘭貢、漢堡、古倫母、新嘉坡、メダン、彼南、セプー、パタピヤ
香 港 上 海 銀 行	香 港	香 港	千八百七十五年(馬尼刺支店) 橫濱、長崎、兵庫、北京、厦門、漢口、上海、新嘉坡、柴棍、盤谷、倫敦、里昂、漢堡
萬 國 通 寶 銀 行	紐 育	紐 育	千九百二年(馬尼刺支店) 橫濱、神戸、香港、上海、新嘉坡、倫敦、廣東、桑港、メキシコ、カルカッタ、孟買、彼南、巴奈馬、セプー
西 班 牙 銀 行	馬 尼 刺	馬 尼 刺	千八百五十二年(本店) イロイロ、セプー、サムホアンガ、ダグーバン

郵便爲替

本島に於ては馬尼刺市、イロイロ市及セプー市以外に銀行機關の設立を見ざる當時政府に於て郵便貯金を開始してより以來各地に郵便局の設立を見、次で郵便爲替の制を設け内地は固より外國爲替をも取扱ふに至れり。一箇の爲替取組高は二百比を限度とす。故に二百比以上を送金せんには二通以上に分けて取組むを要し、同一人にして一日十通以上を同一地に向つて發送するを得ず。且つ外國爲替は米國を經由するの手續を要する事、各國人皆同じきも、殊に本島に在住する我が邦人は日本への送金上多大の不便を感じつゝあり。

銀行爲替

荷爲替及送金は當地に在る各銀行支店及西班牙銀行等主として之れを取扱ひ、荷爲

替は主として麻、煙草、コブラ及砂糖等本島輸出品に對して行はれ、各商店の信用及數量の多寡等に依り貸出に差ありと雖も、多くは七割内外を以て普通とす。

手形類の狀況　手形類の内最も多く流通するは小切手なり。各銀行の預金者より發行する小切手は一般に流通迅速にして、通貨に次で市場に勢力を占むるも、約束手形及爲替手形等は一部の商人間のみ流通して廣く一般に及ばず。然れども當地銀行に於ては手形の割引を好まず。是れ主として代金取立の依頼にのみ應せんとする傾きあるに依り、又一は當地の取引慣習は多く掛賣にして帳簿上の貸借に止め置くにも依るが如し。當地各商人の振出す手形の期限は三十日拂のもの多く六十日乃至九十日拂等のものは稀に之れを見るのみ。約言すれば手形をして商取引上重要なものたらしむべき機關の設備なきと商人の之れに對する知識を缺くとに依り其の流通良好ならず。

貸付及預金　大口の貸付、手形割引及預金等は主として銀行に依り行はるゝも、馬尼刺、イロイロ、セブ、サムボアンガ等の外、貸付は農業銀行以外は唯だ地主に依りて農業者間に行はるゝに止まり、却つて商人間に行はるゝを見ず。都市に於ては銀行にて抵當貸付を行ひ、且つ手形の割引をなすも、信用貸付は極めて少し。即ち當地の銀行は皆基礎を他に有する支店なるが故に、貸付を第二とし主として預金の聚集に努むるが如し。是れ其の預金を本店又は他の支店の運轉資本に投ずるものにして、萬般の基礎定められざる地方に於ては屢々之れを見る所なり。

各銀行貸付利率は年八歩乃至二割にして必ずしも一ならず。預金は當座預金に對して利息を附せず。定期預金は年五歩を普通とし、貯蓄預金は萬國通寶銀行のみ之れを扱ひ、預金は一比以上とし年三步、郵便貯金も亦一比以上とし年二歩五厘の利息を附す。

右の外金融に幾分關係あるものは西領時代より群島の到る處に高利を以て小資本を運轉し來れる質屋、支那人間に於ける類似銀行及支那商人の小口貸付なりとす。

第四節 暹羅の金融

貨幣制度 暹羅の通貨は千九百二年の終り迄は純然たる銀貨本位にして、其の單本位たる銖チカル(Tical)は世界に於ける銀塊相場の變動と共に交換價格を上下せられ、其の不利不便は外國貿易の逐年隆盛に赴くと共に、官民の切實に感ずる所となり、遂に貨幣制度改革を企て千九百八年政府は遂に金爲替本位制を制定し、茲に幣制確立を見るに至れり。該法の大要左の如し。

一、純金〇・六六五六七瓦を以て一銖とし、之れを暹國貨幣の本位とす。而して十進法を採り銖を分ちて一百士丹サタンとす。

二、純銀一三五瓦を含有する銀銖を前掲の金貨銖と同一の價格を以て、金額に制限なく法貨として通用することを得。

新貨幣の種類

金貨 ードス(Dos)又は十銖

銀貨 一銖(Tical) 五十十丹 二十五十丹

白銅貨 十十丹 五十丹

青銅貨 一十丹

兌換紙幣 暹羅國に於ける兌換紙幣發行の擧は輒近のことに屬す。千九百二年九月迄は流通紙幣は盤谷に支店を有する香港上海銀行、渣打銀行及印度支那銀行の銀行券のみにして、是等銀行券は法貨と等しく一般に通用せられ、商取引上多大の便宜を與へたり。然るに上記の如く幣制改革と同時に兌換紙幣發行の有利なるを看取し、紙幣局を設け紙幣法制定の下に左の兌換紙幣を發行せり。

紙幣 一銖 五銖 十銖 二十銖 五十銖 百銖 千銖の七種

金融機關 盤谷府に於ける主要銀行左の如し。

- 一、暹羅商業銀行
- 二、香港上海銀行支店
- 三、印度支那銀行
- 四、渣打銀行支店
- 五、萬國銀行支店
- 六、印度商業銀行
- 七、支那國民銀行

是等は一般の商業銀行にして、農工業に對し低利の資金を供するが如き特種の銀行を見ず。盤谷府以外に於ては銀行の設けあるを聞かず。僅かに首府と地方廳所在地との間に郵便爲替の制あるの

みにして、一般に金融機關は不完全且つ幼稚の域にあり。

第五節 佛領印度支那の金融

兌換機關

兌換機關の隨一を印度支那銀行とし、主要都市には其の支店若くは代理店の設けありて銀行一般の業務を取扱ひ、金融機關として遺憾なきを期しつゝあるのみならず、海防、柴棍等の開港地には外國銀行の支店及代理店あり。各國間に於ける送金及荷爲替等の便益あるは他の南洋諸島と異なるなく、全く備はれりと云ふべからざるも、兎も角用を辨すべし。

貨幣制度

通貨はピアストル (Pistole) と稱する銀貨にして、五十仙^{サンティム}、二十仙及十仙の三種あり。

是れ即ち本位貨幣にして、他に五仙の白銅貨及一仙の青銅貨あるも是れ補助貨なり。兌換券は一ピアストルより順次五、二十及百ピアストルのものあり、何れも印度支那銀行の發行する所とす。此の外本邦に於ける文久又は寛永通貨と酷似する端錢ありて土人間に使用せらる。

我が日本に對する爲替相場は七分又は八分と稱し、百ピアストルに付七又は八パーセントの加増を意味するものにして邦貨百圓に付百七又は百八ピアストルを建つ。普通一ピアストルは邦貨九十圓に相當するが如し。

爲替

爲替相場の變動は金銀の時價に依り常に同じからず。時に貿易上の關係より非常の高低を見ることあり。最近數年間は印度支那各地に於ける米の生産良好にして、輸出も亦例年に比し頗

る多量なるのみならず、銀の下落に依り其の生産品も輸出増加の傾向ありたるに反し、輸入貿易は微々として振はず、殆ど片爲替となりたる結果、忽ちピアストルに影響し平準相場と三、四分の差を生ずるに至りたりと云ふ。是れ素より一時的變調にして金銀の地價に基くよりも、寧ろ片貿易に依り、地方に於けるピアストルの需要供給の關係より生じたる一時的現象に過ぎず。斯る爲替相場の變動は貿易上に常に不安の念を與ふるものなるが故に、我が帝國の如きも逐年此の佛領印度支那との貿易密接となるに隨ひ、事に従ふものゝ特に注意すべきことなりとす。

水産

第一章 漁業 一斑

南洋各地を通觀するに、陸に於て尙廣袤數十百里に渉るの沃野未だ鋤犁を加へられず、亭々たる大木の密林も遺てゝ顧みられざるの狀態に在るの處多く、従つて一般産業に於ても、吾人の手を下すべきもの尠からざるを見る。實に南洋の大部分は尙太古自然の狀態に在りと云ふべし。而も南洋人口の稀薄と、土民の簡單なる生活とは多く生産に勞せずして自ら足れり。是れ其の開拓を見ざる所以也。

陸上の狀態既に此の如し。漁業の如き未だ開發せられたりと稱すべきものなく、甚だ微々たるの有様なるは蓋し當然のことにして、海に漁利の多きは陸に天産の豊かなると同様也。一度暹羅灣のブラトール魚、セレベス東海岸の鰻、鯉の大群を見ば、直ちに之を首肯して復た疑を存せざるべしと雖も、如何せん今日に在ては沿岸二、三哩以内に於て行はるゝ土人の原始的漁業あるのみにして、多く知らるゝ所なき也。

近時比島、蘭領東印度、馬來半島等に於ては、水産業の忽諸に附すべからざるを覺り、之が調査施設に著手するに至れりと雖も、其の結果の見るべきものなく、従つて水産に關し記述せる物少きを

遺憾とす。以下余の調査せる所を綜合し項を分ちて、之が狀況を述べん。

海洋の狀態　魚族の分布、海洋の模様依り、南洋を分ちて左の三海區とするを得べし。

第一海區　佛領印度支那、暹羅沿岸より爪哇海に至る海面

第二海區　比律賓群島よりセレベス、ニウ・ギネア方面の海面

第三海區　印度洋に面する海面

第一海區は大陸の餘勢を受けて一體に海淺く、底質砂泥にして水濁り且つ海流の影響少きを以て、各種の洄游魚族少く、底魚類多し。故に沖合漁業は曳網に依り、沿岸漁業は魷を以てするもの多し。蓋し他の海區に於ては介類、海鼠等多きも、第一海區には此の種のもの少く、漁業の種類も主として網に依るもの多し。漁法等は他の海區に於けるものに比して精巧なるも、之を本邦のものに比すれば固より同日の談にあらず。此の海區は鹹水魚の供給地として南洋中の最たるも、之を同地方の淡水漁業及養殖業と比較すれば甚だしく遜色あり。

第二海區は一體に海深く海流潮流急にして、各種の洄游魚、介類、海鼠、海藻等多きも、漁業は網釣等何れも發達せるものなく唯だ介類の採取盛なるのみ也。

第三海區は略ぼ第二海區と相似たり。

漁業　漁業は之を別ちて淡水漁業及海上漁業の二とすべし。而して暹羅、安南の大陸方面に於

ては淡水漁業盛に、其の他の地方に於ては海上漁業を主とせり。

淡水漁業の發達せるは、毎年雨期に際し其の漁場たる河川、湖沼及水田に多數魚族の蕃殖すると、其の漁法簡單にして何人も容易に之を行ひ得るとに依るものにして、現今南洋各地に供給せらるゝ鹽乾魚の大半は實に此の淡水魚也。之に反して海上漁業の甚だ不振の状態にあるは、前に述ぶる所の外土人の海事思想乏しく、且つ怠惰なるのみならず、漁船漁具の不完全なるに依るものにして、其の規模も魴漁業の如き稀に一、二萬の資本を投ずるものあれども、大部分は僅かに小舟と小漁具とを有するに過ぎず。是等小漁業は全く漁夫の單獨に行ふ所なれども、大漁業に在ては一人の資本主經營の下に多數漁夫は歩合の定めにて雇傭せらるゝこと本邦と異らず。海上漁業の漁具には鯉、鱈等の大海魚族を漁すべきもの少く、底魚其の他沿岸魚族を目的とするもの多し。

漁業者 セレベス東海岸に於けるオーラン・バジョーと稱するは、常に海上生活をなし、介類、海鼠等を採取するを專業とするも、此の他には漁業を專業とする者少く、半業又は副業とする者多し。其の數は之を知るを得ざれども、沿岸又は漁場附近に居住する者は、多少に拘らず漁業を爲す者と見るも不可なからん。各地を通じて歐米人の經營は僅かに眞珠業に於て之を見るのみ。其の他は各地方の土人也。

漁船 一般漁業に使用せらるゝはカノーにして木の幹を刳りて作れるもの、小は一人乗より

大は十數人を乗組ましむるに足るものあり。多くは帆を用ふることなく櫂を以て航行す。此の外舳漁業、大手繰網漁業、曳網漁業等に使用する漁船は大型にして、其の構造は西洋型船舶に似て、龍骨、肋骨、外板を有するも甲板なく、航走は櫂及帆に依るもの也。其の大なるは長さ四十五尺幅十二尺深さ四尺あり。船材にはチーク其の他の堅材を用ふるを以て三、四十年の使用に堪ふと云ふ。之が建造に當り船材は容易に得べしと雖も、製材運搬等に不便なるを以て、建造費は比較的多くを要し、大なるは一隻數百圓に及ぶ。眞珠介採取船は多く邦人船匠の建造に係り、概ね五、六噸より二十噸迄とし、其の建造費は本邦の二倍乃至三倍也。

漁具　漁具の粗なると漁法の拙劣なるとは各地を通じて之を同ふし、或地方の如き葦の類を編みて網となし、木片を浮子となして之に附し、介殻を沈子として之に縛せるものあり。又介殻を細工して釣とせるもの、木を削りて鉛の代用とせるものあり。或は弓を用ひて漁業に従事するもの等珍奇のもの少からざれども、通常行はるゝは舳、曳網、刺網、一本釣等にして、就中舳は南洋の漁業を代表するもの也。舳は竹簧及杭にて作り沿岸四、五尋の水深に建設す。暹羅灣、佛領印度支那沿岸、爪哇海に其の密立するを見る。本漁具の用材は之を求むるに容易く、漁法又簡單なれば怠惰なる土人には最も適當せる也。曳網及刺網は各種漁具中最も進歩せるものにして、麻又は綿絲製を普通とし土人の手編みに成るものなれども、アゲルと稱する葦の類を以て製するものあり。釣漁業は網漁業に

比すれば更に幼稚にして延繩使用の如きは極めて稀也。

漁期 佛領印度支那及暹羅の如き一年を寒暑の二期に区分し得る所に在りては、或種魚類の漁期あれども、馬來半島、蘭領東印度、比律賓群島等に在りては、殆ど一年を通じて漁業を行ふべく、漁期の語未だ其の要を見ず。市場には雨期に魚類多く、乾燥期に少きも、是れ漁期の關係に依るに非ずして、漁業に従事すると否らざるとに依る也。又季節風、潮汐、海流等多少漁業を左右するものあれども、之とて一年を通じて大なる變化なきを以て、漁期として區劃することあらず。試に之を漁夫の言に徴するに二、三の洄游魚を除くの外、大抵の魚族は終年棲息するが如し。然れども魚の種類に依り産卵期を異にするを以て、漁期も亦自ら異にするや明か也。唯だ今日に於て之を知らるゝこと少く、且つ現在の漁業に在て之が關係の現はるゝことなきのみ。

漁場 眞珠介漁業、二艘曳打瀬網以外遠洋漁業と稱すべきものなく、沖合漁業の種類も亦指を屈するに過ぎず。従つて現今漁場の多くは沿岸數哩、海深十尋を限度とする處也。

漁獲物 漁獲物の種類は多種多様にして、之を詳に知るべからず。唯だ本邦の魚族と同種のものとも、幾分其の形狀大小を異にするもの多く、一見其の種類を知り難きものあり。而して主なるものは鱒、鯖、鮪、鮠、鮒、鮓、鯛、鰻、プラトール魚、介類、海鼠、海藻等の海中に産するもの及虱目魚、鯉、鮒、鮒、プラチオン魚等及養魚の淡水に産するものとす。一箇年の産額は之を知り難しと

雖も、總體にて約一億圓を算せん乎。此の内各地に貿易せらるるもの約二千萬圓也。

各地に賞味せられ概して高價なるは鮮魚及鹽乾魚なりとす。然れども鮮魚は氣候の關係に依り保存に困難なるが故に、其の供給は漁場に近き都市に限らる。従つて鹽乾魚の需要は極めて廣大なるを以て、其の處理製造方法の如き比較的發達せるを見る。

運搬販賣に就て見るに、大都市附近にては氷藏運搬船を使用するものあれども其の數多からず。鮮魚販賣の爲には都市村落共に公設又は私設の市場あり。鹽乾魚其の他海産物は多く支那人の取引する所にして、眞珠介、高瀬介は歐米人及本邦人に依り取引せらる。

以下各地に分ちて漁業の一斑を記述すべし。

第一節 比律賓群島漁業一斑

漁業 比律賓群島は大小三千有餘の島嶼より成り、海深く黒潮の餘波を受けて各種の洄游魚及介類多く、海洋の状態又本邦の沖繩群島に似て、沿岸に於ける土人は殆ど漁業に従事せざるものなし。漁業者(專業者)の數は十一萬九千人、漁船數二萬八千隻ありと雖も、漁船はカノーにして近海の出漁にのみ適し漁具も亦小規模のもの多し。其の主なるものは魷、刺網、投網、四つ手網、延繩及一本釣等なり。魚の種類は甚だ多く其の主なるものは鯛、鰹、鱈、鱈、鰻、鱈、鰻、わち、鰻、鳥賊、鯛、石首魚、鱈、鰹、鰻、鱈、鰻、鱈、鰻、まながつを、いな、蟹、蛭、牡蠣其の他の藻介類にして淡水に産する

ものには虱目魚、鯰、蜆介等あり。

漁期は殆ど周年なれども毎年七、八、九月は海上險惡にして漁獲少きを以て、十一月より翌年四月迄を盛漁期とす。

漁業の狀況 本群島土人漁業の方法は一般に迂遠を極め、拙劣なること南洋の他地方と異ならず。是れ内地の道路修まらず、運搬不便にして遠隔の地に之を輸送すれば非常に高價となるを以て購買者少く、且つ一般漁夫の性質極めて遊惰なるに依る。又沿海地方に在りては到る處水族饒多にして如何に粗末なる漁具、拙劣なる漁法を以てするも其の地方の需要を充して餘あり。事情此の如くなるが故に敢て精巧なる漁具漁法を擇ぶの必要なく従つて斯業の進歩發達せざるは又怪しむに足らず。然れども馬尼刺市附近は人口稍稠密に且つ他に比して生活程度高く、附近交通の便ありて魚介の消費高少なからず。魚價亦安ければ需要多きが故に、如何に多量を漁獲することあるも敢て販路に苦むが如き憂なく、現に鮮魚は濠洲之を輸入するの有様なり。又漁業者も他に比すれば幾分か競争心を有し、従つて漁具の如き比較的進歩せるものありと雖も、尙ほ未だ幼稚の域を脱せず。土人は一般に脂肪濃厚なる食物を好み、常に鳥獸肉を食ふと雖も又大に魚肉を嗜むの風あり。千九百三年比島國勢調査報告に依れば、本群島住民の約九割は魚肉を以て肉食の主なるものとし、一箇年の消費高は約五十萬噸なりと云ふ。殊に烏賊、章魚、蟹類を好み、鱈、鱧の類は需要少く従つて價

格低廉なり。

魴漁業　馬尼刺灣内にある魴は實に多數にして、其の構造の大なるものは數百坪に擴がり、水深二、三尋より七尋内外、沖合二里外の所に設置し垣網の長さ百餘間あり。其の構造は一問毎に杭を立て其の間凡そ二尺を隔て、副杭を立て、其の内側に深さ水底に達する竹簧を張り、其の一隅若くは二隅に魚捕を設け垣網を傳ふて入り來りたる魚族を魚捕部に集め、干潮時に於て抄網を以て捕獲するものとす。大なる魴にありては魚捕部に入りし魚を捕ふるに更に卷網類を使用す。此の網は普通長さ二十尋にして高さは水深に應ず。網は四十節(鯨尺一尺に付き)位なり。魴一統の新設費小は百比内外なるも大は三千比以上を要するものあり。此の漁具は獨り馬尼刺灣のみならず、群島中到る所の漁村に設けられ土人漁業中最も重要なものなり。漁獲物の主なるものは、わち、鰻、鱈、鯖、鰈、烏賊其の他各種魚族にして、一漁期間(概ね毎年十月より翌年五月迄)二、三百比より多きは五、六千比の漁獲をなすものあり、本漁具は馬尼刺稅關規則に依りて出願し、稅關吏の實地検査を受けたる上許可を得れば之を敷設し得るものなり。一魴場を使用する人員は二、三人以上十四、五人以下とす。地曳網は大小各種あり。小は其長さ五、六十尋より大は三百尋に及ぶものあり。全部麻網を以て構成し別に袋網を附せず。又本邦地曳網の如く荒手を用ひず。浮子は本邦産の桐に似たる木を以て橢圓形に造り、沈子は鉛を以て製す。

刺網は全島到る所に使用せられ鯧、わち、鯨、鱈、鯖、鱈、鰯等を漁獲するものにして、長さ二十尋高さ十二尋乃至十四尋網目の長さ三十節（鯨尺一尺に付）のものと、長さ二十尋高さ一尋半、網目八節（鯨尺一尺に付き）のものありて何れも二、三百尋より六百尋位を使用す。沈子は多く亞鉛線を以て圓環とし、別に沈子網を付せず直に結著す。

延繩も亦其の規模極めて小にして、一艘分の繩は長さ三百尋乃至四百尋にして、之に五十乃至七十の枝繩を付す。餌料は鰕、章魚及魚肉とす。

漁網は多く麻網にして、或る小規模の刺網にはカタン絲を用ふるものあり。概ね土人の手編みに成り牛血を以て染むるものあり。刺網、流網類は蛙股、其の他四手網、地曳網、投網等は皆本目編みにして、其の編成比較的精巧なり。

網の手入 土人の漁網を大切に取扱ふことは本邦漁夫の比にあらず。使用後は必ず丁寧に洗滌して汚物を去り海濱に擴げ、又海濱に空地少き漁村にては海岸に杭を立て竹を結び付け架を作り、之に漁網を掛け十分乾燥し破損の箇所を補綴し、毎月二、三回マングローブの樹皮にて染網す。地曳網類は概ね四、五年間の使用に堪ゆると云ふ。網を染むるに牛血を以てすることあるは既に記せるが如し。

漁船

土人の使用する漁船は總て獨木船にして、幅一尺四、五寸より四尺、長さ三尋より十尋内

外とす。沖合遠く出漁する漁船には、船の左右に幅四、五尺の間を置きて横に二本又は三本の竹を雙方に出し、之に徑四、五寸の竹を船に並行して結び付け、風波に際して船の轉覆を防ぐの用に供す。帆は帆布又はズックを以て作り牛血を以て染む。檣は一本若くは二本なり。土人の帆走に巧妙なる到底本邦漁業者の及ぶ所にあらず。櫂は恰も大杓子の如く作り、一艘に二、三挺乃至十餘挺を備へ付け、之を使用すること恰もボートの櫂の如し。造船費は一艘小は五、六十比より大は數百圓以上のものありと云ふ。

土人漁夫は遲鈍なるのみならず、僅かに低廉なる生活費を得れば足れりとなすものゝ如く、常に惰眠を貪ぼり、其の漁法の如きも殆ど兒戯に類するもの少なからず。例へば延繩漁の如きは僅かに三百尋内外の繩を以てするに猶且つ三、四人を要し、手繰網漁の如きも五、六人を要し、其の他地曳網沖取網等常に多數の漁夫を要して、其の操業甚だ遅緩、且つ就業時間甚だ短く、従つて漁網使用の回数も頗る少し。延繩、手繰網類は多く晝間の業にして、毎日未明より出漁し午後二時前後には歸帆するを常とせり。

漁夫雇入方法　　漁夫は給料雇は少なく概ね網主と歩分けを爲すものなり。其の方法に網主は漁船漁具一切を給し、總漁獲の内より食費一切を引き去り、更に其殘高の六歩を網主の所得、四歩を漁夫各員に等分するを以て例とせり。

重なる漁具、漁法　前項と稍重複の嫌あれども、馬尼刺灣に於ける主要の漁具漁法等に就き左に記載することとせり。

地曳網には大小各種あり。大なるは長さ三百尋、中央魚捕部の高さ十五尋袖口二尋なり。魚捕部には別に袋を附せず。網目は魚捕部に於て五寸に三十節、兩袖二十節の麻網を以て作り、浮子は本邦の桐に似たる輕き木材を以て作り、長さ六寸中央部の周八寸の橢圓形とし、中央に孔を穿ち之れに浮子繩を通ず。沈子は圓筒形の鉛にして一箇の重量三十匁とす。浮子及沈子は一尺隔てに之を附す。天候靜穩なれば地曳網は四季共に晝夜之を使用す。即ち肩幅二尺長さ六尋内外の獨木船二艘に網を分載し手船一艘を附隨せしめ、網船には各漁夫二十人内外、手船には三、四人の漁夫乗組み、手船の漁夫は沿岸を巡視し、魚群を認めたるときは網船を指揮して之を圍繞せしむ。陸上には老幼婦女集まりて網曳の手傳を爲し、一晝夜五、六回使用し、大漁のときは一回千比以上の漁獲ありと云ふ。漁獲物は鰩、わち、カンドロリ、柔魚、石首魚、いとより、鯨、其の他各種の魚類にして、漁夫は普通之を土人仲買に渡す。仲買は製造業者に轉賣するも、漁獲時間の都合に依りて馬尼刺市其の他の市場に生賣することあり。製造業者は船より鮮魚を受取りたるときは直に之を納屋に運び、大桶の中に鹽積として後、煙製、素乾又は煮乾となし馬尼刺市場或は内地に輸送す。

流網は漁獲物の種類に依り種々あり。わち流網は概ね一反の長さ十尋高さ七尋内外にして、五寸

に二十節の綿絲網なり。浮子は橢圓形にして長さ三寸、周五寸にして六寸隔てに一箇づゝを附著す。沈子は亞鉛線又は鐵環一箇の重量十夕内外のものを沈子繩六寸毎に一箇づゝ結著す。本繩の操業は多く晝間にして小型漁船一艘に漁夫二、三人乗組み、漁網三、四反を以て漁場に出で網を投じ、繩の一端を船に取り船と共に流しつゝ、船舷を叩き或は小石を投じて魚を威嚇し網に係らしむる装置とし、一日十數回使用すと云ふ。

追込網は五寸に入節にして長さ二十五尋高さ二十尋に仕立て、浮子は桐に似たる木を以て長さ六寸、中央部の周八寸の橢圓形に作り、中央に孔を穿ち之に浮子繩を通じ一尺隔てに浮子網に結び附く。沈子は鉛製にして一箇凡そ三十夕の圓筒形に製し一尺隔てに沈子繩に貫通結び附く。流網は主としてカンドリーを漁し、其操業多くは夜間にして殊に暗夜を可とし、網船二艘及手船三艘乃至五艘を使用す。各網船には漁夫十四、五人、各手船には漁夫二、三人乗組み、夕刻より沖合二、三湮水深五、六尋乃至十五、六尋の漁場に到り、魚群を認むれば網を潮流に斜めに下し、手船は一方より篝火を振り廻し船舷を叩き魚を威嚇して網中に追ひ込む。魚の網中に入りたるときは沈子方より繰上げて漁獲す。大漁のときは一夜に數千尾を漁獲することありと云ふ。漁獲物は多くは生賣するも、大漁の時は背割三枚開きとし鹽乾品とす。

刺網は三寸目の麻網を以て長さ百尋高さ三尋に仕立て、浮子は長さ五寸中央部の幅一寸七、八分の

扁平に作り、二尺隔きに一箇づゝ浮子繩に結束す。沈子は亞鉛線を以て外徑三寸重量凡そ二十匁内外の輪を作り、網裾より五寸許り上なる網絲に直接二尺隔てに一箇づゝ取付く。肩幅一尺五寸長さ五尋位の獨木船に漁夫三人乗組みて網を積入れ、底質砂泥水深七、八尋内外の漁場に到り晝夜とも之を使用す。而して朧月夜曇天の時漁獲最も多しと云ふ。而して海中に網を建設し、其の兩端に目標を附し置き漁船を離して漁夫三人の内一人は櫂を漕ぎ、一人は船舷を叩き、一人は棒を海中に投げ入れて魚族を驅り集め網に掛らしむ。此の網にて魚獲する主なる魚類は、鱈、カンドリー、鯨、鯖、鱈、小鱈等にして就中小鱈最も多く、大漁のときは一夜に百貫以上漁獲することあり。土人は總じて鱈、鱈類の肉を好まざるを以て需要少く、従つて其の價も亦他の魚類に比して頗る廉なり。小鱈一尾四、五百匁のもの二十仙内外、鱈は一尾十貫内外のもの一比位なり。

繰網は本邦の繰網に似て二寸乃至三寸目の麻網にして、長さ百五、六十尋高さ四十尋内外に仕立つ浮子、沈子は地曳網に同じ。之を使用するには肩幅四尺長さ八尋内外の網船二艘に網を分載し、各漁夫二十四、五人乗組み、肩幅二尺長さ五尋内外にて漁夫三、四人づゝ乗組みたる手船二、三艘と共に、底質砂泥にして水深十四、五尋乃至三十尋の沖合に到り、魚群を認むれば圍繞して之を漁獲す。其使用法殆ど本邦の繰網に同じ。漁獲物の主なるものは鱈、鯛、鱈、鯖、鯨、鰹等なり。

手繰網は本邦内海地方にて行はるゝ手繰網と其の構造等大差なく、五寸二十節以内の麻網にして、

浮子網の長さ五、六尋より十尋内外、高さ中央にて三尋、袖口二尺内外にして多く晝間使用する。船は肩幅一尺五、六寸長さ四尋内外にして四人乃至六人の漁夫乗組み、數湊の沖合水深七、八尋より二十尋内外底質砂泥の所に網を投じ、船には錨を用ひず潮流に流しつゝ、船舷を叩き魚を網中に驅り込み漸次網を船中に繰り上げ、石首魚、鯛、鰈、鰻、いとより、烏賊、章魚、蟹、銀魚、鱧、鰯其他底魚類を漁獲す。押網は細き麻絲を使用し、網目は五寸に二十五節とし凡そ七尺の四角形に編成し、長さ一丈徑一寸四、五分の二本の竹を交叉し、之に網を張りて晝夜を問はず潮時に使用する。其の夜間に使用するものは丸笠の上にカンテラを据へ、火を點じて之を被り、小船に繩を付し腰に結び付け、水深二、三尺の所を縦横に押廻り鮓、小鰻其の他小雜魚を漁獲す。

延繩は漁獲物の種類に依り其の構造に多少差異ありと雖も、本邦の延繩に比すれば規模甚だ小なり。概ね一艘分幹繩三百尋乃至五百尋にして、之に三尋内外の枝繩を凡そ五尋毎に一本づゝ付す。餌料はわち、鰻、鰯、鮓其の他の魚介肉を使用す。

主なる魚類 馬尼刺灣に於ける重要魚に付き左に之を記載すべし。

鰻は眞鰻、背黒鰻、平子等數種あり。就中眞鰻最も多く其の形狀本邦産に比して稍扁平なり。漁期は周年なるも十二月より翌年三月迄を盛期とす。土人は沖取網、地曳網及魴等により之を漁獲す。

わちは鰻と共に最も多く産し、十二月より翌年三月までを盛期とす。七、八月即ち降雨の候には全

く漁獲なきことあり。土人は地曳網、魴及流網を以て漁獲す。

鱈の漁期は周年にして就中十二月より翌年一月迄を盛期とす。鱈は期節に拘らず餌料魚の夥きときを追ふて灣内に入り來るものにして、十二、一月頃は鮪の發生最も多く其時期に於て最も多し。土人は刺網、流網及魴等を以て漁獲し、多くは生賣となすも、大漁のとき、又は販路狭少なる漁村に在りては鹽干に製す。

鱈は本群島内スルー海に多く産し、モロー人により盛に漁獲せらる。

鯖及鰹は共に二月より六月に至る間漁獲多し。鰹は丸鰹、平鰹の二種にして、大なるは二、三百匁あるも鯖は概して小形なり。土人は流網、地曳網及魴を以て漁獲し多くは生賣す。

鰹は灣内深く入り來ること稀なれども、灣口及外洋沿海に來集し周年絶ゆることなく、鰹其の他の魚族と共に海岸近く寄せ來り、水深二、三尋の所を群游するを認むることありと云ふ。十一月より一月頃迄の間漁獲多し。又馬尼刺灣口にては線網を以て鯖、鯖、鰹等と共に漁獲す。

鰹は群島内到處に棲息し土人は線網、地曳網、魴、延繩にて之を漁獲し多くは生賣とす。

鰹の灣内に産するものは足赤鰹、車鰹、鮪、伊勢鰹等にして就中足赤鰹最も多く、伊勢鰹は外海に面する地方にのみ棲息せり。漁獲は周年なれども足赤鰹、車鰹は二、三、四月頃最も多く、鮪は十二月頃多し。土人は魴、線網、押網等を以て漁獲し、本邦人は打瀬網を以て之を漁す。鰹の需要は

極めて多く従つて高價なり。多くは生賣し又鹽煮乾として内地に輸送販賣す。鱒は多く鹽干として一般に需要あり。

虱目魚は半鹹水及淡水中に棲息し周年漁獲あり。馬尼刺附近にては土人は養魚池を築きて之を蓄養し常に之を市場に上すも、特に雨季中他の魚類の漁獲少なきとき多く市場に出す。

眞珠介其の他の介類及海鼠は後段に記するを以て茲に之を略す。

比律賓に於ける漁業經營者に對する注意

比律賓群島に於ける漁業は尙幼稚なるが故に、本邦

の如く魚族の蕃殖保護を計るが爲め、漁業、漁場を制限し又は漁場權を設定保護する等のこと少く、漁業に對する直接の制限としては群島政府の發布したる「比律賓領海内に於て漁獲の目的を以て爆發物又は毒藥を使用することを禁止するの法律」とミンダナオ政廳發布の「眞珠介其の他の介類採取に關する法律」其他一、二あるのみにして、多くは個人の自由に放任し、別に外國人を區別するの法律なきを以て、比律賓群島領海内に於ける漁業は、内外人共に等しく自由に之を爲す事を得るが如し。然れども直接漁業の制限を目的とせざるも法律規則にして、間接に漁業の制限となるものあり。其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、馬尼刺灣に於て魷漁業に従事する場合は、特別の許可を要し又免許料を納めざるべからず。魷は港内に定置するものなるを以て之に制限を加へざれば、船舶の航路を妨害し、又は水路を變更する

等の虞あるが故にして、漁業の制限を目的とするものにあらず。尤も魴に關する法律中魚捕内の魚を捕ふる網は網目を制限する規定あり。是等は小魚を保護するの主旨に基くものなり。又網其の他の漁具を用ひて魴の附近に於て捕魚することを禁せり。是れ魴漁業を保護するの主意なると共に其の附帶規定なり。

二、漁業者は千九百四年七月發布の内地收税法に據り、商人として其の漁獲賣上高の三分の一に相當する營業税を毎年拂はざるべからず。滯納者は所定の罰金に處せらる。是れ收入の目的よりせるものなり。

三、沿岸貿易規則に據る船舶に對する制限は、又漁船を使用する漁業の制限となる。即ち千九百二年二月發布の税關行政法によれば、總て沿岸貿易に従事し得る船舶は米人若くは土人の所有に係り、其の船長も亦米人若くは土人たるを要す。當地税關の見解に依れば此の法律に於ては漁船を區別せず。且つ漁業に使用する船舶と雖も窈かに沿岸貿易を爲すことあるを以て、漁船も亦沿岸貿易規則の支配の下に置かざるべからず。従つて此の種の船舶の持主は米人若くは土人にして、其の船長も亦米人若くは土人ならざるべからずと云ふにあり。此の見解に基き従前馬尼刺灣に於ける本邦打瀬網漁船は其の持主日本人なるが爲め、税關に沒收せられたることありしが、政府は千九百四年九月右法律を改正し、外國人と雖も米國若くは群島の法律に従ひ、法人組織とする時

は、會社の名義を以て船舶を所有し、沿岸貿易の許可を受くることを得ることとせざるを以て、本邦人は此の改正法律に従ひ法人組織となし、其の所有漁船を以て沿岸貿易許可を受け、營業を繼續することとせり。尤も法人の役員又は船長は比島に住所を有することを要す。此の漁船を沿岸貿易規則の支配の下に置くべしとの税關の解釋の當否は姑く之を措き、兎に角沿岸貿易取締規則が漁船を使用する外國人の漁業に、殆ど禁止的制限を加ふる結果を來したるは事實なり。

然るに千九百五年六月又沿岸貿易免許に關する規則を改正し、總噸數十五噸以下の船舶は沿岸貿易に従事するの免許を得べく、且つ免許料を納むるに及ばすと爲したるを以て、其の結果總噸數十五噸以下の船舶は之を沿岸貿易と漁業とを問はず、其の何れの目的に使用するも船主の自由に、此の種船舶は沿岸貿易船と見做さざるが故に、其の持主及船長は米人若くは土人たるの必要なく、外國人にして其の持主又は船長となり、目的の如何に拘らず、自由に之を使用することを得ることとなれり。即ち漁業に對する制限は、此の種の船舶に對し全く除去されたるなり。此の制限内の漁船を用ふる時は、比島在住本邦人漁夫は敢て法人組織とするの必要なく、又本邦の漁業會社は其の支店をだに比島に置かば、其の名義を以て漁業を營むことを得るなり。

以上述べたる所に據り其の大略を知るべしと雖も尙左に少しく補足する所あらん。

一、沿岸貿易に従事する爲め會社を起す必要は、十五噸以上の漁船を使用する場合とす。

一、日本に於て組織したる漁業會社が總噸數十五噸以下の漁船を使用する場合には、支店の名義を以て當地に於て漁業を營むことを得。但し該會社は本島の會社法中外國會社に關する規定に従ひ、比島農務富源部長官の許可を得るを要す。十五噸以上の船舶を使用し沿岸貿易の許可を要する場合は支店の名義にては不可也。

一、沿岸貿易又は沿岸貿易及漁業若くは眞珠介採取に從事する船舶の噸數には何等の制限なし。但し十五噸以上の船舶は沿岸貿易の許可を要すること前記の如し。

一、沿岸貿易の許可を得たる船舶を有する會社が、漁業又は眞珠介採取業若くは其の他の事業を兼營する事に就きては、何等之を制限する法律なし。

但し此の種の會社もモーロー人住居區域に於ては眞珠介の採取を爲すを得ず。何となれば同政廳法律に於て眞珠介の採取は土人又は米國民に限り之を許可す。外國人の米國若くは群島法律に従ひ組織せられたる會社は、米國若くは群島の法人なれども自然人にあらず、従つて市民の資格を有することを得ざるを以て之を許可せざるなり。

一、モーロー人住居區域に於ては、外國人の採介業を禁止する以上は之を潜る行爲、即此の禁を破る行爲は不法行爲に付、單に米人若くは土人と本邦人との名義貸借契約を爲すも、法律は之を保護せざるべし。唯だ適法の契約を爲すを得ば此の限にあらざらん歟。是等適法の契約を公證するは公

證人にして、公證の効力は本邦のものと略ぼ同一なりとす。

比島の重要水産物 比島の重要水産物に付き同島政府にて調査せるものあれば参考として之を

左に譯出せり。

眞珠介及眞珠

(千九百十年ジャーナル・オブ・サイエンスより抄譯)

比律賓群島に於て商業上最も重要なる眞珠介に二種あり。金縁眞珠介、黒縁眞珠介是なり。金縁眞珠介は甚だ重要なるものにして、盛に採取せらる。市場價格は一擔五十比乃至百比なり。眞珠介の成熟せるものは普通百八十乃至二百三十耗の直径を有し、重量は通常一・八二疔乃至二・三疔なれども五疔以上のもの亦尠からず。黒縁眞珠介(黒蝶介)は前者に比すれば甚だ小にして、稀に直径百五十乃至百八十耗、重量一乃至一・五疔に及ぶものあるも概して小なり。此の分は比律賓群島の海岸到處に繁殖するも、金縁眞珠介に比し需要少きを以て價格も亦低廉なり。又此の介は一般に眞珠を産すること多しと雖も、其の形小にして且つ一定せず。其の色は灰色又は暗黒色なるを以て又比較的廉價なりとす。

千八百八十六年中諾威國ベルゲンに於て發行せる一新聞紙に、比律賓の眞珠採取に關する有益の記事ありたるを以て茲に之を轉載すべし。

「比律賓群島に於ては眞珠介を産出すること多く、千八百七十七年には百五十五噸、千八百七十八

年には百五十二噸價額十六萬四千七百二十比を輸出し、千八百七十九年には其の價額十五萬五千八百二圓を輸出せり。タキ・タキよりバシランに至る沿海一帯は眞珠介の好漁場なりとす。』

該記事に依り三十餘年前の眞珠介採取高と、現今のものとを比較するは極めて興味あり。即ち千九百七年にホーロー港より輸出せる眞珠介は百五十五噸、價額十一萬九千四十五比、サムボアングより輸出せる額は四萬五千二百五十四比、之を合計すればモロー人住居區域のみにて十六萬四千三百九十九比に及べり。之に依れば其の採取高は決して減少せるにあらずして寧ろ増加を示せり。且つ此の價額は單に介のみにして、其の間に得たる眞珠の價額を加ふる時は尙多額に達するものなれども、唯其の價額を知るべきものなきなり。

介には輸出税を課せざれども一噸に付一比五十仙の埠頭税を課す。

現今眞珠介の價格は金縁眞珠介一等品一擔八十比乃至百二十比、黒蝶介一擔約四十比なり。輸出先は殆ど新嘉坡又は歐洲にして、馬尼刺には唯一箇所の釦製造所あり。此の製造所に於て絶えず事業を行はんには一箇月六千グロス、一箇年三百噸の介を要すべし。

スルーにては時に一箇數千比以上一萬比に及ぶが如き驚くべき眞珠の産出を見ることあり。

眞珠介採取は十五尋乃至三十尋の水深に於て行はれ總て潜水器を用ふ。時に淺き所にて採取する者あるは是れモロー土人の行ふ所にして、是等は裸潜にして之を採取す。又丸木船より籐を以て作

れる熊手網にて採取するものあれども、此の如き方法は平水に於てのみ行ふべし。土人は介の乾燥せるものを販賣するに先ち、數日間水中に浸す之れ其の重量を増し且つ光澤を良くする方法とす。

眞珠介漁業 現今スールー群島に於て眞珠介漁業に従事する漁船は三十隻にして其の所有者及船名左の如し。

所有者	船名
J.F. Maddy	Sirena, Nautilus.
J. Wilson	Cleopatra, Galatea, Maritima.
Cebu 眞珠會社	Toenix, Placido Reyes.
Capt. Chas. Lanleng	Mina, Butandy, Ida, Manny.
G. W. Langford	Paragua, Zamboanga, Sapit.
Mr. Holmes	Alice, Holmes, Rosario, Olinga.
Mr. Teek.	Mindanao.
V. Sison	Pruno.

以上は千九百八年サムホアングに於ける眞珠介漁船なり。

所有者 船名

Ong Tiam Teng Victoria, Helena, Santa-Maria, Elisabeth.

Hadji Abubacal Almosouth.

Richard H. Gibbs King of Spades.

Hernandes & Co. Ramon.

Asing Alfonso, Nena.

以上はホーローに於ける眞珠介漁船なり。

眞珠介漁場 セブー水道よりバシラン海峡に至る方面全部及ミンダナオ島の南海は廣大なる眞珠介漁場なれども、有名なる方面の大部分は絶えず採取するを以て殆ど其の種族を絶つに至り、既に恢復の餘地なきが如し。故に眞珠介業者は常に新漁場を求むるに時間を費すと雖も、廣漠たる區域なるを以て一層の困難を感ぜざるを得ず。然れども何れの場所も全く根絶することなきものにして、現にホーロー市の前面海岸より一湮半餘の沖合にて、は常に眞珠漁業の操業絶えざるを見て之を知るべし。蓋し此の場所の眞珠介漁業は、已に百年以上繼續し來れるものなるべし。

眞珠介漁業者は時に眞珠介に富める海岸に住することあり。バシラン島の南なるタブ島附近及タキ・タキのタタアン水道に於て之を見ることあり。又サマル群島附近に大に産出することありて、千九百八年頃サマル島と本土との間即ちダバオ灣のバキプタン海峡に大漁場ありと報せられしことあ

り。其の最好漁場はラナン岬とリナオ岬との中間にして、水路の幅は極めて狭く、水深二十乃至二十五尋の所なり。此の漁場はアルボレス島として知られたる大岩礁に依り、完全に保護せられたる所にして潮流常に強し。良好なる眞珠場は概して潮流烈しく渦巻あり。之を以て眞珠介の卵子を此處に附著せしめ、大眞珠場をなすに至れるものなるべし。アルボレス島漁場は其の底質珊瑚砂礫より成り比較的平坦なり。其の海峡の幅は一湮に達せず。一方の沿岸は傾斜甚だ急に、他方は珊瑚礁より急に數尋の深さに落下するの地勢にして、水清く攝氏二十四度の溫度を有し、比重は一・〇二二なり。セブーとネグロス島との間なるタニオン海峡に於ても多くの眞珠介を産す。此の他ギマラス附近及サマールの西岸及北岸にも産し、又バラワン、カガヤン・スールーにも産すと稱せらる。要するに何れの島嶼も眞珠場を有するなり。眞珠場として最適の場所は、水底に砂礫あり、又は死せる珊瑚礁を有し、稚介を附著するに便なる箇所とす。眞珠の稚介は、生きたる珊瑚礁に棲息するを得ずして、海底の砂清くして且つ暗き場所を好む。

眞珠介の發生　介は四、五年にして最大の大きに生長するものゝ如し。然れども全く生長し盡すにあらず。曾て重量五珎の眞珠介採取せられたることありしが、蓋し十年乃至十二年を経たるものなるべし。唯此の如く生長せるものは、多くは蟲蝕ひにして小孔少からず。従つて五、六年以上のものは其の價格低廉なり。介の年齢及生長に關しては、實物に依り實驗して知識を得ること肝要なり。

セビル・ケント氏は眞珠介の生長に關して云へり。順當の生長をなさば三年以内に直徑二百乃至三百耗に達し、商品として充分の大きさとなるべし。一對の重量二、三盃のものは五年生のものなりと。

眞珠介の害敵 眞珠介は幼稚の頃絶えず危険に襲はる。是れ魚類の好んで之を食するもの多きに依り、是等魚類は眞珠介の發生場所に群集す。鮫、鯛、鱈等は總て介類を食ふを以て、眞珠介も亦其の厄を免れず。眞珠介は條蟲の宿る所なるが故に、之を食ふの魚類は條蟲の犯す所なること多し。此他ひとでも眞珠介の發生を害することあり、眞珠介の老齡なるものは、海綿其の他蟲類の爲に孔を穿たるゝ等害を蒙ること多し。

是等は直接眞珠介の繁殖を妨ぐるものなれども、眞珠介の害を受くるは之に止らずして、海中動物が眞珠介の生長に適當の場所を塞ぎ、又は有用の食物を食ひ盡す等は、又眞珠介の繁殖を妨ぐるものなり。曾て某潜水夫バシラン島の南方に於て大なる眞珠場を發見せるが、此處に産する介は其の形狀、重量共に尋常より大なりしが、悉く死介にして光澤を失ひ、殆ど價格を有せざりき。此の被害の原因は、之を究むること能はざれども、蓋し介の集合に基ける一種の疾病ならんか。或は又火山の爆發又は其の他の原因に依るものならんか。

眞珠介の養殖移殖 眞珠介は移動する鹹水中に入れ、又は屢々換水する時は之を運搬するに數

日を経るも異常を來すことなし。故に場所を變じ又は淺所に移植するは難事にあらず。

近時錫崙政府にては稚介の移植を試みたりしが、之を移植するには眞珠介の附著物を要するを以て、小岩を多く海底に散布し、之に附著せしめて稚介を繁殖せしむ。斯くて稚介の充分繁殖せる場所より他の稀薄の場所に移植せり。眞珠介の運搬法は極めて簡易なり。即ち船の縁に籠を下げ稚介を入れ、海綿漁業の如く其の生育を企圖する場所に移植するものにして、此の方法に依り僅少の勞力を以て貴重なる眞珠場を設くるを得、年々多量の採取をなし得べし。而して此の方法はダバオ灣に於て之をなすこと容易なるべし。是れ同地の眞珠介漁業は海岸近く行はるゝが故なり。斯くして新眞珠場を設くるを得、且つ介附著用の小岩を散布して漁場を改良し得べく、ひとで、海鼠等の害敵を避くるには爬網を以て之を爬集すべし。

眞珠介漁業に關する諸規則　眞珠介漁業に關する法規は、介保護の目的を以て制定せられたるものにして、多くはモーロー州の本漁業に關するものなれども、群島内地々方にては其の地方の諸規則並に州令等を以て、眞珠介漁業に對し制限せり。左に二、三の例を擧ぐべし。

條例第四十三號はモーロー州管内の眞珠介漁業保護の目的を以て制定せられ千九百四年二月二十日發布されたるものなり。此の條例にては直徑百耗以下の眞珠介採取を禁じ居れり。

條例第五十一號は眞珠介漁業者の熱心なる要求に依り、千九百七年六月七日制定せられ介類漁業

に付規定せり。此の條例は比律賓又は合衆國に於て建造せられたる船舶にして、且つ合衆國市民及比律賓住民にして參政權を有する者の所有船の外、漁業に従事するを禁せり。而して自由に漁業し得べき場所及期間竝に免許料に付規定し、又第一級特許を有する各船舶の船長は操業の月日と、毎日採取したる高とを記録して、介を陸揚するに先ちホロー又はサムボアンの税關吏に示し、其の虚偽ならざるを誓ふべきを要すとせり。本條例は第四十三號を修正して介の大きさに制限を加へたり。即ち其の縁より蝶番の中央に直角に渡りて直徑百八十耗以上たるを要し、之に反して採取する者は五十比以上の料料に處せらる。

條例第三百三十一號は條例第五十一號を修正し、第一級免許料を一年に付三百比に低減せり。而して別に三箇月間の免許をなすことを得る旨規定せり。是れ條例第五十一號を施行したるに、免許料の重きに過ぎ、利益の減退を招致したるを以て、修正を要するに至れるなり。本條例は千九百五年八月二十二日發布せられたり。

條例第七十六號も亦條例第五十一號を修正したるものにして、千九百六年十月十二日發布せられたり。本條例は免許に關する規定にして、合衆國市民の所有する船舶、合衆國陸海軍人の其の名譽を失はずして退職せる者、比律賓住民及比律賓住民として參政權を得たる者の船舶にのみ免許するものとせり。

因に從來發見せられたる眞珠中最も美麗なるものはスールに於て得られたるものなり。

人工眞珠　人工眞珠の發明者と稱するリンナウス(Linnæus)の時代より今日に至るまで、眞珠介をして受動的に眞珠を發生せしむるの人工眞珠法を企てたるもの甚だ多し。故に年々各國の出版物中に自由に眞珠を發生せしむることを得るの報告を見ざるることなし。勿論人工眞珠の發生は全く之を爲し得ざるにあらざれども、此の困難なる方法を實際に行はんとするには、常に好結果を得んと欲する者に對し障害となるものあるを免れず。然れども半成眞珠及ブリストターにして光澤あるものを發生せしむることを得るは事實なりとす。

人工眞珠の目的は圓形にして、優良なる光澤を有するものを發生せしむるにあり。木曜島にて人工眞珠の爲に數千磅を費せる濠洲人某の語る所に依れば、同氏は完全なる圓形眞珠を發生せしむるに成功せり。而も最も困難なるは變色するの點にありと云ふ。然れども數年ならずして完全なる圓形にして、且つ光澤の美なる人工眞珠を得べきを豫期せり。而して此の計畫は近世動物學の實用的効果を證すべきものなり。

比律賓に於て眞珠介ならざる他の介類タクロボ(Tachob)よりも貴重なる眞珠を出し、間々甚だ美麗なるものを得ることあれども、概して光澤なく價格なく亦稱するに足らず。

眞珠は四度の硬度を有し、其の質緻密にして、之を踏むも壞るゝことなく、其の比重は二・六五乃至

二六八なり。其の最も貴重なるは圓形にして水滴の如く、色は純白色、暗黒色又は金色にして一種の光澤を有し、幾分透明にして斑點又は瑕疵なきを要するは勿論なりとす。眞珠の構造は玉葱の如く中心の上に層皮あるものなるを以て、若し上層に斑點あるか又は光澤佳ならざるときは、上層を剥ぎて下層を検す。然れども此の如く作爲せる眞珠は、自然生のものに比すれば、其の價格を低からしむ。而して此の如き加工をなせるや否やは、良好のレンズを以てすれば容易に知るを得べし。又眞珠を圓形ならしむる爲に摩擦せりや、將た又初めより圓形なりしやも容易に知ることを得るなり。

眞珠の價格は其の形狀、光澤及瑕疵の有無等充分の考査を要するが故に、其の評價は商人と雖も困難とする所なり。千八百九十六年合衆國政府に於て、全世界に産出する眞珠の價額及其の産額を記せる出版物を出せるが、書中馬尼刺にては光澤及形狀の良好なるものにして、重量〇・〇六四三瓦のもの五比位とせり。眞珠の價格は大きに依りて大に相違あり。重量〇・四一瓦以上にして、優良なるものは〇・二〇五瓦毎に七十比乃至百比の價格を増加す。(以上 *Journal of Science* V. D. pp. 87-100 1910.)

バンタヤンに於ける眞珠介漁業

バンタヤン島はタニオン水道に位し、ネグロスとセブーとの

中間にあり。其の幅十二籽、長さ十八籽あり。ドン島と稱する小島の一系列にネグロスに對する南西隅より十三乃至十四籽の長さに連る。而してドン島の最北端十三籽の所に一島あり。是等の島嶼中バンタヤン島は東部に位しドン島は南部に位す。猶他の島嶼は北西に位せり。是等の面積二百六十

平方料あり。バンタヤン島の東部、南部及ドン島の南部は一乃至二料の淺瀬あり。バンタヤン島には沿岸半料以内に大船を碇泊せしめ得る處あり。是等島嶼には住民ありと雖も、何れも千人を超えず、獨りバンタヤンの住民は其の數三萬七千以上に及ぶ。是等の島嶼は總て珊瑚島なれども、獨りバンタヤンは平坦にして、高所も五米を超えず、ドン、リバイラン島の外端が曾て斧鉞を加へざる密林を以て蔽はるゝは奇觀と云ふべし。其の他の島嶼はコ、アの外樹木を生ぜず。

ドン群島間の通路は皆淺瀬なり。唯ドン及リバイラン間の水路は四尋の深さを有す。潮汐の干満毎に此の水路は潮流常に激しく、渦卷をなす處ありて、潜水夫等の甚だ恐怖する所なり。而して強流の此地一帯の淺瀬を洗ふものあり。五、六、十一、十二月の季節は風力弱く水色透明、八尋の水深尙能く海底を透視するを得、潜水夫の眞珠介採取には此の季節を最も便なりとし、船を淺瀬に浮べて、眞珠を探し廻るものなり。是等の場所にてはミンダナオ、ホーロー及錫崙等の如く眞珠場と稱すべき所なく、海底の砂地に散在するのみなるが故に、潜水夫は一日能く六箇の介を採取すること極めて稀にして、概ね二箇を得れば満足するの狀なり、然れども介中に眞珠を有するの率多く、且つ品質優良なるを以て、其の介の採取少きを償ふに足れり。

近來採取せる眞珠介中、價格高きは、八百比内外、通常二百比乃至五百比の眞珠を有するもの少からず。數年前バンタヤンにて得たる眞珠一箇八百比を以てセブー附近にて販賣されしものあり。千九

百八年中バンタヤンにて採取せる眞珠介の總價格は、四千五百八十四比なりき。バンタヤンの住民は眞珠介の總價額と、此の介より得る眞珠の總價額を同額に見込めり。採取季節に於ては、本漁業の競争猛烈を極め、成育せる介は殆ど採取し盡さるゝ状態にして、若し眞珠介の存在少く、且つ採取季節長からんか、此の海に於ける眞珠介は根絶するに至るべし。故に此の地にては規則を設けて、採取し得る介の大きさに付制限する所あり。蓋し當然のことと云ふべきも、果して幾許の効果を奏すべきやは疑問に屬す。

バンタヤンの眞珠介漁業は、比律賓の産業中著明なるものにして、市の重要財源たると共に、又個人所得を増大し、バンタヤンに資本を吸収するに少なからざる効果あり。故に操業の方法に近世の進歩せる組織を採用し、永遠の利益を講ずるの要あり。

バンタヤンは眞珠の人工養殖を試むるに好適の所なるが如し。若し條蟲時代の稚介を、海底に固著するまで養成する方法を行ひ、且つ此の地淺瀬を利用して、移植する方法を講せば、バンタヤンに於ける眞珠介漁業の收得は、從來に比して數百倍するに至らん。實にバンタヤンに於ける淺瀬は、總じて眞珠養殖の好適地なればなり。

合衆國に於ける眞珠卸製造會社は數年間、ミシシッピー河又は其の支流に於て得る蛤を使用し來り、一時多くの産出を見たるも、其の種の殆ど根絶するに會し、事業は危険を告ぐるに至りしが、遂に

千八百九十八年カーチス氏の蛤發生の研究となり、人工を以て之が養殖をなすに至り、之が實驗は成功し、合衆國水産局は其の研究を實行せしむる爲め、ミシシッピー河の上流に一大實驗場を建設するに至れり。比律賓に於ける眞珠介漁業も亦今や之と同一の状態にあるも、群島内の眞珠介は錫崙又は彼斯に産するものに優り、且つ用途の廣きのみならず、比律賓に於ては、眞珠養殖のことは充分に之を爲し得べし。是れ單に幼時の浮游状態より、海底に固著するまでの障害を除くときは、實に理想的の場所なればなり。錫崙島にて實行せる人工移殖法を移し來らば、比律賓群島の海岸は眞珠介の充滿するを見ることを得ん。バンタヤンに於ける食用魚漁業は、比律賓にて第二位にありてサムボアングアの漁業に次ぐ。千九百八年中輸出したる魚類の價額は、一萬八千二百五十比に達す。セブ、ネグロスより此の地に出漁し、其の獲物は鹽乾魚となす。又バンタヤンにては海鼠の漁獲尠からず。年々の輸出額三千二百餘比にして將來益々増加すべし。

此の地に於ける眞珠養殖は、單に其の實行方法を講せば充分なる繁殖を見るべく、而も三年間之を行はゞ足らん。此の地には既に繁殖力を有するまでに成熟せる介少からず。且つ稚介の附著すべきものには、珊瑚死礁又は古介等海底に散在するを以て、附著の材料も亦豊富なりと云ふべし。(以上 Journ-

nal of Science V. D. pp. 149—151 1910.)

海 鼠 (Bêche-de mer) (一千九百十一年 ジャーナナル・オブ・サイエンスより抄譯)

海鼠の種類は、大體之を五種に分つことを得。

第一 *O₃* は形大にして一樣に黒色を帯び、其の皮膚は極めて滑なり。之を乾燥せるものは長さ百二十乃至二百耗、直径四十乃至六十耗あり。此の種に屬するものは比律賓群島に於て最も優秀なるものとせらる。従つて其の價格最も高し。尤も其の大きさ及び乾燥如何により價格に相違あるも、卸値一疋六十五仙乃至九十八仙の價格なりとす。

第二 *Gan Sim* は鶯色にして形體大なり。而して體の兩側に二列の乳頭を有す。之を乾せば扁平なる卵形をなす。其の長さ約百二十耗、幅約六十耗あり。其の背部は前者の如く滑かならずして少々粗質なり。此の種は第二位に位し、一疋四十仙乃至八十仙にて取引せらる。

第三 *Bank Sim* は第三位に位するものにして、比律賓に於て出荷する大部分は此種のものなり。此の種のもは其の形狀種々にして、價格も一疋三十五仙乃至七十仙の間にあり。此の種にありては其の形小にして黒色を帯び、其の質粗なるもの最も多し。又其の形狀は圓筒狀をなし、之を乾燥せば長さ約九十耗、幅二十五耗となる。又此の種類中最も普通の形狀を有するものは *Convuluted Trejang* なるが、其の形大にして褐色を呈し、長さ約百二十耗、幅約四十耗にして其の體は圓筒狀なり。之を乾燥せば深き皺を表はす。又其の體質粗にして圓筒狀を呈し、其の色黃褐色を帯び、長さ約百五十耗、幅三十五耗のものあり。又黒褐色を帯び、皮膚殆ど滑かにして背部中央に黒點を有

する黄色の斑點を以て被はれたるものあり。長さ約百七十耗、幅七十耗にして又圓筒狀のものなり。又前者に酷似し體質稍々粗なるものあり。此の種は長さ約百六十耗、幅四十八耗にして其の形圓筒狀にして、判明なる小瘤を有す。色は暗褐色にして、背と兩側にある大なる瘤を圍繞する數多の白き環形を有す。又其の形小にして、眞黑色を呈し、體の全部に深き皺を有するものあり。形狀は又圓筒狀にして、之を乾燥せば長さ八十耗、幅二十耗あり。

第四 *Moi Whar Che* 此の海鼠は其の形大にして、黑色圓筒狀をなす。而して其の色の眞黒なると、褐色の長き乳頭を以て、全體を蔽はれたる點に於て、一見他種と區別することを得。此の種のもは頗る多く繁殖するも、食料としては、第四位に位し、價格も一疔、三十仙乃至五十仙の間にある。予之を刺附の大海參と稱す。

第五 *Hong Che* は第五位にあるものにして、前者に酷似す。唯其の異なる所は、前者に比し稍小なること、一層明確に圓筒狀をなす點にあり。且つ其の乳頭突起は稍や鋭く幾分長し。其の價格は一疔三十五仙乃至四十五仙の間にあり。*Moi Whar Che* の未だ充分發育せざるものは、本種と見誤ることあるも、其の乳頭突起短き點に於て、容易に區別することを得。此の種の大きさは、長さ五十乃至九十耗、幅十六乃至二十耗なり。

是等の外海鼠の種類は非常に多く、比律賓群島に於て六十三種を算するも、何れも重要なもの

にあらず。従つて市場に於て價格を有するものなし。然れども殊にミンダナオ附近に於て饒産する Yellow balley と稱するものは、價格表中に列すべき價值あるものなり。此の種のもは乾燥するときは、其の腹部黄白色、背部は黒色を呈す。長さ六十耗、幅二十五耗あり。其の價格は一擔十二比を超えず。然れども其の繁殖は極めて旺なり。上記各種のもは、馬尼刺に於て小賣せらるゝ時は、漁夫の賣りたる價格の三割を増すものである。

海鼠の産出額、繁殖、慣習竝に分布 上記海鼠の多くは、比律賓群島を通じて分布せらるゝものゝ如し。而して最も多く産する地方はスールー群島なり。馬尼刺に供給するものは主としてタクロバン、ポリロ及アムボス・カマリネスよりせらる。

海鼠は深海に棲息するものあり。又淺海に棲息するものあり。其の淺海に棲息するものは干潮に際し、岩礁の上に於て發見することあり。又深海に棲息するものは、百四十尋以上の深海に棲息するものあり。Bark Sim 及 Long Che の類は珊瑚礁の底部砂地に棲息し、殊に隠蔽せられたる場所に多し。Moi Whar Che, Gan Sim 及 Oi 種に屬するものは、岩礁附近の深所を好むものゝ如し。

曾てミンダナオのダバオ灣のアルボレス礁に於て干潮の際、水面下僅々二吋餘の淺瀬に於て、海草を食して棲息する、多數の *Colocinus quadrangulus* Less. の群集せるを實見したることあり。其の數實に夥しく海底は足を入るゝ餘地なき迄に充滿し、掬網にて一掬五十七尾を捕獲したることあり。海鼠

は其の産卵期に於ては岩石又は其の裂目に好んで産卵するものなり。

海鼠の乾燥　海鼠を乾燥するには海鼠を五分以上二十分餘煮沸し、然る後、腹部を割き腸を除きて、之を日光に曝し充分に乾燥す。海鼠の風味を失はざる爲め、海鼠の種類に依り、其の煮沸時間を異にするものゝ如し。然れども何れの種類を問はず、充分に固結し、弾力性を帶ぶるを待つて、之を取出し、直ちに之を乾燥するを要す。○種は唯五分間煮沸して、よく之を攪拌せざるべからず。乾燥は日光に依りたるものは最も優秀なれども、多數を乾燥するには日光乾燥は緩漫なるが故に、之にのみ依ることを得ざる場合多し。

左に掲ぐるはシモンド氏の説ける方法にして、多數を乾燥するには此の方法を最も適當なるものとす。

『海鼠の多き島嶼にては其の海岸に乾燥室を設く。此の室の大きさは場合により同じからざるも、長さ三十米幅十五米高四米位にて可なり。構造材料は其の土地に産する竹蔭及椰子の葉を用ひ、室の四方には小なる扉を設く。乾燥臺は室の一方の長さと同長にして幅二米あり。最低の高さは地上より胸迄とし、更に之より一米高く一段を設くべし。是等の材料としては竹又は小挽き板を裂きて用ふべし。然る後火熱する爲め、乾燥臺の下段に臺と同長にして幅一米、深さ二分の一米の溝を掘り、此の溝に沿ふて鹽水を入れたる桶を相當の距離を隔て、備へ、又手近き場所にバケツを準

備して、火の燃え上りて海鼠を焼くを防ぎ、又萬一の場合に於ける防火用の準備となす。

乾燥の方法は先づ捕獲したる海鼠の内臓を去り、之を清水にて充分洗滌したる後、乾燥室に運びて下段に置き、五寸の厚さに配列したる後、乾燥せしむ。乾燥臺は全部海鼠を以て充滿したるとき溝に火を點すべし。此の火は晝夜の別なく絶えず燃焼し、寸時も絶やすべからざるを以て、嚴重に監視することを要す。海鼠を完全に乾燥せしむるには煮沸すると同じく、非常なる熟練を要するものにして、若し熱度過ぐるときは水泡を生じ海綿狀を呈す。又火力弱きに失するときは、煮沸後二十四時間の後腐敗して、全部用をなさざるに至る。又初め内臓を抜き去るときも、同様なる注意を要するものにして、若し不充分なるときは捕獲後數時間にして脂肪の凝塊と變ずべく、火を點じたる翌日の午後に於て暫時火を減じ、海鼠を上段の乾燥臺に移すを要す。此の際乾燥充分ならざるものは、其の下に木片を入れて適當に乾燥せしむべし。既にして上段の乾燥臺に移せば、下段に新なるものを満たし再び火を點す。又下段に配列したるものは、最初十二時間は屢々反轉して、一樣に乾燥せざるべからず。其の後二日を経て再び火を減じ、上段の海鼠を一端に押し寄せ、下段の分に對する餘地を存せしむ。其の後二日間引續き同一の方法を繰返し、總計六日間にて第一日目の分は適當に乾燥せらる。之に於て初めて上段の分を取下し、充分検査して、若し乾燥不充分のものあれば、再び乾燥臺に戻すべし。乾燥充分なるものは袋に納めて、乾燥したる倉庫に納め又

は船艙に送る。乾燥したるものは、直ちに密閉したる樽に收容するにあらざれば、濕氣を來し易し。若し三箇月位倉庫内に保管せるものは、暫時日光に乾燥するを要す。』

土人の海鼠食用法　比律賓の住民中には之を焙りて食するものあり。又ブヌアンガ群島住民中

には海鼠を集め、之を怒らしめて白き粘液を吐き出さしむ。此の粘液は海水に觸るゝときは著しく膨脹し、綿の如き多數の絲狀に分裂す。之を調理して食用に供し美味として賞翫す。然れども屢々粘液と共に臟腑をも吐出すを以てその料理は恐らく歐米人の嗜好せざるものなるべし。

海鼠の價值　現今比律賓の海産物中海鼠は主要なる位置を占むるものにあらざれども、決して疎んずきものにあらず。何となれば、比律賓に於ける海鼠は販路確實にして、直ちに販賣せられ、且つ之に要する資本は僅少にて足り、其の産出又尠からず。而して之が採取次第にて、産出額を一層多大ならしむることを得べきを以てなり。以上の事實に徴し、各地の斯業者が未だ比律賓海鼠の價值を解せざるは寧ろ異とすべきなり。(以上 *Journal of Science* VI D. pp. 283—289 1911.)

鱧　　鰭　　(一千九百十一年 *ジャーナル・オブ・サイエンス* より抄譯)

比律賓より支那に輸出する鱧鰭は未だ巨額にあらずと雖も、資本を要すること少くして比較的有利の事業なり。目下同島に於て本業を經營するものは殆ど支那人なりとす。

比律賓群島に於ける鱧は其の種類非常に多し。鰭は背鰭最も重用せらる。此の鰭は其の兩側一般

に青色にして灰色を帯ぶるか、又は白色なるを常とす。支那人はその背鰭を他の鰭に比し、多くのゼラチンを含有するものとせり。故に最高價格を有し白鰭と稱す。其の他腹鰭、胸鰭、臀鰭、尾鰭等は何れも黒鰭と稱す。尾鰭の大なるものにして白色のものは、白鰭に代用せらるゝことあり。黒鰭は食用の外、優良なる魚膠を製するに用ふることあり。

・ 漁法 比律賓にて鱈を漁獲するには網又は鎗を用ふ。群島内に於ける鱈の棲息は著しく、之を捕獲するは多くモーロー人なり。モーロー人の鱈を捕ふるには普通鎗を用ひ、時としては腐敗したる魚類を餌として釣ることあり。シタンキ島附近に於けるサマル・モーロー人の鱈漁を見たるものは、鱈の大なると漁獲多きに驚かざるはなし。或る種の鱈は擬餌鈎を以て捕ふ。モーロー人は其の肉を食すれども、魚油の製造に關しては全く之を知らざるものゝ如し。故に鱈の採取以外、更に魚油を製するに於ては、本漁業は甚だ有利なるべきなり。

鱈の處理 鱈を捕獲すれば直ちに其の鰭を切り取る。大なる鰭は、乾燥に便ならしむる爲め細く之を裂き日光乾燥を行ふ。乾燥は日光の強弱如何に關することあるは勿論にして、良く乾燥するには三日乃至六日を要す。鰭の充分乾燥したるときは之を上下に區分す。即ち白鰭及黒鰭に區別し、各百斤を一捆りとして輸出す。又鰭を一層完全に仕上ぐるには、之を暫時熱湯に浸して、其の皮を除き、更に軟骨質を線條に裂き *sphagetti* の上物の如くす。此の如く仕上げをなしたるものは、一

見白蠟質の如くにして、極めて外見良きものなり。

輸出價額 千九百十年中馬尼刺より輸出したる鱈鱈の總額は十七萬二千六百十疋にして、其の價額八萬五千比に達す。之が取引の中心とも稱すべきサムボアングに於ける鱈の取引價格は白鱈一疋八十四仙、黒鱈は五十八仙也。故に輸出價額の眞價は優に十萬比以上に達すること明なり。然れども此の價格は常に一定せずして、千九百九年に於ては白黒鱈を通じて、其の最高價格一疋二比十九仙位なりき。サムボアングに於ける支那商人の語る所に依れば、上等白鱈は時に一疋六比五十八仙に達することあれども、此の如きは極めて稀なり。比律賓に於て仕上げたる鱈は、大部分新嘉坡又は香港に出荷し、同地より各地に輸送せらる。馬尼刺にては精製したる鱈鱈は、一疋八比乃至十比の價を有す。但し小賣價格なりとす。茲に再び注意を喚起せんと欲するは、鱈の副産物たる肝油が全く廢棄せらるゝことなり。(以上 *Journal of Science* VI D. Pp. 289—291 1911.)

海綿

(千九百九年 シャーナル・オア・サイエンス抄譯)

比島に於ける海綿事業は稍々注目す可きものにして、近時漸く盛況を呈するに至り。同島より輸出する海綿の數量は一箇年三萬比に達し、是等の大部分は新嘉坡より倫敦に輸出せらる。比律賓より海綿を市場に出すに至りては輒近の事に屬し、未だ一般に其眞價を認められず。其價格従つて又廉也。

普通海綿

海綿は薄き暗黒色の皮を以て被はれ、一見乾葡萄のブツディングの如き外形を有し、

商品となれるものを見て原料を知る能はず。普通人の知れる海綿は、漂白して骨骼のみとなりたるもの也。海綿は地方に依りて其の種類を異にするも、多くは角質の海綿族に屬す。又比律賓に産する軟質海綿は何れも多少の價格を有す。此の外硅質海綿を産すること多く、其の纖維は石綿の代用とせらる。

海綿の種類及價格

一、羊毛海綿 は比律賓に産する海綿中最良のものにして、強き弾力性の纖維を有し、其の形狀恰も羊毛の如く、浴用海綿に酷似す。又此の海綿は一般に大きを同ふす。現今比律賓に於て此の海綿を産する唯一の場所として知られたるはシアシ也。然れどもタキ・タキの附近にも之を産すること疑ふべからず。海綿の商業上重要品たるは遍ねく人の知る所なれども、其の供給に限あるを以て、其の産出の増加を講ずるは、海綿業に關する最も重要事項也。合衆國及歐洲に海綿を販賣するには何等の困難を感ずる事なく、其の販路極めて廣し。其の價格は一疳八比乃至二十比にして、紐育の一人は二等品に對し一疳十比の價格を附せり。

二、ゾモツカ海綿 は其の質甚だ硬く、且つ強き弾力性を有するも、其の纖維稍粗惡にして、其の形狀寧ろ扁平也。此の海綿は一米五分の一乃至二米の水深、海底岩質の場所に産す。其の大なるものは直徑三十糎あり。之が價值は羊毛海綿とグラス海綿の中間に位するも、取引人に依り之を羊毛海綿

と同一視し、又はグラス海綿と同一視するものあり。然れども一般に米國產のものゝ區別せらる。タキ・タキ島及其の附近に多く産す。良質なるは深海より採取したるものとす。此の外スールー海附近の島嶼にも相當の産出あるべし。此の海綿は合衆國及歐洲に於て販賣せられ、其の價格は一疋二比乃至六比也。

三、ロツク海綿 に對しては商業上未だ一般的名稱なく、或點に於てはフロリダ產の黄色海綿と相似たり。然れども其の纖維は之に比し極めて弱く且つ軟か也。又極めて多孔性にして全體に小なる房を以て被はる。此の海綿は一米半乃至五米の水深に於て岩石に固著す。其の大なるものは直徑四十糎あり。取引人中には之を良質の海綿となし、又或者は殆ど價格なきものと云へり。此の海綿は耐久力なきを以て、左程の價格を有せざるは事實也。産地は從來シタンキ島のみに産すと思料せられしが、スールー島を通じて相當産出あるは疑ふべからず。

四、リーフ海綿 は極めて美麗にして且つ柔軟也。其の纖維は緻密なるも極めて脆弱なるは此の海綿の缺點也。然れども米國產のリーフ海綿に比すれば稍良好なるを見る。紐育の商人は此の海綿を手袋海綿ハンドスポンジと稱するも、リーフ海綿の名稱遙かに其の當を得たるもの也。此の海綿は比律賓の南部に饒産し、殊にシタンキ島に最も多し。此の地にては淺瀬に於て採取せられ、多くは暗礁上の海藻中に産す。而して其の直徑二十乃至二十五糎に達す。又此の海綿は美麗にして地合軟かく、浴用に供し得るも

脆弱なるを以て、其の使用期間短し。而も豊饒なると採取に困難なく、且つ其の價格低廉なる等の點よりして、比律賓に於て重要な位置を占むるに至れり。價格は一疋二乃至三比也。

五、グラス海綿 中には多くの種類ありて各其の形狀を異にす。比島近海に産する海綿の多くは此の種に屬す。

シタンキ、タキタキ、シアシ諸島の南方、マスバテ及セブの北方に於て殊に饒産す。以上の地方に於て産する數量は、他の海綿の全部を合計したるものより遙かに多し。此海綿は普通四十糶より一米半の水深に於ける暗礁上に産す。其の直徑八乃至三十糶也。比律賓に産するグラス海綿の優良なるものは纖維緻密にして、其の外形美はしく地合一體に軟かにして、浴用とするの外用途多し。シタンキに於ては一箇年三萬箇以上の採取あり。然れども一般に其の形小にして價格低廉なりし爲め、漂白法も粗惡を極めたり。此の海綿の優良なるものゝ價格は一疋約二比四十仙也。其の小なるものは一疋四十仙乃至一比とす。比律賓に於けるグラス海綿は米國又は玖瑪產の物に比し、軟かにして且つ強く品質又優良なりと稱せらる。此の海綿にして一般に熟知せらるゝに於ては一層其の價格を増すに至らん。

六、シルク海綿 はグラス海綿中其の形小なるものにして、直徑十乃至十五糶のものなり。此の種は其の質極めて軟かにして、絹の如き地合を有するを以て其の稱あり。比島海綿中最も軟かなるもの

なりとす。其の産地はシタンキ及タキ・タキの淺瀬なるも、此の他の諸島にも産すべし。其の用途は化粧用にして、普通のグラス海綿より稍高價也。

七、スールー海の浴用海綿 はグラス海綿中其の質粗く纖維の最も硬きもの也。シタンキの附近に於ては、常に見る所のものにして一米三又は二米の水深に産す。其の大きさは通常六十糎にして、又これ以上のものもあり。此の海綿は米人の歡迎する所ならず、従つて其の價格低廉也。其の賣行悪きは畢竟家庭用に適せざるが故也。此の海綿は或點に於て、フロリダ産の黄色海綿に似て、然も甚だ硬けれども、黄色海綿に比し多量の水を保ち、浴用又は馬を洗滌するに用ひられ、又馬車、自動車、大砲、發動機を研くに好適、且つ敷物の地を硬むるに用ひらる。其の價格は普通一疋四十仙乃至六十仙に取引せらるゝも、其の眞價は遙かに上にあり。

八、象耳形海綿 は其の形象耳に酷似す。十五乃至三十米の水深に於て採取せられたるものは相當の厚さを有し、又其の地合軟か也。地中海産の象耳海綿は其の需要多く、従つて其の價格も高價なるが、比律賓産の象耳海綿も深海より得たるものは之に匹敵す。此の海綿は光澤を出すに用ひられ、又高價なる鞍の詰物とす。比島産の物は全部歐洲に販賣せられ、合衆國にては之に對する評價を有せざる有様也。

此の種はスールー群島を通じて各所に産出するも、スールー附近に於て殊に饒産す。眞珠介の潜

水夫の時に非常に美麗なるものを採取することあり。

九、管狀海綿 はシタンキ島に産する特種海綿にして、商業上殆ど價格なし。假令相當の價格ありとするも年々其の産出を減じ來り、現今にては如何なる小形のものとも雖も利用せらるゝ姿也。然れども相當の方法を講せば、將來此の海綿も幾許かの價格を有するに至らん。

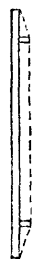
海綿の仕上げ 海綿を採取したるときは之を砂又は泥等にて汚損せざる様、臺、甲板又は扁平なる岩上に排列し、全く死する迄二三日間日光に曝らしたる後、之を海岸に設けたる圍ひの内に入れて水中に浸し、時々其の水を絞出しつゝ五六日間此の圍ひの内に放置す。然れども大型のものは小型のものに比し、多くの日數を要するは勿論也。普通水中に浸潤せしむる時間の短き程、良質の海綿を得るもの也。換言せば、海綿より水分を搾出して、之を清潔ならしむるに要する時間丈、水中に放置するものにして、時間長きに失するを避けざるべからず。其の圍ひには種々の方法を以て種々の形状に設けらるゝも、要は海中に海綿を浸し且つ汚損を來さしむるにあり。又此の圍ひを設くるにも杭を地中に打込み、竹又は板を以て床を造り、海岸を離れて海綿を排列せば、腐敗を避くる事を得て最も妙也。シタンキに於ける John Byersdoffer は次の如き圍ひを案出せり。此の圍ひは板を以て周圍を繞らし、其の板は間隙を有せしめ海水の浸入に便ならしむ(第一圖)。此の圍ひは長四米、幅二米、深さ一米半位也。此の圍ひの特色は、常に海綿を清潔に保ち、且つ隨處に引き行くことを得る點にあり。

而して其の重さは海中に沈み、海綿の全部に水を浸透せしむる程度也。

第一圖



第二圖



第三圖



海綿を精製するには屢々其の水分を搾出するを要す。水の搾出には扁平なる權を用ゆ。此の權は重量重き程結果良好也(第三圖)。又洗滌板を製するには廣き板の兩端より八厘の箇所に二厘位の厚さの棧を打ち、其の上に二厘位の網目を有する金屬製網を、棧を超えて板の兩端に打ち付けたるを用ふ(第二圖)。此の装置は海綿の黒皮を除くに便利也。海綿は前述の如く之を五六日間水中に浸し、其の間に度々水分を搾出し充分洗滌したる後、日光に曝らして之を乾燥せしむ。此の方法は海綿を採取したる場所に於て直ちに行ふべし。然らざれば焼けて赤色を帶ぶるに至る。元來海綿組織には赤色素を含有し、全く之を除くことを得ず。又海綿は其の取扱を便ならしむる爲め、二厘位の絲を以て海綿を貫き置く也。海綿の充分に乾燥したるときは之を袋詰となし市場に搬出す。比律賓海綿は相當の市價を有するのみならず、精製完全なるものは常に需要あるを以て、其の精製法に就ては充分の注意を要する也。

海綿漂白法

海綿は一般に漂白法を行はずして市場に搬出さる。以てアール・エフ・ペーコン氏の漂白法を紹介すべし。此の方法は最も有効にして、其の纖維に何等の害をも及ぼさざるもの也。先づ海綿を三分間以上滿脩酸加里の飽和溶液中に浸したる後、之を清水中に移し、充分洗滌すべし。然る後、再び之を次亞硫酸曹達中に入れ、海綿の白くなるを待ちて之を取り出し、再び清水にて藥品を全く洗ひ落し、之を日光に曝らして乾燥せしむ。

海綿の養殖

海綿の養殖法行はれてより、其の結果極めて良好なるものあり。今少しく之を述べん。海綿は卵又は出芽法に依り繁殖せしむることを得。而して其の卵は海綿の體中に發生し、微細なる游走子となる迄體中に生育し、浮游することを得るに至りて體外に排出せらる。其の幼蟲は二十四時間の後一定の場所に固著し、茲に漸く別箇の發育を遂ぐ。又芽より養殖するものは最も簡單なるもの也。此の方法は先づ海綿を濕へる板又は水中に於て、銳利なるナイフを以て約五糶の立方體に切斷すべし。其の切斷に當りては、薄き黒色の皮を去らざる様充分の注意を要すると共に、海綿を壓搾せざる様注意を要す。其の切斷したる海綿の小片は各四糶の距離を隔て、太き銅製の針金の上に置き、針金の兩端は杭に結び付け、海底より約十五糶上部の水中に緊張す。銅線と同様に藤を用ふることあり。又竹を用ふるも可也。此の如くして一二日を經過せば、海綿は銅線に附著し、美麗なる圓形の花綿となる。斯く養殖したるものは、其の形狀に於て自然産のものに比し遙か

に優良也。フロリダ海に於て此の方法を以て養殖せられたる海綿は、二年以内にて市場に出し得べき大きさに達す。比律賓に於ては何程の時日を要するや不明也。

海綿の産する海中に於ては之が繁殖は容易也。又其の水深は、海綿の生息する深さに依るべきもの也。又其の改良種に至りては、他の優れる種類と結合して、養殖せしむることを得べし。歐洲の優秀なる種類も、此の方法を以て養殖することを得。

比律賓に於て海綿養殖法を實行し、新規に漁場を創設し且つ深海に於ける採取を試み、周到なる注意と充分なる努力とを以てせば、海綿事業より年々數十萬比を擧げ得るは毫も疑を容れず。

モーロー州に於ける海綿採取に關する法令は千九百八年六月發布せられたり。(Journal of Science IV, A pp. 57—63, 1909.)

蠍龜及鼈甲

(千九百十一年 ジャーナナル・オブ・サイエンスより抄譯)

種類 蠍龜は水温高く、靜穩なる場所を選びて棲息し、多く魚類を食するが故に、魚族多く暖き砂濱にして、且つ人の到らざる小島は龜に取り最良の巢窟なるが如し。而して群島は此の要件を具備せりと云ふべく、同地には三種の蠍龜あり。

Marine turtlesは海中に於ては迅速に游泳するも、陸上に於ては其の活動甚だ遲鈍にして、若し之を反轉すれば起き返ることを得ざるまで也。

各種の龜の内最も重要な是一般に鼈甲龜として知らるゝもの也。商業取引の行はるゝは多く此

の種に屬するものなりとす。之に亞いで重要視せらるゝものはあおうみがめとし、食用として重用せらる。其の甲は何等の價を有せざるも、種々に調理せられ、最も美味なるものと稱せらる。此の龜は草類を食し、充分成育せるものは一米四分の一の長さを有す。

比律賓にて第三位に位するものは普通 *Longger Iad* と稱するもの也。此の種の充分成育したるものは一米四分の一の甲を有すれども、紙の如く極めて薄きを以て、實用上殆ど價値なし。然れども商品たる龜油の大部分は、此の龜より採取するもの也。

鼈甲　千九百九年に於て比律賓より輸出したる鼈甲の數量は二千四十盞にして、其の價格三萬四千九百四十二比に達す。千九百十年に於ては内國に賣捌き、國內に於て使用したるもの多き結果、輸出噸に減少し千百九十一盞に過ぎざりき。

此の龜を捕獲するには鈎、網又は罟を用ふ。最も多くの捕獲あるは産卵期にして、産卵の爲に上陸したるものを捕獲する也。漁夫は之を捕獲するに急にして産卵を待たず。此の如きは極めて不利なるを以て、其の産卵時期たる五月より八月までの間、嚴重に之を保護するにあらざれば、遂に此の種族を滅するの悔あらん。漁夫中或者は産卵の終るを待つて捕ふるものあり。産卵數は百五十乃至二百箇にして鶏卵大也。而して漁夫は産卵後、水に入らざる間に之を捕ふ。スールー海に於けるバンコラン、アレナ、ルムブカン、カビリ其の他の島嶼は有名なる漁場也。

普通甲を背より分離するに最良の方法は、其の甲の弛緩するまで之を熱湯に浸す也。又他の方法としては龜を八日位砂地に埋むれば、自然に緩みを來し分離す。又は甲緩みを來たす迄、暖かなる火上に翳すもよし。一般に用ひらるゝは此の最後の方法也。又或る地方に於ては龜の生きたる儘之を火に翳すものあれども、此の方法は餘りに慘酷なるのみならず、甲の利用上又宜しからず。

價格及等級　　鼈甲の價格は非常なる變動あるもの也。殊に此の商取引を支配するは支那人なるを以て、其の人爲的變調を起し、眞價を知るに困しむこと多し。然れども一般に認めらるゝ階級は四種あるものゝ如し。サムボアングに於ける主なる取引商人は、此の一等品に對し一疋百六十餘此の價格を附し、又第二級品は一疋十六比乃至二十比也。比律賓の鼈甲は此の二級品に屬するもの多く、第三級品は一層薄くして價格は一疋十一比乃至十三比也。又第四級品は其の形の小さなものにして、價格は一疋四比乃至八比なりとす。

鼈甲の價格は其の大き並びに厚さに關するのみならず、其の色及模様により價格の差異著しきものにして、美麗なる雲形及斑點の模様を有するものは非常に高價也。現今に於ては寧ろ黒色にして斑點の輝けるもの最も好まるゝが如し。黄色のものも一時非常に賞讃せられたるも、現時金髮淑女の主として用ふるものは、胴即ち腹部より得たる鼈甲を以て製したるもの也。鼈甲の價格は、以上の外、尙ほ婦人の鬢形及裝飾の流行にも多大の關係を有す。兎も角上等の鼈甲は其の需要確實にして

益々増加すること疑ふべからず。

鼈甲細工の勢力　比律賓に於て鼈甲業程小資本を以て、而かも確實なる報酬を得べき事業なし。其の材料購入並に細工に要する資本は、僅々六千乃至一萬比にして、之に要する器具は極めて少し。且つ其の製造せらるべき鼈甲の一箇年間の供給高は、殆ど二千盞なるを以て、小工場の作業に適當せり。故に相當の利益を得るは、何等疑を容るゝの餘地なき也。若し支那人をして直接該工場より購入せしむるの方法を開かば更に利益あらん。

蠔龜の養殖　比律賓群島に於ては、未だ鼈甲龜の養殖を試みたるものなし。然れども日本に於ける鼈と同様の方法を以てせば、之を養殖すること敢て不可能の事にあらざるべし。此の問題に關しては單に個人の問題にあらず。實に一國政府の問題として一考すべきもの也。(Journal of Science VI D pp. 291—295 1911.)

窓　介 (Window shell) (千九百十一年 シヤートナル・オブ・サイエンスより抄譯)

馬尼刺に於ける家屋の窓は、多くは硝子を用ひず、之が代用は貝殻を以てす。之に用ふる介を *Kapas* 即ち窓介と稱す。此の介は圓形にして薄く、且つ扁平にして煎餅に似たる形狀を有す。其の完全なる介は厚さ一糎直徑十四糎あり。介殼の一片は少しく凸狀を有し、他片は扁平也。故に前者は其の縁を切り落して方形となし、容易に窓硝子に代用することを得る也。而して最も需要多きも

のは大き七・五平方糎位のものにして又六・五平方糎位のものも相當の需要あり。窓介は自然の形狀の儘用ひらるゝものにして、其の縁を簡單に切落したるものに過ぎず。窓介を以てせる窓は半透明にして軟き光線を通し、熱帶諸國に於ては眼の衛生上非常なる天惠物と謂ふべし。

此の介を用ひたる窓は、外見良く、殊に印度風の建築に在りては、甚だその美を増すもの也。

窓介の分布　比律賓の窓介は全島に産するも馬尼刺灣には大棲息所あり。殊にバコール海として知らるる、カビテの東方淺瀬に大なるもの發見せらる。又バラニアケにもありて、其の位置はバラニアケよりカビテに通ずる馬尼刺灣の東部全體にして、窓介の有名なる産地とす。カウキットは馬尼刺灣に於ける窓介採取の中心地也。尙此の外主要なる棲息地寡からず、ミンダナオに於ても各地方概ね窓介を産す。比律賓中未だ人に知られざる場所にして、窓介を産する所あるや疑ひなし。イロイロは馬尼刺市場に窓介を供給する有名なる産地也。又バンガシナンにて産出するものは、イロイロにて産するものに比し比較的厚くして不透明なるを常とす。又其の直徑は百十二乃至百七粒にして、大きに於ても稍小也。此の介は稀に眞珠を有することあり。

窓介の性質、養殖及餌料　窓介は從來二十尋以上の深所に生存するものとして知られたるも、淺瀬に於て發見することあり。淡水の注ぐ處にして、水底灰色又は青色を帯びたる所を好むが如し。

馬尼刺灣には種々の海産物多く、蛤及牡蠣の如きも亦多數に産す。而して牡蠣及窓介の養殖は同時に

之を行ひ得るを以て、此の事業を營むもの極めて多し。牡蠣の養殖場は各所有者區劃を設け、其の區劃の外部に於て窓介又は牡蠣を採取す。其の小なるものは之を區劃内に集め、此處にて充分生育せしむるもの也。

此の圍ひ養殖場の所有者は共同して監視人を傭ひ入れ、附近の水上に家屋を築き、此處に於て見張をなさしむ。

此の圍ひ内の産額は、好成绩を示したる場合としては、一週間に於て一萬四千箇の成育したるものを得ることあり。然れども此の如きは間斷なく繼續するものにあらず。又介は干潮の時に於て一米或はより淺き場所に於て採取せらるゝを以て、足又は手にて之を探ることを得る也。

窓介は三年にて成熟す。初年の終りに於ては最大直徑六十二乃至八十三種に達す。牝介と牡介とは同じからず。窓介は多數の卵を産するのみならず、商業上價值あるものなれば之が人工養殖に關しては充分研究の必要あり。

窓介の餌料は微細なる水中の有機物にして、其の主なるものは硅藻なりとす。窓介は水中に於ては運動することなく、其の突出したる左側を泥中に没し、其の平面部を上にするを常とす。

窓介の數量、效用及價格　比律賓群島に於ては窓介の產出夥しく、何れの場所を問はず僅に一米の水深に於て多數に採取することを得、印度に於ける如く深海に潛入して之を採取する如き勞を要

せざる也。

窓介の使用高は馬尼刺のみにて一箇年間に五百萬箇を算す。千九百十年に於ては馬尼刺に於ける一箇の材木商會のみにて百五十萬箇を使用せるものあり。今後其の需要は益々増大せんとす。其の價格は介の大きに依るものにして、六十三平方呎のものは一千箇三比乃至七比位なれども、大なるものにして七・五平方呎のものは千箇八比乃至十比の價格を有す。

此の介を輸出する範圍は左程大ならず。嘗て紐育に千四百五十八疋の出荷を見たるのみ。然れども此の介の眞價を解し、硝子に比して如何に強く、且つ安價なるかを充分了解するに於ては、直ちに相當の需要を見るに至るべきは明か也。

窓介の用途　此の介は普通の窓、障子、ランプの笠等に使用する外、温室又は菴の多き地方に於て窓に使用するは極めて妙なるべし。又太陽の光線強き地方に於て之を使用せば、介を透して光線は緩和せられ、且つ適當なる溫氣となるを以て熱帶地方に最も適す。其の價格に於ても硝子の破損着色、その他氷結等あるに比すれば極めて廉なりと云ふべし。又厨庖爐の前部を此の窓介を以て製作せば、極めて體裁良く常に清潔にして又破損の憂少し。

此の外窓介の用途は極めて廣く、殊に不透明の硝子を用ふべき場所に此の介を用ふれば極めて妙也。(Journal of Science VI D pp. 296-300 1911.)

卸製造用介 (千九百十一年 シャーナル・オプ・サイエンスより抄譯)

比律賓群島に於ては多數輸出する眞珠介の外、卸原料とする三種の介あり。其の一は高瀬介にして他は夜光介、鸚鵡介也。

高瀬介　群島に饒産し、眞珠介に比して價格安きを以て、眞珠介の代用に供せらるゝこと多し。高瀬介の成育したるものは直徑十乃至十五糎を有し、高さは之れより僅かに低し。其の成育したるものは直徑十糎重量三百三十瓦也。

此の介は干潮の場合に於ては珊瑚礁の外邊又は岩石等の下に發見することを得、群島内の珊瑚礁に於ては何處にても多少は之を採取することを得れども、其の最も多く産するはパンガシナン沿岸のシタンキ附近竝にアムボスカマリネス、ルソン及バラソン北岸及サマールの東岸、マスバテ附近等也。此の他ミンダナオ沿岸にも此の介を産する處多し。

此の介は貝殻の外肉を食用に供することを得、肉は味甚だ美也。介を損せずして肉を抜き取るには之を熱湯に投ずるにあり。

吾人の經驗を以てせば此の介は單獨に棲息し、集合的に棲息するものに非ず。即ちベッドとして集合するものにあらず。價格の高低は著しき差を見ること多く、現在は二十五乃至三十比也。

馬尼刺に於ける卸製造所の設立及合衆國卸會社の高瀬介の輸入等は、慥に此の介の價格を昇騰せしめたる一原因也。

目下緊急の問題として研究すべく且つ反對すべきは未だ成育せざる介を採取する點にあり。此の如く未成育のものを採取せば、日ならずして繁殖力を減滅し遂には根絶するに至らん。故に之を防ぐには法規の制定を俟たざるべからず。九糶以下の高瀬介に對しても、適當なる税を課すべきは緊急のことなりとす。

比律賓に於ては此の主要なる介に付て、其の繁殖、慣習、成育の割合、食餌及人工養殖法に關して未だ曾て研究せられたることなし。

夜光介　比律賓群島を通じて多數繁殖す。此の介も亦釦原料に供せらるゝも、質非常に固く細工を施すに不便にして、其の色稍青色を帶ぶるを以て、其の需要は高瀬介の如く大ならず。

夜光介は *Lime* 族中最大なるものにして直径二十糶に達するものあり。普通の大きは十六糶にして、螺旋狀をなし幾分節を有す。其の太なるものは殆ど球狀をなせり。介の色は深緑にして鳶色又は白色の斑點を有す。良好の成育を遂げたる介は、鳶色を失ひ螺旋に沿ふて白色の連結したる帶を表はす。又外部の粗なる層を除けば、介の内外共に美麗なる乳色の眞珠色を表はす。

此の介は比律賓群島に於て食用として尊重せられ、數尋の深さに於て珊瑚礁の一端に多數を産し殊にセブー附近に於て多く産す。又ネグロス、マスバテの沿岸及バラワンの北岸にも多し。

比律賓より一年間に約十萬軒の夜光介を輸出す。高瀬介と同じく夜光介も亦其の繁殖等に關して

は未だ研究せられたることなし。(Journal of Science VI D pp. 300—303 1911.)

介釦製造業

(ジャーナル・オブ・サイエンスより抄譯)

本業は注目に値するものなるを以て、左に本業創始に當り必要なる事項に付き記する所あらんとす。

工場の位置 馬尼刺、セブー、イロイロ及サムボアンガは釦製造所創立地として最も適當の所たり。製造に充つる適當なる家屋及地所の賃借代金は一箇月百比を超えず。又建築費は合衆國東海岸地方に於ける建築費より少しく多額を要すと見れば大差なし。

労働 労働者は凡て比律賓人にして、彼等は馬尼刺釦工場に於て一日十時間働き、一箇月五比乃至十比の賃金を以て満足せり。

動力 動力として蒸氣、ガソリン、瓦斯等上記の場所に於ては充分なる供給を受くる事を得る也又サムボアンガを除き、其他の場所に於ては電氣を使用する事を得、燃料としては木材の如き全然考ふるに足らず。何となれば馬尼刺にては石炭一噸十乃至十四比にて買入るゝことを得れば也。

サムボアンガにては水力を應用することを得べし。又馬尼刺にてはガソリン十ガロン四比五十仙乃至五比にて販賣せられ、石油は五ガロン一比四十仙也。

税金 營業税は二比四十仙にして、所得税は總收入の千分の三也。

介の利用可能量　　釦製造に供給し得べき介の數量は一箇年に高瀬介及夜光介約四十五萬疔、眞

珠介は三十萬疔、合計七十四萬疔(百六十七萬五千封度)也。

釦介の漂白法　　下記の漂白方法は Bureau of Science の化學實驗室に於てロバート・アル・ウキリアム氏の案出したる方法にして、最も有效にして且つ費用を要せざるもの也。

象牙、角及介の漂白法には種々の方法あれども、化學的作用を以て角又は介の有機體に分解作用及酸化作用を起さしめ、之を漂白する法最も可也。目下普通に行はるゝものは過酸化水素を以て漂白するもの也。然れども歐米に於ては此の方法に依ることを得るも、比律賓地方に於ては此の方法を用ふることを得ざる也。之を要する瓦斯は輸送中減滅し易きを以て、遠距離に運ぶことを得ず、必要の場合に此の過酸化水素を發生すべき酸化金屬を用ふるより外なし。故に之が方法としては過酸化バリウム、過酸化ソジウムを用ふるを適當とす。又次の方法は介の漂白を試験し、好結果を得たるものなれば左に其の方法を説かん。

先づ介を十分乃至十五分間硫酸中に浸すべし(硫酸は發煙する強度のものを用ふ)。斯くせば酸性は漸次消失するを以て、固く栓を有する瓶中に保存すべし。然るときは硫酸を何回も使用することを得る也。而して之を三回清水を以て洗滌し、又之を五物に解きたる蔞酸を以て蔽ふべし。普通一リツトルの釦に對し、一リツトルの分解液を要す。然れども釦の大なるもの又は色黒きものに對しては、

小にして色白きものに對するより多くの量を要するは勿論也。蓚酸の分解液は冷處に保管せざるべからず。若し出來得べくんば零度の場所に於て保管すべく、少くとも攝氏二十度以下の場所なるを要す。今日にては過酸化ソジウムを用ふることあり。之を用ふるには其の溶液中に過酸化ソジウムの少量を加へ、試験紙を以て其のアルカリ性を帶ぶるを認むるまで其の溶液を攪拌す。而してソジウムの分量は其の化學的藥品の清純如何に依るも、普通一リットルに對し四十乃至四十五瓦を要す。又攪拌したる液中に更に五物に解きたる蓚酸分解液の少量を加ふれば、再びアルカリ性を帶ぶるに至る。液中に酸性を含むは必要條件なるも、酸性多きに過ぐるは之を避けざるべからず。鉞は此の液に浸したる儘日光に曝せば一層有效也。而して此の方法を行ふには、固く栓をなせる無色の瓶を用ふべし。

鉞は漂白液より取出したる後、少量の鹽酸を含みたる水を以て洗滌すべし。斯くせば外面の皮層を去り、光澤を現すものなるを以て、此の洗滌は數回繰返すの要あり。鉞は上記の方法を以て有效に漂白することを得、又介の内部に蓚酸カルシウムを詰め込めば介の強さを増すことを得。(Journal

of Science VI D pp. 303-305 1911.)

眞珠介工業

(比律賓委員會報告中より抄譯)

現今比律賓に於て眞珠介鉞及其他の介加工品を製造する工場は一あるのみ。該工場はバシグ河の

南岸なるバンダカンに在り。工場の作業開始以來既に數年を経たり。

此處にて加工せらるゝ介はホーロー、ミンダナオ、セブー及本群島中南方の島嶼より來るもの也。是等の介は公開市場に齎さるゝものなるが、支那人の採取したるもの最も多く、比律賓土人の採收せるものも幾分あり。介釦の扁平にして殆ど圓形を成せる直徑八、九吋、厚さ二分の一時乃至四分の三吋の介より製せらるゝもの最も良質なりとす。

機械全部を以て作業すれば、其の製造方は一日に形狀大小を異にせる介釦二百グロスを産すべし。右の産出に要する介原料は一箇月二十五噸也。此の産出高は是等の島嶼に於ける需要に應ずるに足ると云ふ。

現今輸入する介釦の數量は之を明確に知り難きも、一箇月三千乃至五千グロスの輸入ありと認めらる。

介釦製造器械は最新式にして最も進歩せる構造を有す。器械の種類は左の如し。

- 一、介を適當の大きに切斷する廻轉鋸
- 二、廻轉鋸にて切斷せる介を大小種々の圓形に切る廻轉鋸
- 三、圓形に切れる介を金剛砂にて磨く輪轉器
- 四、介截割器 (介の厚さに従ひ之を截割するもの)

五、磨き道具（釦の面を磨くもの）

六、釦の面を細工する旋盤ろくろ

七、釦に穴を穿つ器具

八、廻轉バーレル・（出来上れる介釦を輕石と共に入れ磨きをかくるもの）

以上の器械は構造簡單にして使用容易也。

珊瑚（千九百十一年 ジャーナナル・オブ・サイエンスより抄譯）

青珊瑚 (Blue coral) 比律賓群島の各所を通じて青珊瑚 *Helipora coerulea* Timm. の美麗なるものを多産す。此の珊瑚は普通二尋乃至十尋の深さの處に繁殖し、其の色は美麗なる綠色にして、鮮麗なる光澤を有し且つ海中に大なる塊をなせり。此の珊瑚は寶石細工及裝飾用となす。又其の質極めて固く、如何に磨きを施すも小孔をも消滅せしむること能はず。ホロー及ブトゥアン竝にサマールの東岸、バラワンの北岸に於て此の種の珊瑚を産す。今日に於ては此の珊瑚の用途未だ發見せられずと雖も、腕輪等として適當のものなるべし。

赤色管珊瑚 (Red organ-pipe coral) 赤色管珊瑚は比律賓を通じて最も普通に産するものにして、別に價格を有せず。此の珊瑚は淺瀬に發生するもの也。而して此の種の珊瑚を以て防波堤を築かれたるものあり。

七 六 四 四

珊瑚礁 (Reef coral) 珊瑚礁は一定せざる各種の珊瑚を含有するものにして、比律賓を通じて多くは道路の建設に使用せられ、又石灰の製造に用ひらるゝものあれどもこは甚だ僅少也。

黒珊瑚 (Black coral) 黒珊瑚 (*Antipatharia* sp.) は比律賓を通じて普通のもの也。スールー群島に於ては其の長さ數耗、直径五乃至十五耗の美麗なるものを多く産す。又ミンダナオの灣及セブー附近に於ても饒産す。此の種は一般に十乃至二十尋の深さに於て採取せらる。此の珊瑚は少時間沸騰水に浸せば、容易に屈曲せしめ又は眞直になす等、欲する形狀に矯め直すことを得るを以て、多くは洋杖に用ひらる。此の珊瑚は眞黒にして光澤を有するを以て、珠數を製するに妙ならん。此の珊瑚の洋杖として充分仕上げられ、其の光澤の佳なるものは一箇五比乃至十比にて販賣せらる。其の質粗なるものは現今殆ど賣買に價せず。(Journal of Science VI D. pp. 307-308 1911.)

食用海藻

(千九百十一年 シヤールナル・オア・サイエンスより抄譯)

比律賓群島は其の海岸を通じて種々の海藻を産す。然れども此の群島の如き熱帶地方に於ては、多數集合的に繁殖することなし。殊に温帶地方の如く多量に産せず。又淺瀬に産することなし。比律賓の海藻研究に於て第一に受くべき印象は、大體に於て其の種類の限定せられたる點にあり。而して或地方に於ては海藻と雖も經濟上少からざる關係を有し、其の大部分は食用に供し、又は地方商品とするもの也。(Journal of Science VI D. p. 303 1911.)

魚膠作業

(千九百十一年 シヤーナナル・オプ・サイエンスより譯抄)

魚膠製造は比律賓にて容易に開始し得べき事業なるも、未だ斯業の創始を見ず。

魚膠は現今商業取引に供するゼラチンの最も純粹なるものにして、或種魚類の浮囊より製造せらる。本業の設備は極めて簡易にして又資本を要することなく、其の方法は魚を捕ふるや先づ浮囊を分離し、之を裂きて充分洗滌す。而して此の浮囊を包む薄き膜を除きたる後、空氣に曝して固まらしむ。若し脂肪質を帶ぶるときは之を石灰水にて洗滌し、然る後清水にて再び洗ひ、之を乾燥せしむる也。又其の乾燥法は浮囊を魚乾棚又は網の上に乗せ、空氣を充分に貫通せしむることを要す。又時としては之に輕き壓力を加へ、扁平ならしめて乾燥することあり。此の場合に於ては植物の標本を製する如く、紙片又は扁平なる乾燥器の間に於て乾燥せしむ。斯くの如くして充分乾燥したるものは、適當の荷造をなして市場に搬出す。

魚膠の用途

魚膠は種々の酒類の精製劑に供せられ、殊に最上の葡萄酒の精製に缺くべからざるもの也。此の外魚膠はクリーム及ゼリーの製作に用ひ、又織物製造にも用ひらる。猶リポンの光澤を増すにも用ひらるゝ外、人工眞珠並びに人工ダイヤモンドの凝固及模造硝子の製造に用ひらる。

純粹なる魚膠を得るには費用を要するを以て、多く海藻の一種 (Agar-agar) を之に代用するは事實也。然れども凡ての場合に於て植物性の膠よりは魚膠の方其の効果大也。

魚膠を採取すべき魚類　マレー海に於ける上等の魚膠は Thread-fin より採取す。又 Cat-fish (鯰)及クローカー等の魚類よりも採取せらる。比律賓にては魚膠の原料として Thread-fin を用ふ。この魚は馬尼刺市場に於て普通に散見するもの、長さ三十五乃至五十糎あり。又 Cat-fish は Kaulili と稱し、之を産すること多し。殊にラグナ湖に多く産し、魚膠の良品を採取することを得。此の外クローカー魚の二三種よりも魚膠を採取することを得。又 Umbria 魚よりも魚膠を採取し得べし。以上各種の魚族は市場に於て常に見受くるものにして、是等より魚膠を採取せば、其の價格は、漁夫がとつた儘の魚類を賣出すより遙かに高價なるを得。(Journal of Science VI D pp. 309—310 1911.)

製　　革

(千九百十一年　ジャナナル・オプ・サイエンスより抄譯)

鱈皮　商品としては其の長さ約三米位のもの最も賣行きよし。是れ之を鞣すに便に、且優等の革を得らるゝが故也。皮を採るには、鱈の死後速に頭より尾端まで、腹部中央の線を沿ふて切り、充分に注意して之を剥ぎ取るべし。剥皮の内部には鹽を充分に摺り付け、固く巻きて鹽漬し、乾燥場に搬ぶもの也。鹽の浸漬充分なりや否やは時々點檢するを要す。而して充分に鹽の浸透したる後、之を鞣す。

革を鞣すに當つては、先づ清水に浸すを要す。尤も皮の大きに依り、二日以上長きは六日間清水に浸すべきものにして、例へば三米位のは五日間浸して後、薄き石灰水中に浸すものなり。此

の石灰水は漸次其の力を失ふを以て、十日の間毎日其の力を強むることを要す。石灰水に浸したる皮は内部を上にして滑かなる梁の上に置き、脂肪又は肉の部分を擦り取りて後、之を濃き糠水の液の中に入れて一日間放置す。此の間に石灰のアルカリ性は中性に變ずる也。以上の作業中、革を時々攪拌し充分なる作用を受けしむることを要す。斯くしてより皮を洗滌し、之を鞣して液中に浸す。鞣液としてはタンニン酸を多量に含有する樹皮、又は檫皮又は四%の *Gambia* 液を用ふ。此の液を用ゆる場合は毎日強き液を加へて、八日目に二十%に達する様にす。此の時間は皮の大きさ、液の強度又は其の好む色に依りて長短を異にす。斯くしたる皮は懸けて乾燥し、之を固くしたる後、研き且つ削り落して相當の厚さとなす。若し皮に黒、赤、鳶、綠等の色を欲するときは、之を木片とアニリン染料の湯槽中に四十五分餘入れて後、板又は枠に擴げて張り付け乾燥せしむ。而して充分乾燥したるときは之を柔軟ならしむる爲め、鐵又は木製の梁の上にて充分摩擦するものとす。

海蛇皮 *Water-snake skins* 比律賓に於ては海蛇非常に多きが故に、此の海蛇の皮を鞣す事業を起さば良好なる結果を得べきは疑ひを容れず。海蛇は多く美麗なる班紋を有するを以て、名刺入その他裝飾用として佳也。佛國にては海蛇の鞣皮の使用多し。而して之が鞣製方法は次の如し。

先づ其の皮を剥ぎ取りて之を強度の硫酸亞鉛の溶液中に浸し、十日間放置して後其の肉を擦り落し、手を以てよく洗滌し、之を百の水と十の礬砂、百の礬酸と二十五の酒石酸、二十五の明礬の飽和

溶液より成る湯槽中に浸すべし。此の湯槽中に放置すること一日にして、千の水と二十五の磷酸亞鉛、二十五のアルミニウムと安息酸鹽、五十のグリセリン、二十のアルコールよりなる第二の湯槽に移し、一日間放置したる後、再び第一の湯槽に移して又一日間放置し、更に第二の槽に移し、一日間之に浸す。此の如く槽を取換へて五、六日間繼續すれば皮は充分鞣さるゝ也。而して充分鞣されたるものは之を擴げて乾燥せしむ。

鮫皮 比律賓にては *Chiloscyllium indicum* (Gm.) *Stegostoma tigrinum* Linn. *Scyllium capense* Mull. & Hen. 竝に *S. marmoratum* Gray & Hard 等の如き美麗なる斑紋ある鮫を産す。而して是等の革は優秀なる鞣皮となすことを得。鮫皮を鞣すに當り、皮の固きものは先づ四、五日間水に浸して後之を石灰溶液の中に浸すこと、恰も鱈皮と同様にすべし。此の液中には二日乃至六日間浸したる儘放置し、而して後石灰を落す爲め良く洗滌し、之を糠水の中に一日以上浸すべし。斯くして後、肉の付きたるものあれば之を削り落し、四リットルの水と〇・一盞の鹽と〇・五盞の明礬を混じたる溶液中に浸し、二、三日間放置して時々其の液を攪拌すべし。而して後液中より取出して之を乾燥せしめ製造の用に供す。(Journal of Science VI D pp. 310—312 1911.)

第二節 馬來半島漁業一斑

馬來半島は各種の水族に富み、吾人の知れるものゝみにて左記の魚類あり。就中主なるものは

鯨、鱈、このしろ、鯛、まながつを、鱧、鰻、鰻、蟹等なり。

魚介其の他

玳瑁、あかうみがめ、あをうみがめ、かすべぎめ、のこぎりぎめ、ちだひ、鱈、鯨の一種、黒鯛、いとより、べら、あをべら、ぶだひ、めばるの類、かさご、魴鮒、ひらあじ、鰈、したびらめ、鱈、いしもち、あまだい、こち、かながしら、にべ、かねはぎ、太刀魚、ひら、さつは、鯉、飛魚、さより、ゑそ、うぐい、鮒、鱧、あなご、鰻、白魚、鱈、鯨、鯨の類、きわだ、めかじき、鯉、海豚、鯛、高瀬介、にし、ばい、蜆、眞珠介、しほふき、しやこ、牡蠣、灰介、あかぢひ、車鰻、芝鰻、しろまび、海鼠、ぬまゑび、かざみ、

以上記載せる魚類中には本邦の同種のものに比し、其の形體等異なるものあれども相似點を取りて以て、之を同種のものに見做し斯く稱せし也。

漁民及漁船　　漁業者は馬來人及支那人にして、何れも沿岸の小漁業に従事するものゝみ。先年英暹條約により英國保護の下に移されたるケランタン、トレンガヌ、ケダーの三州の如きは其の漁業極めて盛大にして、漁獲物は鹽乾魚として年々新嘉坡其の他に輸送しつゝあり。

今漁業當局の調査に係る海峡植民地及馬來聯邦州に於ける漁民及漁船の一斑を見るに左の如し。

海峡植民地

漁民數(鹽乾魚の製造人を含む)

約一萬一千人

漁船數

約四千五百隻

之を地方別とせば

新嘉坡(ラアアン、クリスマス・アイランド、コリス・アイランド)

彼南(デイン・デインス、ウエルズレー)

馬拉加

漁民數

約三千九百人

漁民數

約四千八百人

漁民數

約二千百人

漁船數

約一千七百隻

漁船數

約三千四百隻

漁船數

約千七百隻

馬來聯邦州

漁民數

約六千四百人

漁船數

約四千四百七十隻

之を地方別とせば

ネグリ・スンプラン

スランゴール

メラ

パン

漁民數

約百九十人

漁民數

約千七百六十人

漁民數

約二千九百人

漁民數

約一千四百六十人

漁船數

約百六十隻

漁船數

約二千二百隻

漁船數

約二千隻

漁船數

?

漁業の種類

半島各地を通じて殆ど同一の漁具を使用せり。其の主なるものは魴、流網、曳網

延繩の四種にして、此の外投網、刺網、一本釣、罟、銛、毒流等あり。毒流しの材料中最も多く使用せらるゝはツバ・ルートと稱し木根より取れる毒汁也。左に各地方別により主なる漁具を示すべ

し。

海峽植民地

一新嘉坡

魷 二百八十八統

彼南

同 七百九十八統

馬拉加

同 一千八十統

馬來聯邦州(バハン州に於けるものは不明)

ネグリ・スムビラン

外海に於ける魷十統、内海に於ける魷三十一統、流網百六十一統、曳網九統

スランゴール

外海に於ける魷二百二統、内海に於ける魷一千八百八十一統、流網三千百五十五統、曳網大二百七

統、同小三百七十七統、延繩百九統

ペラ

外海に於ける魷百三十四統、内海に於ける魷三千三百三十三統、流網千三百八統、曳網大九百

七十八統、同小百二十七統、延繩百二十七統

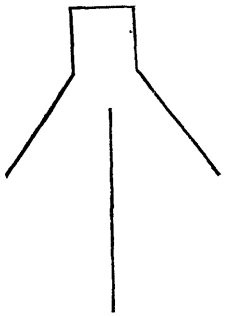
漁期 漁期と稱すべきものなく年中殆ど従業し得と稱す。只馬來半島東岸は一月より三月に至

る間、海上稍風波強きも漁業に従事し得ざることなし。

漁獲高及漁獲物處理販賣 新嘉坡附近に於ける大飰は普通一日十弗内外の漁獲あり。多きときは二、三十弗に上ることあり。又延繩、曳網にては一日二弗より十弗位の漁獲あり。故に漁夫は毎日出漁することなく、一箇月中に十日間位出漁するのみなり。

新嘉坡、彼南、馬拉加等の如き都市にありては、漁業者は自ら漁獲物を公設の市場に搬出し、之を市場に上せば、市場商人(支那人)は之を競賣し手數料五分及市場代五分、都合一割を差引き、當日又は其の翌日現金支拂をなすものとす。又都市を距る遠き地にありては、支那魚商人が漁村にて買出しをなし、氷藏又は鹽乾品として都市に運搬す。

以下主なる漁具及漁法に就て記せん。



外海に於ける飰 圖の如き構造の魚捕及垣網より成り、各部は皆竹箆にて構成せらる。而して

魚捕部に入れる魚を捕るには四ツ手網の類を使用す。

本漁具は殆ど年中建設せられ、毎日干潮時に魚を捕ふるものとす。

曳網 綿絲製、網目の大きさ二分の一時とし、網の出来上りは長さ八十尋乃至百尋、高さ二尋にして魚捕部を設けず。本網は大小の漁船二隻を以て晝夜の別なく干潮時、水深二尋以下の處にて使用し通常大なる漁船に積込み、漁夫三、四人にて之を操縦するものにして、漁場に至れば網の中央部浮子方に大なる浮樽一箇を付し、片袖宛兩船に積み込み、先づ前記浮樽を海中に投じ、兩船は橢圓形に網を海中に入る。而して網を入れ終れば小船の船員は大船に移り、大船の船首及船尾にて各二人宛揚網に従ふものとす。

流網 綿絲製、網目の大きさ一時半とし、一反の長さ出来上り八十尋(百尋のものあり)高さ六尋にして沈子を付せず。普通一隻にて一反を使用す。即ち網の一端には大なる浮子を付し、他端には曳網を付し、此の曳網を漁船と結び付け置くものとす。然る時は網は船に曳かれ、又は船と共に漂流しつゝ一、二人の漁夫は棒を以て水面を打ち、魚を威嚇して網にかゝらしむ。

右の外當地方馬來人の多く使用するものは底延繩にして、一鉢百四十本付のもの二鉢を使用す。

第三節 蘭領東印度漁業一斑

蘭領東印度漁業一斑に就てはバタバヤ水産調査所報告の一部を譯出せり。本文記する所、予の調査

と多少相違する所無きにあらざるも、參考として茲に掲ぐることとせり。

爪哇及マヅラに於ける漁業

爪哇及マヅラには漁業を營むもの多く、殊にマヅラは爪哇の如く農業盛ならざるが故に更に多し。舊時斯業は多く政府の注意を拂ふ所とならず、従つて其の作業の方法幼稚にして、且つ進歩の遅々たるを免れざりし也。現に漁業に關する刊行物としては千八百八十二年に成れる「蘭領印度諸島沿海漁業」と題するもの世に知らるゝのみ。

漁船 漁船は概ね小型のものにして、時に全部又は一部分を一本にて作れるものあり。又外板及肋骨を用ひたる稍進歩せるものなきに非ず。前者はジャクエング(カノイ)と稱し、其の舷側の一方又は兩方に一種の翼を附して轉覆を防ぐの用とす。此の翼はカタールと稱し、多くは竹又は輕き棒にて作れり。

爪哇西部に於てはジャクエングの多く存するを見ず。マジヤングと稱するはジャクエングと同様の形狀、構造にして時に十三人位乗組むことあり。葦又は粗布にて作れる帆を附す。是等の船に附屬する船具及帆布は大體に於て此地に適するもの也。

漁具 一般に使用せらるゝ漁具は、歐洲に於て河川又は内海漁業に用ふるものに類似せり。鰯漁業は海底泥質の平坦なる場所にて行はる。鰯は有名なるトラシ(鹽辛の類)の原料に使用せらる。

猶爪哇東部にては本漁業に使用する各種の網あり。土人は魚類を誘致する爲に、或は木の葉を以て水面を蔽ひ、又魚の有無を知らんが爲に或は潜水し、或は櫂の一端を水に浸し、他端に耳をつけて、音により之を検するものあり。

網 土人の使用する網は手編み又は手織也。網を作るに土人はアゲル(アンペラに用ふる草の類)、麻又は綿を用ふ。織網は通常アゲルにて作り、主として鰈及小魚を漁するに使用する。最も重要な網はバーヤンと稱する手繰網にして、アゲルにて作れる兩袖と魚捕とより成る。此の網を使用するには先づ片袖を海に投じ、網を圓形に擴大しつゝ投網す。此の間一人又は數人海に入りて游泳しつゝ網の工合を整へ、一定の時間を経て後、兩袖を同時に引き徐ろに揚網す。此外曳網、流網、建網、クロス・ネット、巾着網、カート・ネット、フープ・ネット等あり。

延繩 延繩は餌料を用ふるものと凝餌釣を用ふるものとあり。凝餌釣は綿片又は其の他のものを附す。又は延繩は時に幹繩、枝繩及釣を二重に使用することあり。

魚籃 魚籃は淺海に於て小魚を漁するに用ひ、其の形狀種々あり。爪哇西部にては之をセーロと稱し、東部にてはバンジャングと稱す。魚籃の各部は竹を以て作り、單に干潮面の水深約六尋の水中に置き、毎朝魚類を取出して再び同一の海底に置き、或は他に之を移し置くものとす。時にペナジヨと稱するものを以て魚類を此の籃に追込むことあり。此ペナジヨは魚類を或る方向に追ふ爲に白

布を繩に結び付けたるものにして桂繩の如きもの也。魚籃は爪哇西部のテガル及マヅラ海峽邊まで使用せらるゝを見る。

銛 銛及鎗も亦屢々用ひらるゝを見る。是等の漁具は時に大魚を捕ふるに使用するも、多くは龜を捕ふるに用ふ。海鼠を漁するには二叉をなせる小鎗を用ふ。之をトジエケングと稱す。爪哇東部及マヅラに於ては鰻搔きを用ひて泥鰻を漁せり。

スーサク 是れ籃の一種にして口を下方に開き、單に淺所の水底に於ける小魚を漁するに用ふ。漕ぎ曳 船側より白色の簾様のものを水中に吊り、夜間魚の居る所を引き行けば、魚は愕き、跳びて船中に入る。此の巧妙なる漁法はスラバヤ及マヅラに於て多く行はれ、ジャバラ、インドラマユ及クラワン等にも多少行はる。有名なるカラプ魚は此の方法に依りて漁す。

アルー島の眞珠漁業

アルー島に於ける眞珠介漁業は舊時より行はれつゝありしが、千八百九十年以來外人の大規模なる經營を見るに至り、千九百五年に及びて大に其の船數を増加せり。茲に於て政府は眞珠介漁業規則を制定し、同規則に依り濠洲眞珠業者の設立せるセレベストレーディング・カムパニーに、向ふ十年間其の權利を附與せり。元來同會社の經營者は木曜島に於ける眞珠業の衰頽せる結果、アルー島に移轉し來れるものにして、同社はアムボイナ全島の漁業權を得たるも、アルー島に於てのみ操業

しつゝあり。同島に於ける眞珠介漁業は其の東岸に於て盛に行はる。此の沿海は沿岸よりの傾斜甚だ緩にして潜水者は遠く出漁し得るも、之に反して西部にては良好の漁場ありと雖も、其の傾斜急なるが故に西部の土人中本業に従事する者少し。然れどもセレベストレーディング・カムパニーの調査は、此の方面の眞珠介漁業が必ずしも困難にあらざるを證せり。

イースト・モンズーンの際に於ける潜水作業は困難なるが故に、眞珠介漁船は九月より翌年五月まで作業す。

ドボに於ける土人の眞珠介漁業は、ローヤル・バケット・コムパニーの汽船が定期航行するに至りてより大に衰へたり。されど多くの支那商人及ブギス商人は土人の村落に住して、土人の採取せるものを買ひ集め、ドボにて之を再賣す。土人は介其他の代償として食品及椰子酒を受く。此の酒は土人の甚だ嗜好する所也。

眞珠介漁業が免許を要するに至りしより、免許者以外の者は地方境界線内(海岸三海里)の眞珠及眞珠介を漁することを禁じ、監視船アムボイナ號は漁業を監視すると共に密輸入を取締り。土人は此の禁止制限を受けず、干潮面水深五尋以下の海面に於て自由に本漁業に従事するを得。セレベストレーディング・カムパニーは住民に對し其の漁業の利益を奪ひたるの故を以て、二萬圓を賠償せしことありき。

亞刺比亞人バヂユラはセレベス・トレーディング・カムパニーの名を以て、眞珠介漁業權使用を同社と契約せり。又馬尼刺人某も此の手段に依れることありと云ふ。

アルー島にて第一番に大規模の眞珠介漁業を開始せるはバヂユラにして、彼は眞珠介漁業規則發布前、同島の眞珠介漁業の許可を得たりし也。

眞珠介中最も重要なは大眞珠介にして、濠洲、ニウ・ギネア、印度群島東部及比律賓群島に散在す。近時採取する眞珠介は此の種のものにして、其の介殻厚く且つ大なるものは價高く、又美麗なる眞珠を生ず。眞珠介の區別は銀縁及び金縁とし、金縁のものは、其の端に黄色の光輝あり。金縁のものは、細工に適せざるが故に銀縁のものより價劣る。金縁眞珠介は殆どアルー海に存せざるもニウ・ギネア、テムバ島にては銀縁眞珠よりも多しと云ふ。アルーの介は細工し易き故を以つて特に高價也。

介は場所に依り其の生育に大小あるが故に、年齢は介の大小に依りて之を區別する能はず。唯其の厚さと重さとに依り之を知るべし。記者がアルー島ドボに於て見たる最大の物は直徑三十糎重量約四斤半ありき。されど此の如き介の有るは稀にして、其の産する場所はアルー島の東部なりとす。西部に産するものは最大のものと雖も、重量三斤、直徑二十四糎半を超えず。

眞珠介採取の好季は北西モンスーンの比較的靜穩なる季節なりとす。

アルー島に産する眞珠介の九年生の最小のものは、錫崙の六年生の比較的小なるものより小なりと云ふ。眞珠介には内部の寄生物以外、外側より介殻に穴を穿つものありて、全然疵なきものは稀也。若し是等寄生物にして眞珠介の重要部分、即ち最厚部に穴を穿つときは、其の價値を減すること些少にあらず。然れども寄生物は時に所謂眞珠玉を發生せしむることあるを以て、却つて眞珠介を利することあり。即ち眞珠介の害敵中には、介の中に入りて眞珠介の肉を食ふものあり。而も是等の害敵にして時に眞珠玉を發生せしむることなきにあらず。眞珠介の中に屢々甲殻生物を發見することあり。是れ眞珠介の害敵にして眞珠介に密着するを見る。是等は蟹の一種ピノセルス又はマクラレン屬の一種にして、兩者共に同一介中に在ることなく、眞珠介の内部に寄生すること多きは後者也。アルー島土人は眞珠介漁業の外各種介類の漁業に従事す。是等の中には黒蝶介の採取をなすものあり。此の介は *Black-edged, banda-shell* として知られ、印度洋及太平洋に繁殖し、特にアルー海に多産す。

漁場はアルー島の東部一、二尋の場所より、最も深きは六尋位の場所とす。木曜島にては潜水夫は四十尋に及ぶ水深にて、眞珠介の漁業に従事せり。蓋し淺所は土人の採取し盡せる結果、介の減少せるが爲也。眞珠介は其の生育に便なる海底に棲息す。而して其の海底は植物、珊瑚其他の生物の遺骸にて固められたる所なるを要す。是等の漁場は大抵沿岸四、五湮の範圍に過ぎず。是より遠距離は水

深大にして且つ泥土質なるを以て也。アルー群島の南部トランガン及エヌー附近にては、沿岸より五哩以上の場所にも之が漁業を營めるに見れば、此方面にも好漁場あるが如し。又此東部に一對の漁場ありと風説され、其の一はセレベス・トレーディング・カムパニーの發見する所となれりと云ふ。

アルー島東海岸に於ける土人の多くは眞珠介漁業及海鼠漁業に従事す。實に是れ彼等の生業たる也。土人は潜水に當り眞直に水中に跳び入る。而して速に海底に到達せんが爲に彼等は石を所持す。潜水時間は定則として三十秒乃至五十秒なるも、土人の潜水時間は九十三秒に及ぶ。土人の潜水し得る最大水深は八尋也。年々潜水に依り鱧の腹中に葬らるゝ土人數人ありと云ふ。

眞珠介の價格は千九百六年中一噸百四十磅乃至二百八十磅の高價を示せることありしも、平均百三十磅なりき。過去六十年間の平均價格は一擔三十盾乃至百六十盾を上下せりと云ふ。セレベス・トレーディング・カムパニーにては汽船を所有し、ドボ又は濠洲に介を輸送しつゝあり。ドボ及濠洲よりは更に倫敦に輸送せり。

土人の漁業は競争に依りて打撃を受くることなきが如きも、千九百五年十月一日より千九百六年十月一日までにドボより十二萬五千斤、即ち二千擔の眞珠介を輸出したるは、土人漁業の産出する所又千八百九十四年に於ては二千三百擔を輸出せしが、千八百九十五年には僅に八百九十三擔のみ。此の如き數量は、セレベス・トレーディング・カムパニーのラガー一隻にて一年平均七噸以上を採取

するが如き現時の方法を以てする漁業に比し、雲泥の差ありと云ふべし。パチュラの採取高は之に比して幾分少く、其の漁法も少しく不完全也。兩者の總採取高を合するときは一年九百五十噸に及ぶ。

眞珠介採取に依りて得る眞珠の數量價額に就ては、之を知るべき材料なきを以て計ふべからず。

酷漁濫獲の結果、眞珠介の減少せりと稱せらるゝは疑問にして、先づ漁法の進歩及漁業場所の擴大せることに注目せざるべからず。土人は作業に際し、能ふ限り多くを採取すと雖も、潜水器に依るものは其の利害を考慮して、稚介を採取するが如きことなし。

規定に依れば重量一斤以下の眞珠介を眞珠漁船にて採取することを禁せり。然れども海中にて一見其の重量を知り難きを以て、之が取締も亦困難なるを免れず。又重量は其肉を含むや否やに就ても決定する所無し。此の如き規則は政府の取締が介を開き、肉を死せしめたる後にあらざれば不可能なるが故に、何等の效果無きに似たり。故に潜水夫は直徑約五吋を限度とせるが如し。然れども海中にて尺度を以て之を度るの暇なく、眼にて之を見るのみにて精確なる尺度は帆船内にてなさる。

クキンスランドに於ける眞珠介の大きさは平均十三糶也。肉を加へて介の重量一斤あるものは大抵直徑十五糶にして、是等の平均の大きさに依り測定せば、濫獲の危虞は自ら除外さるべし。大眞珠介を増殖する爲め、一定の區域を或る期間禁漁し、又は或場所を選び、人工養殖を爲すを要す。然れども此の場合に於ては特種の取締を要すべし。

スマトラ島バガン・シアピ・アビに於ける漁業

バガン・シアピ・アビはスマトラ東海岸に於けるレカン河口にありて、人口約一萬(内支那人約四千)を有する小都會也。此の地の今日あるは、實に漁業及水産製造業竝に水産貿易に依れり。而して是等は殆ど支那人の手に依つて行はる。バナイ河口附近には馬來人の植民地あり。又は主として漁業に依るの地なれども、魚類及水産品の輸出港としてはバガン・シアピ・アビに比すべくもあらず。實にバガン・シアピ・アビは蘭領印度中水産業に於て一頭地を抜けるの地なりとす。千九百十年に於ける其の輸出高左の如し。

乾	魚	一八、二四六、七二七斤
ト	ラ	シ(鹽辛の類)
乾	鰾	八、七一七、四一七斤
乾	鱈	一、一七七、五八二斤
其	他	九七、九九八斤
		一、一七一、一九〇斤
右總價額		一七、九五二盾

バガン・シアピ・アビ、新嘉坡及爪哇間には是等魚類輸送に従事する一隻の汽船あり。尙同地の累年輸出數量は左の如し。

千九百四年	二五、九五九、五五二斤
千九百五年	二四、一七〇、六六三斤
千九百六年	二三、八九三、一八八斤
千九百七年	二三、三三七、九八四斤
千九百八年	二〇、四二八、一七八斤
千九百九年	二〇、〇三七、五三八斤
千九百十年	一八、二三六、七二七斤

前表に依れば同地の漁業は逐年減退しつつあり。然るに尙蘭領中第一の漁業地たるは、政府の施設可なるものあるに依る。即ちバガン・シ・アビ・アビに於ける漁獲高必ずしも多きにあらざれども、鹽田借地法の實施に依り、其の繁盛を招致せる也。政府は鹽專賣法を以て輸入鹽に對して高率の輸入税を課するも、此の地、鹽田借地人は最低價（一擔一弗二十仙）にて其の製鹽を販賣するを以て、魚類の鹽藏の如き困難を感ぜざる故に支那人漁業者を招致し、鹽以外の必需品をも供給して遂に今日の盛況あるに至れり。

（以上抄譯）

左に余の調査せる爪哇の二、三主要漁具に付き記載すべし。

エリタンに於ける調査

延繩 茲に掲ぐる延繩は爪哇の北海岸エリタンにて年中使用せらるゝものにして、大き一、二尺の鱸に類する魚類の外、底魚を捕ふるに用ふるもの也。

構造 幹繩、枝繩共にラミーと稱する麻の一種にて製す。

乾繩 右二子撚、徑一分五厘、長さ百二十五尋を以て一鉢とす。

枝繩 右二子撚、徑一分八厘、長さ二尺即ち枝繩は幹繩より大也。

枝繩の間隔は一尋半にして枝繩の總數七十本とす。

釣鈎 は眞鍮又は鐵線の手製にして、大小形狀種々あれども、大體九州方面の鯛釣の稍大なるものと見ば大差なし。

沈子 小石を籐にて縛り二十尋に付き一箇を付す。

浮子 竹筒にして、長さ約一尺五寸、徑三寸のもの一箇を使用す。

餌料 池中に發生せるウオルと稱する蟲を使用す。

此延繩を使用するにはカノーに繩一鉢を積み、二人にて未明出漁し、海深約二十尋の處にて一、二回使用し夕刻歸村す。一日の漁獲高は平均二、三十尾にして優に土人の生活を支ふるに足ると云ふ。

バーヤン(小手繰網) 爪哇北岸及マヅラ島にて使用せらるゝものにして、其の構造及使用法は本邦に於けるものと甚だ相似たり。

漁期は終年にして沿岸十尋位の所にて使用し、各種の底魚を捕ふ。

網の構造 魚捕部は綿絲にて作り、他は總てアゲルにて製す。網は袖及袋より成り、袋の全長は六尋一尺にして、片袖の長さ十二尋とす。

A 五吋四分の一目、百五十掛け、捲き卸し九呎、増し目二百掛けに終る

B 三吋四分の三目、二百掛け、捲き卸し六呎

C 一吋四分の三目、捲き卸し二呎

D 六吋に付き四目半、捲き卸し二呎半

E 六吋に付き五目半、捲き卸し二呎

F 六吋に付き六目半、捲き卸し二呎

G 六吋に付き七目、捲き卸し二呎

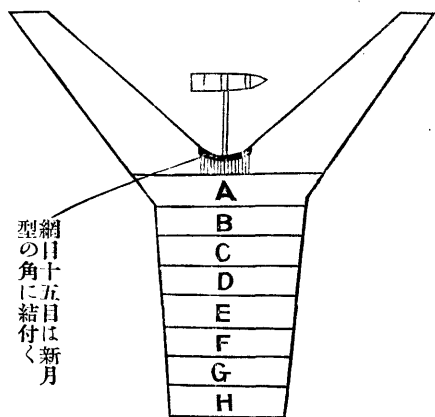
H 六吋に付き十一目、捲き卸し二呎半(魚捕)綿絲七號又は八號

袖網五吋四分の一目六十目、捲き卸し十二尋

袋(A—G)及袖の網絲はアゲル製手撚、徑五厘のものを用ふ。

袋口の上下には長さ八吋位の新月形をなせる水牛の角にて製したるもの各一箇宛を付す。

袋口の上部にある新月形の角の兩端には夫れ々浮子綱を結付し、且つ徑五吋長さ二呎位の竹筒を



網目十五目は新月型の角に結付く

浮子として結付す。袋口の下部にある角の兩端には沈子網を結付し、且つ一貫匁位の石を沈子として結付す。

袋口の中央(上下)十五目宛は前記上下の新月型の角に結付け、残り六十目宛を左右袖網に捲き合す。

浮子網、沈子繩 は共に棕梠、右三子撚、徑二三分、各一條宛等長也。

浮子及沈子 は前記各一箇宛の外附せず、曳網は棕梠右三子撚、徑三分五厘、長さ各二百尋。

染料 はマングローブ樹皮(カツチ原料の生皮)にして月三回染網す。染網の方法は石油罐の空罐に水を入れ、其の内に前記樹皮を適當に投入し、煮沸したるものを網舟に移して之に網を漬くること本邦と同じ。

アゲルにて製したるものは綿絲製に比し遙かに張力弱きも、水切れ良く二箇年間位使用に堪ゆと稱す。

一統の製作費は曳網を加へ十五盾也。

モンドーに於ける調査 モンドーは爪哇北岸中部に於ける一漁村にして、チェリボン市より東

二哩の所にして漁船は大小九十隻あり。手繰網、刺網、投網等を主なる漁具とす。

漁船 此地の漁船は大小二種あり。大なるは大手繰網に使用するものにして、小なるは小手繰

網に使用す。大漁船は長さ三十二尺、幅八尺、深さ二尺三寸にして、龍骨を有し十本の肋骨を付す。甲板を有せざれども、全部素板にて蓋はれ、櫂八挺立也。舵は本邦漁船に於けるものと等しきも、船尾兩舷何れにても使用し得る如くせり。船材は全部チークにして頗る堅固也。然れども此の地方は船蟲の害多きを以て、三箇月に一回宛船底にコールターを塗付す。

小漁船は長さ二十六尺、幅四尺五寸、深さ一尺八寸にして、龍骨を有し八本の肋骨を付す。而して肋骨二本置きに素板を敷く。他は大漁船と同じ。

漁業

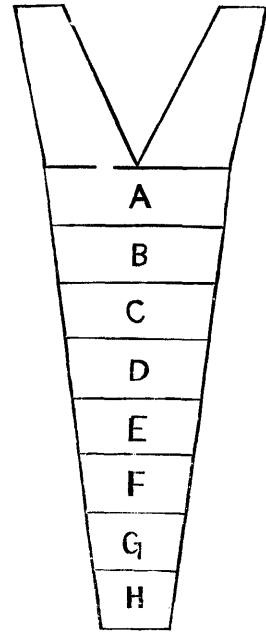
小手繰網ペーヤン漁業 手繰網は爪哇北岸及マヅラ島沿岸五、六尋より十尋の所にて盛に使用せらる。漁期は終年にして各種の底魚を漁獲す。漁法は本邦に於けるものと同じ。網はアゲルと稱する植物纖維を以て製作（袋は綿絲製）し、袖及袋の二部より成る。網目は全部蛙股也。

袋は又A B C D E F G Hの八部よりなる。

A 網絲の大きさは綿絲四號大、五吋四分の一目、百五十掛、捲き卸し九呎、二百掛に終る。

B 同

三吋四分の三目、二百掛、捲き卸し六呎



C 同

一吋四分の三目、二百掛、捲き卸し二呎

D 同

六時に付四目半、二百掛、捲き卸し二呎

E 同

六時に付五目半、二百掛、捲き卸し二呎

F 同

網絲の大きさは綿絲六號大、六時に付六目半、二百掛、捲き卸し二呎

G 同

六時に付七目、二百掛、捲き卸し二呎

H 同

網絲の大きさは綿絲七號大、六時に付十一目、二百掛、捲き卸し二呎半、袋尻はトロールのコ

ットエンドと稍同一の構造にして魚の吐出にあり。

袖網の構造は左の如し。

網絲の大きさは綿絲四號大にして、五吋四分の一目、六十掛、捲き卸し六尋、袋口の中央上下には

長さ七寸位の角製の櫛の如きものを付け、之に上下共袋網十五目宛を縛り、残り百二十目を六十目宛袖網と継ぎ合す。

浮子網及沈子網(共に縁綱)棕梠製、徑三分各一條宛

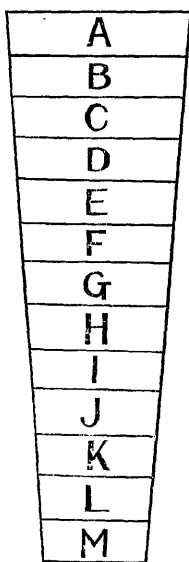
浮子は袋口の上部に一箇(竹筒徑六吋、長さ一呎五吋)

沈子は兩袖口に一箇宛(石約一貫匁)

手繩は棕梠製、右三子撚、徑三分五厘、長さ各百五十尋宛、網はマングローブの樹皮にて一箇月二、三回染網し、約二箇年の使用に堪ふと云ふ。一統の製作費は手繩を加へて十二盾也。

大手^{ホツカ}線網漁業

大手線網も爪哇北岸及マヅラ島にて盛に使用せらる。此の網は大體に於て小手



線網と差異なきも、其の異なる所は中層魚及上層魚を主とし、特に鱈の類を漁獲するにあり。

網は袋及袖網より成るは既に云へるが如し。

袋は更に身網及魚捕の二部分に分れ、其の構造は

圖の如く全部アゲルにて製す。網目は蛙股也。

A 網絲の大き綿絲五號大、一呎目五百三十掛、捲き卸し 二尋半

B 同

六吋目同

同

二尋

C	同	一呎に付四目	同	同	五呎
D	同	一呎に付四目半	同	同	二呎
E	同	一時目	同	同	二呎
F	同	一時目	同	同	一呎半
以上身網					
G	網絲の大き綿絲五號大、	一時目四百掛、	捲き卸し二呎、	三百掛に終る	
H	同	同	三百掛同	同	二百掛に終る
I	同	同	二百掛同	同	百五十掛に終る
J	同	同	百五十掛同	同	百二十掛に終る
K	網絲の大き綿絲八號大、	六時に付七目百二十掛、	捲き卸し六呎、	百二十掛に終る	
L	同	綿絲十號大、	同	同	四呎百掛に終る
M	同	綿絲十二號大	同	百掛	同
	以上魚捕			同	八十掛に終る

袋尻はトロールのコットエンドの如くせり。

身網と魚捕とは縫合せ置き、何時にても取り外し得る如くせり。

袖網 網絲の大きさは綿絲五號大、一呎目二百五十掛、捲き卸し五十尋

袋口の中央上下には長さ七寸位の角製の櫛の如きものを附け、之に上下共身網十五目宛を縛り、残り二百五十目を兩袖に捲き合す。

沈子網、棕梠製、右二子撚、徑二分五厘 二條

浮子網、同 同 徑二分 同

手繩 右三子撚、徑三分五厘 長さ各三十尋宛

沈子 石約五百匁位のもの片袖に八箇を附す

浮子 竹筒徑五吋、長さ二呎位のもの片袖に八箇を附す

又木(腕木) 長さ三尺五寸、徑一吋半

網はマングローブの樹皮にて毎月二三回染め、修繕を良くするときは四五五年の使用に堪ふと稱す。此の網は九月より十二月迄の四箇月間最も多く使用す。製作費は一切にて約百盾也。

刺網 刺網には鱈、鰹、鯖、鰺、小鰭等を捕ふるものあり。

小鰭流網は普通一隻にして五張(一張二十尋)を使用し、日没頃投網し、約二時間にして揚網をなす。好漁のときは日出迄使用することあり。

構造 網地は蛙股捲き三吋目、爪哇麻にて製し、マングローブ樹皮にて染色す。

網は上下二反より成り、共に十五掛にして上は網絲二號大、下は三號大也。一反の長さ二十尋(縮結四割位)とす。

縁網は爪哇麻製、右二子撚、徑一分五厘のものにして網の上下左右に附す。

浮子は土語ツリーと稱する桐に似たる木にて製し、圓筒形をなし長さ二吋四分の一、徑一吋にして一呎間に二箇を附す。

蟹刺網 此の網は爪哇チエリボン附近にあり、多く晝間使用せらる。

網地は綿絲二號大、五吋目(蛙股)六掛、長さ三十尋を二十尋に縮結す。

浮子はツリーと稱する輕き木にて作り、圓筒形をなし、長さ三吋乃至四吋、徑一吋にして一呎間に一箇を附す。

沈子は圓筒形の素焼にして、其の長さ一吋半、外徑半吋を有し、一呎毎に一箇を附す。

浮子網及沈子網はアゲル製、徑一分のものを使用す。

鯖刺網 茲に稱する鯖は爪哇にてイカンルマハン、暹羅にてプラトールと稱し、大さ五寸位のものにして、本邦に於けるものとは其の大き及形狀を異にす。

網地は綿絲三號大、一寸五分目、蛙股捲き十八掛、長さ百尋を一反とし之を六十尋に縮結す。

網地の染料は家鴨の卵白を使用す。

浮子網はルブと稱する麻に似たる植物の纖維を撚りたるものにして、徑一分二厘のもの一本
 沈子網はアゲル製にして徑一分二厘のもの一本

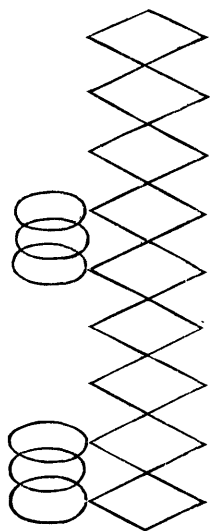
左右縁網は沈子網と同じ。

浮子は桐に似たる木にて作り圓筒形をなし、長さ一寸二分、徑七分、之を籐にて浮子網に縛る。

浮子間の距離は七寸とす。

沈子は圓筒形の素焼にして、長さ一寸、徑五分、之を籐にて沈子網に縛る。

沈子間の距離は六寸とす。



此の網は海深三、四尋の海底にて、多く夜間
 使用し、間々晝間使用することあり。

漁船一隻にて四反を使用す。漁期は終年也。

投網 爪哇に於ては海岸到る處之を使用

す。網地はカタン絲一吋目のものを普通とす。

増し目 捲き口は二十五目とし、五目の段にて一目隔てに一目を増し、六目の段にて二目隔て

に一目を増し、七目の段にて三目隔てに一目を増し、以下之に準じ、掛け目八百目に至りて止む。

袋は本邦の投網と同じ。

染料は家鴨の卵白を用ふ。

沈子は徑八厘位の無鉛鑛鐵線を外徑六分の輪に作り、之を三箇宛の鎖とし、二目置きに網に結附するものとす。

沈子の總重量四斤也。

手繩は約二間を附す。

一統の製作費は五盾乃至六盾也。

第四節 暹羅漁業一斑

暹羅は西に印度洋を控へ、東に暹羅灣を擁し、海岸線の延長一千六百哩、西部印度洋は水深く島嶼多く、海水清澄にして各種の浮魚及貝類を産し、東部暹羅灣は海淺く底質泥土にして水濁り、鰾其他の魚族多きこと、南洋中多く其の比を見ざる所也。然れども當國の漁業は未だ幼稚の域を脱せず、迂遠なる漁具漁法に依り漁撈するを見る。

水産に關する統計 統計は水産税に關するもの及盤谷輸入以外之を得る能はざれども、各調査を綜合するに大體左に示すが如し。

漁業者

六十萬人

漁獲高

七百五十萬圓(一箇年)

漁業 稅

七十五萬圓(漁獲高の十分の一)

製鹽 高

十五萬石

鹽 稅

十四萬圓

燕巢 稅

不明

燕巢 稅

二十萬圓

海龜 卵

不明

海龜 卵 稅

一千五百圓

輸出水產物

百五十萬圓乃至二百萬圓

輸入水產物

三、四十萬圓

魚族 暹羅の魚族は本邦に於けるものと同種のものあれども、其の形體を幾分異にせるもの多く、其の何種に屬するものなりや一見判斷に困むものあり。特に淡水魚に於て然りとす。又同一種のものにありては本邦に於て見る能はざる大いさのものあり。例へばカマスカマスの如きは三尺大のもの敢て珍しからず。

漁業 淡水漁業と鹹水漁業との二種に別る。

淡水漁業はメナム河其他三大河の暹羅の平野を流るゝありて、五月より九月に至る雨季間連日の

豪雨に依り、各河川湖沼は氾濫して沿岸の水田、原野を浸し、大なる一時的湖水と化するとき河川湖沼に棲息せし各種の魚族は、皆一時的湖水たる水田原野に出で、游泳し、盛に生育蕃殖するものにて雨季に於ける暹羅の田野は實に一大養魚池の觀あり。而して雨水の多寡は延いて漁獲の多寡に關係す。即ち雨量大なれば魚の游泳區域を廣大ならしめ、従つて餌料を得ること多く、成育蕃殖を速かならしむるも、之に反して雨量少なければ魚の游泳區域小にして、且つ漁獲に容易なるを以て勢ひ濫獲を免かれず。従つて翌年は其の影響を受けて不漁を見、甚だしきは平年の三分の一乃至五分の一に過ぎざることあり。鯪及ブラサリット等の淡水魚は輸出品として、鯰、鮒等は暹羅人の主要なる副食物として價値あるものなれば、之が漁不漁は一般に影響すること甚だ大也。

今淡水漁業の一般を見るに、主として行はるゝものは簀立漁業にして、其の方法は竹簀にて河を横斷し或は湖沼を區劃し、減水期に至り魚の水田、原野より此の内に落ち來るを捕へ、又は旱魃を待つて漁す。此の外、川を横斷し中央部に四手網を敷きて漁するもの及簀卷漁業と稱して、或る場所を竹簀にて圍ひ、減水期に至り其の内に入れる魚を捕ふるものあり。是等は簀立漁業に次で主要のもの也。然れども淡水漁業にありては河川湖沼の外水田、溝渠も亦之が漁場なりとす。老幼婦女子と雖も一簀一網を携ふれば、漁期即ち雨季後の減水期に於ては、容易に漁獲し得るを以て、此の季節に於ては何人も簀網を手にして漁するを常とす。主なる漁獲物は鯪魚、ブラサリット、鮒、鯰等也。

鹹水漁業 の主要なるものは漁棚漁業、揚繰網漁業、鮫鱈網漁業、鰻鱺押抄網漁業、鯨アゴナシ叩網漁業、四ツ手網漁業、淡菜其他採介漁業にして、漁獲物の主なるものはブラトー、サツバ、石首魚、鯧アゴナシ、鱈、マナガツヲ、鯨、鯛、鮫、鱈、黒鯛、鱈、西刀魚、安南魚鰻、鱈、淡菜、牡蠣、灰貝等也。漁業の方法は極めて消極的にして、水深八尋以上の漁場に出でず。距離より云へば沿岸五哩以内の海面にて操業し居れり。

漁場 暹羅灣は大平野の餘勢を受け一帯に水浅く水深四十五尋以内にして、北部にはメナム、メクロン、バーン・パコン及タチンの四大河の注ぐに當りて泥土を吐出し、河口を距る十哩に及んで水尙濁れり。又五尋の水深は近きは八哩、遠きは十二哩に及ぶ。東海岸サミット岬以南及西海岸即ち馬來半島の東岸バンタル以南の地は、海水青色にして五尋の水深は岸に接近せり。海流は暖流多少灣内に流入するものゝ如く、殊に南西信風期間は其の北流著しきを認む。暹羅西海岸は水清く各種介類を産し、灣内に魚類饒多なることは前記の如し。

漁期 氣温、水温共に周年甚しき差異なきを以て、鹹水漁業に在りては潮汐の干満、淡水漁業に在りては水量の大小以外魚の移動を促すものなく、又海流の影響少なきを以て、漁獲の多寡を左右するものは主として天候、風雨にして、洄游魚を除くの外、其の漁期は、雨季と乾燥季とによりて區別せられ、各種の漁業は皆、雨季の初め五月頃より始まり、雨季の終末より乾燥季の初め十月十一

月頃の減水期迄を盛期とし、翌年一月に終る。

漁業者　漁業者の数は前掲の如く約六十萬人にして暹羅人及支那人とし、而して大漁業の資本主は多く支那人也。漁業者は多くの場合に於て製造者を兼ねれども、魴漁業の如き大漁業にありては、製造と漁業とは分業となれるものあり。而して當國の漁業は尙幼稚の域にあるを以て、漁業者の如きも海上漁業者の一部を除きては、殆ど片手間に之を行ふもの也。殊に淡水漁業にありては其の漁場は乾燥季には水田なるを以て、農夫は又漁夫を兼ねと云ふべし。

資本　鹹水漁業に在りては小漁業と雖も相當の漁船漁具を必要とす。然れども當國には各種の工業完備せず、網地等は殆ど之を海外に仰ぐの狀況なるを以て、之に要する經費は比較的大也。魴漁業の如きは其の材料は竹木及藤にして、總て國內にて得らるゝものなれども、之が蒐集運搬の便に乏しく、且つ規模大なるを以て一統の建設費は數千圓を要するも、一人にて數統を有するものあり。之に反して淡水漁業に在りては漁具漁法簡易なるを以て、小規模に之を行へば一筭一網の外殆ど資本を要せざるが故に、何人も之を營み得る也。然れども大規模に經營するものは、其の漁場料及漁獲物の製造輸送に相當の經費を要するや勿論なりとす。鹹水、淡水漁業を通じて大資本を投じたるものは殆ど總て暹羅人にあらずして支那人也。

水産物の製造、販賣及輸送

暹羅は氣候の關係上魚類は鹽乾又は燻製するを普通とし、鮮魚又は

活魚の需要は其の産地及盤谷府に限れるが如し。活魚（ブラチオンと稱する淡水魚を主とす）は其の産地より盤谷其他の需要地に輸送せらるゝものにして、遠きは六十哩の地より活魚船又は水桶にて輸送し來るものあり。之が賣買市場の大なるものは盤谷ホワランポーンにあり。同市場にては毎日三、四十隻の活魚船輻輳して午前六時頃より八時頃迄、之が賣買をなし甚だ雑踏を極む。盤谷市内には他に幾多の小市場ありて、淡水魚小賣商人は前記の大市場にて購求せし活魚を籠に入れて、小市場に送り、直ちに之れを水桶に移し、市場の開始時刻に至れば、之を板上に並列し置くものとす。此の魚は板上の露出久しきに堪ゆるを以て、賣残りの魚は再び水桶に入るれば更に生活力を恢復し、翌日の市場に上し得るもの也。

鹹水鮮魚は漁村及其の附近に供給す。是れ氣温高きを以て遠方に輸送する能はざるに依る。盤谷に供給するものはタチン及パークナムの二漁村あり。鐵道便により、午前午後各一回宛輸送し來り、一旦盤谷の中央市場に集まり、更に市内の各小市場に分配する也。

水産製造品は鹽藏、鹽乾、鹽煮、燻製等にして、外國に輸出するものは鹽藏及鹽乾品也。各種製産物の製法に就ては、別の章に記述せるを以て茲に之を略す。而して鹽藏及燻製品は製造不注意のため其の形體崩れ、不整形をなすもの多し。鹽乾品も不整形のもの多きも其の乾燥極めて良好也。

暹羅は有名なる佛敎國にして國民は獸肉を欲せず、殆ど魚食して當國に産するプラトー（鯖科に

屬する魚) 西刀魚(鯤に類す)、アゴナシ、石首魚、マナガツヲ、黒鯛、鰈、プラチヨン、鯪魚、ブラサリット、鯰、鰻等を嗜食し、就中プラト、プラチヨンは其の最たるもの也。

魚類の食法は煮熟、蒸煮、鹽藏、鹽乾、燻製、燒、乾の數種にして、刺身の如き生肉は一切口にすることなし、生肉は通常之を豚の油又は落花生油を以て煎りて食ふ。又燒きて用ひ或は煮て食ひ若くは汁物として食す。蒸煮品即ち一時鹽水漬として後、煮熟したるものは、油にて煎り又は其の儘之を食す。鹽乾及鹽藏品は燒き或は蒸し、燻製及燒乾品は暹羅醬油を用ひて食す。

主要漁業地 暹羅灣に於ける主要漁業地はタチン(タチン河口に在り)、パークナム(メナム河口に在り)、バーン・ブラソイ、チャンタブーン及馬來半島に位するチャムポーンにして、タチン及パークナムに於て漁獲する魚類は、大部分盤谷に輸送せられ、更に又他に輸送せられ、チャムポーン市よりは直接新嘉坡に輸送せられ、而してチャンタブーン及バーン・ブラソイよりは一旦盤谷に來り、更に輸出せらる。以上大漁業地の状態は各異なれりと雖も、パークナム、タチン及バーン・ブラソイは何れも暹羅灣の奥に位し、其の漁業状態甚だ相似たり。又チャンタブーンとチャムポーンとは暹羅灣口の左右に位するを以て、共に灣内及外洋の漁業を兼ねる點に於て又相似たり。特にチャンタブーンの地は佛領印度支那との境界に近きを以て、其の漁業状態を知れば又佛領印度支那方面の漁業をも窺ふに足るべく、バーン・ブラソイに於けるものは暹羅灣内の漁業を知るに足るを以

て、左に兩地の漁業状態を掲ぐべし。

チャンタブーンに於ける漁業　チャンタブーンはチャンタブーン河口にある漁村にして北東には高さ三千呎のサアバアブ山を、北西には高さ二千五百呎のデーニング山を控へ、河口の西方一渾にしてノムサウ島あり。河口の東岸は本村にして、吃水十二呎の船舶は上流一哩半なるユオン村に遡江するを得。之より更に入哩を小汽船にて上れば、此の地方に於ける主都に達すべし。チャンタブーン盤谷間には一週往復の定期船あり。

當村は本海岸中最盛の漁業地にして、良好なる淡水を得るの便あり。市場の設置なしと雖も諸種の小賣店ありて、日用品食料品を得るに殆ど不便を感ぜざるのみならず、漁場又遠からず、唯東岸は水淺きを以て低潮時には船を寄するを得ず。西岸は船を寄するに便なるも、地域甚だ狭きに過ぐるの恨あり。住民は支那人、暹羅人及暹清雜種にして人口一千有餘、大漁船約二十艘、小漁船約百艘を有す。當地主要の漁業は深海に於ける魷、鮫、鰹網、鰹押抄網、ブラトー、鯖旋網、さつば旋網、一本釣漁業等にして其の漁期、漁獲物は左表の如し。

漁業の種類	漁期	漁獲物
深海に於ける魷	自十一月至二月	ブラトー、さつば、鱒、鯖、石首魚、鰹、まながつな、あごなし

有垣鮫鱈網	自四月至二月	まながつを、あごなし、蝦、魷、プラトリー
旋さつば網	自十月至二月	プラトリー、さつば
叩き旋網	自九月至二月	さつば、鱈
浅海に於ける鮫網	自十月至二月	鱈、鯛、鱈、鮫、鰹
蝦押抄網	周年	あごなし、鰹、鯛、鰹
鱈押抄網	周年 但盛期自五月至七月	鰹
一本釣網	自五月至七月	あごなし、鰹
投網	自八月至十一月	鱈
延繩	周年 但盛期自五月至十一月	鮫、鰹、鯛、あごなし
笠釣	周年 但盛期九、十月	鰹
漕釣	自五月至八月	鮫、鰹
蟹網	自三月至五月	鮫、鰹
	自八月至十月	蟹

前表中の深海に於ける鮫は主として、プラトリーを漁するもの也。建設場所は水深四尋以上の所を選ぶ。本漁業の漁、不漁は主として風位、水色に由因するものにして、東風の際漁獲最も多く、北風時は之に次ぎ、西及南風の際は不漁なりと謂ふ。

漁獲物中鱈、鮫、鱈、鰹、まながつを等の大魚は同村及其の附近にて生賣となし、プラトリー、さつば、鱈、石首等は鹽乾となし、汽船により盤谷に輸送す。

鮫一統一期間の漁獲高は五百圓乃至二千五百圓にして、一箇年の経費（鹽藏魚の運賃、漁夫五人、

人夫一人の給食料)五百圓乃至千五百圓也。

今當地に於ける魚柵漁業創業費を示せば左の如し。

金二千六百四十五圓

總額

内譯

金百三十九圓	魚柵翼及竹垣	一千二百本
金二十一圓	簀竹	百二十本
金九十六圓	杭	百二十五本
金二十九圓	横木	二百五十本
金四十二圓	籐(小)	千五百本
金百十六圓	籐(大)	五百本
金六百十六圓	漁船	一隻
金九十二圓	小廻船	同
金百八十五圓	漁網	一統
金三百八十五圓	鹽藏桶大小	六箇
金七十七圓	製造用具	一切
金七十七圓	乾燥場	一箇所

金七百七十圓

家屋及納屋

一本釣に用ふる釣絲の長さは二百尺乃至二百六十尺にして、鉛を沈子とせるものあれども、又沈子を附せざるものあり。其の構造は本邦に於けるものと大差なし。

漁船には四人の乗組を普通とし、無風又は微風の日拂曉海深約五尋乃至十尋の漁場に至り、海深に應じて竿又は錨を以て船を定著し、鳥賊はブラーポヒーと稱するイナに類する魚を餌とし、釣を遠方に投げ釣獲するもの也。

漕釣の釣絲は四十尋乃至五十尋にして八匁位の沈子を付するものとす。船は其の長さ三尋にして三人乗とし、漁場はクラム島、ラン島及メエーサン島の附近五六尋以上の處にして、一船にて二條を使用す。本漁具は夜間使用することなく、風は東風を可とす。而して淺所よりも寧ろ深所を選び、漁獲は昇潮時に多し。通常帆又は櫂を以て船を進めつゝ釣獲す。船内には飲食品及貯藏用鹽四、五斗を準備し、不漁のときは以上の島嶼に假泊す。此處より更に出漁し、漁獲物を満載するに至りて歸村するものとす。漁獲物は三枚脊割となして鹽藏す。

有垣鮫鱧網 は垣の長さ四十ワ（尋）、網は口幅八ソク、深さ六ソク、長三ワ（尋）あり。漁夫二人にて操業す。一期間の漁獲高は五百銖内外、創業費は三百五十銖にして内竹木代百二十五銖、魚網百二十五銖、漁船百銖なりとす。銖は約我八十八錢七厘也。

バーン・プラソイに於ける漁業　バーン・プラソイは盤谷より小汽船により八時間にて達す。此の地に行はるゝ漁具は五、六十種あり。就中最も重要にして大規模の漁業は魩漁業なるを以て同漁業に就き少しく記述せんとす。

魩は海岸を距る一、二哩若くは三、四哩の處に之を設く。其の高さ七尋半乃至十一尋にして一統の建設費六千七十四銖を要す。之を細別すれば左の如し。

- | | | |
|----------|------------------|------------------|
| 一、杭 | 二百五十本 | 七百五十銖(五百七十七圓五十錢) |
| 一、翼木 | 四千本 | 千八百七十五銖 |
| 一、籐(編簀用) | 二千本 | 百四十銖 |
| 一、大竹 | 三百五十本 | 百五十三銖 |
| 一、結木 | 八百本 | 十六銖 |
| 一、竹及木 | 三百本 | 四十八銖 |
| 一、籐(結束用) | 四百卷 | 百五十二銖 |
| 一、網 | 一統(魚捕部内にて使用するもの) | 二百四十銖 |
| 一、漁船 | 二隻 | 二千七百二十銖 |
| 一、建設人夫 | 三百人 | 七百八十銖 |

備考 本漁具は毎年多少の修繕をなせば約五箇年間の使用に堪ゆるものとす。

漁船 は長さ三十九尺乃至四十六尺、幅七尺餘、乗組員は六、七人にして櫂及帆を用ふ。建造費は概ね一千三百六十銖(千八百八十八圓餘)を要す。

漁期 は普通六月より翌年一月に至る八箇月間とし、プラトー、プラクレーは九月より十二月に至る四箇月間を盛期とす。

漁獲高は一漁期間少きも二千五、六百銖、多きは一萬銖(八千八百圓)に上る。

漁獲物の製法には鹽漬するもの、薄鹽をなしたる後二三日間日乾にするもの及鹽水漬の後少しく火に炙るものゝ三種あり。最後の方法は最も普通に行はれ、暹語にて之をメングと稱す。其の方法は最初清水にて洗ひ、豫め貯へ置ける鹽水中に入れ、適當の時間の後取上げて之を淺き小竈に列べ、少しく火に炙るもの也。

製品は總て盤谷に輸送す。而して其の販賣の方法は大魚は數賣とし、小魚及雜魚は重量とす。魚價は變動甚しく其の平均を得ること困難也。魚價の高低は漁獲の多寡及輸送の便否等に因る。今其の平均額を舉ぐれば、鹽藏プラトーは凡そ一擔に付十銖乃至十五銖、其他の雜魚は一擔に付き三銖乃至五銖、プラトリーの生魚は四、五尾にて八十丹也。一十丹は我約八厘。

漁業經營希望者に對する注意 日本人にして暹羅灣に於て漁業に従事せんとする者は、直接内

務大臣に出願すれば直に許可の上暹國人同様の権利特典を得べし。但し漁業に關する暹國の法律規則を遵守すべきは言を俟たず。邦人の暹羅に於ける漁業は明治三十六年一月中、在暹帝國公使と暹國外務大臣との交渉により確定せられたるものなるを以て、日本人にして漁業其他眞珠、鼈甲等の採取に従事せんとするものは、前記の出願手續を爲すを忘るべからず。

漁業規則の概要 暹國の漁業規則は明治三十四年制定せられたるものにして、第十章に示すが如く魚類の蕃殖保護を目的とせるものあれども、要は政府の收入増加を目的とするものにして、漁場料の外漁獲物の販賣税を徴收す。鹽は鹽田税及消費税を徴收し、海龜卵及燕巢の採取は特許とせり。尙同法は漁場を別ちて左の二種とせり。

一、水産動物蕃殖保護の目的を以てせる禁漁區域

二、漁業を許可する區域

地方官は第一の禁制區域に於ける漁場を或る一定の時期を限り、魚族滅亡の恐れなき適當の漁法を以てする者に、競争入札の方法により使用の許可を與ふる權限附與せらる(第八條)。又知事は豫て許可及區域内に於ける漁業を別に省令を以て定めたる區域及方法に従ひ、一人にのみ許可することを得とせり(十條)。水産税に關する漁業法の規定を見るに之を分類して左の六種とせり(同法第六條)。

一、市場に於ける魚類の賣買價額に依るもの

二、漁場の廣狹に依るもの

三、或る禁漁區域に於て一人にのみ許可するもの

四、或る許可漁場に於て一人にのみ許可するもの

五、規定されたる漁具に依るもの

六、規定されたる漁具以外の漁具を以て漁業に従事するもの

税率の詳細は内務省令を以て制定せり。故に漁獲方法及場所の異なるに依り、水産税も亦同じからず。年限に關しては漁場が競争入札の適用を受くる場合に限り、其最長年限を三箇年と定むる規定（内務省令第七條）あるを見るのみ。其他の場合に就ては何等の規定なし。

第五節 佛領印度支那の漁業一斑

土人は魚類を重要食品とし、食卓上常に之を絶さざるを以て、自ら需要擴大せられつゝあるも、漁業の方法極めて幼稚なるを以て、安南方面の淡水漁業地を除きては魚類は常に不足の状態にあり。東京灣より漁獲せらるゝ高は一箇年約六千噸其價額約百六十萬圓也。是等の漁業に従事するものは概して東京の附近又は海南島よりジャンクに據りて來る支那人にして、漁獲物は多く香港に輸出せらる。

佛領印度支那沿岸は概して海淺く、海流の影響を受くること少なく、北部東京灣より南部暹羅に至

るまで海洋の状態全く一律にして、東京灣を除きては沿岸に魷の類を樹つる外、殆ど海上漁業の盛なるものあるを見ず。然れども海洋の状態より觀察するに、此の邊一帶は曳網漁業に好適の漁場なること疑を容れざる所にして、之が漁獲物を鹽藏とし新嘉坡、香港等に輸出するに於ては、現今の中支、南支方面と等しく將來大に望を囑すべき海面なりと信ず。

第二章 重要漁業

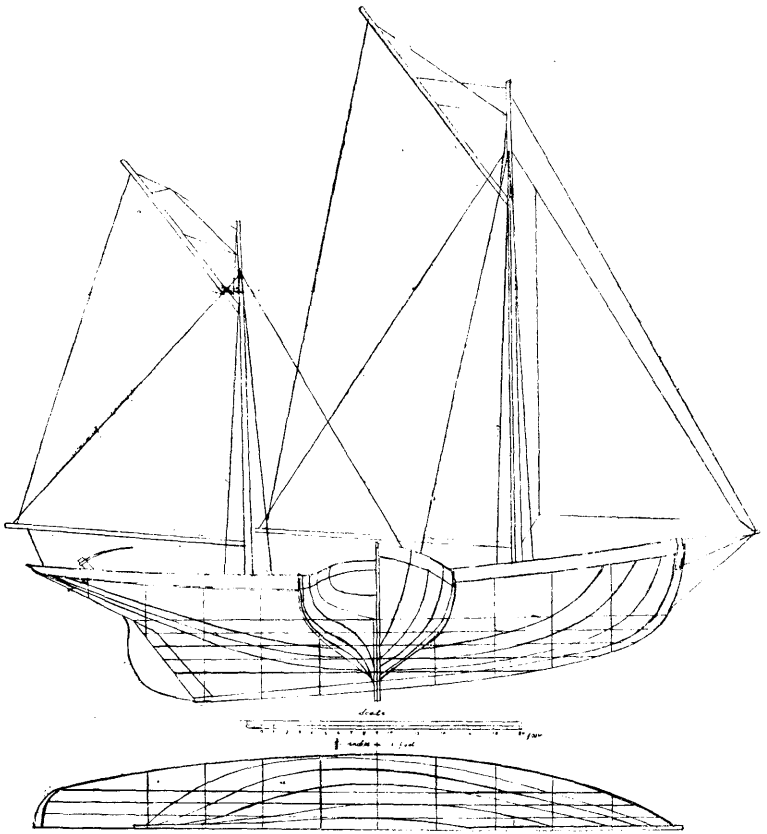
前章にも述べたるが如く南洋に於ける漁業は眞珠介採取業、海鼠漁業及魷漁業等を除けば殆ど見るに足るべきものなし。是れ魚族の豊富ならざるにあらずと雖も、土人及支那人の如き何れも漁業の知識に乏しく、其の漁法も亦甚だ幼稚にして、何等の發達を見ざるに因らすんばあらず。曾てトロール漁業を企劃せる者ありしが終に成功を見るに至らずして止めり。今左に是等各漁業に付き其概要を記述するに當り、併せて二、三の小漁業をも述べんとす。

第一節 眞珠介採取業

アルー島に於ける眞珠介漁業 附蘭領に於ける眞珠介

沿革 蘭領アルー島は古來眞珠の産地として有名なりしが、潜水器に依り採取せらるゝに至りたるは今より約三十年前、亞刺比亞人バヂユラの著手せしに始まる。バヂユラは最初漁船一隻を以

て従事せしも、漸次其の隻数を増加し、千九百四年には二十七、八隻を有するに至れり。是より先



アルー島に於ける眞珠介採取船

濠洲木曜島に於ける斯業は漸く衰頽に傾きつゝありしを以て、同島の英人ビクトルは同年漁船三隻を此の地に廻航し、試業の結果相當の漁獲を揚げ得たれば、翌千九百五年には木曜島より約九十隻の漁船を此の地に廻航せり。

然るに當時アルー島の眞珠採取權は前記バヂュラに屬したりしかば、是等漁船は公海にて従業するを名として之を侵し、屢々其の衝突を免れざりしが、終に雙方協議の上バヂュラは一定の歩合の下に是等漁船に向つて其の採取を認むることとせり。又其の眞珠漁場借區制度の制定せらるゝに當り、前記濠洲の眞珠業者は一團となりてセレベストレーディング・カムパニーなる會社を組織し、向ふ三箇年間の權利を得、更に千九百八年より向ふ十箇年間二十八萬圓にて同島に於ける採取權を獨占し、前記亞刺比亞人バヂュラに代るに至れり。此の前後即ち千九百六年より八年に至る三箇年間は斯業の隆盛を極めたる時にして、一隻の採取高は七噸乃至十三噸なりき。

此の頃より蘭領各地に斯業起り、一方アルー島の權利を失ひしバヂュラも、他に新漁場探險中なれども、未だアルー島に次ぐの好漁場は發見するに至らず。

現況 蘭領に於ける現在の總隻數は約二百隻にして、内セレベストレーディング・カムパニー約九十隻、バヂュラ五十隻、其の他六十隻也。而してアルー島に於ける一隻の平均採取高は四噸にして、同島以外のものは未だ大に有利なりと云ふを得ずして何れも新漁場探險中に屬す。

本業は別項眞珠漁業條例の定むる所により、或期間其の漁場を競賣に付するものにして、現在の許可漁場の區域、期間及其の権利者は左表の如し。

漁場	漁場料	期	間	権	利	者	現在の従業船數
アルー島及其附近	三、五〇、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	母探集船約五十隻
西部ニウ・ギネア	一〇、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	母探集船約九十隻
タニムバ及其附近	六、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	二十五隻母船一隻
アイトン島及其附近	三〇、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	不明
サラパンカ及其附近	一、五〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	母探集船二十五隻
カンダリ及其附近	一、一〇〇	同	同	同	同	同	母探集船二十五隻
マカツサ附近	一、五〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	二十隻乃至三十隻
チモル島	?	?	?	?	?	?	約二十隻
バリ、ロンボック、スンバワ各島	?	?	?	?	?	?	約二十隻
スール、バンガイ	三、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻
及ハルマヘーラ島	一、〇〇〇	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻
セレベス西部沿岸一部	?	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻
ホルネオ西部沿岸一部	?	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻
メナド附近	?	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻
ウーナウーナ島	?	自一九二〇年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	至自一九二一年	約二十隻

介保護の目的を以て數箇年間許可せず
 入札の結果年額二百盾なりしを以て許可せず

右表に依れば蘭領に於て眞珠介採取に従事する主なるものは

- 一、セレベス・トレイディング・カムパニー(濠洲)
 - 二、バヂユラ・プラザース(亞刺比亞人)
 - 三、ネザールランド・ナビゲーシヨシ・カムパニー(蘭人)
- の三社にして其の他は何れも小なるものゝみ也。

是等の内最も盛大なるものはセレベス・トレイディング・カムパニー也。同社はアルー島を根據とせるものにして、當領に於ける採取權を獲得するの便宜上 Torres, Sketty Belle, Rully, Alice, Ariel(各母船名)の五社の結合組織とし、聯合して運搬用小蒸汽船一隻の經費を支出する外、内部の計算は簡々なりとす。トレス社は漁船十六隻、スケタイ・ベル社は二十隻、ルビー社は十四隻、アリス社は十八隻アリエル社は二十四隻計九十二隻を有す。ルビー社はエー・エス・クラーク氏の所有に係りスケタイ・ベルはポーター氏、他の三社はジェー・クラーク、ジー・スミス、マウローの三氏を大資本主とす。

バヂユラ商會はセレベス・トレイディング・カムパニーと同様三人の組合にて、アムボン理事廳管下(アルー島を除く)の採取權を獲得し、母船二隻、採集船五十隻を有し、其の一半はニウ・ギネア西海岸に、一半はセレベス東海岸に於て従業しつゝあり。而して以上セレベス・トレイディング・カムパニー及バヂユラ・プラザースに於ける潜水夫、其の他乗組員の主なるものは殆ど本邦人にして其の數

四百人に達す。

漁船 現今セレベス・トレイディング・カムバニーに於て使用せるものは、ケッチ型帆船九噸乃至十八噸なるも、十四噸のものを普通とし、相當の荒天に堪へ得べき構造にしてアルー島に於ける各所有の造船所又は木曜島にて建造せるもの也。各造船所には多數の邦人船匠を使用す。セレベス・トレイディング・カムバニー以外の採取船は、土人の船舶を改造し、又は同社の古船を購入せるものなれども、當地は海上常に平穩なるを以て大なる不便を感ずることなし。

又セレベス・トレイディング・カムバニーの各五社は各百噸級のスクーナー型帆船一隻を有す。母船は介の蒐集食料品の供給をなす外、漁具、船具の豫備品を備へ、且つ船匠一名を乗組ましめ、漁船の應急修理をなさしむ。尙豫備船員十名以上ありて各漁船に缺員を生じたるるとき之に代らしむ。漁具及副漁具は左の如し。

潜水器	一臺	潜水衣	二着	カツレット(眞鍮製の肩あて)	一	ヘルメット	一
靴(約四貫匁)	一足	鉛(肩掛け約八貫匁)		バイブ	五本	ライフ・ライン(マニラ)	
網徑一吋長さ四十尋)三本		オランバ	一本	潜水衣下着	(フランネル製、シャツ、ズボン下及胴巻)		
布製の肩あて)	一揃			羅紗の襯衣及ズボン下、靴下三足及毛			

漁期及漁場 アルー島に於ける漁場は深水及淺水の二箇所あり。淺水はアルー島の東岸一體に

して水深四尋乃至十五尋、深水は同島の南東三十湮乃至六十湮に位する廣大なる漁場にして、水深十八尋乃至二十七尋也。是等兩漁場に於ける海底は平坦にして岩石等少なきを以て、操業は各漁場中最も容易なりと云ふ。淺水は一船に付潜水夫一人深水は普通二人也。

毎年七月より十二月末迄は風向東東南にして深水は海又濁り、操業困難なるを以て各船共淺水にて従業す。斯くて一月初めに至れば風向北西に變轉し、淺水、深水共に海水清澄となるを以て、茲に漁船は二隊に別れ、一隊は従來の淺水にて一隊は母船を従へて深水に向ふ。四月中旬に至れば深水にて従業せしものは淺水に近寄り、淺水にて従業せしものは深水に近寄り、茲にて兩隊再び合するものとす。斯くして五月中旬迄従業するも十八日頃に至れば風向南東に變じ、風力強く水濁るを以て各船皆ドボ港に廻航し、八月初旬迄船の修繕其の他に従事す。

兩漁場と根據地アルー島ドボ港との連絡は小蒸汽船一隻を以て之に充て、一箇月二回ドボ港と母船との間を往復し食料を給與し介を積取りて歸航す。母船は各社一隻宛を準備し、深水にある各船の介を集め、食料及飲用水を支給す。又一箇月一回淺水に航し、同漁場に従業する各船に食料を給與し、介を積取り且つ飲用水の運搬をなすものとす。淺水には各社の母船なしと雖も、最大の漁船には各社共事務員一名を乗組ましまして、他の各船より介を積取り、又食料等の支給をなすものとす。

介を開きて玉の有無を見るは深水にありては母船に於てし、淺水にありては事務員之に當り、潜

水夫其の他船員をして之を爲さしめず。

漁具使用回数　深水に於ては平均一人一日四回とし、一回約二十五分間也。淺水に於けるものは一日三回又は五回にして、一回の潜水時間は三十分以上三、四時間に亘ることあり。

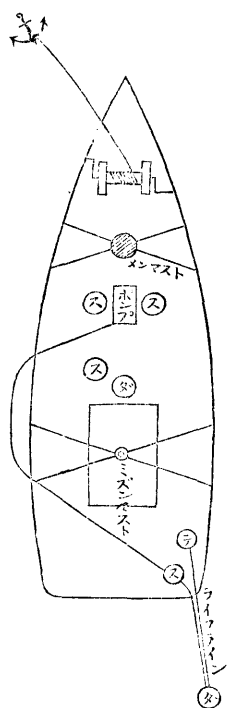
他の地方に於ては潜水は潮流に左右せらるゝこと最も大なれども、アルー島に於ては潮流の左右する所となることなく、風のために海水の濁らざる限りは日出より日没まで従業する事を得。然れども潜水位置の變轉に相當時間を要するを以て、一日中の潜水回数及時間は漸く前記の如きに過ぎず。休業は五月中旬より七月末迄の二箇月半の漁船修繕期及隔週日曜日及天長節、クリスマスとし、其の他休業することなく、又荒天の爲め操業困難なることなし。但し淺水にありては風のため海水濁るに依り、一箇月五日の休業を見ることがあり。

乗組員　アルー島に於ける眞珠介漁船の乗組員は七人乃至八人也。即ち潜水夫一人又は二人、綱持一人、車廻し五人にして、現今同島に於ける潜水夫は、馬尼刺人約二十人及土人其の他數人を除くの外は全く本邦人なるのみならず、綱持及車廻しも多くは邦人也。邦人中約八割は和歌山縣より出稼ぎせるもの也。

乗組員の収入　潜水夫は介四噸以上を採取せるときは一噸に付二十六磅、介三噸半以上四噸迄を採取せるときは一噸に付二十五磅、介三噸半以下を採取せるときは一噸に付二十三磅の歩合を受

け、綱持は月四磅、車廻しは月一磅半の給料を受く。

前貸金は各人の技倆により等しからず。數年前迄は潜水夫は最大百磅普通五十磅なりしも、其の後採取高減じたと共に前貸金も減じ、現今にては最高五十磅普通三十磅、綱持は十磅を以て普通



とするに至れり。

漁法 漁場に於ては先づレッド

を投じて水深底質を測り、適當と認

むれば潜水夫は潜水準備をなす。此

の時船員は船より錨を投下すること

圖の如く、海底を曳きすらしめ次の如き人員配置となす。

即ち船は錨を引きつゝ後退するに至れば、潜水夫は潜水衣を着し、ヘルメットを被り、介入籠を下
げ、左舷ミツンリギンの所に二釣としたる繩梯子より降る。之に先ち、綱持はライフラインを潜水夫
の帯に縛り、且つレッドをクランバ(潜水夫が入水するとき縛る綱)に付し、左舷リギンの所より海に
投じ海底に達せしむ。同時に二人又は四人の車廻しは盛に潜水機のハンドルを廻して送風す。然ると
きは潜水夫はクランバを傳りつゝ徐ろに海底に下降す。此の時一水夫は送風パイプを徐々に延ばし、
潜水夫の海底に達せる信號を俟つてパイプを放ち、クランバを船中に取り入れ、船尾に來りてパイ

ブを持つと同時に、綱持も船尾に來りライフラインを持ちて、潜水夫よりの信號を注意すると共に、船を常に潜水夫の歩行し行く方向に適當の速度にて後退せしむるものにして、錨綱の伸縮ジブセー、ミツンセール及舵の操縦を船員に命ずるものとす。

潜水夫は潮流緩なるときは梭の如く左右に海底を歩行しつゝ潮流に従つて下るを常とす。是れ廣き區域を探ぐることを得るのみならず、歩行の爲め海水の濁れるを避くるに便也。然れども潮流急なるとき又は船足速きとき或は水深大なるとき、千鳥形に歩行すること水壓大なるため困難にして、一直線に潮下に下るを常とす。綱持及パイプを持てる水夫は、潜水夫が船の左にあるときは左舷船尾に移り、右方に來れば右舷船尾に轉じて之を保持すると共に、綱及パイプ竝に水泡により常に潜水夫の位置を注視し、帆及舵により船を潜水夫の歩行する方向に進むるものとす。

潜水夫は相當の採取をなすか、又は相當の時間潜水したるとき、作業終りの信號をなすや、綱持はライフラインに依りて潜水夫を引き揚ぐ。潜水夫水面に來れば、一水夫は先づ介を入れたる袋を取り外し、之を船中に取り入れて後、潜水夫を船内に引き上ぐるものとす。潜水夫二人あるときは一人の海面を上船するを俟つて、既に潜水衣を着け入水の準備をなし置ける他の潜水夫は、直ちに前潜水夫のヘルメットを取り之を被り入水するもの也。潜水時間は水深及潮汐の緩急により相違あれども、水深により略一定せり。然れども潜水夫は往々此の時間以上作業に従事することあり。此の如き時は

綱持は作業止めの信號をなす。然れども介の豊富なるに遭へる時など潜水夫は之に應せず。時間猶豫の信號を爲すことあり。斯かる時は綱持は多少の猶豫を與へ、再び作業止めの信號をなすに當つては、潜水夫の尙猶豫を申込むことあるも、綱持は之に應せずしてライフ・ラインに依り、潜水夫を引き上げることあり。信號の主なるものは左の如し。

潜水夫より

一箇信號 (ライフ・ライ
ンを一度曳く)

引き上げよ

二箇信號

風足らず

三箇信號

錨綱を延せ

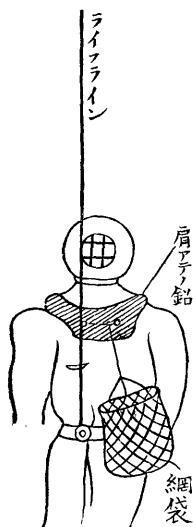
四箇信號

錨綱を短くせよ

綱持より

一箇信號

上れ



潮流緩なるときは錨を曳かせず、總帆又はヘツ
ドスル及ミヅンセールを掲げて、潜水夫を曳きつ
く船を流すことあり。

好漁場を發見せしときは其の位置を見失はざる

様浮木其の他の目標を浮置することあり。

漁船漁具の手入に潜水夫は船長の職を執り、各種の命令を發するのみにして、漁船の操縦及手入は總て網持の擔當とす。故に網持は休日又は作業の間常に船體各部を檢査して修理を施し、潜水衣は時々之を掃除して油を差し、其の他一切の船務を命ずるもの也。

漁業上の慣習 漁船の半旗を掲ぐるは潜水夫に故障ある時にして、之を認めたる他の漁船は遠近を問はず、航走し來り應急の處置を執るものとす。

作業中狹隘の場所に多數の漁船接近し來り、舷々相摩する如きことあるも、他船に向つて故障を申込むこと能はず。但し本船の進路を塞ぐことは之を禁止せり。即ち本船が東に向つて後退しつゝあるとき、其の船尾に當つて他船が投錨又は潜水することは、本船の進路を妨ぐるものなるを以て之を爲さず。

漁獲高 アル―島に於ける眞珠介採取高は

一九〇九年 八二七、八五〇斤 價額約 一、三六一、七九二圓

一九一〇年 六三〇、二三〇斤 價額約 九七五、八四〇圓

市價 六一、七斤(一擔) 百二十盾(九十六圓)

即ち四五年前は貝のみにて一隻平均一萬圓以上の收入あり。此の外眞珠玉を合算するときは約一

萬五千圓の收入ありと見て大差なかりしも、現今に於ては多少漁獲高減少せり。然れども尙一萬圓（介四噸及玉を計算す）を下ることなく、一箇年漁船一隻の經費を四千圓とするも尙六千圓の利益にして、現今も尙アルー島のみにて約六十萬圓の純益を擧げつゝあり。

介の處理運搬 介は母船に蒐集し、牡蠣、海藻、其の他附着物を落し海水にて能く洗滌し、A、B、C、D、E、Fの六種に類別し、約三百封度入の箱詰となして倫敦に輸出す。

潜水夫の病室 潜水夫特種の病氣に二種あり。俗に之をバレライス及ローマテキと稱す。前者は水壓の爲め、血液の循環を不順ならしめ、急激に心臟を冒さるゝものにして極めて危険也。後者は一種のリューマチスにして、潜水に不馴れのもの又は一定の時間以上潜水し、或は海底にて過度の勞務に服するもの多く之に冒さる。ローマテキの徵候は指、眼、口、耳の神經遲鈍となるを以て之を知るゝこと容易也。此の時に際しては一時休業するか、又は防寒を充分になして過度の勞務に服せざれば漸次回復すと云ふ。此の外脚氣熱病に冒さるゝものあり。

漁業者の状態 アルー島ドボに於ける本邦人の總數は約四百人にして、内約三百五十人は眞珠業に従事する者也。餘の五十人は眞珠業者を華客とする雜貨商等にして、同島は實に南洋に於ける本邦漁村と云ふも可也。

潜水夫及綱持等の收入は前記せるが如し。而して一箇年中九箇月半は海上生活をなし、五月中旬

より七月末迄約二箇月半はドボに上陸するものなるが、此の間は實に彼等に取り最も楽しき時にして又各種の害毒を流し易き時也。

近來一般に眞面目となり収入の大半は之を郷里に送金すれども、惡弊に囚はれたる者及少壯者中には此の間に収入の全部を散じて尙足らずとするものあるは、海獸獵船の銃手と選ぶ所なし。依つて有志の士相謀り三十九年同人會を組織し、會費三圓として是等の惡風を矯正し、且つ病者の救濟、死亡者の追弔、遺族の扶助を爲し、外部に向つては邦人を代表すべき機關とせり。其の後四十一年に至り之を擴張して日本人俱樂部と改名し、事務所を設け各種の書籍を備へ、球突臺を据付け事務員を置きて、郵便物及會社官廳に對する各種の事務を取扱はしむるに至れり。此の外ドボには病院あり。本邦雜貨店の大なるもの三軒及下宿業數軒あり。

本邦潜水夫其の他の船員と會社との折合は近來圓滿なるが如し。嘗ては給料、食料等に付屢々物議を惹起し、潜水夫等は數回同盟休業をなせることありしも、毎に其の要求を容れられざりき。近時潜水業者の數増加したると、會社にて同島の權利を獨占するに至りしとに依り、従業者は會社の命に從はざれば全然同島にて従業する能はざるを以て止むなく之れに服從するの觀あれども、會社側に於ても亦相當の待遇をなすに至れるものゝ如し。

漁業の取締　　蘭領内に於ける眞珠業は眞珠介漁業條例に依り、水深九米以内は土人の漁業を保

護するの目的を以て、其の採取を禁止する所となり、政府は之が取締の爲めアルー島に小蒸汽船アムボイナ號を置き其の附近を巡邏し、併せて密輸入を防止するの任に當り、又時々母船を訪ひ傷病者の上陸方を命ず。

蘭領に於ける眞珠採取權者中セレベス・トレーディング・カムパニーを除くの外は、或は相當の報酬を爲さば採取權の行使を承諾せん。現に邦人にて左の契約の下に、之が行使をなせるものあれば參考として其の全文を掲ぐ。

契約書

一千九百十二年何月何日蘭領何島何市居住の蘭人某（以下甲と稱す）と何國何市居住の日本人某（以下乙と稱す）との兩人間に爲されたる契約の證として之を作製す。

甲は一千九百十二年何月何日付東印度政廳の代表者の署名せる左の免許を有す。即ち免許期間内は甲は眞珠及眞珠介其の他各種の貝類を採集するの權利を有するものにして、其の區域は右政廳代表者權限内に屬する何地沿岸約何湮間及其の附近の島嶼を含むものとす。

本契約の期間は甲が前記一千九百十二年何月何日付東印度政廳の免許と同一にして、向ふ何箇年間有效なりとす。

一、甲は乙の合意なきに於ては契約條項を變更するを得ず。

二、契約期間は一千九百十二年何月何日より向ふ何箇年なりとす、其の後乙に於て同一の契約料を支拂ふに於ては乙は引續き其の權利を有するものとす。

三、乙は書面を以て廢業を通告するときは、何時たりとも契約を解除するの權利を有す。

四、介及眞珠は雙方協議の上定めたる代理人を経て賣却し、甲は其の賣揚高の一割五分を乙は其の八割五分を收得するものとす。

五、乙又は其の使用人が採取せる介及眞珠の全部を甲に表示すべく、若し之を表示せざる時は甲は此の契約を解除するの權利を有するものとす。

六、採取に必要なる漁船漁具等に關する費用は乙の負擔にして、第七條に掲ぐる費用は甲の負擔とす。

七、甲は各種の税金を負擔し、具輸出税を負ふものとす。

八、乙又は其の使用人の漁業に對し政府の意見に依り損害を與ふる如きことある場合は、其の損害額は甲の負ふ處とす。然れども乙の行爲が法律に違反して生じたるときは、其の損害は乙の負ふ所とす。

九、甲は乙が如何なる場所に於て如何なる方法に依り、採取をなすとも之に對し異議なきものとす。

乙は既に指示せる場所及方法に依り適宜に採取を爲し、採取物は常に雙方の爲め最も有利なる如くするを要す。

十、政府が何箇年の期限後其の眞珠場を競賣に付する場合に於ては乙は之を購入するを得ず。但し甲は乙の指示に依り購入し、本契約と同一條件を以て乙は其の業務を繼續するものとす。若し乙が政府より眞珠場又は其の權利を購入する如き事あるに於ては五萬盾(四萬三百圓)の違約金を支拂ふものとす。

十一、甲又は其の代理人が何箇年の期限後他人の名義を以て眞珠場を購入し、其の權利を他人に讓渡せる場合に於ては甲は五萬盾(四萬三百圓)の違約金を支拂ふものとす。

十二、第三者が政府より權利を得たる時、甲は乙の爲めに其の權利の獲得に努むるものとす。
十三、郵便其の他の必要上兩者は何地に於ける其の住所も相互に通知するものとす。

千九百何年何月何日

甲 自署

乙 自署

西濠洲ブルームに於ける眞珠業 西濠洲中眞珠業の最も盛大なるをブルームとす。ブルームは現今約三百五十隻の採集船あり。明治四十年頃は四百隻以上なりしも四十一年中二回の大暴風あ

りて約百隻の漁船沈没し、二百人の乗組員を失ひし爲め、現今の隻數に減少せり。

西濠洲に於てはブルームの外ユーセキ、オンスロー、ポート・ヘッドランドの三箇所に採集船ありて、其の船數合計百隻以上也。是等漁船中邦人の經營せるもの十五隻ありて、村松某十隻、田中市太郎一隻、三瀬豊三郎一隻、徳丸某二隻及西岡ケイ一隻也。

此の地には一人にて二、三十隻を所有するものあれども、一隻又は二隻を有する者多く、ロビンソン・ノーマン、ステレーター等は最も大なるもの也。ブルーム沖漁場にては以前に比し漁獲減少せし傾あれども、漁場廣大にして潜水夫の熟練と機械の進歩に伴ひ、深所に作業するに至りたるを以て將來繼續して従業し得べき見込あり。尙聞く所に依れば此の地に於ては、漁船數を現在隻數に制限せりと云ふ。

漁船　ラガー型十噸乃至十二噸のもの大部分を占め、ブルームにて建造するものとフリーマントルより廻航するものとあり。一隻の建造費は漁具を加へて約四百磅也。

漁具　種類及數量は他と大差なきも、茲に特筆すべきは、近來手用潜水機に代ふるに動力付潜水機を使用するに至れることにして、正に斯界の一新紀元を劃するもの也。

動力付潜水機は約三馬力の石油發動機を備へ、且つ直徑一尺、長さ六尺の圓筒形のエアータンクを備ふる外、普通潜水器と異なる所なし。動力付潜水機は一臺の價額六百磅にして、現今之を使用せ

るもの約二十隻あり。

其の成績を聞くに送風充分にして作業容易也。故に將來はブルームは、勿論他の地方に於ても深水漁場にては一般に之を使用するに至るべし。現今に於ては單に潜水機のみ改良せられたれども、パイプ潜水衣も之に適合する如く改良するの必要ありて、目下之が改良は研究中に屬す。

乗組員 一隻の乗組員は六人を普通とし、外に船主代理の乗組めるものあり。其の總人員二千人以上にして内邦人約千人あり。潜水夫は邦人の外少數の馬來人、馬尼刺人、チモル人、爪哇人、支那人あり。邦人は多くは新嘉坡より渡航するものにして、過半数は從來潜水に經驗なき船員勞働者等也。

濠洲政府にては本邦移民は契約に非ざれば之を許さず。身體検査を行ひたる後、後段に掲ぐるが如き契約の下に本邦人は渡航するもの也。然るに尙排日の意味にや、明治四十四年同國政府は二十六名の潜水夫を英本國より招致し來り、一箇月一人に付二十磅の補助を與へ二人宛各船に分乗せしめ、且つ各船にありては十二磅の給料を與へて二月より操業せしめたり。然るに内二名は死亡し他も皆不漁にて九月に至り中止せしが、唯一人止まりて一月迄從業せり。同人の採集高は英人中最大にして一噸半なれども、猶邦人潜水夫の二分の一に及ばず。即ち英人の失敗は、邦人の如く勇敢ならず、僅かに海底數歩の間のみに於て採集し、且つ時間を嚴守するの結果にして、到底邦人との競争不能なるを知り、彼等は一律に邦人の暴虎憑河的なるを笑つて退去せり。爰に於て乎、斯業は愈々邦人

の従事すべきものとなり、邦人に對して多少其の待遇を改めし觀あり。現に從來船員等の契約は二箇年なりしを、大正元年度より三箇年とせしが如き其の一例也。

邦人の渡航手續　木曜島に於けるものは普通香港にて契約をなせども、ブルームに於けるものは總て新嘉坡よりす。即ち各船主に於て潜水夫其の他船員を必要とするときは、新嘉坡の代理店マカレストー商會、ガットリー商會、キッツ兄弟商會の何れへかその旨を通ずれば、之を受けたる前記代理店より新嘉坡に於ける二、三の邦人船員宿泊所に通知するとき初めて宿泊所にては其の渡航者を周旋するものにして、前記宿泊所には多數の渡航希望者宿泊して此の通知を待つ。此の外已に渡航せるものが其の友人知人を船主の名を以て呼ぶこと多し。

而して右申込に依り渡航せんとする者は、新嘉坡にて先づトラホーム其の他の身體検査を行ひ、合格の上は、海軍局に於て前記代理店と契約をなしたる上渡濠し、更に雇傭船主と右と略同様の契約をなし乗船するものとす。而して契約満了後更に乗船せんとするものは、ブルームにて再契約をなす。現今潜水夫以外の邦人乗組員も概して好評、人員は不足の状態なるを以て、身體検査も簡單也。然れども往々検査不合格又は申込みなき爲め二、三箇月間新嘉坡に滞留することあるも、漁期の更新時、即ち十二月より二月頃ならばさることなし。

漁場漁期　ブルームの北西及西方百哩(帆船にて二日)水深四尋乃至二十五尋の所を漁場とし、

二月下旬より十一月中旬迄を漁期とす。五、六、七、八月は風靜かにして水清く最盛期也。普通三月より八月迄は南東の輕風あり、七尋乃至十二尋の所にて従業し、九月より漁期末迄は北東風にして且つ沿岸淺水に海草發生するを以て更に深き場所に移る。眞珠の多く發見せらるゝものは、此處に産するものにして、畢竟介の古きに依る。漁期中休日は毎日曜日の外、暴風雨の爲め休業すること一箇月平均一日あり。其の他は毎日出より日没迄従業す。

漁業組織　邦人經營の漁船十五隻を除くの外は殆ど白人經營にして、潜水夫は歩合及給料、船員は給料を受く。其の額區々なれども大約左の如し。

潜水夫歩合は介一噸に付三十磅乃至三十五磅、五噸半以上を採集するものは四十磅とし、他に月給一磅半乃至五磅を支給せらる。潜水夫見習の歩合は一噸二十五磅とし、他に一磅半の給料を支給せらる。眞珠を得たる場合は一割を潜水夫の所得とす。網持は月給三磅乃至五磅、其の他の乗組員(車廻し)は月給一磅半乃至三磅也。

食料は一人一日米六合にして、其の他の日用品は一隻總員に對し二週間にて麥粉一袋、バター一罐(潜水夫のみ)、ジャム三罐、二封度入牛肉罐詰三罐、一封度入魚肉罐詰二罐、砂糖十四封度、マッチ一、煉乳二罐(潜水夫のみ)、珈琲一封度、茶一封度、蠟燭六本(又は石油八合)、鹽二、三封度、瓶詰漬物二本、石鹼三分の一封度(潜水夫のみ)、玉葱及ポテト若干を要す。

漁獲高普通一隻三噸半乃至四噸にして、最大六噸最小三噸なり。介の價格は一噸明治四十四年二百四十磅、大正元年二百二十五磅にして、平均一噸二百二十磅と見れば大差なし。

此の地の介は品質優良且つ眞珠も往々發見せらるゝを以て、一箇年一隻の收入總額は七百磅乃至一千磅に上り、支出三百五十磅乃至四百五十磅なれば、差引三百五十磅乃至五百五十磅の利益也。

介は先づナイフにて肉を去り、眞珠の有無を極めて後手斧にて外側の藻及び汚物を除き、海水にて充分に洗滌し、ブラッシュにてよく之を摩擦し、一箱約百貫入りの箱詰として倫敦に輸送す。然れども小資本の船主又は介の採取少きものは、前記の價格にて此の地の仲買人に販賣するを常とす。

従業者の状態 従業者中潜水夫は一箇年平均百磅内外の收入あり。綱持は約六十磅の收入あるを以て敢て小額なりとせず。然れども休業期間に於て收入の全部を散ずる者多きは甚だ遺憾也。ブルームにても他と同様の目的を以て日本人同盟會を組織し、會員七百名を有せり。同會にて本邦より一醫學士を招聘し會員其の他の診察治療を行ふ。

ブルームに於ける本邦潜水夫總數は約三百人にして、年々三、四人の死亡者を出す。此の死亡者は見習又は大酒家に多く、又新漁場に出漁せしとき、或は介採集高の多きときに多きが如し。

眞珠養殖業 オンスロー沖及モンテペロー島には眞珠養殖場ありて、約十年間介の育成蕃殖に努め且つ人工眞珠を試みつゝあり。而して前者は稍々成功せるも、後者は未だ成功の域に達せずと

聞く。前に言へる契約條項は左の如し。

契約番號（新嘉坡に於ける）

契約書

本日茲に何某殿（或は會社）は其の正當代理人又は後嗣者の代理人たるマカレストー會社と右記載の被雇船員との間に下記の條項を相互契約す。

一、右被雇者即ち船員は左の條項の下に三十志の月給にて三箇年間前記の何某殿（或は會社）又は代理人或は受託者の要求に従ひトレス海峡又は其の近傍及濠洲の北西海岸に於て船舶の乗組員となり眞珠採集其の他の工業等の傭夫となり甲板上の乗船者として契約地迄渡航することを承諾するものなり。

右記載の被雇者即ち船員等は六磅の前金を受取ることを得。而して其の前金は十志の割合を以て年賦又は月賦支拂の方法に依り償還するものとす。

二、此の乗組員即ち被雇者の目的地に至る實費及新嘉坡に歸著する費用は一切雇主の負擔するものとす。

三、上記の雇主は相當なる家屋及之が設備に必要な物品は無賃にて貸與す。

四、雇主は左記目錄分の量を日々食料として被雇者に支給す。

五、被雇者の普通一般の發病に對しては全快に至る迄施藥は勿論醫師の治療を受けしめ且つ疾病日數三十日以上に至らざるときは其の休業日數は雇主の損失とし被雇者全快に至りても其の日數を補ふ事を要せず。然れども病氣日數一箇年間三十日を超えたるとき或は病氣の原因被雇者の過失により又は女色に依りて生じたる時は被雇者は其全快後又は契約期間満了後病氣中の休業日數を補ふべきは勿論休業日數間に於ける食費をも雇主へ支拂ふべきものとす。

六、若し被雇者即ち船員が女色に依る疾病の爲め労働に堪へざるとき又は怠惰にて仕事に従事せざるときは是等の原因に依りて休業したる日數は被雇者が最初領收したる前金と共に契約書の裏面に記入せられ契約終了の時に於て未だ殘借金ある場合には引續き一日三十志の割合にて前記借金の全部を償却する迄勤續すべきものとす。喧嘩口論の場合は海事審判官又は地方廳に於て判決せらるゝものとす。被雇人は西濠洲南緯二十七度より南方に於て上陸することを得ず常に海上にあるものとす。但し被雇者は相當の通辯を介し訴訟の必要ある場合には審判官在留地たるブルーム、ゴサツク、オンスローに一時上陸することを得。

七、馬來人の古來行ひ來れる土人の祭日は休業とす。マスレムの火曜日、日曜日に代ふるものとす。以上七箇條項は海事局に於て契約當事者間に明示せられ且つ契約當事者間に於て該條項は合意納得したるものにして茲に自署するものとす。

契約の給料は被雇者即ち船員目的地に到着の日より始まり出立日に終る。被雇者到着後必要ある場合には眞珠採集者に適用せらるゝ船舶法令に従ふべく、且つ該令に依り新に定められたる條項に従ふべきものとす。

給料支拂は前項の如し。

前記被雇者即ち船員は 年 月 日 港出帆の汽船 號にて新嘉坡出發を承諾するものなり。

食料の分量一日一人に對する食料は左の如し。

一米 二封度

一魚又は肉類 半封度

一ビスケット 六オンス

一茶 八分の一オンス

一砂糖 二オンス

一善良なる飲料水 三クオーター

但し港内に於て第二項記載の食料(魚又は肉類)に代ゆるに左記食料を給す。

一野菜 四分の一封度

一 新鮮の魚類

四分の三封度

一 新鮮肉(豚肉に非ず)

二分の一封度

被 雇 者 氏 名	年	齡	原	籍	前	借	金	自	置

第二節 暹羅に於けるプラトー漁業

プラトー魚は鯖に似て體長五、六寸を普通とし、南洋各地にて最も賞味せらるゝ魚也。

此の魚は各地に産すれども特に暹羅灣に饒産し、之が漁不漁は一般魚價に影響すること甚大なり。習性 鯧に似て漁期に至れば大群をなして襲來し、水面下近く游泳すること多し。本漁業の最も盛なるタチン漁村にては、魚群は常に西方より來り東方に去る。其の來るや初めは小群にして漸次大群となるもの也。而して其の襲來は産卵の爲めなるが如し。

魚體に卵を認むるは十一、十二月の頃にして成長期は二箇年なるが如し。魚の大きは最大八寸、最小三寸五分、平均五寸五分也。餌料は明ならざれども、各種のプランクトンを食するものゝ如く、決して釣獲する能はずと云ふ。

漁場 暹羅灣沿岸一帯にして、就中タチン漁村沖合海深十尋前後の所を最好漁場とす。漁夫の

言に依れば沖合數哩以上(海深十五尋以上)の處にては漁期中大群を認むること屢々なれども、現今之を漁するの漁具なしと云ふ。タチン沖漁場は遠淺にして泥土深く、風潮のため五、六尋の所は海水混濁し魚の來游少なきも、深海に建設するものに比し勞力と經費との少なきを以て、五、六尋の淺所に建設するもの多し。

漁期 七月より十二月に至る六箇月間にして九、十、十一の三箇月を盛期とす。

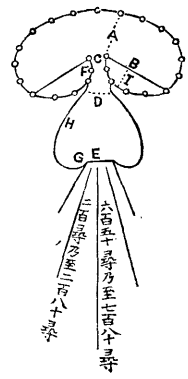
漁場と氣象との關係 暹羅灣のタチン漁場をも含む北部漁場は、北風に際しては漁獲少なく南風の時に多し。即ち暹羅灣北部は一面に大平原の後を受け、四大河の注入するものあるを以て、海面に濁水を流出すること夥しく、沖合十哩を出づるも尙五尋以内に於て、海水は尙清澄ならず。海洋の状態此の如きを以て北風に會せば海上濁水を流散し、洄游魚の來游少なきに至る。之に反して南風の時は海水を混濁すること少なきを以て、魚類は沿岸近く來游し、沖合の魚柵と沿岸のものとの漁獲高に大差なきも、北風に際せば其の差著しきを見る。各種の魚類中安南魚、鱈等は其の影響を受くこと少なきも、洄游魚就中プラトー魚は其の影響大なるが故に、本漁業にありて風向及風力は其の漁獲高を左右する最大要項なりとす。

漁具は魼にして其の構造は比律賓其他に於けると大差なきが如し。

魼は五、六月頃建設す。魼の大きさは海の深淺、漁場の模様により差異あれども、海深七尋の所に建

設せるものに付調査せる所は左の如し。

建設状態



A	十	二	尋	B	十	三	尋
C	九	尺		D	二	尋	三
E	七	尋	四	F	七	尋	
G	二	尋	三	H	九	尋	
I	十	尋					

前圖に示すが如く魚捕部は縦(最長)二十二尋、幅(最大)二十七尋半の大なる面積なるを以て、之に入りたる魚を捕ふるには更に巻網オワンボを使用す。

旋網 網地は綿絲製にして、出来上り長さ二十尋幅七尋半、網目十二節(五寸に付)二百六十掛のもの三反、九十掛けのもの一反、計四反を引き目に縫ひ合す。

縁網 五節四つ掛けとし左右の縁網は縦目、上下縁網は横目とす。

網地はマングローブ樹皮(カツチ原料)にて新調の際三回染め、使用中は毎月二回染むるものとす。

浮子 桐、長さ一尺幅三寸五分厚さ一寸八分のもの二十六箇を使用す。

沈子 之を用ふるものと用ひざるものとあり。

環 鐵製外徑二寸六分、内徑二寸、總數二十八箇。

左右に使用する輪 籐にて作り外徑六寸、内徑五寸のもの八箇宛を左右縁綱に付す。浮子綱、

沈子綱、縁綱は同一にして、綿絲三子燃、徑二分八厘のもの二本宛を使用す。

環綱 マニラ麻右三子燃、徑七分、長さ二十八尋。

攔 徑一尺九寸、柄の長さ五尺。

張竹 徑三寸、長さ八尋及び八尋半のもの二本(網使用の際網の兩縁にある八箇の輪に突き刺

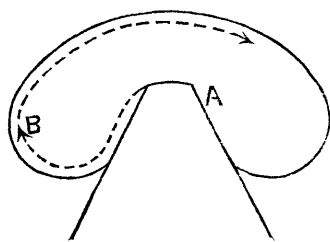
すもの)

漁具使用法 一隻の漁船(長七尋四尺、幅九尺、深さ三尺)に五人乗組み、網を積み落潮に乗じて

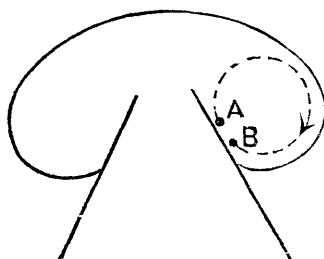
舳を建設せる所に至り、船を魚捕部に進入せしめ、網の兩縁に付せる各八箇の輪に張竹一本宛を通じて之を固縛し、先づ網の一端を魚捕口に投下し、張竹を魚取口の右側の柱Aに固縛し、圖に示すが如く船は網を投下しつゝ柵に沿ふて進み、A Bの位置に網を張り漸次柵に沿ふて網を曳きつゝ船を進

め、第二圖に示すが如く魚捕部の魚を巻き、最初柱Aに固縛せし張竹を解き、更に其の張竹を網の

第一圖



第二圖



他側の張竹と共に縛り置き環網を絞め攪にて魚を掬ひ取る。

漁獲高と經費　漁獲物の種類はプラトーを主とし、鱈、鱈其の他各種の魚類を含む。漁獲高は海洋と氣象の關係に依り一定せざれども、一統に付き二千圓乃至二千五百圓也。大漁の年は一統にて二萬圓を漁するものありと云ふ。

プラトーは暹羅内地にて消費する外、新嘉坡、爪哇、香港等に輸出せらる。

資本　本漁業を經營せんとするには三統若くは四統を建設するを得策とす。今一統に對する固定資本及經常費を左に示さん。

一金三千六百五十圓 固定資本總額

内 譯

金一千八百圓 舩一統建設費

金八百圓 漁船一隻

金五百圓 運搬船一隻

金百五十圓 旋網一統

金四百圓 大樽五箇、其の他漁獲物處理鹽藏用具

網一統に對する經常費

一金五百圓 總 額

内 譯

金百八十圓 米代、製造雇人十人分(漁期中六箇月間一箇月一人三圓)

金四十五圓 米代、漁夫五人分(舩建設從事中三箇月間の米代一箇月一人三圓)

金百七十圓 副食物等(檳榔子、煙草等)

金七十五圓 舩一統分税金

金三十圓 舩及旋網修繕費

處理製造販賣　プラトーは主として鹽藏すれども、鹽煮となすもの及び鮮魚の儘盤谷に輸送するものあり。

製造の方法は第五章に記せるを以て茲に之を略す。

價格は産地に於ては鹽藏魚一擔に付大六圓五十錢、中四圓五十錢、小三圓也。

大取引は盤谷にて行はるゝも、小取引は漁村に各魚商人出張して之をなす。小取引にては現金拂大取引にては賣買後二、三日を経て支拂をなすこと他の一般取引に於けるが如し。三箇月拂、六箇月拂等のことなし。

漁夫の雇入及分配　二、三月頃漁夫の雇入契約をなし、契約の際前貸金二、三十圓を雇主より支出するときは、漁夫は四月中に其の年に於ける舩建設用の竹木の截伐、買入の爲め其の産地に至り六月中に其の建設を終る。

分配は雇主に於て先づ漁獲高の一割を引去り、殘餘を二等分して雇主と漁夫と等分す。漁夫の分は全員にて之を更に五分分す。歩合法によらず給料制に依るものあれども此の法は極めて少なし。給料は二十圓乃至二十五圓也。

第三節 トロール漁業

トロール漁業は南方各地に於て試業せられたれども、何れも中途挫折して未だ成功せるものある

を聞かず。即ち香港にては嘗て二艘にて操業せしが一隻は本邦に、一隻は上海に廻航せり。比島に於ては比律賓漁業株式會社にて操業せしも、僅に數箇月にて會社は解散せり。其の後、日、比人合同して東洋スチーム・トロール漁業株式會社を創立せしも、未だ操業に至らず。新嘉坡にても嘗て一支那人の之を試みたる者ありしも收支相償はず。蘭貢にても然り。又蘭領東印度にては同政廳調査船の調査の結果、トロール漁業は有望ならずとせり。此の外上海に於て操業せしものも休止して其の後船は他の目的に使用せらるゝに至れり。

此の如く數へ來れば南方に於けるトロールの過去は甚だ振はざる也。

今是等失敗の原因を尋ぬるに、何れも漁獲少く且つ多額の經費を要するを以て、收支相償はずと云ふにあり。然れども是れ必ずしも其の真相に非ずして其の原因は他にあり。即ち各地に於て詳に之を調査するに、何れも漁業者未熟にして多くは全く本業に經驗なきものを拉し來り、一、三箇月乃至數箇月之を行ひしのみにして、未だ其の使用法に熟達するに至らず殆んど練習の有様にて好漁場を發見するなく、初めての漁業とて網を破損すること屢々なるのみならず、漁夫は之が修繕を爲す能はずして遙に英國に送りしものあり。之に徴すれば自ら經驗ありと稱する船長等も、其の技術に於て疑ふべき點なきに非ず。現に新嘉坡に於て操業せしものゝ如きは網三流全體を破損し、殆ど満足に従業せしことなしと云ふ。其の他蘭領に於ける調査船ギール號は約二百噸速力僅かに六哩にして、

之に假裝トロールを設備せしも、素より充分の調査をなしたるものに非ず。其の他香港、上海の如きは漁獲僅少にして收支相償はずとなせども、同地附近は現に本邦トロールの好漁場なるにあらずや。或は市場狹隘にして魚價低廉なりと云ふものあれども、予は直ちに之を首肯する能はず。即ち第六章に於て記するが如く、其の需要は大にして魚價も亦本邦以上なれば也。現に博多汽船トロール會社の一船が、一昨年二回香港に入港せしとき、同船の漁獲は第一回に於て一斤九錢五厘、第二回十錢五厘平均にて賣捌きたり。又市場狹隘なりと稱する上海は一日數千圓以上、香港、馬尼刺、新嘉坡の各市場は一日二千圓以上五千圓の鮮魚を引受け得べく、バタビヤ、スラバヤ、彼南、柴棍等亦之に準ずるの需要あるを以て、市場狹隘と云ふべからず。

要するに此の方面に於けるトロールは、本邦に於てトロールの創始時代と甚だ相似たる状態にして、我は之を持續し、彼は之を中止したるの差あるのみ。故に此の結果を以て直ちに南洋のトロールを望なしと云ふは、聊か早計に失するの感あり。

又中支、南支及佛領印度支那沿岸に二艘曳打瀬網漁業の盛なること、暹羅灣佛領沿岸、爪哇海等絶好のトロール漁場にして且つ鯛其の他魚類の豊饒なること、本邦の如く魚の種類により其の價に高下なく、且つ年中魚質の變動少きことは甚だ有利なりと云はざるべからず。又石炭、氷其の他船舶の必要品は本邦に比し二倍或は三倍に相當するならんも、魚價の高きと漁獲の多きとに依つて之を補

ふべく、必需品の供給不便及び市場の設備等間然する所多からんも、是等は漁業と共に發達すべきものにして、初めより其の完備は望むべからざる也。予は是等の點より南方のトロールは他日再興するの機あるを信する者也。更に南方各地に於ける斯業の経過を記述すべし。

比島に於けるトロール 明治四十四年比律賓鐵道會社副社長、東洋汽船會社代理店支配人等に依り、資本金十萬圓にて比律賓漁業會社を創立し、トロール汽船一隻を以て馬尼刺灣口及び灣外にて操業せり。同船はマニベレスと稱し百九十八噸にして、本業に經驗ある英人七人の外比律賓人の漁夫を用ひ、乗組員合計十八人にて、四十四年八月より翌年四月に至る九箇月間操業せしも、收支相償はずして會社は終に解散し、該船は本邦に廻航せらるゝに至れり。而して會社解散の理由とする所は適當の漁夫なきを以て、網の修繕は一々英國迄積送るの不便あるの外、馬尼刺市場に於ける魚類販賣の方法に不完全の點あり、又トロール漁船操縦の如きも英國に於ける經驗のみにては不可なりと云ふにありしが、失敗の主因は一夜に三噸以上の漁獲ありし好漁場たる馬尼刺灣附近にて操業せること少く、新漁場探險と稱し群島内遠隔の所に出漁せしため豫定の漁獲をなし得ざりしと、英人七人の給料最高九百圓より最低三百圓を支拂ひたるのため多大の經費を要し、且つ漁場に明かならざりしが爲めなるやも計られず。

同年十月、資本金十萬圓を以て日、比人合同の南洋スチーム・トロール漁業株式會社を創立し、社

長を邦人、副社長を比律賓人、取締役三名中、二名を邦人、一名を比律賓人として成立し、先づ博多汽船漁業株式會社と交渉して、同社のトロール漁船一隻を廻航せんとせり。然るに比島には該業に對し特別の法規なく、若し本邦より出漁せんとせば、其の國籍を比島に移さざるべからざるの不便ありしを以て（此の際該船舶の輸入税は徴收せられず）交渉終に不成立に終り、南洋スチーム・トロール漁業株式會社は現に存在すれども未だ何等著手の事實を聞かず。

トロールと他漁業との關係　比島に於ける漁業は多く灣内及沿岸にて行はれ、本邦打瀬網漁船も灣内にて従業し得るを以て、直接他漁業に障害を及ぼす如きことなきも、比島に於ける鮮魚の大市場は馬尼刺市なるを以て、同市に鮮魚を供給しつゝある本邦打瀬網漁船及比島漁業者は幾分市場の影響を免がれざるべし。

比島政府當局者は同島開發及鮮魚の需要供給より見て之が企業を欲するも、比島漁業者は之に對し未だ何等考慮する所なし。

香港に於けるトロール漁業　明治四十三年十二月英商ブラッドレー商會（德紀洋行）支配人フォーブ其の他二三の發起にて中國汽船漁業有限公司なる漁業會社を設立し、漁船を英國より廻航し翌四十四年七月に至り事業を開始したり。乗組員は英人三名、支那人十四五名にて、當初は漁夫不熟練の爲め漁獲思はしからず、大抵一箇月六、七航海を爲し一航海四、五千斤の漁獲あり。之を同地市

場に於て平均九仙にて賣捌きたり。而して一箇月の計算とすれば平均約二千五百弗（一弗は約一圓）にして、毎月の經費三千五百弗を要し、爲に一千弗の缺損を生じつゝありしが、漸次熟練して一航海三、四日間操業し漸く收支相償ふに至り一般の人氣良く、同地株式市場に於て同社の七弗拂込株に對し七弗五十仙を稱ふるに至り、將來九廣鐵道の開通と共に廣東方面にも輸送し、尙漁獲多量なるときは其の一部を鹽藏とするの計劃もありしが、其の後事業の成績良好ならず會社は終に操業を中止するに至れり。

上海に於けるトロール漁業　上海に於ける汽船トロール漁業は千九百四年獨逸人の經營にて約二百噸の汽船福海號を以て、浙江、江蘇兩省沿岸及舟山列島附近にて操業せしを嚆矢とす。當時支那漁業者は之を以て漁權侵害となして盛に反對し、遂に交渉の結果漁具一切を六萬圓にて時の支那政府は買上げ、同船を以て浙江漁業公司なる半官半民の汽船トロール漁業會社を設立し、上海道長は該會社の總支配人となり漁業の傍らジャンク保護の任に當れり。同船を浙江漁業公司にて經營するに至りて乗組員は全部支那人とし、船長一、運轉士一、甲板部員七、機關部員五、計十四名にて操業せしも成績更に舉らず一時中絶せしが、明治四十四年に至り上海漁業株式會社を創立し、同年四月香港に於て設立登記をなせり。會社は外人と支那人との發起にして、資本金を二十五萬兩としトロール船一隻を英國より購入し、楊子江口より南方エリオット島附近にて漁業に従事し、漁獲物は主と

して上海にて販賣するの計劃なりしが、之亦不成立に終れり。翌大正元年十一月に至り、香港德紀洋行はトロール船一隻を廻航し來り、上海通商交渉使及稅關長の許可を得、支那領海内にて何等支障なく漁業に従事せり。是れ海豐號也。之と前後してトロール漁業を開始したるものは、上海魚問屋等の組織せる復興公司の代人たる陳文詡にして、同人は諾威商信亨洋行を代表し、浦鹽より一トロール汽船 (Zahakia) を廻航し來り、又支那領海内に於て斯業を營みしが、兩者共成績良好ならず、互に反目するに至り、復興は德紀の事業を外國船に依れりとして之が放逐策を講じ、相争ひし結果兩者共に自滅し、復興は其の汽船を浦鹽に廻航し、德紀は本邦人に賣渡し再び中絶の姿となれり。

新嘉坡に於けるトロール漁業 此の地にては日本人、支那人及英人間に於て屢々斯業計劃せられたるも、之が實現の約二年前、一支那人ゴールデン・クラウンと稱する約百噸のトローラーを英國より廻航し、斯業に經驗ある英人船長及運轉士を乗組ましめ、之に支那人、馬來人を合せ十名にて、新嘉坡附近及馬拉加海峽にて約三箇月間試業せり。

一航海日數は三日乃至四日にして收穫高は三百弗以内、經費は一日約百弗を要し、三箇月間の總缺損高は八千弗にして、内六千五百弗は全く漁業上の損失也。而して同船は其の後彼南に繋留せらるゝに至り、之と前後して一支那人は蘭貢に於て試業せしことありしも之も失敗に歸し、同船も終に繋留せらるゝに至りたりと云ふ。失敗の原因は操業の不熟練と漁場に暗かりしたため網三統を全部破損

したるに依ると、新嘉坡に於けるトロールの漁獲物は、市場にては大體上中下に區別して販賣せらる。平均魚價は船主の言ふが如くんば一斤三十仙以下十仙までとす。

又新嘉坡市場商人の言に依れば、同地に於ける鮮魚は百斤(十六貫)約十三弗平均(一弗は我が一圓十四錢)にして、トロール船の漁獲物が他に影響を及ぼしたる事なきに徴すれば、毎日一、二隻分の漁獲の爲め市價に影響を及ぼすことなかるべし。

馬來半島にては海底電線を布設せる附近海面の操業を禁ずる外、何等トロールに關する規定なく又沿岸漁業との衝突なく且つ漁場廣大也。若し新嘉坡魚市場に於て鮮魚の供給過多の際は之れを鹽魚となすべく、其の販賣に窮するが如きことなし。新嘉坡に於ては暹羅鹽は百斤六十仙位にて購入し得るに、鹽魚の價格は相當高價なるを以て、將來最も注目すべき所なりとす。

蘭領東印度に於けるトロール漁業 同地に於ては數年來其の調査船ギール號(總噸數約二百噸速力六浬各種の調査設備を有するもの)にトロールの假設備をなし、九十呎の網を以て爪哇海を主とし馬拉加海峽、マヅラ海峽及新嘉坡附近にて調査せしに、其の結果は左表に示すが如く漁獲僅少にして言ふに足らず。然れども是れ極めて不完全の設備と拙劣の方法に依り、晝間のみ從事せしものなれば、之れを以て直ちに其の可否を決する能はざる也。

月別	爪哇海に於ける成績				マヅラ海峡に於ける成績			
	トロール使用時間	漁獲高(担)	平均一時間の漁獲高(担)	トロール使用時間	漁獲高(担)	平均一時間の漁獲高(担)		
一月	十六時四十五分間	一、一〇八・八	六六・四	十・二時	五〇二・七	四一・九		
二月	七時四十五分間	六四八・七	八四・二	十五時十分間	九九二・七	六五・三		
三月	三十四時二十五分間	一、一九三・八	三四・七	九時十分間	八〇九・〇	八五・二		
四月	二十五時四十五分間	九六三・六	二七・三	六時五十分間	七六五・〇	一二・五		
五月	八時二十分間	三四七・七	四一・九	十六時三十分間	一、六三四・〇	九九・〇		
六月	十時	三五三・二	三五・三	六時四十分間	三〇三・〇	四五・二		
七月	十六時	六四〇・七	四〇・〇	八時	三〇六・六	三八・三		
八月	十四時四十分間	五〇四・七	三四・三	五時五十五分間	五〇一・三	八五・〇		
九月	三時	一六二・一	五四・〇	九時十分間	四三九・六	四七・七		
十月	二十一時三十分間	七〇二・三	三二・七	一時十分間	一〇三・〇	一〇三・〇		
十一月	二十一時五十分間	五五四・三	二五・四	十時十五分間	六七一・〇	六四・五		
十二月計	百八十八時	七、一七九・七	三九・九	百二十一時二十五分間	一、四一四・四	六九・三		

備考 本表は千九百十年に於ける成績にして同年以後に於けるものも略同様なれば茲に掲げず。

前記の如く南洋のトロール漁業は、將來本邦斯業者の注目を要する所にして、就中上海、香港、新

第二章 重要漁業

嘉坡の三港は特に然りとす。而して香港及び新嘉坡は何等複雑なる手續を要せず、市場、魚價、船舶必要品の價格及び需要供給の狀態は別に記するが如し。上海に於ては多少他と趣を異にせるものあり、且つ將來必要の地なれば斯業上参考とすべきものに付之れを記せん。

上海に於ける鮮魚は一箇年約五百萬弗の需要あるべく、現今市中數箇所にある廣大なる市營小賣市場にて取扱はるゝものは約三百萬弗なるが故に尙ほ鮮魚供給の餘地大也。上海に輸入する鮮魚は法租界小東以外の鮮魚大問屋七軒に依り、其の大部分を取引せられ六分の口錢を普通とせり。

大正元年春、海豐號の漁獲物は乾豐號と稱する一魚行に全部扱はしめたる結果、其の他七大魚行の反抗を招き、充分なる高相場を得るの觀ありき。而してその七大魚行は相當の信用あり、在上海邦海產物輸出商大來洋行等とも取引あるを以て同行を通じ其の取扱方等に付き交渉せしむれば諸種本の便宜あるべし。

漁獲物價格は元年春、海豐號が毎月數回、三四噸宛を陸揚販賣せるを見るに、大凡左の如し。何れも毎一斤也。

米魚^{ニベ}七仙乃至九仙、黃魚^{ソチ}十仙内外、銅盆魚^{ヌヒ}十仙内外、赤魚^{エヒ}三、四仙、沙魚^{サメ}四仙乃至五仙、昌魚^{マナガサメ}十五仙内外、

税關手續及び諸掛

税關は豫め届け置けば鮮魚は特別扱の便あり。現に本邦より輸入しつゝあ

る鮮魚は、汽船到着次第直ちに税關に其の旨を通知せば、検査官立會ひの上引取らるゝ也。

輸入税 每百斤に付一匁三七(海關兩)、附加税は税金の百分の五にして、之れを上海兩に直せば附加税共要品一兩六分にして邦貨約二十二錢に當る。

噸税は百五十噸以下のものゝ登簿噸數は一噸に付き一匁(海關兩)、百五十噸以上は登簿噸數一噸に付四匁(海關兩)、但し四箇月間支那何れの開港地に至るも有效也。一匁は邦貨約十五錢に當る。

日本領事館船舶出入届手数料は登簿噸數百噸以上一圓、二百噸以上一圓五十錢、五百噸以上二圓五十錢。

以上の外解賃、陸揚費に多少を要し、埠頭又はブイ及水先案内を使用すれば、尙其の料金を要すれども、是等はトロール漁船については不必要なるべし。

又税關其他に對して出入港手續を爲すは、其の方法複雑なるを以て、之れを船舶代理業者に依頼することあり。此の場合には船の大小を問はず一隻二十五兩(三十三圓)を支拂ふものとす。

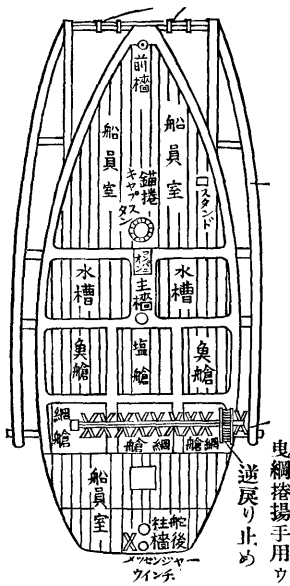
船舶必要品の價額は石炭一噸六弗五十仙乃至七弗、氷一噸約六弗五十仙、水一噸一弗也(上海弗にして我約一圓)糧食品は總て本邦に大差なし。

第四節 二艘曳打瀬網漁業

本漁業は中支、南支及び佛領印度支那沿岸一帶に盛にして、南方に於ける唯一の遠洋漁業也。

支那人は之れを魚拖船フィートリジョンと稱し、二艘のジャンクを以て底曳網を使用す。本邦の打瀬網漁業又はトロール漁業に類する漁業にして、其の漁具漁法は一見甚だ迂遠にして一顧の價値なきが如くなるも、本漁業に付精細に調査せし所に依れば漁獲相當にして多くの經費を要せず。水深七、八十尋迄使用するを得、且つ微風又は荒天に際しても概ね操業し得るものにして、恰かも打瀬網とトロールとの中間に位する程度のものなれば支那沿岸及び南洋方面には甚だ適當なる漁具也。

沿革 二艘曳打瀬網は汽船トロール漁業の初期に於て使用せし漁具と略同じく、支那に於ては古くより行はる。初め此漁業は中支及南支地方にて専ら使用せられたるものなりしが、現今は北は山東方面より南は佛領印度支那に及び、新嘉坡にも一二組あるを見たり。而して現今に於ても本漁業



網の下の方形はツハ也チ

なりき。其の構造装置の概要は圖に示す如し。建造費は七、八十噸のもの二隻にて八千圓なりと云ふ。

船數は尙ほ増加しつつあるを以て、將來は爪哇海方面にも傳播するに至るべし。

漁船 ジャンクを用ひ、小は十噸より大は百噸に達し、七、八十噸のものを普通とす。予の試乗したるものは其の長さ七十七尺、幅十五尺、深さ(中央)六尺五寸

漁船數は香港を根據とするもの約二千隻、澳門を根據とするもの約五千隻あり。其の他寧波、舟山列島、厦門其の他各地のものを合す時は二、三萬隻を算すべし。而して香港に於けるものは管箕灣長洲島を根據とし、香港市場との間には小蒸汽船を以て漁獲物を運搬しつゝあり。

漁業設備　本漁船が普通船と異なる所は甲板上に建物なく、兩舷及船首に丸材を以て柁を組み、他船と接觸する時も之れが爲に破損することなき様にし、且つ曳網捲揚用として手用ウインチを備へ居ること也。

甲板下は前部船員室、船艙及び後部船員室の三區劃になし、其の隔壁は水密を施し又滲水の流通を防げり。

船艙(魚艙、網艙、鹽艙、水槽)は各壁共水密を施し滲水の流通を防ぎ、各艙は水密を施せるハツチにて蓋ひ、前部船員室の甲板には板子を敷けり。

船員室は船首甲板下、船尾甲板下及船尾甲板上の三箇所に別れ、船首室は漁夫に充て船尾甲板下は婦女室とし、船尾甲板上は船長夫婦の船室とす。

漁具の構造(尺度は總て鯨尺を用ふ)　網は全部南京麻製にして一統の總重量三十貫、其の價格百五十圓乃至二百五十圓にして、普通一船にて年三、四統を消耗するを以て常に五、六統を準備せり。

網は袖及袋の二部よりなる。袖網の網糸は右三子燃、徑六厘にして、三寸二分五厘目、袖口四十掛け、捲き卸し七十五尺百五十掛けに終り、袋は身網及魚捕の二部に分たる。

身網は又A、B、C、D、Eの五部に分たる。

A、網糸は右三子燃、徑六厘、網目の大きき二寸二分五厘目、三百掛け、捲き卸し三尋二百六十掛

けに終る。

B、網糸は右三子燃、徑六厘、網目の大

きき三寸目、二百六十掛け、捲き

卸し二尋半、百七十掛けに終る。

C、網糸は右三子燃、徑五厘、網目の大

きき二寸五分目、百七十掛け、捲

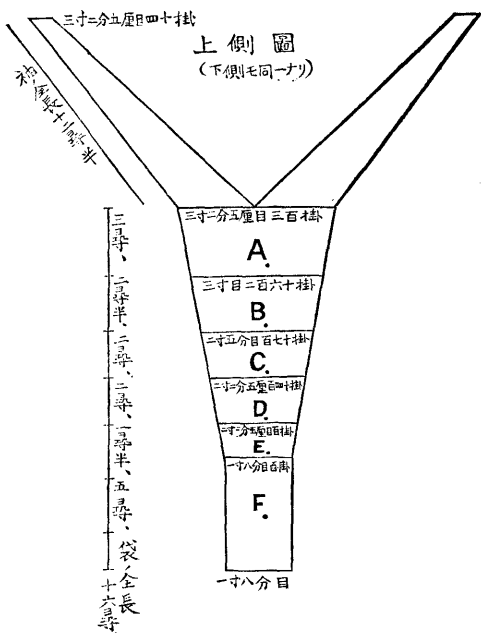
き卸し二尋百四十掛けに終る。

D、網糸はCと同じく網目の大きき二

寸二分五厘目、百四十掛け、捲き卸

し二尋百掛けに終る。

E、網糸及び網目はDと同じく百掛け、捲き卸し一尋半。



網糸は右四子燃、徑八厘、網目の大きさ一寸八分、目百掛け、捲き卸し五尋とす。而して魚捕中央部縦に長さ四尺の口を作り、之れより魚を取出す如くにす。又魚捕の上端には籐製のリング四箇を付し、袋尻にて繩を通ずる爲めに二本捲きにて一目を捲き足せり。

擦れ網 魚捕を蓋ふものにして魚捕と同大、普通魚捕の古網を使用す。

染網料 通常コールドターを使用すれども、チューリヨンと稱する安南又は臺灣産植物の根塊を使用するものあり。チューリヨンの新鮮なるものはコールドターに比し防腐力大なりと云ふ。價一擔五圓乃至八圓也。

浮子 板の長さ五寸五分幅四寸五分、最大厚一寸八分のもの四十箇を付す。浮子付の間隔は袋口を兩袖よりも小とす。

沈子 鉛にして長さ二寸八分、幅一寸三分五厘、厚三分五厘にして之れを曲げて沈子綱に打ち付く。沈子付けの間隔は袋口を兩袖よりも大とす。

浮子綱 南京麻右三子燃、徑五分のもの二條を使用す。

沈子綱 南京麻右三子燃、徑六分のもの二條を使用す。

袖口と袋尻とを結付せる綱(此の綱はトロールのコータロープの如き用に使用せらるゝもの也)
南京麻右三子燃、徑七分、長さ網の全長より少しく大也。

メツセンジャー 南京麻右三子撚、徑六分、長さ十尋のもの、先端にU字形をなせる自然の木を付す。

又木(腕木) 袖口の高さと同長にして、三尺乃至三尺五寸とし、丸材徑一寸八分位のものを使用す。

又木綱 南京麻右三子撚、徑六分、長さ十二尺のものを折返す。

曳綱 竹を細く割り、之れを右三子撚、徑一寸八分の綱に製し、長さ三十六尋を一本とし十二本を備ふ。一箇年に普通三十六本を消耗す。一本四圓乃至五圓。

曳綱沈子 一箇約五貫目の石を使用し、曳綱三本に付一箇を付す。

漁期 普通周年也。然れども二、三月頃は北東貿易風連吹し、潮流と風向と相反するを以て出漁日數極めて少し。九、十、十一月の三箇月間は潮流と風向との關係及び速度適當なるを以て、此の期間は漁業最も盛也。尙ほ月別の漁業状態を示せば左の如し。

二、三月は風向悪く出漁日數少なきを以て、此の期間は休業するものあり。

四、五月は風力弱きを以て此の期間は休業し、船體及漁具の製作修繕に従事するものあり。

六月は盛漁期也。

七、八月の二箇月を通じて約一箇月間従業す。

九、十、十一月は盛漁期也。殊に九月中旬より十月中旬に至る一箇月間を最盛期とす。

十二、一月は風力強く二箇月を通じて約半箇月間乃至二十日間従業する事を得。

漁場 中部及び南部支那沿岸を中心とし、北は山東より南は安南に至る大陸沿岸一帯にして、

海深二、三尋以上八十尋以下の海面を漁場とせり。

乗組員

本漁業者は船を以て家となし陸上生活をなさず全く海上生活のみをなし、冠婚葬祭皆

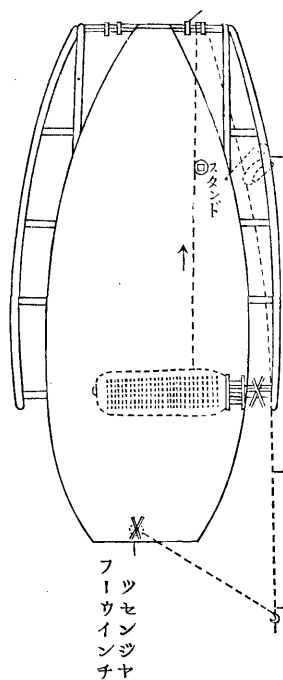
之を船中にて行ふものにして、船主（船長）の家族は皆之れに住居し、老幼男女も各其の部署を定め操業を助く。大漁船に在りては船主（船長）の家族の外、漁夫十名位を使用しつゝあれども、小漁船にては一家族にて一船を操縦す。然れども普通必要なる人員は大漁船にて十二人小漁船にて六人也。漁夫給料は月八圓乃至十圓にして食費は船主持とす。漁夫雇入は春期休業期にて、普通一箇年契約となし、契約當時十圓乃至百圓の前貸をなす。

漁具使用法

二隻の漁船相前後して出帆す。兩船には各二、三統の網を準備し、常に右船より投

下す。而して右船と左船とは曳網一回毎に其の位置を交代するものとす。網は日出日没の二回に投揚するものにして、日出に投網せしものは日暮に揚げ、直ちに又投網して日出に揚網し、日々之れを繰り返すもの也。船先づ投網位置に至り右船より法螺貝を吹きて左船に投網準備を促すときは、左船は曳網を手用ウインチに巻き付け、其の端を船首のリーダーを通じ早物を付し、右船に向つて曳網を

投するに便なる如く爲し置くものとす。之れと同時に右船は曳綱を手用ウインチに巻き付け、網を船艙より取出し袋の部を擦網にて包み、一本の綱(クォーターロープに類するもの)の端を袋尻に縛り、他端を右袖口に縛る。更に他の一本の綱(長さ約十五尺にして一端に壺を有するもの)を魚捕の上部にある四箇のリング及び壺を通じて他端を前記袖口より袋に尻通ずる綱に縛り置くものとす。是れ揚網に際し袖口より袋尻に通ずる綱を曳けば、袋口閉づるを以て袋中の魚を逃すことなき故也。而して網を船の左舷小縁と外木枠との上に整置す。尙ほ網の兩袖の端には約五貫目の石一箇宛を付し、更に右袖の端には自船の曳綱を縛り置くものとす。



通常船は風を船尾に受けて曳網するを以て、右船は先づ帆を減じて速力を緩め、帆走しつゝ左船の來るを待つ。此の時左船は右船の左側に來り早物を右船に投す。右船は其の早物を取り、其の他端に縛れる左船の曳綱の端を網の左袖に縛り之れを海に投す。然る時は左船は酉舵をなして帆走す。此の時右船は網を投下しつゝ帆

を増し、面舵となして船を開き、兩船共曳綱を徐々に延し網を海底に達せしむ。曳綱にはマークを

付せざれとも曳綱一本々々の繼目に依り兩船各其の長さを推知し得るものにして、海深の數倍に延ばすを普通とす。曳綱の長さ一定せば圖の如く船尾にてメツセンジャーを掛け、メツセンジャーは船の方向變換等により伸縮するものとす。而して曳綱及び船の方向定まれば、各船はストツバーにて曳綱の走出を止む。

曳綱中、曳綱は普通風上より風下に曳くを常とすれども、流潮急なるとき、又は漁場の模様風力の強弱等に依り風を船側に受け又は逆走することあり。此の如き場合は風下のものは、曳綱を風上のものよりも多少延長せしむ。

曳綱中船の速力は三哩位を適當とす。船の遲速を計るには船長が船尾甲板上に立ちて、麻絲に附したるレット(約四斤)を投げ之れを海底に達せしめ、其の絲の速度に依り船の遲速を推定するものにして之れは相當の熟練を要するもの也。

曳綱中は左右兩船は三十間乃至八十間の距離を保ちつゝ航走するものにして、二隻の間隔を終始同一ならしむる様努むるは一に舵取の責務に屬す。

揚網に際しては右船々長に合圖をなし、兩船共帆を減じメツセンジャーを外し、船を右廻し、風を航首に受け、曳綱は船首のリーダーを通じ等速力にて手用ウインチに依り捲き揚ぐ。其の間老幼劇務に堪へざる者は舵及帆の操縦に従事し、兩船を相接觸せざらしむ。而して風力微弱なる時は船

首より逆風を受け、船を後退せしめつゝ曳網を捲き揚ぐること甚だ巧妙也。

而して袖口、船首に來れば左船は曳網を袖口より解き、更に他の網(至八分長さ五尋位)を結び付け、之れを右船に投げ面舵となして他方に航走踞す。

此の時右船は右船の中央部にて兩袖を以て網を揚げ、一方ウインチにて袖より袋尻に通ずる網を捲き揚げ、袋を船側に曳き付け、袋來れば之れを袋の上部と袋尻にあるリングに依りて小縁と外木との間に吊し、擦網の繼目を解き魚捕の口を開き攪て魚を汲み上ぐ。此の間船は常に踞して風を船首より受く。又風力強大ならざるときは揚網に際し小漁艇に依りて他船の船員來りて助勢することあり。

揚網を終れば漁獲物を洗滌鹽藏す。而して投網は一回交代なるを以て、前回に右船なりしものは次回に於て左船となる。而して兩船を指揮するものも亦一回毎に交代して右船々長常に之れを爲すものとす。

漁獲高及び處理販賣 漁獲物の種類は各種の底魚にして、季節に依り其の種類を異にすれども、石首魚、鰯、鯛、小鰭、甘鯛、鮓、鰈、鰯等を主なるものとす。

漁獲物は總て鹽藏とす。其の方法は極めて粗雑にして、魚は洗滌せるのみにして脱腸せず。之を魚艙に投下し適當の鹽を散布し、更に魚を投下し又鹽を散布するものにして、用鹽量は約三割也。

而して毎航海の終りに之れを香港上海等の鹽魚商に賣渡す。商人は之れを其の儘販賣するものあれども、普通は之れを洗滌乾燥して整形し、半鹽乾魚となして各地に輸送す。

價額は一擔(十六匁)普通四、五圓にして安きは二圓位高きは七圓より十五圓迄あれども、概して淺海魚安く深海魚高し。

漁獲高は大漁船は一組にて一箇年九千圓乃至一萬五千圓の水揚を普通とし、一萬圓を漁するものは寧ろ普通以下なりと云ふ。小漁船の漁獲高は之れを知るを得ざるも一箇年四、五千圓なるが如し。大漁船の漁獲高月割は普通九、十、十一月の三箇月に六、七千圓、十二、一の二箇月に三、四千圓、六、七の二箇月に一千圓とせり。

經費 大漁船一隻一箇年約五千圓と見て大差なし。今香港に於て調査せしものを左に掲ぐべし。

一金四千五百圓

總額(大漁船一隻の分)

内 譯

金三千圓

船員給食料月二百五十圓

金六百圓

船舶漁具修繕料

金七百圓

鹽 七 百 擔

金二百圓

船舶消耗雜費

分配 水揚高は二隻にて平分し各船主之れを收得す。船員に對しては月給以外船主より年二回舊盆及正月に小額の心付をなす。又大漁の際は一人に付二十圓位を給與することあり。

資本關係と組織 一組の漁船(二隻)を一人にて所有するものあれども、各一隻宛を所有する船主が一組となりて従業するを普通とせり。是れ薄資なる漁夫が本業の有利なる爲め、高利にて他より資金の融通を受け船舶を艦裝するもの多きに依る。

本漁業は純然たる遠洋漁業にして一定の根據地あれども、常に魚群を追つて北上南下するものなれば或る時は香港、澳門に集中することあり。又或る時は寧波に集まることありて、恰も關西方面の漁夫が朝鮮關東州等に出漁するが如し。又船主は多く船長の職を執り一船を總統するを以て、船員は皆其の職を怠らず、暴風に際してもよく操業に努むるの風あり。又本漁業者は前記の如く船を以て家となし、幼時より船中に成育し陸上との交際少く、相傳的に之れを營むの風習となり居れり。漁具及び漁船の手入 漁船は毎月又は隔月一回海濱に曳き揚げ、船底を焼き外板に桐油を塗付す。又春期休業の際には大修繕を行ふを普通とせり。

第三章 南洋に於ける日本人の漁業

第一節 總 說

南洋に於ける漁業の有利なるは前數章に記せるが如し。而して各種漁業中邦人の經營し又は從業せるものは、比律賓、蘭領東印度、緬甸、西濠州及び木曜島に於ける眞珠業、馬尼刺に於ける打瀬網漁業及び木曜島に於ける海鼠採集業等也。

右の内蘭領東印度に於ける眞珠業にありては邦人は全く被雇人として從事するに止まれども、比律賓、緬甸に於ける眞珠業及馬尼刺に於ける打瀬網漁業は邦人自ら之れを經營せるもの也。又濠洲に於ける眞珠業及海鼠採集業は、英人の名義の下に其の船舶を使用し、邦人自ら之れを經營せるものと單に雇傭者たる者とあり。

是等各種漁業に投下せる資本額、漁船數、漁業者數を綜合すれば概要左表に示すが如し。

漁業地	漁業の種類	邦人所有の漁船數	資本總額	漁業者數	一箇年間所得(利益)
比律賓	眞珠業	三五	二五〇,〇〇〇 ^円	二〇〇 ^人	一三〇,〇〇〇 ^円
同	打瀬網漁業	三五	八五,〇〇〇	一五〇	一〇〇,〇〇〇
蘭領東印度	眞珠業	一	一〇〇,〇〇〇	三五〇	一六〇,〇〇〇
緬甸	同	二七	一〇〇,〇〇〇	一二〇	一〇〇,〇〇〇

木曜島 同 海鼠採集業	西濠洲 眞珠業	計
一〇〇,〇〇〇 <small>(一船)</small>	一〇〇,〇〇〇 <small>(一船)</small>	二二二
一〇〇,〇〇〇 <small>(一船)</small>	一〇〇,〇〇〇 <small>(一船)</small>	二二二
四〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	六五〇,〇〇〇
四〇〇	一,〇〇〇	二,二四〇
三〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	一,三八〇,〇〇〇

右表に依れば在留邦人の南洋漁業に投下せる資本額は六十五萬圓、一箇年の收入利益百三十八萬圓、従業者の數約二千二百人にして、南洋在留邦人總數の二割強に當るを見る。右資本六十五萬圓の大部分は之れを本邦より持ち來りしにあらすして、漁業者が南洋に於ける所得を轉じて資本となしたるもの也。又一箇年の所得百三十八萬圓の一半は郷里に送金し、一半は更に資本に充當するもの也。

如上各種の漁業は現今に於て相當に有利なるのみならず、將來尙ほ發展の餘地大なるものあり。依つて是れ等各漁業發展の理由を述ぶるに先ち、各地に於て試みられたる漁業中既に失敗せるもの中止せるもの及現存せるものに付少しく記述せんと欲す。

暹羅に於ては數年前長崎縣人某、本邦漁船二隻、漁夫數人を使用して漁業をなせることありしが、地の利に暗かりし爲め失敗に歸したり。佛領東京灣にては數年前高月一郎氏、本邦漁船を以て眞珠業を營み相當の利益を擧げしも、朝野の迫害を受けて獨立經營を持続すること能はず、已むなく佛

人名義を以て之れを繼續することゝなりたり。香港に於ても數年前長崎縣人某、漁船二隻を以て延繩其他の漁業に従業せることありしが、之亦地の利に暗かりし爲め數月ならずして廢業歸國せり。又比律賓群島にては海鼠採集を目的として昨年本邦より漁船一隻を送りしことありしが、其の組織に間然する所多く、終に中止の已むなきに至れり。新嘉坡に於ては曾て大井憲太郎氏、鱈流網其他の漁業を經營したる事ありしも、元來漁業に無經驗の者のみなりし故又失敗に終れり。最近に至り同地在住の坂本惣太郎氏、延繩漁業を試みたるに、頗る好成績を得たるを以て爾來引續き之を經營せり。此の外爪哇、セレベス、ボルネオに於ても地曳網、流網等を使用したることありしが一も成功せるものあるを聞かず。尙ほ聞く所によればニウ・ギニアには新潟縣より二、三の漁夫渡航して漁業に従事し、其の成績良好なりと云ふ。

如上各種漁業成敗の跡を繹ぬるに、其の失敗せるものゝ多くは素と漁業に經驗なき在留者にして、徒らに魚族の豊富なるに眩惑せられ、漁獲物の處理需要の如何を顧みざりしもの、又は本邦より取寄せたる漁具を用ひしを以て魚類は幸に網中に收めたれども、人數不足の爲空しく網中の魚も終に之を逸する等に依るものあり。又土人漁夫をして地曳網を使用せしめしに、言語不通等の爲片網は未だ揚らざるに片網は已に揚りしが如き、時に流網を使用すれば鱈の爲に網全部を持ち去らるゝが如き、其他滑稽なる失敗の例は擧げて數ふ可からず。此の他漁業者又は漁業に經驗ある者(主と

して新渡航者)の失敗を見るに、土地不案内なりしが爲め、漁獲物の運搬處理販賣に失敗し、又は適當の指導者を得ざりし爲め、事業未だ其の緒に就くに至らずして渡航上の手續を誤まれる爲め、事業已に其の緒に就き前途に光明を認むるに至りたるも資金缺乏の爲め中絶の已むなきに至りたるもの、或は漁船漁具は其の地方のものを使用しながら本邦の漁法を應用せんとしたるもの、又は漁夫が輕症又は一時の失敗により直ちに將來を杞憂し意氣沮喪する等、其の失敗は何れも漁業根本の失敗にあらずして、其の組織方法に缺くる所ありしに依る也。故に余は之れを見込ある失敗と謂はんと欲す。而して今後更らに新たなる失敗を見ることあるやは測知すべからざるも、現今にありては已に各方面の調査は遂げられ、指導の方途亦相當に講せらるゝに至りたるを以て、再び其の轍を踏むこと無かるべき也。

轉じて成功せるもの、即ち現存せる漁業を見るに、眞珠業にありては其の潜水夫は殆ど本邦人の獨占する所にして、該業に最も熟達せりと稱せらるゝ比律賓人の如きも、到る處邦人潜水夫に驅逐せらるゝの状態也。此の如く本邦潜水夫が到る處最も好評を博する所以は、其の邦人性を發揮して野豬的に飽く迄も突進するに依る也。現に南洋に於ける潜水夫中本邦にて潜水の經驗あるものは極めて少く、全く經驗なき者が眞珠業の有利なるを聞きて之れに走りしもの、殆ど其の大部分を占む。然れども彼等は作業上の困難に耐へて競争心強く、又勤勉なると船舶の操縦、潜水上の作業に

巧妙なるを以て各國の潜水夫に比し遙かに其の成績良好也。而して本業に於て最も重要なるは潜水夫なるを以て、漁船乗組員の如きも邦人潜水夫の隨使に便なる様、邦人漁夫を雇備するに至るは勢ひの當に然るべき所にして、是れ該採集船員に邦人多き理由也。又本業の成敗は一に潜水夫の如何に關係あるものなれば、之れが選任監督は經營者の最も意を用ふる所にして又最も難事たり。故に本業は潜水夫自ら之れを經營するか、又は潜水夫を巧みに使用し得べきもの之れを經營せざるべからず。爰を以て其の經營者は邦人ならざるべからず。其の一例を示せば木曜島の眞珠業に於ては、英人船主は其の有する漁船の損料及び漁業權に對し、一定の料金を得て本邦人に經營せしめ居れり。海鼠採集業にありては其の潜水夫裸潜は土人なれども、之れが操縦經營をなすは邦人也。本業は眞珠業に比し一層經營の繁雜なるに反し、利益大ならざるを以て、白人にて之を經營せるものあるを聞かず。又支那人及び土人は船舶の操縦及び採集に關する技術に乏しく、且つ潜水夫の統御困難なるを以て、其の性質最も邦人に適當せるを見る。

又馬尼刺に於ける打瀬網漁業の成功は本漁法が南洋に於ける一般の漁法に比し卓越せるのみならず、漁業上各種の條件具備せるに因るもの也。此の外新嘉坡其の他に現存する延繩流網漁業は、本邦漁具の土人のものに比し優秀なると其の漁法巧妙なるとを以て、南洋に適應せるを見る。南洋に於ける魚類の需要供給及び其の漁業状態より見て、本邦漁業者が其の卓越せる漁具漁法を應用するは

甚だ有利なることにして前記各漁業は自ら其の然るを語るものなりとす。

第二節 馬尼刺に於ける打瀬網漁業

沿革 比律賓群島に於ける本邦人の漁業は、去る明治三十三年中、馬尼刺在住田川森太郎氏同地二三の有志と相謀り、廣島縣安藝郡仁保島村より漁夫數名を雇入れ、漁船三艘と揚操網一統を本邦より取寄せ、馬尼刺灣に於て揚操網漁業を試みたるを以て嚆矢とす。然るに當時之れに従事したる漁夫は、該業に不熟練なりしと漁場の狀況等を詳にせざりしとに因り好結果を得る能はず、操業二、三箇月にして止み該業は遂に全く失敗に歸したり。翌三十四年、廣島縣豊田郡忠海町山根與三兵衛馬尼刺灣に於ける漁業の有望なることを傳聞し、同地の漁夫二名を伴ひ、打瀬網數統を携帶渡航し、前記田川氏の漁船を譲り受け打瀬網漁業を試みたりしに、大に好成績を得たるに依り、其の成績を以て廣島縣民に該漁業の有望にして利益多きことを唱道したる結果、爾來廣島縣より出漁するもの大に増加し、次で岡山縣等より出漁するものを生じ、三十三年及び其の翌年は總隻數三隻なりしも、三十五年には七隻となり、翌三十六年には激増して二十七隻となり、三十七年には三十六隻となれり。此時まで打瀬網漁業は無鑑札にて従業しつゝありしも、三十八年比島官憲は同島に於ける外國人漁業は、後段記載の如く法人組織に依らざれば許可せざることとせり。依つて各漁業者は馬尼刺在住二三の邦人と計り、茲に沿岸貿易株式會社を設立し、社長に米人トーマス・エル・ハーチガンを、副

社長に太田作太郎氏を、取締役に田川森太郎氏を推して法人組織とし、資本金五萬圓一千株とし、各漁船の大小新舊により之れを評價し拂込金に充て、各漁業者は會社より借船をなして營業を繼續せしが、單獨に經營するものに比し多額の經費を要するを以て漁業者間に異議起り、二年の後會社は解散し、新たに漁業者二、三名にて表面上一の組合を組織し、組合名義を以て營業することゝして今日に及べり。

今より三、四年前比島在住の米人にて打瀬網漁業の有利なるを見、漁船二隻を以て之れを經營し、小蒸汽船一隻を附して漁船を漁場に曳引し、又漁獲物を運搬することゝせしも其の方法宜しきを得ず約一箇年の後廢業せり。

漁業組織 創業以來明治三十七、八年頃迄は本漁業の組織は、漁船漁具を所持し自ら船頭となり漁業に従事する者、漁船其の他一切の仕込を資本主より受け全く勞働にのみ従事する者、資本主と船頭と資金を半分宛とし漁業に従事する者とありて、其の利益分配法は第一に在りては漁獲高より賣子の手數料一割を除去し、更に其の殘額より一割（漁船漁具修繕費に充つ）と食費一切を引去りたる殘高を二分し、一半を船主の所得とし、一半を船頭以下漁夫に等分す。船主も勿論漁夫として其の分配に與る也。第二者は漁獲高より賣子の手數料一割を引き去りたる殘額より、其の一割（漁船漁具修繕費に充つ）と食費一切とを引去りたる殘高を二分し、其の一半を資本主の所得とし、一半を船頭以

下に等分す。第三者の分配法は前二者と同じく資本主(出資者たる船頭を含む)は賣子の手數料を引去りたる殘額の一割(漁船漁具修繕費)及び其の殘高の一半を所得とし、船子は他の一半を所得とすることとせり。又此の外資本主に於て漁船漁具費及び食費一切を支辨し、船頭以下漁夫を一箇月二十圓位にて雇入れ使用するものありしが、漸次變遷し共同持ち及び親方船頭一人持ちの二種となれり。共同の方法は普通其の一人が本邦より漁船を輸送し來り、馬尼刺にて其の乗組員の一、二人と共同營業をなし、先づ船價を償却しつゝ利益を等分するものにして、普通一、二年にて償却し得るもの也。船價の出資金に對しては月二分の利子を付するものあり。一人持の漁船は目下五隻にして、皆岡山縣出漁者の所有に係る。其の漁夫に對しては六月より九月に至る四箇月間即ち雨季及び其の前後は漁獲少なきを以て、此の期間は歩合制度とし、十月より五月に至る八箇月間は給料制とせり。現今の總隻數三十五隻中小資本のものは、資本の一半を在留邦人より月二步乃至三步の利子にて融通を受け、漁船は新造經營せるものあり。

漁船 廣島地方に於ける打瀬網漁船を汽船にて輸送するは普通なれども、馬尼刺には本邦船大工の在留するものありて、米利堅松を以て之れを造るものあり。然れども本邦より輸送せしものに比し其の建造費高價なるを以て、現今は馬尼刺にて建造するものなし。明治三十七、八年頃迄は肩幅六尺乃至十尺の漁船を使用し、漁夫二人乃至四人乗組み、打瀬網三條乃至五條を使用せしも、現今

に於ては肩幅十尺乃至十二尺、乗組員四人乃至五人、網五條乃至八條となり、就中六條曳のもの最も多きに至れり。其の結果四十三年頃漁船數四十三隻なりしもの、現今は三十五隻に減少せり。然れども之れは漁業の發達を意味するものにして、衰頹を來たしたるに非ず。即ち小漁船は風力強きときは相當の漁獲あれども、馬尼刺灣の如き輕風多き所にて大漁船は小漁船より比較的漁獲高多く、且つ人數に比し網條數を多からしむるの便あり。是れ小型船が現今の大型船に變じたる所以也。

漁具は廣島地方のものを輸送するものにして、袋十三尺、袖網の打廻し三丈八尺、袋口の高さ七尺、網目は袋にて鯨尺一尺に付三十節、製作費約十七圓也。

漁船漁具の手入　馬尼刺灣内は海水混濁し、且つ水温常に二十八、九度にして船蟲發生し、一月四、五回船底を焚くを普通とせり。其の方法は船ジャッキにて瀉に引き揚げ、亞鉛板上にて薪を焚き、船底を焙るものにして十年間位の使用に堪ふと云ふ。

漁具の保存　本邦製麻網は凡そ四、五箇月、南京麻は二箇月内外にて使用に堪へざるに至る。網の手入は一箇月三回以上マングロブ樹皮(カッチ原料)にて染め充分乾燥す。

漁船數及び漁業者數　漁船數は別表に示すが如く三十五隻にして、廣島縣出漁者の所有に係るもの三十隻、他は岡山縣出漁者に屬す。漁業者の總數は約百五十人にして、廣島縣人大部分を占め、岡山之れに次ぎ、其の他は愛媛、長崎等也。漁業者の大部分は内地にて打瀬其の他の漁業に經驗あ

るものなれども、漁夫不足にして高給なるため、普通水夫若くは船内の雑務に従事せしもの、馬尼刺にて初めて漁夫となりしものあり。

漁船一覽表 (大正元年調)

船番號	噸	數	造 船 地	新 造 年 次	免 狀 種 類	所 有 者
16		一・五九	比 律 賓	一九一〇年	沿 岸 貿 易	多田外二名組合
15		一〇・三九	日 本 賓	同	同	同
14	破損の箇所あり	一二・四二	比 律 賓	一九一二年	桴船及灣内營業	吉 永 鹿 太
13		七・八一	日 本	一九〇六年	沿 岸 貿 易	江田外二名組合
12		七・四一	同	同	同	赤江外三名組合
11		八・一六	同	一九一二年	同	同
10		六・二八	同	一九〇六年	同	同
9	破損の箇所あり	六・三二	比 律 賓	一九〇八年	桴船及灣内營業	藤本彦三郎
8		八・三四	同	一九一一年	桴船及灣内營業	竹 田 常 市
7		七・二三	日 本 賓	一九一一年	沿 岸 貿 易	赤江外三名組合
6		九・七七	比 律 賓	一九一一年	桴船及灣内營業	吉本淺次郎
5		九・七七	同	同	同	黒 田 龜 一
4		一・四六	同	同	同	松浦信太郎
3		六・七一	日 本	一九〇六年	沿 岸 貿 易	多田外二名組合

漁場 現に打瀬網を使用しつゝある漁場は馬尼刺灣内にして、馬尼刺港の沖合五、六哩の間、水深七尋乃至二十尋内外にして底質砂泥也。

第三章 南洋に於ける日本人の漁業

17	7・二四	同	一九〇七	同	浮田外二名組合
18	七・七四	同	一九〇四	同	川口外二名組合
19	一・六九	同	一九一一	同	多田外二名組合
20	一〇・五九	同	一九〇六	同	神原外一名組合
21	八・四六	同	一九〇六	同	中村外三名組合
22	六・二八	同	同	同	同
23	九・二二	比	一九〇七	同	溝口清吉
24	一・二〇三	日	一九一一	沿岸貿易	神原外一名組合
25	六・六一	同	一九〇四	同	中村外三名組合
26	一〇〇・四	比	一九〇六	同	村上岩太郎
27	七・四二	日	同	沿岸貿易	中村外三名組合
28	八・二七	同	同	同	神原外一名組合
29	六・九九	同	一九〇九	同	中村外四名組合
30	一〇・二九	同	一九一一	同	神原外一名組合
31	一〇・六一	比	一九〇六	同	宮本作之丞
?	一三・九九	日	一九一二	沿岸貿易	宮本外一名組合
?	一一・一八	同	同	同	同
?	?	同	?	?	多田京之助
?	?	同	?	?	佐藤儀三郎

馬尼刺灣内にては尙未だ著手せられざる好漁場あれども、現今に於ては從來の漁場にて狹隘を感ずることなく、漁獲も相當あるを以て未だ新漁場に出漁せんとするものなし。馬尼刺灣以外リンガエン灣も好漁場にて、嘗て二隻の打瀬網船にて操業せしに相當の漁獲ありき。此の外全群島中適當の漁場あれども販路狹少の嫌ひあり。

漁期 本群島近海は凡て貿易風帯に屬し、年に依りて多少の遲速ありと雖も、風雨は毎年殆ど一定し大差あることなし。馬尼刺灣は毎年十月より翌年六月迄は晴天打續き、偶々風雨あるも大なる波濤を起さず、海上概ね穩かにして危險の憂なし。此の間は大抵毎日午前十時頃より北東風速吹して午後十時頃に及び、遅きときは翌日午前二時頃に至りて漸く風ぎ、無風一、二時間にして北風起る。此の期間を本漁業の好漁期とす。就中二月より五月迄漁獲最も多し。此の季節中漁夫は毎日午後四、五時頃より出漁準備を爲し、順風に依りて馬尼刺市沿岸より南東凡そ六哩なるカビテ沖に至り網を卸し、順風強きときは南西に凡そ五、六哩、弱きときは四哩の所迄流し、無風となりて網を揚げ魚を船中に收め、櫂を立て少しく北方に漕ぎ上り、北風を負うて快走し、歸著するは翌日午前五時頃とし遅きも八時頃也。漁獲物は帆走中に於て悉く類別して小籠に入れ、市場に販賣の用意を爲す。其の漁況の月別を見るに、一月より四月までは一定の北東風又は東風吹き、潮流順調にして一年中の盛期也。五月は風少なく一定せず。六月は南風吹き、七月中旬より九月中旬迄は連日降雨あ

りて南風強く、殆ど休業の有様也。十月は風無く十一、十二月は北偏風吹き、春期に次ぐの盛期也。

出漁日数は七月中旬より九月中旬に至る雨期及其の前後を除けば、毎月二十日以上出漁するを例とす。馬尼刺灣は一年を通じて大風なきも、八、九月頃暴風吹くことあり。六、七年前打瀬網漁船碇泊中誤つて三隻を覆没せしめたることありしも、他に此の如き海難ありしことなし。

漁獲高及處理販賣

漁獲物の種類は蝦、鯛、イトヨリ、エソ、鯛、鱧、石首魚等にして、内鰈は殆ど其の半を占め、出漁一日の漁獲高は二十圓乃至三十圓也。漁夫の言に依れば網一條に付引曳一時間一圓の漁獲ありと見て誤りなしと云ふ。而して一隻一箇年の漁獲高は四千圓乃至六千五百圓平均五千圓也。故に馬尼刺に於ける打瀬網漁船の總水揚高は一箇年約十七萬五千圓也。網一條に對する漁獲高は以前に比し多少減少せしも、大漁船を使用するに至れる魚價の騰貴とにより漁船一隻の平均収入は却つて増加せり。

漁獲物の販賣は二、三の土人仲介業者ありて、各船共各愛顧の仲介人に漁獲物を取扱はしむ。漁船歸帆すれば仲介業者は輕子をして漁船の碇繫場より魚を海濱に運ばしめ、此處にて仲介人は當日の魚相場を建て夫れぐく小賣人に賣捌く、魚残れば仲介人は市場に之を運び、小賣人を經ずして直接需要者に小賣し、又は氷藏して翌日の市場に上すことあれども、漁獲當日中に賣り切れざる如きは

稀也。而して小賣人は魚菜市場に於ける各自の賣臺に魚を列べて販賣し、翌日其の代價を仲介人に支拂ふものにして、仲介人は之より輕子等に要せし費用を差引き、更に殘額の五分を口錢として引き去り、殘餘を即日又は翌日漁業者に渡すを例とす。

然れども此の販賣方法は甚だ曖昧の點あり。即ち建相場は單に仲介人の考へに依り小賣人に賣渡したる魚の價額は之を帳簿に記載すれども、漁業者は其の帳簿を檢め得る者なく、言語も二、三のものを除くの外不通なれば、殆ど販賣は土人仲介人に一任せるもの也。試みに漁業者に販賣方法を質せば、彼等は多少の誤魔化しは爲さるべきも、左程のこと無かるべしと答ふるに過ぎず。

起業費及收支計算 固定資本二千百圓、流動資本三百圓、合計約二千四百圓にて一箇年二千八百圓の利益を擧げ得べし。一人當利益配當は五百七十圓強にして、從來七百圓乃至九百圓の配當をなしたるものあり。比島渡航者は一人に付六十圓の見せ金を必要とし、五人分四百圓を要すれども、こは流動資本を流用し得べし。

起業費

其の一 漁船漁具一切を本邦より送付するもの

一金二千百四圓

總 額

内 譯

金四百五十圓

金百圓

金三十圓

金八十圓

金二百五十圓

金三十圓

金百圓

金二百二十四圓

金十五圓

金十圓

金二十五圓

金二百圓

金三百圓

金九十圓

金百五十圓

漁船一隻船體建造費(肩一丈二尺)

檣及ダシ

舵

艫

帆三枚

天幕

網具類

網十四條内七條豫備一條代十六圓

錨四挺

炊事具

建造地(廣島又は岡山)より神戸迄漁船運賃

神戸馬尼刺間漁船運賃

輸入税

船鑑札及營業鑑札申請諸費

漁夫五人運賃神戸馬尼刺間

金五十圓

雜費

其の二 漁船漁具を馬尼刺にて建造するもの（橋、ダシ、舵、網、艫三挺は本邦にて製造輸

送す）

一金二千六百五十五圓

總額（肩一丈一尺七寸
四十四年中建造せしものに付實調査）

内 譯

金六百五十圓

漁船用材（米利堅松）

金三百五十圓

大工一三六人

金百五十圓

金具類

金四百六十五圓

帆三枚（大二百三十五圓、中
百五十圓、小八十圓）

金四十圓

天幕

金百五十圓

網具類

金六百圓

橋各一、舵一、ダシ二、網十四、艫三、運賃輸入税

金五十圓

鑑札申請諸費

金百五十圓

漁夫五人運賃（神戸―馬尼刺間）

金五十圓

雜費

即ち漁船具の大部分を馬尼刺にて製作するものは、漁船漁具の一切を本邦より送るものに比し、約五百五十圓高價也。

收入

一金五千圓

總額

十月より翌年六月に至る九箇月平均水揚高五百五十圓強

支出

一金二千四百四十圓

總額

内譯

金九百圓

漁夫五人分食料(一人月十五圓)

金百圓

魚陸揚費

金二百五十圓

漁獲物賣上手數料

金二百五十圓

網染め及船焚に要する經費

金二百四十圓

家賃

金三百圓

漁船漁具修繕補充費

金百圓

雜費(税金十圓を含む)

差 引

一金二千八百六十圓

利 益

一人當五百七十二圓

漁業者の収入 親方船頭即ち一人持のものは多く漁夫を月給雇とせり。月給は一人五十圓平均なるを以て、普通漁にては親方の得る純益六、七百圓にして漁夫一人の収入と大差なく、親方としては甚だ不得策なれども、漁夫の給料高率にして他に漁夫を求むるに困難なるを以て止むなく之に甘んずる也。

共同持のものにありては二人を普通とし、其の他二、三の乗組員は高率の月給雇なるを以て、親方船頭に比し幾分有利なれども尙不得策たるを免れず。

漁夫の月給は最高六十圓最低四十圓、平均五十圓（但し七、八兩月の雨季及其の前後四箇月間は漁獲少なく親方不利なるを以て一般に歩合法に依れり）にして、此の外飲食料、宿泊所費等は一切親方の負擔なるを以て、漁夫一人に付一箇月約七十圓を支給する譯也。初め漁夫の給料は二十圓乃至二十五圓なりしも、漁獲相當なると漁夫に不足を來たしたる結果漸次高給となり、其の分配は漁夫に厚く資本主に薄きの感あり。而して漁業者一人母國への送金高平均は約三百圓なりとす。

漁業者の状態

漁業者は現今前記の如く比較的多くの収入を得て、送金しつゝあるを以て、相

當の生活状態にありと見て可也。然れども其の初めは風儀劣悪遊惰の徒ありて、収入の全部を蕩盡して尙足らずとなすものあり。是等の悪習は漁夫の自發によるもの多きも、前記の如く漁夫不足の爲め普通船舶の乗組員其の他浮浪者をも止むなく漁夫に使用したる結果、其の悪風に感染するに至りたること大なるは言を俟たず。

衛生状態 創業當時にありては漁業者の不攝生なりしたため、マラリヤ熱、脚氣、其の他悪疫に冒さるゝものありて、馬尼刺は衛生上本邦漁業者の移住に適せずと思惟せられしも、其の後漁業者の衛生思想發達せると、一方馬尼刺市の衛生設備整へるとに依り、各種の悪疫に罹るもの少なきに至れり。漁業者中最近四箇年間に死亡せる者は四人なるが、其の病症は所謂南洋病にあらざりし也。

漁船の輸送及通關手續 本邦より漁船を輸送する場合に於ては、其の通關手續は規定に依り之を行ふものにて、三井物産出張所、田川商店等の手を經れば各種便宜多し。漁船及其の附屬具輸入税は従價の五割にして、檣、帆、艫、舵、網具、網具類は漁船と同時に送るときは附屬品として通關することを得べしと雖も、其の數量多きに失するときは各別に課税せらるゝことあり。又漁網等を輸送するに當ては葦包又は箱入とし、更に其の總量、風袋、正味の各重量を検し、インボイスの調製發送に注意するに非ざれば、馬尼刺税關にて往々煩雜なる手数を要することあるを以て、積込地の取扱人は特に之が注意を必要とす。

漁船に關する官憲の取扱　千九百五年迄は馬尼刺灣内に於ける本邦漁船に對し通用すべき規定を缺き居たるが爲め、一に税關の苦心にて取扱はれ、時に米人名義の下に沿岸貿易に従事すべしとの免許を受け、或は米國若くは本島の法律に従ひ會社を組織し、其の名義を以て所有せられたることもあり。然るに同年六月に到り沿岸貿易に従事する船舶中、總噸數十五噸以下のものは別に免許を受くるに及ばざることとなりしが、次で同年九月に及び、是等沿岸貿易に従事する船舶は勿論、舢舨其の他灣内營業の船舶は一律に免許の鑑札を受くるを要することに變更せられ、此の時まで無鑑札なりし本邦打瀬網漁船も同年より突然比島税關長は檢事總長の見解に基き、是等漁船は全く灣内營業の一部に屬し、他の灣内營業の船舶と同様、苟も總噸數一噸以上のものは凡て現行法規の下に鑑札を受けしむべきものなりとし、税關海事に關する一の令達を發し、邦人所有の漁船をして一齊に規定の鑑札を受けしむることとせり。從來本邦人所有の漁船には比律賓にて建造したるものと、本邦にて建造したるものとの二種ありて、前者に對しては現行法規の下に舢舨及灣内營業に従事し得る鑑札を附與せらるゝも、後者に對しては米人及比島人以外個人にて之を所有するは現行法にては事實不可能にして、唯組合若くは會社の如き法人組織のものゝ所有し得るに過ぎざれば、便宜上本邦漁業者は比島法律に適合し得べき一の組合様の團體を三、四名毎に組織し、之に對し特に附與せらるべき沿岸貿易の鑑札を受くることとせり。此の方法を以て本邦人は灣内營業者若くは沿岸貿易に従事し

得べき船舶に對する鑑札の下附を受け、事實に於ては従前の如く作業に従事し得らるるのみならず、從來何等の船籍を有することなかりし邦人所有の船舶は、本島法律保護の下に初めて一の完全なる所有權を確取することを得るに至りたれば、今後船舶を増加するは些かも支障あらざる也。

現今の漁船四十三隻中九隻は馬尼刺にて建造せられ、夫れ〴〵舢舨及灣内營業鑑札の附與を受け、又他の三十六隻は孰れも本邦にて建造せられたるものにして、鑑札下附方申請の際其の筋へ提出を要すべき造船證書を缺如せしも、税關側に於ては凡て本邦より材料を取寄せ、馬尼刺にて新に之が建造をなしたる體に取計ひ、沿岸貿易従事の鑑札を附與せられたり。

打瀬網漁業發達の理由　馬尼刺灣内に於ける打瀬網從業發達の原因は、灣内に魚類多きに依ること勿論なれども、又暴風少く年中輕風にて打瀬網漁業には甚だ適當せるのみならず、打瀬網漁業の性質が毎年大なる豊凶なく、平均の漁獲をなし得るの外、各種の條件具備せるに依る。即ち馬尼刺市中に供給する鮮魚は、土人の漁獲物及養殖魚にては不足也。之を補ふは現今打瀬網漁業にして、馬尼刺の魚菜市場は七箇所あり。其の最も大なるものは海岸に近く、漁場は市場との連絡良く販賣の方法も極めて簡單、且つ漁業に關する制度取締緩なるも亦之が一因なるべし。

第三節　比律賓に於ける眞珠介採取業

スールー海に於て日本人の眞珠採集に従事せしは、去る明治三十八年、濱村伊助なるもの濠洲ボ

ートタウンよりセブ島を経てサムボアンガに來り、本業を開始せしに始まり。次で三十九年和歌山縣田邊町に設立せられたる比律賓漁業會社所有の漁船三隻及太田興業會社所有の漁船三隻之に従事し、其の成績頗る良好なりしが、當時米國人、支那人等の經營するもの又數隻ありて、何れも相當の收益あり。然るに本業は日本人獨得の技能を有するの故を以て、彼等外人は孰れも漸次衰運に向ふと同時に、日本人の潜水夫たりしものにして其の間多少の蓄財を有して本業を經營するもの生じ、其の船數も次第に増加するに至れり。

然るに比律賓群島の法律にては、市民權を有するものに非ざれば直接本業に従事するを許されず。而して外國人は一般に市民權を附與せられざるを以て、當業者は種々考究の末合同して一團となり、之れに米國人を加へて法人を組織し、資本金五萬圓の株式會社となし、明治四十三年登記を了し、爾來安じて本業に従事することを得て今日に至れり。

斯く必要上合同せりと雖、實際の經營は各自別箇の行動を執り、資本金額の如きも十五萬圓以上に達し、會社名義の船數三十八隻を數へ將來益々増加せんとす。此の外尙米國人名義のもの四隻、太田興業會社名義のもの二隻あり。

船籍及船主別は左の如し。

八隻 中村清次 六隻 西田幾太郎

五隻 吉田熊雄 二隻 古川音二

スールー眞珠採集會社所屬 二隻 大谷延一郎 一隻 谷口龜之介

一隻 中村作松 一隻 椿井利吉

一隻 武田虎二郎 一隻 白石政彦

太田興業會社所屬 一隻 今西秀三 一隻 大谷延一郎

一隻 松本長次 一隻 芝善太郎

サムボアング米人所屬

一隻 大井徳松 一隻 武米松二郎
池崎友二郎 須田良輔

合計 三十四隻

現時同近海に於ける眞珠採集船五十隻内日本人三十四隻、支那人十隻他はモーロー族及アラビヤ人なり。

漁業組織 比律賓に於ける眞珠漁業は同島眞珠介漁業規則に依り、法人組織を以てすれば何人も之を經營するを得。曾て本邦人間に資本金五萬圓の會社を組織し、眞珠介採集に従事せしことありしが、事業上に不便ありし爲め該會社は解散するに至り、更に同島在住の中村清次、吉田熊雄の

兩氏主唱の下にスールー眞珠採集會社の組織を見たり。然れども是れ漁業許可を得る爲め表面上會社とせるに過ぎずして、實際に於ては各船主箇々に其の經營を爲せるもの也。

斯業經營者中には資産を有し、眞珠漁業の外椰子の栽培其の他の事業を營む者あれども、多くは潜水夫が二、三年間の貯蓄を以て一隻の漁船を建造し、流動資本の大部分は同地在住の支那商人より融通を受けて事業を開始する者也。流動資本を支那商人より借入るゝには、食料品其の他船舶必要品の購買と、一定の價格を以て其の採集せる眞珠介を賣渡すとの條件を以てするが故に、經營者の當に得べき利益は其の大部分を支那人に占めらるゝ有様也。然れども獨力を以て必要品の購買及採集の販賣を、直接馬尼刺又は新嘉坡に於てするは、小資本を以てする經營者の能くする所にあらざるが故に、此の如き不利益の状態にありながら、邦人漁業者は現在相當の採集高を得つゝあるを以て、事業上の缺陷を除かんよりは寧ろ積極的に船數の増加を急とし、其の得たる利益を以て船舶を建造するに努む。現今スールーに於ける眞珠介漁船は殆ど個人經營に係り、唯一隻を有する者の如きは船主自ら潜水夫の一人となりて是が作業に従事せり。

漁船 今より七、八年前漁船三隻を本邦にて建造し、馬尼刺に送りスールーに廻航せしことありしが、高價なる運賃と五割の輸入税とに依り結局之が總經費は、本邦に於ける原價に三倍するに至り甚だ不利なるを以て、近來眞珠介漁業の隆盛を致せると共に、本邦の船匠をスールーに招致し、米

利堅松、チーク及、土語にてギボ、ヤカルと稱する堅材を以て、漁船の建造を爲さしむるに至れり。漁船の大きは最大十三噸最小六噸にして普通八噸乃至十噸なりとす。而して大なるはケツチ型、小なるはカッター型を常とす。用材は馬尼刺、ボルネオのサンダカン、スールー群島のサムボアンガより、金物は馬尼刺、香港、新嘉坡及本邦より購入す。之が新造費は十二、三噸のものにして船體及附屬具共約四千圓、漁具一切にて約二千圓、合計六千圓を普通とし、最上のは八千圓を要し、本邦の建造費の二倍強に當る。是れ用材及工賃(大工日當三圓五十錢内外、月極給料八十圓乃至百圓)の高價なるに依るもの也。

現今スールー島の漁業根據地ホーローには中村清次氏所有の造船所ありて、船匠七人を使用せる外、二、三の船主各修繕所を有するありて船匠約二十名を數ふ。

潜水器及其の附屬具は濠洲及蘭領東印度に於けるものと等しく英國製を用ふ。

乗組員　　漁船一隻の乗組員は六人乃至十人なるも普通七、八人也。即ち潜水夫一人又は二人、綱持一人、水夫四乃至七人とす。

漁船全部を通じての乗組員三百餘人中、邦人の數は約二百五十人に及ぶ。

漁場　　スールー群島、ボルネオ北部及其の附近は一帶に漁場にして、今日迄に發見せられたるはセブー、ダバオ、サムボアンガ及ホーロー等也。就中ホーローは最好漁場なるが故に、現今漁船は全く

此處に集る。然れども未だ試業するに至らざる漁場他に少からず。若し之を探險せば幾多の好漁場を得べきは當業者の等しく信する所なるも、現今の漁況は未だ新漁場の探險を緊急とするに至らず。唯在來の漁場は近時多少漁獲の減少せる傾向あるが故に、新漁場の開拓に努むるの時機に到達すべきは蓋し遠き將來にあらざるべし。現時ホーローを根據地として遠く出漁するものは七十哩乃至百哩に及び、水深は七尋乃至三十尋の場所なるも、多くは十八尋乃至二十三尋の點なりとす。

漁期及出漁日數 本漁業は終年之を行ひ得るも、一、二箇月は漁船修繕の爲め休業するを通例とす。出漁日數を見るに暴風其の他天候の爲め休業するの已む無きに至ることあらざれども、大潮の際は操業困難なるを以て休業す。即ち舊臘四日に出漁して十二日に歸港し、更に十八日に出漁して二十七日に歸港するを常とす。

漁法 漁場に達すれば先づ錨を投ず。錨には錨鎖二張及綱二、三丸を附し、潜水夫作業中は錨鋼を延しつゝ船を潮下に後退せしむ。而して風潮の逆なるとき又は風力強きときは、帆又は櫓二、三挺を立て、船を操縦す。

漁獲高 一隻一箇年平均の介採集高は四噸乃至四噸半にして、最低三噸半最高六噸也。採集高は従前より稍々減少せる傾あれども、價格騰貴したるを以て金額に於ては殆ど差なきに庶幾し。

經濟 十隻以上の漁船を一團として經營するを得策とすれども、茲には現今スールに於ける

漁船一隻に就ての經濟を述べし。即ち固定資本五千圓とし、流動資本は大部分之を支那人より融通せらるゝものなるが、所要約五百圓として、一隻の總資本五千五百圓なりとす。漁夫の前貸金は普通潜水夫二、三百圓、網持一、二百圓、その他乗組員三十圓乃至六十圓也。今左に起業費及收支計算を示す。

起 業 費

一金五千圓

總 額

内 譯

金三千圓

漁船一隻建造費(總噸數十噸)

金五百圓

船舶附屬具

金千三百圓

潜水機及其の附屬具

金二百圓

創業雜費

收 支 計 算

收 入

一金五千九百九十五圓

總 額

内 譯

金四千九百九十五圓

介四噸半(一噸千百十圓
一擔六十五圓)

金千圓

眞珠玉

支 出

一金三千八百圓

總 額

内 譯

金六百圓

潜水夫一人給料及歩合

金六百圓

網持一人

金千二百圓

水夫四人給料(一人月二十五圓)

金六百圓

右六人食料一箇月五十圓

金三百圓

税金

金四百圓

船舶及漁具修繕補足費

金百圓

雜費

差 引

一金二千百九十五圓

利 益

内

金三百圓

船價償却積立金

再差引

一金一千八百九十五圓

純益(資本に對する三割強)

右の如く現今に於ては利益を擧ぐることに三割強に過ぎざれども、若し相當の資本を投じ必要品を自ら供給し、採集せる介は倫敦又は新嘉坡に直輸送するの手段を取らば、時價一噸千八百圓に販賣し得るを以て、介及眞珠の總收入九千百圓となり、且つ經費を節減し得べきを以て一箇年能く十割の利益を擧げ得べき也。

取引慣習 介は苦、砂等の附著せる儘之を前記支那人に渡すものにして、年により價格に變動あれども毎年一擔幾許と豫約する也。而して支那人は此の介を洗滌し之を籐製の籠に入れ二百二十斤乃至二百四十斤を一籠として新嘉坡の市場に上す。

漁業者の状態 經營者は小資本なれども、年々相當の利益を擧げ、従業者も亦其の下に甘んじて働けり。衛生状態に就ては特記すべきことなく、風習は大體に於て良好なるに庶幾し。此の如く漁業者の良好なる状態に在るは、實に同地在留の中村清次氏其他主腦者の力與つて大なりとす。

スローに於ける眞珠漁業者は日本人會を組織し、毎月會費として潜水夫一圓、綱持五十錢、其の他乗組員三十錢を各一人の醸出する所となし、邦人相互共濟の方法とせり。

漁業規則 スールー群島にて眞珠介漁業に従事せんとせば、比律賓ミンダナオ政廳眞珠漁業規則に従つて法人組織の經營とし、船舶の國籍を比島に移し、一箇年一隻に付約三百圓の納税をなす時は比律賓政府保護の下に何人も之を爲すを得る也。

結論 比島の眞珠漁業は全く本邦人の開發せる所にして、其の實權亦邦人の手中に在り。米人が日本人に權利を侵されたるは加州の農業及比律賓の眞珠業なりと云へる、以て之を知るべし。現今比律賓に於ける邦人の眞珠漁業は日尙淺しと雖も、最も顯著にして最も有望なるもの也。近時米人の斯業に注目する者漸く多く、之が採取と蕃殖保護とは世の問題となるに至れり。

第四節 英領緬甸マグイ群島に於ける眞珠採集業

沿革 マグイ群島に於ける眞珠介は古來有名にして、同島に居住するセロレ族の裸潛が淺海にて獲たるものを、支那人の手に依り市場に出しつゝありしが、千八百九十年に至り濠洲クキンスランドの一英人眞珠業者の忠告に依り、政府は初めて本業に留意し、マグイ群島を五區に區分し各區の採集權を公賣することゝし、茲に初めて潜水器に依り採集に従事するものあるに至れり。各區は每三年間の競賣を以て其の採集權を附與せり。明治三十年頃の採集高は一隻平均四噸乃至六噸、價格一噸約千圓にして、尙介一噸に付き眞珠平均四百圓を出したりと云ふ。然るに當時盛に濫獲せしを以て、政府は千九百年に至り公賣法を現今の免許制に改めたり。同法の規定に依れば一定の公課金に

依り何人も採集に従事し得る也。

初めクキンスタンドより廻航せし漁船は三隻なりしも、吃水大にして使用困難なりしを以て、現今の如き土人漁船に改め、忽ちにして十四、五隻となれり。此の如く船數激增の結果、漁獲漸く減じ經營者の多くは遂に斯業を去るに至り、印度人及び支那人の經營するのみなりき。當時の漁船數は四、五十隻なりしが、其の後多少の變遷ありて明治三十五、六年頃は五、六十隻となり、三十九年には四十隻に減少せり。然るに同年は相當の採集高を得、介の價格も騰貴せしを以て、翌年は七十隻に増加せり。然るに不幸同年は一般に金融緊縮、介及眞珠の相場暴落し、斯業者は非常の恐慌を來し、翌四十年には三十隻に減じ、四十二年には再び六十隻に増加せり。爾來船數増加の一方にて四十三年七十隻、四十四年八十隻、大正元年百十四隻となり、尙増加するの趨勢なりき。斯の如く増減常なりしは經營者に定見なく、又少資本者多くして一年の經營順ならざれば之を繼續し難かりしが故なるべし。大正元年度に於ける船數内譯は左の如し。

邦 人 經 營 二十 七 隻

白 人 經 營 三 隻(眞珠養殖業を兼ね)

比 律 賓 人 經 營 一 隻

印度人、緬甸人、支那人の經營 八 十 三 隻

計

百十四隻

邦人經營の沿革 英人が初めて本群島にて斯業を經營せしより、邦人潜水夫及其の他の乗組員は當地にて從業せしものにして、明治三十八年頃には其の契約三十人を算したり。同年藤崎伊助氏初めて漁船一隻を經營せり。是本邦經營者の嚆矢也。翌三十九年には彼南の都野某と共同して二隻となりしが、四十年には一般採集船と均しく恐慌を來したるを以て、翌四十一年都野氏は廢業し新に藤崎伊助氏は米井虎一郎氏と共同して前記二隻を經營せり。其の結果良好なりしを以て、邦人潜水夫にして斯業經營を企つる者漸く多く、四十二年七隻、四十三年十四隻、四十四年十八隻、大正元年には二十七隻となれり。大正二年には三十隻餘に増加せしならん。大正元年に於ける邦人經營者及漁船數を示す。

創業年度	現在船數	經營者名	備考
一、三十八年	一 隻	藤崎伊助	
二、四十一年	十一 隻	米井虎一郎	四十二年二隻(共同)四十二年六隻 四十三年九隻 四十四年十隻
三、四十二年	一 隻	有松重三郎	
四、四十二年	一 隻	熊倉定吉	
五、四十二年	一 隻	飯塚 某	

六、	四十三年	一	隻	檜崎某 外一名
七、	四十三年	一	隻	板戸 馨 六
八、	四十三年	一	隻	米井米次郎
九、	四十四年	一	隻	石井 延 吉
十、	四十四年	一	隻	矢田 某
十一、	四十四年	一	隻	吉本某 外一名
十二、	四十四年	一	隻	武富徳次郎 外一名
十三、	四十四年	一	隻	星出 助 一
十四、	大正元年	一	隻	大谷某 外一名
十五、	元年	一	隻	米田丑之助
十六、	元年	一	隻	松下 某
十七、	元年	一	隻	高木某 外一名
計			二十七隻	

位置 マグイ群島は北緯十三度十分のタポイ島に起り、同八度二十七分のセイヤ島に至る約三百哩の間、馬來半島に沿うて散在する島嶼の總稱にして大小七百の島嶼を算し、眞珠介は即ち此の

群島に産す。而して五、六尋の淺水はセラン族の素潜りに採集せられ、潜水器に依るものは二十尋以上三十五尋の所にて採集す。

政府は眞珠介保護の目的を以て群島を五區に分ち、順次各區を三箇年宛捕獲を禁止することゝせり。今其の區域及期間を示せば左の如し。

區域

第一區 北緯十三度十四分より同十二度六分に至る海面にして約百九十の島嶼あり。

第二區 北は第一區に境し南は北緯十一度二十五分に至る海面にして約百五十の島嶼あり。

第三區 北は第二區に境し南は北緯十一度に至る海面にして約百三十の島嶼あり。

第四區 北は第三區に境し南は北緯十度十八分に至る海面にして約百二十の島嶼あり。

第五區 北は第四區に境し南はチリチ島の南端を通ずる緯線に至る海面にして約百の島嶼あり。

禁止期間

第一區 千九百十六年七月一日より千九百十九年六月三十日迄

第二區 千九百十三年七月一日より千九百十六年六月三十日迄

第三區 千九百十九年七月一日より千九百二十二年六月三十日迄

第四區 千九百十年七月一日より千九百十三年六月三十日迄

漁業組織　　マグイ群島に於て最近數年間に邦人の發展せしは、其の漁業組織良く且つ同業者を

總括せる米井虎一郎氏の指揮宜しきを得たるに依るべし。今左に邦人發展の徑路を述べし。

潜水夫は一箇年從業せし後は自ら一隻を經營し、然らざれば他の潜水夫或は船主と共同して一隻を經營し、而して一、二年を経過せば獨立して一船を經營するに至る。此の地に於ては他の地方に比し其だ小資本にて經營し得る便あり。即ち漁船には乗組員六人を添へて一箇月百八十五圓(三百留比)にて緬甸人と借用の契約を爲し得るものにして、契約の際六十五圓(百留比)を渡し、他は毎月漁獲高より支拂へば可也。且つ共同のものは潜水夫に前貸をせざるを以て約二千圓の資本にて一隻を運轉し得る也。且つ此の地は他の眞珠漁業地の如く僻陬の地にあらざるを以て、物價も比較的廉なるのみならず、漁業者を誘惑すべき惡設備なきを以て潜水夫も止むなく眞面目ならざるを得ず。

共同の方法　　潜水夫の歩合は介百箇に付六十五圓とし、他に諸經費を差引きたる利益の折半を受く。此の方法に依れば潜水夫の収入は船主よりも大にして、分配の方法其の當を失するの觀あれども、經營者は創業に際し前貸金を要せず、介中に含まるゝ眞珠の歩合(普通一割)を潜水夫に與ふることなく、且つ流動資金の一部は介取扱人(英人又は印度人)より融通し得るを以て、必ずしも不利ならず。又潜水夫より見ればマグイ漁場は海深く操業困難なるのみならず、現今の潜水夫は何れも相當の技倆を有し、毎年相當の利益を擧げつゝあれば敢て多しとせざる也。採集せし介は豫め定まりたる價

格を以て一定の仲買人に引き渡す。仲買人は又毎年始業に際し、相當の資金を融通するを普通とす。

漁船 此の地に於ては他地方の如く本業特殊の漁船なり。土人がブラチャン船と稱して、群島

内所々に製造する小蝦の製品を運搬する船舶を流用するものにて、其の形ジャンクに似る。長さ四十尺幅八尺深さ四尺にして前檣及主檣を有し、船體中央部に潜水器を置き、船尾に船員室を有し、帆走の外七挺の權にてジャンクの如く漕走することを得るもの也。

船材は土語にてヌレベントと稱するものを用ひ、緬甸人の建造する所にして、建造費五百圓より六百五十圓を要す。二、三年間使用せし古船は三百圓位にて購入することを得。

漁船附屬具(經營者にて準備すべきもの)は約三百圓にして其の品別左の如し。

錨 網 棕櫚繩徑一時半、長さ二百四十尋

錨 十挺(一挺一貫二、三百匁)

鎖(錨と錨綱との間に使用) 五尋二貫八百匁

ライフ・ライン 馬尼刺綱徑一時四分の一、長さ五十尋

克蘭バ 馬尼刺綱徑一時四分の一、長さ四十尋

食品其の他 若干

ブラチャン船は操縦容易にして且つ船價廉に、平靜なる海岸に適し従つて遭難等の事なく、潜水作

業中權にて船の操縦容易なるのみならず、本船は乗組員（潜水夫及綱持を除く）付にて一箇月の使用料幾許として借入れ、經營者は之に潜水器其の他必要の漁具を備へ、食料及薪水を積込み従業するを普通とせり。此の法に依るも乗組員が潜水夫又は綱持の命に違反し、又は作業中不都合を生ずる等のことなきを以て邦人は總て此の方法に依れり。

緬甸人、支那人、印度人等の經營者には自ら所有する船舶を使用し、漁夫を他より雇入るゝものあり。此は借船に比し幾分有利なれども極めて少數也。

漁具 潜水器、潜水衣、送風ポンプ其の他附屬具は何れも倫敦ジョーイニング商會製にして其の價格左の如し。

三聯成ポンプ及其附屬具並に重錘用鉛		五百二十圓
徑一吋半長さ四十八尺ゴム製バイブ五本		三百二十五圓
ヘルメット(甲)一、カツレット(肩あて)一		百九十五圓
潜水衣	二組	百五十六圓
潜水衣下着	一組	二十六圓
靴	一足	十三圓
計		千二百三十五圓

右の價格に運賃其の他を加算したるもの也。

保存期間は潜水機十五年乃至二十五年、パイプ約三年、潜水衣六箇月、同下着二年とす。

ポンプは十三封度の氣壓に堪へ、護謨管は三百五十封度の壓力に堪ふ。二百封度以下のものゝ使用は之を禁止せり。

乗組員 一船の乗組員は八乃至十一人也。即ち潜水夫二人又は一人、綱持一人、舵取一人、其の他乗組員(車廻し)五六人(内一人はコックを兼ね)經營者代理(介開け)一人(潜水夫と經營者と別なるものに乗組むことあり)とす。

借船には此の綱持をも附することあり。此の綱持を使用するも本邦潜水夫に對し未だ嘗て故障ありしを聞かず。又潜水夫は初め本邦人及少數の馬尼刺人なりしが近來緬甸人の潜水夫を見るに至れり。

本邦漁夫の概數 明治三十九年頃迄は邦人の潜水夫及綱持其の他乗組員の數は三十人なりしが、四十一年には潜水夫十三人綱持七人計二十人、翌四十二年には、潜水夫二十人、綱持十人計三十人となり、四十三年には増減なく四十四年には潜水夫三十人、綱持三十人計六十人、元年には潜水夫五十人其の他を合せ百餘人を算するに至れり。

漁期及出漁日數

漁期は九月下旬より翌年四月下旬に至る干潮期七箇月間にして、就中一、二

月を盛期とす。此の期間は連月天候静穏也。五月より九月に至る五箇月間は雨季にして、風雨の爲め海水混濁することなきも、雨天又は曇天多く、深海にては海底暗く作業困難なるを以て、此の間漁業に従事するものなし。漁期中深水漁場にては一箇月二回の大潮の時休業し、小潮二回は各七日づゝ従業す。浅水漁場にては之に比し一箇月中二、三日多く従事することあり。

普通舊曆六月より従事す。根據地マガイ出帆は四日又は五日にして六日漁場に達し、十三日迄作業し十四日より二十日に至る七日間は附近の島嶼に假泊し、網持は漁具の手入をなし水夫は船の手入薪水の補給等をなす。二十七、八日迄従業し翌日又は翌々日根據地に歸來す。根據地にて經營者は約百三十圓を介取扱商より前借して、次航海に要する食料の買入をなす。

一日中の作業 舊曆六月は日出頃潮汐の静止中約一時間半及正午より約一時間半の二回、三時間作業し以後毎日一時間遅れとす。

今一箇月中の操業間時を示せば左の如し。

日次(舊曆)

潜水回数

潜水時間

六日及二十一日

二回

三時間

七日及二十二日

二回

三時間

八日及二十三日

二回

三時間

九日十日及二十四日二十五日 三回 五時間以上

十一日及二十六日 三回 五時間以上

十二日及二十七日 二回 三時間

十三日及二十八日 二回 三時間二十八日は休業船多し

一回一時間半の潜水時間、一潜水夫の潜水回数は一、二回乃至三回也。

漁場 各區の水深は略ぼ同一にして、十六尋乃至三十五尋、普通二十六、七尋也。(一尋は五尺五寸とす)。マグイ漁場は海底に海藻少く岩石突起して浪状を呈し、平坦ならざるを以て作業甚だ困難也。

以下各漁場の模様を列記せん。

此の群島中真珠介の多きはキング島のフレンチ灣及其の西方島嶼の周圍水深三尋乃至八尋の箇所也。

コルビン、ハエス兩島の中間より延いて南端に達するまでの間、主要漁場はコルビン島に倚れる方也。良好の區域は狭小なれども水深八尋乃至十尋の箇所とす。

カセス島とエルフィンストーン島との間、島に向つて急淺なるも、二十五尋乃至二十六尋の處は介の發育良好の地域也。淺水部も亦發育良好にして、此の地は群島中最も價値あるものゝ一なるも

水深く且つ急流なるを不便とす。

エルフィンストーン島と東方のロング島との間にして長さ四分の三呎幅十五ヤードの狹水道あり。水深六尋より十四尋、全部岩礁なるも良好の地域也。その外部方面にも亦無瑕の介多し。當水道は潮急流なるを以て小潮の潮撓時にあらざれば作業すること能はず。又潮差甚しく潮水混濁するが故に作業期短きを以て介保護の目的に叶ひ、介卵の撒布には實に良好の地なりとす。

ロス島は又ダウキングと稱す。ロス島の西北に位する小島の周圍よりグランチス島の南西角に達する所、群島中最も價值あるもの一也。全部岩石より成り處々僅かに砂地あり。水深二十四、五尋より深からず。潮水の流れは島に接したる方を通す。年々多額の介を産し且つ良質也。此の地域は西方及北方を防ぐを以て作業の末期に於て他區域に西北風の爲めに作業を妨げらるゝ際も、此の地に於ては其の憂なく、従つて同時期に至れば作業船多く此處に集る。

ハイコック島、ラット島、ツラツプ島及ハンモック島の漁場は、是等諸島の周圍にして良好の地は沿岸附近に在り。水深十尋乃至十八尋にして、岸より遠ざかるに従ひ俄に水深を増加す。而して二百ヤードを隔つれば泥土にして價值なし。當區域は既に多額の介を出し有望なること明也。ハイコック島殊に然りとす。又ロス島と事情同じくするを以て作業末期に於て盛也。

ビム島、ヘンリー島及クイン島及其の附近の岩礁は良好なるも作業する者少し。

ワルデン島、クライト島及リアル島は海底の状態良好にして、眞珠介採集地として最も有望也。水深十五尋乃至二十尋にして常に多量の介を産す。且つ作業期中船舶の碇泊安全、當地は全群島中主要なる産地とす。

オブザーベーション島の南方及其の附近岩礁の周圍は良好の區域にして、狭小なりと雖も風波を侵し作業をなして相當の採集を爲し得べきもの也。其の水深は六尋乃至十二尋也。

コーツ島は西北沿岸及小島嶼に沿うて北方に延長し、ブットン島の周圍にして其の境界廣からざるも、水深二十尋以下の所にして且つ介の産出多し。千九百六年及七年の作業期に多く採集したり。二十尋以上の場所は凡て泥土なりとす。

ホリー島及附近諸島には數箇所に岩石起立し、何れも狭小の砂池に圍繞せられ、本島を西方に廻れば水深六尋乃至十一尋にして、岸より約四百碼を隔てたる箇所は地域廣く且つ豊富也。此の附近岩礁多く地勢險惡なるも介多し。

ベンチンクス島(一千八百九十八年アムボイナ號の難破せしに因りアムボイナ島と稱す。本島の北方に岩礁及小島あり。水深約七尋にして狭小の介床之を圍繞す。産額多きにあらざるも右小島及アムボイナ島の間は前者に比し良好なるが如し。水深四尋乃至九尋の箇所も重要地と稱するを得ず。

(二)ベルチャーハブン及其の東南の岩礁地帯は六箇の小島に依り圍繞せられたる小港にして、其の西南

は孤立して險阻なる數箇の岩礁を有す。此の岩礁の沿岸は即ち眞珠介の生産地にして、其の重要な部分は南方の岩礁よりブラフ・ポイントに達する區域とす。其の間を通ずる狭小なる水道の前方約四分の三哩は、砂を交へたる岩石にして水深約十尋也。ベルチーハブンの内側は砂及泥土にして産額少し。

マリア島の西南に沿うて小島羅列せり。而して各島嶼は皆低き岩礁を以て連絡す。此の周圍は水深九尋乃至十二尋にして有望の地域あり。

エリヤ島、ジエン島及チャロット島にも良好の箇所なきにあらざるも介の産出額少きが如し。

漁法 未知の漁場に於ては先づ潮流の様様を見、リーフ又は島嶼の附近にて測鉛を投じ、水深及底質を測定し、而して水深十五尋以上三十五尋以下にして、測鉛に苔類の附著する處最もよく、礫質之に次ぎ、土砂泥土の箇所は最も不可也。漁場決定せば先づ帆を縛し錨を投ず。此の時無風又は風潮同一方向なれば直に潜水す。潜水の様様は已に述べたるものと大差なく、潜水夫海底に達し潮流に従ひ歩行すると共に船は錨綱を延して後退す。錨綱は普通二百五十尋を準備し、十分間に五十尋乃至百尋を延長し盡すを普通とす。然れども風潮異るときは船の操縦も亦之を異にするもの也。即ち風潮相反し風力の潮力より大なるときは、投錨後錨綱全部を延して潜水し、錨綱を捲きつゝ船を風上即ち潮下に進むるを以て、潜水夫も船と共に潮下に歩行するものとす。又風潮の方向直角又は

之に類するときは錨綱を延しつゝ權にて船を潮下に後退せしむ。

一回の潜水時間は二十六、七尋の處にて十分間乃至二十分間、之より以上の水深にては五分間乃至十分間を通常とす。二十尋以下の浅水にては二十分間乃至四十分間也。

作業中半旗を掲ぐるは潜水夫に故障あるときにして、之を認めたるものは遠近を問はず直ちに來りて應急の措置を爲すものとす。又満船裝即ち前檣、主檣及船尾に旗を掲げたるときは相當の眞珠介を採集せるを示すものにして、此の船は直ちに作業を切り上げ、根據地に歸航するもの也。

漁獲高 各船の漁獲高は殆ど一定し、本邦人漁船は常に他より多く、一隻一箇年二十擔乃至三十五擔を採集するも五十擔を超えたることは、新漁場を發見せしときの外未だ嘗て之あらず。今邦人漁船各年の一隻平均採集高を示せば左の如し。

明治四十一年

三十五

同 四十二年

二十八擔

同 四十三年

二十八擔

同 四十四年

二十八擔

大正元年

二十二擔半

眞珠の取得は甲乙定まりなきも、米井虎一郎氏の經營せる漁船に付之を見るに

明治四十三年九隻

二萬九千二百五十圓

同 四十四年十隻

三萬二千五百圓

大正元年十一隻

三萬五千七百五十圓

即ち一隻一箇年間平均約三千二百五十圓の眞珠を發見し來れる也。又當地に於ける本邦人の漁船全體に付眞珠の平均收得を示せば左の如し。

明治四十三年

三千二百五十圓

同 四十四年

三千五百七十五圓

大正元年

二千六百圓

介は毎年一定の價格にて商人(支那人、印度人)に販賣の契約をなす。即ち本邦船は全部若干の流動資金前借條件にて毎年介價格を契約するものにして、大正元年度に於ける價格左の如し。

十月(介百ビーカー(四十貫)に付)

百四十三圓

十一月 同

百四十九圓五十錢

十二月 同

百六十九圓

一月 同

二百八圓

二月 同

百七十五圓五十錢

三月 同

百八十二圓

四月 同

百八十八圓五十錢

右は本邦漁船二十七隻中二十隻に對する契約にして、他の七隻は一箇年を通じて百六十九圓とせり。大正二年には本邦船は全部一隻千百七十圓宛の前借をなし、一箇年間に採集せるものは四十貫に付百九十圓にて介は掃除せず、其の儘に重量を計り引渡すものとす。

本契約は漁業者に取り甚だ不利なるも、資本の缺乏と他に販賣の便法なきとに因り現今に於ては已むを得ず此の方法に依れるもの也。

眞珠及眞珠介は孟買を以て大市場とし、同地より七、八人の商人マガイに出張して買取るを例とせり。

經濟 漁船一隻に就ての經濟狀態左の如し。

固定資本

一金一千五百圓

内 譯

金千二百圓

潜水器及附屬品

金三百圓

漁船附屬品

收入

一金六千七百七十五圓

總額

内譯

金二千九百二十五圓

介(三十八擔)

金三千二百五十圓

眞珠

支出

一金三千三百六十四圓

内譯

金千三百六十五圓

漁船借料一箇月百九十五圓

金千二百十九圓

潜水夫歩合介四十貫に付八十一圓二十五錢

金二百六十圓

免許料

金五百二十圓

消耗雜費

差引

金二千八百十一圓

利益

漁業者の狀態

漁業者の狀態は各地方中最も良好にして、潜水夫も一、二年後には船主となるこ

と容易なるを以て自ら勤勉也。又各種の誘惑機關なきを以て勢ひ着實の美風を成し、濠洲其他に於ける潜水夫も競うて此地に向ふの風あり。

漁業法摘要 今同地に於ける眞珠漁業法中必要なる部分を摘記せば左の如し。

一、介は直径六吋半重量一ビーシヤ以下のものを採取すべからず。之を採取したる時は其の儘海中に投すべし。

一、採集したる介は全部マガイ税關を經由せざるべからず。

一、採集權は其の筋の許可を得ずして之を販賣し、又は之を轉貸することを得ず。

一、免許者は酒及阿片を販賣又は交手することを得ず。又部下の者をして之が行爲を爲さしむべからず。

一、免許者は常に帳簿を整理し、何時にても其の採集したる介の數量、價額其他に關し一見明瞭ならしむることを要す。

一、免許者にしてポンプを有するものは之が使用承認を受くる迄港務所に保管せらるべし。

一、免許者は潜水夫に對し完全なるパイプを備へ、不完全の點あるものは之を使用せしむべからず。

一、漁業に使用する凡てのホース類は漁期の初め及一月に於て檢閲を受けたるものを使用するこ

とを要す。且つホースは如何なる部分にても一平方呎にて二百封度の壓力に堪ゆるものを使
用せざるべからず。

一、以上の諸項に違反したるときは免許は直に取消され、且つ一箇月以内の禁錮又は二百留比
(百二十圓)以内の科料に處し、或は之を併科せらるゝことあるべし。

結論 現今に在りては各船皆相當の利益を擧げつゝあれども、此の地も資本に乏しき爲め介の
販賣に當り、其の利益の大部分を販賣人に吸収せらるゝの状態なるは、本邦資本家の注意を要する所
也。又此の地の眞珠業は他と異り介よりも眞珠を主とするものなるを以て、少數の漁船を經營するの
みにては年に依り水揚高の差を生ずること甚しきも、相當の船數を以て經營せば毎年平均せる利益
を擧げ得べく、之が創業も亦難しとせざる也。

第五節 佛領東京灣に於ける眞珠業

東京灣は古來眞珠介の産地にして、今より約十年前邦人高月一郎氏之が經營をなしたることあり。
然るに同地に於ける新聞は盛に排斥的論説を掲載し、同氏の事業を中傷せり。時恰も高月氏は其第
一回に得たる許可期限正に盡き第二回の採取許可申請に及ぶや、政府は慣習を楯とし、支那人には
之を默許すべきも、日本人には之を許可するを得ずとして不許可の指令を與へられたる結果、同事業
は止むなく佛國人名義とし、本邦より輸送し來れる漁船は海防港税關に於て佛國人名義に登録し、高

月氏外九名の乗組員は佛國人の使用人として従業することゝなしたることあり。此の如く威嚇壓迫相次で起るの狀態なるを以て、同地に於ける眞珠業は假令有利なりとするも、邦人經營に向つては幾多の障害なきを保し難く、従つて他の漁業も亦之に類するならん歟。

第六節 木曜島に於ける眞珠採集業

木曜島の眞珠業は各種眞珠業中最も古くより行はれたるものにして、明治二十三年頃には一箇年一隻六噸餘の漁獲をなし、三十年頃迄は毎年五噸を下らざりしも、三十一年頃より其漁獲高大に減少し、三十七年頃に至りては平均二噸餘に過ぎざりし也。且つ當時は日露戰爭に依り眞珠介の大市場たる露國の經濟界の影響は眞珠介の市價を下落せしめたるを以て、斯業者は困窮に迫り根據地移轉問題起り其の一部を蘭領アルー島に移し、他は新漁場の發見に努むると共に、一方漁業組織を現今の如くに改めたる結果、爾來新生面を展開するに至れり。

同島々司ミルマン氏の報告に依れば明治二十一、二年頃、同島陸上の人口は僅かに總計五百二十六人なりしが、三十七年には凡そ其の三倍即ち一千六百十九人を算せり。

又は三十七年中潜水夫の數は三百五十七人にして内二百八十二人は日本人也。又當時本邦人の總數は七百三十九人にして、内三百六十六人は自由移民、三百七十三人は契約移民也。

採取船數は去る二十三年には僅かに九十二隻に過ぎざりしが、逐年其の數増加し三十七年には三

百五十三艘の多きに達したり。一隻平均の漁獲は船数の増加と共に漸減するに至れり。今二十三年以來に於ける採集船數、漁獲高等を擧ぐれば左の如し。

年	別	隻	數	採取噸數	一隻平均採取高
二	三		九二	六三二	六
二	四		一二六	七六九	六
二	五		一九〇	九三一	四
二	六		二一〇	一一四	五
二	七		二〇三	一一九〇	五
二	八		二〇四	八七三	四
二	九		二〇七	一〇八九	五
二	十		二二三	一一二三	四
三	一		三〇七	一〇六一	三
三	二		三一九	一二〇〇	三
三	三		三四一	一〇六〇	三
三	四		三三一	八六七	三
三	五		二七六	一九〇	三
三	六		三〇一	九〇八	三
三	七		三五三	七七七	二

即ち二十三年には一隻六噸一七のもの三十七年には二噸四に下れり。是れ木曜島衰微の最も甚だ

しかりし時代にして、之より新漁場を開發し、一面漁業組織を改め、本邦人自ら漁業經營者となるに至りて其の面目を新にするに至れり。然るに其の後大正元年に至り、濠洲労働内閣は有色人種就中日本人の漁業者を放逐せんとし、英本國より白人潜水夫を募集して、眞珠採取に従事せしめたることありしも、終に不結果に終り、依然邦人を中堅として經營する事となれり。

左に最近に於ける採集狀況を摘記せん。

	一九一〇年	一九一一年
眞珠介採取船數	一八八 <small>艘</small>	一九二 <small>艘</small>
同 従業人員	一、三四七 <small>人</small>	一、三四九 <small>人</small>
介 採 取 高	四五七 <small>噸</small>	五八七 <small>噸</small>
眞 珠 採 取 高	八四、五四五 <small>噸</small>	八三、〇〇〇 <small>噸</small>
	一一、一五一 <small>噸</small>	一、一〇〇 <small>噸</small>

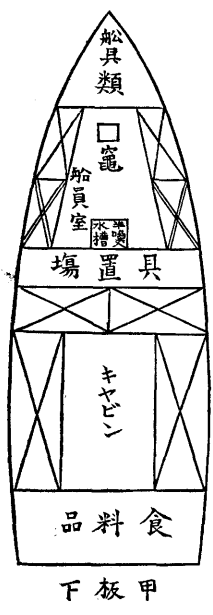
漁船數は最近一、二年間殆ど増減なく、總數約二百隻にして其の所有者の主なるものは、

B・P 社、ボーデン、カーペンター、タローアー、ホケン、クラブラン、モリ、メリケンステーション等也。

組織 右各船主中自ら營業するもの少く、多くは相當の歩合を以て、本邦潜水夫に之を經營せしむ。其の方法は漁船及其の附屬具一切及修繕費は之を船主に於て負擔し、潜水夫、又は經營者は

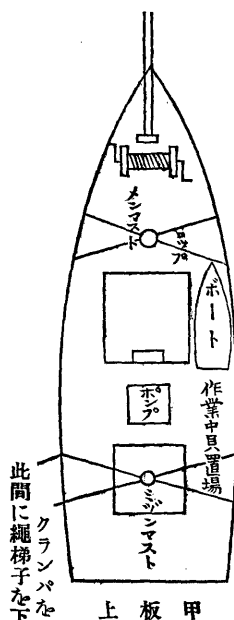
網持其他乗組員の給食料を負擔し、介一噸百磅にて船主に賣渡すものにして、一箇年の採取高三噸以下なれば、翌年は此の契約を解除するを例とす。従前漁獲高相當なりし頃は船主自ら之を經營せしも、漸次不況に陥りてより彼等は單に其の有する權利を邦人に賃貸するに至りしもの也。潜水夫より見るに此の方法に依れば自身經營者なるに食料は船主にて立替へ、船員に前貸をなさざるを以て、何等資金を要せず、従つて經營亦容易也。但し深水に於ては二人又は三人の潜水夫を雇入れ之には一人に付六十磅以上百磅の前貸をなすを例とせり。

漁船　ケッチ型帆船にて大さ十四噸乃至十八噸最大二十四噸也。本島には五箇の造船所ありて内三箇所は邦人の經營に係り各船匠數人を使用せり。漁船一隻の建造費は十五、六噸のものには船體三千五百圓、屬具五百圓、計四千圓也。
左に本島にて使用する普通漁船の甲板上及甲板下見取圖を示す。



漁具

普通準備すべき數量左の如し。



此間に繩梯子を下け之より潜水す
クランパを縛る

浅水

深水

潜水機

一臺

一臺

潜水衣(一人に付き)

二枚

一枚

パイプ(一本の長さ九尋)

五本

七本

鎖

五シヤツクル

五シヤツクル

錨 綱(マニラロープ徑二吋)

三挺

半丸

錨(八貫)

三挺

三挺

潜水下着(一人に付き)

一着

一着

漁期及漁場　　漁場は深水、浅水の別あり。深水は木曜島の南東百六十哩グリーンレイ島附近一帯にして、水深二十五尋乃至四十四尋（六尺尋）、浅水は木曜島の東方約百哩の所一帯の海面にして水深二尋乃至十五尋也。

二月末より翌年一月中旬迄を漁期とす。五月より十一月に至る間は天候及潮汐の關係は操業に適し盛漁期とす。深水に出漁するものは漁期中、五月、八月、十一月の三回木曜島に歸航して各三日間碇泊し、此の間に修繕補充其他一切の用を辨ず。浅水のもの時々入港す。

一月中旬より二月末に至る間は、雨多く水濁り海底暗く作業困難なるを以て休業す。此の期間は漁業の切換時にして船舶の修繕をなし、船員の雇傭、解雇等一切の用務を行ふものとす。

浅水にては漁期中天候、潮汐等の爲め休業することなし。深水にては一箇月中二十日乃至二十二日間従業す。即ち舊曆一日より十二日迄及十六、七日より二十五、六日迄に至る小潮時を作業時間とし、潜水夫は通常三人にして、一回の潜水時間一時間（一人に付十五分乃至二十五分）とし、普通一日二回とす。三回潜水することは潮汐極めて緩慢なる時にして一箇月中三日間位也。深水漁場中四十尋前後の所にては一回の潜水時間十五分にして、海底に達する迄五分海底よりの上昇時間六分を要するを以て作業の時間は四分也。浅水に於ける潜水時間は一回四十分以上一時間二十分にして、日より日暮迄七八回潜水す。

乗組員 大部分本邦人にして其他は土人、馬來人、ニウ・ギネア人、ロトマン、馬尼刺人等なるも土人以外は極めて少數也。

一船の乗組員は左の如し。

	深水	浅水
潜水夫	三人又は四人	一人
綱持	一人	一人
水夫	七人	四人

漁法 浅水に於ては錨を使用せず、帆によりて船を流すものにして風力により總帆(三枚)を揚げ又はメンピユキを延し或はジブ及ミヅンの二枚とすることあり。

漁場及船の速力定まれば潜水夫は左舷ミヅンリギンの間より繩梯子を傳ひ入水す。此の時綱持は船尾レール上に立ちてライフラインを延し、一水夫(普通厨夫を兼ねるもの)メインデッキにありてパイプを延す。然るときは潜水夫は右手にてヘルメットの螺旋を緩めつゝ空氣抜き、左に綱袋を下げクランパを傳ひて降下す。作業の様子は他と大差なきを以て略す。

深水に於ては船は投錨後錨綱を伸縮することなく、一定の長さとし、各帆及舵を縛り水夫は四人乃至六人にて潜水機のハンドルを回旋し、潜水夫は降下せし海底四、五歩の區域にて三分乃至五分間

介を採集す。一回十箇以下の採集は不漁とせり。多きは一回二十五乃至三十箇を獲るに徴すれば、深水漁場にては介は海底一面に蜜生せること明か也。

漁獲高 總隻數二百隻、深水に出漁するものは約二十隻、他は皆淺水に出漁す。

深水に於ける介採集高は最高十二噸、最下七噸、普通八噸にして潜水夫一人の採集高は最高四噸半最下二噸普通三噸弱也。

淺水に於ける採集高は最高五噸半最下三噸普通三噸半乃至四噸也。

木曜島に於ける介の品質は各眞珠漁場中最良にして、且つ一隻平均四噸の採集あるに於ては、以前に比し衰へたりと雖も、他に比しては尙好箇の漁場と云ふを得べく、同島眞珠業の前途を悲觀するは尙早きの感なきに非ず。殊に深水に於ける八噸の介採集高あるは他に其の類を見ざる所也。

介の處理 採集せる介を潜水夫の前にて水夫は一々開口し、眞珠の有無を検す。淺水に於けるものは貝の外部をナイフにて削りブラツシュを掛け之を船主に渡す。深水に於けるものは牡蠣、砂等附着せる儘之を船主に渡し、百斤に付八斤を附着物の量とす。

介は約三百封度を以て一箇の箱詰となし、倫敦に輸送す。

收支 深水に於けるもの

收 入

一金九百磅 總額

内

金八百磅 貝八噸

金百磅 眞珠

支出

一金七百四十磅 總額

内

金二百四十磅 雇潜水夫四人の介歩合(一噸に付き三十磅)

金五十磅 眞珠歩合(賣價の二分の一を歩合とす)

金二百五十二磅 水夫七人(一年俸給
一月三磅)

金六十磅 綱持給料

金百二十磅 衣食料

金十八磅 雜費

差引

一金百六十磅 利益

即ち四名の潜水夫を雇入れ營業するものとせば、一箇年百六十磅の純益を得べく、潜水夫自ら經營するものは他より雇入るゝもの三名なるが故に、前記百六十磅に潜水夫一名の收得約七十磅を加へ、一箇年二百三十磅の純益を得るもの也。然れども潜水夫の前貸其の他のため前記益金より多少の減額を免かれず。

淺水に於けるもの

收 入

一金四百磅

内

金三百五十磅

貝 三 噸 半

金 五 十 磅

玉

支 出

一金二百四十磅

内

金四十八磅

網 持 給 料

金百二十磅

車廻し五人給料(一人月二磅)

金 六十 磅 食 料

金 十二 磅 雜 費

差 引

一金百六十磅 利 益

眞珠養殖業 ホケン社にてはダンデー島に一定の海面を區劃して眞珠養殖場を設けて技師を置き、自己所有の採集船にて採集せし小介の規定の大きさ(六吋)に達せざるものを此處に救養し、且つ他船より規定の大きさに達せざる介を一箇六片にて買集めて救養し、其の蕃殖成育を計ると共に人工眞珠を試みつゝあり。其の蕃殖及人工眞珠の成績に就ては未だ聞く所なきも、介の成長は極めて速かなりと云ふ。

漁業者の状態 木曜島は本邦潜水夫が最も古くより従業せし所にして、現今約六百の漁業者あり、各人の収入は別項記載の如く敢て少なしとせず。然れども此の土地は風儀最も悪しく、収入の全部は之を他に散じ、郷里に送金するもの又は之を資金の一部となし發展の方法を講ずる者少なきは甚だ惜むべし。

潜水夫の死亡率は他に比し甚だ多し。淺水にては年二、三人なれども深水に於ては六十人乃至八十人の潜水夫中約一割の死亡者を出すと云へば、決して少からずして甚だ危険なる事に屬す。而して深

水にて作業する水夫は淺水にて一船を經營する能はざる者、又は借金のため一時に多額の前借を爲す必要に迫られたる者等にして、概して年少氣銳のもの多し。

此の地には日本人會なる團體ありて、會員は前記漁業者以外の在留者を加へ約七百人あり。各種の設備を有し郵便物取扱其の他の事を辨する外、病者の救済死亡者の始末等をなし居れり。

木曜島渡航契約 濠洲に於て眞珠業に従事せんとする邦人は同洲移民規則の規定に依り、契約

移民に非ざれば之に従事する事を許されず。木曜島渡航移民契約は普通香港に於て行はるゝもの也。即ち香港には木曜島各眞珠業者の代理人ありて、木曜島にて従業者を要するときは香港に於ける代理人に其の旨を通ず。然るときは右代理人は之を香港在住の邦人船員周旋人に申込みを以て、周旋人は渡航希望者をして指定醫師の健康診断を受けしめ、合格者は右代理人と左の契約を結び木曜島に渡航せしむるものとす。然れども普通は木曜島の該業に従事中の邦人が其の親戚知人を呼び迎ふること多く、其の順序は先づ右従業者より船主(英人)に依頼して、邦人何某を雇入れ度き旨を本人及香港代理人に通ずるときは、本人は香港に至り診断の上契約を結び渡航するものとす。

木曜島眞珠業従業に關する契約

何年何月何日木曜島何社の代表者たる在香港何の誰と外國人何の誰(使用人)との間に左の契約を締結す。以下本契約に於て前者は雇主と稱し後者を使用人と稱す。

一、使用人は下等船客として木曜島に航しトレス海峡及其の附近に於て眞珠介の採集若くは其の他の業務に従事せんとし又は濠洲の北岸又は北西岸に於て船員たらんとするものにして三年の期間を以て傭ひ入れられ初年度に於ては一箇月に付三十志次年度に於ては一箇月に付三十五志三年度に於ては一箇月に付四十志の給料を支給せらる。

二、使用人の香港より木曜島に至る運賃並に契約期間満了後香港迄歸着する運賃は雇主の負擔とす。

三、トレス海峡に於て眞珠業に従事する船舶内に於ては雇主は使用人に對し普通の食物を支給す。

四、使用人にして自然的疾病に罹りたるときは雇主の負擔を以て醫藥を給し又は手術を行ふ。但し休業期間に對する給料を支給せず。

五、使用人は眞珠採集に關する諸規則を遵守し又雇主及監督者の命令に従ひ且つ何時にても指定せられたる時刻に於て勞役に服するの義務あるものとす。

六、本契約に基く給料の支給は木曜島到着と同時に開始せられ同島出發又は本契約の期間満了は同時に終了するものにして使用人は同島到着と同時に給料其の他同島の該職業に適用せらるる海商法の簡條に關し自署することを要す。此の外使用人は必要に際し以上の主旨に基く新

簡條にも自署することを要す。

七、使用人は何れの地を問はず税關の許可證なくして上陸することを得ず。

以上の七箇條は使用人に説明をなし凡ての簡條に於て同意し以後本條項に背くべからざることを了解したる上自署したるものなり。

本契約は雇主及び使用人に示し各自署せるものなり。

使用人

何 誰 自 署

代理人

何 誰 自 署

第七節 木曜島に於ける海鼠採集業

遠洋漁業組織に依る海鼠採集業は現今木曜島以外之あるを見ず。

本島に於ける斯業經營者には本邦人約十名あり。然れども是等邦人は現行移民法實施前自由移民として渡航せしものにして、現今の契約移民に依りて之を企つることは不可能なりとするも、参考として其の一般を茲に掲ぐることにせり。

漁業の組織 眞珠採集船の古船を使用し土人潜水夫十數名を乗組ましめ數箇月間各島を涉漁

し、漁獲物は之を船内にて處理するものにして、全く遠洋漁業組織也。偶々海鼠、高瀬介、鼈甲等の採集を副業とするものあり。

漁船 濠洲北部よりニウ・ギネア方面は毎年四月より十二月迄海面平靜なるを以て、此の間従業

するに於ては敢て堅牢なる漁船を要せざるを以て、一般に眞珠採集船の古船を代用す。漁船數は百隻以上にして八噸乃至十噸のもの約百隻、二十噸前後のもの約十隻あり。

乗組員 本邦人の經營に係るものは土人潜水夫十二、三人を使用し、其の監督指揮者として邦人二、三人乗組めり。

漁場及漁期 木曜島の東百三十哩に在るパーリャ・リーフよりニウ・ギネアの南部諸島附近、水深十尋以内の所を涉漁し、毎年四月より十二月末迄海上靜穩の時従業するものにして、三箇月間の食料を搭載し、約三週間に一回附近の島嶼にて薪水供給をなし、漁期中二回根據地木曜島に歸航して漁獲物を陸揚し食料を積取る。

漁獲物の處理 採集せる海鼠は直に船内にて乾燥せしむ。其の方法は先づ腹を割き、脱腸洗滌したるものを煮熟し、之を乾燥器に掛く。乾燥器は長さ五尺、幅二尺、高さ五尺の長方形にして、數段の棚を有し之を竈の上に装置せるものにして、一日三百箇を乾燥し得べしと云ふ。

經濟 海鼠は上下十數種あれども、木曜島にては上下混合して支那人に引き渡すを例とせり。一隻の採集高は平均六噸にして、其の價額約七千二百圓也。經費は土人の總食料(一人一箇月十日)其の他の船舶の修繕料(借船のものは船賃)、税金、雜費約三千圓を差引くも、一箇年良く四千圓以上の純

益を擧げつゝあり。

借船せるものは船賃として一箇年三十磅の借料を支拂ひ、且つ採集せる海鼠賣上高百磅に對し二十五磅を船主に支拂ふ。

産額 千九百十年中の木曜島の海鼠産出高は二百九十噸にして、千九百十一年は百二十一噸也。

第四章 漁業移民

第一節 移民

南洋中暹羅及佛領印度支那は暫く之を措き、馬來半島、蘭領東印度、比律賓其他諸島の總面積は約百二十萬六千方哩にして、總人口は約四千八百六十萬人、一方哩の密度は四十人なりとす。又は之を地方別にすれば馬來半島十五人、蘭領東印度五十一人、比律賓群島六十六人の割合也。然るに我日本内地の人口密度は一方哩に付き三百三十五人、加ふるに年々五十萬の人口増加をなしつつあるを以て、移民及出稼の必要にして且つ急務なるは贅言するの要あらず。爰に於て予は各地に於ける移民に付、少しく記述する所あらんとす。現今南洋に於て各種の勞役に服しつつあるものは、支那人、印度人、爪哇人及び馬來土人の四種にして其の内容は次の如し。

支那人 福建中部、廣東北部、浙江南部及山東全省は人口稠密、地味確固にして住民の生計困難なると、其の地海に面し渡航の便あるとを以て、古來多數の海外出稼移住者を出し、是等各地方より出稼人數は毎年約三十餘萬人に達し、年一年増加の傾向あり。猶ほ之が過半は廈門、汕頭の兩港より主として蘭領東印度、海峽植民地、暹羅、柴棍、蘭貢及馬尼刺に赴くものにして、最近の調査に依れば約六百萬人に達せり。

爪哇 約百七十八萬 農業(砂糖)、商業(米、砂糖)、職工

暹羅 約二百七十八萬 農業(米)、商業(雜貨)、漁業

馬來半島 約百萬 職工、船夫、錫鑛夫、農業(護謨)、商業(吳服、雜貨)

安南 約十九萬 農業(米)、商業(米、雜貨)、職工

比律賓 約八萬四千 職工、商業(吳服、雜貨)、漁夫

緬甸 約十五萬 農業、漁業、職工、商業(米、雜貨)

尙茲に出稼人と出發港廈門及其の地方との經濟關係に付看過すべからざるものあり。

即ち南洋各地に在る出稼人の廈門及其の地方への送金高は毎年約一千七百萬圓に上ること是也。

抑々廈門一帶の地は生産に乏しく、毎年著しき輸入超過(總貿易額の約八割まで輸入なり)を告げつゝあるに拘はらず、其の購買力の減退せざるは一に出稼人の送金あるに因ると、在外移民の廈門地方

の生産品を需要するに因る。即ち彼等は曾て郷里に在りて慣用したる廈門地方の各種品具を需要し、悉く廈門より仕入るゝを以て、同地と南洋との貿易は益々盛なるに至る。又彼等は海外に在りて泰西文明に接觸するを以て、歸來地方人士の知識を促進せしむるに於て、多大の功勞あるのみならず、將來當地方の一般公益事業は勿論、其の他各産業の開發に關しても新知識と財力とを兼有する彼等移民に俟つこと大也。

現今廈門に於ける資産家の十中八、九は、現代又は其の祖先の南洋方面の出稼に成功して歸來したる者に非らざるはなく、實に彼等は廈門に於ける財界の一大勢力たり。要するに出稼人の其の地方の商業及經濟上に及ぼす影響は決して尠少ならざる也。

印度人 印度移民は支那移民が海峽植民地を仲繼として南洋各地に到ると異なり、其の大多數は馬來半島に於て勞働に従事す。彼等は一年毎に歸國するの風あり。

印度移民は家族を伴ふ者比較的多く、其の全數に對する割合は一割三分乃至二割也。彼等は性質比較的柔順にして勞銀低廉也。勞働は支那人、爪哇人に比して劣ると雖も、賃銀の低廉なると夫婦共稼の者多き點に於て優る。馬來半島に於ては自然英領印度人を使用するの傾あり。

爪哇人 (一)領土外移民 蘭領東印度に於ける現行移民取締規則に依る時は、總督府は同領土内の土民を契約勞働者として海外に移出することを禁じ、唯特種の場合に限り總督に於て臨機之を

許可することあるべしと規定す。即ち原則としては其の移出を禁止する方法を採れりと雖も、尙毎年一千内外の移民は領土以外の農場其の他に出稼しつゝあり。而して總督が契約労働者の領外移出を許可する場合は其の都度條件を公示して之に合すべきことを命ずるものなるが、大體(1)土民の爪哇島出發前に旅費及支度料の一部を僱主より支給し、目的地到着後其の殘額を支拂ふこと(2)賃銀は男一名日給新嘉坡二十五仙女一名十五仙とし、食糧、飲料水、住家醫藥料は全部雇主の負擔たること(3)歸國旅費は僱主の負擔たること(4)契約労働者死亡後三箇月以内に其の遺族本籍地に歸らんとするときは、僱主に於て其の歸國旅費を支拂ふべきこと等也。

爪哇人は性質一般に溫順にして熱帶の氣候風土に慣れ居るを以て、駕馭宜しきを得ば頗る優良なる労働者たるを失はず。殊に印度人同様妻子を携帶するの風あるを以て、輕々しく轉々せざる等の利あり。故に前途矚目すべき労働者なりと雖も、蘭印總督府に於て領土外の出稼禁止の方針を取れるを以て、爪哇よりの移民は多く之を期待するを得ず。(爪哇移民取締規則参照)

(二)領土内爪哇移民 爪哇は人口稠密にして一平方哩五百九十二人の割合なれども、スマトラ、ボルネオ、セレベス等の諸島は土地の廣大なるに比して住民少なく、一産業を興さんとするも規模少しく大なるものは、勞力の供給を該地方の住民のみに俟つ能はざるを以て、蘭印政府は千八百八十八年以來、人口過多の爪哇住民を他の地方に移出して勞力の平均を保たしめんとし、各地の事情

を參酌し、夫々移民規則を發布せり。

馬來土人　馬來人は性質比較的剛健なれば熱帶の勞働に適すと雖も、如何せん怠惰にして一定の勞役に服する能はず、且つ貯蓄心に乏しく懷中多少の餘裕を生ずれば忽ち業を休み、之を徒費し盡すに非ざれば再び就業せざるの風あり。

本邦移民　翻つて本邦移民を見るに甚だ不振なりと謂はざるべからず。即ち其の南洋に於ける總數は約七千人にして、僅かに支那移民の千分の一強に相當するを見る。由來邦人は體力より見て爪哇人、印度人の如くに熱帶に適するものに非らず。又は氣力に於て支那人に及ばざれども、一般より見るに本邦人は決して南洋の移民に不適當なりと謂ふべからず。

南洋の海は四時平靜にして恰も湖水の如し。土人はカノーを操り、粗笨なる漁具を以て遊漁の如く従業しつゝあり。

馬來人、爪哇人は古來航海の術に長じ、遠征の氣に富むとは各種の書籍に記する所なれども、眼前の事實に於ては之を見るを得ず。現に漁業に於ては邦人の従事せる眞珠業、暹羅、安南に於ける湖川漁業、各地沿岸に於ける漁業を以て殆ど漁業を代表すと云ふべし。右の内眞珠業を除きては漁船を使用せざる漁業即ち陸上漁なるを以て、漁業者と云ふも所謂本邦の漁業者の如きものに非ず。半農半漁にして其の技術に於ても甚だ幼稚なるもの也。水産物の需要の多きと、海に魚類の豊なると

を見て、南洋の漁業状態が何故に今日の如き不振の状態にあるかを考ふれば、未だ此の地の事情に通せざる者は奇とすべしと雖も、陸に於て一鋤一鍬を施せば直ちに天産を得る廣原沃野が放棄して顧みられざるに徴すれば、未だ水産に手の及ばざるの當然なるを解せん。是れ南洋移民の有利なる所以也。南洋と本邦との地理的關係は甚だ好都合にして、南洋に出漁すると、朝鮮、關東州方面に出漁するとは北と南との差あれども其の難易殆ど逕庭あるを見ず。唯南洋の語未だ邦人の耳に親しからざるを以て聊か縁遠きの感あるのみ。然れども其の漁獲高の點に於ては遙かに南洋の優れるものあらん。馬尼刺に於ける打瀬網漁業の如き其の一例也。又本邦漁業者の技倆優秀なるのみならず、其の漁船漁具は南洋に向つて適當せるを見る。海洋の状態も亦甚しき差あるを見ず。加之各地に日本人の散在するありて、漁業上にも少なからざる便宜あるべし。且つ漁業は其の性質上大規模にも小規模にも經營し得べく、現時眞珠業等の特種漁業を除きては殆ど競争者なく、且つ他漁業との衝突なし。然るに現今本邦の南洋移住漁業者を見るに、第三章記載の如く其の數約二千二百人（濠洲在留漁業者を含む）にして、本邦南洋移住民數に比すれば其の率小なりとせざれども、南洋の現状より見れば殆ど云ふに足らざる也。

第二節 移住漁業の方法

南洋各地の漁業及移民に關する制度は、特に邦人に不利益なる條項を見ずと雖も、移民の如きは時

の政策問題たらざるなきを保し難きが故に特に豫め研究を要すべし。而して若し移住に何等故障なき場合、其移住漁業の方法如何は、漁業の種類、漁場の關係等に因り、自ら其規模に大小を生じ又は創業に難易遲速を生ずるものあり。又は創業期に於ては土地の事情不明、言語不通等の爲め意外の損失を招き易きを以て、移住漁業者は先づ其の初めに於ては

一、小漁業を選びて試験的に之を營み、其の間に土地の事情に通じ、一面大規模漁業に付精査畫策することゝなすべし。

二、漁船は一箇所に二、三隻以上を送るべし。即ち一箇所に漁船一隻を送るときは、萬一不漁其の他の障害起りしとき甚しく困難を感すべければ、同時に二、三隻を送り互に相助けしめ、又出來得べくんば同一方面にのみ漁船を集中せず各地に散在せしむれば、事情を知る上に於ても甚だ好都合なるべし。

三、初めは根據を大都市に設くること、即ち漁業地を新嘉坡の如き中心地に選べば各方面の事情を知るに便なるを以て、勢ひ他方面への移轉を速ならしむるのみならず、大都市に於ては漁獲物を處理製造せずして直ちに生賣し得るの便あり。

四、移住漁業者は强健なるを要す。本邦と氣候風土を異にする地にありては、健康者にあらざれば能く堪へ得ざるを以て、移住者は少壯者を適當とすれども、年を経ると共に又各種の弊害

を伴ふの虞あり。故に將來健全なる發達をなさんとするには家族移住をなさしめ、婦女子には相當の副業をなさしむべし。然れども事業其の緒に就かざる間は、家族移住は困難なるを以て、少壯強健なるものを移住せしむること策の得たるものならん。

五、漁船漁具は主として本邦在來のものを使用するを可とす。漁業者が在來より使用しつゝある漁船漁具を用ふるに於ては其の失敗も少かるべきも、初めより土人の漁船漁具を以てし、又は土人を使役するは從來の經驗に徴して甚だ不可也。

六、組合、團體等は移住者に向つて相當の援助を與ふべし。漁業者は其の初め假令南洋漁業の有利なることを知るも、自ら進んで之を營む勇氣と經綸ある者少なるべし。特に漁業の組織如何に依りて假令有利なる漁業も失敗し、或は惡例を將來に残すことあるを以て、是等に付ては其の初めに於て適當なる方法を講じ、其の監督に努むべき也。農業其他殖産業に移民會社ある如く、移住漁業にも將來健全なる漁業移民會社様のものを組織し、之を通じて専ら其の發展を圖るも或は一策なりと信ず。

第三節 移住漁業者に對する注意

邦人中南洋は一攫千金の地、渡航後數年ならずして巨萬の富を攫得し得るの所となすものあれども、南洋の富も此の如く容易に得らるべきにあらず。然るに之を思はずして資本又は技術の一をも

有せざる者、又は一定の職業なき書生あがりの者、徒らに志望大なる者、徒手徒食の輩の漠然として南洋に往く者の多きは甚だ遺憾とする所也。近來南方に着目するもの多きに至り各種事業の狀況も調査せられ、以上の誤解漸く減じ、現南洋在留者も着實なる職業を求め、雜貨業者の如きも轉じて農工漁業を企劃するに至りたるは甚だ喜ぶべき現象也。由來本邦渡航者の多くは永住の念なく、數年の後には相當の貯蓄をなし歸國して安逸を貪り、郷里に誇らんとするものあれども、漁業の如きは半永住又は永住の目的を以てするにあらざれば、其の發展を期すべからず。又は小漁業にありては其の收益の大半は之を資本に繰入れ、漸次其の發展を計りて以て大に發展し得べし。漁業の種類に依りては常に遠洋沖合にて従漁し、甲地より乙地に、乙地より丙地に轉々移住するを必要とすれども、沿岸漁業の如き根據地を要するものは一定の地を相し、家族携帶者は雜貨農業等の副業を兼ねる等考慮すべき事ならん。漁業者に健康の必要なることは屢々之を説く所なれども、由來漁業者は不攝生にして暴飲暴食又は過度の勞働を強ひらるゝことあり。然るに南洋は本邦に比すれば不健康地にして、各種の疾病に冒さるゝこと多く、就中胃腸を害し或は腦病に侵さるゝもの少からず。左なきだに顔色憔悴し、身體氣力共に衰弱し易きを以て特に留意すべきことに屬す。

各種の事業に於て最も必要を感じるは言語也。然るに漁業者は概して其の練習を嫌ふの傾あり。然れども馬來語即ち南洋語は極めて簡單にして、日用語のみは容易に修得し得べきを以て、渡航後直

ちに練習し得べし。又邦人は他の各國人と全然風俗慣習を異にするを以て、彼等と相接近すること困難にして、互に相擯斥するの風あるは甚だ面白からざる事なれば、或る程度までは彼等と同化する事肝要也。特に締りなき和服を着るが如きは甚だ見苦し。邦人は近來南洋に於て大に認められんとしつゝあるの時なれば、自ら其の風采、言語、舉動に注意して帝國民たるの體面を保ち、徒らに空言壯語を弄して土人を煽動し、又は其の舉動に於て官憲の疑ふ所となる如きは最も慎むべし。南洋にては各種の事業に於ける支那人の勢力は實に偉大なるものなれば、彼等と努めて融和し、又は土人の性癖慣習を了得し、之を愛撫して其の反感を買はざるに努むべし。

南洋を通じて渡航者は其の初めに於ては内地に於けると均しき生活に甘んずるも、漸次贅澤の風に感染し不品行を敢てするもの多きは戒むべき也。又は南洋に於ては水産業以外各種の事業に有望なるもの多く、現在の在留者中にも此の種の事業に眩惑して半途轉業し、其の成功を見ざるに更に他の有望なるものに轉じ、その結果何事にも成功するに至らず、徒らに資本の缺乏を嘆ずるもの多し。況んや他の事業と其の性質を異にする漁業に携はる者は、他の事業の性質消長を究むること難きを以て、漁業の成功を見るまでは専心之に従事すべき也。

爪哇渡航者に對する注意

蘭領東印度に於ては其の住民を蘭人又は歐洲人及其對等者、土人及び其の他の亞細亞人の二種に區別し、兩者其の取扱を異にす。本邦人は歐洲人と均等の取扱を受

け、其の入國居住に關しては一千八百七十二年總督府令第三十八號の規程を適用せらると雖も、支那革命後一般支那人の散髮洋裝せるため、本邦人と支那人との識別に苦む場合尠からず。此の場合に於て其の日本人たることを證明すべき海外旅券を携帶せざるもの少なからず。爲めに不慮の危禍を招くことあるのみならず、千九百十一年總督府令爪哇及マヅラ島入國免許規程により入國者は下船前(一時的旅行者を除く)一名約二十圓の支拂を要し、而も同令第四條により入國後間もなく救助を要すべき者、又は自治の能力なしと認めたる者に對しては入國を許可せざることあるべきを以て、邦人渡航者(普通三等客)は自衛上必らず旅券を携帶すると共に、前記入國免許規程第四條に該當するものにあらざる旨、豫め移民官に對し辯明し得るの用意あるを要す。上陸港に於て雇主又は相當商店にて右立證者ある場合は差支なしとするも、左なきに於ては移民官の認定により或は入國を許可せられざることあるべし。

爪哇移民取締規則 (一八八七年總督府令)

第一條 蘭領東印度以外の土地に於て勞働の目的を以て土民を雇入るゝことを禁す

第二條 前條の規定に違反する者は歐洲人と土人との別なく六箇月以上一箇年以下の重禁錮に處す
官吏又は土人の會長同一の行爲を爲すときは其の罰を倍加す

第三條 第一條に記載せる禁錮を犯す者は其の行爲の未遂既遂を論せず處罰す

第四條 土民を海員として傭入るゝこと妨なし

第五條 總督は特種の場合と認むるときは第一條の規定に拘らず其の雇入れを許可することあるべく許可の條件は一件毎に明示すべし

備考 第二條歐洲人中には本邦人を含む

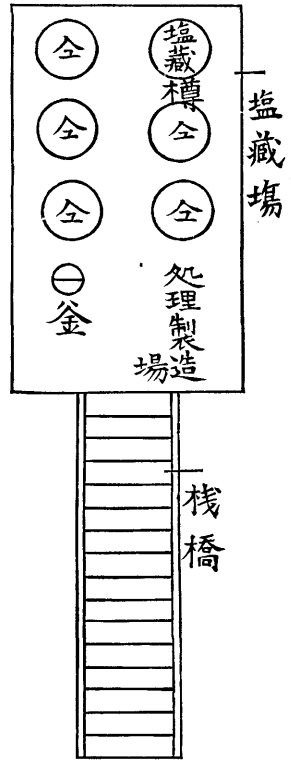
第五章 水産物の處理製造

南洋は温度の關係上鮮魚の保存甚だ困難なるを以て、魚類は殆ど鹽煮品、鹽藏品、鹽乾品又は素乾に製造して、短きは二、三日間より數週間、長きは二、三箇月を保持せしむるを目的とす。本邦に於けるが如く數箇月又は其以上の長期間の保存に堪へしむべき製法を施せるもの少なし。現今南洋に於ける魚類の大供給地は暹羅、安南なるを以て、魚類の製造も亦同地方に於て最も發達せるを見る。左に各地の處理製造に付記載すべし。

第一節 暹羅タチン村に於ける魚類の處理製造

製造場 圖に示すが如く製造場は鹽藏樽置場、鹽藏場、釜場及棧橋よりなる。

平 面 圖



棧橋は河中に突出して之を造れり。其の長さは河水の深淺及場所の模様により一定せざれども、普通十尋乃至十五尋、幅二尋乃至五尋、高さ水面上二尋位也。其の構造は竹杭を柱とし之れに棒を渡して枠を組み、其の上に幅七、八分に割りたる竹箆を敷き、此處にて魚の洗滌、脱腸をなす。

鹽藏場、釜場及煮熟魚置場 平家建にして間口奥行共に約五間とし、其一部を鹽藏場とし他の一部を釜場及煮熟魚置場に充つ。

鹽藏樽置場及鹽置場 奥行十間、間口五間の平家建にして、鹽藏樽八箇を置き内二箇を鹽樽に充つ。

魚乾場 九間に二十五間の面積を有し、地面より二、三尺高く竹箆にて棚を作り、此の上に魚を列ぶ。

製造用器具 鹽藏樽は大小二種あり。大は徑六尺七寸、高さ三尺七寸、小は徑三尺八寸、高さ二尺六寸也。

釜は左記の蒸籠を入れるに適する大きさにして、一箇又は二箇を据付く。

洗滌籠は口徑八寸、高さ七寸五分、底九寸五分のもの。

運搬籠は圓筒形にして口徑一尺六寸、高さ一尺一寸、縁に二箇の手を有す。

煮熟籠は圓筒形にして口徑二尺二寸、高さ一尺七寸五分、縁に二箇の手を有す。

除腸魚入籠は本邦農家にて使用する箕と略同形同大也。

平籠は徑一尺七寸、高さ一寸八分。

處理 相應の漁獲ありしとき漁船はマネを掲げ、大漁の時はマネの外更に船首船尾に種々の裝飾をなして、入船すれば村内の婦女子等は之を見て除腸に従事せんとして其の製造場に蝟集し、製造雇人も夫れゞ製造の準備をなし、小賣魚商人は小船にて買出しに來る等頗る繁忙也。

船愈々棧橋前に來るときは、魚類は總て漁夫の手を離れて陸上労働者即ち製造人夫に渡る。製造人夫の一人は二升入位の抄ひ籠を以て漁艙内に入り、魚を抄へば他の一人は棧橋側の足場に受け籠を持ちて立ち、之に魚を受けて棧橋上に揚ぐ。然るときは棧橋上の一人は魚を洗滌し、除腸のため棧橋に集れる婦女子に魚を渡す。除腸の方法は鰓蓋より指を入れ鰓及腸を抜き、之を箕型の籠に投入す

れば魚集めの人夫は之を洗滌籠に移して洗滌場に送る。洗滌夫は之に河水を掛けて洗滌し鹽藏場に送る。

鹽藏品の製法

鹽漬人夫は先づ鹽漬樽に飽和鹽水三、四分を入れ置き、洗滌場より運び來れる魚を此の樽に入れ、更に少量の鹽を散布して之を攪拌し、樽に充滿する迄之を繰り返す。之が用鹽量は二十%なりとす。樽に充滿すれば之を二、三時間放置し置き、一方煮熟人夫は釜に飽和鹽水を入れ、籠に点火して魚を前記鹽漬樽より取り出し竹簧上に移して大小を區別し、之を平籠に重ねて並列し置き、更に煮熟籠の内側に沿うて圓形に積み重ね、中央部に空所を作りて魚を籠縁と同一高さ迄積み重ねぬ。而して籠を沸騰中の釜に入れ蓋をなして約十分間を經過したる後蓋を取り、籠の中央部の空所に溜れる汚物を汲み出し、且つ其の沸騰水三杯を魚に掛けて洗滌し、再び蓋をなし大凡五分間の後籠を引き揚げ湯を滴らして籠を冷却場に運び、釜には清水一、二升を入れ置くものとす。冷却せし魚は運送船にて盤谷の魚商に送り市場に上す。

此の方法に依り煮熟せられたものは味甚だ美にして三、四日の保存に堪ふと云ふ。

鹽藏品の製法

大なる魚は除腸す。小なるもの又は大漁の時は除腸せずして直ちに鹽藏す。除

腸方法は前項に記するが如し。用鹽量は三十%乃至四十%にして、鹽藏の方法は本邦に於けると同様也。三、四日間鹽漬したる後之を運搬船にて盤谷に送る。運搬船には船底にアンペラ莖を敷き、鹽

を散布して鹽藏魚を入れ、更に少量の鹽を散布して又魚を入れ、層々此の如くにして竹筴にて蔽ふ。鹽藏品は主として海外に輸出するものとす。

鹽乾品の製法 大なる魚は除腸すれども小なるものは除腸せず。直ちに立鹽漬として輕壓を加へ、一晝夜放置したる後取り出し、淡水にて洗滌し竹筴上に竝列して三日間日乾す。

サツバ、鰯、石首魚等は振り鹽漬とし、二、三日放置したる後三、四日間日乾す。

以上各種の魚類は鹽藏に際しては各種の魚類及び其の大小を混合の儘となせども、乾燥二、三日目には之を撰別す。鯉、鱒、鯛、鱈等大なるものは之れを脊開きとなし、二日間立鹽漬の後四、五日間日乾す。

魚醬油の製造 暹羅醬油は之を魚の水と云ひ、プラトー魚鹽藏の際副産物として製するもの也。則ち之を製するには鹽藏に際し除腸後洗滌せず、其の液汁を蒐め適當の鹽を混じて醱酵せしめたるものにして、其の味はソースに似て暹羅人及支那人の愛用する所也。

第二節 佛領印度支那に於ける鹽乾魚の處理

魚類は鹽乾魚、素乾、鹽蒸し、燻製等にす。鹽乾魚又は素乾は輸出品とし、鹽蒸し、燻製等は内地向とす。

鹽乾魚の製法は先づ產地(淡水漁場)にては漁獲後直ちに頭を落し脱腸す。大魚は脊開きとなし、

小魚は其の儘にて鹽漬とす。鹽漬の方法は極めて簡單にして、先づ鹽を大なる桶に入れ置き、之に脱腸洗滌したる魚の兩面(脊開せるものは背部及び腹部開かざるものは兩側)を鹽に浸し、之を他の大なる桶に漬け(用鹽量を普通二十乃至三十%)二、三日間にして之を取り出して一日間日乾し、船便に依りシヨ・ロン市の魚問屋に送る。用鹽量及乾燥の程度は魚の種類、季節竝に仕向地により之を異にするも、普通鹽少なきものは乾燥を充分ならしむ。甘鹽にして乾燥相當なるものは最も高價なれども、之は魚類の貯藏時日に關係すること最も大なれば、之が製造は最も意を用ふる所也。

魚油及魚醬油の製造　鹽乾魚製造と同時に魚油を製造するものあり。即ち鹽乾魚製造の際除去せる魚の頭を集め、之を煮沸し油を取るものにして、魚粕は肥料とせず之を放棄す。又魚醬油は腐敗せんとする魚より取る。

第三節　比律賓に於ける魚類の處理製造

各漁村には大概二三の鮮魚仲買商ありて、漁獲したる鮮魚を悉く買收し、直に鮮魚の儘馬尼刺市其の他の市場に運搬販賣す。又時間の都合に依りて到底鮮魚にて賣盡し難き場合には、一旦之を鹽漬として後煮乾又は素乾とし、或は鹽漬したる儘需要地に輸送販賣す。馬尼刺近傍に於ては支那人之を購入し大魚は鮮魚の儘販賣し、魷、ワチ其の他小魚類は乾製又は鹽漬として販賣す。馬尼刺市より程近きバーンクーサイと稱する所に支那人の水産物製造場凡そ六十戸あり、近傍土人の魷、地曳網、

沖取網等にて漁獲したる鰻、ワチ其の他の魚を買取り燻製又は煮乾、鹽乾として馬尼刺市場及其他的市場に販賣す。燻製は以前小規模の製造を土人のなすものありしが、支那人之を習得し漸次規模を擴張して遂に今日の盛況を呈するに至れり。組織は多く支那人の共同事業にして、一製造場には雇人十人乃至二十人あり。一箇年製造高凡そ二萬圓乃至四萬圓に及ぶ。製造納屋には大小あれども凡そ間口五間奥行十五間の納屋と二百坪内外の乾燥場を有す。納屋には其の壁に沿ふて二十箇乃至五十箇の燻竈を備ふ。竈は石を以て作り高さ二尺口徑一尺位に築き上げ、恰も本邦の竈の如く作り、火口の外下より一尺許り上に徑一寸許の小孔を穿ち、石又は木を以て栓となし時々抜き差しして空氣の流通を計る。深さ二寸五分徑一尺四寸許の籠五、六百枚乃至二千枚を有し、竈の數に應じて深さ五寸徑二尺内外の蓋籠二十枚乃至五、六十枚、其の他煮熟用大釜、鹽漬用箱桶等數箇あり。乾場には地上より高さ三尺、幅二尺五寸の棚を造り竹簧又は乾籠(長さ二尺五寸深さ一寸幅二尺)を備ふ。

ワチ、鰻類燻製法 漁業者の運び來りたるワチ、鰻其の他各種小魚を製造小屋に送り、直に原料一斗に付四升位の割合に食鹽を施し、桶又は箱の中に入れ、押し石を爲して凡そ五、六時間を経て桶より取出し、淡水を以て洗滌し能く水分を滴下す。燻籠一枚に大は凡そ七十尾、小は凡そ百二十尾位を一々叮嚀に魚と魚とを少しく重ね掛けて竝列し、豫て竈の内に鋸屑を燻しある上に一籠に籠一箇づゝを置き蓋籠を掩ひ時々鋸屑を投じて燻すこと凡そ一時間、魚體狐色に變じ其の儘食し得るを

以て竈より下し、燻籠に入れたる儘馬尼刺市場に送りて販賣す。其の値段は時に依りて高下あり。大は一籠三十五、六錢乃至八十錢、平均五十錢、小は十二錢乃至四十錢平均二十四、五錢也。燻材は別に其の原料を選ばず。鋸屑は製材所より之を求むれども、其の消費多く供給不足なるを以て、各製造場にては一人乃至二人の木挽を常備して、特に毎日燻製用の鋸屑を製造せしめつゝあり。以て本業の盛なるを推知すべし。此の燻製品は年中殆ど絶ゆることなしと雖も、七、八月の候には全くなきことあり。其の最も盛なるは一、二、三月頃とす。燻製品は盛夏の候と雖も相當の時日貯藏に堪へ腐敗する憂なしと云ふ。

燻製の外煮乾、鹽乾等あり。共に鮮魚を一旦濃厚なる鹽漬とし、一夜若くは天氣の都合に依りて二、三晝夜其の儘になし置き桶より取出す。鹽乾は其の儘豫て設けある乾場に搬出して、乾簀の上に殆ど厚さ二寸餘に竝べて日乾す。當地は太陽熱の強烈なると空氣の流通宜しきを以て、乾燥極めて早く一日ならずして乾燥す。殊に色澤良好にして腹部の切るゝことなきは當地の特色と云ふべし。煮乾は鹽漬したるものを桶より取り出し、豫て、凡そ容量一石許の釜に淡水を沸騰したる内に、一回約四、五斗づゝ投入し、二回許沸騰せしめ攪を以て抄ひ水分を滴下して、稍冷却したるとき乾棚の簀に撒布して日乾す。又全く素乾とするものあり。是等は多く山間地方に輸送販賣す。

第四節 蘭領東印度に於ける鹽乾魚處理製造

蘭領東印度に於ては漁業盛ならざるが故に、製造も亦幼稚にして各漁村に小規模の製造を見るのみ。左に其の主なるもの二、三を述ぶべし。

鹽蒸し 爪哇北海岸エリタン、インドラマユ等の漁村にては、口徑一尺、深さ一尺二、三寸の素燒釜に少量の水を入れ、中央に竹を立て其の周圍に魚を列べて振鹽をなし、其の上に魚を列べ又鹽を振り斯くて魚を充滿し、蓋をなして籠に掛け之を蒸して一釜幾許として釜の儘賣買す。

又之と略同一の方法にて稍小規模のものあり。其の方法は口徑六寸深さ七寸位の土燒の釜に魚を一列に列べ、其の上に鹽を振り藁十數本を敷き、其の上に又魚を一列に列べ鹽を振り藁を敷く等の順を繰返して釜に充滿せしめ之を蒸す。

鹽乾魚 鹽專賣施行地に於ては用鹽の高價なるに堪へずして、沿岸に穴を掘り之に海水を酌み入れ置くときは、熱の爲め穴中の海水蒸發して濃厚となるを以て、之に魚を投じ恰も鹽水漬の如く數時間又は一、二日間之を放置したる後引き揚げて日乾す。

素乾 蘭領内は鹽高價なるを以て、魚類は素乾に製するもの多し。素乾の方法は他と大差なく、唯處に依りては日乾する前に二、三時間海水に浸して鹽分を魚肉に浸透せしめ、然る後日乾するものあり。乾燥は之を充分ならしめず魚肉に多少の弾力を有する程度にて止む。

燻製は各地に於て之を行ふを見る。燻製の方法は燒きて後徐々に之を燻すものと、魚を煮熟して

後之を燻すもの及び生魚を徐々に燻すものとありて、何れも數日間の保存に堪ふと云ふ。

第六章 需要供給竝に販賣機關

南洋の全人口五千四百萬人は皆魚食人種なるを以て、魚類の需要は決して尠少なりとせず。今南洋全人口の半數を有する爪哇の例を以て一般の需要を律せんに、現今爪哇には一箇年間約二千萬圓の需要あり。故に南洋全般に於ける需要は約四千萬圓也。南洋の中心市場たる新嘉坡に於ける鹽乾魚の平均相場十弗乃至十一弗なるを見れば、尙其の供給が需要を充たす能はざること明か也。以上は主として鹽乾魚の需要供給即ち南洋相互の貿易に就いてなり。然れども翻つて地方的需給の狀態を見るに、魚類は漁場附近の外は鹽乾魚其の他の製品として運搬販賣せられ、鮮魚の需要亦漁場附近に局限せられ、唯僅に大都市附近に於て短距離の水藏車、運搬船を使用するものあるのみ。狀態此の如くして未だ需給圓滑ならず、就中鮮魚の取引及之が機關竝に貯藏等は移住漁業上至大の關係を有し、先づ最初に知悉するの必要を認むる所なれば、左に是等に付見聞せる所を摘録せん。

第一節 市場

香港 魚菜市場は現に十五箇所あり。建物は皆政廳の所有に係り衛生局の監督する所也。入札の方法を以て賃料を徴し一般商人に貸與す。今各市場の店舗、ストール、魚槽の數等を示せば左の

如し。

名	稱	店舗又はストール	數
セントラル・マーケット・		店舗、ストール、魚槽	三〇六
エンド・クォーターズ			
西部市場		店舗、ストール	一一七
西部新市場		店舗、ストール	八九
サイ・イン・ブーン・マーケット		店舗、ストール	七一
シエクトン・ツイ・マーケット		ストール	三〇
ワン・ツイ・マーケット		ストール	八四
ソ・コン・ポ・マーケット		ストール	六二
ヤウマテイ・マーケット		ストール	九〇
ハン・ホム・マーケット		ストール	五七
シヤウキワン・マーケット		ストール	三五
サイ・ワン・ホ・マーケット		ストール	六八
港務局傍假市場		カート・ストア	
タイ・コク・ツイ・マーケット		ストール	三二

ツイム・シヤ・ツイ・マーケツト

ストール

六五

モン・コク・ツイ・マーケツト

ストール

四〇

附言 店舗は市場内にある一軒の店、ストールは市場内の賣臺とも云ふべく、魚槽とせるは魚

槽を置きて販賣するもの、カート・ストアは運搬車を其の儘店とするもの也。

右市場中、中央及西部市場は石及煉瓦造にして最も完備せり。市場は政府の監督嚴重なるを以て、新鮮なる食料品を販賣す。ストールには肉類、家禽、野禽、魚類及果物等其の業務種々あり。食料品は概ね是等市場の販賣する所なれども、米、麵麩、牛乳、鹽魚其の他二、三は市場外にて販賣することを得、魚類の大取引は普通中央市場にて行はる。其の他の市場にては中央市場よりの魚類を運搬するもの多し。中央市場に於ける鮮魚は目下全記、合盛、興記の三魚商にて取扱ひつゝあり。

鮮魚賣買の方法 市場は普通午前及午後二回に開市し、此の外大漁の時は臨時に開くことあり。先づ漁船入港すれば前記魚商人は人夫を漁船に送りて魚を陸揚せしめ、魚の重量を量りて市場小賣人の希望により夫れぐ魚を分配す。而して前記三魚商は其の日の魚の賣れ工合によりて當日の魚價を定め、翌日各小賣人より其の賣上金を徴集し、其の六分及人夫に要したる費用を差引き荷主即ち漁業者に支拂ふものとす。此の方法は甚だ曖昧なる如くなれども、魚商人の信用と經驗とは能く之を制して何等の苦情なく取引せらるゝを見る。

中央市場にては夏期は一日一、二萬斤、冬期は四、五萬斤の魚類を賣捌くと云ふ。而して毎日賣れ残るが如き事稀なれども、此の如きことあらば生魚は水槽に、鮮魚は氷藏として翌日の市場に上し、又は鹽乾魚或は肥料となす。

魚價は季節及漁獲高に關係すること素より大にして、之を月別により見れば大略左の如し。

五、六、七、八、九月は魚少なきを以て魚價高く、十、十一、十二、一、二、三月は二艘曳打瀬盛なるを以て魚價廉也。

又冬期一日の取扱高は約五千圓、夏期一日の取扱高は約二千圓、年平均一日の取扱高約四千圓也。魚價は一箇年を平均せば大約左の如し。

上	物	一斤(百六十匁)に付	二十仙乃至三十仙
普	通	同	十仙乃至十五仙
安	物	同	二仙乃至五仙

西部市場は中央市場に次ぐものにして、魚類は目下祥令、室隆、恰和、大利、合昌等に依りて取扱はる。

バタバヤ市場 爪哇島内に於ける市場は雜貨及食料又は魚菜市場にして、魚市場専門のものは單にバタバヤに一箇所あるのみ也。同魚市場は官有にして之を魚商人(問屋)に經營せしめ、官憲に

ては單に之が監督をなすのみ。今同市場の内容を説明せば左の如し。

バタバヤ舊港畔に位し、漁場との距離及漁船の碇繋、漁獲物の陸揚竝に市内需要地との連絡は曠賞すべきものあり。

市場は間口約二十間奥行約二十間にして總てコンクリートにて固め、三面は奥行約五間の建物（賣場）にて圍まれ、市場の中央に井の設けある外何等の設備なし。

尙魚市場は前記の如く官有にして、入札の結果一箇月二百圓にて支那魚商人和金山、和成外一名に之を經營せしめ居れり。而して前記三名は其の使用量を六十四圓、九十六圓、四十圓宛分擔し各別に營業せり。

荷主即ち漁業者は少數の支那人を除けば爪哇人にして、彼等は何れも薄資にして漁具の新調、魼の建設等に要する費用は、多く前記各魚商人に依り融通し、漁獲物を其の魚商人に於て賣上高の一割乃至二割を口錢として差引さる。口錢は借金なきものに對して普通一割以内なれども、漁夫中借金なき者は皆無也。故に口錢は魚の多寡及借金の高に依り、一割乃至二割の範圍にて高下あり。漁業者の借金は一人に付二、三圓のものあり又八百圓位のものもあり。開市時間は毎日正午より午後四時頃迄として、大漁の際は此の以外の時間に開市することあり。當市場に集まる總漁船數は約二百隻、一隻の賣上高は三、四圓より二、三十圓にして、平均一箇月の市場取引高は二萬四千圓也。魚は乾

燥期に多く雨期に少なし。是れ漁夫怠惰にして雨期に出漁せざるが故也。小賣人の總數は約百五十人にして、一人の賣上高は五、六圓より十七、八圓也。

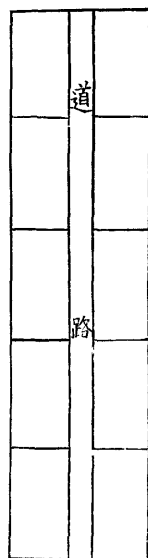
取引方法は本邦と同じく糶賣にして、各小賣人は其の購入せし魚を市内の各魚菜市场又は小賣場に持ち行きて販賣す。問屋への支拂は一日遅れ、即ち翌日に至り前日の支拂をなす。然れども問屋にては小賣人中信用薄きものに對しては他の信用ある小賣人に保證せしめ、若し貸倒れある時は保證せる小賣人より其の支拂をなさしむることとし、此の小賣人は又保證者に對し一々五仙の保證料を支拂ふを例とせり。

當市場は入札により之が經營をなさしむることとするも、前記三問屋の出來してより之れが經營を繼續せるを以て自然他に競争者なく、市場は全く右三問屋の専有に歸し、官憲は之に對し毎日其の料金を取立つる外、衛生上の監督をなすのみ。

爪哇チエリボンの魚菜市场　チエリボンには三箇の魚菜市场あり。内最も大なるを中央市場とし、魚類の主として販賣せらるゝは本市場なりとす。

各市場共に地方廳の經營に係り、一定の料金を徴して市場商人に使用せしむるものなるが、其の料金の取立困難なるを以て、多くの場合一箇月の料金幾許と定め之を一商人に請負はしむ。即ち此の商人は各市場商人より料金を取立てゝ地方廳に納付する也。而して之が請負高を聞くに中央市場

に在りては一箇月約百圓なりと云ふ。



にして、其の使用料は規定八十錢なれども、請負人は之より多くの使用料を徴收するを常とせり。

又土人の小商人は右家屋外の廣場にて魚類其の他物品を販賣し、其の料金として一日一仙を徴收せらる。

中央市場には三人の集金人と二人の掃除人夫あり。又巡查三人駐在して市場内を取締れり。

新嘉坡市場 市場は五箇所ありて内二箇所は海岸に面し、鮮魚の取引は多く此の二箇所にて行はる。各市場の設備は甚だ賞讃すべきものあり。就中海岸にある一市場の鮮魚部の建物は海中に突出し、漁船は直ちに漁獲物を陸揚し得る如く、又別に冷蔵庫との連絡ありて、漁獲多きときは之を貯藏する如くせり。又市場内の賣臺は大理石を以て作り、其の下には小なる氷藏室設けられ、從つて又氷の需要盛也。此の他別にランチ一隻を備へ大漁の時、魚類の運搬に供す。

新嘉坡市場に於ける鮮魚取扱高は一日二千弗、一箇月十萬弗内外にして、其の供給地は新嘉坡附近及蘭領リオ群島也。

市場は市立にして一定の料金にて各商人に其の營業を許可し、市は衛生其の他に付き監督をなすのみ。

市場の魚商人(問屋)は全部支那人にして、内大なるもの三人あり。彼等は漁業者に前貸をなし、魚の蒐集に努め、市場口錢を一割支拂ふものとす。開市時間は早朝より日没迄にして、魚類の入荷は早朝及午後一時頃の二回に多し。

盤谷市場 暹羅には盤谷以外大都市なく、水産物其の他物産の集散は一に此の地を仲介とす。

盤谷に於ける需要は鹽乾魚、鮮魚及生魚也。鹽乾魚は茲に暫く措き、鮮魚及生魚に付述べんとす。

生魚は總て淡水魚にして、其の需要大なるは實に驚くべきものありて、遠きものは百哩の地より活魚船にて運搬し來るものあり。鮮魚は多く海魚にしてパークナム、タチンの二大漁村より毎日午前八、九時頃及午後一時頃の二回汽車に依り盤谷に送るものにして、従つて市場も午前及午後二回賑ふを見る。

盤谷市内には數箇所私設の大魚菜市場ある外に川魚のみを取扱へる魚市場あり。

盤谷市場にては荷主又は仲買人より小賣人に販賣するは、糶賣法によるに非ずして其の日の需給を豫測し、雙方にて相場を協定するものにして、前記魚菜市場中に於ける最大市場にて産地より入荷せしものを、夫れ々他の市場に分配するもの也。又魚の小賣は各市場以外にては行はれず、呼賣の

如きものなし。

馬尼刺魚菜市場　魚菜市場は市營にして其の大なるもの市内に七箇所あるも、鮮魚は主として海岸に位せるトンド市場にて取扱はる。

市場には吏員駐在して各賣臺貸賃(約六平方呎のものにして一日の料金二十錢)を毎日取立て、且つ賣品及市場の監督をなす。

鮮魚取扱人(仲介人)は十數人ありて、土人の外一、二の支那人あり。市場にては糶賣をなさず。是等仲介人は漁夫より魚を受取り、當日の市況及魚の多寡により魚相場を建て、小賣人に賣渡し、當日又は翌日其の賣上代金を集めて魚類の運搬其他に要したる費用を差引き、口錢一割(馬尼刺に於ける本邦打瀬網漁獲物に對しては五分)を差引くものとす。土人漁夫及虱目魚養殖者は之を市場に運び小賣人に賣り、又は自ら市場にて販賣するものあり。全市場に於ける鮮魚の販賣高は一日一千五百圓乃至三千圓也。而して其の大部分はトンド魚菜市場にて販賣せらる。同市場にては虱目魚を専門に販賣する者約四十人あり。開市時間は早朝より午後八時迄にして、鮮魚の取引は午前中を盛なりとす。

馬尼刺に於ては氷の使用盛なるが、鮮魚多くして一日に賣り盡されざる時は、之を氷藏して翌日の市場に上す。又鮮魚運搬に氷を用ふ。打瀬網の漁獲物は四、五月の酷暑時期に於ては之を氷藏する

ことあり。

第二節 製鹽業

暹羅の製鹽業 暹羅の製鹽業は天日製鹽にして其の製法進歩せず、且つ課税高率なるを以て同國の製鹽業は年々衰微に傾き、暹羅灣沿岸各所に鹽田の撤廢せられたるもの多きを見る。

今盤谷の西方バンボンに於ける製鹽業に付調査せしものを掲ぐべし。

鹽田 鹽田は結晶地及乾燥地に別れ、而して結晶地一に對し乾燥地は四又は五を要す。之を面

積より云へば結晶地一畝に對し乾燥地は六、七畝を要す。(一畝は我一段六畝也)

製鹽期 乾燥期間にして十二月又は一月に始まり五月に終る。

製鹽高 結晶地一畝にて一回二百八十石乃至三百二十石を採製し、一期間内に三回乃至五回採製するを普通とせり。

鹽の價格は原産地にて一ユーヤン(十石四斗)に付一圓五十錢乃至二圓三十錢也。

製産費 一組の鹽田(結晶地一畝、乾燥地六畝、賣買地價千二百三十二圓乃至二千三百十圓)一箇年の經常費(人夫賃及公課金)百五十四圓を要す。

販賣 販賣は普通産地にて行はれ之を船にて盤谷に送り、盤谷より更に輸出せらる。

盤谷より輸出前には生産税として一ユーヤンに付四圓六十二錢を課税せらる。

右の如く暹羅に於ける製鹽業は生産税其の他公課金高率なると運搬不便なるとを以て、佛領其の他の製鹽地との競争困難にして年々衰微に傾きつゝあり。

當國にて製鹽業を開始せんとして出願せば政府は無代にて官有地を貸付し、三箇年の後其の所有權を認むと云ふ。

蘭領東印度の鹽　　蘭領東印度に於ては鹽專賣施行地と然らざる地とあり。其の施行地は左の如し。

A、爪哇及マヅラ

B、スマトラ西海岸州、ベンクレーン、ランボン、バレムバン、スマトラ東海岸、バンカ及屬領、
ホルネオ西部、ホルネオ南部の諸州

C、ピリトン副理事州

又前記施行地に於ける鹽拂下價格は左の如し。

散鹽一擔に付き五圓三十七錢

固形鹽(煉瓦形に固めたるもの)一擔に付き六圓四十錢

但し爪哇及マヅラに於ては左の十五箇所に限り、漁業鹽も一擔二圓にて拂下ぐるこゝ。

Tjamarra	Res.	Batavia.
Jaoman	”	Cheribon.
Butany	”	Pekalongan.
Tirang	”	Semarang.
Japara	”	”
Sarany	”	Rembang
Palane	”	”
Blimbing	”	Paserocean
Ljati	”	”
Pamaroekan	”	Besoeki
Ketapang Daya	”	Madoera
Temberoe	”	”
Pasean	”	”
Batangbatang Daya	”	”
Sapeka Sapeken	”	”

蘭印内に於ける鹽の輸入及其の輸入税については、南洋水産貿易の章、關稅及稅關附屬倉庫の節に記するが如し。

蘭領東印度に於ける製鹽地はマヅラ島を主とし、爪哇北海岸、スマトラ東海岸及セレベス、ボルネオの一部に産し、專賣施行地にては之を政府にて買上げ、其の他の地にては土人又は支那人の製鹽に従事するありて、自由に賣買しつゝあり。然れども同地産のみにては尙不足なるを以て、亞刺比亞、暹羅、佛領印度支那其の他より輸入するの現状也。

千九百十一年に於ける政府の鹽歲入左の如し。

爪哇及マヅラ島	一一、二九八、〇〇〇 <small>圓</small>	九、〇三八、四〇〇 <small>圓</small>
其他	一、九七三、〇〇〇 <small>圓</small>	一、五七八、四〇〇 <small>圓</small>
計	一三、二七一、〇〇〇 <small>圓</small>	一〇、六一六、〇〇八 <small>圓</small>

第三節 製氷業

馬尼刺の製氷 比律賓群島は四時夏季の如く周年高溫度を保つを以て、食料及冷蔵用として氷の需要多大也。されば氷は實に本群島民の生活上、水、米及肉に次ぎ缺くべからざるの必要品也。

従つて本群島政府は夙に當地にコールド・ストアレッヂを設置し、最新式の蒸汽機械を備へ付けて氷及蒸溜水を大仕掛に製造し、政府の官吏、軍人、軍屬及公衆一般に供給するのみならず、民間會社に於ても亦コールド・ストアレッヂを營むもの數軒あり。是等官私經營の製氷所は孰れも熱心に其の

業務に従事し、營利と同時に公益を計り、多大の製造をなして其の供給を潤澤ならしめ、且つ成るべく其の經費を減じて價を廉にし何人も容易に之を使用するに便ならしめ、益々需要を普遍ならしむるのみならず、之が需給上些の遺憾なきを努むるものゝ如し。

又當地官立コールド・ストアレッツチ最近一年間（明治四十二年七月―四十三年六月）の製氷高は四千七十萬餘封度にして、外に私設會社製氷高は大約三百五十萬封度内外の概算なれば、總計一箇年間の製氷高は大約四千五百二十萬封度也。

左に當地官立コールド・ストアレッツチの業務一斑を示せば左の如し。

賣下値段は政府の官吏、雇員、陸海軍人、軍屬及政府に關係あるものに對しては

市内（製造所或は届先に於ても同様）

一 貯 一 錢六厘

鋸木屑詰

一 貯 二 錢五厘

公衆一般に對しては

製造所渡し 一 貯 三 錢

市内配達 一 貯 三 錢五厘

鋸木屑詰袋入 一疋 四錢

但し二十疋以下は袋詰となさず。

當地私設コールド・ストアレットは合せて四箇あり。一箇年の各製氷高五十萬封度乃至百二十萬封度の見込なれば、合せて一箇年の製氷高大約三百五十萬封度に達すべし。小賣値段は一疋に付市内配達三錢五厘、製造所に於ては三錢の割合とし、又卸賣値段は小賣値段の一割引とす。又氷塊一箇は百疋に製造す。

因に云ふ佛領印度支那の柴棍にては氷の價廉にして一封度二錢也。

第七章 養殖業

南洋に於ては動植物の生長蕃殖速なれば、養殖業の如き實に見るべきものあり。

試に見よ、暹羅、安南に於ける廣大なる水田、河川は一面に於て自然の養魚池也。今は暫く之を措くも現今人工養殖を營めるものは、爪哇及比島の虱目魚サバヒ、爪哇の稻田養鱈及養鮓、濠洲北部に於ける眞珠養殖及暹羅、安南、南支方面に於ける各種淡水魚養殖也。是等の内眞珠養殖を除きては皆既に一般の需要に應じ市場を賑はしつゝあり。就中虱目魚は爪哇北部一帶及比島馬尼刺附近に於て其の養殖甚だ盛にして、市場に於ける鮮魚の三割乃至五割は之を以て補ひつゝあり。左に兩地に於ける

虱目魚養殖の狀況を摘記すべし。

第一節 比律賓の虱目魚養殖

虱目魚は比律賓にては Bangad と稱し、其の雜魚を Kawag-kawag と稱す。北は呂宋より南はシタンキに至る同島に普く分布す。馬尼刺市場に現はるゝ魚類中豊富なるものにして、島内重要魚の一也。

虱目魚はマラボン及馬尼刺附近の各地にて盛に池中養殖を營まる。春期海中に産卵し四月より七月に至るの期間稚魚は大群をなして沿岸及河口に襲來す。殊にサムバレス、バタンガス、ミンドロ及マリンデユケの地に多し。十四耗の大きに至る迄は、卵黃巢を有するものにして此の時代を即ち Kawag-kawag と云ふ。土人はモジ織の襪を以て之を捕獲し、直徑一尺位の圓形の土瓶に約四十尾（價六圓）を入れて各地に運搬す。時としては百哩の遠きに運ぶことありと云ふ。

稚魚は一ヘクタール（一町二十五歩）の池に約六萬尾を放養し、漸次生長するに従つて放養尾數を減少す。而して其の歩止りは三割乃至五割にして、四割を普通と云ふ。別に餌料を與へざるも成育極めて迅速にして、稚魚を放養後一箇月乃至一箇月半にして大き約一寸五分となり、之を大池に移せば四箇月後には七寸、八箇月後には九寸、滿一年を経れば一尺三、四寸の體長に達す。

養魚池は砂質以外の土質なれば、淡鹹何れにも棲息せしめ得るも、半鹹水を注ぎ得べき所を可と

す。池は其の大き形状等地形により種々にして一定せざれども、普通一組數箇の池を有す。即ち海岸にて捕へし稚魚を放養するものと、稍生長せるものを放養するものとあり。更に又生長せるものゝ大さにより池を異にするものありて、模範的の養魚池は四區に分ち、其の一は大にして他の三池を合したるものと面積相同じく、小池は堤高からず僅かに水面上一尺あるのみ。大堤防の灣江に面する邊に大樋を設け、満潮時の海水を導き先づ第一小池に入れて順次に水を送る。即ち此の第一小池は導水池にして兼ねて魚を捕獲するの場所也。大小兩池の境には小樋あり。捕魚の際には樋を開きて小池より大池へ注水する也。此の時魚は流れに向つて遡上し來り悉く小池に集合す。之を容易く網にて捕獲する也。

作業は通常夜間に行ひ未明馬尼刺市場に運搬す。是れ暑熱酷しきが爲め晝間の鮮魚運搬を厭ふが故也。大池は深さ二尺乃至四尺にして、小池は甚だ淺く水深漸く五、六寸也。木製管により相互及大池に相通じ常時は木栓を以て魚の侵入を防ぐ。此の小池は餌料とする綠藻類の一種 *Oedogonium* サヤニドロ屬を發生せしむる所にして、稚魚の際は此處にて成育せしめ、而して其の大き一、二寸となれば之を他に移す。

食餌となる藻類は池水を排除して日光に曝したる後、新しき水を注入せしむる時は速かに發育成長するもの也。

Oedogonium の成育は粘土の底質に好適するものにして、若し泥土あるときは板を以て掻き去らざるべからず。又稚魚は浮草の一種 *Senna minor* sinn の根足を嗜みて食す。

馬尼刺附近は一帶に低地にして養魚池に適し、之を田畑となすに比して經費を要せず。且つ年々の收益田畑より大なるを以て、此の地方に於ては特に本業の盛なるを見る。而して養魚の方法は前記の如く極めて簡易、殆ど抛置の有様にして盜人の警戒をなすに止まり、稍々注意をなすものも或る期間池を順次乾燥せしむる位也。

此の魚は年中其の美味を失はず、且つ魚の良否なく比島一般に賞味せられ従つて其の價廉ならず。養殖業者の馬尼刺市場への卸し値は次の如し。

一 番	約 一尺二寸	百尾に付	二十圓
二 番	八寸乃至一尺	同	十五圓
三 番	六寸乃至八寸	同	十圓
四 番	六寸以下	同	五圓

經濟 養殖池は一人又は二三人共同して所有し、二、三人の番人を付し、時々虱目魚及鰕を漁獲するものにして、今一ヘクタール(我一町二十五步)に六萬尾を放養し、四割の歩止りと見て、一尾十五錢とせば其の額三千六百圓也。之に副産物の鰕二百圓を加ふれば總收入三千八百圓となり、之

に要する經費雜魚買入、番人、魚の捕獲、運搬及税金等計六百圓を差引きて一箇年三千二百圓の利益を擧げ得べし。然れども養魚は盜難多き爲め實收は之より幾分少しと云ふ。

本業は盜人以外害敵なきを以て、經營其の當を得て能く之を防がば必ず相當の利益を擧げ得べしと云ふ。加之土人の養殖方法は前記の如く幼稚なるを以て、若し進歩せる方法を以てするに於ては、本業は甚だ有利なる事業たるを失はず。

第二節 爪哇虱目魚養殖

虱目魚は爪哇にてはイカン・パンダンと稱し爪哇海に多く、現今爪哇に於ける養殖池も殆ど爪哇海に面する部分にあり。就中バタバヤ、スマラン、スラバヤ附近に盛也。殊にスラバヤよりグリセーに至る間は總て此の養魚池にして、前記都市及其の附近に供給せらるゝ鮮魚中第一位を占むるものは虱目魚にして、土人の最も賞味する所也。

養魚池は海岸に近き低地又は水田を利用せり。爪哇北岸は一帶に平野にして地低く潮汐を入ること容易なるを以て、場所によりては水田より養魚池の方有利なりと稱す。然れども位置悪き場所に於ては潮汐の出入自由ならず、又雨期に際し洪水のため池水の氾濫、堤防破壊の憂あり。

池は大小區々にして一定せず、一町歩程のものもあれば一反歩程のものもあり、而して池中更に小池あり。其の大きさは二十坪位にして圓形又は楕圓形をなし、稚魚放養に供す。深さは一尺乃至四

尺にして普通二尺位也。底質は泥土を可とし位置は河口に接する所最も可なりとす。即ち潮汐の干満と共に半鹹水の出入容易なれば也。

爪哇に於てはスラバヤ市附近のもの最も發達し普通一組三箇の池あり。魚の大小により池を異にし、又年一回順次池を乾涸せしむ。

稚魚 土人の言に依れば稚魚は四月及九月の二回沿岸又は河口に襲ひ來るを以て、土人は之を攔にて抄ひ池中に放養す。爪哇海にては稚魚はマヅラ島沿岸に最も多し。スラバヤ市附近にては稚魚を捕ふる爲めに海中に葦を組みたる垣根の如きものを竝立し、之にて稚魚を誘致するものあり。而して稚魚の大き三、四分のもの約六千尾を土瓶に入れ之を數日間を費して他に運搬することあり。六千尾の價は普通六圓乃至十圓にして、毎年稚魚の不足を來す如きこと少なしと稱す。

養殖の方法 稚魚は年二回之を放つ。即ち初めは小池に放養し、一乃至二箇月を経過して之を大池に移す。小池に放養せるものには餌料として鶏卵の黄味を與ふるものあり。大池に移してよりは歩止り六、七割位にして、小池に放養せる間は七、八割也。故に成魚の漁獲尾數は稚魚放養數の五割位なるべし。而して大池に放養中魚の大小により更に池を異にするものあり。而して放養中は毎日潮汐の干満と共に池水の新陳代謝を行ふ。マヅラ島に於ては十一月より翌年四月に至る雨期に當り、一般に鹽田を養魚池に利用しつゝあり。

魚の生長　稚魚放養後一箇月乃至二箇月にして一寸乃至二寸の大きさとなる。之を大池に放てば

二箇月にして四寸乃至六寸となり、稚魚放養後六、七箇月にして六寸乃至一尺二寸、十箇月乃至一箇年にして八寸乃至一尺五寸に達すと云ふ。

放養數　一町歩に付き一箇年五萬尾乃至二萬五千尾にして四月及九月の二期に放養す。

害敵は獺に類する獸類、鳥類、海蛇及其の他各種の魚類にして、是等の被害を防ぐ爲に池堤に番小屋を建て見張をなす。

收穫時期　此の魚は大き八寸乃至一尺二寸位のものを市場の需要に應じ捕獲するものにして、此の位の大きさのもの味最も良く又利益也。池中の魚を捕ふるには投網又は曳網を使用し、未明に市場に齎らすもの也。

市場にて短時間之を貯藏するには魚の全身に泥土を塗付し同時に魚の新鮮を装ふ。養殖中自然に發生する鰾の産額は一町歩に付一年約三、四百圓にして、池中所々に小なる魴を建設し、之に依り毎日捕獲するもの也。土人は或る種類の木を池中に投入し置けば多數の蝦を發生すと稱す。

價格　此の魚は需要に應じ何時にても捕獲し得るを以て魚價は略一定せり。市場にて小賣せるものは七、八寸のもの八錢乃至十錢、一尺のもの十錢乃至十五錢也。

經濟(一町歩に付)　池は場所により其の價を異にし普通は池の小作をなすもの也。スラバヤ附

近のものは池一組二箇年の料金五、六十圓、マヅラ島にては一町歩の池一箇年百圓にて貸借し、ウオル（スラバヤ市の西方二十哩）にては一町歩百五十圓にて賣買せらるゝ等、其の位置と池の良否により一定せず。

爪哇に於ては土人以外何人と雖も土地を所有すること能はざるを以て、若し本邦人にして之を経營せんとせば土人と契約し、其の土地を借受けて之を爲すことを得。支那人は土人名義にて池を所有せるものあり。今一町歩の經營として其の收支凡そ左の如し。

收入

一金二千八百圓

總額

内譯

金二千五百圓

虱目魚五萬尾を放養し其歩止り五割、一尾十錢として計算す

金三百圓

蝦

支出

一金一千二百圓

總額

内譯

金三百圓

小作料

金四百八十圓

番人四人分給料

金六十圓

稚魚五萬尾代

金二十圓

税金稚魚一萬尾に付四圓

金二百圓

魚類運搬費

金百圓

堤防及漁具修繕費

金四十圓

雜費

差引

一金一千六百圓

純益

小作料に依り本業を營まんとせば、流動資本五百圓を以て之をなすことを得。經營宜しきを得ば一箇年能く三倍以上の利益を擧げ得べし。

第八章 漁業根據地と水産貿易港

漁業を始めんとするものゝ先づ最初に考ふべきは漁業根據地也。由來南洋中、邦人の移住漁業に適するの地多く、之が開發をなさば其の邦家を利する事些少にあらず。唯大漁場は都府に遠く、交通、運輸の便ならざる地に多きを恨とす。而も巨利は此の僻遠の地にあるを以て、南洋漁業の開發を以

て任ずるものゝ目的とする處亦自ら茲に存す。然れども言語、事情を異にする土地に在りて、之が開發は一朝にして成就すべきに非ず。漸を追ふて初めて之を能くすべし。故に漁業を營まんとするに當つては、其の初めに於て先づ比較的各種の事情明かなる都市にして漁獲物處理販賣に困難ならず、且つ好漁場に近き地を根據地とせざるべからず。然るに南洋廣しと雖も此の條件を具備せるの地甚だ少くして、予輩の知れる範圍に於ては先づ以下記する各港に指を屈すべし。

而して是等諸港は一面に於て水産物の集散地、貿易港なるを以て、將來南洋水産貿易に志さんとするものも共に其の地の事情に通せざるべからず。故に茲には主として漁業及貿易の方面より見て、其の概況を摘録することとせり。

第一節 佛領印度支那の漁業根據地と水産貿易港

海 防

海防港はタイ・ビン河の支流キュア・カム河の河口より十六哩の地に在り、佛領印度支那北部に於ける要港にして、又東京地方に於ける唯一の貨物集散地也。首府河内及州内各主要都市との間には鐵道又は水路の交通あるのみならず、沿岸航路船舶の寄港地にして、香港と相距る遠からざるを以て商業股賑を極め、南部に於ける柴棍と並稱せらる。唯恨むらくは河口二箇の門洲あり。往年巨資を投じ之を浚渫したるも土砂堆積し航行不便なるのみならず、港灣の設備としては僅かに不完全なる

棧橋あるのみ。而も其の大部分は税關用に供せられ、且つ港内幅二鏈半、水深四尋乃至六尋にして、吃水十八呎以上の船舶を容るゝに足らず。是れ本港が海外貿易上柴棍に一等を輸する所以なりとす。

夫れ此の如く本港は北部佛領印度支那唯一の貿易港にして、東京州は固より雲南及南支那に鐵道の通ずるありて是等地方に對する貨物の集散地なるのみならず、生産地との距離近きを以て、製造工業亦比較的盛大を極め有望なる未來を有す。安南沿岸より當港附近、所謂安南海灣に至るの間は魚族豊富なれば、將來陸上交通機關の完備に伴ひ本港の勢力圏内に入るべき地方廣濶を極め、雲南と云はず支那と云はず魚類の需要は益々多く其の停止する所を知らざる有様なれば、當方面に於ける漁業根據地として又貿易場として最も有望なりと期待せらる。

柴 棍 港

柴棍港は佛領交趾支那の首都にして、又佛領印度支那に於ける商港の巨擘たり。ドナイ河の會流する柴棍河の西岸サン・ジャック岬を距る約四十哩の上流に在り。港内水深く吃水三十呎内外の大船巨舶の航行碇泊に便にして、風波の恐れなく好個の良港たり。港内を分ちて公港及商港の二とし、棧橋は公港内に四、商港内に二あり。更に護岸の設備等見るべきものあるのみならず、船渠より鐵道の連絡するありて港灣として略ぼ備はれりと云ふも不可なし。市街は面目改まりて人道、車道の

別あり。且つ兩側は深翠濃緑の樹木を植えて炎暑を防ぎ、涼氣を助くると共に市の美觀を添へ、歐風數層の宏莊なる家屋軒を列ね、公園劇場等の設備普く、市内には運河を通じ、河岸三分の二は官設の建物竝列する等市街の莊麗東洋に於ては多く其の比を見ず。

抑も柴棍は佛領印度支那對外貿易の中心港とも云ふべく、領内南部たる交趾支那、柬埔寨、南部安南は固より老樸地方の物産は此處に集中して初めて國外に輸出し、輸入も亦此の地を經て該地方に分布せらるゝを常とす。従つて在住民の多くは輸出入商、運輸業者又は委託販賣業者にして、生産工業に従ふ者甚だ少し。

輸作物産としては米、砂糖、皮革及林産、水産物也。市の南西方約二哩にしてシヨ・ロン市あり。人口約十四、五萬、南方に於ける各物産の市場にして、支那商人多く居住し商業旺盛を極む。安南方面にて獲る所の水産物は一度び此の市に集まり、更に柴棍を經て新嘉坡、香港等に輸出せらるゝを見る。柴棍港は左に安南灣、右に暹羅灣を控へ又柴棍河及大湖の淡水漁場を擁し、馬來半島、爪哇等の需要地は指顧の間に在り。水産上極めて好位置たるを失はず。

第二節 香港島

香港島は支那廣東省の東南に位し、長さ十一哩廣さ二哩乃至五哩、面積三十方哩の一小島にして、人口四十五萬六千、内海上生活をなすもの、即ち船を家となすもの五千三百、此の内三千八百は漁夫

也。抑も香港は英領に歸する以前に於ては、蕭條たる一漁村にして、當時人口僅かに四千に過ぎざりしが阿片事件の結果、千八百四十二年支那は本島を英國に割讓するに至りしより、英國は本島を以て東洋に於ける根據地として商業貿易及軍事上の策源地と爲し、築港を營みて船舶の出入に便し、自由港と爲して貿易の増進を圖る等、此の彈丸黒子の地に對して巨費を惜まずして市街を建設する等英人にあらずんば成し能はざる所也。然れども其の苦心經營空しからずして昔日の寒寂今や跡を止めず、海には百千の大船巨船舳々相摩し、陸には數層の大廈高樓巍然として聳立し、山嶺には氣象臺、病院、兵營、貯水池、大旅館、別莊及邸宅の宏壯なるあり、文明の機關は一として具備せざるなし。其の貿易の旺んなる一箇月對外出入船舶實に百七十二萬噸に及び、リバプールの百十六萬噸、漢堡の百六十萬噸、倫敦の百六十七萬噸、紐育の百六十八萬噸を凌駕し世界の雄たるに至れり。今千九百十年の統計に見るに左の如し。

	隻 數	噸 數
汽 船	四〇、七一四	二三、一六〇、七五六
小 汽 船	四六九、一六七	一一、一二二、九九九
シヤンク	四〇、四三六	二、三八七、八七一
合 計	五五〇、三一七	三六、六七一、六二六

隨つて我對外商船の濠洲、歐洲に至るもの一として香港に寄港せざるなく、殊に南洋及濠洲との交通關係より見れば、香港は唯一の中繼港にして、新嘉坡と相俟つて我國の爲め南洋發展の鎖鑰たらず

んばあらず。依つて左に項を別ちて本港の狀況を詳にすべし。

氣候竝に風　香港は北緯二十二度十五分に位し、略ぼ我臺灣の南端と緯度を同じふし、熱帶圈内に在り。地理上支那大陸の一部に屬するも、廣東省九龍半島の尖端に在る太平洋西部の一小島嶼なるを以て、大陸的氣候は稍緩和せられ、九十哩を距る廣東と比較し寒暑共に數度の相違あるが如し。氣候の他に異なる點は季節風の通路に當り其の影響を受くること大なること、一定の時期に於て極めて濕氣多く又極めて乾燥する時あること是也。一箇年平均溫度は七十二度前後にして、年中最低溫度の時期たる一月、二月に於ても六十度前後を昇降するに過ぎず。最低溫度は年によりて相違あるも、四十二度以下に下ること極めて稀也。暑氣の烈しきは五月末より十月初旬に亘り、平均溫度は八十一度乃至八十三度、而して夏季に於て毎日の溫度は其の差極めて少なく、夜間尙晝間と大差なし。故に他の熱帶地に於けるが如く、日没に至り涼風必ず起りて日中の炎苦を忘れしめ、或は驟雨の時に襲來して熱氣を洗ひ去るが如きことなく、晝夜間斷なく暑熱を感ずること多く、殊に夏季の長きと濕氣の多きとは健康に可ならず。南西季節風の時期たる五月末より十月初めに亘り極めて濕氣に富み、百%の濕度數日間に亘ることあり。十一月より五月に至る北東季節風の時期に於ては空氣は概して乾燥し、十一、十二、一月上半に於ける乾燥殊に甚しく、平均濕度四十%を超ゆること少なく、時に三十%以下なること往々あり。十月より一月上半までは天氣概して晴朗にして降雨少な

く、平均雨量十一、十二、一月の各月中十分の八吋を超過せず。七、八月は降雨量多く各十五吋以上に上り、兩月を通じ平均三十一吋とす。雨期は五月より九月に至る五箇月間にして、其の間約七十時の降雨量あり。強雨は南西季節風の初期に於て暴風と共に屢々到るを常とす。九月より翌年四月に至る八箇月間の風は多く東風にして、五月より八月までは年により一定せずと雖も、多くは南、西南又は西風とす。而して九月は大風、又は旋風の時期也。香港に於て最も猛烈なりしは千九百六年九月十八日の大風なりき。大風は之を四種とし時期あり。第一種は十二、一、二、三月、第二種は四、五、十、十一月、第三種は六、七、八、九月とす。第一種大風は南支那海に現はるゝものにして、初めより北西の方向を維持し、佛領印度支那附近より大陸に達す。第二種大風は前者よりも北方に向ひ、略ぼ北西に進行して安南の北方及香港間の海岸に至るも、其の十一月に起るものは殆ど大陸に達することなし。第三種は所謂タイフーンなるを以て之を略す。

千九百十一年に於ける氣象統計表

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一年間平均
温度(華氏)	五九	六三	六五	六七	七五	八二	八六	八九	八一	七四	六九	六五	七二
湿度(%)	七四	七二	六三	六三	六〇	六二	六二	六二	七八	七四	七六	七七	七九
降雨(耗)	七五	?	三八〇	五三三	三二四	五三九	九七〇	四〇三〇	六三三五	五三〇一	二七三〇	一〇	—

風向	風速度(米)	風速時(間)
東12°北	137	
東8°北	120	
東2°北	126	
東4°北	133	
東	121	
南27°東	126	
東44°南	132	
南38°東	119	
東13°北	115	
北12°北	131	
東13°北	131	
東17°北	107	
東0°北	140	

千九百十一年風向月別日數表

風向	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
北	北	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七
東北	東	六	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六
東	東	九	一	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一九七
南	東	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
南	南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
西南	西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
西	西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
北	西	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一七

千九百十一年暴風雨日數

暴風雨	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一日	一	一	五	四	一五	二	八	一八	八	一	一	一	六〇

一千九百十一年各月氣象表

月別	溫度 (華氏)		濕度 (最小%)	降雨量 (一日最大(吋) 一時間最大(吋))	風速度最大 (米)
	最高	最低			
一月	七四四	四七五	四〇	〇・三〇	三五
二月	七四三	四七一	三〇	—	四三
三月	七九二	六四三	二二	一・四〇	四〇
四月	八六九	六三三	四七	〇・六五	四二
五月	八六九	六八一	六〇	一・三五	三九
六月	九二三	七五〇	六〇	〇・四五	三五
七月	九二二	七五〇	五四	〇・八三	六〇
八月	九三二	七四三	五三	二・三五	六三
九月	九二二	七五〇	四三	一・五〇	四四
十月	八五五	六二六	三九	〇・六〇	三六
十一月	八五五	五五七	四二	〇・八五	三四
十二月	七五二	五三〇	四八	〇・〇五	三六
平均	九三二	四七二	三二	八・六〇	三三

潮流 潮流は鯉魚門とグリーン・アイランドの間の航路にては、漲潮流は西方に、落潮流は東方に向ひ、高低潮時に其の方向を轉換す。而して其の速度は屢々二哩に達し、鯉魚門にては風向に依り三哩に達す。但し落潮流は極めて弱し。九龜灣及其の他の諸灣亦潮流甚だ弱く且不規則也。

風土衛生 英國の領有當時はマラリア熱の流行甚だしく歐人在住者の約一割之に斃れ、千八百六十一年には歐米人の死亡率六割五分に上りたるが、政廳にて銳意衛生設備に努めたる結果、之に罹る者極めて僅少となれり。此の外赤痢も曾て猖獗を極めたることありしも、現今之が流行の甚しきを見ず。ペストは最も恐るべきものなるが、初めて發せしは明治二十七年にして死亡者二千五百

五十人に上り、爾來政廳の注意の結果大に減じたれども、土地と貿易の關係上毎年四、五百の患者を發生す。死亡率は年々減少すること左の如し。

年 數	支那人以外の者	支 那 人	合 計 (以上何れも百分率を示す)
一九〇一年	二〇・五〇	二二・七七	二三・〇五
一九〇七年	一五・四六	二二・五二	二二・二二
一九一〇年	一〇・〇四	二二・五〇	二一・七六
一九一一年	一三・三八	二一・一三	二〇・七四

支那人は一體に傳染病に注意を拂ふこと少く、患者を隱匿し死亡する時は之を戸外に棄つるもの多かりしが、政廳にて監督に努めたると一般衛生思想の進歩せるとに因り、死體の遺棄、患者の隱匿等漸次減少しつゝあり。

金融 銀行は外國銀行及支那銀行の二種あり。主なるものは香港上海銀行、渣打銀行、橫濱正金銀行、印度支那銀行、和蘭銀行、臺灣銀行、德華銀行、廣東銀行、佛蘭西銀行とし多くは支店也。是等外國銀行の營む所は爲替、賣買、預金、貸出、割引、地金銀の賣買等一般の銀行業也。就中主なるは外國爲替にして、總て爲替仲買人を経て取引す。又各銀行は買辯を使用す。買辯は相當資産ある支那人にして之を雇傭するには保證金を收めしめ、現金の出納をなすの外、銀行と支那人との

仲介者となり相手の信用を保証する者にして、給料の外各種の手數料を受く。

次に支那銀行は當地にて銀鋪滙兌と稱するものにして、其の數三十有餘あり。其の大なるものは信用確實にして自ら買辯を使用し、資本金二、三十萬弗を有す。營業は支那商人に對する預金貸出し（主に貨物を擔保として）又は外國銀行なき支那内地への送金を取扱ふ。主なるものは滙隆、永生、福和、安裕、榮興、天福、瑞吉、瑞元、明新、誠德等とす。

交通及運輸

鐵道　九廣鐵道は千九百十二年開通し百十一哩四分の三の延長あれども、廣東、香港間に於ける貨物運賃の廉ならんことを欲せば船に依るを可なりとす。

海運の主なるは東洋歐洲線、東洋北米線、東洋南米線、東洋南米亞弗利加線、東洋濠洲線、蘇土經由歐米連絡線、印度線、香港比律賓線、南洋諸島線、香港交趾支那線、香港盤谷線、廣東香港臺灣線及支那沿岸線とす。

港灣　三月より六月に亘りて一般に瓦斯多く、次で七月乃至十月大風時期に入る。大風期には北東貿易風吹くを常とす。大風期以外は港口極めて平靜にして、荷役に困難なることなく晝夜共に繫留容易にして夜間の港内は不夜城の觀あり。港口は東西の兩口あり。西口には海底電線なく又戎克船少きを以て意を安んじて出入し得るの便あり。陸岸には私有棧橋三十餘あれども普通は沖繫り

にて小蒸汽又は戎克船を以て聯絡を取り、貨物の積卸は主としてライターに依る。目下小蒸汽の數三百三十九、ライター約二百三十九、戎克二千七百七十一隻あり。

船渠 香港黃浦船渠會社、太古船渠會社は大船を主とし、同興隆、天興公司、廣億興、廣德公司等の鐵工場は小船を主とし、何れも之が製造修繕をなす。

倉庫業 倉庫は香港の東西海岸に其の數頗る多きも、概ね私有にして小規模のものなり。其の最も整頓し手廣く倉庫業を營むものは九龍倉庫會社にして、其の倉庫の所在地及容積左の如し。

九 龍 三十四棟 容 積 二十八萬四千立方呎

香港西部 十棟 容 積 五萬五千立方呎

此の他太古洋行の倉庫は九龍に在りて四棟容積六萬立方呎あり。倉庫料等は九龍倉庫會社と略同率也。太古洋行は他の汽船會社と海運の競争をなすを以て荷物を託するもの少し。

支那商船會社 (China Merchant S. S. Co.)、太平洋郵船會社 (Pacific Mail S. S. Co.) 其の他の大汽船會社にては各倉庫を有し、又 China Provident Loan & Mortgage Co. も一部倉庫業を營み居れり。多くは支那人相手にして容積六萬立方呎、香港西部に在り。其の他支那人の經營に係る何在倉、福出倉、遂億倉、均益倉、西營倉等あるも規模小也。

棧橋 棧橋は大小三十餘皆私有也。内九龍倉庫會社所有のもの四あり。

水先案内 香港に出入する船舶は通常水先案内を使用す。港内に變化を生じたる場合等には殊に必要あるを見る。水先案内は東口にありてコリンソン及サルファア水道の南方附近に水先案内旗Pを振りて、船舶の來航を待ち居るを常とす。之を招致せんとせばP.Tの旗を掲ぐべし。

水先案内料

植民地領海内出入汽船	出入各一回	十 弗
植民地領海外出入汽船	同	十五 弗
港内に於ける汽船の移動	同	五 弗
植民地領海内出入帆船(曳船なき場合)	同	十五 弗
植民地領海外出入帆船	同	二十 弗
港内に於ける帆船の移動	同	十 弗

帆船を伴へる曳船は帆船の料金外凡て汽船に準じ料金を徴收す。

第三節 暹羅の漁業根據地と水産貿易港

盤谷 府

盤谷府は暹羅王國の首府にして又同國唯一の貿易港たり。湄南河(一名盤谷河)河口より上流二十五哩、直徑距離約十四哩の處に位置す。府の主要部は河の東岸約三哩の地を占め、運河は其の間を

縦横に貫通し以て運輸に便し、胸壁を以て府都を圍繞す。王宮は固より各國大公使館、各官衙、精米工場等の宏壯なる大厦高樓相列るの狀首府たるに愧ぢず。

人口は從來精密なる調査を缺きたりしが、千九百九年政府の發表したる所に依れば、盤谷市及其附近に於けるもの左の如し。

盤谷市内	男 三七九、一一八人	女 二四九、五五七人	計 六二八、六七五人
同 市 外	男 一〇八、八六三人	女 一二九、九一三人	計 二三八、七七六人
計	男 四八七、九八一人	女 三七九、四七〇人	合計八六七、四五一一人

之を人種別にするときは左の如し。

暹羅人	六三九、九二〇人	支那人	一九七、九一八人	印度人及馬來人	二〇、七六一人
歐米人	一、六〇四人	其他	七、二四五人		

右の内我日本人は男女合せて約二百人なりと云ふ。

盤谷府を貫通する湄南河は源を雲南の山嶺に發し、流域實に三百哩小型船は河口より約六十哩の間通航し得るの大河にして、暹羅の富源は實に本河の流域に沿へる平野なるが故に、當國の貨物を佛領印度支那との境及英領緬甸と暹羅、老撾との間に於て僅か國際貿易の行はるゝ外、輸出入共に本港を通過するもの也。故に當國の貿易は一に盤谷港にあるは又言を俟たず。然れども同河口には門洲ありて吃水十二呎以上の船舶は入港する能はざるを以て大船は何れも該門洲の南東二十哩なるコ

I・シ・チャン又はアングヒン港に於て、貨物の積卸を爲すを要する不便あるは遺憾なりと云はざるべからず。

第四節 比律賓群島の漁業根據地と水産貿易港

馬尼刺市

馬尼刺灣は灣入實に三十哩、灣内の幅員亦三十哩、灣口十哩あり。灣口にはコレヒドル及カパロの二島あり。灣口及灣の中央部に於ける水深は十三、四尋、底質砂泥也。大船巨船は隨所碇泊し得るも、強風の爲め時々貨物の積卸を阻害せらるゝことあり。南西信風季中殊に然りとす。馬尼刺港は灣の東岸バシグ河口に位し、比律賓群島の首都にして又商業貿易の中心たり。市はバシグ河に依り南北兩部に分たれ、北部はピノンドと稱し殷賑なる商業地にして會社商店相接し、南部は城壁を繞らし内に政廳を初め諸官衙、城堡、兵營及病院等あり。同市最近の人口は左の如し。

1、米國人	四、一七四入	2、比律賓人	二一一、八五九入	3、西班牙人	二、三六四入
4、他の歐人	六四四	5、支那人	一四、〇九三	6、日本人	一、一一五
7、其他	一六〇	合 計	二十三萬四千四百九入		

港内は之を分つて内港及外港とす。内港はバシグ河口南北兩端より突出せる埠頭に依りて限界せられ、低潮時と雖も吃水十八呎の船舶を西班牙橋下まで遡入するを得べく、税關附近の河岸は千數

百噸の船舶を繫留するを得。本河流は幅員平均三百五十呎、水深三呎乃至三十五呎にして、河口より約十哩の間小汽船通航する事を得交通上大なる便益あり。

外港は内港の防波堤外にして、大船巨船を此處に碇泊するを得べく、防波堤は河口南側の防岸埠頭端より南々西に一哩四分の一突出し西堤防と稱し、水深三十呎の一通航路を有す。夫れより更に南西堤防と稱する一堤は南三十八度東に延びること五鏈にして水深五尋の海中に達す。港内三大棧橋の架せられ、吃水三十呎の巨船を繫ぐを得。埠頭には倉庫の設備あり。

イロイロ港(比律賓群島)

イロイロ港はイロイロ州の首都にしてバナイ島の南部に位し、馬尼刺を距る南方二百九十七哩、セブー港と共に比島に於ける南方商業貿易の重鎮たり。而して本港はイロイロ海峽に突出したる部分のイロイロ河口に在り。附近は卑低多沙の平地にして端に一沙嘴あり、嘴上砲臺を築く。之に近き所水深きのみならず、吃水二十四呎以下の船舶は少しく河口を遡り市内商店に通ずる諸波止場に横著けするを得べし。蓋し本港は千八百五十五年初めて開港せられたる自由港にして、米國政府は此の地を以てビサヤ群島に於ける陸軍本部と爲し、商業上に於ては呂宋南端及ビサヤ群島に於ける中心點とし、今日に於ては馬尼刺に次ぐの貿易市場として殷盛を極む。當市は其の接近せる諸村を合せ人口五萬四千と稱す。輸入品は石炭、米、石腦油、片布及日用雜貨にして、輸出品は砂糖煙

草、葉卷、米、コブラ、珈琲、獸皮、麻等也。要するに本島及ネグロス島より産出せらるゝ物産殊に砂糖の如き悉く此の地に集まり海外に輸出せらるゝが故に、數年以來其の繁榮を急激に増進したるも、其の貿易に於ては尙ほセブー港に一籌を輸するの現状なりとす。砂糖は當港の生命とも云ふべく其の豊凶は當港の市況に影響すること頗る大也。銀行は西班牙銀行支店及其他の代理店あり。邦人の居住する者約二百其の三分の二は船匠也。

セブー港(比律賓群島)

セブー港は、セブー州の首都にしてセブー島の東岸に在り。馬尼刺市を距る三百五十七浬、良好なる港灣にしてマクタン島及珊瑚礁壁に依りて防衛せらる。

セブー港は本島中央山脈の麓なる一大平原に在りて、比島市邑中其の建設最も古く、即ち千五百二十一年比島の發見の頃建設せられたりと雖も、爾來約三百七十年殆ど其の發展を見ず。千八百九十九年及翌千九百年に於ける比島獨立軍の戰亂に依り市勢萎靡して振はざるに至りしも、米國の領有以來其の發展著しく、千九百四年の大火に依り商業街は全く灰燼に歸せしも、今や殆ど回復せるのみならず、却て舊時に優る新市街を見るに至り、戸數約四千を算し、道路廣濶平坦にして高樓櫺比するの現状也。邑の西部は馬來族の部落を成し漁夫其の半を占む。又支那人街は他に於けると同

じく此處にても一區劃を爲し商界の中堅たり。人口は附近の諸村落を加へ六萬五千餘人にして將來増加の趨勢に在り。由來セブー島は島内各市邑との交通便なるが故に、當港は島内貨物の集散地として馬尼刺市に次ぎ、セブー、ボホール、レイテ、サマルル及ミンダナオ島の東北岸に於ける商業上の中心地たり。而して當港の生命はマニラ麻にして、近時著しき發達をなしたるは麻の騰貴と其の産額の増大とに在り。

附近群島には魚介豊富にして、幼稚なる土人の漁法に依りながら尙漁業地として著名なるは予輩の看過する能はざる所也。

セブー島には食鹽を産出し陸には沃野肥田多く、且つ各種の工業も亦勃興しつゝあれば、將來漁業者の移住地として島中の良好地たるを疑はず。

之を要するに商業其の他萬般の施設經營は馬尼刺に比し遠く及ばずと雖も、築港に工事に銳意努力しつゝあるを以て、將來比島南方に於ける商工業の重鎮たるべきは期して俟つべき也。

物價は凡て土地生産品は安價なるも、輸入品は概して馬尼刺に比し一、二割高價也。主なる輸入品は米、石腦油、鹽、石炭及雜貨等とす。邦人の居住する者は明治四十四年に二十餘人を算せりと云ふ。本港輸出入は多く英人に依り、小賣業は殆ど支那人の獨占する所なるは又イロイロ港と同じ。

第五節 馬來半島の漁業根據地と水産貿易港

新嘉坡

新嘉坡島は僅かに三哩弱のジヨホール海峡を挟んでジヨホール州に面する一小島にして、長さ約二十七哩、幅員十四哩、面積二百六平方哩、附近數多の附屬諸島を控へ蘭領ブラウ・バダンと相對す。抑も新嘉坡は東洋、南洋及印度洋の中央に位し、前面にスマトラ、爪哇、ボルネオ、セレベス、ニウギネア及濠洲大陸あり。背後に馬來半島、暹羅、緬甸あり。西に印度、東に佛領印度支那、支那大陸の相連るあり。新嘉坡海峡は印度洋と太平洋との咽喉を扼し、印度を経て東する船舶と、支那海及太平洋より印度洋以西に到らんとする船舶とは、共に必ず此の海峡を通過せざるべからず。換言すれば西より支那、日本に至るもの、東より西亞細亞、阿弗利加、歐洲に至るもの、又南洋を横斷して濠洲に至るものは悉く新嘉坡を通らざるなし。實に本港は世界船舶の集散地にして東西航路の關門たり。唯東洋貿易に於ては地理、歴史の關係上香港に及ばずと雖も、南洋通商に於ては新嘉坡は實に他に比類無き形勝の地を占め、濠洲には他より直通の航路あれども、馬來半島は固より蘭領諸島其他南洋の通商貿易は此の地の連絡に俟たざるを得ず。即ち蘭領諸島の交通貿易は一に新嘉坡を基點として行はるゝもの也。爰を以て英國官民の施設經營完きを得、馬來半島各地の產業交通は日に月に開拓の運に向ひ、錫鑛の發見に逢ふて護謨事業の發展を促がし、其の進歩の狀は世界を驚倒しせめたるものあるのみならず、椰子樹の栽培、米作の獎勵其他產業の保護開發と共に鐵道は既に

半島西部を貫通し、又東部諸州を貫きて暹羅鐵道に接續せんとするの計畫其の緒に就かんとし、西部線は更に緬甸に通ずるの豫定線を見るあり。殊に暹近南洋諸島は長足の進歩を遂げ、猶停止する所を知らざるの有様なるを以て新嘉坡の發展も亦驚くべきものあり。

人口 今市の人口其の他に付摘記すれば左の如し。

千九百十一年の調査に依れば、市及其の附近を合せ合計三十一萬千九百二十五人にして、内歐米人五千七百三人、歐亞混血人四千七百十二人、亞細亞人三十萬一千四百七十人也。

而して亞細亞人中約二十萬人は支那人にして本邦人は僅に千二百四十六人に過ぎず。

貿易 同年新嘉坡の出入船舶合計三萬一千五百六十隻、此の噸數一千七百二十一萬三千七百八十二噸、内商船一千五百四十五萬五千四百七十六噸にして五年前に比し約二百萬噸の増加とす。又同年に於ける貿易を輸入四億六千四百三十七萬圓、輸出三億九千八百八十七萬圓、計八億六千三百二十四萬圓の巨額に上れり。而して本邦との貿易額は約一千百萬圓にして、本邦よりする輸出品の主なるものは石炭、燐寸、衣類、鹽乾魚、絹織物等とし、本邦への輸入品の主なるものは錫、護謨、棉花、鼈甲、介類等とす。尙本邦との海産貿易は第七章に於て之を詳にせり。

銀行 主なるものは印度支那銀行、渣打銀行、香港上海銀行、印度商業銀行、和蘭銀行、蘭領印度商業銀行及臺灣銀行等にして、此の他支那人の經營するもの十數軒あり、何れも手形を發行す。

邦人の爲替取引は主として臺灣銀行にて之を行ふ。

新嘉坡港船舶出入表 (千九百十一年)

船種	入	港	出	港	合	計
商船	五七三 ^隻	七七七七 ^噸	五七六 ^隻	七七七九 ^噸	一一五三 ^隻	一五四五 ^噸
土民船	九八二	五四八九七	九八四	五四〇元三	一九六四三	一〇八二九〇
軍艦	一九三	三六五〇八	一九三	三三八五〇八	三八四	六七〇六
合計	一五七五	八六七一九〇	一五七九	八五六、五五	三、五六〇	一七三、三七八

漁業 新嘉坡は前記の如く南洋の中心に位し、市内に魚菜市場五箇所ありて、平均一箇月の鮮魚販賣高約十五萬圓、平均魚價は一擔十五弗(十七圓二十五錢)内外也。

漁場は市の前面リオ群島及新嘉坡水道にして、漁場との連絡極めて良好也。魚類の主なるは鰺、鱈、鯛、鱈、其の他底魚類にして相當に棲息するを見る。漁具は魴を主として他に曳網、流網等あり。漁夫は馬來人及支那人にして極めて迂遠なる漁具漁法に依りながらも、猶且相當の漁獲を得つゝあり。故に若し本邦の漁業者にして此の地を根據として延繩、打瀬網、建網等を營まば有利ならん。

加之現今の需給状態より見るときは、此の地に本邦漁船百隻位を送るも、供給過剩又は魚價を低

落せしむるが如き憂なかるべく、且つ新嘉坡は前記の如く鹽乾魚の輸出入盛なるを以て、場合に依りては之を鹽乾魚に製するも、一擔十一弗位には販賣するを得べし。又新嘉坡には漁業に關し何等煩雜の制度なく、従つて何人と雖も之を營むこと殆ど自由也。

馬拉加港(英領海峽植民地)

馬拉加植民地は新嘉坡と彼南との中間ネグリスマビラン州の西端に位し、新嘉坡の北西約百十哩の處也。縱約四十二哩幅員八哩乃至二十五哩、面積六百五十九平方哩、人口十二萬四千三十八人にして其の人種別左の如し。

一、歐米人 男^{三二一人} 女^{八二人} 二、歐亞混血人 男^{八四七人} 女^{七三九人} 三、亞細亞人 男^{七三、九二三人} 女^{四八、二二六人} 合計 一二四、〇三八人

右の内我日本人は男十四人女七十八人、合計九十二人に過ぎざる也。此の地は東洋に於ける最も古き歐洲植民地の一にして、千五百十一年葡國人初めて之を占領し、千六百四十年蘭人の驅逐する所となり爾來或は蘭國の占有に歸し、或は千七百九十五年英人の掠奪する所となり、次いで又千八百十八年再び蘭領に歸せしが、千八百二十四年に至りスマトラに於ける英領植民地と交換の結果、又英國の版圖となり以て今日に及べり。交通は海陸相俟つて四通八達す。即ち海にはアラン・アラン及新嘉坡地方沿岸諸港と航路相通するは勿論、歐洲、印度及南洋航路船の寄港するもの少からず。陸には道路の完全するあり、加之當港よりはタイ・ピンにて馬來半島縱貫鐵道に接續する鐵路のあるあ

り。電信郵便を初め其他文明の機關殆ど備はらざるはなし。市は馬拉加河に跨り之を連絡するに數橋あり。今自由貿易港たる當港の千九百十年度の輸出入及船舶出入數をも茲に示すべし。

輸出 七八七、二四三磅 輸入 七七六、三九九磅 合計 一、五六三、六四二磅

馬拉加港船舶出入表

船種	入		出		合		計
	噸	隻	噸	隻	噸	隻	
商船	六四	七	九五四	七	二九五三	一	五九六六
土民船	一五九八	四	一五四	一	四九九五	三	九六六三
軍艦	一六	一	二六	一	一三〇〇	五	一七〇〇
計	二六〇八	一	三四九九	一	三五六三	五	七〇八三〇

當市は嘗て一時繁盛なる貿易港なりしが、現時物産の過半は新嘉坡を経て輸出せらるゝが故に、貿易上より見る時は今日にては僅かに新嘉坡の外廓たるに過ぎざる也。

此の附近は馬來半島中有名なる漁場なるも、依然幼稚なる土人及支那人により漁業せらるゝのみにて何等の進歩發達を見ず。若し本邦より漁業者の移住するあらば此の地も亦有望なる漁業地の一たるや疑なし。

彼南港(英領海峽植民地)

彼南は馬拉加海峽の北口に近く馬來半島西岸に位せる一島にして、縱十四哩横六哩乃至九哩面積百〇八平方哩、英領海峽植民地中最北なるものにして、千七百八十六年の創設也。島の北部には山多く一山脈中央を貫き南西端に近づくに従ひ低下す。然れども全面積の三分の二は平坦にして傾斜緩也。樹木の繁茂せるは山多き方面と同じ。人口は千九百十年末の調査に依れば

一、歐米人 男七九二人 女四七〇人 二、歐亞混血人 男九四八人 女八二六人 三、亞細亞人 男一六九、九八三人 女一四〇、九八四人 合計三十一萬四千三人

内、邦人は男六十三人女二百十一人、合計二百七十四人を算す。市街地の人口は支那人多數を占め、馬來人は多く地方に居住す。彼南市(土語ピナンなるもペナンと通稱す)は島の北東端の平地に在り。市街清潔、水道を敷設して市内に給水す。市内には美麗なる教會堂、寺院、裁判所、政廳以下の諸官衙、監獄、公立學校、養育院、公立病院、陸軍病院及船渠等あり、近郊には兵營あり。實に本港は市區整然、風致幽雅の地として世に稱せらるゝのみならず、又文明の機關一として備はらざるなく、東西に去來する世界的航路の衝に當るが故に、其の繁榮新嘉坡に次ぎ、對岸スマトラ島とは日として交通の便無きは無く、陸に向つては特通汽船に依るべく、對岸よりはブライ鐵道を経て馬來縱貫線に接續す。貿易は本港も前二港と同じく自由港にして、千九百十年の輸出入左の如し。尙船舶出入數をも示すべし。

輸入 一二、〇八二、六四二磅 輸出 一一、七二四、九九八磅 合計 二三、八〇七、六四〇磅

輸出品の主なるものは錫、砂糖、香料、水牛皮、角、籐、護謨、珈琲及阿片等とす。

彼南港船舶出入表 (千九百十一年)

船種	入	出	港	合	計
商船	二九〇 <small>噸</small>	三六七 <small>噸</small>	二九六 <small>噸</small>	三八八 <small>噸</small>	七七六 <small>噸</small>
土民船	七〇四 <small>噸</small>	七二五 <small>噸</small>	二〇八 <small>噸</small>	一四二 <small>噸</small>	四二二 <small>噸</small>
軍艦	三六	三五	四八 <small>噸</small>	七一	一〇一 <small>噸</small>
計	一〇〇五 <small>噸</small>	一〇一五 <small>噸</small>	四一四 <small>噸</small>	二〇一 <small>噸</small>	八二二 <small>噸</small>

近時護謨其他産業上の開發著しきものあるを以て、數年後に至らば緬甸鐵道の貫通と共に一層重要の都市たるべし。殊に吾人の注意すべきは、附近の海は即ち馬拉加海峽の北端にしてベンガル灣に近く、従つて漁場の良好なるもの多く附近は魚類密集し各種の漁業盛也。今少しく彼南の漁業に付述ぶる所あらん。

彼南の漁業は多く魷を定置するものにして、網漁業又相當に行はる。千九百十二年度出願登録の漁船は三千百三隻、魷七百十九個、漁網三百七十七統、ポンパンと稱する一種の定置網五十六統を算し、彼南全島を通じて漁業(鹽乾魚製造を含む)に従事する者男女合せて約四千八百人に及び、彼南市及附近村落にて消費する魚類は一箇年鮮魚約一萬噸、鹽魚八千噸乃至一萬噸なるが、此の消費高

を以て全島の産出高とすべからず、是れ左記の如く輸出入あるが故なりとす。

千九百十二年魚類輸出入表

鮮魚

輸出 二九、八八〇弗
 輸入 一一、七八三弗

千九百十二年鹽乾魚輸出入表

輸出		輸入	
數	量	數	量
?		一〇七、九八二 <small>擔</small>	
	價		價
	額		額
	七八〇、〇〇〇 <small>弗</small>		一、一五二、九七九 <small>弗</small>

輸出先の主なるは香港、ペラ州、スマトラ、孟買、蘭領東印度、馬來半島西部及暹羅等とし、輸入は主として日本、香港、マドラス、錫崙、スマトラ、馬來半島西部、暹羅及佛領印度支那等よりす。鮮魚は何人も彼南市場にて販賣するを得るも、販賣額の五分を公設市場に納め、立會支那人に對しても亦五歩を手數料として支拂ふを要す。市場の店臺一個に付一日一弗乃至一弗二十仙を支拂ふ時は自ら市場に出で、販賣するを妨げず。彼南に於ける漁業及市場並に需要供給の狀況は大體に於て新嘉坡と相似たり。而して附近は定置漁場、打瀬網漁業に適する漁場にして新嘉坡に次いで漁業

地也。

第六節 蘭領東印度の漁業根據地と水産貿易港

リオ港

リオ港(一名タンジ
ヨシピナン)は新嘉坡の對岸ビンタン島に在る自由港にして、人口四千人を有す。新嘉坡バタバヤ及インドラギリの首府レンガット間を交通する毎月一回乃至二回の定期漁船あり。一箇年の貿易高は輸入約百二十萬圓、輸出高二百五十萬圓にして、輸入の主なるものは米、砂糖及鹽魚とし、輸出の主なるものはガンビール、コブラ、サゴ、護謨及白胡椒とす。特にガンビールは同地の特産物にして、千九百十九年の輸出高は九十餘萬圓に達せり。リオ附近は一帶に好漁場にして漁業盛也。此の地と新嘉坡とは小蒸汽にて僅かに四、五時間の距離にして毎日便船あり。故に此の地方の魚類は氷藏して前記汽船に依り毎日新嘉坡に運搬せらる。新嘉坡に供給する魚類は此の附近より供給するもの多し。本邦の漁具を用ふるには建網、鮫鱈網、延網、一本釣等最も適當なりと認めらる。

爪哇バタバヤ市

バタバヤ市は蘭領東印度の首府にして、蘭領東印度總督此處に駐在す。市街は之を分ちて新舊の二と爲す。舊市街はもと海岸なりしが滄桑の變を閲して陸地の海中に延びたるが爲め、現今にては一哩の内陸となり、縦約四分の三里、幅員半里の長方形を成し、銀行及汽船、保險其他の會社商店等

高厦巨館相列り、殊にカリブサル河の兩岸に在るものは更に宏壯を極め、商業繁華市況潑瀾たり。商店は支那人の經營するもの其の大部分を占め、特にピントウ・ブサル及ピントウ・ケチイル竝にバツサル・バルー(新市)等は支那商軒を竝ぶるが中に、日本商店は唯僅に一、二あるのみ。新市街は舊市の兩方に位し、總督官舎、病院、兵營、練兵場、商品陳列場、學校、各官衙、市役所、裁判所、郵便局、電信局、商業會議所、公園、俱樂部、ホテル、各官吏の住宅、紳士の邸宅其他公私の建物あり。土地高燥蔚然たる樹木市中に生々として街衢整然たり。到る處運河相通じ市内の交通を助くるのみならず涼風を送るが故に、市街の鬱蒼たる樹木と相俟ちてバタバヤの清涼劑たり。又電車及市街鐵道の通ずる外數百の馬車ありて我人力車と等しき用を辨じ、中流以上の士は外出必ず馬車を用ふ。道路は島内各地に通せり。島外に向つては新市又は舊市より汽車に依りタンジョン・ブリオツク港に到り、同港より新嘉坡、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ニウ・ギネア及濠洲に汽船の連絡あり。タンジョン・ブリオツク港はバタバヤ港の漸次埋没してより新時代の貿易港として價値なきに至りたる爲め、和蘭政府に於て新に築港せる所謂バタバヤ新港にして、千八百七十七年より千八百八十八年に至る十年の歲月と千八百餘萬圓の資を以て、舊港の東方平地を深く鑿掘したるものにして、灣内水深く内外汽船常に輻輳し、船渠、鐵工所、税關、倉庫、其他港灣としての設備殆ど至らざる無し。

バタビヤ市の人口は約十五萬人也。

輸入品の主なるものは木綿、羊毛、陶器、鉛及亞鉛製器具、石炭、石腦油、酒精、乾魚、鹽魚、家具類とし、輸出品の主なるは樹皮、珈琲、護謨、獸皮、藍、胡椒、香料、米、砂糖、茶、錫、茶、煙草とす。當地には二、三の日本商店及一旅館あり。

此地附近の漁業は爪哇人の營む所にして、魷漁業の外見るべきものなきも、市の附近に廣大なる虱目魚養殖池ありて、毎日其鮮魚を市場に供給しつゝあり。然れども尙其の需要に應ずる能はずとは魚市場商人の均しく言ふ所にして、第六章バタビヤ魚市場に於ける魚價は之を證して餘ありと云ふべし。

バタビヤ附近の海は淺く底質泥土にして潮流緩也。且つ各種の底魚多く陸風と海風とは常に規則正しく吹き來るを以て、打瀬網漁業に向つては極めて恰好の地なるを疑はず。此の地は實に爪哇に於ける三大貿易港たると共に、又有數の漁業根據地たるを忘るべからず。

爪哇スラバヤ港(泗水)

スラバヤは爪哇島の東端に位し、マヅラ島と相對する爪哇最大の開港場にして、人口實に十五萬餘商業貿易上蘭領東印度中第一と稱せられ、且つ五箇年繼續の築港の竣工を告げんとするあり。願ふにバタビヤは政治の中心にして我東京に比すべく、スラバヤは即ち大阪に比すべし。通商貿易上の位

置は蘭領東印度中他に見るべからざる樞要の地を占め、東南濠洲、ニウ・ギネア其の他の諸島間の要衝に當り、北西ボルネオ及セレベスは指顧の間にあり。地理上の位置は我關門と相似たり。故に内外の商船軍艦の出入毎年百八十餘萬噸に達し、將にバタビヤを凌駕せんとす。是れ和蘭政府の築港を計劃せる所以なるべし。實に蘭領諸島間を航する船舶は本港を基點とするのみならず、新嘉坡及濠洲には汽船の連絡するあり、陸には鐵路ありて島内各地に通じ四通八達の觀あり。市街は又バタビヤの如く上市、下市の二部より成り、上市には歐人の住宅多く、銀行會社及商店は下市に在り。市内には自動車約三千臺、馬車一萬餘臺ありて交通機關全く備はれり。之をバタビヤに比するとき市街の結構設備稍や劣る所あれども其の商業の活氣あるは遙に其の上に在り。且つ將來最も有望なるセレベス、ニウ・ギネア、ボルネオ等を控へ眞に爪哇の大坂とも目すべき也。

スラバヤは前面にマヅラ島を控へ茲に一海峽を形作り。此の邊は各種の底魚多く、魷は海岸一帯に密設せらる。然れども水深五、六尋以上に於ては手繰網及流網の外漁業なしと雖も、打瀬網漁業には極めて恰好の漁場にして、各種の點より見て他に多く其の比を見ざる所なりとす。

スラバヤには魚市場の設けなきも、一般市場にて支那人又は土人の魚類を取扱ふあり。魚價はバタビヤ以上にして供給不足の度は同市より甚しく、此の地本邦人の居住する者約百人也。

爪哇スマラン港(三寶瀧)

スマランは人口約十餘萬バタバヤ及スラバヤと共に本島の三大港にして、中部爪哇の物産は主として此の地より輸出せられ、内外の商賈軒を並べ殊に支那商賈の根據地にして、建源、黃沖涵を初め林堤、光盛、顏江守及び郭春秋等の豪商有りて、殆ど爪哇經濟界の牛耳を取るが故に、東亞の貿易は本港に依ること最も多し。是等豪商中顏、郭二氏は臺灣人也。

港灣は良好ならざれども内地との連絡甚だ便に、西はチェリボン東はスラバヤに通ずる鐵道市中を貫き、ソロに到らんには私設鐵道あり。チヨクジャに到らんには汽車と蒸汽鐵道と連絡するにより、内國沿岸は勿論海外との交通安全至便なるが故に、毎年出入船舶百六十萬噸乃至百八十萬噸を下らず市況常に振ふを見る。理事、裁判所、爪哇官設鐵道本部、學校、教會、寺院其の他ありて文明の機關備はらざるなし。在留日本商店は潮谷、小川、横山等二、三の雜貨商也。

爪哇チェリボン港

チェリボンはバタバヤ、スラバヤ及スマランに次で有名なる港也。タナー・ポイントの南約十四哩の海岸に在りてバタバヤ、スマラン間の中央に位し人口二萬五千、理事官駐在す。砂糖、茶、珈琲、藍及チーク材の輸出を以て名あり。歐米人はタナキルと稱する新市街に居住す。本港は南岸に於けるチラチャップと比すべき北岸の漁業地なるが故に、我漁業者の移住地として一考の價值あり。殊にチェリボンより内部に入れば人口五萬餘を有し島中第一の氣候溫和土地豊饒と稱せらるるバンドン市

あるのみならず、其の他の驛邑亦多きを以て漁獲物の販路等頗る便なるものあり。此の地に近きインドラマユ及エリタンの二箇所は有名なる漁場にして魴漁業及大手繰網漁業盛也。就中魴漁業は最も此の海洋に適し相當に有利なるを認めたり。然れども魴は前記の如く海深大なる所には之を建つる能はざるを以て、本邦の建網を以て之に代用せば一層有利なるべし。此の地には毎日魚仲介人數十人集り來るを以て、漁獲物の販路に窮する如きこと毫もなし。チエリボンには本邦人約二十人在留せり。又は同港は爪哇に於ける鹽乾魚の輸入港として著名なるを忘るべからず。

ボルネオ島サンダカン港(英領なれども便宜上茲に記せり)

サンダカン港は英領北ボルネオの首府にして、港口バハラ島と其の南東の對角岸の間は約一哩四分の一ありて漸次内方に廣く、プロブイの北に於て三哩以上の廣濶なる灣となりて錨地を形成す。本港はプロブイの南及西に延び其の長さ港口より十五哩、水深は港口十六尋より灣奥二三尋まで也。灣内の首邑をエルブラと稱し、北ボルネオ各州沿岸諸港及び香港並に新嘉坡との交通は定期及び臨時汽船ありて不便ならず。

主なる輸出品は護謨、林産物、コブラ、煙草、鹽魚、介類、米穀、樹膠及び籐等とし、輸入品の主なるは織物、鐵器、米、砂糖、鹽、阿片及各種の既製品とす。而して本島の貿易は過半新嘉坡を経て行はれ、其の輸送は殆ど北獨逸ロイド汽船會社の汽船に依れるを見る。人口は精確なる統計を

得難きも約一萬七千也。

ボルネオ島バンジャルマシ市

バンジャルマシ市はボルネオの最大河たるバリト―河口に在り。蘭領ボルネオの首都にして人口四萬餘、理事官駐在し政廳其の他の官衙諸會社商店等相連り市區整然たり。バリト―河は水深く流域長く六百哩の間を溯航し得べく、流域に沿うてブーントク、ムーアラテウエ、バトウプーチー、支流にはネガラ、アムーンタイ等の小都市あり。河に沿ふの沃野は茫茫數百哩の廣袤を有するも未だ嘗て犁鋤を加へざるの地甚だ多く、野生護謨、籐、椰子、樟樹等の林産及び金剛石、金、銀、石炭等の鑛産に富めり。又は土蠻の耕耘に依り米穀蔬菜を産するあるも、今日に於ては猶未發の天産は無盡藏と云ふべく、之を開拓せば其の利測るべからざるの林野沃土は殆ど無人の境に等し。此の如き富源の地を内に控へて其の咽喉を扼する當港將來の發達は又疑ふの餘他なく、今日と雖もスラバヤ、パタビヤ、新嘉坡等と交通の連絡するのみならず、亦能く本島沿岸及びセレベス、マカッサと連絡し内陸には河流の交通頗る便なるあり。其の日に月に發展の域に在るは偶然にあらず。

バリト―河は蝦其の他の河魚多く、就中蝦を饒産し土人は之を曳網の類にて盛に漁しつゝあり。

蝦は之を乾燥するに於ては其の販路、貯藏等に苦まざるを以て、當市附近の蝦漁業の注目すべき價值あるは又説くの要なき也。蓋しボルネオ島は今日僅かに開發の緒に就けるのみ。従つて東海岸

クローテ河岸のサマリンド港(第二の都會)の如き西海岸河口のボンチアナ港(人口二萬餘)の如き何れも本港と同一状態に在り。

セレベス島マカツサ港

マカツサは人口約五萬、セレベス島の咽喉を扼し島中の策源地として蘭領東部に雄視し、將來蘭印に於ける新嘉坡たるべしと稱せらるゝの地也。スラバヤより舟行僅かに四十時間にして達すべく風光明媚、氣候亦快適也。周圍を見るに東にニウ・ギネアを控へ南方濠洲に面し、西にボルネオ、北に比律賓を望んで最も樞要の地を占む。今日に於てはスラバヤに一籌を輸するも地理的關係より見るときはマカツサがスラバヤに優るは單に地圖を見るのみにても之を首肯し得べし。茲を以て和蘭政府は本港にも亦築港工事を企畫し、今や已に大半竣工せるを見る。港内水深くして且つ清く七、八千噸の汽船は優に横付するを得べし。マカツサの狀況斯の如し。故に港灣工事の完成と共に本島對岸ボルネオ並に東方ニウ・ギネア其他附近諸島嶼の開發せらるゝあらんか、是等諸島の物産は一として此處に集まらざるものあらざるべく、従つて是等廣大なる諸島の集散市場たるを心すべし。既に近年各島の輸出増加は驚くべきものあり。加之新嘉坡より直航路開けしかば、是等物産輸出と商品の輸入を開始するに至り、スラバヤの如きは非常なる打撃を蒙りつゝあるは世の知る所也。殊に近時政府は土地の開發に努め道路の修繕修築、椰子其の他の栽培等に至るまで獎勵しつゝあれば、早晚非常の

發展を見ん乎。

斯の如くなるを以て現今に於ても市況繁華にして活氣あり。港内には常にローヤル・バケット及ロツテルダム・ロイド汽船の數隻碇泊せざるはなし。輸出品の主なるは椰子、護謨、籐、ダマル、紫檀、黒檀、香木、高瀬介、眞珠介其の他の介類、獸皮、鹿角、鼈甲、米、珈琲、綿、玉蜀黍等にして、其の主なるものを表示せば左の如し。(二盾は我八十錢六厘也)

年別	種別										
	珈琲	コパ	籐	香料	獸皮	眞珠介	高瀬介	金	銀		
千九百十年	一七、七〇〇 盾	四八、五〇〇 盾	一、六〇、〇〇〇 盾	四八、〇〇〇 盾	不明 盾	二七、七〇 盾	三、〇〇〇 盾	四、四、八〇 盾	三、三、四〇 盾		
千九百十一年	三六、九〇〇 盾	四六、七〇〇 盾	一、〇〇、〇〇〇 盾	三九、〇〇〇 盾	一三、七〇〇 盾	三二、七〇 盾	一五、〇〇〇 盾	— 盾	— 盾		

日本人の居住する者約七十人、商舗の主なるは稻垣、永井の二商會とす。商人としては他と同じく支那人最も勢力を有し、亞刺比亞人亦一部の發展を遂げつゝあり。

マカツサ附近は高瀬介、海鼠、眞珠介等の有名なる産地也。

特に當港前面に碁布する四十有餘の島嶼及び其の附近は高瀬介を産すること夥しく、土人は皆素潜りにて之を採集しつゝあり。然れども土人の素潜りは何れも數尋以内の漁場に於て之を行ふものにして、此の廣大なる漁場の大部分は殆ど手を下さざるの有様也。故に本邦に於ける簡單なる潜水

機を使用し、又は土人より優れたる本邦人の素潜りに依り之を採集するを得ば、最も確實にして又は有利なりと信ず。マカツサには稻垣、永井等の介取扱店あり。又は此の地は鹽乾魚及び鮮魚の需要夥しく、鹽乾魚はセレベス地方及び新嘉坡より供給を受くるも、鮮魚は唯僅に土人の小漁業に依るのみなれば素より其の需要に應ずる能はず。加之附近は一帶に網、釣漁業に適する漁場にして、鱈、鯉及び各種の底魚極めて多し。此の地の魚市場は小規模なれども稍見るに足るものあり。市場商人は土人又は支那人にして漁業者(土人)に前貸をなす。然るときは漁業者は毎日多少の魚を市場に持來り商人に渡し、前借を返還し終れば又更に前借をなすものにして、漁業者は全く前借の辨濟のため漁業に従事するの有様也。

セレベス島メナド港

メナド港はセレベス島の北東端ミナハサ州の首府にして、灣口西に開き其の幅員約七哩、灣入四哩にして灣内水甚だ深し。市街は海濱に竝行し土民部落も亦秩序整然且つ清潔なるは南洋何れの地方にも見ざる所也。人口約二萬、居留民は支那人最も多く亞刺比亞人及び孟買人之に次ぐ。我日本商店も一戸あり。銀行にはチャータード代理店及び爪哇銀行支店等あり。尙理事廳、裁判所、税關、郵便局及其他の官公署あり、固よりマカツサが本島の南西端にありて優秀の位置を占むるに及ばざるも、本島東端の要衝に當り恰も我函館に比すべし。實にメナドは人種、風俗、氣候及び住民の

性情共に我日本に酷似し、住民は自ら日本人と其の祖先を同じふすと云へり。メナドはミナハサ方面の貨物集散地にして、附近諸島及サンギール諸島等の貨物供給物産輸出港也。輸出は椰子、黒檀、紫檀、ダマル、珈琲、護謨、花苳蔻油、肉蔻、バル、ココア、米、鼈甲及高瀬介等を主なるものとし、輸入品の主なるは鹽乾魚、陶器、硝子、小間物類、麥粉、鐵器、燐寸、石油、鹽、砂糖及煙草等とす。陸上各市邑間の道路は廣濶にして整齋、車馬の往來に便也。海上の便はバタビヤ、スラバヤ及マカッサとの間に定期汽船あり。郵便、電信等の備はれるは他の主要都市に同じ。

由來ミナハサ州は蘭領東印度中最も風俗醇良の地也。土地高燥樹木繁茂し氣候温和にして殆ど我國の春秋の交に似て、住民は基督教に歸依して敬神の念篤く、教育普及し知識發達し且つ性情頗る我日本人に類し其の邦人を敬慕すること殆ど想像の及ばざる所也。

メナド附近は海上一帯に魚類多く鱈、鯉、鰻の類は海面に群をなし、土人は僅かに手繰網、小地曳網の類を以て之を漁するのみなれども相當の漁獲あるを見る。魚價は一斤十五錢にして鮮魚の需要は單にメナド市及び其の近在に限れども、北部セレベス等の需要は皆此の地に通ずるを以て、鹽乾魚の需要多く目下新嘉坡、爪哇又はマカッサを通じて輸入しつゝあり。然れども若し相當の漁具を使用せば此の輸入は素より防遏するを得べし。又單にメナド市に鮮魚供給の目的を以て此の地に漁業を營むも相當有利なるべし。

當港附近には本邦人にて農業牧畜等に成功せしもの二、三あれば、漁業を創むるに就ても種々の便宜あるべし。

ハルマヘーラ島タルナテ港

タルナテ港はハルマヘーラ群島に屬する一小島にして、全島殆ど圓錐形火山を成し、市は東岸の山麓海濱に位し風景絶佳也。人口約一萬人島内産物の見るべきものなしと雖も、前面ハルマヘーラ群島を控へ附近に於ける唯一の良港にしてニウ・ギネア航路の衝に當り、此の航路の汽船は何れも必ず寄港するを以て、商業繁盛、殊に全島寶庫の稱あるハルマヘーラ群島の貿易は殆ど本港に依るのみならず、ニウ・ギネア島の貨物も亦多くは此の地を經由するの狀況也。而して本島に集散せらるゝ物産の主なるものは椰子、ダマル、鼈甲、籐、バル(香水原料)、木材(黒檀はハルマヘーラ第一の名産にして全島之を以て蔽はる)、鳥羽毛等也。今日に於ては汽船の寄港少きも帆船の出入は甚だ多し。而して汽船の寄港は英、獨二國船の新嘉坡より毎三週一回と毎月一回及び蘭國定期郵船の月一、二回あるのみ。官衙は蘭國政府駐在官廳、會長邸、税關等主なるもの也。在留民はメナドと同じく支那人、亞刺比亞人及び孟買人の順序にして、歐米人は約三百人を算し邦人の居住は僅かに數人のみ。タルナテ港内及ハルマヘーラ群島附近一帯は鱒、鯉等の棲息尠ならず。殊に鱒は棧橋附近にすら群をなし海底を窺ふ能はざる程也。土人は之を空釣にて掛けて漁獲しつゝあり。鯉も灣内に群來し

陸岸より之を望み得べく、土人は曳繩(擬餌釣)にて之を漁獲し、多きときは市場に三百本少なきも三、四十本を上すと云ふ。鯉は平均一尾一貫目以上にして、價額は二十五錢乃至一圓二十錢、年中灣内にて漁獲し得と云ふ。此の地は人口僅かに一萬に過ぎざるを以て其の需要は僅少なるべく、漁獲物は鹽乾魚其の他として他に移出せざるべからず。而して漁具としては鱒には棒受網、敷網、揚繰網、鯉は一本釣を適當とす。

今日にありてはタルナテ附近の魚類は單に同市の需要に止まり之を漁獵するもの少きも、前記漁具を以て之を漁するに於ては、鱒の如きは恐らく其の處置に苦むばかりなるべく其の豊富なるは全く想像の外なりとす。

第九章 漁業に關する法規

法規は社會の必要に應じて制定せらるゝものなるが、社會は常に同一の状態にあるものにあらず、漸次向上發展するは歴史の證明する所也。此の如く社會の状態異なるに隨ひ、其の秩序を維持し其の幸福を増進する上に於て、種々の法令法規の必要を見るに至る。故に今日の法令も數年ならずして全然死文に屬し、又新規法令を制定するの必要を感ずるに至るの例は、文明國に於ても常に發生する所にして時々法規の改廢制定を見るは之が爲なりとす。今南洋諸邦の社會状態を觀察するに一、

二の例外は之を措き一般に極めて幼稚の程度にありて、其の進歩發展は今後に俟つべきもの多し。従つて完全なる法典の制定なきは勿論、時機に臨み變に應じ目前の必要に驅られ時々制定せられたるものゝ如し。而して此の如き幼稚の時代にありては一般に進歩發達の程度急速にして、法規の改廢頻繁を極め實に朝令暮改の觀あるは蓋し免れ難き所なりとす。然れども南洋に於て事業の經營を企つるものは、其の法令法規の一斑を知り大體に於ける爲政者の方針を窺ひ、之に應ずるの計畫を定むべきは必要の事なるを以て、茲に現行漁業法令法規の類を蒐集し、斯業者の便に供せんと欲する也。

暹羅漁業關係法規

ラタナコーシン曆百二十年水産税法(暹羅)

現行水産税法改正の必要を認めたるに依り、茲に新に水産税法を制定すること左の如し。

第一條 本法はラタナコーシン曆百二十年水産税法と稱す

第二條 本法は公布の日より暹國各州に之を施行す

第三條 本法中に使用する語句の誤解を避くる爲め之を説明すること左の如し

セーナーポデー(大臣)とは地方收稅局の事務に關し命令を發する者を云ふ

テーサーピバーン(總督)とは州内に於ける公務を取扱ふ人及縣の事務を管理する者を云ふ

チャオバナツクガン(事務管理者)とは本法令に依り事務を管理する者を云ふ

サットナーム(水産動物)とは凡て水中に棲息する生物即ち蝦、蟹、魚類、蜆及介類を云ふ

チーアヤツブサットナーム(漁業地)とは水産動物の棲息する海、河、溝渠等を初めとし季節に依り流動停止する小川、沼、堀割(クロング)又は水道に接續する沼、池等の水産動物を捕獲する凡ての場所を云ふ

クルアングムー(漁具)とは魚族を捕獲する爲めに使用する一切の器具を云ふ

コツドセーナーボデー(省令)とは本法を施行する爲め大臣の發布する命令にして官報に掲げたるものを云ふ

第四條 漁業に従事せんとする者は其の場所方法の如何を問はず凡て本法に依り許可を受くることを要す

第五條 本法は凡ての漁業地を左の二種に別つ

第一種、魚族保護の爲めにする漁業禁止地

第二種、漁業地内に於て漁業者が一人なると數人なるとを問はず本法に依り許可を得たる者の漁

獲に従事すべき許可地

第六條 水産税を左の六種となす

一、各地方に於ける生魚の賣上高に對する税

二、漁業地の設備に對する税

三、一人に限り漁業禁止地内に於て漁業せしむる漁業許可料

四、一人に限り漁業許可地内に於て特殊の方法を以て漁業に従事せしむる漁業許可料

五、漁具税率に従ひ徴收する漁具使用許可料

六、漁具使用税率に依らず人頭に従ひ徴收する許可料

第七條 生魚税率に依り水産税を徴收する地方に於ては漁具使用許可料又は人頭に依る許可料を徴收することを要せず。遠隔の地に在りて生魚を市場に運出版賣すること能はざるが爲め生魚税を徴收すること能はざる地方を除き凡て漁具を使用する地方に於ては大臣は省令を以て漁業に依り得たる收得の百分の十を超えざる範圍内に於て其の地方に適應する漁族税率を定むることを得

第八條 總督は時期を定め魚族を減滅せしめざる様適當の方法を以て入札の方法に依り漁業禁止地内に於て捕魚の許可を與ふることを得

第九條 寺院に隣接し又は寺院の境界と近接すること五尋以内の漁業地は之を禁止地とす

第十條 總督は自己又は雇官吏をして指定せる漁業方法及其の區域に従ひ契約をなし許可地内に於て漁業に従事することの許可を與ふることを得。大臣は省令を發布し漁業者の收得の百分の十を超えざる範圍内に於て適當と認むる許可料の徴收方法を定むることを得

第十一條 大臣は省令を以て漁業に依り得たる收得の百分の十を超えざる範圍内に於て漁具使用許可書料の率を定むることを得。課税せらるべき漁具を有するものは先づ當該官吏の許可を受けたる上許可書面にある期限内に限り之を使用することを得

第十二條 大臣は本法第十一條に規定したる以外の小漁具を使用する者に對しては其の種類の如何を問はず其の使用料を定むることを得

第十三條 大臣は地方に依り許可料を廢止し又は漁具使用許可料を免除し又は人頭により徴收する許可料を徴收せざることを得又場所に依り一切漁具の使用を禁止することを得

第十四條 魚族の産卵期に於ては投げ網、掬ひ道具又は衝きに用ゆる三叉其の他の漁具を以て靜止水中にて魚族を捕獲することを得ず。又大臣は地方に依り漁獵禁止期間を定むることを得

第十五條 何人と雖も毒藥を用ひて漁獵することを得ず

第十六條 本法に依り水産税を納入すべき者之を納めざるときは當該官吏は左の各號に依り之を處分すべし

一、税金を完納する迄許可區域に於て捕魚を禁止す

二、税金滯納者の財産を差押へ之を競賣に附し滯納税金に充當すべし。競賣に要する凡ての費用は競賣取得金中より之を支辨す

三、滞納稅者を引致し一日一志の割合にて滞納稅金全部に相當する力役を以て滞納稅金に代ゆることを得

第十七條 本法に違反して捕獲したる漁獲物又は本法に違反して使用したる漁具は當該官吏に於て之を沒收することを得

第十八條 本法に依り許可せられざる漁具を使用せしものは一回二百銖以内の罰金又は六箇月以下の禁錮に處し若しくは以上二刑を併科す

第十九條 左の各號の一に該當する者は四百銖以下の罰金又は一年以下の禁錮若しくは二刑を併科す

一、權利を有せずして漁業地内に於て漁業を爲したる者

二、漁業禁止地又は漁業地内に於て漁業の許可を得たるものにして本法に違反する行爲を爲したるとき

三、漁業地内に毒藥を投じたるもの

四、禁止したる漁具を使用したるもの

第二十條 當該官吏は本法の違反者あることを通知したる者に對し賞與金を與へ該違法行爲に關する諸設備を破壊し違反行爲の爲め變更を受けたる箇所は之を復舊すべし。違反者は之を相當の刑罰に處し尙ほ之れが爲めに要せし費用を負擔せしめ若し違反者に於て之を支出すること能はざる

ときは之れに相當する體刑を科することを得

第二十一條 大臣は本法を施行する爲め何時にても省令を發布することを得。省令は勅裁を得之を官報に掲げたるときは本法の一部と看做す

第二十二條 内務大臣は各地方に於ける收稅局の事務を監督し畿甸大臣は盤谷州内に於ける收稅事務を監督し本法を施行すべし

第二十三條 本法に違反したる者に對し之を處罰する條項なき場合に於ては罰金千銖以内又は一年以下の禁錮若しくは以上の二刑を併用することを得

(百二十四年五月十八日追補)

内務省令(暹羅)

百二十年水産稅法に依り其の施行細則及課稅率相定む

朕茲に内務大臣をして水産法施行の爲め規則を制定せしむ

第一條 本令は官報に公告したる日より之を施行し左の省令は之を廢止す

一、百二十一年四月二十五日公布したる百二十年水産收稅率に關する省令

二、百二十一年六月二日附クルングカオ州内の靜止水中に於ける産卵期の無稅捕獲期日に關する

省令

三、百二十二年十二月十五日附公布したる水産稅徵收に關する省令

四、百二十一年十一月二十七日公布シータマラート州に於ける水産稅徵收に關する省令

第二條 各漁業地は總督をして調査せしめ左の四種に分ちて之を登録す

一、政府が入札に附する爲め一般の捕獲を禁止せる漁業區

二、政府が許可地として一般の捕獲を禁止せる漁業區

三、政府が魚族保護地として捕獲を禁止したる漁業區

四、私有地内に於ける漁業區

第三條 總督は前條第一號乃至第三號に規定せる政府の禁止せる漁業區の地圖を作成し確實に境界を劃定し該漁業區は政府の禁止區として私有地に非ることを公告すべし。又總督は漁業禁止區内の漁業區域を區劃すべし

第四條 總督は漁業區内に於ける水道の境界を定むべし。此の境界内は漁業禁止區とす

第五條 百二十年水産稅法第八條の規定に従ひ總督は政府の漁業禁止區に關し左の各號の一に基き之を處理すべし

一、魚族保護の爲一區域を漁業禁止區と定むること

二、總督に漁業季節及適當の漁業方法を指定して漁業區域を入札許可すること

第六條 漁業區域中政府が入札に附する爲め禁止せる區域に付ては總督は左の事項を公告すべし

一、入札に付すべき漁業地の所在地

二、入札の期日

三、入札執行の場所

四、漁業許可期間

五、漁業區域内に於て漁業に要する或種の漁具の設置及劃定境界

六、保證人を要する契約なること及前金支拂期並に月賦拂期限

第七條 總督は三年を超えざる期間を以て入札に依り漁業區域内に於て漁業に従事する者に許可を與ふることを得

第八條 一地方の漁業區入札に關し必要の爲め總督は左の主任官吏三名を選び入札に關し審議せしむ

一、總督若くは内務省官吏一名

二、收稅官吏若くは助役又は縣助役一名、郡長一名、右三名中官等の高き者を以て長となす

第九條 入札に依り漁業區域に於て漁業に従事する者(一)圖式に記入せる許可を受けたる漁具に異なるものを使用せんとするとき(二)又は現に使用する漁具の補充改良を行はんとするときは豫め

總督へ出願し其の許可を受くべし

第十條 水産税の納入法は左の如し

一、四百銖及四百銖未滿の税金は許可證書の下附を受くると同時に全部納入すべし

二、四百銖以上八百銖未滿の税金は半額を前納し他は總督の指定に従ひ之を納むべし。但し漁業従事の許可證書の下附を受けたる日より九箇月を越ゆべからず

三、八百銖以上の税金は三期に納入すべし。第一期は許可證書の下附を受けたる日第二期は許可證書下附の日より六箇月以内第三期は同じく九箇月以内とす

第十一條 當該官吏は漁業者をして第十條の規定に依り税金の拂込みをなさしめ又保證に關しては其の責任を以て左の如く處理すべし

一、當該官吏に於て必要と認めたるときは漁業者は金塊若くは其の製作品又は漁業税額に相當せる地價を有し且つ法律上正當に所有する土地を擔保として提供せしむることを得

二、保證人たらしとする者は漁業者と共に當該官吏の取調を受くべし。當該官吏が納税の保證義務を履行し得る財産を有する者と認めたるときは保證人たることを得。但し保證人は漁業出願者と同様の責任を有す

第十二條 當該官吏は三箇月毎に税金の擔保として提供したる財物を調査し若し該財物の時價が税

金額に達せざるときは漁業者をして之を補充せしむべし

第十三條 入札許可を受けたる漁業區域の漁業期間は一年以上とし年度割にて第十條及第十一條の規定に従ひ徵稅す

第十四條 當該官吏が入札に依り漁業の許可を與へ本令に依りて擔保を要求し以て契約を締結したるときは先づ前金若くは税金相當の價格を有する財物を提供せしめたる後許可證書を交付すべし
該證書には漁業區域圖及使用器具設置境界及入札當時契約せる書類を添附すべし

第十五條 禁止區域内に於ける漁業入札の許可を受けたる者は其の使用せんとする器具に關し當該官吏より證明書を受け稅率表に依り使用料を納むべし

第十六條 漁業者が前金納入期日及契約に従ひ月賦納稅期限に達するも規定の如く納稅せざるときは當該官吏は漁業者に對し召喚狀を發することを得。漁業者出頭せざるときは保證人に對し令狀を發し漁業者に出頭を命ずべし。若し漁業者の陳述又は召喚に應せざる理由不充分なるときは左の各號の一に依り之を處分すべし

一、税金を滯納せる漁場は納稅を完納する迄其の漁業を停止す

二、税金滯納の場合には當該官吏は該漁場を差押へ滯納税金に充つる爲め競賣に付することを得
若し競賣高と税金額及競賣費用額に達せざるときは滯納者又は保證人の財産を差押へ更に競

賣に附し其の不足額に充つべし。但し競賣の費用に付ては當該官吏は滯納稅金額百分の十を徵收し剩餘金は所有者に返還すべし

第十七條 漁業者期限前に其の漁業權を政府に返還せんとするときは二箇月前に出頭し總督の許可を受くべし。總督は調査の上返還を承諾すべきものと認めたるときは之を許可し新に入札の公告を爲し其の入札に因りて得たる金額を以て水産稅に充つべし。而して尙ほ不足あるときは其の不足額を前漁業者に請求すべし。前漁業者若し其の不足額を提供せざるときは前漁業者若くは其の保證人の財産を差押へ競賣に付し水産稅に充て且つ不足金額の百分の十の割合にて手数料を徵收することを得

第十八條 漁業者が漁業權を他人に讓渡せんとせば前以て其の旨願出で總督の許可を請ふべし。許可を得たるときは讓受人と共に官廳に出頭し總督の面前に於て契約を締結すべし。斯くて總督の許可を得て讓渡手續を結了したる時は前漁業者は初めて政府に對する責任を免れたるものとす

第十九條 漁業者は自己の爲したる漁業の設備と雖も擅に之を變更することを得ず。又魚池を除き漁業區の水を汲みし爲めに魚族の滅盡を來す如きことを爲すを禁ず

漁業者は漁業區域の境界線たる木標を建て之れを保存することを要す。又漁業場内に繁茂せる雜草は如何なる方法に依るも毀損す可からず

第二十條 年々災害ありて之を防遏する手段なく漁業區の被害甚しく平年に比し收入減少し爲めに漁業者減税を欲せば其の旨總督に願出づべし、總督は該損害が不可抗力なりと認めたるときは適宜減税を爲すことを得

二十一條 百二十年水産税法第十條に内務大臣は税率を定め且つ漁業税額は其の漁業より得る收入の百分の十を超えざる徴收規則を設け得ることを規定せり。因て茲に税率表を制定し且つ許可すべき漁業場を九種に區分し左の方法に依り徴收す

一、魚族捕獲の爲め人爲的に開掘せられ且つ如何なる河川に沿ふを問はず年中湧水せざる池の魚族捕獲税金は一ツ一(尋)平方に付て一銖とす

魚族捕獲の爲め人爲的に開掘せられ且つ如何なる河水に沿ふを問はず年中湧水の期ある池の魚族捕獲税金は一尋平方に付十六押(二十五仙)とす

二、魚族捕獲の爲め法律上正當の私有地に開掘したる池の魚族捕獲税金は捕獲方法の如何を問はず一尋平方十六押(二十五仙)とす

三、家の周圍にある溝壑又は水道にして人爲的若くは天然的に存在し又は私有地内に新に現出する沼澤の如き場所に於て漁業に従事する場合は左の通り課税す

甲、二十五尋平方又は二十五尋平方以下は三十二押(五十仙)

乙、二十五尋平方以上五十尋平方は一銖

丙、五十尋平方以上七十五尋平方は一銖三十二押

丁、七十五尋平方以上百尋平方は二銖

漁業區域の面積百尋平方を越ゆる時は右の率に應じ増稅す

四、落し穴は漁場一箇所に付き三銖を課す

五、捕魚の爲め必要なる設備を施せる誘魚場は總督に於て其の區域を定め收穫高に應じ百分の十の割合の課稅率を定むべし。但し如何なる場合に於ても一尋平方に付き二銖を越ゆることを得ず

六、入札に付し豫定價格に達せざるとき又は入札者なきとき又は入札に依り一個人に附與せば該漁地附近に住居し從來漁業に依り生計せる者に不安を與ふる虞あるに因り入札拂下を爲さざる漁業地に於ては一般に其の漁業を許可し且つ漁場の狀況を酌量して毎年一人毎に十銖以下の稅を課することを得。此の第六種の漁業場に於ては左の漁具の使用を禁止す

- 一、ウヲン
- 二、チツブヤイ
- 三、リー
- 四、スツク
- 五、ラオンチヨーン
- 六、クルア
- 七、ヨーカーンチヨウ
- 八、ポーンバーニ
- 九、チヨーンヤイ
- 十、チヨ
- オンサナン

七、第六種漁場に關係ある濠若くは入江の漁業地は總督に於て其の濠若しくは入江口に之れを區劃す。但し濠若くは入江に沿ふて五セン（一センは約四十耗）を超ゆる事を得ず。本漁業地は遮斷器具を用うる漁業者に入札の上許可することを得。本漁業地の税金は四十銖以上とす

八、小魚及蝦の漁獲は其の鹽水なると淡水なるとを問はず其の漁場が入札地以外あるときは水産税は本令の末尾に掲ぐる税表に依り之を徵收す

九、左に示す定置漁具を使用する一定の鹽水漁場が若し入札地以外なるときは其の漁業税を左の如く定む

イ、ルーワサイマン（漁柵）を設けたる地は一箇所三十五銖

ロ、スーカンルーワサイマンを設けたる地は一箇所四十銖

ハ、ルーワバカツクコークを設けたる地は一箇所一銖

ニ、ルーソカーンコーイを設けたる地は一箇所二銖

ホ、ハームを設けたる地は一箇所十銖

ヘ、各州内に於ける深水内ポノ網はシートマラート州、チャムポーン州を除き一箇所百銖シ
トタマラート州及チャムポーン州に於ける深水中の網は一箇所五十銖

ト、淺水中ポノ網は一箇所三十銖

チ、ボーマーメンダー又はローブメンダーに設けたる地は一箇所四鉢

リ、ウランランを以て平潮時に捕獲する地は一箇所十五鉢

ス、ヨックヨーカンチョー(四つ手網の一種)漁具若くは或る技師を以てヨック具を使用する

漁業地は各州を除きシートマラートに限り一箇所五鉢

第二十二條 第二十一條に定めたる九種の漁場にて漁業せんとする者は著手前に郡長の許可を受くべし。若し郡長に於て該地は魚族豊富なるが爲め争ふて漁業権の申請をなすもの續出すべしと認めたるときは其の旨總督に上申すべし。總督は是等漁業地を入札に附することを得。而して若し第二十一條に定めたる税金以上の高價に入札する者あるときは其の者に落札せしむべし。若し入札調はざるときは先著の出願者に許可すべし。漁業税の外漁具使用に關する許可料を徴收す

第二十三條 漁獲の目的を以て自己若くは他人の私有地にあらざる箇所に於て池を掘らむとする者は先づ總督の許可を請ひ其の許可を得たる後著手すべし

第二十四條 本令施行前又は施行後に於ても私有地にあらざる箇所に漁獲の爲め掘りたる池は悉く政府の池となす

第二十五條 私有地にあらず且つ漁業禁止區域の漁業場に關係ある地は該漁業禁止區域内のものと看做す

第二十六條 私有地にあらざる地域内に存在し漁業の爲め設けたる地にして入札に付すべき漁業場に關係なきときは總督は左の規定に従ひ之を處理することを得

1、入札又は

2、入札に依らずして該地にて漁業に従事することを許可し税表に依り收税す

第二十七條 私有地内に於て魚族の棲息する水溜にて漁業に従事するに足る箇所は總督に於て左の如く處理することを得

1、水溜所有者が自ら捕魚せんとするときは許可書を下附し税率表に従ひ課税す

2、所有者自ら漁業に従事せざる時は其の旨届出づべし。若し當該官吏の許可を得ずして所有者が捕魚するか又は他人をして捕魚せしめたるときは總督は事實を調査し且つ百二十年水産稅法第十九條の規定に依り之れを告發すべし

第二十八條 家屋境界の溝渠小溝の漁業用溜池と關係ある水道は該溝渠小溝の關係地とす。但し水道には課税せず該溜池の口に課税するものとす

第二十九條 許可地内にて捕魚の爲め誘魚設備を出願するものあるときは總督は左の如く處理すべし

一、總督は本令第二十一條第五項に依り處理したるときは誘魚設備を爲せる區域の税金は一尋平、

方面幾何なるやを公告すべし

二、誘魚設備を爲さんと欲する者は境界の目標を建て郡長の許可を請ふべし。郡長は之を調査し適當と認めたるときは許可書を下附し稅率表に照し課稅す

三、何れの種類を問はず誘魚場内にて漁業に従事せんとせば豫め許可書持參の上村長の調査を求め然る後漁業に従事するを得

第三十條 第二十一條第八號の漁業許可は左の如く處理す

一、總督は袋網使用漁業從事境界地圖及許可番號二通を作製し一通を地方部に一通は漁業區所轄官廳に保存すべし。總督が漁業區を河川内に許可する場合は其の境界は該河川の幅員を測り干潮時に於ける水幅の三分の一を超ゆることを得ず。河川の兩側に許可する場合は公通として船筏往復し、差支なき様兩區間に適當の間隔を保たしむることを要す

二、總督の指定せる許可地内にて袋網を用ゆる漁業の許可を得んとするものは其の漁場の所在地及地番を明示し之を郡長に願出づべし。郡長に於て適當と認めたるときは之に許可書を下附し稅率表に従ひ稅金を徵收す

三、袋網を使用せる河川に於て當該官吏は該漁業者を監督し其の口を開き汽船の往復に妨げなからしむることを要す。若し漁業者之を遵守せざるときは其の地に於ける漁業繼續を禁ずること

とを得

四、河川又は濠に袋網を使用する漁業許可を受けたる者は薄暮より未明に至る迄袋網支柱にランブを懸け夜中通行の船筏に對し危険を避けしむる様注意することを要す

五、海中に漁具を設置し又遮斷器具を常設して其の灣口にて漁業に従事せんとする者は其の境界に木標を建て且つ所轄官廳より其の許可を請ふべし。郡長は之を調査して漁業區域を劃定し魚族來往の途を斷絶する如き遮斷物を作り爲めに他の漁業者の利益を阻害し相互爭論の原因たらしむる如きことなきを要す。郡長は調査の結果相當と認めたるときは之れに許可書を交附し税率表に従ひ課税す

第三十一條 百二十年水産税法第十條に依り總督は漁具使用により生ずる所得の百分の十を超えざる割合により各種漁具使用許可料を定むることを得。課税せらるる漁具所有者は當該官吏に出願して許可を請ふべし。許可を得たるときは許可期間之を使用することを得、其の課税は本令末尾にある税率表に従ふ。當該官吏が漁業者に對し許可證を下附する手續左の如し

一、郡長は村長招集期日を定め漁具使用出願者に之を告知し同日郡役所に就き證書を受けしむべし。

二、郡長は地方により證書申請者多數にして一定時に於ては證書下附の暇なき虞あることを認め

たるときは地方別に證書下附の期日を定め以て人民をして時日を空費せしむることを免れしむべし

三、出願漁具中形狀相類似して區別し難きものある場合は郡長は證書申請者をして該漁具を郡長に持參せしめ之を検査したる上各漁具に適合する證書を下附すべし

四、漁業者が出漁するときは當該官吏の検査を容易にし又自ら検査の爲め時間を徒費せしめざる様常に證書を携帶すべし

第三十二條 一定の場所に於ける漁具使用許可證を得たる者他の高率課税の漁業場に該漁具を使用せんとするときは所轄官廳に出願し特別許可書を受け該地の税率に達する迄漁具使用税金を追納することを要す

第三十三條 ファック若くは漁具に關聯する遮斷器具を使用するものには別に定めたる税率に依り徵税す。海中灣口に於て羽翼を爲せる遮斷物の支柱は免税す

第三十四條 郡長は本令の末尾に定めたる表以外の小漁具を以て漁業に従事する者に對しては其の者の家に在る人頭に依り小漁業使用許可書を下附すべし。該許可書は單に該戸内に住する總人數のみに對し有效にして該家屋に住せざる者は之を使用することを得ず

第三十五條 一定の漁場に於ける漁業を許可するときは該漁場の事情を參酌して適當の漁業季節を

定むべし。漁業季節は十二箇月を一期とす。但し漁具使用の許可は四月一日より翌年三月三十一日に至る迄を一期とす

第三十六條 百二十年水産税法第十三條に總督は地方により免税し又は地域により或る種の漁具の使用を禁止することを得ることを定めたり。依つて禁止漁具を定むること左の如し

一、クロン・ラインシット、クルン・カオ、サラブリー、ナコン・ナヨーク及チャチャーンサオ州内にある官有地内に勅許に依り會社の開鑿せるクロングにてはヨックヨーカンチョウ、ウオン、ファック、チップヤイ、チョーンヤイ等の器具又は船筏の往來に障害ある定置漁具の使用を禁止す。之れ是等の器具は大型にして之を使用するときは公衆の來往其の他の利益を妨害すること多きを以て前記境界内に於て其の使用を絶対に禁止したる所以なり

二、寺院の境内若くは寺院に連続せる箇所にして百二十年水産税法に依り禁止せる漁場は總督に於て其の境界を定むべし。此の指定せる境界内にては如何なる方法に依るも漁業を爲すことを禁止す

三、八月一日より十月三十一日迄は魚族産卵を保護する爲め靜止水若しくは流水中にて如何なる器具を使用するも之を漁獲し又は殺傷することを禁止す

第三十七條 漁業検査に關する各官吏が未納稅者を發見したるときは審問の爲め漁具と共に本人を

取押へ之を郡長に送るべし。本人尙ほ郡長の指揮に従はざるときは告發すべし

第三十八條 課稅漁具使用許可書は之を郡長に交附する以前總督に於て漁具の種類及使用地の稅率を之れに記入し押印すべし

内 務 省

ラタナコーシン曆百二十四年四月二十一日

(記名)ダムロングラチャヌバープ

内 務 大 臣

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條令竝に其施行細則

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例(一九二〇年總督府令第四號)

第一、漁業區域 蘭領東印度の沿岸三英海里(干潮面)以内の海中に於て眞珠介類及海鼠を漁獲せむとする者は其の使用漁具の何たるに拘らず總て本條例の規定に依り豫め漁業の許可を出願すべき沿岸各海場中從來の慣行に依り土人の占有する漁區は海深九米の地點迄は之を土人用として保留し他人に賣買讓與するを禁じ其の漁區は一般住民の申請區域より除外す

蘭領東印度の沿岸三英海里とは其の陸岸の干潮面を去る三英海里を指し其の附近六英海里以内に陸岸なきときは其の附近の岩礁又は淺瀬の干潮面を基準とす

本條例に依り其の出願を許可すべき地方は左の如し

- 一、爪哇及マヅラ島
- 二、スマトラ島全部(但しチャムビ州を除く)
- 三、バンカ及其の附屬島嶼
- 四、ピリトン島
- 五、ボルネオ島西部、南部及東部
- 六、アムボイナ島及ミナハサ島
- 七、セレベス島の北東ゴロンタロ灣政府所有地
- 八、セレベス島の北部メナド理事廳管内サンギ及タラウド群島
- 九、セレベス群島中政府直轄地
- 十、タルナテ群島及蘭領チモル島及附屬島
- 十一、ロムボック島、バリ島及附屬島
- 十二、南ニウ・ギネア島の沿岸
- 十三、セレベス島の東方にあるバンガイ、ブーシク、モリ及附屬島
- 十四、バンレン及ジエムブラナ(但し土人自治州は其の王族の承認を要す)

第二、漁場の探検 總督は漁區の出願前其の漁場調査を爲すを許すことを得

其の漁區の探検を爲さむとする者は其の漁區を管轄する所の地方廳の許可を受くべし。其の出願は借區出願の資格ある者に限り又其の許可は借區の許可と共に消滅す

許可を得たる者は其の許可の條件に遵ひ隨意に其の豫定區域を探查することを得其の探検に使用する漁船は其の潜水器一臺に付毎月蘭貨三十七盾五十仙を地方部に前納せしむ

第三、出願者の資格 本條例に依り前記海産物の漁業を出願せんとする者は次の資格を有する者に限る

一、和蘭人 二、蘭國又は蘭領東印度住民 三、蘭國又は蘭領東印度に設立したる會社の重役、蘭國又は蘭領東印度住民にして現に蘭國又は蘭領東印度に居住するもの

會社にして蘭領東印度に設立せられたるものに非ざるときは其の代表員、又個人の出願に係るときは其の代理人が漁業特許地に常住することを要す

第三、漁業權の得喪 本條に規定せる漁區にして土人の自治州なるときは先づ其の王族の承認を受くべく又政府の管轄地なるときは地方官の指定せる條件を具備するを要し地方官は總督の名を以て其の漁區を出願者に特許す

特許期限は地方官又は土人王族との契約に基づくと雖も其の最長年限を十箇年とし特許期間借區者は其の特許區域内に於て隨意に本條例に規定せる海産物を漁獲することを得又其の權利の一部又は全部を他人に讓與移轉することを得

特許人死亡の場合には即時又は死亡後一箇年以内に其の遺産の繼承者に其の權利及義務を移轉することを得。其の繼承者なきものは其の特許を取消す

特許權の讓渡は地方官廳の認可を受くるを要し其の權利の繼承者は特許出願の資格ある者に限る。地方官廳の措置に對し不服あるときは總督に上訴することを得總督は高等法院の意見を求め其の可否を決す

第四、漁船 本條例に指定せる魚介の採集に使用する漁船は蘭領東印度に其の船籍を有するか又は土人所有船に限り又其の他の船舶を使用せんとするときは豫め總督の許可を受くべし

第五、罰則本條例の規定に反し許可を得ずして干潮面より三英海里以内の地點に於て眞珠介及海鼠類を漁獲したるときは其の船長に對し左の罰を科す

一、歐洲人又は對等者(日本人は此部に入る)は蘭貨十盾以上一千盾以下の罰金又は六日以上二年以下の禁錮に處す

二、土人又は對等者(支那人を含む)は若干の罰金又は六日以上二年以下の輕懲役に處す

三、密獵に供したる船舶は罰金及び訴訟費用の代償として抑留し又は之を公賣に附することあるべし

蘭領東印度の陸岸を離るゝこと三英海里以内の地點に於て眞珠介其の他本條例に規定せる貨物又は漁具を搭載する船舶にして船長又は其の代理人に於て (一) 三英海里以内の地に於て眞珠介又は其の他の海産物を漁獲せず又其の漁具を使用せざりしこと (二) 其の搭載漁具及魚貨は運漕中の貨物なること (三) 若し其の漁獲物にして前記三英海里なるときは其の特許區域内に於て爲したることを立證せるときは前項の罰則を科せず

第六、密獵監視 和蘭本國の軍艦、總督府所屬官船の艦長又は船長及當該官憲は何時にても蘭國領

海に於て密獵に従事せりと認むる船舶を臨檢し其の特許免狀の公示を求め被特許者と政府との間に締結せる契約の條項を審査し契約違反の行爲ありや否やを調査し併せて其の密獵を監視す

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例施行規則 (一九〇二年總督府令第四號)

第一、漁區の指定及借區者の義務 借區を許可すべき地方は地方官之を指定し其の區域内に土人の慣用せる漁場あるときは水深九米以内の海面を除き其の借區すべき海面と其の產物とを明示し眞珠介類の漁業に關しては重量一カッテイ以下の幼介を採集することを禁じ之に違反したる者は其の採集せる介の價格の外蘭貨一百盾の科料に處すべきことを附記するものとす

ピリトン州にありては借區權所有者は其の借區海面に於て眞珠介類及海鼠の漁獲に著手する以前に於て其の地方に依り豫め本條例に規定したる海產物を漁獲する權利を享有する土人と書面にて契約を締結し其の地方を管轄する地方官の承認を受くべし。若し其の契約に對し異議を生じ或は土人の漁業權を侵害したるときの損害賠償に關する事項は地方官の判定を以て終審と爲す

借區權所有者は其の借區内の海岸に假事務所、使用人の住宅及上屋を建設し漁具及漁獲を貯藏し又は其の整理を爲すことを得。但し其の敷地に付ては豫め地方官の許可を受くべし

地方官は特種官吏を任命し漁場の探檢の爲漁船に便乗を命ずることを得。借區者は之に宿泊の便を供し其の費用は地方官之を定め便乗中の日數に應じ之を支辨す。又漁場の借區者は地方官の求

めに應じ必要な各種の狀況を報告する義務あるものとす

第二、漁區の貸下 漁區の貸下期限は總督の特に指定せる場合を除くの外一箇年及三箇年の二種とす。漁區は地方別とし左の地方を除く外一州を一區とす

- 一、セレベス島の東北にあるミナハサ及びゴロンタロ郡の政府直轄地並にメナド州サンギ及タラウド群島
 - 二、ボルネオ島南部及東部州内の政府直轄地
 - 三、セレベス島及其の附屬島嶼内の政府直轄地
 - 四、スマトラ東部州の政府直轄地
 - 五、リオ州及其の附屬島嶼内の政府直轄地
 - 六、ニウ・ギネア島北部（タルナテ島及其の附屬島嶼の一部を含む）
 - 七、ニウ・ギネア島西部（タルナテ島及其の附屬島嶼の内土人自治州たるラヂャ・アムバット島を除く）
 - 八、タルナテ島理事廳管内の政府直轄地
 - 九、チモル島理事廳管内及其の附屬島
 - 十、バリ島 Boeleng, Djembrana, Gianjyar, Karany, Asam 四郡及ロムボック島
 - 十一、アムボイナ群島
- 中アロー島及其の附屬島嶼

漁區の貸下は管轄理事廳所在地に於て理事官之を爲し、特に其の他の地方に於て爲すを必要と認むるときは代理者を派遣し拂下に關する事務を取扱はしむ

競争貸下の日附は爪哇及マヅラ二島に於ては農務部長其の他の領地に於て之を定め一般に告示す借區權は入札の最高額者にして地方官に於て相當の資格ありと認むる者に落札せしむ。但し其の

落札は農務部長の承認を経て初めて其の效力を生ずるものとする

最高價を以て落札せる者は農務部長の認可ある迄假りに其の漁場の經營を爲すことを許さるゝを以て落札と同時に二人以上の保證人を以て保證せしむることを要す

入札の結果最高額者と認定せらるゝと雖其の漁區にして再貸下の場合に於て前借區料より低額なるか又は本條例に規定したる資格なしと認むるときは次點者に假許可證を附與することあるべく假許可證を與へられたる者にして農務部長の認可なきときは地方官は期限を定め其の權利の回收を爲す。最高額者にして入札の資格なしと認められたるときは總督に上訴することを得

總督府書記官長若し三箇月以内に其の訴願を受理せざるときは高等法院に上告することを得

入札者及保證人は地方官に於て有資格者にして身元確實なりと認むる者に限り又保證人は蘭領東印度の住民又は法人にして相當の資産を當領土内に有する者なることを要す

落札者にして前記の資格を有せざるときは其の漁區を再入札に附し第一回入札の結果假許可證を有する者又は其の權利の繼承者は再入札に参加することを得

契約期限内に於て常事者其の權利を喪失するときは總督は其の殘餘の期間入札を用ひずして他人に其の權利を賦與することを得。此の場合には可成本細則の規定に準據するものとする

土人の官吏及酋長は直接又は間接に漁業權を享有し又は其の入札に参加することを得ず

農務部長に於て必要と認むるときは再入札を命ずることあるべく其の再入札を爲す場合には本細則一般の規定に依るの外左の規程に依るべし

一、地方官は普通入札の場合と同じく其の漁區に關する一切の事項を明示すべし

二、地方官は各漁區の契約期間別に其の許可證を作成すべし

三、保證人にして蘭領東印度以外の地に住するときは其の地の市長又は蘭國領事官の證明書を添付すべし。但し出願資格を有する者に限る

四、入札書には印紙を貼用するに及ばざるも左の事項を記載し出願人及保證人連署し若し保證人尙領土外に現住するときは前項記載の證明書を添付すべし

イ、漁區及其の借區期間

ロ、借區拂は月額となし羅馬數字及文字を以て記載すべし

ハ、出願人及保證人の姓名、職業及住所

ニ、出願日附及願書差出地名

ホ、許可の節必要なる出願人及保證人の指定住所

五、入札書は封緘し其の封筒には出願漁具と所管地方官氏名とを記載するに止め其の封筒は内部を透見し得ざるものに限る

入札は前記各項の要件を具備せざるか或は其の記載の字々明瞭ならざるときは無効とす

入札書は封緘附の箱に入れ一旦入札を爲したるものは其の返還を求むることを得ず。又其の入札者にして指定せられたるときは契約期間其の漁區使用の義務を負ふものとす

締切時間經過すれば係官立會の上公衆の面前に於て之を開封朗讀し最高額者に落札せしめ之に假許可證を與へ總督又は農務部長の認可を経て其の借區權を附與す。入札者は其の入札の閲覽を求むることを得

其入札にして同額なるときは最高額者相互に之を協定し、若し纏らざるときは地方官之を裁決す
 漁區の貸下、再貸下又は假許可證の交附は入札修了後即時口頭を以て宣告し若し必要と認むるときは馬來語を以て譯述し其の貸下證又は假許可證に地方官借區人及保證人又は其の代理者署名の上之を借區者に交附す。但し再入札にして口頭契約を許されたる場合には係官其の文書に署名す口頭契約の場合と雖も其の落札には最高額申出人及保證人の姓名、住所、職業及契約假證を明示す。再貸下の場合と雖も借區者及其の保證人は漁區を管轄する地方に住所を有せざる可からず假許可證を得たる者にして總督の認可を得るときは契約書を公正證書と爲し借區者及保證人は其の管内に住居せざるべからず

借區者前記契約書作成の通知を受くるも其の召喚に應ざるときは再入札より生ずる損害金は借

區者及保證人に於て辨償するものとす。而して再入札の結果前入札より其の金額少きときは最初
の入札者差額を負擔するものとす

保證人は單獨に又は連帶して借區料の月額拂込罰金及び科料其の他に對する損害賠償の責に任ず
第三、借區料 借區料は毎月末日に其の翌月分を地方部に納付すべし。若し休日又は祭日に該當す
るときは其の翌日に拂込むべし

前項の期日に借區料を支拂はざるときは其の延滞日數に應じ左の罰金を徴收す

一、半箇月又は其の以内 借區料月額の百分の二

二、半箇月以上一箇月以内 同 百分の四

三、一箇月以上一箇月半以内 同 百分の六

四、其の以上 同 百分の十

借區料は其の月十四日に至るも尙ほ其の月額及罰金を納付せざるときは地方官は普通の政府契約
手續を履まず其の契約を解除することを得。契約解除の通知は書面を以てし其の日附の日より契
約は解除せられ契約の解除及再入札より生ずる費用及政府損害金は借區者又は保證人の負擔とす
第四、保證人の責任 借區契約中保證人死亡するか破産の状態にあるか或は財産管理人の手に移る
か或は借區人契約履行の實力を表したりと政府に於て認むるときは一定の期間を定め書面を以て

保證人を改定すべきことを命ずることあるべし

借區者は保證人の財産に移動を生じ其の結果保證の責任を全ふすること能はざるものと思考するときは其の地方廳管下にては八日以内に其の他の地方に於ては普通郵便にて其の通報に接したる日より八日以内に之を管轄地方廳に届出づべく、之を怠るときは其の延滞日數に對し每一日蘭貨二十五盾の割を以て罰金を科す。但し其の最高額は一千盾とす

前保證人又は其の權利承繼人は新保證人が政府より承認せられたる日より其の責を免がる

借區者は前記の通告を既定の期限内に爲さざるときは其の契約を解除せらるゝことあるべく其の解除は書留通告を以て其の效力を有す

保證人の變更は公正證書と爲し保證人の辭任は新保證人の成立後承認す

第五、借區料の免除 火災其の他の事故に因り漁業に従事すること能はざるときは總督に對し借區料の減額、拂込猶豫又は免除を請求することを得。總督に對する請願書は管轄地の地方官を通じて提出すべく若し其の請求にして借區料の支拂猶豫なるときは保證人之人に連署すべし

前項の場合に於ては地方官は二名の検査員を任命し一名は政府より他の一名は借區者の推薦に依り現場に臨み實況を視察し其の原因及損害額を査定せしめ若し兩者其の意見を異にするときは尙ほ一名の検査員を任命し多數決に依り其の金額を定め請願者とともに總督に提出し總督之を裁斷

す

第六、借區者の責任 借區者は其の権利の全部又は一部を他人に再貸することを得。但し再借人は地方官に於て本條例に規定せる出願資格ありと認むる者に限る

前項の場合に於ても借區人及其の保證人は全部に對し政府に責任を負ふべし

借區人又は再借區人は其の使用人の及ぼしたる損害に對する責任を各自負擔すべし。但し天災地變の場合は此の限に在らず

借用人又は代理人に對する罰金は借區人及保證人をして政府に納付せしむ

海峽植民地及馬來聯邦州に施行せらるる漁業法

海峽植民地漁業法令

第一條 本法は千九百九年漁業條令法と稱し植民地内の河海全部の漁業に適用す

第二條 従前の漁業法は之を廢止す

第三條 1 總督は本法令を施行する爲漁業官を任免することを得

2 總督は副漁業官を任免することを得

3 副漁業官が其の權限内に於て行ふ行爲は漁業官の行爲と同一の效力を有す

第四條 漁業官及副業官は職權を以て左の行爲をなすことを得

一、漁業に使用する漁船及漁獲物運搬船を臨檢搜索し及其の使用の停止を命ずること

二、魴網漁具其の他の附屬具を搜查臨檢すること

三、法令違反者に對し漁獲物、漁具其の他の附屬具の差押をなすこと

四、本法又は其の他の規定に依り許可せられたる範圍内に於ける行爲

第五條 總督は議會の協賛を経て漁業制限法、禁止法及び罰則を制定し又は植民地内に於ける魚類捕獲法、網目其の他漁具に對する制限法、禁止法を制定することを得。但し餌料を用ふる延繩又は投網に付ては此の限に在らず

第六條 總督は議會の協賛を経て魴の許可、建設、使用、修理、燈火及其の免許、讓渡、免許料、讓渡料及魴の種別に關する法令を制定することを得

第七條 本法に違犯したるものは百弗以下の科料に處し若し繼續犯の場合は速犯の第一日を除き其の繼續したる日數に對し一日十弗以下の科料に處し又は一月以下の科料に處し又は一月以下の禁錮に處す。且つ其の犯罪の用に供したる漁網、漁具、漁船は之を沒收す

第八條 魚類捕獲の目的を以て爆發物竝に藥物を使用したる者は二箇月以下の禁錮又は二百弗以下の科料に處し或は之を併科す

第九條 許可を得ずして魴又は其の一部を建設し又は濫りに位置を變更し又は指定せられたる方法に反し魴を建設したるものは二百弗以下の科料又は二月以下の禁錮に處す。且つ其の魴は直ちに之を除去し材料は之を沒收す

第十條 官吏が本法に依り與へられたる権限内に於て善意を以て行ふ職務執行に對しては訴訟を提起することを得ず

馬拉加漁業規則(英領海峽植民地)

第一條 左の方法を以て漁業をなすことを得ず

一、爆發物及藥物を用ゆること

二、Pompang, pouhwug, Chondak の如き定置せる網を用ゆること。但し Ambai blut, lungge の如き方法にして四分の一時以上の網目を有するものは此の限に非ず

三、網目及籐目の一時より小なるものを用ゆること。但し五十碼以内の曳網は此の限に非ず

四、二分の一時より小なる網目の曳網を用ゆること及四分の一時以下の Jang kul (bait net) を用ゆること

第二條 漁業官の免許を受くるに非れば海面に於て長さ六呎以上の罟、漁網、魴を使用して漁業をなすことを得ず

第三條 漁業官は航路の障礙たる可き場所及既設の魴、延繩、罾より二百尋以内の場所に魴、延繩、罾の建設を認可することを得ず。又漁業法違反者に對し免許を取消し又は免許下附の申請を却下することを得

第四條 漁業官の認可を得ずして免許狀を他人に讓渡することを得ず。若し之に違反したるときは免許は其の效力を失ふ

第五條 免許狀には其の番號及漁船番號を記入す可し

第六條 免許料の額は左の如し

魴

港内魴

大潮時干潮面下水深四尋以上の海面

一年十弗

同 三尋以内の内海

同 十弗

同 干潮の際干潟となる場所

同 六弗

港内魴

大潮時干潮水面下四尋以上の海面

一年五弗

同 三尋以内

同 四弗

同 干潮の際干潟となる場所

同 四弗

以上の料金中には番號札料を含む

網

流網又深海以外に使用する網

一年一弗

モシ織にて製作せる曳網又は五十碼以上の長さの曳網

一年三弗

第七條 免許期間は一年とし毎年四月三十日を以て期間満了す。但し三箇月、六箇月、九箇月の免許を附與することを得

すべし

第八條 免許所有者は漁業官の命令に依り何時にても免許狀を提示することを得る様常に之を携帯

すべし

第九條 左の制限内に於て魃及罾を建設することを得ず

一、既設の魃及罾より四百尋以内の區域

二、航路障礙たる可き位置(但し航路に關し問題を生じたるときは漁業官の認定に依る)

第十條 内海に於ける魃は大潮干潮水面下三尋を超ゆべからず。且つ既設の魃より四百尋以上の距離を保ち魃の長さは三百尋を超過す可からず。又航海の水路に當る場合は日没より日出迄の間一

哩の距離に於て見得べき赤色燈を掲ぐ可し

第十二條 魴の免許を得たるときは直ちに該位置に於て海上見易き場所に番號札を樹つ可し

第十三條 移動し得べき罾、魴の免許を得たるものは指定せられたる範圍内に於てのみ移動することを得

第十四條 (a) 魴の所有者が魴の使用を中止し又は期間満了し又は免許の取消を受けたるときは十時
間内に魴を撤去す可し。魴を取除くには全部抜取り之を切斷す可からず

(b) 魴を改造するときは其の位置を示す爲め番號札を存置す可し

第十五條 魴の免許を得たるときは直ちに建設に著手す可し。若し七箇月間建設に著手せざるか又は七箇月間使用を中止したるときは免許は其の效力を失ふ

第十六條 (a) 魴の免許を得んとするものは毎年五月三十日以前に港務部に出願し位置の検査を受くべし。此手續を怠るときは該位置は他に許可せらるべし

(b) 新たに魴を許可せむとするときは漁業官は馬來語及び支那語の願書を提出せしめ其の寫を作成し魴の位置に告示をなし又一方長官に提出す可し。且つ該告示の日より十五日間は認可を與ふることを得ず

第十七條 漁業官の認可を得ずして魴を移轉することを得ず

第十八條 免許所有者が死亡したるときは直ちに免許を返戻す可し。漁業官は任意に之を取消し又

は相續人又は其の代理人をして免許を繼承せしむることを得

第十九條 魷は Kelong Veehli, Blat kelong, Blat jernam kelong laut と稱するものに限り之を營むことを得

第二十條 魷の籐の目は一時より小なるを得ず。Jornamal と稱する魷にモジ織網布魷を用ふることを得ず

彼南漁業規則(英領海峽植民地)

第一條 漁業に關しては千九百十一年公布せし漁業規則に依る

第二條 一、左の方法を以て漁業をなすことを得ず

(a) 餌料を用ひざる延繩にして鈎の間隔三吋より小なるものを用ふること

(b) 爆發物及藥物を用ふること

(c) モジ織、麻、蔴、其の他に之に類似の織物を以て作製したる網を用ふること。但し小鰈を捕ふる抄網は此の限に在らず

二、帆、權以外の汽力又は其の他の動力にて連航する船舶を以て左の区域内にてトロールをなすことを得ず

ムカ岬の燈臺よりムダ河の河口の南岸に至る箇所及び Pulau Kandi の南方よりクリアン河の河

口の北岸に至る箇所

網及鈎

第三條 網及鈎を以て漁業をなすものは左の制限に従ふ可し

- 一、制限区域内、彼南港内、デインデインス港内に於て定置せる Pomrang を使用することを得ず
 - 二、定置せる Pomrang は四分の一吋以下の網目のものを使用することを得ず
 - 三、定置せる Pomrang の浮子には番號を記載す可し
 - 四、曳網、流網は制限区域内及彼南港内に於て使用することを得ず
 - 五、曳網、流網は四分の三吋以下の網目のものを使用することを得ず
 - 六、曳網、流網及餌料を用ひざる延繩は既設鈎より半哩以内に於て之を使用することを得ず
- 第四條 漁業官の免許なくして網又は餌料を用ひざる延繩を使用することを得ず
- 第五條 抄網及二人曳々網以外の網を用ふる漁船は免許を受くることを得ず

鈎

第六條 鈎は Blat 又は Jarnmal と稱する型に限り之を用ふることを得

第七條 鈎を分ちて左の二種とす

- 一、外海又は大潮時の干潮面下水深二尋半以上の場所に設くるもの

二、内海又は同

二尋半以上の場所に設くるもの

第八條 漁業官の許可を受くるに非れば長さ六呎以上の舳及罾を海中に建つることを得ず

第九條 舳の免許を受けむとするものは左の事項を明記したる申請書を漁業官に提出すべし

一、舳の位置

二、舳の種類及性質(馬來語又は支那語を以て明記すること)

三、住所、氏名、職業

第十條 舳設置の申請書を受けたる漁業官は其の位置等に關し港務部長の考査を経たる後之を許可すべし

第十一條 舳を新設したるときは漁業官又は副漁業官は現場を臨檢す可し

第十二條 漁業官は出願の位置を適當と認めたるときは之を海圖に記入し港務部長に示し其の承諾を経たる後之を許可し且つ其の許可を與ふるときは夜間燈火の色を出願者に通告すべし

第十三條 舳は其の建設以前に於て免許を受くべし

第十四條 一、移動せしめ得べき舳は免許狀に記入ある漁業官の指定したる區域内に限り移動せし

むることを得

二、夜間燈火は免許狀に記入せられたるものを用ふること

第十五條 魴は特に漁業官の免許を受くるに非れば網目一時半以下の網を使用すべからず。尙魴の垣網は漁業官の指定したる長さを超ゆることを得ず

第十六條 魴所有者は漁業官の命令ある場合に於ては何時にても其の垣を短縮し又は變更すべし

第十七條 一、魴漁業免許者は魴の建設に著手すると同時に海上見易き場所に番號札を建つ可し

二、暴風雨其の他の理由に因り番號札を喪失したるときは其の旨直ちに漁業官に届け出で且つ同一位置に新規に建立すべし

第十八條 魴所有者は毎夕六時より翌朝六時迄の間一哩の距離に於て見得べき位置に燈火を點すべし

第十九條 魴所有者が魴の使用を中止したるときは直ちに之を撤去すべし。且撤去の際は建立せし材料は全部抜き取り決して之を切り取るべからず。又漁業官より通告を受けたる後十四日以内に之を撤去せざるときは漁業官は任意に之を撤去し其の費用は魴所有者の負擔とす

許 可

第二十條 漁網延繩魴の免許は凡て一箇年とし毎年四月三十日を以て期間満了す。但し三箇月、六箇月、九箇月の免許を受くることを得

第二十一條 漁網延繩魴の免許讓渡は漁業官の認可を受くべし。但し免許狀に讓渡承諾の裏書ある

ものに非れば之を讓渡することを得ず。此の裏書申請に對しては料金を支拂ふことを要す

第二十二條 魴漁網延繩の許可は所有者の死亡に因り其の效力を失ふ。但し所有者の申請あるときは漁業官は其の讓渡を承認することを得。承認を得たる免許狀に漁業官の裏書を求むべし。此の裏書にも料金を要することなし

第二十三條 漁船を使用するときは免許狀に漁船番號を記入することを要す且つ其の免許狀は漁業官の要求に依り何時にても提示するを得る様漁業者の一人は常に之を携帶すべし

第二十四條 漁業官は航路の障礙たる可き位置竝に既設の魴延繩、罾より二百尋以内の場所に魴延繩、罾の建設を許可することを得ず

第二十五條 千九百九年發布の漁業規則及び本法に違反したるものは免許狀に其の犯罪の種別を司法官より記入せらるべし

第二十六條 漁業官は免許狀に千九百九年發布の漁業規則及び本法に違反したるときは其の免許を沒收し且つ免許狀の下附を拒絶することを得

免 許 料

第二十七條 免許所有者は漁業の種類に依り右の料金を納付す可し

魴

大潮時干潮水面下二尋半以上の場所

一年間

二十四弗

同

三箇月間

六弗

同

二尋半以下

一箇年

十二弗

同

三箇月間

三弗

番號札

一弗

喪失の場合再下附料

一弗

網 及 鈎

幅着網

一箇年

十六弗

同

三箇月間

四弗

モジ織を以て作製したる曳網又は長さ

五十碼以上の曳網

一箇年

十二弗

モジ織を以て製せざる曳網又は長さ

五十碼以下の曳網

同

九弗

長さ十碼以上の流網

同

三弗

長さ十碼以下の流網

同

五十仙

深海用漁網

同

十弗

餌料を用ひざる延繩

同

二十四弗

同

三箇月間

六弗

番號札

一弗

以上

新嘉坡漁業規則

第一條 何人と雖漁業免許を得ずして魴を設くることを得ず。魴の免許は毎年四月三十日を以て期間満了す

第二條 魴の免許を得たるときは魴の位置に於て見易き場所に番號札を建つ可し

第三條 一、魴所有者が之を使用せざるとき期間満了したるとき及免許の取消を受けたるときは三十日以内に魴を撤去す可し

二、魴を移轉したるときは舊位置を明示する爲め番號札を殘し置く可し

第四條 魴は免許を受けたる後七箇月間其の建設に著手せざるか又は七箇月間使用せざるときは免許は其の效力を失ふ

第五條 魴免許を繼續せんと欲するものは毎年五月末日迄に申請すべし。然らざれば該位置は他人

に許可すべし

第六條 大潮時の干潮而下三尋を超えざる水深に於ける魷は他の魷より二百尋以上の距離を保ち魷の長さ二百尋を超過すべからず

第七條 大潮時の干潮而下五尋以内の水深に於ける魷は他の魷より四百尋以上の距離を保ち魷の長さ四百を超過すべからず。又は航路に當りたる場所に於ては日没より日出迄一哩の距離に於て見得べき燈火を掲ぐ可し

第八條 漁業官の許可なくして魷を移轉することを得ず

第九條 魷免許所有者にして死亡したるときは直ちに免許狀を返納す可し。但し法定の承繼人ある場合は引繼ぎ經營せしむることあるべし

第十條 魷の免許は漁業官の許可なくして之を他人に讓渡し又は之を轉貸することを得ず

第十一條 魷免許を受くるには左の料金を納付すべし

新嘉坡の西岸及北岸に於て Changi より Tanjong に達す間及び Pulo Ubin, Pulo

Tekong 竝に新嘉坡南方諸島の周圍に於ては大潮時干潮而下五尋を超へざる場所 五弗

同 三尋を超えざる場所 三弗

大潮時干潮の際干瀉となる場所 一弗

Changi より新嘉坡の東岸及南岸に沿ふて Tuinjong Kling に至る場所

大潮時干潮面下五尋を超えざる場所

十五弗

同 三尋を超えざる場所

七弗

大潮時干潮の際干瀉となる場所

三弗

附記 千九百十年二月公布の規則には新嘉坡に於けるトロール漁業に付規定する處あり

馬來聯邦州漁業規則

(本則はスランゴール州漁業規則なるも馬來聯邦州に於て本則を準用するを以て茲に之を掲ぐ)

第一條 本則第二條を以て禁止せるものを除き如何なる方法を以て漁業を爲すも妨なし

第二條 左の方法を以て漁業をなすことを得ず

一、Rawai の鈎の間隔三吋以内のものをを用ふること

二、爆發物及藥物を使用すること

三、定置せる Pompaang 網を用ふること

例へば Chandek pompaang の如し。但し網目四分の一時以上の Aniva には之を適用せず

四、Jala と稱する投網 Pulat Kisa と稱する曳網の外網目又は籐目一時より小なるものをを用ふる

一三二

五、網目二分の一吋より小なる Jala 又は Pulat Kisa を用ふる」と

六、麻蔴布モジ織其の外之れと類似のものを製作したる漁網を用ふること

第三條 漁業官の認可を得るに非れば長さ六呎以上の罾及魴網を使用することを得ず

第四條 漁業官は航路障礙の場所及び既設の魴及び罾より四百尋以内の場所に新たに魴及び罾を許可することを得ず且つ千九百二年規定したる燈臺及び小船に關する規定に違反したるものに對しては免許下附を拒絶することを得

第五條 各漁業免許は四月三十日、六月三十日、十二月三十一日を以て其の期間満了す

第六條 一、地方漁業官の認可を得ずして免許を他人に讓渡することを得ず。若し認可なくして之を讓渡したるときは免許は其の效力を失ふ

二、地方官より讓渡の認可を得たるときは其の旨を免許狀に記入することを要す

第七條 免許狀には免許番號及び船舶番號を記入すべし

第八條 免許を受けたるものは左の料金を納付すべし

罾

一、深海用罾及び長さ二百碼以上の罾、延繩、魴及び垣網

三箇月間 六 弗

二、淺海用同上

同 三 弗

網

三、モジ織網を有する曳網又は長さ四十碼以上の曳網

三箇月間 三 弗

四、モジ織網を有せざる曳網又は長さ四十碼以内の曳網

三箇月間 一 弗

五、流網其の他の網及び深海漁業

三箇月間 一 弗

延 繩

六、餌を用ひざるもの又は *Rawai* 各漁船毎に

三箇月間 六 弗

第九條 免許所有者は何時にても免許状を示し得る様常に之を携帯す可し

第十條 免許所有者は左の區域内に於て魬、罾を建設することを得ず

一、既設の魬、罾より四百碼以内の場所

二、航路障碍の場所但し其の航路に關し問題を生じたるときは漁業官の認定に従ふ

第十一條 一、淺海用魬は大潮時の干潮面下水深三尋を超ゆることを得ず且つ其の長さは二百碼を

超過することを得ず

二、深海用魬は大潮時の干潮面下水深五尋を超ゆることを得ず又其の長さは六百碼を超過するこ

とを得ず

第十二條 一、魬の免許を得たるものにして魬の建設に著手したるときは所定の番號札を海上見易

き位置に建つべし

二、番號札は長さ三呎幅二呎の白色板にして番號を黒書し満高潮水面より高さ六呎以上たることを要す

第十三條 移動し得べき魼及網漁業者と雖第九條の制限に反することを得ず

第十四條 餌料を用ひざる延繩は左の制限内に之を設くることを得ず

一、既設の魼より半湮以内

二、河川又は干満する水進口を横斷すること

三、總督の公布を以て制限したる地帯

比律賓群島漁業諸規則

比律賓群島に於ける税關吏の職(馬尼刺税關總則第二十五號)馬尼刺灣に於ける魼定置規定及び漁業免許の件

第一款 馬尼刺南側に於けるマラテの極端と馬尼刺北側に於ける魼定置に關する左記の規定及び料金
金は千九百三年一月二日より之を實施す

第二款 魼は河口又は前掲の區域内に於て深さ七尋(一尋は六呎)以上の場所に於ける限界線外に定

置するを得ず

第三款 幼ダイルス、鯷及び其の他の小魚を捕獲せざるため深さ二尋半以上の魼に於ては其の魼より捕獲する爲め使用する網 (Bayas) は十五 (六ミリ?) 耗平方より少なからざる網目を以て製造すべし之に違反する者は免許取消の處分を受く

第四款 魼の胸壁 (Painpines) より百尋以内の距離に於て網又は他の發明品を使用して漁業を爲すことを得ず

第五款 何人と雖も前掲限界内に魼を定置する爲漁業免許を得むとするものは該港税關の島内検査官に願書を差出すべし。願書には正確なる區劃及び魼を定置せむとする所の水の深さ及び請願者の住所氏名を記入すべし

第六款 前記免狀は次に記載する料金の支拂に依り交附するものとする
各魼は免許狀交附の日より六箇月以内の期限とす

海深	料金	海深	料金	海深	料金
一尋以内	一弗五十仙	一尋	三弗	一尋半	四弗五十仙
二尋	六弗	二尋半	十一弗	二尋	十五弗
三尋半	十八弗	四尋	二十三弗	四尋	二十七弗
五尋	三十一弗	五尋半	三十五弗	六尋	四十弗
六尋半	四十三弗	七尋	四十七弗		

總て料金は合衆國通貨に依る

第七款 總て魷の區劃は馬尼刺港務局長の管理に屬するものとす

第八款 魷の所有主は築より高き杭を建設すべし。其の杭には白塗の木板を結着し木板には四十米の距離より明かに見得らるべき文字を以て漁業免許の數及び其の所有主の姓名及び住所を記載すべし。之に違反したるものは其の免許を取消し併せて其の魷を沒收すべし

第九款 漁業免許狀は六箇月毎に規定の料金を支拂ふときは引續き二期間漁業を營むことを得。但し第一期には原免許料の百分の二十五第二期には百分の五十を附加するものとす

第十款 同區劃又は其れより百米以内に於ては引續き二期以上魷を定置することを得ず

第十一款 凡て一定の免許なくして區劃したる魷は之を公賣に附し落札者は漁業免許を得て魷を使用する權を有す

第十二款 魷に於ける胸壁 (Painpines) の寸法は左の如し

水深六乃至七尋に於ける魷の周圍の長さ二百五十尋

水深五尋に於ける魷の周圍の長さは二百尋

水深四尋に於ける魷の周圍の長さは百七十尋

水深三尋に於ける魷の周圍の長さは百四十尋

水深二尋に於ける魴の周圍の長さは百尋

(但し凡て魴を構成する周圍は之を計算せず)

此の割合に違背したるときは税關の島内検査官は免許の取消をなし又は其の犯罪毎に附加免許料を徴收し且つ其の超過したる部分は直ちに取除かしむべし

第十三款 同水深に定置したる魴間の距離は百五十尋とす但し一尋半以内の水深に於ては此の限に非ず

第十四款 何人と雖も漁業免許狀を下附せられたるものは其の選擇に従ひ英語又は西語にて印刷したる本規定の寫を備ふべきものとす

比律賓群島に於ける税關吏職務

(千九百〇三年三月五日馬尼刺にて)

(馬尼刺税關總則第三十一號)

馬尼刺税關總則第二十五號第三款修正即ち網 (Payal) に於ける網目の大きに關する件

第三款 魴より魚を捕獲する爲め使用する網は (Payal) 六耗平方以上の網目を以て製造すべし。之に違反するものは免許取消の處分を受くべし

比律賓群島 モーロー人住居區域に於ける眞珠介採集規則 (條例第四十三號)

第一條 何人を問はず貯藏、移致、販賣其の如何なる目的を以てするも大き四吋以下の眞珠介をミンダナオ政廳管轄内の海中にて採集し若くはモロー人住居區域に於て所持することを得ず
(條例第五十一號第二十二條參照)

前項の規定に違反したる者は五百弗以下の罰金又は一年以下の禁錮に處し若くは以上の二刑を併科す

第二條 本條例中比律賓委員會に於て廢止又は改正せられたるものは其の章句に於て效力を有す

千九百四年二月二十九日制定

千九百四年五月四日比律賓委員會に依り認定せらる

第例第五十一號モロー人住居區域に於ける介類採集に關する條例 (條例第四十三號改正)

第一條 本條例に定むるものゝ外何人を問はずミンダナオ政廳管轄内の陸地より、リーグ以内の海面に於ては眞珠介又は其の他介類を採集することを得ず

第二條 (條例第七十六號に依り改正第二百號に依り廢止)

第三條 第一條に規定したる海面に於て介類の採集に従事することは左の場合何れの船舶を問はず之を許可せず

一、斯業を管理する比律賓委員會又は立法院の法律の二罪を犯したるもの又は他の數人の犯罪が

該船にて從業中行はれたるものなるとき

二、同様の違反に付二度有罪とせられたる者が船舶の全部又は一部を所有し又は從業するか若くは該船に使役せらるゝとき

第四條 介類採集の許可は漁船根據地の海面を管轄する郡出納官之を發す。該許可を受けたる船舶は第一條に規定したる何れの海面に於ても從業することを得。許可は前條第一項又は第二項の事由に因り取消されざる限りは其の受けたる日より一年間效力を有す。第一級許可は第六條に規定したる額の四分の一を納付するときは三箇月間許可せらるゝも其の取消されたる爲に其の既に納付したる額の幾分をも還付することなし

第五條 ミンダナオ政廳出納官は許可の發せらるゝに際し適當の形式を以て本條例の規定を行ふに必要なる訓示を郡出納官に發すべし

第六條 潜水器を以て各種介類を採集するの許可は船舶に使用せられて常に海面下に於て從業する潜水夫每一人に付比律賓通貨三百比を納付するに依り發せらる。許可に依り權利を得たる員數以上の潜水夫を海面下に使用するを得ず。本階級の許可を第一級許可と稱す

第七條 潜水器を用ひずして各種介類の採集に従事するものゝ許可は其の船に使用せらるゝ潜水夫每一人に付比律賓通貨五比及び其の船にて使用する爬及網熊手每一箇に付右と同額を納付するに

依り其の船に發せらるゝ許可に依り權利を得たる數以上の潜水夫及爬網熊手を使用することを得ず。本階級の許可は第二級許可と稱す

第八條 小船、船舶、爬網又は熊手若くは潜水器を使用せずして各種介類を採集し又は其の介の市價一噸二十比を超えざるものゝ漁獲採集に付ては何等制限することなし

第九條 本條例に依り許可を與ふる場合に於ては郡出納官は許可を受けたる者に對し立法院條例第四十三號寫、本條例寫及び各種介類の採集に關する總ての條例にして爾後施行せらるべきものゝ寫を交附すべし。許可を受けたる船舶の船長は各人の閱覽に便なる船内一定の場所に該寫を備へ置くべし。本條例に依り許可せられたる各船の船長にして本條例の規定に違反したる者は各違反に對し百比以下の罰金に處せらるべし

第十條 立法院條例第四十三號及び同條例の違反告發に對し本條例適用せらるべき場合に於てモーロー人又は他の非基督教徒の所有、乗組又は使用する船舶にして他の船舶と連絡なく且つ潜水器を使用せざる船舶の積量十五噸未滿のものに對しては千九百六年一月一日まで本條例を適用せず

第十一條 スーロー州知事は其管轄内に住めるモーロー人の所有に拘る介類採集權の爭議に付ては速に之を調査し且つ慣習に依りモーロー人住居區域内の各人に屬すと認めらるゝ介の存在する區域及比較高に付ミンダナオ政廳知事に報告すべし。千九百四年及千九百五年中にスーロー州出納

官が本條例に従ひ許可したる結果に依る總賣上高の二分の一は專用權に依て除外し慣習に依り各
自の主張を參酌して爲したるミンダオ政廳知事の決定に基きモーロー人に補償すべし此の補償
は介類に關するスール州内モーロー人の所有權の爭議に付ての最後の決定とす

第十二條 モーロー人たるを否とを問はず何人と雖も本條例に依り介類の採集に従事する者に付其
の支拂又は納金に干涉し又は要求し若くは要求せむと企て若くは是等從業者又は船舶に妨害をな
し若くは爲さむと企つることを得ず

第十三條 第一級許可を受け介類の採集に従事する船舶にして天候其の他の事由に因ることなくホ
ーロー又はサムボアンガ港に到らず其の取得したる介を積卸し又は第一條に規定せる海面を距る
ことを得ず

第十四條 第一級の許可を受けたる船舶の船長は從業の月日及び日々取得せる眞珠介の數及び量を
明細に航海日誌又は記録簿に記載すべし。ホーロー又はサムボアンガに入港したる時は積荷を陸
揚前船長は税關吏に日誌又は記録簿に眞珠介の採集及び其の船舶の從業に關し偽りなきことを證
言すべし。虚偽の記載を爲したる者は第十七條の規定に依り處罰せらるべし

第十五條 本條例に依り許可せられたる各船の船長及介類の採集に従事する是等船舶の乗組員にし
て本條例に違反したる者は其の條項に依り處罰すべし。船員又は乗組員の違反行爲を目撃し又は

之を知り若くは之に同意したる者は違反者と同一に處罰すべし

第十六條 許可を受けざる船舶にして本條例の適用せらるる海面内に於て本條例に規定せる介を船内に所持し又は第二級許可を受けたる船舶にして介の採集に使用する潜水器を船内に所持することを發見せられたる場合に於て船長又は潜水器の所有者若し船内に在る時は充分の反證なき限り本條例に違反して介類の採集を爲したるものと見做す

第十七條 本條例に規定したる犯罪行爲を爲したる者は六月以下の禁錮又は五十比以上千比以下の罰金に處し又は各犯罪に付罰金及禁錮を併科す

第十八條 立法院條例第四十三號及本條例に違反したる者はモロー人住居區域内何れの第一審裁判所にも告發せらる。第一審裁判所は法律に従ひ之を審査す。裁判權は何れの第一審裁判所を問はず同一なりとす

第十九條 立法院條例第四十三號及び本條例に違反したる者にして裁判所は其の認定に依り違反者が法律を知らざるが爲犯罪行爲を爲せりと信すべき理由を有する時は酌量を爲し減刑することを得

第二十條 本條例及び立法院條例第四十三號の施行に關し管轄官廳の長官に依り權限を附與せられたる郡司、稅關吏又は島廳所屬船の船長及びミンダオ政廳知事に依り權限附與の文書を受くる

者は治安判事たるべし。治安判事は介類の採集に關する法律に違反し第一條に規定したる海面に於て従事する船舶を發見したる時逮捕狀を要せずして其の船舶及び乗組員を逮捕し法律に従ひ處分するに最も便宜なる港に引致すべし

第二十一條 立法院條例第四十號第二條及び第三條の規定に従ひ支拂はるべき比律賓通貨五百比の報酬は本條例及び立法院條例第四十三號違反者の逮捕及び判決に要する告知に關し支出すべし

第二十二條 立法院條例第四十三號改正第一條中「其の他の如何なる目的を以てするも」の下に「眞珠介の蝶番より直角に尺度を宛て蝶番の中心より外端までの直徑七吋以上あるか又は」及び「所持することを得ず」の下に「偶然又は過失に依り是等の介を海中より採集せるとき之を開き又は開かんとすることなく直に海中に投ずるに於ては何等處罰せず。採集を禁じたる眞珠介は海中に於て開き又は開かんとすることを得ず」を加ふ

ミンダナオ政廳管轄内の海中と稱するは本條例第一條に規定したる海中を稱するものと知るべし

第二十三條 立法院條例第四十三號及び本條例に用ひたる眞珠介の語は通常眞珠介として知らるる *Melagrina margaritifera* 綱目に屬する眞珠介を云ふ

第二十四條 介類の採集に關する法律又は其の一部を第一條に規定したる海面に適用することを廢止す

第二十五條 本條例中比律賓委員會に依り廢止又は改正せられたるものは其の章句に於て效力を有す。本條例に禁ずる所と雖も千九百四年八月一日以前の行爲は之を處罰せず。但し其の違反行爲が確實に本條令の禁ずる所のものなるを知つて爲せることを證するものは此の限に在らず

千九百四年六月七日制定

號例第二百七號 ミンダナオ政廳介類採集に關する條例

第一條 モロー人住居區域内何れの陸地よりするも三リーグ内に於て介類の採集に従事するの許可は合衆國陸軍々人又は海軍々人、比律賓住民、比律賓島の法律に依り組織したる團體又は巴里條約の精神の下に比律賓住民の政治權を得たる者の使用する船舶にあらざれば之を發せず。何人を問はず立法院條例第五十一號に依り許可せらるゝ迄は介類を採集することを得ず

第二條 本條中比律賓委員會に依り廢止改正せられたるものは其の章句に於て效力を有す

千九百八年四月七日制定

比律賓群島爆發物藥物使用規則

第一條 難波船破壞竝に航路障害物除去の外魚類捕獲の目的を以て水中に於て爆發物を使用すべからず。但し鱧、鰐等危険なる魚類の捕獲竝に學術上の目的を有するものに限り或範圍に於て爆發物使用を認可することあり

第二條 比島に於ては淡水又は海水中に於て魚類を死に至らしむべき藥物を用ひて魚類を捕獲することを得ず。但し或範圍内に於ける魚類の捕獲竝に學術上の目的を有するものに限り藥物使用を認可することあるべし

第三條 本法に違反したる者は各違犯行爲に對し百弗以下の科料又は六月以下の禁錮に處し又は之を併科することを得。且つ之れに使用したる爆發物、藥物、船舶、船具及び其の附屬品は之を沒收す

第四條 本法違犯者を通告したるものに對しては科料金の半額を與ふ。裁判所は此の判決の際其の科料金の半額を受領すべき通告者の姓名を宣言すべし

第五、六條は之を略す

香港漁業諸規則——香港漁場、魷網其の他の一般漁業に關する規則

第一條 總督は領海内に於ける漁業免許漁場の區域、魷漁場の水深、魷網の撤去、魷の燈火其の他に關し諸種の法規を制定することを得

第二條 港務部長は總督の規定に反し魷の變更改造撤去を命ずることを得。故に魷所有者は總督の規定の外別に港務部長の指揮に隨ふことを要す。但し港務部長が總督の規定に反し魷の撤去其の他を命じたるときは魷所有者に及ぼしたる損害の範圍に於て港務部長は之を賠償することを要す

第三條 總督は魷の方法、廣さ、位置を考察し其の免許料金を定むることを得

第四條 本法の規定に違反したるものは即決を以て各違反行爲に付五十弗以下の料料に處す

香港トロール漁業規則

第一條 權、帆以外の蒸氣其の他の動力に依り航行する船舶は本植民地三浬以内に於てトロール漁業をなすことを得ず

第二條 西洋型船舶にして遠洋に於てトロールに従事する船舶は規定の燈臺税を納付するか又は別表の料金を月賦に依り納付するを要す

第三條 港務部長は西洋型船舶に對し規定したる規則第二十二條の條項中出入港に關する條項のみは適宜之を免除することを得。但し此の免除を受けたる船舶の船長は其の船舶の行動に關する月報を作成し毎月之を港務部長に提出すべし

燈臺税表

燈 籠 噸 數	一箇年の料 金
50 噸 未 滿	180 弗
50 乃 至 100 噸	270 弗
100 乃 至 150 噸	450 弗
150 乃 至 200 噸	630 弗

200 乃至 250 噸
250 乃至 300 噸

810 弗
1,000 弗

以 上

香港領海內漁業規則

第一條 本則に使用したる文字の意義は左の如し

文字の意義は之を略す

第二條 魴又は卷網所有者は毎年規定の免許料を港務部に納付すべし

第三條 免許狀は他の人に譲渡することを得ず。且つ免許狀には其の使用すべき場所を明記すべし

第四條 魴は豫め港務部長の認可を得ずして之を建設することを得ず。又は其の許可書には魴の種

類及び其の使用場所を記入すべし

第五條 魴を新設せんとするものは既設の魴所有者の同意を得ずして之より二百碼以内に建設する

ことを得ず

第六條 魴には日没より日出迄の間一浬四方の距離より見得べき鮮明なる白燈を掲ぐべし

第七條 魴には其の免許番號を記入せる札を見易き場所に掲ぐべし

第八條 港務部長は使用中止せし魷の撤去を命ずることを得

第九條 領海内に於ては何人も爆發物を使用して魚類を捕獲することを得ず

第十條 免許料年額は左の如く定む

外海に於ける魷

五尋未満の水深に於けるもの 四 弗

五尋以上の水深に於けるもの 五 弗

内海に於ける魷

普通のもの 二 弗

一箇所に定置せざる魷又は網毎百碼に付 一 弗

一箇所に定置せる魷又は網毎百碼に付 一 弗

巻網 二 弗

香港牡蠣漁業規則 (拔萃)

第十一條 本則に依るに非れば領海内に於て牡蠣の養殖及び採集を營むことを得ず

一、免許は本則に掲げたる書式に依り下附す

二、免許下附に關する規定は之を遵守すべし

第十二條 免許は總督の認可したるものにして規定の料金納付に依りて下附せらるべし

第十三條 免許料は植民稅務官又は其の代理を委任せられたる官署に納付すべし

第十四條 免許受領者が本法其の他の規則に違反したるときは總督は其の免許を取消し法令の定むる所に依り之を處罰す

牡蠣漁業免許の形式

一 左記の境界内に於て牡蠣の採集及び其の養殖場の設置を許可す

二 本免許は何年何月何日より何年何月何日迄有效とす

免許の條件

一 牡蠣養殖物の境界は竹又は之に類似の材料を以て其の境界を明示する事を要す。且つ其の番號札は便利なる位置に建て満潮の際水面より二尺以上突出し航路の障礙たらざる事を要す

二 牡蠣養殖物及び牡蠣の貯藏場は航路の障礙たるべからず。且つ港務部長に於て航海上支障ありと認めたるときは養殖場設置を許可せざるものとす

三 免許所有者が香港の人民又は住民に非るときは必要に應じ保證金として百弗を副理事に供託すべし。萬一必要の場合に於て副理事の召喚に應せざるときは副理事は該保證金を沒收する

ことを得

香港小型漁船免許規則

第一條 小型漁船の漁業免許は規定の期間に於て港務部の附與するものにして之が下附を受くるには規定の料金を納付すべし

第二條 漁業免許を受くるには總督の定めたる諸規則竝に總督の承認を経て港務部長の定めたる諸規則を遵守すべし

第三條 總督の承認を経て港務部長の定めたる規則左の如し

- 一 漁船には免許番號を記入すること
- 二 番號文字は長さ二十吋とし色は指定したるものに依ること
- 三 番號は船首の兩側及び船尾に書し又は帆の中央に黑書を以て長さ二十四吋より小ならざる數字を以てすること
- 四 船側に二吋の大きさの烙印を施すこと
- 五 以上の規定に違反したる者は百弗以下の科料に處すること

香港爆發物使用規則

領海内に於て魚類捕獲の目的を以て爆發物を使用したる者は二百弗以下の科料又は二月以下の禁錮に處す

南洋の水産

臺灣總督府編

南洋の水産

臺灣總督府編

緒言

本船は曩に南洋水産調査の命を受け大正六年十二月二十日高雄港を出發し、比律賓、英領北ボルネオ、セレベスの諸島を航し、同船を以て漁業試験を爲しつゝ各地沿岸の水産業を調査し、大正七年四月二十日高雄港に歸著したり。

調査の結果を要約すれば、前記南洋各地の漁業は郡市の附近を除けば猶極めて幼稚にして、而も魚族の種類及分量に於て決して臺灣に劣らず、且つ島民は孰れも魚食にして相當購買力を有し、島の大部分は四時海上無風に近きを以て出漁日數比較的多く、各領漁業規則亦煩雜ならず、寧ろ開放的なるに因り、地方に適應したる漁業企劃上便宜多し。然れども僅少の市邑を除き人口一般に稀薄にして、交通運輸の便乏し。故に大組織にして集中的なる漁業の經營を得策とせず。漁業規則上會社組織とし購買力比較的大なる都市或は集中せる農場附近を適切と爲す。製造業及養殖業に於ては尙ほ幼稚の域を脱せず、臺灣に於ける斯業啓發上參考に資すべき點無之を遺憾とす。實地漁業試験

の結果に依るに一漁場に止ること短時日なりしを以て斷言し難きも、沿岸隨所熱帶性魚族饒多にして、セレベス北部の如きは鯉、鱒類は殆ど周年濱岸に接近して洄游す。内灣に於ては半鹹水性魚族の分布頗る濃厚なり。馬尼刺、サンダカン、メナドの如き之れが適例とす。従つて之等地方の魚業は相當盛に島民によりても營まれ、馬尼刺に於ける邦人打瀬漁業の如き順調なる發展を遂げつゝあり。一方ホーロー、サムボアンガを根據と爲す邦人眞珠介採集業は、歐洲戰役の餘波を蒙り、物價勞銀の騰貴に伴ひ殆ど中絶の悲境に陥りたるも、漁獲に於ては減少の跡無きを以て今後斯業の運命は敢て悲觀すべきにあらざるべし。高瀬介漁業は海底調査の結果に徴するに分布寧ろ粗にして、沿岸土人漁業に適し、發動機船を以てしては收支償はざるの虞あり。發動機船を以て沿岸漁業を爲すに當りては漁閑を利し、各島嶼間の交通及物資の運搬を兼營せば一層有利なるを期待し得べし。尙ほ帆船を以てする小規模の漁業と雖も半農半漁的經營に適せるものなしとせず。

要するに前記南洋に於ける漁業の計畫は比較的容易に且つ投資安全なりと云ふに憚らざるも、豫め企業地の事情を熟知し置くを緊要とするや論を俟たず。

第一章 凌海丸航路

本船は比律賓群島、英領ボルネオ島及蘭領東印度諸島に於ける漁業試験及水産調査を命せられ、

大正六年十二月十七日午後零時五十分基隆拔錨高雄に向ふ。萬人頭燈臺下より總帆を展し順潮に乗じ航行す。午後四時頃より風力次第に加はる。十八日午前零時狂瀾怒濤益々猛威を逞うし破壊波低船尾樓を越えて士官室、機關室を襲ひ、キャビンは海水の浸す所となり、室内の物品暗中に漂ひ、機關室の汚水唧筒全く用を爲さず、クランク水中に廻轉するの慘狀を呈せるを以て、汽機を微速力と爲し排水に努む。鼻尾仙燈臺を過ぐる頃より再び浪頭主甲板上に破れ、甲板は水に蔽はれて一物をも見ず。積載の端艇は満水の儘甲板上を遊動し、運用困難を感せしも船員の努力に依り無事澎湖水道を通過せり。之れより海上次第に平穩に歸し八時風向の變轉と共に總帆を下し、午後九時十五分高雄に入港。十九日は浸水物の乾燥其の他出帆準備の爲碇泊、二十日午後三時半拔錨馬尼刺に向ふ。

高雄港外より針路を南二分の一西に定めケーブ・ポリナオを指して進む。午後六時二十五分小琉球嶼を左舷五哩に見る。夜半東北東の疾風に總帆を展し汽機を微速力と爲す。

二十一日 未明より風向次第に東偏し、左舷正横より來る怒濤は物凄かりしも帆の横壓は能く船の横動を制し、汽機の廻轉を百四十に保つ航速一時間七哩半なり。

二十二日 未明呂宋本島北角を左舷四十哩に望む。此の航中本船は風壓と西向の流潮との爲め西方に壓せらるゝこと約十哩なり。斯くて信風の影響圈内を脱し風力頓に衰へ帆走其の效を失ひたるを以て總帆を下し、汽機を全速と爲す。

二十三日 午後三時、ビードラス岬を通過してより沿岸に沿ふて進み、正午實測東經百十九度四十九分、北緯十五度二十五分三十二秒に達す。夕暮スービツク港外を航走中幾多の探照燈に照され米國防備の物々しきに一驚を吃したり。夜半ヤモンジャ燈臺を過ぎ馬尼刺灣頭マリベレス錨地に投錨す。馬尼刺灣警備の軍艦より汽艇來り國籍船名及び來航の目的等を取調ぶ。翌二十四日早朝檢疫は馬尼刺に於て行ふに依り直ちに同地向ひ出港すべしと告げ來りたるを以て、七時三十分拔錨規定の針路に於て八時二十分コレギドル島を通過し、正午馬尼刺港防波堤外に達し檢疫其の他諸般の手續を了し、水先案内に伴はれて築堤外に投錨す。

十二月二十五日迄碇泊。

馬尼刺灣

馬尼刺灣は長幅共に三十哩にして灣口は約十哩あり。コレギドル、カバローの兩島は水路の北方に位す。水深は入口附近三十尋中央十三尋乃至十尋にして、海岸に近づくに従ひ其の深度を減ず。入口附近の丘陵は樹木を以て蔽はるゝ高地なれども、灣奥の海岸は沼澤多き低地にして、數多の小河或は溪流に依りて數區に分割せられ、西方の陸岸には數多の小邑ありて馬尼刺と各地間は小沿岸船にて航通す。

マリベレスより北岸はラシシ角迄約三哩は東方に向ひ、夫れよりロカニン角迄四哩は北東に向

ふ。而して此の間は低き險阻なる岩石の斷崖にして、海岸より八分の一乃至三分の一湮の間は險惡地とす。又カブカーブ角の東北東一湮に在りと云ふ水深二尋の淺灘は所在不明にして、此の岬角を過ぐれば極めて低き沼澤に富める海岸なり。

灣の北岸はバンバンガ其の他の河川の三角洲に依りて形成せらる。之等河川の或物は遡航し得べく淺吃水の船舶馬尼刺及各地間を航通す。尤も其の河川中低潮時に吃水五尺の小型船の航行し得べきはバンシグ、オラニの兩河あるのみ。バンシグ河口門洲の最も淺き部分は海岸より小距離の所に在りて、水道は常に樗杭を以て標示せらる。其の門洲を通航し終れば淺吃水船には、グアグア迄良好の水道たり。バンバンガ河口の中レグイナン・エストラロ最も良好と稱せらるゝも、尙ほ極めて淺き吃水を有する船舶の遡江し得るに止まる。

馬尼刺灣入口の南端はリムボネス角にして嶮崖なり。以北の海岸はカラバオ島より約六湮東方馬尼刺灣の南岸に在る高地の東の境界を形成するマラゴンドン河迄は、高き嶮崖にしてそれより沿岸一帯は濕氣に富める低地なり。

コレギドル島は北水道の南岸を成し、東西に長き不整形の島なり。東端ブリ角よりカバロー島迄は礁脈擴延す。北側に小灣あり、サン・ホーセ村の在る所なり。

燈臺に近く信號所ありて萬國信號法に依りて信號を爲す馬尼刺と海底電信の聯絡あり。

コレギドル其の他灣口の島嶼には北米合衆國軍隊に屬する無線電信あり。北水道はコレギドル島と灣の北岸との距離二湮ありて汽船通航し、南水道はカバロー島とエル・フレイルとの間約三湮半ありて、北水道より廣く且つ流潮少なきを以て専ら帆船の通航に使用せらる。

灣内は底質砂泥或は泥砂にして、深きは二十尋淺きも七尋を下ること少なく、打瀬網の如きも曳網漁業には好漁場たり。其の他の漁業も本群島中最も盛なり。

二十五日より一月七日迄は馬尼刺港内に碇泊し、灣内魚類の漁場調査の爲め二回出帆す。

一月七日午後二時出帆サンダカンに向ふ。五時二十六分コレギドル島を過ぎ。次第に南下して八時二十分フォーチュン燈臺を通過せり。時に風力益々加はり強風帆檣に鳴り航走壯快を極む。十時五十分汽機を停止し専ら帆力に依る。

ミンドロ北西角は群島中バラワンの北東と共に名だたる難所なれば、船員は更に心を緩めず見張及び操舵に注意を怠らざりしが、八日午前三時カラビテ岬を廻りて定鋤針せんとする際、船尾に異様の音響を聞き舵手は舵鎖の切斷を報ず。直ちにオール・ハンズ・オン・デッキの令下る。船員は聲と共に甲板上に馳せ上れり。本船は總帆を展したる儘一時間八湮半の速力を以て岸角に突進しつゝあり。後帆は直ちに縛し得たるも主帆は強烈なる風壓の爲め下帆意の如くならずバング亦用を爲さず、操舵自由を失ひ剩へ陸岸は一湮の近距離に在り。本船は益危険の状態に陥りしも船員の努力に依り、

辛ふじて危険區域を脱し、天明を待つて應急修理を爲し、再び航走を開始し陸岸に沿ふて航下す。然るに風力は依然強烈を極め風力正に八に及び天候亦險惡なるを以て、已む無く午後五時サブラヤン錨地に假泊す。

サブラヤン錨地

サブラヤン錨地はサブラヤン角の東方に在りて、北方に灣入し幅八鏈ありと雖も礁脈あり、錨地極めて狹隘なり。此の礁脈は珊瑚礁より成り、一見高瀬介類の棲息に適せるが如きも潜水調査の結果其の然らざるを知れり。

海底調査を終り屬具類損所を修繕し、十日午前四時マンガリン錨地に向けサブラヤンを抜錨す。サブラヤンより三十五哩にしてマンガリン角に達す。本船は三乃至四の風にて帆走す。午前十時海面に隱顯するドンゴン砂礁を右舷に望み、徐々マンガリン灣に進航して同十時三十分棧橋附近に投錨す。

マンガリン錨地

マンガリン灣はミンドロ本島とイリン島とに包まる。ブグ角とイリン島との間は廣く四哩半に達し、それより東方へ三哩半灣入す。船舶の出入極めて容易なり。マンガリン角は卑低角にして灣の北側より南東に延ぶ。該角の東端より水深二十呎の所迄棧橋延長す。其の附近に數箇の倉庫あり、

灣内は泥地にして少數の魴あり、鰐の棲息少なからずと云ふ。又同地は周圍沼澤多く濕潤なるを以て不健康地なりといふ。錨地は二尋乃至十五尋にしてマンガリン角を北六十四度東に見て距離四分の三埋、水深六、七尋の處を良好とするも、小船は尙は海岸に近く投錨するを得。

當地附近はサン・ホーセ製糖會社と鮮魚賣込の特約を開始するに非ざれば漁業の成功覺束なし。

二十一日午前八時三十五分拔錨バラワン島に向ふ。本船はマンガリンを發し、二時間にして十時二十分アムボン燈臺を正横に見る頃より和風船尾より來れるを以て、總帆を展して進む。船首室の漏水は益激しく、一時間にして四石餘の海水浸入し船の動搖に伴ひ床板を浸し船員の安眠を妨ぐることを甚し。

南洋一帯の海圖は測量極めて粗にして調査亦不充分なるを以て、航海者の指針たる海圖すら山の高さ島の位置等信を置き難く、高かるべき山は比較的低く小なるべき島嶼は比較的大なる等の事實を發見することあり。バラワン島の附近特に然り。時としては島嶼の取捨に迷ふことすらあり。又比律賓近海に於ける潮の驗測は其の回数極めて少く潮性通則の記事なきも、本島附近に於ては海流と稱すべきもの無く、多くは信風の爲めに生ずる皮流にあらざれば、日月潮の流水に過ぎざるを知る。カラミヤン群島とバラワン島との間に於ては、漲潮流は南東方、落潮流は北西方に流れ何れも流速緩なり。本船航行中バラワン島首府プエルト・プリンセサ迄は船位常に右方に偏せり。而して本

船は右舷開きにて帆の釣合を保ちウエザーペルム等の事なく、終始正平にして、本船使用の羅針儀は南西の針路に對しては無自差なるを以て、實測位置の常に右偏する原因は之れを潮流に歸せざるべからず。之れに依りて之れを見れば本船は流速緩慢なる北方流の影響を蒙り居るものと考へらる。斯くして諸嶮礁を回避し十二日午前八時プエルト・プリンセサの正東四十二哩に達せし時、西に轉針して之れに向ふ。正午風全く凪きたるを以て總帆を下し、午後二時三十二分同港に入り直ちに政廳を訪問す。知事の許可を得て同港棧橋に無料繫船す。

プエルト・プリンセサ

本港は往昔ポルト・ロイヤリストと稱したる港にして、デイーブ灣の南端に在りて北西方に六哩灣入し、海岸は屈曲出入多く灣内幾多の淺堆沙礁横はり、樹木の密生せる平原にて圍繞せらる。高山背後に聳えマウント・ポーフオート、サム・ピーク、マウント・ステイヴリー等は何れも三千五百呎以上にして、共に顯著なる目標と成る。港口は幅員二哩なれども、可航水道は擴延せる礁脈にて狭められ、一哩に減す。港口は水深二十五尋、泥底にして港首に近接するに従ひ漸減し、礁脈附近に至れば四尋乃至五尋となる。西邊北部はマングローブ樹成長し、北方には幾多の小灣あれども淺水なれば利用の途なかるべし。港外は海底斷崖を成し、二十尋より急激に百二十尋以上と成る。港口南側バナグタラン角の内方に二灣あり。水深五尋乃至十尋あり、兩側に石花礁脈ありて灣口甚し

く狭けれども小船の避泊は可能なり。

イワヒグ河は灣の西岸に注ぐ。端艇は數湍遡上し得べく、同名の村に植民地監獄あり。河口は干潮の際泥礁露出す。棧橋上には自記驗潮器を据へ付け日々驗潮に従事す。朔望高潮時十一時二十三分大潮升三呎半なり棧橋より水道に依りて給水し得るも水質不良なり。イワヒグ河より良水を得るの記事あるも、實際遡航して檢するに汚水にして到底飲用に適せざるは勿論、罐水としても良好なりと云ふべからず。灣内魚類の棲息多し、殊に細魚ダツ等の群游を見る。當港錨泊中、打瀬網及び飛魚流網を使用したるも失敗に歸したり。當地方は時恰も雨期の終りにして時々驟雨あり。

十四日 一天急に霽れて雲影を見ず、風亦強からざるを以て、午前七時三十分拔錨バラバック島に向ふ。當港とバラバック島間の沿岸は一般に淺く淺灘所々に散在し、未測の海面多くして如何なる場所に蔭岩暗礁あるや豫想する能はず。故に夜間航行の危険を慮り航走は晝間のみとす。七時四十分港口燈臺を通過してより總帆を展し、十一時二十五分ソングレロ島燈臺(目下建設中)を過ぐ、アルトナクレイグ礁を避け假泊の目的を以てララ錨地に向ひ針路を轉ず。午後七時四十分ララ錨地に入港す。折柄米國測量船ロムブロン號碇泊し居るに會しバラワン政廳より託せられたる書狀を傳達す。

同船は目下同地附近海圖作製に従事し居れり。同船長は實測圖を示して附近の水道を説明せり。

十五日 バラバック入港。

十六日 は豪雨にて海上の調査不可能なるが故に碇泊す。

十七日 曇天時に雨を伴ひしも七時三十分貝類調査の爲め出港し、正午モンタンギユレ島北部に達し假泊し端艇を卸して調査を開始す。貝類の棲息極めて少きを見る。底延繩を下し操業三十分にして大型のブエダヒ類十數尾を獲て歸船す。之等島嶼間の流水は海流に非ずして潮流なりと思はる。

十八日 漁場變更の目的を以て午前六時拔錨バラバツク西方の礁脈に向ふ。此の礁脈は幅三哩長さ十哩にして礁脈一帯に馬尾藻其の他の海藻を生じ、礁脈古く貝類の棲息せざるを見る。クラレンドン灣に假泊す。此の附近の漲流は東方に落潮し流は西方に向ふ。潮流又は海流の力は大に季節風に關係し、十月、十一月の頃偏西風卓越して吹くときは流向常に東方に向ひ、干満の際に憩流すれども、東方風吹き続けば西方に偏するものゝ如し。流速四分の三乃至二節半の記録あれども本船の實際に依れば少くとも三哩以上に及べり。

クラレンドン灣

此の灣はメルビルの北東四分の三哩に在りて半哩の幅を以て北西に灣入し、水深六、七尋泥底にして周圍雜木を以て蔽はれ、海岸はマングローブ樹密生す。ウエスト角よりは礁脈の伸出短けれど北口角よりは稍伸出して可航水道約四分の三鍵に狹まる。本灣は附近一帯に人家を見ず、僅かに米國燈臺船のメルビル岬燈臺と交通の爲めに一、二の施設を爲せるに過ぎず。然れども偏南風を保障

せざる外、何れの風にても安全に備泊し得る良好の避難港たるを認む。十九日午前六時クラレンドン灣發、北東微北の和風を左舷五點に受け、ルムブカン水道に向ふ。九時ルムブカン島を方位北二浬半に見て、シマナハン礁に注意を拂ひ次第に南下す。同島は干潮時島面を水上に現出する砂堆にして、満潮時には殆ど其の影を没し夜間に於ては全く之れを見難し。晝間は綠色せる海水に依りて僅かに其の存在を知るべきのみ。十時三十分シマナハン島を右舷に通過し、南東微東に針路を轉じてカガヤン・スールー島に向ふ。正午より風向東方に轉ずると同時に、風力も次第に衰へ、天候快晴に向ふ。一時船音帆を展す。夜半カガヤン・スールー島を通過す。本島は群島中最大にして地味氣候共に各種の野菜果樹の栽培に適し、バラワン、ホルネオと交通行はれ比律賓諸島巡航船は定期に寄港す。北東信風中避難し得べき錨地無きに非ざるも、往々タンジョン・タボタボを繞り來る波濤の爲め船體に不快の動搖を生ずるを免れずと云ふ。マンバヘナウハン島は實測位置圖載位置よりも東方三浬に在るものゝ如し。前記ロムブロン號も之れを認め居れり。其の他此の附近一帶の水道に關しては記録信を置き難く、海圖亦粗なるを以て之等に信賴するを得ず。北東信風季中カガヤン・スールーに於て朔望高潮時は六時十分、潮性は不規則且つ不確實なり。本船航行中は特筆すべき流潮に出會せず。

一月二十日 未明サンダカン港外に達せしも折柄附近一帶淡霧に鎖され、剩へ海圖粗漏なるを以

て快晴を待ちて入港するに決し、水深三十尋の處に停船す。午前六時五十分霧霽れ鳥影を認めたるを以て前針路を保ちサンダカン港に近づき十時三十分入港。

サンダカン港

サンダカン港は英領北ボルネオ東岸唯一の貿易港にして、灣内廣濶底質亦投錨に適す。港口はバハラ島タンジョン・アルに依りて形成せられ、幅一哩四分の一あり。次第に内方に擴大す。港口より灣底迄十哩餘最大幅十一哩あり。水深三尋より十六尋あれども精測されたる部分は極めて少し。灣内に注ぐ河川は十餘に及び、港口より平坦なる砂堆長く海面に突出す、水道内は底質砂泥の如く記載しあるも、本船の底曳網に依りて驗するにバハラ島に近づくに従ひ、諸處に平坦なる暗礁の横はれるものゝ如し。

市街は灣の北側に在りて舊名をエルブラと稱す。住民の大部分は支那人にして水上に建築されたる家屋少なからず、歐人は主に後部丘陵上に住居す。海岸に堅牢なる木造の長さ三百六十五尺の棧橋あり。棧橋上には燈臺及び潮流標ありて船舶の出入に便す。船舶は棧橋より水道に依り淡水を積載し得るも水質悪く飲料に適せず。

當灣は東方の風卓越するときは波浪灣内に影響し、小型船は不快なる動搖を感ず。然れども斯るときはノース灣に避難し得べきを以て避難港としても適當と認む。潮流の高低兩潮時に其の方向を

變じ漲潮流は西方に向ひ、最大速度一湮四分の一、落流は東方に向ひ最大速度二湮に達す。朔望高潮時正午大潮昇八呎小潮昇三呎半なり。

交通は定期船及び不定期船ありて香港其の他各港と連絡し、陸上電信に依りて領内各地との通信を爲し、海底電信は香港其の他歐洲と連絡す。石炭は重にセバタイク炭にして、炭質良好ならざれども價格廉にして當港に於て積載し得べし。又小造船所ありて船舶の修繕及び排水量數百噸未滿の造船に從事するのみ。遠洋に出漁すること稀にして多くは灣内漁業とす（漁業調査は別項の通）。本船當港に來泊する前英艦カドマスは英政府の命に依り本船を補助或は護衛すべく來港せり。凌海丸の英領ボルネオ海滯在中は常に本船の前驅を爲しタワオに到るに及び去れり。

サンダカン港碇泊中底魚調査の爲め底曳網試験を爲せしも、岩礁に觸れて之れを失ひ其の目的を達するを得ざりき。

本船の汚水浸入愈甚しきに至り、碇泊中も船員室は休養し難きまで浸水したるを以て汚水唧筒を裝置す。

一月三十日 連日の猛雨漸く収まりたるを以て出帆準備を了へ、郵便行囊三個の輸送を委託せられ十一時三十分拔錨ラハダツに向ふ。タンジョン・アル砂堆通過後一時五十分針路を東南東に定めニムベ礁を避くる爲め稍沿岸を離れて航行す。午後二時より風向西に急變し順風と成りしも風力弱

く展帆の價値なく汽走を繼續せり。サンダカンよりダンジョン・ウンソンに至る六十哩間の海岸東南東方に向ひ鬱蒼たる森林を以て蔽はれ、前面二、三哩間は砂底の淺水にして幾多の河流其の間を流る。潮達は十數哩の上流に及ぶ、タンジョン・ウンサンより南走十一哩にしてデント・ハーベンに至る。之れより海岸次第に隆起し西するに従ひ益其の度を加へ、遂にマグダレナ山の四、四二〇呎に達す。サンダカンとタムピサンとの間に於ては漲潮流は北西方に、落潮流は南東に向ひ流勢急ならざるが如しと雖も、夫れより南デント・ハーベンとの間は流速稍急なるが如く、此の岬外には潮座の形成せらるゝを見るを以て二節以上の速度なるべしと推察せらる。又一波潮は距離岸十哩附近に在りて、南西信風中は一節乃至二節の規則正しき南東流ありて漲潮流の停止することありと云ふ。然れども本船の航過せしは北東信風季中なれば此の海流を實驗することを得ざりき。

此の附近海流は概して落潮流に影響を受くるが如くデント・ハーベン以西は潮流の速度不定なり。三十一日 午前四時ボンガオを通過し西微南の針路にてダーベル灣に向ふ時に逆風と成り、風力衰へ氣温次第に上昇し、且つ陰雲天を鎖して不快なる暑氣を感ず。五時ラハダツ錨地に接近し樗杭を標識として徐々に前進す、英艦カドマス號既に在り、五時十分錨地著泊す。

二月一日 朝駐在官を訪問す。此の日未明英艦は出動タワオに向ふ。十時十分汽機用意、同十五分拔錨海岸に近き水道を通過す。風力弱ければ展帆せず、全速汽走、シムボルナに向ふ。二時四十分ヲ

イムブ・マタ島を右舷に通過し、針路を南微東二分の一に保ち、各リーフを避けつゝ五時半シムボルナ外に達し六時税關棧橋に横附す。

二日 午前六時三十分汽機用意、同四十分シムボルナ發タワオに向ふ。

シムボルナ、タワオ間にはボーフォート礁、リヂタン礁等幾百の小島岩礁横はり、其の間狭きは一、二鍵、廣きも數關を出でず、夜間の航行は絶對に危険にして晝間と雖も甚大の注意を要す。

ブム・ブム水道は兩岸相迫り密樹を以て蔽はれ、狹隘なる水道なれども比較的航過し易きを覺ゆ。水道内の潮流漲潮流は南流し、落潮流は北流す。七時二十八分本水道を通過し全速を以て各リーフ間を航過す。八時十分颯風雨を伴ひ滿天晦暝と成り同二十分豪雨來襲し展望不能と成る。即ち進航の危険を慮り水道内に假泊す。八時五十分豪雨去り一天拭ふが如く心氣頓に爽快を覺ゆ。九時徐々進行を始め。九時四十五分西南西に轉針、沿岸に沿うて航行す。四時六分バトウ・ライナガット燈臺を通過す。此の間に於ける水道の潮勢は極めて緩にして航走上影響を受くること少し。然れどもローチ礁の西方百尋界線の内方に於て一小潮座を觀たり。五時十分タワオ錨地に到着。英艦カドマス號碇泊し居たり。

タ
ワ
オ

タワオはタワオ河口より西方一哩半の所に在りて、海岸より突出せる木造棧橋二個あり。東方の

棧橋は海淺くして極小型の船に非ざれば接近する能はず。干潮に際しては端艇すら横附するを得ず。西方の棧橋は水深大にして橋端十五尺乃至二十尺あり。中央に税關派出所あり。之れより岸の方は干潮時露出するを以て近寄る能はず。錨地は七尋位の所を可とするも水深急變す。棧橋より内方に接近せざるを要す。

漲潮流は毎時二哩以上落潮流は稍緩慢なりと雖も、水道中央に於ては時々二哩以上に達することありて小艇の力漕困難を感ずることあり。タワオには無線電信局あり各地と連絡す。一哩餘の山方に久原農場ありて護謨栽培に従ふ。

二月三日 本船はサンダカン以來の濕潤物及總帆の乾燥甲板の掃除を爲す。英艦カドマス號は本日をして本船に別れを告げサンダカンに歸航したり。

二月四日 リヂタン礁附近一帶の貝類棲息の状態及漁業試験の爲め、七時汽機用意、同四十五分タワオ發、漁場に向ふ。一時間にしてバトウ・テイナガット燈臺を正横二哩に送り、エルザルザツク礁に向け針路を定め、正午該礁に達し、端艇を卸して礁に近づき潜水夫をして海底を調査せしめ、本船は別動して曳繩に従事す。三時間餘潜水の結果エルザルザツク礁及びリヂタン礁西部には高瀬貝及び廣瀬貝の棲息少きを知りたり曳繩にては鱒、平鰈多量を釣獲したり。

午後四時礁を引揚げ歸港の途に就く。附近海圖は信を置き難きを以て、三尋の礁も之れを回避す

る様操船したるも、五時俄然本船左舷後部接礁し、右舷に三十度以上傾斜すると同時に離礁せり。依つて直に汽機を止め船位を測定せしに海圖上三尋の淺灘附近に在り。時恰も満潮四分位なりしを以て本礁は干潮時水面下三尺以内の淺灘なる可し。漏水の箇所、汚水の増減等詳細船體を調査せしも格別の異狀を認めず、唯だ左舷腹部以後の眞鍮包板を損せしのみ。次に汽機の試運轉を施行せしに一回轉毎に異様の音響を發するを以て、直に潜水夫及び水夫を潜水せしめて暗車を檢せしに四翼の内二翼は先端に近く彎曲し其の一翼は廻轉毎にシューピースに接觸するものとせられたり。尙ほリグナムバイト摩損の部とシャフトの間隙が暗車の廻轉不同の爲めに發する音響をも加味せるものゝ如し。然れども平穩なる海上を航行するには支障なく、帆裝の補助もあることなれば、入渠修繕を爲さず航海を繼續するに決せり。狀況斯くの如きにより夜間の航行を止め、六時水道中に投錨假泊したり。

五日 未明出帆用意七時拔錨歸港の途に就く。十時五十分バトゥ・テイナガット燈臺を通過、十一時二十五分漁艇を下し延繩に従事せしめ、本船はタワオに向ひ零時五分入港投錨す。漁艇は燈臺下十六尋の水深よりスワール灘に亘りて延繩を試み四時歸船す。

六日 午前八時馬來人水先案内來船九時五分、拔錨石炭積込の爲めセバチックに向ふ。正午貯炭場前著、投錨上陸交渉の結果明朝六時給炭を約したり。本船は罐水を得ん爲めシンボン河を遡上

す。シリンボボン河はマーン角の上流なるスルドン河の別稱にして、ディングル角より河幅急に狭く、浅灘によりて阻礙せらる。此の浅灘を越ゆるときは河幅極めて狭く河の兩側には標識板を建て航路を示せり。本船は河口より二時間前進し水深二尋の處に停船し、端艇は之れより一湮半を溯上し貯炭場に達す。此處には水道水あり。此の地尙ほ河水は下層に於て鹽分を含む。本船は再び拔錨平灘を越へ測深を繼續して遡江す。二十分間にして五時前記貯炭場に達す。陸地は此處より隆起を始め河幅次第に迫り、小艇に非ざれば航行不可能なり。第一貯炭場にも長さ七十二尺の本船の回頭頗る困難なり。河の兩岸はニツバ椰子及びマングローブ密生す。

七日 午前九時より載炭に従事し十五噸の石炭積取を終り、十時十七分直ちに棧橋を離れタワオに向ふ。午後一時タワオに歸著せり。此の間の水路は航過水道比較的水深く一、二の浅灘あるのみにて航行容易なる如きも、グラシイ角附近は流速二湮半以上にして、セバチック北岸に近き所は潮流を横切りて航するを要し、操舵上注意を拂はざるべからず。

八日 タワオ前面水道に於て延繩を試験す。水深十五尋にして泥底なるを以て不結果に終れり。且つ水勢急にして浮標時に水中に没し幹繩は切斷せられ、十時小鰲數尾を獲て歸船せり。

九日 午前九時汽機用意、同五分拔錨、英領ボルネオを辭して蘭領タラカン島リンカスに向ふ。十時十五分全速南東四分の三東に定針す。午後一時低潮に露出するウナラン岩を通過し南徹西二分の

一西に轉針す。平水上下西風を右舷に受けて航走す。曇天にして時に驟雨あり。午後八時十八分タラカ
ン島外に達し、水深七尋の處に假泊す。九時三十分落潮流速を潮流計を使用して測定するに一哩半
なりき。

二月十日 午前一時四十五分潮流轉換し、船首北東微北に向ひ流向西南西と成る。時に至輕風に
して風向北西なり。六時汽機用意、同五分微速前進す。然るに本船は此の附近の分圖を備へず尺度
小なる海圖にて航行せしを以て、水道亦不明にして困難を極め、十時三十六分水道の左側に坐礁せ
り。中央部船底の眞鍮包板剝落したるのみにて格別の損害無し。午後一時三十分船體浮揚同三時
ンカス錨地投錨、三時三十分港務官來船上陸を許可したり。

十一日 午後四時錨地より西方二哩半の處一延繩を試む。

十二日 午前七時出航用意同二十五分拔錨メナドに向ふ。十時四十五分海豚の群に遭遇し一頭に
鎗を投じて午後三時遂に捕獲す。再び前針路を保ち全速航走す。輕風は方向種々に轉じ氣温上昇船
室内暑熱を感ずること大なり。

十五日 午前三時船位右に偏するを以て轉針同五十三分メナド、トゥア島を四點に測り、八時海流
瓶を投ず。同四十七分同島通過十一時四十分メナド錨地著繫船浮標に繫留す。

メナド錨地

メナド錨地はピンツク岬とカラセイ岬との連結線より四湮灣入す。陸岸は凡てマングローブ樹密生し、灣内水深きに過ぎ好錨地とは謂ひ難し。即ち海底摺鉢の如くに深度急進し、五、六尋より忽ち數十尋に達す。故に風向陸方に廻はるときは錨搔き悪しく走錨の虞あるを以て浮標に繫留して之れを避けざるべからず。又偏北風の強吹するときは波濤北角を廻はりて進入し、殊に十二月より二月に至る西信風期中は不安全にして、強風又は強颯風北西と西との間より起り、連吹數日に亘るを以て波浪高く陸上との交通杜絶するのみならず保錨困難なり。斯る際は船舶はバンカ海峽又はケマ錨地に避泊せざるべからず。

強颯の兆候としては西方に漆黒なる亂雲現はれ大氣隱鬱の狀を呈するを以て、認識容易なり。

メナドはメナド州の首府なり。街路清潔にして恰も公園に遊ぶの感あり。氣候は健康に適し夜間は涼氣身に迫るを覺ゆ。

十八日 蟻延繩及び附近岩礁の貝類調査の爲午後一時漁場に向ふ。三時シラデン島とアナキン島との間に於て海豚一頭を獲たり。四時ナイン島礁脈南部に於て貝類調査の爲め潜水夫を潜水せしむ。約三十分にして之れを止め、タリセイ島北方に向ひ、七時蟻延繩試験の爲め漁艇を下し、本船は浮標及び漁艇を監視す。午後七時四十分西強颯風急激に起り猛雨を伴ひ標識燈火及び端艇を見失ひ、三十分間之れが搜索に従事し漸く端艇を發見收容し、バンカ島に向ふ。時に流潮方向西北西約一

湮半の速度を有せり夜半天候全く回復す。

十九日 零時二十五分タリセイ島燈臺通過四時四十分バンカ島西方に達し、假泊天明を待つ。午前九時前進を開始し曳繩に従事す。午後三時ガンガ島西岸に達し潜水作業を爲さしむ。此の岩礁には高瀬貝多少棲息せり。五時セレイ錨地に投錨、其の際灣口濱岸より數十間の海面に鯉の大群飛躍するを觀る。

二十日 午前八時拔錨アムーランに向ふ。九時ノード・カーブを通過し、午後六時三十分アムーラン錨地著投錨す。

アムーラン灣

アムーラン灣はタタバアンとワレンタウ角とを連ぬる一線より東南東に入湮灣入す。錨地はカビトウ岬の東側河口に接近して錨泊するときは、波浪小にして一層保障を與へらるべし。同灣には自記驗潮器の裝置あり。

二十一日 午後零時四十分メナドに歸港の目的を以て、アムーラン拔錨、タタバアンに達せしも、西の強颯雨を伴ひメナド碇泊覺束なきを以て、アムーラン灣に引返せり。

二十二日 午前九時汽機用意、九時十分アムーラン拔錨メナドに向ふ。途中灣口北角の岩礁に於て曳繩を爲す。午後より西の和風船尾より來りたるを以て總帆を展きて航走、四時メナド錨地に著

し繫船浮標に繫留し、船尾にケッチ・アンカーを投じて守錨に従事す。波浪高く陸岸との交通困難にして船體に不快なる動搖を感ず。

二十五日 午前十時汽機用意、同十分出港トトクに向ひ、午後二時ノード・カーブを通過、南西の風に總帆を展し、東四分の一南に轉針す。四時バンカ海峽を通過し終る。其の間潮流は西方に流れ曇天和風にして時々颯を伴ふ。午後五時五十分リムベ北角バトウ・カバルを通過し南航す。

二十六日 午前七時三十分トトク錨地著錨。日中は漁具の調査を爲し午後五時より延繩漁に従事す。トトクは本船今回の航行終點にして、北緯零度五十一分に在り。邦人の居住するもの僅かに一家のみにして漁業及び雜貨販賣に従事す。

二十七日 午前六時二十分汽機用意、同二十五分拔錨、八時ベールラン著、十時二十分前進ケマに向ふ。十一時ベンテナン島附近に於て延繩に従事す。五時リムベ海峽に達し、延繩試験を爲し相當漁獲あり。八時リムベ發ケマ錨地に向ふ。十時著。

二十八日 午前八時ケマを發し延繩試験を行ひ午後一時歸港す。本船はメナドに廻航載炭及び給水の豫定なれども、メナドは連日西風速吹して本船の從業覺束なきを以てケマに避泊し、水夫は海流調査用臺の著色に従事し風力の減退を待つ。

三月一日 ノード・カーブに於て天候回復を待つ爲め、午前十時ケマに出航す。午後五時バンカ

海峽内に於て延繩試験を行ひ、本船はボホイに假泊す。假泊中端艇に依り延繩試験を爲す。

四日 午前二時天候恢復せるを以て錨地發メナドに向ふ。前九時十五分著。

五日 午前七時三十分より載炭及び吸水に従事す。當日八時より波濤高く従業困難なりしも、十時清水六噸を積み入れ載炭は一時中止したり。午後四時波濤靜まりたるを以て再び載炭す。

六日 早朝より曇天、時に雨を伴ひしも風力至つて弱きを以て、苦力の集合を待ち九時より載炭に従ふ。連日十時頃より波浪高まるも、本日は稍平穩と成りたるに依り午後五時三十分載炭作業を終了せり。之れにて全く本船の遠航準備整ひ明日メナド發歸航の事に決す。

セレベス附近の石炭は多くボルネオ島バンジャルマシンより來るものにして、炭質惡しく價格不廉なるを以て沿岸航行の小汽艇は何れも薪を使用す。薪はマングローブ樹にして、海岸一帶に生じ伐採自由なるを以て之れを得るに容易なり。マングローブは比較的火力強く、試に本船も之れを使用したるに良好なる結果を認めたり。

七日 午前四時汽機用意、五時浮標を離れサンギ島に向ひ出航す。六時二十五分灣口北角を通過し北微東二分の一東に定針し、點在する各島を右舷に望み、正午實測東經百二十五度二分北緯二度十二分の點を北航す。氣温八十六度北西の至輕風左舷より來り心氣爽快にして熱帶の海を航海するの感更に無し。

八日 午時二時タルナ港外に達せしも夜間の入港を避け、港上に漂泊し天明を待つ。六時二十五分前進を開始し、タルナ錨地に進み、同三十八分入港投錨す。南太平洋會社帆船第一南洋丸の碇泊を見る、本島は全山殆ど椰子樹にて蔽はる。タルナ港内は海水清澈にして十尋の海底は肉眼にて窺ひ得べし。漁業は幼稚にして見るべき漁具無し。街上比較的清潔にして清水は井戸より汲み得るも船舶に供給する設備なし。午後四時三十分拔錨全速ダバオに向ひ總帆を展す。午後六時二十分サンギ北角を通過し、風向船首に轉せしを以て總帆を下し、北二分の一東に定斜す。十一時五十分ヘイコック島を通過す。

九日 午前二時颯風の來襲あり。雨を伴ひ風向西に轉せしを以て再び展帆す。七時半風向不定と成り帆走效を奏せず、依つて下帆同時に海流調査瓶の投入を開始し、十一時五十分三百五十本の投瓶を終る。時にミンダナオの連山視界に入る。四時サランガニ島を通過し陸岸に沿ひて北上す。

十日 午前十一時二十分ダバオ棧橋附近に投錨す。零時三十分檢疫官來船午後一時ダバオ政廳を訪問す。

十一日 午後知事一行本船來訪四時歸廳す。四時十分本船は罐水飲料水汲取の爲めダバオ發タロモに廻航す。六時二十分投錨碇泊。

ダバオ灣

ダバオ灣はサン・アウガステイン岬とカリアン角とを結ぶ一線より北方に約七十哩灣入し、口幅三十哩にして灣澳の大半はサマル島其他の島嶼を以て埋めらる。海岸は一般に無礁なれども未だ實測を経ざるに依り航行は注意を要す。西岸のカシララン灣南方に灣入し諸風を保障する錨地あり。

ダバオ錨地はダバオ河口より稍北方に在りて、錨地水深は急減し、底質泥にして錨搔き良好なり。偏南風には保障せられず、南風強吹するときは波浪高まり、守錨困難なるべし。直前にサマル島あり。極めて狭き水道を通じて灣澳に達し得べく、水道は汽船の航行無礙なれども漲落兩潮共に二湮以上に達す。且つ水道極めて狹隘なるを以て帆船の順走能く流速を凌駕する速度を有する場合を除き航行せざるを可とす。

ダバオ錨地は能く北東風を保障し得るも、風力強大なる時の避泊地はダバオの對岸リナオ角の南方を選ばざるべからず。ダバオ錨地に於ける潮流は一般に強勢ならず、潮昇は五、六呎にして本島の沿岸に於ては逆流あり。

三月十二日 午後九時ダバオ錨地發タロモに廻航す。十一時五十分著。

十三日 午後五時五十分汽機用意、同四十五分タロモ拔錨サムボアングに向ふ。六時全速南微東に定針、本船の前進力は右舷船首より來れる風に妨げられしも、順調なりしを以て三日早朝バニオス角を通過せり。半島東部に於ては漲潮流は北方に、落潮流は南方に流る。サン・アウガステイン岬附近に

於ては南西に流るゝ強恒流ある由なれば、パニオス角沖に生ずる競潮及び渦流は此の恒流と漲落兩潮の爲めに生ずるに非ざるかを疑ふ。午後二時十一分テイナカ岬燈臺を通過す。此の附近に於ては漲潮流は西方に落潮流は東方に流る。三時トウカバンガ角沖合に於て廣大なる鰹群に出會す。之れより針路を西微北四分の三北に定めてバシラン海峡に向ふ。

十五日 船位南に變轉せしを以て、午前八時二十分西微北に轉針、正午實測東經百二十三度五十分三十分、北緯五度五十五分三十分なり。常に逆風に抗しつゝ前進を繼續す、時に氣温八十六度なり。

十六日 午後三時十分ミンダナオ島の南方海を横過して、シバゴ島燈臺を北微西二分の一西二浬に通過し、西北西に轉針す。シバゴ島附近に於ては激甚なる競潮を生ず。九時二十五分サムボアング著。

サムボアング

ミンダナオ島の首府にして該島政廳の所在地なり。濱岸には二個の棧橋あり。一は木造粗製なれども、一は宏壯なる石造にして美觀を極む。石造棧橋も先端は木造にして汽船は安全に横附して給水するを得、棧橋外錨地は何れも良好に非ず。水深は海に向つて急加し底質濱岸に近き處は砂なれども大部分は硬質にして凹凸甚だしきが如し。海流或は潮流は本船在船中實驗せし處に依れば、棧橋

の東西に於ては濱岸に竝行し、水路記事と多少の相違あり。流速は三節以上に達し錨泊中船首に音を發す。漲潮流は西方に落潮流は東方に向ふ。

該泊地は濱岸北方を擁護する外總ての風潮に暴露し、西及び南西は殊に甚だしく強風の時は直に波濤錨地を襲ひ、急速なる流潮に加ふるに錨搔き悪しきを以て艦船に危険を及ぼす。南西颯の初兆其の他危険の來襲を豫測したるときは、速に拔錨ピランピラン島附近の錨地に避泊すべし。該錨地は水深七尋餘、泥底にして錨搔良好なり。

十九日 午前七時汽機用意、同十五分拔錨棧橋に横附し、清水十噸を汲取、十時十五分載炭の爲めカルデラ灣に向ふ。航行中流潮方向西速度約二哩を觀測す。零時十分給炭所に著す。カルデラ灣載炭所は濱岸より直ちに數尋に達し、濱は自然の築堤の如し。海水清澄なれども流潮は一小渦流を生じて外方に向ふ。本船は濱岸に横附し一時三十分より載炭に従事す。五時日本炭十五噸の積載を終り該地を發し、午後六時サムボアングに歸港。

二十日 午前七時汽機用意同十三分サムボアング附近漁況及び海綿調査の爲め出港す。ピランピラン水道を通過し十時停船端艇を下して延繩漁に従事す。

本船漂泊時に潮流は弛緩なる速度を以て西流せり。午後端艇にて海綿を調査す。三時三十分作業を終り歸航の途に就く。五時半錨地著九時二十分再び拔錨セブーに向ひ、全速西徼北二分の一に定針

す。十時カルデラ角を通過し北微西に轉針す。氣温八十六度、無風にして船室内に暑熱甚だし。本船は沿岸數哩を離れて北上す。

二十一日 午前十時三十分サン・マリア港北角バランゴナンを通過し、コロナド角に向け轉針す。カルデラ角より當角迄は順潮に航したるを以て、比較的船足速かなりしも北々東の風力次第に加り、暗車に故障ある本船は逆航困難なるを以て、タツキングを以て北上するに決し、總帆を展し、北西微北に針路を定め詰開きに航走す。元來比律賓近海に於てはミンダナオ北西角及ミンドロ北西角は常に強風ある場所にして、帆船は操縦上至大の注意を要する處なり。四時風力減退せるを以て總帆を縛し風上に逆航す。十二時右舷六點の北方に航する一汽船の燈火を認む。

二十二日 早朝船位左舷に偏せるを發見し、稍右舷方に操船す。正午實測位置東經百二十二度四十九分四十五秒、北緯八度五十九分十秒に達し、零時三十分針路を東北東に變ず。午後一時シアトン角沖七哩の點に於て鯨の大群に會ふ。當附近漲落潮流は前者は東方に後者は西方に流るゝものゝ如く、本船左偏せしも落潮流に依るものとす。

午後八時十三分アポー島燈火を方位南東微二哩に通過し北東に向ふ。アポー島と本陸との間は微弱なる海流南西に流るゝの記事あれども、操船に影響する程急速なるものにあらず。

二十三日 午前三時半バリカサツグ島燈火を正横に見て、セプー、ボホール兩島に包まるゝ海面に

進入す。風位北東至輕風なり。潮流はセブー島の沿岸に沿ひて走るが故に航行上之れを利用するを得策とす。正午實測位置東經百二十三度四十四分、北緯九度五十五分なり。五時マクタン島岩礁の端に在る燈臺を通過す。水先人來船す。セブー港岩壁に横附す、時に五時十三分なり。當港は目下日本人の上陸嚴重にして入港日本船舶に對しては船長機關長事務長の外上陸を許さざる由なれども、本船は税關長の好意に依り一同の自由上陸を許されたり。

セブー港

セブー港はセブー、マクタン兩島によりて形成せらるゝ水道に面せる比島第二の貿易港たり。マクタン島南東部は礁脈長く海中に突出し、其の端に漁柵あるが故に、礁端の識別容易なり。可航水道の兩側には全長に亘りて浮標を碇置す。

マクタン島は世界周航者蘭人マゼラン落命の地として有名なり。北方の灣首に記念碑あり。オボンには椰子の製油所あり。セブー港に於ける漲潮流は北方に、落潮流は南方に走れども何れも流速急ならず。

二十四日 午前九時四十分石炭七噸清水七噸を積入れ、午後四時汽機用意、時に水先案内來船す。同五分錨を抜き岩壁を離れカピスに向ふ。五時三十分セブー水道を通航し、水先案内を下船せしむ。六時四分バガカイ角燈臺を通過してより北四分の三東の針路を保ち展帆す。

二十五日 午前五時四分チヨコレート島を過ぐ。南西微西一湊に在るサン・ベルナルデイノの海峽より入り来る漲潮流は、セブー北角に於て二派に分れ、一はセブー、レイテ兩島間に浸入し一はセブー、ネグロスの間に入流す。落潮流は之れに反す。

午後零時四十六分ウアイダホン島燈臺を北岸一湊に通過し、クララカ淺礁を避け正西に進航す。
七時三十分汽機用意同五十分錨地著投錨假泊。

二十六日 午前六時三十二分拔錨灣内に進航す。七時十分再投錨假泊端艇を下しバナイ河を遡上してカピスに至る。カピスは河口より約三湊の上流に在りて、バナイ島の舊都會なり。

潮汐の影響はカピスに達す。本流水道は一九〇六年吃水八呎船舶高潮に乗じ、カピス街の中央迄遡上し得たりとの記事あれども、現今にては恐らく困難なるべし。

二十七日 イロイロに向ひたる調査員一同歸船せるを以て、午後一時四十七分拔錨コラシ角を通過し、全速北北西に針路を定めロムブロン島に向ふ。午後九時北東微北の軟風に總帆を展し詰開きに航走す。

二十八日 零時二十五分コブラドル燈光を二分の一に望み徐々ロムブロン港に接近す。二時三十分錨地著。

ロムブロン港

ロムブロン港はロムブロン島中央より北部西側に在りて、前面はルグブング、アラッドの兩島によりて遮蔽せられ、北灣南灣の二灣あり。濱岸の一部は礁脈沿布し、礁端には道標ありて出入船に便すれども、晝間晴天には礁上は帯白色に海水變色せるを以て識別容易なり。港は島嶼山嶽に遮蔽せられ何れの風にも保障充分なり。ルグブング、アラッド兩島間にも可航水道あり。椰子樹の栽培盛にして駐屯兵の營舎あり。タブラス島北方に於ては漲潮流は東方に、落潮流は西方に流るれども、ロンブロン・バスに於ては南方に流れ、何れも流速急なるが故に操船上注意肝要なり。

二十八日 午後三時十五分汽機用意、同十七分拔錨アラッド島南側を通過し、四時二分全速北西二分の一西に定針してミンドロ島首都カラバンに向ふ。風力極めて弱く展航の效無きを以て汽走す。

二十九日 午前六時二十分棧橋外に著し投錨す。カラバン街は錨地より西方約一哩に在り車道を通ず。午前十一時四十八分再拔錨ガレラに向ふ。午後二時北水道よりガレラ灣に入り同四十分投錨す。ガレラ灣は四方共點在する島嶼に圍まれ、灣内水深く總ての風を保障し避泊地としては最適當なり。入進は北西水道よりするを通常とす。ガレラ邑はバラデロ灣に面したる側に在り、灣内水清く水温亦他に比して低し。

三十日 午前五時ボタンガスに向け出港す。六時十五分南東の輕風に總帆を展す。八時ボタンガス灣内に入ると同時に風位北東に急變せしを以て下帆、ハーボーア・ガスケットを掛け九時二分錨地

著泊。

バタンガス灣

灣は口幅マリカバン島東角とマトコ角との間五哩餘あり、北方に約十八哩半灣入す。西南隅に別に一水道ありて、バラヤン灣に通ず。南方の風には全然保障せられず、強濤灣内に襲來すればなり。沿岸は比較的遠淺にして灣内水清く、各種の漁業盛にして鐵路馬尼刺に通ず。

三十一日 午前五時四十分拔錨ナスグブーに向ふ。六時東北東の輕風に總航を展じ、八時十七分マリカバン水道を通過し、サンチャゴ角に向け操針航走す。天氣晴朗にして片雲を認めず、風力次第に増し船速益々加はり、快走二時間にしてサンチャゴ角燈臺に竝ぶ。時に米國旗を掲げたる一汽船東方に向つて航行するを見る。附近は著名なる比律賓近海航行の難所にして帆船操縦上注意を要する處なり。午後東方に一塊の積亂雲現はれ風力頓に加はる。正午より二時迄はカラタガン角外側礁脈附近にて曳繩に従事し、次でナスグブーに直航し三時四十分錨地著泊。

四月一日 午前七時五十分餌料を準備し延繩を試る爲、再びカラタガン礁脈に向ひ全速航進し、十時三十分礁脈外に達す。依つて本船を止め漁艇を下して作業に従事せしむ。次でフォートイユーン島西方シモ・バンクに向ふ。二時著漁艇は延繩に本船は曳繩に従事す。三時漁艇は松鯛其の他食用魚多量を獲得歸船す。之れより馬尼刺に向け全速歸港の途に就く、九時五十五分マリベレス灣外

に達す。

二日 マリベレスに停船す。

三日 午前七時出航全速航進を開始す。同九時五十分コレギドル島を規定の距離に於て通過し同十一時五十三分錨地著泊。

四日 清水十噸を積込み五日には甲板部總員船體塗色を爲す。六日石炭六噸を積込む七、八兩日は出帆準備に忙殺せらる。

當時馬尼刺に入港する船舶總數の三分の二は日本船舶にして心強き極なり。

八日 午後一時四十五分フガ島に向け出帆、北々東の經風に總帆を展す。午後八時馬尼刺灣を通過したるを以て、北西四分の一西に轉針して岸傳ひに北上す。十日午後十一時二十五分にボジアドル岬に達す、航程一時間五湮強なり。之れより風潮共に逆と成れるを以て航程四湮強に減す。

十一日 午前五時メイライラ角を通過し、十一時二十五分フガ島に著す。フガ島は東西に長く南北に狭き一小島にして、西方に二箇の屬島在り。錨地はマバク、バリ兩島と本島とに依りて形成せらるる水道中に在り。底質コーラル・サンドにして錨搔き良好ならず。海岸は少距離間礁脈横はり、錨地附近水深八尋乃至十尋あれども流潮の爲め船體振れ廻はるに依り、大型船舶は岸に接近する能はず。水道に於ける漲潮流は南方より、落潮流は北方より水道を通過し、南口附近流速三湮以上に

達することありと云ふ。然れども錨地附近は速度極めて緩にして潮差約五呎あり。

錨地は南北直通する水道の中に在るを以て偏北偏南の兩風を保障す。北東風と雖も連吹二日に亘れば北口より波濤來襲するも、北東より北西の間、南より南西の間の風を除きて他は概して保障すべしと雖も錨搔良好ならず。

バブヤン水道

フガ、カミグイン兩島と呂宋との間をバブヤン水道と稱す。本水道に於ける潮流は東方より西方に流れ、流速二湮乃至三湮にして、水道中間は波浪大ならずと雖も、南西信風季中は水道北東部に於て北方に流るゝ強速なる海流ありと云ふ。

本船本水道を通過するに際して六時間二十餘湮西方に壓せられたり。

十二日 總員上陸海流浮瓶の塗色に従事す。北々東の風力五以上に達しアバリは曇天にして天候險惡の模様なり。

十三日 午前七時アバリに向け出港用意、同二十分拔錨全速南東四分の三南に定針す。本島に近づくに及んで本船は流潮の爲めアブラグ河口に近づきつゝあるを知りたり。依つて更に東航午後四時水先案内の來船を待ち、前進を開始し、四時五十分アバリ河港錨地に投錨す。

アバリ港

アバリ港はカガン河口に在り、呂宋北部に於ける唯一の港なるも、大船の出入困難にして、雨期に於ては如何なる船舶も流速に抗して錨泊することを得ず。又周圍卑低なるを以て總ての風を保障せず、現時に於ては衰退の狀況に在り。通常大強風に際しては船舶はサン・ピセンテに避泊す。河口の波浪時に驚く可く強大に達するも、水道内は比較的水深く水先案内を附する時は小船は數十哩の上流に達するを得べし。本船當港に入港するやピサヤンに起りし低氣壓の影響を受け連日風強く波浪大にして出港困難を來せり。

十八日 風勢漸く減退し航行支障なきを認めたるを以て六時汽機用意、七時水先案内來船せしを以て拔錨カミグイン島ピオキント港に向ふ。七時二十五分河口を通過し北々東に定針す。風力展帆に充分なるを以て總帆を展揚す。三時五十分錨地著風力強大にして亂雲飛散す。

カミグイン島

本島はアバリの北々東に在り火山性を帶び、南方の一山は昔時は噴火したれども現時は全く樹木を以て蔽はるゝ圓錐形の高峰なり。サン・ピオキント港は島の西岸に位し、中央より稍南方に偏在す。港口にはフォント島ありて港口を兩水道に分ち、南北共に航行安全にして附近一帶の島嶼中大船の最良避泊港たり。錨地はフォント島の東方に在りて底質岩質を有せず、錨搔亦良好なり。海岸は小距離間礁脈擴延し、大船は十五、六尋の所を好錨地とすれども、小船は尙ほ近く進航し得べし。

潮流は極めて弛緩にして記載すべき流速なし。港口西方に開くを以て北西より南西の風は保障せず。北より東を経て南に至る間は屏風を建て廻したる如き高峰を以て圍繞せらるゝが故に、該方向の風に對しては安全に保障せらる。潮差約五呎あり當港は強風に際し時に強力なる嵐襲來するを以て守錨上注意せざるべからず。

十九日 午前二時拔錨北水道を通過しサブタン島に向ふ。同四十分全速磁針路を北に定む。六時東の軟風に帆を展し、十一時三十分海流調査用瓶を投入す。午後四時サブタン島に接近し強き競潮に出會す。同二十分サブタン、イブゴス兩島間の水道内に假泊す。

二十日 午前九時三十五分サブタン拔錨、バタン島イバナを経てサント・ミンゴ・デ・バスコに達す。
二十一日 午前四時當港拔錨高雄に向け東の軟風に總帆を展して午後九時十分鷺巒鼻燈臺二湮の距離を通過す。

四箇月餘の航行を了へ初めて臺灣の山河に接す。二十二日午前八時高雄港外に達す。一行十九名健康状態極めて良好なり。同十時高雄官民の歓迎を受けて岸壁に繋船す。

二十四日 基隆に廻航の目的を以て午後一時高雄を發し、東海岸を経て北上す。

二十五日 午前九時より風向南西に轉じたるを以て總帆を展し潮流に乗じて進む。航程順調にして午前十一時二十五分三仙臺燈臺を通過す。

午後五時花蓮港沖を通過し二十六日午前三時五十分三貂角を通過す。

七時三十分基隆入港八時十五分岸壁に横附す。官民の歓迎盛んなり。

本航昨年十二月十七日當港を發してより日數百三十一日、航程五千二百七十哩に上れり。

第二章 比律賓群島

第一節 重要水産物

(一) 魚類

比律賓産魚類の數は、千九百一年ジョルダン著魚類目錄には八百三十を記載したれども、今回訪問せる馬尼刺科學局にて漁業科長テラー氏の談に依れば、其の後猶三百餘種を追加したりと云へば殆ど本邦産魚類の數に近く、一説に千四百種を算すと。經濟上重要な種類も乏しからず、東京河岸に見る如き大型魚類を見難きは漁法の幼稚なるに基因するも、沿岸魚の各市場に夥しきは驚く可く、日本人同様比律賓人が魚肉を嗜好することゝ漁獲の相當豊富なるを窺ひ得べし。其の種類は沿岸海面の高温なる點に於て臺灣に類せるを以て、臺灣と同一又は似寄の種類少からざるは以下の魚名に徴して明かなるべし。然れども分類上多數臺灣に見ざる種類を産す。同島の漁業は幼稚なると沿岸に漁村乏しき關係上、標本蒐集の機會に乏しきに因り、今後尙多數に新種を増加することなるべし。

し。群島一帯に饒産する鰺、鰹、ふるたひ、鯨、鰯、まながつおの各科に屬する魚類にして其の主なものゝを擧ぐれば鯖科二十種、鰹科三十五種、鰯科及其の類縁魚族二十二種にしてラボラボの名にて貴重せらるゝハタ科魚族十數を算すべし。

今重要魚類の主なるものを掲ぐれば左の如し。

Sparus calanara,

Myripristis murdjan,

Scomber lysan,

Netuma nasa,

Psettodes ernei,

Lates carcarifer,

Hemirhamphus Commersonii,

Chanos chanos, (Bangus),

Rastriger brachyomus,

Sphyræna jello,

Elops hawaiiensis,

Chirocentrus dorab,

Pannopora wigienis,

Gymnosarda allelectata,

Mugil cephalus, (Talirong),

Drepane punctata,

Scomber japonicus, (Caballos),

Scombaromolus Commersonii (Baracuda),

Shiyræna obtusata,

Hemirhamphus quoyi,

Epinephelus tauvina, (Iapo Iapo),

Corax ignobilis (Pompano)

右の内括弧内は方言とす。

打瀬網にて漁獲最多きは方言 Sap Sap (*Leiognathus splendens*) なり。又魚市場に四時多數の入荷あるは Bangos 即ち虱目魚なり。馬尼刺に現はるゝは主としてマラボン及其の附近に養殖せらるゝ四尾一斤大より二尾一斤大のものにして、時に魷其の他の網を以て灣内にて捕獲せらるゝは三、四尺に達する成魚なり。是等は屢々市場に見ることを得。

尙今回比律賓沿岸各處に於て曳繩を試みし漁獲物は、漁業の項及大成丸の項に述ぶるが如く、すま、鱒、鯖の類を以て代表せらる。淡水魚の産も亦少なからず、殊に雨季中は河川水田の漁獲多く、其の主なるものは鯪魚及鯰の類にして、此内には臺灣産と同じき *Clarias fuscus*, *Ophicephalus striatus* あり。市場に魚を販はすものは魷及打瀬網の漁獲物にして、最も普通に馬尼刺の各魚市場に見る魚類は飛魚、鰆、絲撚鯛、狗母、口美鯛、細魚鯉 *Megalops cyprinoides*, *Scomberomorus to* 等の類なり。鯉は米湖に隣る湖水に香港より移植せられしも、廣く養殖するに至らず。我國にて鯛の貴重せらるゝ如く最も嗜好せられ且高價なるはハタの一種ラポ・ラポなりとす。二乃至十二封度を普通とす。ポムバノ即ちカツポレは五十封度に達し、其の漁場は沿岸の岩礁に富む處とす。バラクダ即ちよこじまさはらは馬尼刺灣の少しく南方フオーチュン島に春季漁利多し。最大なるは百封度に達し、セブー北方タンギンギ島に在りては冬期漁利あり。鱒は沿岸隨所に棲息少なからず。

(二) 眞珠介

商業上重要な眞珠介に二種あり。即ち白蝶介 *Margaritifera maxima* mother of pearl 及黒蝶介 *Margaritifera margaritifera*-Bsaok shell の二種なり。白蝶介は殻高六、七寸殻の重量三百五十匁乃至六百匁を普通とし、黒蝶介は前者に比し遙に小にして殻も亦薄し。就中白蝶介を重要とし、比律賓に於ける眞珠採集の殻及眞珠採集の目的とする處は無論白蝶なりとす。其の漁場はスール海を宰とし、呂宋及ミンダナオの南部、サマール、マスバテ、バシランの諸島、セブー、ネグロス間のタニオン海峡、カガヤン・スール、アルボレス島等とす。価格は戦前一擔八十五圓乃至百圓なりしも現今需要を減じ下落して四、五十圓となれり。其の移出額千八百七十八年には十六萬圓なりしも、千九百十三年には四十萬圓に増加せり。黒蝶介は白蝶介に比し安價にして一擔四十圓なりしも、現今二十五圓餘に下落せり。眞珠介採集業に就ては邦人漁業の條下に述ぶるにより茲には之を略せり。

白蝶介の棲息場は概ね潮流早く水深は七尋より三十尋以上の間にして、砂を掩へる岩礁にして多少砵砧の棲息せる處なり。眞珠は白蝶の藏するものにして最上品にては一カラット(約我〇・八五分)に付七百五十圓に及ぶ。普通一カラットは十五、六圓なり。最大なるは二・五カラットに達す。眞珠介採集船が一年に獲る處の眞珠の収入は三千圓を降ること稀にして、同漁業者間に愉快に經營せらるゝは幾分眞珠發見なる富籤的性質を帶ぶるにも因るが如し。バンタヤンにては漁獲する眞珠介と眞

珠とを略同額に豫算し居れりと云ふ。今日に於ても時として一箇二千圓以上の眞珠を發見することなきにあらず。黒蝶介は各沿岸の淺所に廣く分布するも其の産多からず、商品としての價値も少し。一千九百十六年の輸出額は二萬圓餘なり。タニオン水道バンタヤンに於ける土民の眞珠介採集漁業は最盛にして沿岸眞珠介の棲息に適し、漁場亦淺きを以て容易に裸潛にて採集するを得べく、之によりて生活する土民の數は甚だ多し。一般に白蝶の棲息場は淺所なるが爲め、年々同一漁場に採捕を繼續するも漁獲高の減少を見ること少き感あり。一千八百七十七年比津賓より海外へ輸出せし眞珠介は百五十五噸なりしに、一千九百年即ち三十年後に於てホーロー及サムボアンガ兩港より輸出せる眞珠介合計二百十三噸餘にして、却て増加を示せり。之一は漁業の發達に起因すべし。殊にホーロー市沖一、二哩の沖合漁場は、既に操業開始後百年以上を經過し、今日に至るも猶相當産出あるの狀況なり。然れども淺海の漁場にありては、人工養殖により繁殖保護の必要を生ずるの時機に近づきつゝあり。政府に於ても、海産介類繁殖保護規則中に必要と認むる際は、五年以内の期間内眞珠介漁場の漁業を禁止するを得るの制を設けあり。又其の第十一條及採介施行細則に於て、介の大きさに付漁獲の制限を設けたり。即ち白蝶介に在りては眞珠層の部分にて殻高十四糧以下の採捕を禁じ、黒蝶介は殻高八糧以下なる幼介の採集を禁せり。

今各年白蝶介輸出額を比較すれば次の如し。

年次	輸 出 額	年次	輸 出 額
一九〇七年	一六七、六二八 ^セ	一九一二年	三九六、九七四 ^セ
一九〇八年	一九五、三二二	一九一三年	四一六、六三四
一九〇九年	二二四、六五〇	一九一四年	二八七、二一六
一九一〇年	二三七、一六八	一九一五年	二四二、九四一
一九一一年	二九六、二五〇	一九一六年	二六九、四〇五

(三) 高瀬介

高瀬介 (*Trochus niticasius*) は商業上馬尼刺にては *Trocha shell* と稱せらる。一千九百十六年の輸出額は十一萬九千圓なり。其の形圓錐形にして成長せるもの、殻高は三寸重量八十匁以上に達す。棲息場は淺所の岩礁にして、淺きは一、二尋にも棲息す。産地はサマール、マスバテ、ミンダナオ、バラワン、アムボス・カマリネス、バラバツクの諸島の沿岸にして、主に沿岸土人により採集せられ、沿岸貿易に従ふ支那人によりて蒐集せらる。土人よりの買値はバラワン地方にて一擔僅に十二圓なるも、昨年末頃の時價は一擔三十五圓なれば仲買支那人の利益少からず。其の産出は一海面に多からざるを普通とし、又棲息場淺き爲濫獲に陥り易く又濫獲後の繁殖も亦容易に望み難きものあり。即ち高瀬介専門の採集は計畫に適せず。肉は煮沸鹽藏して商品と爲すを得べし。馬尼刺釘工場の

原料は主として高瀬介にして、白蝶介及夜光介に至りては單に補充的に使用するに過ぎず。鈎製造工場は唯一箇所なれども一箇月の生産は三萬グロスに及ぶを以て見るも、比律賓全體にては其の年産額の莫大なるを察するに餘りあり。同島の年産額は三十萬軒を下らざるべし。比律賓法律にては高瀬介底面の直徑七種以下なる幼介の採捕を禁じ居れり。

高瀬介に類し之より小型なる廣瀬介は其産無きにあらざるも商品として多く取扱ふものを見ず。凌海丸は後述の如くバラバツク、サムボアングに海底の調査を試みしと雖も、高瀬介の棲息は寧ろ豊富なりとは云ひ難く廣く、粗に分布せるを確めしに過ぎざりき。

(四) 窓 介

窓介 (*Placuna placenta*) は體高三、四寸稍圓形扁平なる二枚介にして、美麗なる半透明を帶ぶ。之を方形に切り比律賓群島一帶に之を窓硝子代用として使用する。之を用ひたる室内は擦硝子の窓を使用せる如く、熱帯に於ける強烈なる日光を遮るに適當なり。主産地は馬尼刺灣、ミンダナオ、マスバテ、イロイロにして棲息場は干潮時容易に手にて採集し得る淺所なり。底質は泥土大部分にて淡水の混和する處とす。採集後約一週間雨水を充せる桶中に入れし後、刷毛の類にて殻面の泥土を除き清潔にし、之を材木商に販賣す。窓介の價格は一千箇に付四圓乃至十圓にして、今假に七圓とすれば馬尼刺のみにて一箇年窓介の消費額三萬五千圓に及ぶ。其の需要は永久に衰へざるべきも習慣上海

外の需要振はざるにより輸出の見込乏しく、單に島内のみにて廣く消費するに止る。之が輸出額は僅に三千六百圓にして、消費地は米國なり。

(五) 其他の介類

一、牡蠣は島内各所に産す。食用種は我マカキに類せり。馬尼刺灣は其の棲息に適し、マラボンは有名なる産地なり。日々市場に販出せられざることなし。然れども之が養殖は稀にして、灣内所々に蓄養兼保護の區劃を設くるものあるに過ぎず。價格は甚だ低廉にして剝身約一升は僅かに十五錢なり。

二、夜光介 *Turbo marmoratus* は島内各海面の比較的淺所に産し、介釰原料と爲すを得るも、質固きと青色を帯ぶる爲喜ばれず。商業上 *Snail shell*, *Green snail shell* と呼ばれ最大なるは七、八寸の直徑を有す。肉は食用として美味なり。一千九百十六年の輸出額は九萬三千圓なり。

三、雜介 淡鹹各水面に産する食用介類は土民の食用として市場に集散する額決して少からず、就中、蛤、淺利、蜆、田螺、伏老其他の雜介各都市の市場に最もよく見るところにして、多種多様の介類が食用として消費せらるゝは内地に類例を見出し難きが如し。

(六) 海 鼠

比律賓は海鼠の種類に富み總數六十種を越ゆるも、商業上重要なるは四、五種に止り體色黒きもの

過半なり。其の價格は一種九十圓、最下等品は同十五圓なり。其の産額は十五萬圓に及び、支那人専ら蒐集及販賣に従事せり。海鼠は群島一圓に廣く分布し、就中スールー群島に多産す。種類により干潮時は手にて採集し得るものあり、又は相當深所に至る迄産するものあり。製法は簡單にして短時間煮沸し腹部を開き日乾するに止る。海鼠の産出は高瀬介、眞珠介に比すべく採集容易なるを以て將來有望なるべし。

(七) 玳瑁

比律賓海洋は水溫高く人亦稀なる砂濱ありて産卵に適し、玳瑁の棲息少なからず。一千九百九年比律賓の鼈甲輸出數量は二千四十疋價額三萬四千九百圓なり。之が商人は支那人なり。品質の良否により價格に大差あり、優良品は一疋百六十圓、劣等品は五圓なるも、普通一疋に付二十五圓乃至三十五圓なり。一頭分は十三の鼈甲を有し、中型の玳瑁より二疋を得べし。良品と稱するは厚肉模樣美麗なるものなり。然れども模樣及び色彩は流行に伴ひ變化あり。玳瑁の產地として知らるゝはスールー海に於けるバンコラン、アレナ、カシニリの諸島にして、凌海丸フガ島及びバタン寄港の際游泳少からざる模樣を見たり。又は呂宋北方カミグイン島にても其の産少なからずと謂ふ。之が捕獲方法は産卵の爲め砂濱に上陸する際反轉して運動の自由を奪ひ捕ふるにあり。我沖繩人にして同方面に在る者は之を海中にて抱き捕獲する技能あり。馬尼刺には婦人向櫛製造をなす店舗あり。支那

人の従事するところなり。玳瑁の外、肉を食用に供する青海龜及び龜油を製するロンガー・リードを産するも經濟上價值少し。

(八) 海綿

比律賓群島は各種の海綿を産し、歐米及びニウ・ギニア産の優等品に比し遜色なきものあり。其の主産地はシアシ、タキ・タキ、シタンキ、マスバテ、セブー、ミンダナオ西岸、サマール等にして呂宋東岸、バラワン西岸にも棲息するが如し。棲息場の水深は象耳海深最も深く十五米乃至三十米に及び、他の種類は之より淺所にして一尋以内に棲息するものあり。同島の海綿漁業は過去十年前頃より起り當時商品は新嘉坡仲繼にて倫敦市場に輸出せられたり。今日使用せらるゝ比島産海綿の名稱は、米國漁業局エッチ・エス・モア氏及び紐育海綿商フロリダ、キューバー及び地中海産の商品と比較品評し、取引上の名稱を附し相場を作りたり。今日取扱はるゝ主なる種類は *Sheep's wool*, *Zonocca* 及 *Rock* の三種にして何れも沐浴用を使用せらる。

潮流は一般に速き箇所に多く岩礁及び圓石の存する海底に附著す。海藻繁殖せる處は最も蕃殖に適しいわづた、あまもの繁茂を見る場合あり。表面水温は攝氏三十度、表面比重は一・〇二八(見掛比重)内外を普通とす。

海綿は普通沐浴及び器物洗滌、石材、綿材料等に用途あり。其の名稱及び前記の相場及び最近の

相場を示せば次の如し。

商 品 名	過去の價格	最近の價格
Sheep's wool	八一二〇 _比	一二二 _比
Philippine Zonocca	二一六	四
Philippine Rock		四
Philippine Reef	二一三	八
Philippine grass	四一	
Sulu Sea bath	四一六	四一六
Philippine Elephant ear		六一一〇
Philippine Silk		
True		

海綿漁業は海綿の産出少きを爲め廣くは行はれず。希臘人及び米人にして従業者若干を數ふるに過ぎず。歐洲戰亂勃發後需要減少し、價格低落を告げ、従つて海綿漁業は一層振はざるに至れり。昨年太田興業株式會社は約六箇月間試験的に海綿採集に従ひしも販賣するに至らず。採集經費約八千圓を要し、漁獲物にては收支償ふに足らざるが如し。ロックス・スポンヂの採集には潜水器を使用し、

淺所にては土人の裸潜を使用し、長柄の鎌を以て掻き取り、約二十四時間船に放置して肉質部の腐敗を待ち、然る後太き綿糸に約二百箇宛を珠子つなぎと爲し、潮通好き海中に浸すこと約三晝夜にして汚物を除去し、木の棒を以て叩きて砂及び介殻等の夾雜物を除き淡水に洗滌し、約五%の鹽酸を以て處理し、後一晝夜海水に浸し、最後に淡水にて洗滌し、處理を終り漂白を爲さず粗製品として保存す。

今參考の爲科學局にて調査せる處理法及び漂白法を記すべし。

二、三日間天日に曝したる後五、六日間海岸に設けし圍中に投じて腐敗せしむ。圍の底部は簀の床を設け直接水底に觸るゝを避く。圍の代りに木箱を以てするも可なり。但し水の交流に便なる裝置を要し又は連搬自由なるを便とす。海水に浸せる間は時々海綿を叩き壓搾し不潔物を除く。海水より取り出す際に好く洗滌し、日乾後絲にて連ね、囊或は俵に納む。

漂白に就ては科學局ペーコン氏考案の方法あり。即ち先づ過滿儉酸加里飽和溶液中に二分間浸し、淡水に投じて充分洗滌し、白變する迄十%の次亞硫酸曹達液中にて揉み、次に化合物を除去する迄淡水中にて洗滌するなり。販路は紐育、桑港、費府、市俄古等にして、比律賓の仲買商人には伊、猶、末の各國人を含む。

凌海丸は延繩試験の序を以てサマール島東南部一帯に海綿棲息の如何を調査したるが、商品と成

らざる劣悪種數種を採集せしも、良質のものは遂に發見するを得ず。調査したる海底は硃砧一面に繁殖し頗る美觀を呈し、海藻は極て少し。太田興業會社の豫想によれば、象耳海綿採集を目的とし約一箇年事業を繼續し得るに過ぎずとのことなり。然れども在來優良種の繁殖を講ずるに於ては將來相當見込なきにあらざるが如し。海綿漁業規則は千九百〇八年モロー人住居區域海面に適用すべきもの發せられたり。規則に依れば個人にては海綿漁業は許可せられず、會社名にて區劃漁業の出願を要し、一千平方米に就き一箇年税金五比とし、年三、四回に納して可なり。尙四吋以下の海面は採集を禁せらる。次に馬尼刺科學局にて海綿の各種產地、品質等の調査を摘録すれば左の如し。

I. Sheep's wool sponge

比律賓産海綿中最優良品にして弾力性に富むフロリダ産に類せるものあり。産地はシアシなり。

II. Philippine Zomoca sponge

質堅く弾性あり、纖維は稍粗、形態稍扁壓なり。一米乃至二米の淺所にして堅き岩礁に附著す。徑三十糎に達す。品質佳にして次の硝子海綿より優るも、前記種類より劣る。歐洲産に比し品質相異せり。産地はタキ・タキ及び其の附近なり。

III. Philippine Rock sponge

組織は柔く多孔性にして、小型の總を以て掩はる。水深一・五米乃至五米の岩礁及び圓石に附著す。

缺點とする處は永き使用に堪えざることにして、従つて價格も廉なり。産地はシタンキなり。

四、Philippine Reef sponge

質柔軟に組織密にして外觀美麗なるも、脆弱にして碎け易し。紐育にては此の種を呼ぶに Groove sponge を以てす。比島南部海面に産しシタンキには特に多産す。此種の棲息する岩礁には海藻繁茂せり。直徑二〇乃至五〇糎に成長す。品質優等ならざるも産出豊富、價格低廉に且つ採集容易なるを以て重要な種類とす。

五、Philippine grass sponge

Grass sponge の小型なるものにして、直徑一〇乃至十五糎を普通とし、特徴は絹布様にして頗る柔軟なるにあり。産地はタキ・タキ及びシタンキの淺海なり。嬰兒の沐浴用として適當なり。前種より稍高價なり。

六、Sulu sea bath sponge

質粗にして堅く劣等なり。シタンキ附近に産す。水深一・三乃至三米の淺所に棲息す。直徑六十糎に達す。Florida yellow sponge に類するも質硬く保水力大なり。沐浴用以外馬の洗滌、馬車、自動車、大砲、モーターの洗滌に使用す。

七、Philippine elephant car sponge

直徑二尺、高さ一尺五寸に達し高き盃狀を呈す。地中海産より薄きも深所に棲息するものは稍厚し。二十五尋の深所にも棲息す。

八、True sponge

價值乏し。シタンキ附近に産す。稍や樹枝狀を呈す。

(九) 甲殼類

蝦及び蟹等甲殼類の棲息は比島沿岸中内灣には乏しからず、蝦類には大型の伊勢蝦類沿岸岩礁の間に棲息するも特別の方法なし。車蝦類の種類は各所灣内に漁獲多く、殊に馬尼刺灣内にては打瀬網漁獲物の大部分を占む。イロイロも其の産多し。同地にては自然に虱目魚養魚池にて成育し、利益少からず。蟹にてはガザミ類最も多く特に刺網の便利多し。アミは諸所の市場に見るところにして、殊に呂宋北部カガヤン州アバリの沿岸にては曳網にて盛に漁獲せらる。

(十) 海藻

海藻にては商業上重要なものを見ず。沿岸所々そゞうみうちわ、いわじたの如き食用に供し難きものを見る。呂宋北部フガ島以北バタン列島に至る間は少額の高仁章を産す。馬尾藻類及びアヂモは場所により著しく繁殖するあるも、概括して論ずれば、各海面共に海藻は甚た乏しく徒に巨大なる砵砧の繁殖優勢なるを見るのみなり。馬尼刺附近内灣にはオゴ(岡村博士の査定にては *Gracilaria*

confervoides なるべしと)の著生夥しく、市場に於ても之を見たり。恐らく食用に供するものならんか。寒天原料たるアガル・アガルに關しては聞く處なし。海底調査に際し採集したる比島産若干の海藻標本に付岡村博士の査定を請ひしに左の如き種類あり(何れもバラバツク島産)。

Laurencia sp.

Halimeda opuntia of cordata

Halimeda macroloba

Spongocladia vaucheriae formis

尙フガ島にてはウシケノリ、ソゾの類、ミル、ラツバモク等を散見したり。

第二節 水産業一斑

比島各地に於ける漁具は皆大同小異にして、代表的漁具は殆ど馬尼刺に於て使用せらるゝものなり。従つて同地に於ける漁具の構成を述べれば、比島全體の漁具を盡せりと云ふも不可無きが故に次に之を記述すべし。

漁獲物の主なるものは魚類なるも之が産額に就ては調査せる記録なし。貝類は大正五年の輸出額のみにも五十二萬圓に達し、眞珠介を主とす。之より得らるゝ眞珠の輸出は十一萬圓に及べり。水産製造業に就て見るに鰺鱈及びヒイラギ等小魚は燻製素乾及び煮乾として多くは島内の消費に供

す。其の製造の盛なるは馬尼刺附近にして、支那人之に従事す。魚類製品の輸出額は十一萬圓に過ぎず。食鹽は、馬尼刺バタンガス、カビテ、イロイロ、サムボアンガ等鹽田に多少製せらるゝも、島内の需要を充すに足らず、大部分は支那より之を輸入す。支那に輸出するものには鱈鱈及び海參あり。海參は一千九百十一年に六萬八千圓を輸出せり。貝釦の製造は僅かに馬尼刺に於ける一會社の生産に止まるも、輸出金額二十四萬圓に及ぶ。其の原料は専ら高瀬介とす。

養殖業として格別のものなく、唯バンゴース(虱目魚)養殖の粗放的に行はるゝに過ぎず、今回視察せるはマラボン、イロイロ、カビテ等なり。其の養殖方法は臺灣の方法に比し寧ろ幼稚にして學ぶ可き點無きが如し。

(一) 馬尼刺の土人漁業

馬尼刺灣は最深部と雖も三十尋を越えず、泥底にして強潮を見ず。灣口北水道は流速稍速きも南水道は緩なり。従つて灣内は北側を除き打瀬網の漁場として深度底質共に適當にして流行風亦操業に便なり。

打瀬の外各種の漁業盛なるも雨季(六月より十一月に至る)は概して漁獲少し。灣首バシグ河口沖合にては河水の排出と潮汐と戦ひ競潮又は一小渦流を生ず。

漁民の多く居住するはバシグ河の北トンド、マラボン及びドロタンゴス附近なり。主要漁業左の

如し。

一、バノムバン及びタラコツプ
二、桂網

三、バンテー
四、サランバウ（四手網）

五、バクラット（魷）

一、バノムバン及タラコツプ

其の構成全く同じく唯網目の大小長幅の差異あるのみにして、何れも比人の考案に係る。現時は米國に迄輸出せらるゝに至れりと云ふ。構造極めて簡單にして本邦の揚線網と其の趣向を同じふす。然れども網地の配置縮結等は本邦に於ける如く複雑ならず、流網に環網を附したるが如き觀あり。使用法は揚線網に同じ。

網地

身網
荒目網

材料
綿絲
綿絲

絲の太さ
二十番
五番

長さ
六十二矢引
二米

幅
五十六矢引
五十六矢引

縫目合 一寸三分(縦目) 二千(一寸五分目)(掛目)

浮子綱 沈子綱

材料 馬尼刺麻 馬尼刺麻

太さ 徑二分五厘 徑三分五厘

長さ 五十六矢引 五十六矢引

數 二本 二本

撚 一本右一本左 一本左一本右

兩端縁綱 環綱

材料 綿絲 馬尼刺麻

太さ 徑一分 徑一吋四分の三

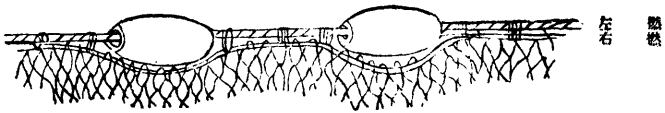
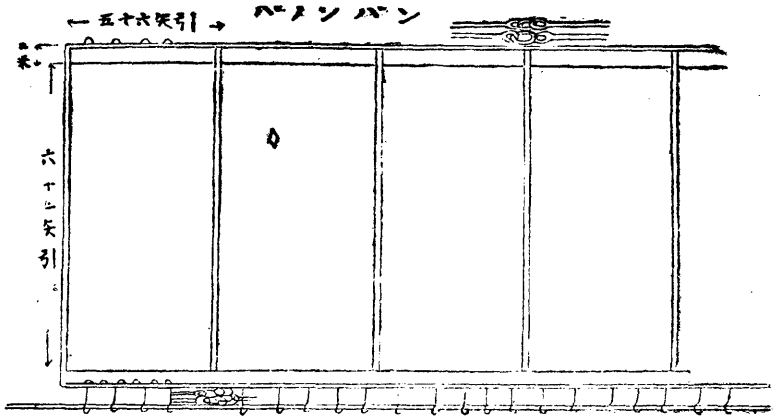
長さ 六十六矢引

數 一本

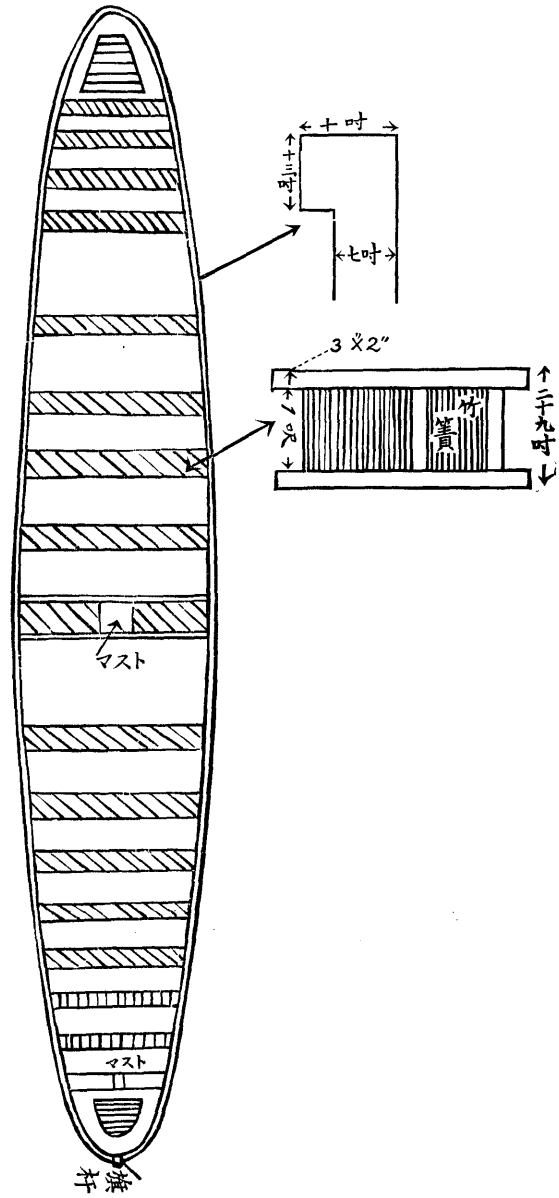
撚 左 左

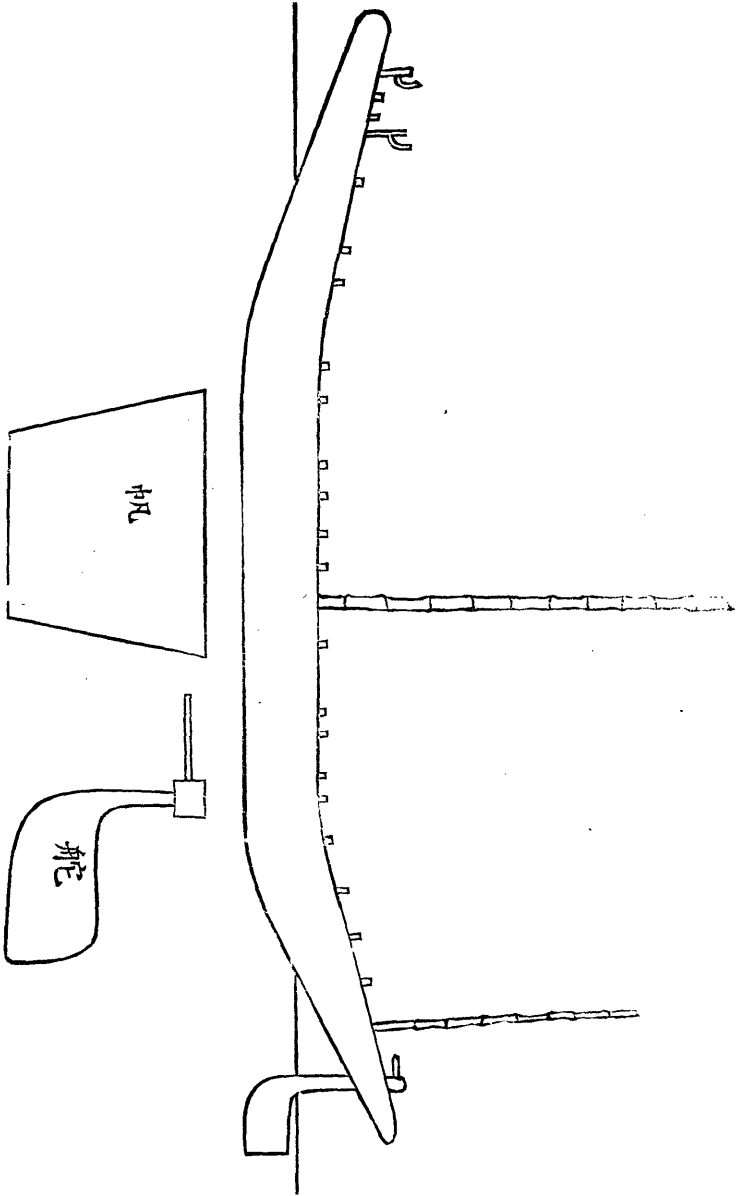
環子綱 浮子

材料 馬尼刺麻 材料 ダップダップ



船梁は各腰掛の下に一箇宛附す
 帆柱 竹 徑八寸 長二十六尋
 3'×2'





太さ	長さ	五寸三分
長さ	總數	百七十
燃沈	直徑	三寸五分
數		
一本		
間隔		
九尋		
沈子	漁船	
材料	長さ	二十九尺矢引
鉛	幅	五尺五寸
總數	深さ	三尺
三百		
環	帆檣	二本、一本三十圓位
材料	眞鍮	
太さ	徑二分	
染料	牛血及ニゲ	
徑	三寸	

漁期 十月より翌年四月迄にして、盛期は十月、十一月、十二月の三箇月とす。

出漁日數 此の網は暗夜にのみ使用するを以て、一箇月十五日の出漁なり。

漁場 馬尼刺灣内にして、水深六十二矢引以上海底砂泥にして流潮無き所とす。

漁夫 五十人乃至六十人。

漁獲物 鰻を主とす。

使用法 夜間漁夫五、六十人乗組み、帆走又は擲漕にて前記漁場に達し、海中のヒキに依り魚群の厚薄を注意し、片手廻にて之を圍み、次で火を點じて環網を以て網を締め括り捕網すること揚繰網と同じ。

染網及修繕 最初網を新調したるときは、牛の血及ニゲ(木の皮)を混用して適度の色及固さに染め上ぐ。一回に牛の血三十罐(一罐は一圓五十錢)、ニゲ百束(一束二十錢)を要す。之れに人夫賃を加ふれば百圓を要す。其の後は一週一回宛土曜日(土曜日に染網す。一回毎に十五圓のニゲを要す。而して網柔軟に過ぐるときは牛血を用ふるも、然らざるときはニゲのみを使用す。網の修繕は漁夫之に従ひ網師を雇入るゝことなし。

經濟 馬尼刺附近のみならず南洋各地に於ても經濟に關する調査は不完全なるを免れず。計數の觀念乏しければなり。試に彼等の言ふ處に依れば漁船漁具新調費左の如し。

網地

一、七〇〇^円

沈浮子網

二〇〇

浮子

二六

縁網

一七

沈子

二〇

環

一五

環網及支網

二四〇

染料

一〇〇

漁船附屬具

二、三〇〇

計

四、六一八

利益配當法 一箇月の總漁獲高より網船の修理費及食費(一箇月六圓位)を差引き、殘額の三分の一を網主の所得とし、三分の二を各漁夫の所得とす。バノムバン及びタラコツプ共にドロタンゴス附近に十張あり。

タラコツプはバノムバンと其の構成、使用法大體同じきを以て唯其の相異なる點のみを掲ぐ。

荒目網

掛目

千五百

目の大きさ

二寸

絲の太さ

五番

浮子間隔目數

十一

身網

目の大小

一寸六分

絲の太さ

十一番

網立

六十四矢引

漁場 コレギドル島附近水深六十四矢引以下の處、製作費、其他の經濟狀態大體前者に同じ。

漁獲物 ハサハサ(六寸大の魚類)。

二、桂網

桂網は四手網の如く小規模にして濱岸に使用す。尤も比較的多數に存在す。漁具の構成極めて簡なり。

漁具の構成

ワグナ(桂繩)

網

材料

綿絲

大小

徑一分五厘

撚

左三子撚

長さ

九十尋

柱

材料

椰子の外皮

數

四百箇

網

身網

縁網

材料

綿絲

同

絲の大きさ

二十番

同

掛目

千

同

目合

縦九分目

一寸目縦目及横目

長さ

十五尋

四十二尋

幅

十尋

二寸

兩端網

材料

綿絲

目合

九分本目横

絲の大きさ 二十番 長さ 十五尋

掛目 十九 幅 一尋

編下し 五十目

但し沈子方兩隅各一尺の間は縁綱四本とす。

浮子

材料 ダツブダツブ

數 百四十九

沈子は間隔遠く魚捕部は間隔一尺とす。

環 沈子

材料 眞鍮 鉛

大きさ 直徑三寸 不定

徑 三分 一寸位

中央の身網は掛目の編下し千にして増減なきも、兩端に於ける網は二段より成り、一は縦目一は横目とす。前者は十九掛にて始まり四目に一目宛増し五十に達し、他は身網と兩端に於ける網を編き合せ、編き下し五十とす。斯くして出來上りたる網の周圍に縁綱を附し前記縁綱の長さに決定す。

沈子方は二寸に一箇處宛縁網を結束し兩端に環を附し掌握に便ならしめ環の兩側一尺宛は他に二本の縁網を増加結束す。

漁場 濱岸水深三四尺の場所。

漁獲物 雜魚。

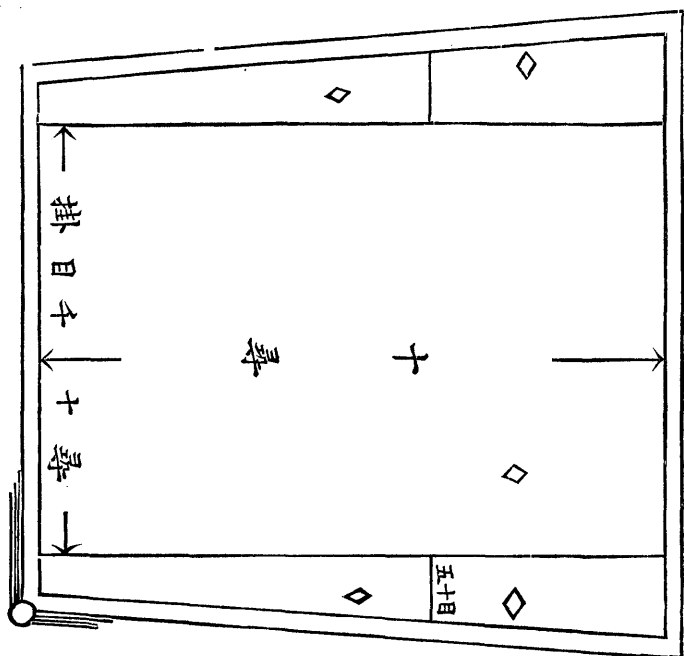
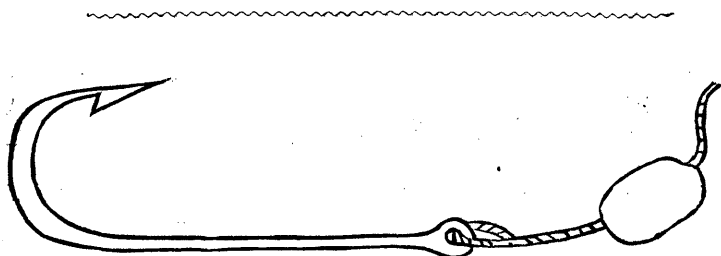
使用法 二人の網持は網を水中に展開し、他の二人は遠方より桂繩を以て魚群を網中に追ひ込み、魚群網に入るを見れば沈子方を引揚げ、浮子方に引掩せて魚の逸出を防ぐ。

保存期間 二箇年

染網 材料は牛の血及びニゲを使用す。牛血は一回一罐を要し、ニゲは二十罐を二罐の水に溶解し用う。一箇月一回宛染網す。

經濟

網地	一統分(製網費共)	一〇〇・〇〇〇 <small>円</small>
縁網		五・〇〇〇
浮子		一〇・〇〇〇
沈子		三・〇〇〇
染料		四・四〇〇
附屬具	(籠其他)	四・〇〇〇
計		一二六・四〇〇



挂網

修繕費 二箇年間に約七十圓の修繕費を要す。

水揚 一箇月百圓乃至百五十圓以外。

三、バンテ網

蟹の刺網にして、最も簡單なる漁具なり。

網地の構造

身網

縁綱(浮子方)

材料	綿絲二十番	材料	綿絲
網目	二十七分横目燃	燃	左
掛目	十七	徑	一分
長さ	五十イサンバラ	數	二本
縮結	四割	長さ	三十イサンバラ

兩縁綱は三尺三寸にして、縁綱は沈子方浮子方同様なり。

浮子

材料	トーエー	數	不定
長さ	四寸二分		

漁期周年にして晝夜の別なく風力強き時を良しとす。

漁場 濱岸水深三尺内外の處とす。

使用法 水深二、三尺の處に網を定置し、沈子方には單に網の上に石を置き晝夜の別なく時々行ひて羅れるものを捕獲す。

保存期 二箇月

染料 牛の血一罐を以て十五統を染むべし。

漁獲高 一箇月多きは二十籠乃至三十籠、少きは七籠位とす。

網製作費 八圓八十錢

内 譯

網地 六圓

浮子及縁網 二圓

染料 八十錢

四、サランバウ(竹筏四手網)

本漁業は極めて小規模にして特記するの價値なしと雖、馬尼刺灣内濱岸に近く至る所に行はるゝを以て、其の概略を記すべし。竹筏の上に寸屋を建て之を家として一家族其の中に居住す。臺灣に

も日月潭に之に甚だ類似せる漁業あり。

身網

材編目	日掛	絲の	大	大	
綿一	縱目	本二	四時	二十番	イ
同	同	縱目	三時四分	二十番	ロ
同	同	縱目	七分	二十八番	ハ
同	同	縱目	四分の三	本目	ニ
同	同	縱目	一五箇	本目	ホ
同	同	縱目	七箇	同	ヘ
同	同	縱目	一時四分	同	ト

縁網

材料

綿絲

長さ

二十六間

撚數

一時に七回

大きさ

十六分の三吋

價格

三比(戰前一比九五仙)

結束

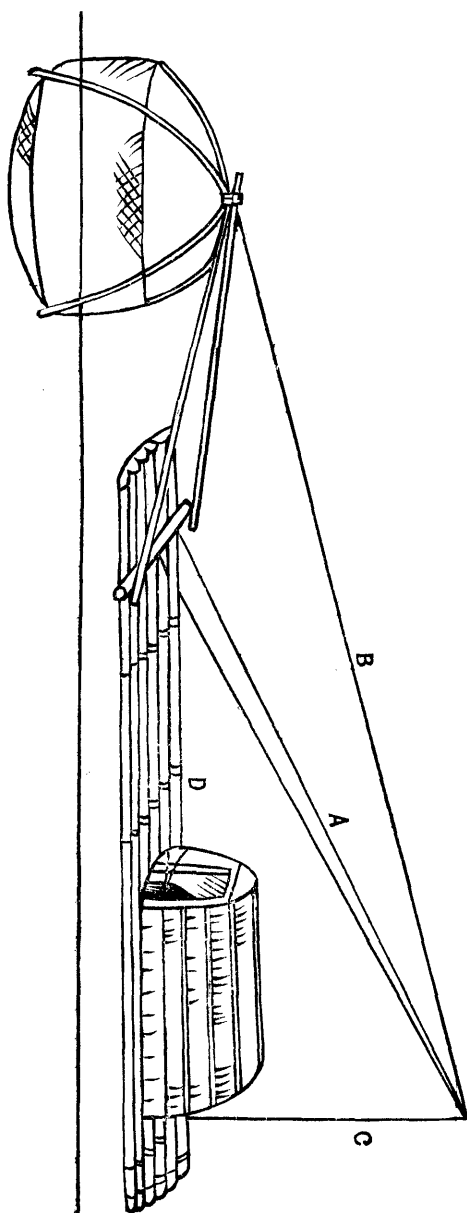
身網と縁網とは三回捲きを一回男結に結ぶ。

漁期 周年

第二章 比律賓群島

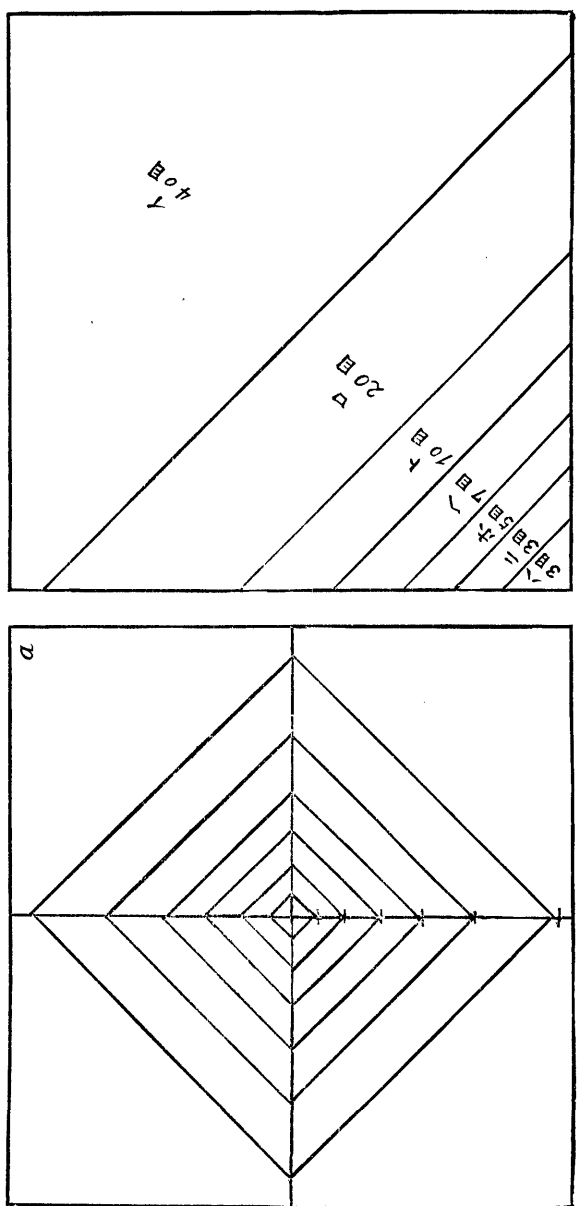
<p>材長大燃 料ささ</p>		<p>材長大價 料ささ格</p>		<p>材長大數價 料ささ格</p>	
<p>マニラ麻 三時尋 四子 燃</p>	C	<p>ヤカール木 一尺角 七間半 十五圓</p>	A	<p>竹徑一三 時 四本 一本 比</p>	四手
<p>五寸の竹 幅二間半 十圓 價</p>	D	<p>スチールワイヤ 徑四分の三 二時 五圓</p>	B	<p>竹徑四五 寸 二本 一本 比</p>	槓杆
				<p>鐵環 目方五キロ 二本 十錢</p>	四手接合環

漁場 濱岸にして二、三尺より二尋内外の處とす。
漁獲物 エビバナツク(鰯の大なるもの)、タリロン(鰯の小なるもの)、しやこ、かに



サ ラ ソ バ ウ 構 成 圖

大 擴 小



經濟

網一統

六十一比

內譯

網絲代

十比

網編賃

五十比

染料

一比 (タガサと稱する木の皮)

屬具一式

百八十比

內譯

緣網

三比

四手

四比

楨杆

二比

竹筏

五十比

椀

十五比

線鐵

五十比

丸木船

三十九比

其 他

十七比

計

二百四十一比

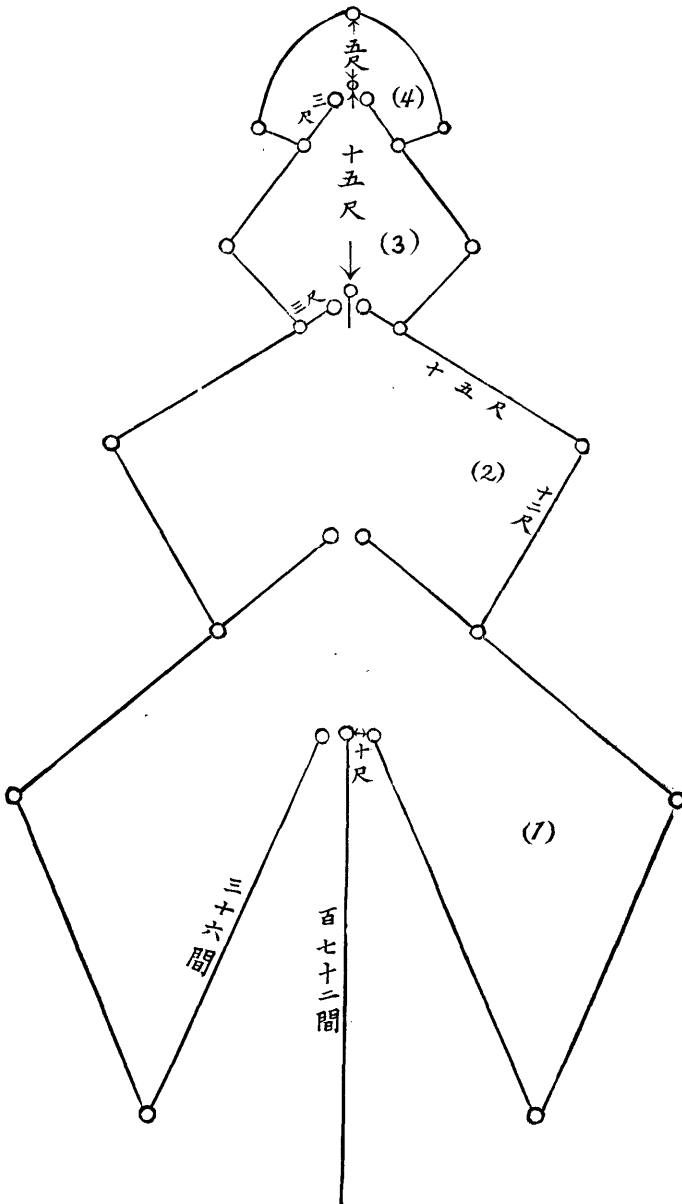
漁獲高 普通漁況にて一箇月二百比不漁の際は僅かに四十比に終ることあり。

五、バクラッド(魷)

本漁業は比律賓群島のみならず南洋各所に盛に行はるゝ代表漁具にして、殊に馬尼刺灣の如きは幾百の魚棚羅列し、干潮時に於ける遠望竹林の如し。セブーに於ては魷の配列に依りて可航水道を識別するの奇觀を呈す。之が投資額も亦大なり。其の形狀及び大小は種々なり、大なるは企業費數千圓に上るものあり。

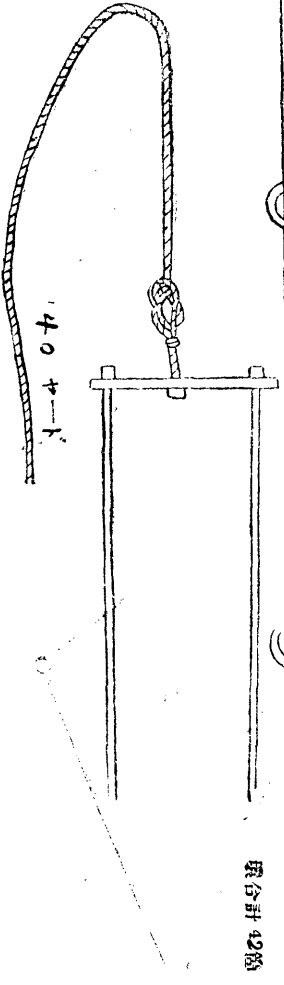
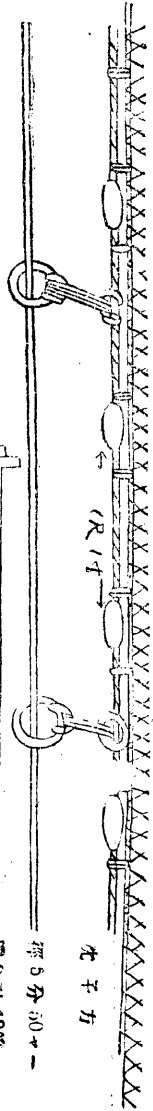
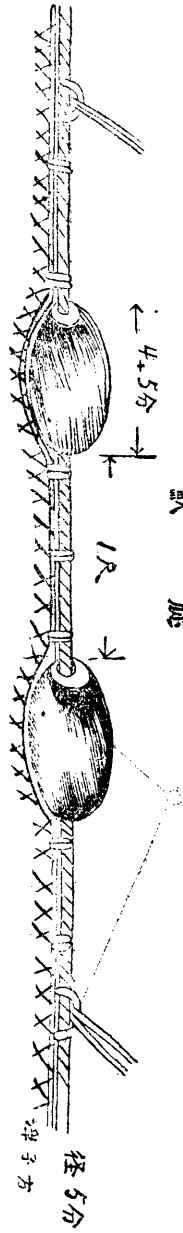
魚取部に集る魚類も相當大型なるものあり魷に附帶して旋網を使用するものあり。今比較的大なる魷の建設方法に就き記述すべし。

魷の材料は竹材にして之が製作には六十人、其の敷設には二十日を要す。雨期及び暴風期には之を取除く。四年乃至五年の使用に堪ゆ。敷設後修理は極めて少く魷の下端は出來得る限り深く突込み、水上には約一尋を出さしむ。垣の全長は百七十間より數百間に及ぶ。第一の魚棚の外方或は兩側に敷設するには、垣端との間隔約二百間とす。敷設の場所は干潮の際二、三尺より十二、三尋に達す(馬尼刺の大潮升は五尺餘とす)。



舳 四尺間隔に竹を建て、簀を之に取付く、尙所々に杭を打ち、
込み簀立を強固ならしむ

鼠 籠



第二章 比律賓群島

材	料	南	京	麻	徑	燃	材	分	銅	網	分	銅	徑	燃	材	環	通	網	環	網	徑	長	材	料	三	四	下	浮
					八	左	麻																					
材	料	眞	環	鋸	目	方	鉛	分	銅	網	分	銅	數	價	長	環	通	網	環	網	價	數	格	一	三	十	二	浮
					目	四	貫						目	上	上						上	上						
材	料	眞	環	鋸	格	長	分	銅	網	分	銅	網	數	價	長	環	通	網	環	網	格	數	一	三	十	二	浮	
					一	米							十	八	錢						尺	一						米
材	料	眞	環	鋸	數	二	分	銅	網	分	銅	網	四	同	環	通	網	環	網	一	不	一	八	錢	定	子		
					二	箇							十	二						本	上						箇	錢

擦	徑	長	價
左	五	五	格
一	米	十	十
二	錢	二	錢
擦	分	碼	價
直	徑	數	格
三	二	四	五
寸	分	十	十
二	錢	十	錢

染料	材	價
料	格	格
及	牛	保
の	血	存
血	四	期
	五	間
	圓	格
端	長	深
艇	八	一
	尋	米
	尺	以
	上	年
材	價	同
料	格	數
椰	四	一
子	圓	箇
油		月
		二
		回
船		圓
底		
塗		
料		

使用法 本邦巾着網と同様なり。八人の漁夫端艇に網を積載して乗込み舳に達するや魚捕中に入りて網の一端より投入し引絞りて魚を捕獲す。

經濟 舳の製作に六十人の人夫一箇月間を要し、一日一人一圓五十錢とし、敷設に二十日を要す。材料は約千圓にして、網及び船代等を合算すれば約五千圓を要す。

網

網	八一八、五三〇	環網	三、一二〇	分銅	一六、〇〇〇
綠網	一〇、九一〇	分銅網	二、七〇〇	環	二一、五〇〇
浮子網	三、六〇〇	手網	五、五二〇	染料	一九、〇〇〇
沈子網	三、六〇〇	浮子	一六、〇〇〇	雜具	七〇、〇〇〇
環過網	五、五二〇	沈子	四、〇〇〇		

計

一千圓

船體

九百圓

船屬具

一百圓

漁期

十一月より翌年六月に至る間

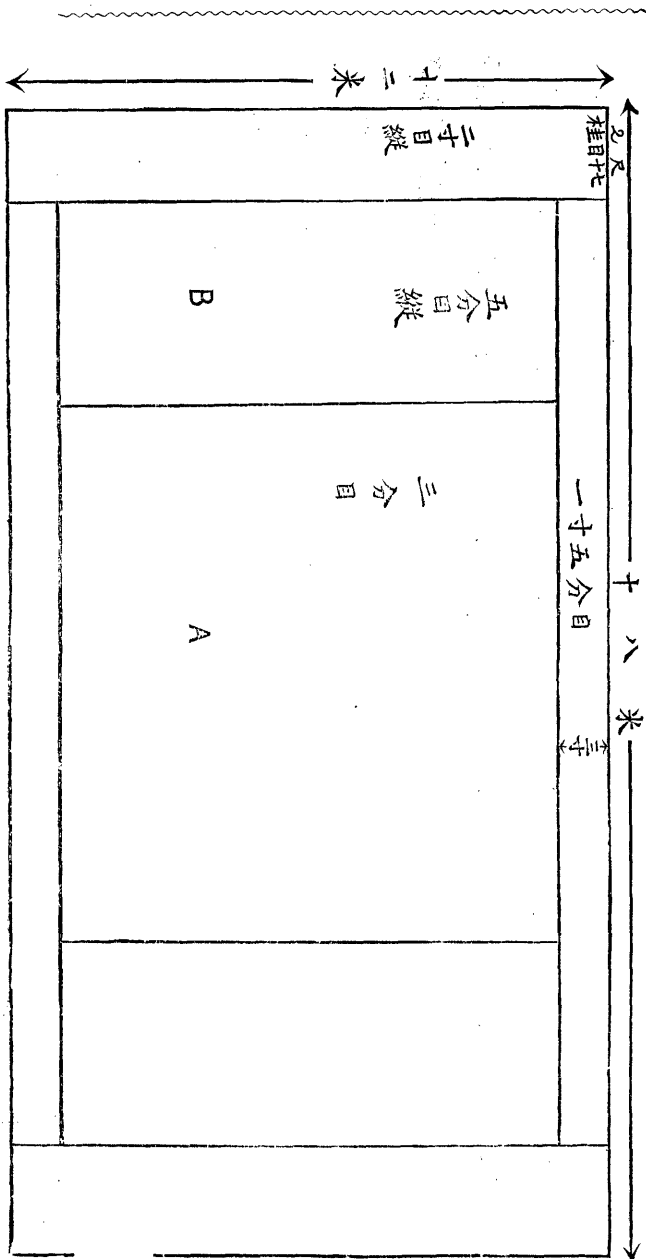
漁夫

八人乃至十人

漁獲物鯷鯨科魚類

修繕及染網 網船及び舳何れも年中多少修繕を要す。漁具の取扱い叮嚀なるは到底邦人の比にあらず。乾燥も至つて充分なり。修繕費一箇月百五十圓を要す。染網は一箇月二回之を行ふ。一回にニゲ及び牛血を使用するを普通とすれども、一箇年一回ニゲのみにて染むることあり。但し月二回牛血を使用するときは網絲硬直するの憂あり。

損益計算



收入

一〇、〇〇〇・〇〇〇^円

支出

七二、四四〇・〇〇〇

内 譯

二、八八〇・〇〇〇

四八〇・〇〇〇

一、八〇〇・〇〇〇

一、〇〇〇・〇〇〇

六六・〇〇〇

一八・〇〇〇

一、〇〇〇・〇〇〇

差引

二、七五六・〇〇〇^円

總水揚高

漁夫八人一年分給料一人一日一圓の割

染料一箇月四十圓

網舩船の修理補足

舩消却費

網の消却費

端艇の消却費

漁夫の歩金但し漁獲高の一割

純益金

(二) 比律賓群島眞珠介採集業

西班牙領の時代に在りては潜水器を使用して之を採集することを許さず、主にモーロー人が裸潜にて之が採集を爲したり。モーロー人は潜水に熟練にして十八尋迄潜水作業するを得。米國政府の治下と成りてより潜水器の使用を許可し、千九百年初めて行はるゝに至り、千九百十五年規則を改正したるもの現行規則なり。一千九百年頃にはホーローを中心として支那人の經營に係るもの一、二隻、英國人のもの一隻ありしも、同地はモーロー人の勢力範圍に屬し多大の發展を見るに至らざりき。

越えて千九百五年に至り邦人の採集を企劃せしものありしが、外國人殊に市民權無き者に在りては船の所有權を與へられず、又は漁業も許可せられざるに依り餘義なく米國人の名義を籍りて事業を開始せり。然れども斯の如き方法に據るときは不便及び危険を伴ふを免れず。依つて馬尼刺在住邦人有力者故太田某氏及び漁業者協議の上一千九百十一年會社組織と爲せるもの現在の蘇洛眞介採集株式會社なり。當時に於ける採集船は八隻なりしが、千九百十三年三十一隻に増加し、外に太田興業株式會社に屬するもの十二隻あり。之が實に眞珠採集業黃金時代の觀を呈せり。

千九百十四年歐洲戰勃發後相場の下落と共に漸く不況を來し、現今に於ては兩會社を合し二十五隻に減じたり。而も其の中實際採集に従ふもの十數隻に止れり。採集を爲す眞珠介は白蝶介のみにして、黒蝶介は又稀なり。従業船は木船帆船六、七噸より十五、六噸とし、馬尼刺又はサムボアング

にて建造せられしもの多く、濠洲にて建造せしもの少數あり。建造費は戦前に於て十二噸級のもの一隻、船具其の他の一切の設備を合し約五千圓なりしも、戦後は約五割以上の騰貴を來し八千圓以上となりたり。採集船は十年乃至十五年間の使用に堪ゆ。

潜水器は主として英國製を使用し米國製は少し。其の價格英國 (C. E. Henke 會社製 3 thro air pump は五百比、3 thro air pump special darley は六百五十比、Sible gorman 會社製 B型 Air Compressor は三千比なりと云ふ。潜水深度は十七尋乃至二十四尋にして、十七尋内外の處に在りては約一時間、二十尋乃至二十四尋に於ては二十二、三分間を一回の潜水時間と爲す。

漁場 主としてホーローを中心とするスールー海に在りてはサコール島北部サピサンス附近マスパテ島ウソン附近、アテイモナン、ミンダナオ島南部、ルブン島南部等にして、潮の疎通良好にして海底は岩礁及砂地の混在する所とす。一箇所に密集棲息する處あるも一般に分布は稀薄なるを常とす。

漁期 ホーロー中心の漁場及びミンダナオ島は殆ど周年採集に従事し、馬尼刺附近に在りては、三月より九月に至る七箇月を漁期とす。一潮に付約三回採集し、其の最大漁獲量は四十擔なり。

收支計算 採集船一箇年の採集高は平均五噸價格約三千四十圓とす。一擔の價格は四十圓六十錢にして、數年前の相場一擔九十圓以上に比し著しき下落なり。今馬尼刺帝國領事館にて調査せる斯業の收支計算を示せば次の如し。

一金四千四十圓

內 譯

金三千四十圓

金一千圓

一金三千七百二十圓

內 譯

金五百圓

金五百圓

金一千二百圓

金二百四十圓

金七百二十圓

金百十圓

金百圓

金四百五十圓

差引金三百二十圓

收入

眞珠介(一噸六百八圓)

眞珠

支出

潛水夫一人給料及歩合

網持一人 同上

水夫四人分給料(一人月二十五圓)

コック一人給料

各七人分食費(一箇月六十圓)

税金(採集船一隻百圓
潛水夫一人十圓)

雜費

船舶及漁具修繕及補充費

純益

採集船一隻の建造費は前記の如く時價八千圓に近く、船價消却金を控除する時は收支償はざるに至る。以上の如く、斯業の經營頗る困難なるに因り、水夫を減じ給料の値下を爲し辛ふじて事業を繼續するの狀況に陥れり。蘇洛眞珠介採集株式會社本社はミンダオ州サムボアンガに在り、資本金十九萬圓株主二十人船數二十三隻にして、千九百十二年設立に係り出資者は全部邦人とす。

法規上外人組織の會社は米人又は比人の事務員を置くを要するにより、比人を事務員として加入せしめ、會社は實際上事業經營を爲さず、各別船主の經營に委し従つて社長重役は名義を存するに止るの觀あり。要するに同社は邦人同業者が事業經營の便宜上存在するに止まるものとす。會社の收入としては所屬船一隻より一箇年五圓を納附せしむ。上述の如く事業の内容は會社直接之に與らざるを以て、現今の如く斯業不振の狀態に在りては、經營者は資金の運轉意の如くならず、遂には支那人より資金の融通を仰ぎ、漁獲物を以て返済の方法を講ずるものあるに至れり。然るに漁獲高少くして返済の途なく債權者は船が會社名義となり居るを以て、是等採集船に對しては奈何とも爲す能はず、資金回收困難の狀態なり。

(三) 馬尼刺の打瀬網漁業

比律賓群島中打瀬網の漁場は他に無きに非るも、漁獲物販賣の關係上好望の地なきが如し。同灣に於ける打瀬網漁業の開始せられしは、明治三十三年にして、引續き今日に及べり。一箇年打瀬網

漁獲高は十五萬圓を超ゆ。漁業者は廣島縣人大多數を占め漁夫總數二百五十餘人に及ぶ。

本漁業開始當時之に適用す可き法規無かりし爲め、米人名義の沿岸貿易船として就業せる者あり、或は單に税關の黙許に依りて就業せる者ありて區々なりしが明治三十八年六月、十五噸以下の沿岸貿易船は免許を要せざることに決定せしより、何等鑑札を有せずして従事せしが、其の後明治四十五年檢事總長の意見に基き、邦人打瀬網漁業は灣内漁業とし、一噸以上の漁船は免許を受くるを要するに至りしも、個人經營は米人又は比律賓人にあらざれば許可せられざるにより、數名合同して組合を組織し初めて免許を受け、爾來比律賓法律保護の下に公然漁業に従事するに至れり。猶同業全體を加入したる一種の團體を作り、總代及び幹事に數名を選び、同業者の一致團結、救恤、漁業利益の増進を計る機關と爲し、維持費として一箇年各船より二十五圓を醵金して之に充つ。本漁業の同地に於ける開發者は廣島縣の人山根七兵衛なり。

漁船及び漁具は本國より取り寄せ馬尼刺にて新造す。之れ同地は船材高價にして、以前は内地よりの運搬費を合算するも尙四、五百圓格安なりしに因る。然れども目下は歐洲戰亂の餘波を受け運賃高率となり、内地より取寄せて船體漁具の新造を爲すこと困難となれり。漁船は五噸乃至十二噸、船幅十二尺船長五十尺を普通とす。十二噸の漁船一隻は五千圓にして戰前より十割高なり。乗組漁夫は一隻に付四人乃至八人にして八張曳を最大とし之を最經濟的と爲す。

漁具構造は廣島縣にて使用せるものと同一なり。灣内は水溫高く汚水の混入多き爲め、虫害著しく船の腐蝕早し。之が爲め一箇月數回は船底を焼き被害を減殺するの要あり。普通船齡は三十年内外とす。網は麻を用ひ約一年使用すべし。染料は内地物又はカッチを用ひ一箇月三、四回染網す。

漁場は馬尼刺灣内カピテ沖合より灣口の間七尋乃至二十尋の海面にして、底質沙泥なり。馬尼刺灣は十月より翌年六月に至る間降雨量少く快晴連日に亘り、海上常に靜穩、東北東風卓越す。此の時期を以て打瀬網漁業の好漁期と爲し、南東風の吹くとき漁獲最も多し。就中二月乃至四月を盛漁期とす。然れども八、九月の候は時々暴風の襲來を見ることあり、七月中旬より九月中旬に至る間は連日降雨あり、殊に七月は降雨日數平均二十三日、降雨量五百耗に達し、南風又強くして出漁に適せず。

漁獲物の主なる種類は鰯、ひめぢ、ひいらぎ、サツブ、サツブ、鮫、鱈、鰯、鰯、鰯、はた、ラポ、ラポ、蟹、蝦、海鼠、鱧、口美鯛、烏賊の類なり。午後四時頃より出漁し翌朝五時頃歸著す。漁獲物は漁業者の根據地トンド海岸に陸揚す。仲買は日々の相場に従ひ小賣人に販賣し、小賣人は市内數箇の魚菜市場に之を運び各自の賣場に於て賣る。小賣人は翌日此の代金を仲買人に支拂へば仲買人は賣上の五分を口錢として差引き、漁業者に賣上金を支拂ふものとす。

一日の漁獲高は大體二十三圓にして、四人乗漁船に在りては一箇年の漁獲六百噸、魚價一噸につ

き約五十圓なるを以て一箇年の水揚は三千圓なり。船主は多く船頭を兼ね、船頭は自身出漁す。賣上高は六分を船主の所得とし、四分を常備漁夫及び出漁せる船頭に分配す。臨時漁夫の日給は普通一日一圓五十錢なり。船頭の住居は多くトンドにして、家賃三十五圓内外なり。漁夫は總て船内に起臥するも、家族あるものは船主に於て宿舍料を支給す。漁夫一人の一箇月生活費普通十五圓内外にて足る。漁船免許税は一噸に付一箇年一比にして漁獲物に對しては、其の賣上價格の一%の税金を徴收す。

歐洲戰亂以來馬尼刺に於ても物價の騰貴著しく、一方ダバオ地方の麻栽培有利の爲め、勞働者を此の方面に吸収するに因り、戰前漁夫給料三十三圓なりしもの五十圓に上れり。剩へ魚價は却つて數年前に比して下落せるを以て、漁業は不利なる影響を蒙りたり。一箇年の水揚高は今日三千餘圓に過ぎざるも、數年前は五千圓に達せり。打瀬網一隻の起業者は若し内地より漁具漁船を運搬し、尙漁夫をも招致するときは戰前に於て約二千五百圓を要したり。

今四人乘打瀬網一隻分の收支を見積るに左の如し。

收入之部

一金三千五百圓

漁獲高

支出之部

一金二千百九十二圓

内 譯

金六百七十二圓

漁夫食料(四人分一月十四日宛)
(一年分一人一日一圓)

金百圓

漁獲物陸揚費

金四百五十圓

漁船漁具其他の修繕及補充費

金百二十五圓

漁獲物委託販賣口錢

金十圓

船舶免許稅

金八百圓

臨時漁夫給料(一人分八箇月)
(間一月五十圓)

金三十五圓

漁獲所得稅

差 引

一金一千三百八圓

利 益 金

漁業者の衛生状態は寧ろ良好にして、熱帯地に有り勝ちの胃腸病、脚氣等に苦しむ者無きに非ざるも、漸次衛生に注意する結果罹病者比較的少く、時に不明熱に冒さるゝ者あるも流行性にして一時的のものなり。

(四) ダバオの地曳網漁業

ミンダナオ島ダバオは有名なるアバカ栽培地にして、邦人の企業に係るもの多數を占む。従つて之に従事する邦人の數は七千人に達するの狀況なるを以て、鮮魚の需要少からざるも土人漁業も殆ど行はれず、僅かに同地及びタロモに於ける邦人の地曳網漁業あるのみなり。此の内ダバオには約四十人戸數五戸あり。漁業を開始せしは大正六年にして漁夫の縣別は廣島三、島根一、和歌山一なり。漁期は周年に亘る。

公定相場は當時上等魚一疋六十仙、中等魚五十仙、下等魚三十仙なり。此の等級は魚の種類と其の大小、新鮮の程度により區別す。販賣は全部市場に於てす。仲買人なし。

漁獲物は鰯及び鱈にして、鰯は九月より十二月、鱈は五月より十二月迄を漁期とす。地曳網漁業は網地一米に付二十仙の割にて税金を課せられ、普通一年二十三比を納附し、年四期に分納することを得。漁獲物に對しては一箇年十比を納め船に就いては納税を要せず。漁獲物は漁夫自身市場に運びて販賣す。漁獲物は到底附近農場供給を充すに足らざるも、時に賣残りあれば鹽乾魚と爲し販賣す。鹽一斤は同地相場約五、六仙なり。市場々料は一疋に對し一仙の割を以て販賣者より徴收す。

地曳網收支概算

收 入

一金七千二百圓

月平均六百圓
一萬四千四百圓

支 出

一金五千四百一十一圓七十錢

内 譯

金六百七十二圓

金三百圓

金百四十四圓

金六十圓

金三十圓

金二十三圓

金十圓

金四千七百七十二圓七十錢

差 引

一金千七百八十八圓三十錢

漁夫七人分食費

網、船具其他修繕費

市場納附金

家屋借料

染料

網 稅

漁業稅

漁夫七人分配當金

利 益 金

(五) 海綿採集業

海綿採集業に就ては主要水産物の條下に述べしが如し。

海綿輸出額 (數量⇨ 價格⇨比)

年次	合衆國		伊太利		和蘭		香港		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九一五年	二二五	二四七〇	—	—	—	—	—	—	二二五	二四七五
一九一六年	一五六	三〇七六	四八	一〇〇〇	三	一〇五	六九	八〇〇	二七六	二九八一

但し一九一五年以前は輸出皆無

(附)

(イ) 舞鶴丸の漁業

古田商會所有發動機船舞鶴丸は昨年八月比島沿岸に於いて採介業に従事せんとし、基隆を發して馬尼刺に至り同地を根據として採介業に従事し、傍ら比律賓群島沿岸に高瀬、夜光、その他重要介類棲息の状況を調査したりしが、其の結果採介を主として經營するの困難を認め、目下は漁業を中止し居れり。

(ロ) 大成丸の漁業

大成丸は三十馬力補助機關付二十五噸の日本型漁船にして、大正六年十一月基隆を發し馬尼刺に至り同地を根據とし専ら延繩及び曳繩漁業に従事せり。船主は基隆の某にして比律賓法律に基き表

面太田興業株式會社經營と爲し、大正七年一月より豫定の漁業に従事したり。

漁業は馬尼刺灣外にして一航海長きは一週間を要するを以て、漁獲物冷蔵の爲め氷の準備を爲し出漁したり。漁獲物は鮪を主とし鯉、平鰯之に亞がり。漁場遠隔の爲め今の處にては收支償ひ難し。宜しく根據地をボタンガスに移し漁場の距離を短縮し、漁獲物は同所より氷詰とし汽車積にて馬尼刺に送る方法を取るべきなり。

第三節 製造業

(一) 貝卸製造業

本業は米國人經營の太平洋商業株式會社業務の一部にして、工場は馬尼刺市リザール街に在り、工場面積約三百坪あり。約十年前設立せられ、職工は全部比律賓人にして男女合計二百三十人あり。高瀬介を主なる原料とし白蝶介及び夜光介は安價買入の際使用するに過ぎず。原料は土人の採集せるものにて支那商人之を買収す。工場は四十馬力の動力を使用し、一箇月の消費高瀬介二百五十擔内外、一日の生産一千グロスなりと云ふ。男工賃銀五十仙より一比二十仙、女工賃銀は十仙より一比なり。

職工の作業は各分業的に區別せらる。其の製造工程の順序に従つて述ぶれば左の如し。

一、切拔 二、兩面磨 三、穿孔 四、洗滌 五、鹽酸にて加熱洗滌 六、鋸屑磨 七、製品の良否選別

八、數量の計算 九、包装 一〇、發送。

販路は紐育を主とす。千九百十六年比律賓より輸出せられたる貝釦の金額は二十四萬四千圓にして悉く米國に輸出したり。

(二) 鱧 鰭

鱧の種類は約三十を算するも、鱧鰭を製出すべき種類は約九種なり。其の輸出年額十七萬五千圓にして重要物産の一なり。之が製造及び輸出は支那人の獨占なり。

鱧は網、魷、釣及び鎗にてシタンキ及びスールー海に於て捕獲せらる。シタンキにてはモーロー人刀鎗を以て之を漁獲し、肉は食用に供す。鰭を製造するには其の斷面に鹽を施し石灰を全面に掛けて後數日間日光に乾燥するなり。煮沸後精製して堆翅と爲すものあり。

鱧鰭の最上品は一擔二百二十七圓なるも、普通價格は次に示す如し。とらぎめ (*Stegostigma tigrinum* Gmelin) より製したるは其の品質最優等なり(左記参照)。商業上品種に依り支那名、米國名にて區別せらる。今米國名を以て等級順に列擧すれば左の如し。數字は一擔の價格にして比にて表す。

Large white spotted fin

120

Big white fin

56—60

Small white fin	55
Big black fin	50
Small rougher white fin	30
Small black tipped fin	18
Small black fin	12

(三) 一般水産製造品

島内鮮魚の消費大なると共に鹽乾魚及び罐詰の需要も亦多し。製品の多くは輸入品なるも、島内製品も亦少なからず。輸出額は十一萬比にして仕向地は主に英領印度及び支那なり。輸入品中魚類其の他の罐詰は八十六萬圓、鹽乾魚及び燻製品は二十四萬圓を算す。此の内罐詰類は米國品最も多く、西班牙及び佛蘭西産之に亞ぐ。鹽乾魚は主に支那及び日本より來る。馬尼刺トンド市場に於ける鹽干魚の相場をせば左の如し。

鱈	〇・八〇〇	比	鱈	〇・九五〇—一・七〇〇	比	血鯛、絲擦、	〇・九〇〇—一・九五〇	比
干 蝦	一・八〇〇		貝 柱	二・四〇〇		帆立介柱	二・八〇〇	
水 母	〇・四五〇		明 鮑	七・〇〇〇—八・五〇〇		太刀魚	〇・七五〇—一・八〇〇	
蛭	〇・四〇〇							

以下島内製品に就いて記すべし。馬尼刺の燻製品消費高は大にして、之が製造は土人及び支那人

により行はる。千九百一年には支那人の製造業者二十四の燻製室を有するに過ぎざりしが、其の後千九百十一年に至りて三十六に増加し、販路に於ても島内は勿論支那に迄及ぶ。

一旦海水にて洗滌し内臓を其の儘として二、三時間鹽水に浸す。取り揚げて數時間熱湯中にて煮沸して後取り出し、水を切り日乾一時間後燻製に移る。約百尾宛徑一尺二、三寸の蒸籠に列べ、高さ三尺幅一尺長さ適宜の石造臺上に重ねし蒸籠を配列し、粗及び堅木の鋸屑にて燻し、十時間を経て下方のものより順次上方へ交換して、約二時間後完了す。地方にて販賣するものは二晝夜燻したるものなり。代價は一蒸籠分六十錢内外なり。右の如く短時間の製造なれば保存の期間も短し、之に反し攝氏二十六、七度の温度を保ち、火上高く燻せるものは品質佳良なり。

鹽干魚の製法は馬尼刺附近にて行はるゝは、二、三時間強き立鹽に浸したる後簀の上にて日乾し、完全に乾燥後袋詰と爲すを普通とす。シタンキ地方にて支那人の行へるものは其の装置大規模にして生産も従つて多し。原料はモロー人より買入れ、馬菴薯を浮ばしむる程度の立鹽中に三、四日浸し後日乾す。魚類一擔を製するに食鹽一袋を用ふ。

其の他の製品を述べれば

一、蝦鹽辛 二、三糧の小蝦に鹽を加へ鐵葉罐に貯藏す。

二、蟹鹽漬 雨期半鹹水にて捕獲する小蟹を一夜鹽漬としたるもの。

三、小魚を鹽にて處理し石鹽に入れて蓋を施し、約一箇月放置して醱酵を促したるものは、液汁をソース代用とし、魚はフライとし又は飯に和して食す。

四、鯰魚の脊を割り飯及び鹽にて漬け、一種の木の實を用ひて紅色に染めしものは、アンカクと稱し惡臭を有す。

一、二地方製品の價格左の如し。

鱈	鱈	製	一尾の大	百尾	〇・二五〇—二七〇
鱈	素	乾	二寸大のもの	一升	〇・六〇〇
同	同	同	小	百尾	〇・六六〇
同	同	同	三寸大	同	一・二五〇
同	同	同	五寸大	一尾	〇・〇六〇
開	鯖				

(四) 鹽田

一、馬尼刺附近

馬尼刺附近マラボン、ナブタス一帶には養魚池間に介在する鹽田少からず。干満の差を利用して海水を蒸發地に導き、濃厚となりし鹽水は更に之を結晶池に移す。鹽水を結晶池に導くには竹にて三脚を作り、之より長き杓の先端を吊し、前後に動かして水を蒸發地を送る装置なり。

二、サムボアング

製鹽に従ふもの邦人一、支那人二あり。製鹽方法は臺灣に於けると同様なり。唯異なる點は第一蒸發池より流下せしむる構造と爲せり。海水を第一蒸發池に上ぐるには臺灣と同じく、龍骨車を用ひ二人乃至三人にて之を回轉す。蒸發池は第一より第三迄殆ど同面積にして約五坪乃至十坪あり。深さは約五寸にして第一より階段状と成れり。蒸發池相互は徑約一寸の竹管を通じ、天候良好なれば各一日間蒸發せしめ、最後に結晶池に送り結晶せしむ。結晶池は深さ約三寸面積二、三坪、池底は古瓦の破片或は平なる礫を敷き列べたり。

當地鹽田の年産は四萬袋(一袋四十斤)内外に過ぎず。

三、バタンガス

土人の經營なり。方法頗る簡單にして、田の如く平坦の處に多數の畝を作りて區劃を施し、其中に砂を盛り海水を入れ天日にて蒸發す。其の砂を掻き集めて結晶池に隣る徑一間、深さ二尺五寸の叩き製濾過池に入れ、附近に設備せる井戸より海水を汲みて之に注加すれば、土砂に附著せる鹽分を溶出す。其の溶液は濾過池の底に敷きたる砂により濾過せられ、次第に下部に設けたる徑一寸の竹筒を通過して長さ四尺幅二尺深さ五寸の叩き池に集るなり。次で之を結晶池に汲み入れ蒸發結晶せしむ。

第四節 養殖業

今回視察したる南洋諸島中養殖業の行はるゝは馬尼刺に在りては、郊外マラボン一帶の地及びカ

ピテ軍港附近とし、其の他バナイ島イロイロなり。然れども其の方法は参考に資すべきものなきを遺憾とす。

(一) マラボンの虱目魚養殖

マラボンは馬尼刺の西北約六哩を隔てし部落にして、養魚總面積約二千ヘクターに達すと云ふ。池の面積は二反歩内外の小池多く、稀に五、六町歩大のものなきに非ず。池の構造は、一池を四分して一側に小池を設け魚苗用と爲し、中央に溝を作りて排水に便す。魚苗飼育池は別に水深淺き小池を設く。魚取用の池は長さ二十尺幅十五尺深さ一尺位なり。池の外堤防は敷八米高さ八米天幅四米に築造す。魚苗は四月より六月の間シナマイ布にて製したる幅一米半長さ四米の風呂敷形の網を以て捕獲し、遠く輸送せらるゝこと臺灣に同じ。魚苗産地はバコロド、バムパンガ、タール、バタンガス、スービツク、イロコ、タルルシナの各地なり。魚苗は微細繊弱なり。運搬器は扁壓の土鍋形磁器にして、一箇に付約四千尾を運搬するを得、容積凡そ水にて一斗を入れるゝ事を得。運搬中土鍋は動搖せしむること無く、採集地より遠きは四、五日を要する里程を運搬す。之が供給は養魚家にして仲買を兼ねるものなり。魚苗價格は一千尾二圓乃至四圓にして、一箇年一人にて一萬圓餘の魚苗販賣を爲すものあり。仲買手數料は魚苗買値の一割なり。

放養に先だち二箇月前池水を乾涸し、害敵を除きて池底の藻類を發芽せしむ。然る後注水し小池に

放ちたる稚魚は體長八分餘に至りて大池に放養す。割合は一定の標準なきも一町歩に付一千尾より三千尾なり。池水深ければ一町歩一萬尾を放つと云ふ。放養後は手入を施さず、極暑に際しては池水の一部を排除し、海水を注入して池水を新鮮ならしむ。放養後は餌料又は肥料を施すことなく、専ら池中に發生する微生物を自然の營養源と爲す。就中ルモと稱する藻類を食すと云ひ、之れは二、三淡水藻類の結合せるものにして、此内には *Entomomorpha*, *Chaetomorpha*, *Cladophora* 等の綠藻を含む。之等藻類は池上一面に繁殖し、時に殆ど水面を表はさざる如きことなきに非ず。

池底質は黑色の腐泥にして著しく腐臭を發するものあり。池底泥土を顯鏡するに珪藻最も多きを見る。一池に就き採集したる浮游生物を見るに、小蝦及橈脚類多かりき。池水の鹹度は一定せず一〇〇五乃至一〇二〇に達す。

池中養殖中虱目魚の歩減は大約五割なるも、成績良好なるものにては九割を收納し得可しと云ふ。歩減の多き原因は外敵豫防に注意至らざる爲なるべし。害敵は魚類に四、五種あり。養魚池の地租は田畑に準じ、一ヘクター地價千圓の養魚池にて地租は八圓七十七錢なり。養魚收穫に對する課税は生産の一ゆなり。養魚池の築造されしは古き以前にして新規に造池する例なし。今日造池するとせば一ヘクター四萬圓内外を要すと稱せらる。養魚人夫は一千町歩に付三十人を要し、收納時期に際しては尙臨時人夫を使用す。人夫の給料は月給五十比、歩合なるときは純益の四分或は取揚の六分を給する

方法に依る。マラボンの地價は一ヘクター一千圓乃至三千圓にして借地料は地價の一割内外なり。

虱目魚の親魚はサバロスと稱せられ體長四、五尺に及び、熟卵は産卵時期腹部より迸出するを見ることありと云ふ。親魚は年中建網又は魼にて捕獲し、其産卵期は四月より七月に及ぶが如し。

虱目魚と混養の種類は蟹、蝦、鰻等にして其方法宜きを得ざるが爲か利益多からず。池の一隅に養圍を施し、ラポ・ラポの養殖を爲す者あり。本種は前述の如くハタ科魚類にして比律賓にて大に之を賞味す。之は海で捕獲して池に放ち特に他の魚肉を與へて肥大ならしむるものにして價格廉ならず。

(二) イロイロの虱目魚養殖

イロイロを中心とし附近に散在せる虱目魚養魚池稍多し。養魚方法は幼稚なることマラボン以上にして、池は殆ど手入等を爲さず、或ものは溝渠の如く汚穢を極むるものあり。

魚苗は三月下旬より五月に至る間自然に他魚と共に満潮時池中に入るものを誘ひ入れ、特に採集を爲さず。此魚苗は臺灣にて採集すると異り微細ならず、既に一寸五分内外に成長せるものなり。投餌施肥を行はず、唯稀に家畜小屋を池邊に建て汚物は直接池中に入る装置と爲せるものあり。

池は一、二尺の水深を保ち水門の設備を有せず、水路に依りて海に通じ注排水口はV字形竇建を以て魚の逸出を妨げり。十二月に至り一尺乃至二尺に成長し、一尾四、五十錢にて販賣す。池中には鰻やがたいさぎ、からいはし、蝦等混入し、*Megalops cyprinoides*、蝦等混入し、虱目魚同様取揚げて販

賣す。之等魚類は害敵と成るは勿論なるも、養魚方法粗放的にして取揚販賣するを以て之等の混入を妨げず。

養魚池は海岸に近く或ものは五月乃至九月の期間鹽田として利用することあり。蒸發池にて濃厚と成せる海水は竹樋上にて結晶せしむ。品質は良好なり。

第三章 ボルネオ島

第一節 重要水産物

(一) 魚類

從來英領ボルネオの魚類に就いて調査したるもの殆ど無し。僅かに一千九百八年馬尼刺科學局アルビンシール氏自らサンダカンに來りて標本を採集し、調査せるものあるのみ。其の査定に依れば百十七種を算し、比律賓群島に産するもの九十一種、臺灣に産するもの三十一種を見る。サンダカン産の主要魚左の如し。

Saurida tumbil (Bleeker)

Caranx speciosus (Forsk.)

Lates Carcalifer (Bloch)

Lutianus fulviflamma (Forsk.)

Scolopsis vosmeli Bleeker

Pristipoma hasta Bloch

Therapon jarbua (Forsk.)

Upeneides tragula (Richardson)

Silago sihama (Forsk.)

Scatophagus algus (Gmelin)

Ephippus orbis (Bloch)

Siganus fuscescens (Houttugn)

Platycephalus indicus (Gmelin)

凌海丸がサンダカンに到着せるは雨期にして、碇泊十一日間連日連夜強雨を降し、灣内海水の比重は著しく減じたるも、魴の漁獲は多量にして、半鹽水性魚類は日々市場を賑はしたり。同地魚市場にて普通眼に觸れたる魚種と其の方言を掲ぐれば左の如し。

Sleson = *Lates carcalifer*

Kandao or Gokeho = (Some Sparipae)

Brais = (*Siganus* sp.), Talan = *Colinemus* toloo

Bran Bran = *Megalops* cyprinoides

Maranan = (*Liza* sp.)

Kagabu = (*Epinephelus* sp.)

Longa Longa = (*Irishia* sp.)

Sopi = *Drepane* punctata

Ikan pote = (*Caranx* sp.)

Koack = (Some *Drosomatidae*)

Podoka and Smelan = (Some *Siluridae*)

Nomorani = *Caranx ignobilis*

Ikan-mera = (Some *Lutjanidae*)

Birres (*Gerres* sp.)

Agoho (*Leiognathus* sp.)

Kitan (*Scatophagus* sp.)

(二) 玳瑁及海龜

沿岸及び離島に多産す。殊にダーベル灣南方シバダン島其他一、二の小島に多し。又タワオ附近の暗礁には玳瑁の棲息多きを目撃せり。海龜卵は鹽漬と爲し支那に輸出す。漁獲多きときは一日にシバダン島にて三千の卵を採集すと云ふ。

(三) 海 鼠

其の産多からず。土人が沿岸に潜りて採集するものを支那人蒐集し、之れを製造す。千九百十六年三萬三千弗を輸出せり。サンダカンの相場一擔は三十八圓餘に過ぎず。産地はラハラ島を主とし、シムボルナ及びブロヴァイン地方沿岸にも多少之を産す。

(四) 貝 類

黒蝶貝はシムボルナ海峽附近及びクダツ方面に産するも其の額少し。白蝶貝亦好棲息所に乏し。

(五) 海 藻

商業上重要なものなし。唯だアガル・アガル (*Eucheama Spinosa* Ag.) をサンダカン地方に産するに止る。荒天後海岸に打揚げられたるものを拾ひ集むるに過ぎず。蘭領タラカン、リンカスにて採集せる海藻は *Acanthophora orientalis* なり。沿岸淺所にはアマモの叢生を見る。殊にシムボルナ方面に多し。

第二節 漁 業

英領ホルネオは西は支那海に面し東はスールー、セレベス兩海を抱く。西部に於ける海岸はブルネイ灣の大灣凹を除きては、屈曲出入少く殆ど直線狀を爲し、ガヤ灣の泊地以外良港を見ず。海底は砂泥遠淺にして數十哩の間深度漸減して臺地を爲し、其の狀支那東海に類すれども、東部は灣入屈出夥しく、島嶼淺灘羅列し無數の礁脈其の間に散布し深度急減して深海底に入る。海底も北部は沿岸を除きては砂或は貝殻にして良港灣に富む。ホルネオ東岸は比律賓に於けるが如く四時一定の海流なく、多くは信風に依りて生ずる皮流なるを以て、其の方向も時によりて變ず。即ちバラバック水道に面せる地方に在りては、偏西風に東流し偏東風に西流す。サンダカン近傍に於ては北東信風に北西流を起すが如く、各地皆同じからず。支那海よりの潮流とセレベス海よりの潮流とは、シブコ附近に於て相會す。バンゲイよりデント・ハーベンに至る海岸は比較的遠淺の泥底にして、流速緩慢なる潮流の流域に在りと雖、沿岸幾多の河川注入し海水混濁稀薄なるを免れず。従つて沿岸附近迄鯉群の來襲する等のことなし。然れども數哩を離るれば、海水清透せること他と異ならず。本船の渡航せしは時恰も雨期にして豪雨に閉され北部に於ては眞鯉の飛躍を見ざれども、惣田鯉は到るところ群游するを見たり。而して四時海水温暖なるを以て、各種の暖流に棲息する魚類に富むこと、比律賓群島に於けると同様なり。

一方底魚は東岸に於ては島嶼淺灘岩礁に富むを以て、其の豊富なる事實言を要せず。然るに之等

豊富なる魚類は自然に放置せらるゝこと比島の比に非ず。僅かに支那人の一部或は土人の幼稚なる漁具に依りて採捕に従事するのみ。これボルネオは未だ人煙稀薄にして漁業を營むべき漁民の乏しきと、需要少きが爲めならずむば非ず。

東海岸に於て比較的漁具の多數を有するはサンダカンなるべく、従つてサンダカンに於て使用せらるゝ漁具を記述すれば、ボルネオ東岸に於ける漁具の殆ど全部を盡せりと云ひ得べし。

サンダカンは英領ボルネオに於ける主邑にして、其の政廳所在地なり。人口一萬以上に及び諸般の設備比較的發達す。住民の多數は支那人なれば、漁業も亦従つて支那人に依りて經營せらる。然れども沿岸漁業のみにして、沖合に出で波濤を冒し天候に逆つて爲す處の遠洋又は沖合漁業を見ず。元來福建、廣東人は支那人中最も勇敢にして波濤を恐れざる人民なるも、當地に在るものは然らず。これ灣内にて相當漁獲あればなり。

市場に來る魚類は主として底魚にして、旋網以外上層魚類を捕獲する手段無きに因るなり。

ラハド・ダツはダーベル灣北側に位し、離島岩礁に依り其の港口を遮蔽さる。流潮は殆ど感せざれども時に東流を起すことあり。礁脈諸處に横はりて艦船の航行注意を要する状態に在り。住民は支那人多きも漁業は全然土人の手によりて行はる。漁艇の數五十隻に達するも實際漁撈に従事しつゝあるものは數隻に過ぎず。何れも一本釣にして網漁は投網以外に之なし。魴は多少の存在を見る。

シムポルナはブム・ブム水道に面し、其の西側北口に位置す。附近一帯に島嶼密布し、礁脈は延びて數十裡に達す。東は點々たる島嶼或は岩礁相連りてシブコ島に及びブム・ブム海峡の南部はポーフォート、リヂタンの長礁脈横はり、瀬魚の棲息場として最好適なり。礁脈外は深海に接し、海水温暖なるを以て四時上層魚の絶ゆることなし。漲潮流は北方より落潮流は南方より來る。海水常に清透なり。ブム・ブム島及び附近の島には墨蝶介棲息し、潜水に巧なる土人之れを採集すと雖、産出額は不明なり。リヂタン礁脈附近は海龜夥しきも、之が採捕は土人酋長の特權に屬す。

タワオはセント・ルシア灣灣タワオ河の河口附近に在りて、近年三菱、久原の兩農場設置されしを以て今後益々發展の趨勢に在り。現今と雖、人口三千に近く魚類の需要大なるも、漁業と稱するは僅かに數箇の魼及び少數の土人一本釣あるのみ。従つて供給は需要に應ずるに足らず、魚價の暴騰止まる處なきを以て、政廳は定價を一級(十五錢)、二級(十二錢)、三級(八錢)に分ち之れより以上の價格にて販賣することを禁じたり。

灣灣は十數の河流の注入するありて、山中の泥土を伴ふを以て海水混濁し、灣内には鯉群等の來襲なきも、底魚は少しとせず、殊に小鱸は棲息多し。又一步シブコ灣を出れば則ちセレベス海にして、北方は幾多の島嶼礁脈横はり、魚類の多きこと本船の實驗せし處なり。然れども現今に於ては何等漁撈の方途を講せられざるを遺憾とす。

要するに北ボルネオに於ては、サンダカンに於ける漁業を除きて漁貝の見るべきものなし。依つて該地の漁業を記載するに止む。

サンダカンに於ける漁業

サンダカンは英領北ボルネオ東岸唯一の貿易港にして、灣は西方に向つて灣入し、灣内廣濶底質沙泥にて灣迄十五哩餘、最大幅十一哩あり。水深約三尋より十六尋ありて精測を経たる部分極めて少し。漁業は大部分の水面に營まる。灣内注入河川は十數流に及び、海水稀薄にして混濁せるを以て、濃厚清透なる海水を好む鰹類の棲息に適せず。魚類の多くは魷より供給せらる。而して僅かに存在する漁業は、主として沿岸漁業にして、沖合に出漁するは僅かに七月の候、鱧延繩及び花池魚流網に従事するのみ。魷はバハラ島と本土との間及び其の附近に十數箇あり。

支那人により行はるゝ漁業は次の如し。

一、打瀬網

二、旋網

三、底刺網

四、イカンブラオ一本釣

五、地曳網

内、打瀬網は本邦に於けるものと大差なきを以て略し、二、四、五に付漁具の構造を略記すべし。

一、旋網

此の網はサンダカンに數張あり、此の地方に於て規模の最大なるものなり。其の構造次の如し。

構造

身網 (A) 材料—綿絲二號絲大の南京麻絲 網目—本目横四分 掛目—千目 一反の長さ—

三間半 幅—一間 反數—六反

身網 (B) 材料—綿絲三號絲大の南京麻絲 網目—本目縦六分 掛目—八百掛 一反の長さ—

—三間縦四反 同幅—一間二尺 反數—十反

身網 (C) 全く(B)に同じきも縫合の際多少の加減を要す。總反數二十八反とす

袖網 材料—綿絲五號絲大の南京麻絲 網目—本目横一寸二分 掛目—八十掛 一反の

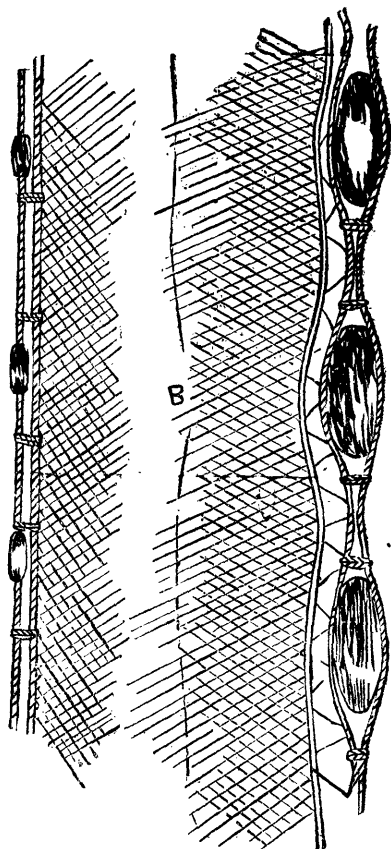
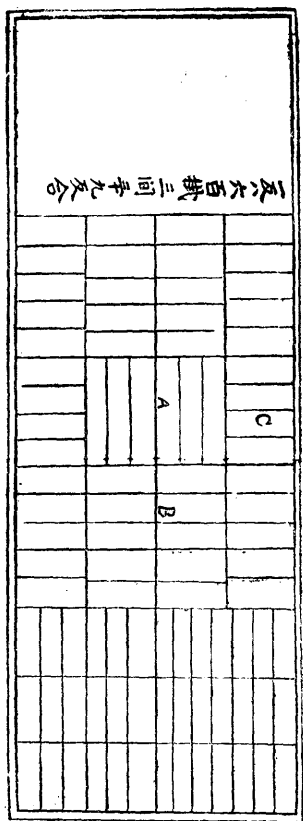
長さ—三間 同幅—五尺五寸 反數—三十九反合せ 總反數—七十八反

沈子方縁網 材料—綿絲六號大の南京麻絲 網目—本目横三寸五分 掛目—十掛 幅—一尺五

寸一反の長さ—出來上り三十五間 縮結—二割

浮子方縁網 材料—綿絲五號絲大の南京麻絲 網目—本目横一寸目 掛目—十目 一反の長さ—

—三十五間但し縮結二割 同幅—八寸



浮子方

沈子方

兩端緣網 材料其の他全く浮子方に同じ、唯だ目を縦に使用し長さを十二間とす

緣網浮子方 材料―イチブ 徑―一分五厘 撚―左三子撚 長さ―三十六間 數―一本

緣網沈子方及び兩緣網 全く浮子方に同じ兩端に於ては長さ十二間に六箇の乳を附したるもの

なり

浮子網 材料―イチブ 徑―一分 撚―左三子撚 長さ―三十六間 數―二本合せ

沈子網 材料―イチブ 徑―三分五厘 撚―左三子撚 長さ―三十六間 數―一本

環網 材料―イチブ 徑―一分 撚―左三子撚 長さ―二寸 數―一本 總數―二十九本

環通網 材料―イチブ 徑―一吋半 撚―左三子撚 長さ―九十間

又網 材料―イチブ 徑―一分五厘 撚―左三子撚 長さ―七尋 數―七箇 數―二本

引網 材料―イチブ 徑―一分五厘 撚―左三子撚 長さ―二十尋 數―四本

浮子 材料―楠 徑―三寸 長さ―四寸 數―百二十枚 間隔―一尺 平均―魚捕部に多く兩袖に減す

環 材料―鉛 徑―太一分 環の外徑―一寸八分 數―二十七箇 間隔 環網と同じ

染料 附近一帯に繁茂するマングローブ樹皮を煎出して使用する

漁期 乾燥期

漁場 灣内

使用法 本邦に於ける巾著網に類す

漁獲物 ヒイラギに類するものを主とす。

漁船 小型戎克船一隻を使用す。

之が經濟上に涉りては一切不明なり。

二、イカンブラオ釣

イカンブラオは鰯に似て非なる魚類にして、三月より五月の候灣内に洄游す。本漁業はサンダカ
ン居住邦人の營む唯一の漁業なり。相當收益あるものゝ如し。

構造

釣 材料—鋼鐵製 大さ—別圖の如し。

チモト 材料—三十號綿絲大の麻絲 撚—左撚 長さ—一寸三分

沈子 材料—鉛 目方—四十匁

釣絲 材料—麻 太さ—三十號綿絲大 撚—左撚 長さ—二十四尋

漁船 材料—オバサロー 長さ—五尋 幅—二尺 深さ—一尺 保存期—五箇年

船底塗料 カユメシヤ(木の油)

同塗布期 二箇月に一回

餌料 二寸位の蝦二尾を使用す

漁期 舊三月より五月に至る候

漁場 サンダカン灣内水深十三尋乃至十五尋にして、底質礫の處を良しとす

使用法 漁夫二人若くは三名前記の獨木舟に乘じ、晝間満干潮時漁場に至り釣獲するものとす。即ち漁業時間甚だ短し。一日一回出漁して百斤位の漁獲ありと云ふ

經濟

漁船及び漁具費(企業費)

一金四十三圓六十錢

内 譯

金三圓六十錢 釣具六組

金四十圓 漁船及屬具

支出之部

一金七十七圓六十六錢

内 譯

金三圓六錢 漁具補充費

金二十五錢 船底塗料(一回分)

金五十圓 漁夫雇入料(漁獲物の三分の一)

金十圓 雜費

金十四圓三十五錢 企業費償却(三割)

收入之部

一金百五十圓 漁獲物三千斤

差引

一金七十二圓三十四錢 利益金

三、地 曳 網

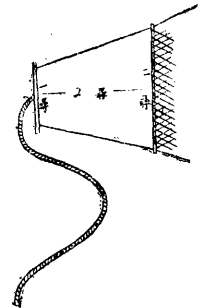
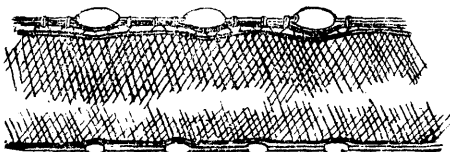
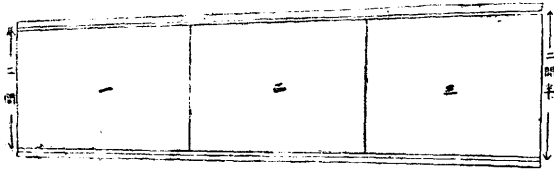
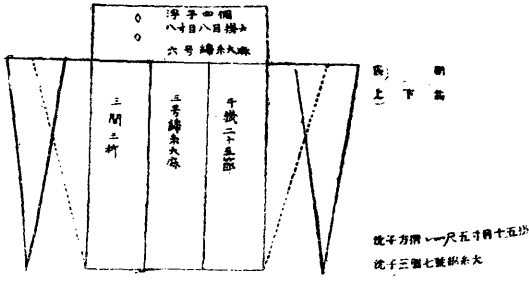
構 造

袖網(一) 材料―綿絲三號大の麻絲 網目―本目横一寸二分 掛目―百掛 一反の長さ―三尋

反數―三反

袖網(二) 袖網(一)に略同じ、但し網目横一寸目、反數四反

袖網(三) 袖網(一)に略同じ、但し網目横八分目、反數五反



縁網

浮子方

沈子方

材料 綿絲六號大麻絲

同七號大

網目 本目横一寸八分

同二寸目

掛目 十二掛

四目

長さ 編下し九間

同上

袋網

上網

三角網

材料 綿絲二號大麻絲

同上

網目 本目縦二十五節

同上

掛目 千目

同上

長さ 三間

同上

幅 下網は上網と同じく
唯絲は七號大と成る

兩端に於て目を減
じて三角網となる

袋口摺網

浮子方

沈子方

材料	綿絲六號大の麻絲	綿絲七號大の麻絲
網目	八寸目	一尺五寸目
掛目	八掛	十五掛
長さ	八尺	八尺
材料	織網	浮子網
イチブ	同	沈子網
徑	一分五厘	一分
燃	左燃	同
長さ	三十四間	十五間
數	一本	二本
縮結	二割二分五厘	同
浮子	沈子	同 (九間を六間七五と爲す)
材料	楠	鉛
徑	三寸	
長さ	四寸	

間隔 平均一尺 端は五尺袋口は三尺とす

重量 十匁大

手 手網

材料 適宜 イチブ

太さ 徑二寸 五分

長さ 一尋 二尋餘

數 一本 一本

計 二本 四本

手網 材料—椰子皮 太さ—周六吋 燃—左燃 長さ—六十尋 數—一本 計—二本

各網は縫合せとす

染料はマングローブ樹皮煮出液を使用す。漁期は周年。漁場は灣内。漁獲物は雜魚を主とす

四、打瀬網

打瀬網は支那人の經營する處にして數十隻あり、灣内を漁場とす。灣口附近の海底は岩礁或は礫なれば曳網に不適なり。故に灣灣に向つて曳網し、危険を避く。漁船は肩十二尺長さ四十尺位の支那廣東型戎克船にして、船首及び船尾にヤリダシを出し一條掛横流すること本邦に同じ。網は口四

十尺位とす。連日市場に持出する漁獲物少なからず。網はマングローブ樹皮を以て染む。

五、底刺網

底刺網は土名ソーミルに住居する支那人部落に多く使用す。小規模にして漁獲多からず。

六、流網

花池魚流網は刺網と同じく主に廣東人の經營なり。船數五十隻に達し、當市に於て比較的重要の漁業なり。灣内のみならず。灣外にも出漁す舊七月、八月の候に於て然り。豐漁の際には一箇月五千圓の水揚を爲すことあり。一張の流網は三百圓を要し、漁船は一隻六人乗にしてソーミル全體に三百人の斯業漁夫あり。網はツーメン(臺灣語)を以て染むるも、氣候溫暖なる爲め網の保存期極めて短きこと臺灣の狀況に似たり。

七、魷

魷はバハラ島及び附近に十數箇、灣澳にも小型なるもの數箇あり。主として支那人に依りて經營せられ市場魚類の大半はこれが漁獲物と見て差支なし。英領北ボルネオに於ては、規則上沿岸に於けるものと、比較的水深大なる所に建設するものとの二種あるも、各其の保護區域の長さ、建設すべき海の深さ等に制限あり。

沿岸に在るものは、春季大潮時干潮面に於ける水深二尋以上の場所に建設すること能はず。魷の

長さは七十尋以上に及ぶことを得ずして、他の魷との間隔は百五十尋以上たるべく、深海に於けるものは、春季大潮時干潮面水深三尋以上たる能はずして魷の長さ百十尋、其の間隔百五十尋以下たるを得ず。日没より日出に至る間は少くも周圍一哩以上より見られ得べき紅燈を掲ぐるを要す。又高潮面上少くも六呎以上の高さに於て海方より見得る様許可番號を記したる板を建設するを要す。

第三節 製造業

(一) 鹽乾魚製造

魚類の製造はサンダカン最も盛にして凡て支那人の營業なり。原料は主にサンダカン灣内漁獲の魚類にして、種類及び大小の別を論せず一様に處理せらる。其の處理法粗雜にして内臓も除去することなきにより、腐敗を早からしむるも斤量を減せしめざる目的に添ふが如し。故に雨期に際しては蠅の幼蟲鰓口に群り惡臭鼻を衝くものあるも意とせられず。鹽は箸を以て口腔肛門の各處より内臓及び筋肉中に押込む。斯くしたるものを四斗樽大の桶に詰め、加重し二日目に取り出して日乾し充分乾燥せるとき袋詰と爲す。大魚にありては背割を爲し、縦に庖刀を入れ、後立鹽に浸す。食鹽は安南産にして新嘉坡より輸入す。一擔の價格は四盾なり。製造は魚價の低廉の際に行はる。鮮魚一斤六、七錢のもの製造後地元にて十七、八錢の相場を普通とす。尙ほ鱈、鰯の小魚は直ちに鹽を撒布して大なる竹簧上に日乾す。其の生産少からず之等製品の大部分は支那方面に向つて輸出す。

(二) カッチ製造業

英領ボルネオ沿岸はマングロープの野生林各處に多く、之れが樹皮より抽出するカッチ製造の原料に富めり。カッチの用途は鑛物染料と合して染料を作り、或は鞣皮に使用し、又漁網染料として廣く普及し、之れが需要は年と共に多からんとす。

此の樹木は南洋一帯の海岸及び海近き河畔湿地等に密生し、南洋に於てカッチ製造を企劃せんとせば其の適地を擇ぶに困難ならざるべし。タワオ農場にても、附近に右工場設置計畫中なりき。

左の植物は何れもカッチ製造に用られ(一)(二)をバカオ、(三)(四)をテンガと稱し南洋各地の所産なり。

一 Rhizophora mucronata Lam = Bakan Belkup

二 R. conjugata Tinn = Akit

三 Bruguiera gymnorhiza Lam = Tunn

四 Bieriapelata, Wat A.

右の内(一)は臺灣にも産す。英語にて Black mangrove と稱するものなり。種果實は長棍棒狀を爲し多數垂下するを以て他種と識別すること容易なり。樹皮外部は質固く鱗片狀を爲し剝脱し易く、内皮は淡赤色又は橙色にして質脆く五乃至六割の水分を含む。材は堅く杭又は薪に使用す。比

律賓の林務官フォックスウォース氏の説に據れば、處女林中の該樹一本より約二百八十封度の樹皮を得べしと。

(二)は(一)に類するも甚だしく密生せず。樹皮の量少く其の色淡し。(三)(四)は共に外觀同一なるも、前者の花は赤色、後者の花は黄色なり。北ホルネオ地方マングローブ林中是等二種は二割乃至三割を混生す。外皮は寧ろ剥げ難く、内皮は濃橙色にして纖維を有す。生皮は四割乃至五割の水分を含有するを常とすと云ふ。處女林中の該樹一本より平均三百八十封度の生樹皮を得べしと云ふ。

カツチ製造工場はサンダカン及びクダツの二箇所あり。英人の出資に係るバカウ會社の營む所にして創業は三十年前なり。カツチ製造の方法に至りては絶體秘密を守り工場の縦覽を許さず。然れども製法は困難なるものに非らざるが如し。樹皮を乾燥装置にて燻煙乾燥し。之れをローラーにて破碎し、木製長さ六十六呎、幅十二呎、深さ六呎の抽出槽に投じ、清水を満して蓋を施し蒸氣加熱を爲すものなり。パーカー氏の説によれば加熱の温度は攝氏五十度より六十度を可とすと云ふ。

バカウ會社に於ける樹皮は、三尺宛に切斷せる樹幹より皮を剥ぎ、ローラーにて粉碎後蒸溜釜にて抽出し、液は真空蒸發装置による。然らざれば單寧は空氣中の酸素と作用し、逸出の虞あり。液は槽釜の下部より凝固槽に注入し、或種藥品を加へて冷却凝固せしむ。釜の燃料は木皮粕及び薪を使用す。

樹皮は直径六寸より一尺大のマングローブにして、樹齡二十五年より三十年位を可とす。これ單

寧の含有量及び經濟上より打算せしものなり。マングローブ樹買入を爲さむとせば鑑札の下附を受くるを要す。其の料金五弗なり。幹圍一呎即ち直徑三吋餘以下のものは、伐採權のみを得たる場合には禁止せらるゝも、土地を租借して伐採するときには此の制限を受けず。バカオ會社にては自己租借地を支那人に請負はしめ、バカオ皮一擔二十八仙、テンガ皮同三十八仙にて購入す。材は百本（五百封度）に付五十仙にて購入す。

同工場製カツチは、戰前バカウ皮を原料とせるもの一ハンドレットウエート（十三貫五百四十七分二分）五弗五十仙乃至六弗なりき。テンガ皮原料よりせるものは同五弗七十仙乃至八弗にして、最近は二十四五弗に騰貴せり。

カツチの輸出地は主にサンダカン、メムバクル、クダツの三港なり。輸出額左の如し。

地名	一九一五年		一九一六年	
	數量	金額	數量	金額
サンダカン	一、四三六 <small>噸</small>	二一五、三六二 <small>弗</small>	二、四九八 <small>噸</small>	三七四、七三二 <small>弗</small>
メムバクル	二四・一二 <small>噸</small>	一五七 <small>弗</small>	五七五 <small>噸</small>	二八七 <small>弗</small>
クダツ	四五九 <small>噸</small>	七八、七七六 <small>弗</small>	七一五 <small>噸</small>	一二三、七五七 <small>弗</small>

輸出先は日、英、米にして香港を經由輸出せらる。

第四章 セベレス島

第一節 主要水産物

(一) 漁類

ミナハサ沿岸中殊にノード・カーブ近海、アムーラン港附近等は洄游性魚族多く、土人漁業にても旗魚、鯖の如き大型の魚類を釣獲する技を有し、土人漁業はボルネオに比し遙に發達せり。メナドに於ける代表的魚類を示せば鯉(チャカラン)、惣田(レーホー)、鯷(サーデン)、鯖(タンギリ)、ふえだひ(ホンドー)、Plectrohynchus goldmani (ジヤバウ)の如きものなり。其の他鯖(Scomber microlepidotus)、鰹、虱目魚、鰺等なり。

土人漁船は洄游魚族の漁況に應じ、山越を爲し漁船を運搬して對岸に出稼を爲す習慣あり。今蘭領東印度に於ける最近五箇年の主要水産物輸出狀況を示せば次の如し。(單位=担)

年次	品名	鹽干魚	海參	アガル・アガル	眞珠介	鼈	甲
一九一〇年		六、七七三	六一〇	八四四	八二五		六九
一九一一年		五、九八五	二、四五八	一、一六五	八〇一		二八
一九一二年		四、一六九	六五七	七三六	六三八		三六
一九一三年		三、三六〇	五六七	八四三	五五八		二二
一九一四年		三、五二五	四三九	六五二	四三六		二七

千九百十四年蘭領東印度諸島へ輸入の鹽干魚總量は四萬三千七百二十五噸に達し、新嘉坡、彼南、支那、暹羅より輸入せり。輸出先は大部分新嘉坡、馬拉加及彼南とす。鹽干魚製品は磯魚多く、市場に普通見るは口美鯛、鱈、はぎべらの類にして、セレベス北部及びタルナーテは其の産出少なからず。タルナーテは鱈の漁獲特に多し。トトクにて邦人地曳網を營むものあり。其の漁獲物中多數なるは鯷イカンポテにして其の他ひいらぎ、さぎふえ等を混す。又トカキン (*Elagatis bipinnulatus*) の群游をみることも屢なり。虱目魚は灣内にて容易に釣獲せらる。サンギ島に在りては鯷及び惣田を産す。

(二) 虱目魚の親魚

臺灣にては虱目魚養殖盛なるも、魚苗に至りては海岸に採集する外、沿岸にて同魚の捕獲せらるゝは寧ろ少く、殊に成魚は殆ど捕獲したることなく大正七年大板埒に於て三尺大のもの一尾を得たる如き稀有の例とす。反之セレベス海にありては船の甲板上より成魚の游泳を見、又灣内に跳躍するを見ること容易なり。

本船にて釣獲したる虱目魚の體長及び熟否左の如し。

	場	所	月	日	體	長	體	高	體	重	性及熟否		
1	メ	ナ	ド	二	月	六	日	三	呎	六	吋	四分ノ一	不明

4	3	2			
同	同	タルーナ	二月八日	三尺八分	六寸五分
同	同			三尺八分	六寸五分
				二尺八寸四分	二尺八寸四分
					二貫百八十匁
					早殆ど成熟
					↑ 熟

今標本に就て検するに、卵巢甚だ肥大し卵は一様に殆ど成熟に近づける不透明卵にして、五・五糧の徑を有す。然れども顯鏡すれば多數微細なる未熟不透明卵を存せり。不透明成熟卵の總數は三百四十八萬九千八百五十粒あり。卵粒は五瓦の卵數を以て基礎とし計算したり。之によりて見れば全長三尺内外に成長すれば既に成魚と成り、春期産卵を爲すものゝ如し。

(三) 介類其の他

夜光貝 セレベス島の北タグランダンの東方岩礁に在り。此の外尙は貝類の本場とも稱すべきセレベス島東岸なるバンガイ島、アルー島及びニウギネア南西岸に多産す。

黒蝶貝 トベロ島附近に多きも寧ろ之れが産地はニウギネア附近に在るものゝ如し。

高瀬介 メナド附近に於ける採介は主として、高瀬介のみにして、漁場はトトク、ペーラン、タリセイ島の附近なり。皆土人の採集に限らる。

採集方法は船上より竹の先端を割り傘狀と爲して採集す。

漁場にはモロタイ島南方、タグランタン附近、カーバ礁及びトミニー灣内に多きが如し。

鼈甲玳瑁 はセレベス島及びモルツカス群島に産し土人之れを漁獲す。

海鼠 乾製品は支那人により支那本國に輸出せらる。一擔五圓乃至五十圓位なり。セレベス島及びモルツカス群島に産す。

海藻 諸所海底調査の際採集せる海藻標本は左の如し。但し何れも有用なるものに非ず。

Halimeda Cuneata forma digitata 産地 Tamperong

H. opuntia cordato 産地 Gangga

Chondrococcus Hornemanni 産地 Pangkalan, Tamperong

Halimeda opuntia typica 産地 Bantanan

商業上價值ある海藻はアガル・アガル一種にして、之れはメナド理事管區のみにても其の産額五十八萬盾あり、海岸の干潮時三、四尺なる淺所に産す。土人は採集後淡水にて洗ひ支那人に賣却す。支那人は新嘉坡、支那、香港へ輸出す。品質は差違あれども、土人より買求むるには邦貨二圓乃至三圓五十錢餘なり。

第二節 漁 業

(一) ミナハサ州漁業一般

ミナハサ州はセレベスの北東部に位し、西はセレベス海に面し、東は馬拉加水道を控ゆ。西岸は

比較的屈曲灣入多く、濱岸の大部は礁脈沿布し、水深は沖合に向つて急加し百尋界線は殆ど海岸に接近せず。一、二の灣入あるも口幅廣く、海底は指鉢の如くなるを以て良好なる避泊地と爲さず。殊に西信風季中に在りては、波浪灣内に侵入し風は陸上より來るを以て、走錨の虞あり錨泊良好ならず。然れども吃水五呎以下の小型漁船はメナド錨地に在りては満潮に乗じ河中に進入することを得、アムーラン錨地に在りては所々に避泊し得べし。海岸は小部分を除きては岩礁にして夫れより斷崖狀を爲すが故に、メナド附近を除きては地曳網等の曳網に適せず。北部は島嶼淺灘錯雜し、何れも礁脈によりて圍まる。點在する島嶼中、礁脈の幅二哩以上に及ぶものあり。

東岸は屈曲極めて少く同州南端にトトクの灣入あるのみ。濱岸は西岸に比し砂濱多く、百尋線も稍々海岸を離る。海流は海岸より遠く北東信風中は緩慢に南流し、潮流はバンカ海峽及びトトク灣入口附近に於て稍々急なるを見る外、他は概して遅し。海水は極めて清澄にして水温二十八度内外、四時變化少く、鯉群の如き海岸より數十間にして其の群の飛躍を見る。タルナーテ島に於ては棧橋上より鯉を釣獲するの奇觀を呈す。又物田鯉は雨後混濁せる海中に飛躍し、本邦に於けると大いに趣を異にす。従つてミナハサ州に於ては釣漁業は他の漁業に比して稍進歩し、擬餌鈎の如きも稍見るべきものあり。一般にセレベス島の漁業は比律賓及び北ボルネオに比し進歩せるの感あり。鯉釣漁船は比較的大型にしてタルナーテより移入す。即日歸港にて獲る時は海岸に上陸し、マングローブ

樹を焚きて燻製と爲し持ち歸るを常とす。此の燻製品は暑氣甚しき南洋の氣候にありても數日の保存に堪ゆと云ふ。各種漁業中一回の出漁二日間に及ぶは、恐らく鯉船を除きては他に之れなし。東海岸に於ては地曳網に適する箇所少なからずと雖、人煙粗にして消費力貧弱なるを以て、依然不振の状態に在り。當州に於ては到る處魚價極めて高く、漁民にして勤勉ならば其の收入も相當大にして、従つて社會上可なりの生活を爲し得べきも、南洋人の通有性として其の日暮に甘ずるの状態に在り、其の收入の消費し盡さるゝ迄は假令沖合に魚群を見るも腕を拱きて出漁するもの無し。

ミナハサ州に於て一邦人の曾て流網漁業に従事したるものありしも、網を岩礁に掛けて之れを失ひ全く失敗に歸し、現今にてはトトクに於て地曳網漁に従事せるものありて最近一、二年は收支相償ふの状態に在り。

(二) メナドの漁業

メナドはU字形を爲し東方に凹入する灣底に在りて、メナド河は市街の北方を流る。海岸はバニキ川よりタリセイ角迄は美麗なる砂濱にして、水深は急減して濱岸に達し底質又白砂なり。バニキ川以北は礁脈沿布し、海岸はマングロブ樹密生す。灣内流潮極めて緩に且其の方向一定せず。然れども漲潮の初期に於ては北方より流入するものゝ如く、メナド河の沖合に時に一小渦流の生ずるを目撃したり。メナド河外方に於ては河水の爲め海水混濁すれども灣口附近は清透なり。漁村はメ

ナド河口の北側に在りて漁民家屋六十軒、漁民二百人に達す。漁船は大小總數六十隻、内鯉船數隻ありて鯉釣、鱒、平鱒、虱目魚等の一本釣漁業に従事す。網はソマ、タガホ各四、五張を有し、其の構成はトトクに於けると全く同様なり。染料はサメイル樹皮を使用す。サメイルはマングロープに類し山中に生ず。

一、鯉 漁 業

漁船は別圖の如く長さ三十五尺、幅五尺、深さ三尺位にして龍骨を有す。龍骨は二材或は三材合せにして幅三寸、厚さ五寸、彎曲し兩端に五尺の船首材及び船尾材を結合す。龍骨と船首尾龍骨との結合はバットジョインにして金釘を用ふることなく、凡てローランと稱する木を材料とする木釘を使用し且つ各接合部は石灰を以て固む。船體材料は全部ゴアサと稱する木にして、柵板は七枚より成り、合目はマキハダを以て水密填絮を施し、尙ほ其の上には石灰を以て填充し、内部に數箇のマツラを以て固む。甲板は竹箒を張り活魚艙の設備なく、各區劃毎に木栓を附す。一隻の代價二百盾とす。

釣具 竿は竹にして、長さ三尋半、太さ先端徑五分手元一寸五分にして、材料は附近一帯に多し。糸は五厘の眞鍮線にして長さ二尋乃至三尋あり、竿先の一尺乃至二尺は綿絲徑三分のもの一本を使用し、各アイを作りて結合す。鈎は鐵製にしてイカンアロス釣と形狀全く相同じく稍々大型なり。

水掛は竹製長さ三尺シャモジ型を爲す。

餌料はイカンゴサオと稱し、本邦に於けると同様にして、タガホ又はソマにより捕獲すれども活籠に飼養する等のことなく、船内には活魚艙の設備なきを以て全く死餌を使用す。

撒餌も亦死餌を使用す。

漁夫は總數十二人にして、中七人は釣手或は水掛に従事し、他は操艇を司る。

漁期は夏冬の別なく周年なれども、魚群の來襲に厚薄あるを免れず。ミナハサ州北部に於ては、西信風季中は不漁期にして、南西信風季中を盛漁期とすれども、南部トミニー灣附近に於ては之れに正反對するものゝ如し。此の不漁期に於てすら本船は屢々鯨の大群に遭遇せるを以て、其の盛漁期は想像以上のものなるべし。

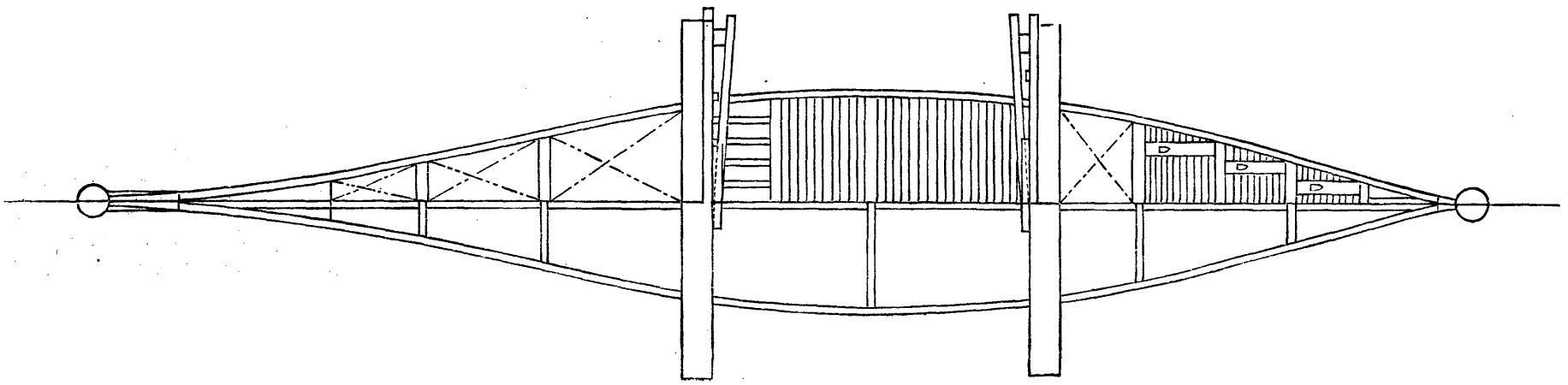
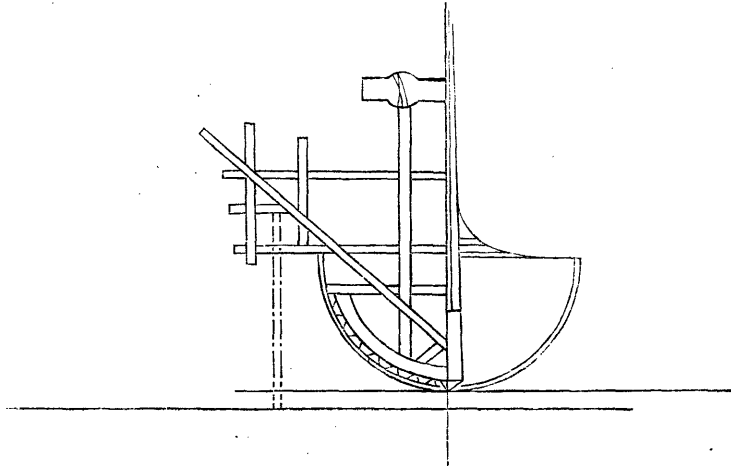
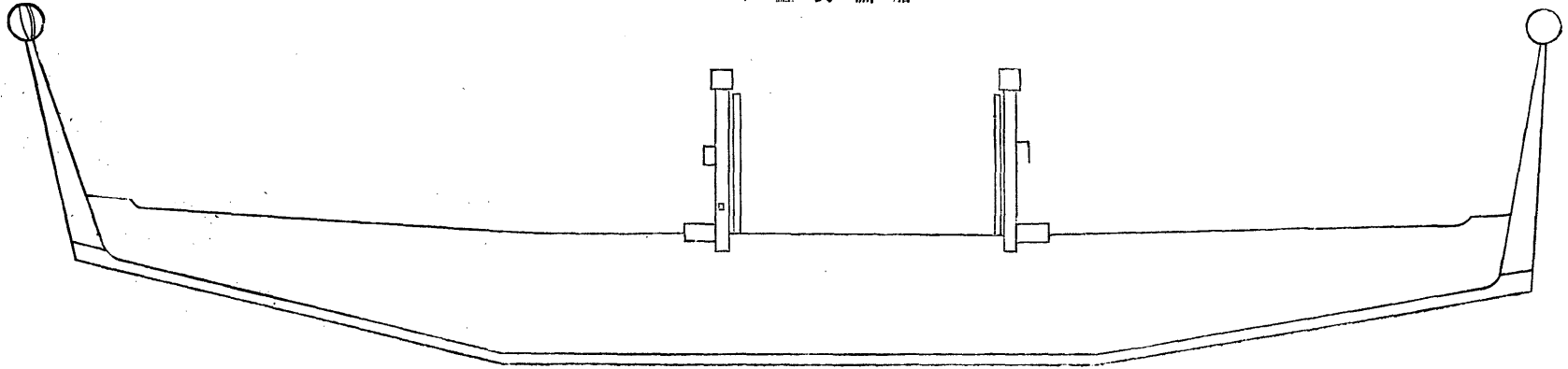
漁場は濱岸と沖合とを問はず附近海面一帯皆漁場と稱するも不可なし。

鯨船は朝六時準備を整へて出帆し、夕暮歸港す。而して魚群に出會すれば釣手は船尾所定の位置に座し、手を竿モタセに突き入れ座したるまゝにて餌釣或は擬釣餌に従事す。他のものは撒餌を爲しつゝ水掛にて盛んに之れに水を掛け鯨をして争ひ食はしむ。其の間他の水夫は斷へず船を前進せしむ。停船釣獲を爲すこと無し。

漁獲物は其の儘船中に蓄へ置くも、二日に亘るときは任意海岸に上陸し、背割と爲して燻乾す。

然れども即日歸港するときは上述の手段を省き鮮魚として蓄ふ。

メナド 鯉釣流船



漁獲物は漁夫自ら市場に持來り、所定の場代を納めて販賣す。

二、鱒一本釣

漁船は長さ二十尺、深さ肩共に三尺の腕木を有する一小漁船なり。本漁業に専用するものに非ずして各種の漁業に共用せらる。メナドに於て造船す。

鉤は別圖實物大にしてチモト一尋、矢引は徑五厘の眞鍮線にして兩端にアイスブライスを作りてサービングを施し、一端は鉤に付しあるアイスに連なり、他端はロングアイに連る。此のロングアイには鉤絲のアイスブライスを連りて釣具を構成す。絲は綿絲二十號の太さにして三本合絲とす。漁具は釣絲々捲共皆漁夫の手製にして、大型の鉤と雖不完全なる器具を用ひ時日を惜まず製作す。従つて一本の鉤製作に數日を費す事あり、重錘は鉛製なれども形狀大小一定せず。

漁獲の消長ありと雖周年漁業に従事す。

附近一帯の海面にて釣獲し得るも、漁船小なるを以て沖合出漁は稀にして、殆どメナド灣内を出でざる場合多し。漁夫は二人乃至三人乗とす。

餌料はイカンカントニ即ち飛魚を使用す。

三、イカンアロス釣

イカンアロスとは良好なる魚の意にして特に何魚と限るに非ず。従つて此の漁具を以て各種魚類

の釣獲に従事す、メナド附近には此の種の漁具比較的多く、重要釣具の一なり。

漁船は鱒一本釣漁船と同じ。

鈎は形狀大さ共別圖の如し。チモトには眞鍮線のアイを附し、之れに徑二厘、長さ二尺の眞鍮線を附す。此の線の一端はハーフ・ヒッチ・エンド・アツプ・シージングを以て釣絲の端アイスブライスに結合す。此の結合部より五尺五寸にして重錘のアイに連接す。重錘の一端は同じくアイにして之れに釣絲のアイを連続す。

絲捲は長さ二尺の直桿にして、兩端に近く長さ約三寸宛の腕を出し腕に絲を捲く、重錘は長さ三寸徑三分の鉛にして圖の如し。絲の總長五十尋、太さ綿絲八番とし、全部の製作費に一圓を要す。餌料は一定せず。

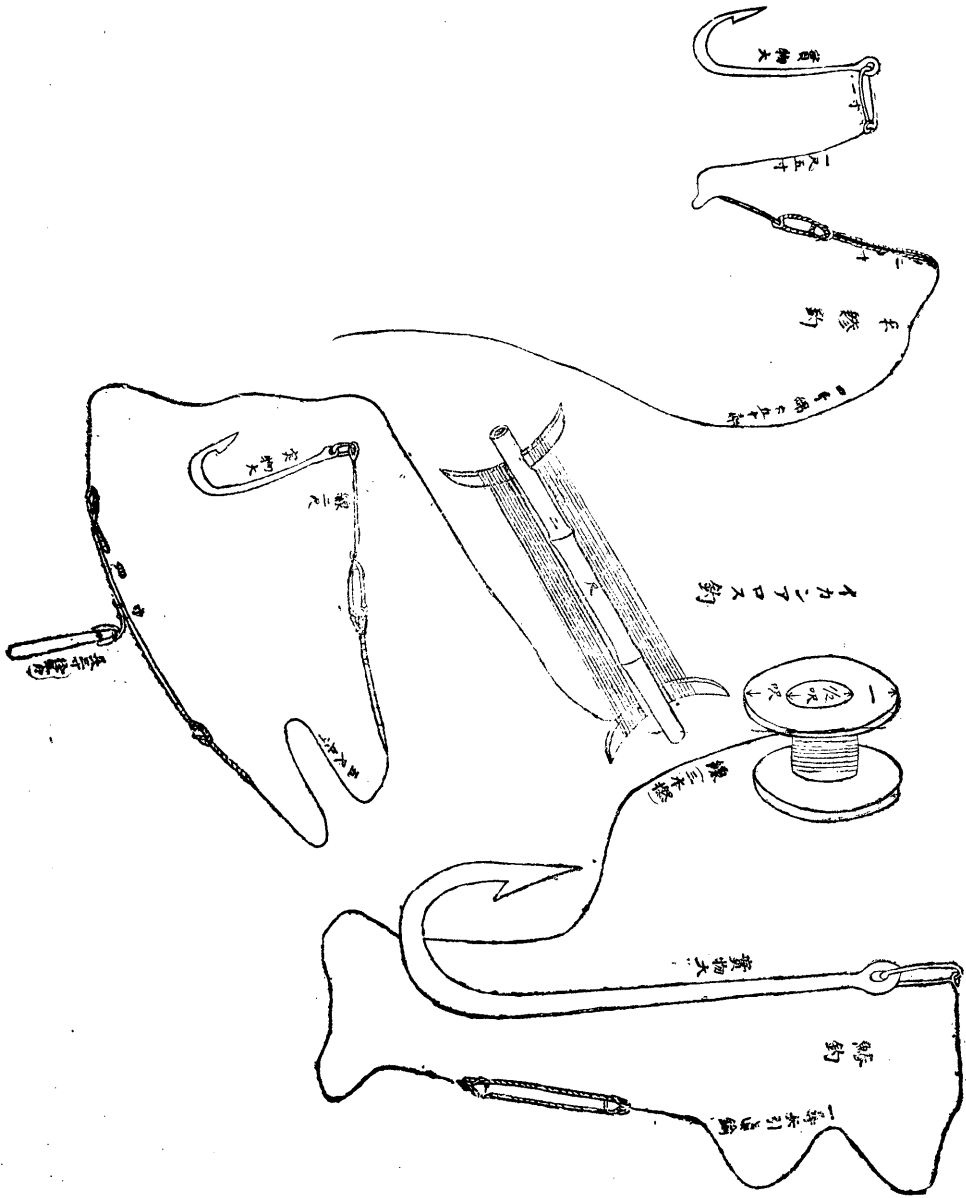
漁場は殆んどメナド灣内に限られ而かも沿岸に近き所とす。一人或は二人にて出漁し、夕暮に歸港す。漁獲物は各種あり。

四、平 鱒 釣

平鱒釣は他の漁具と共にメナドに於ける重要なるものなりとす。

漁船は他の漁釣船と共通とす。

鈎は形狀大さ共圖の如く、鈎の孔には長さ一寸のアイを附し、チモト一尺五寸徑二厘の眞鍮線の



一端にアイを附し、他端はハーフ・ヒッチ・エンド・アップ・シージングとす。之のアイスブライスを附したる長さ五十尋の四號綿絲を結合す。其のアイスブライスは長さ二寸の間はサービングを爲す。重錘はイカンアロス釣よりは稍大なるものを使用す。餌料としては背黒鰻を使用す。漁場はメナド灣内北部岩礁附近一帯とす。漁期は周年なり。一人或は二人乗組み早朝出漁し夕暮歸港す。漁獲物は主として平鰩とす。製作費は一切にて四圓五十錢なり。

五、虱目魚釣

虱目魚釣は一本釣と擬餌釣との二種あり。漁船は獨木舟を使用す。虱目魚は時に群を爲し高く空中に飛躍す。飛躍に際しては小鰻を口にし空中に於て之れを放ち數回之れを反覆すと云ふ。

(イ) 一本釣

漁具はイカンアロス釣と同じく絲捲を有せず、其の沈子は極めて輕きものを使用す。餌料は握飯を使用す。漁期は不定なり。漁場はメナド灣内濱岸に近く、水深五尋乃至十尋砂底の處とす。漁夫は一人若くは二人なり。前記の漁夫は漁船に乗込み、握飯を作りて其の中に釣を包み、細き木棉を以て之れを括り水中に垂れ、海底より三、四尺の處に之れを沈む。虱目魚釣に掛れば手繰り上ぐ。然れども水面に近き時は空中に跳躍して釣を外すの虞あれば注意しつゝ絲を伸縮し靜に船中に引入るるなり。

(ロ) 擬餌釣

漁船は餌釣と同様なり。漁具は平鰯一本釣と殆ど同形同大のものにして、其のチモトに數本の白色羽毛を附す。釣絲は全部徑三厘の真鍮線にして竿と同長なり。竿は先端五分徑、手元一寸二、三分、長さ十八尺位とす。

漁期は不定、漁場はメナド灣内に限られ、漁夫は二人にして一人は操艇を一人は釣獲を受持つ。メナド灣内濱岸に近く虱目魚の群を爲して飛躍する處に漕ぎ寄せ巧に操艇しつゝ釣獲す。時に數を獲ることあり。

(三) トトクに於ける漁業

トトクはミナハナ州最南部に在りて、北緯零度五十二分、東徑百二十四度五十分位に位し南西方に彎入し、灣口には數箇の島嶼竝列し波濤を防ぎ總ての風浪を保障し良好の避泊地たり。潮流は漲落共に中央水道に速く、兩側に遅れ、砂底にして海水清澄なり。濱岸も北側に近づけば岩礁なれども南方は砂濱なり。北側の島嶼附近には周年眞鯨の群游するを見る。其他年中灣内に襲來し漁獲し得る種類は、平鰯、鱈、蝦、魷、鱧、だつ、鯖、鯛とす。漁業は隆盛なりしが近年は漁事薄き爲め土人にして漁業に従事するものなく、目下は邦人大谷某、地曳網二統、巾着網一統を有し、周年斯業に従事するのみ。漁獲物は此地の金山鑛夫に販賣するが故に販路に窮すること無し。而してトトクに於け

る主なる漁獲物は背黒鱚なり。襲來多きときは一箇月七百圓の漁獲困難ならずと云ふ。漁夫は土人にして各網共共通して常傭とし、巾着網を使用するときには特に臨時漁夫の雇入をなす。常傭漁夫の給料次の如し。

船頭一名	一箇月	三十盾
漁夫六名	一箇月	十盾
網師一名	一箇月	十八盾

漁獲は周年殆ど變化なく、殊に盛漁と稱する時期なし。魚價は一梱二十圓内外、一箇月二十梱の漁獲にて一箇年五千圓、豐漁の際は八千圓に達すと云ふ。

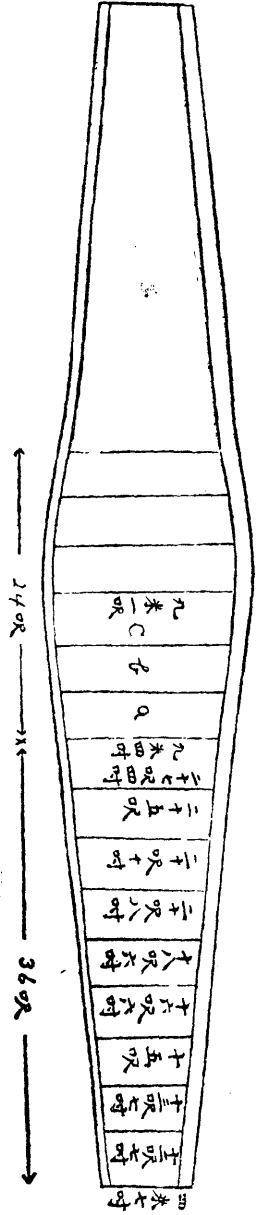
一、ギヨツブ

此網はタルナーテ島にて使用するものを移入したるものなり。凡て此地方に於ける數は何れも皆四百四目掛とす。之れ土人の迷信より來るものなり。セレベス附近に於ては該掛目に外れたる網は不漁を來すと信せらる。隨つて目の大小網地の幅等に關せず總て掛目を四百四箇に保つなり。

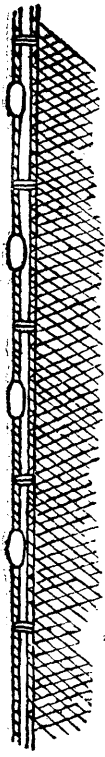
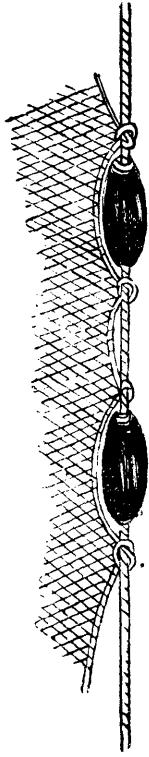
トトクに於ては數年前迄は此網にて多額の收入ありしも、近年は灣内に魚群の來游薄く收支辛うじて相償ふ程度に在り。漁具の構成次の如し。

身 網 材料—綿絲

舟子肩



舟子肩



舟子肩

魚捕部

材料―綿絲四號

網目―本目縦一吋 掛目―四百四

反數―六反

一反の幅―四

尋

一反の長さ

一、二十七呎六吋

二、二十七呎九吋

三、二十八呎

袖網

材料―綿絲二號

網目―本目縦二吋 掛目―四百四

反數―九反

一反の幅―四

尋

一反の長さ

一、十二呎七吋

二、十三呎七吋

三、十五呎

四、十六呎六吋

五、十八呎六吋

六、二十呎八吋

七、二十二呎十吋

八、二十五呎

九、二十七呎四吋

荒目網

材料―綿絲

浮子方

材料―綿絲十五號

網目―本目横二吋四分の一

掛目―二目掛

一反の長さ 九

十六尋

沈子方

材料―綿絲十五號

網目―二吋四分の一

掛目―一目掛

一反長さ―九十六尋

浮子

材料―カユポシボシ(根は桐よりも輕し)

徑―二吋

長さ―三吋

間隔―六吋

魚捕部の浮子 魚捕部はガバガバと稱するニツバに類したるものゝ莖を數多使用す。其間隔は不同にして時々變更す。

沈子 材料—鉛 目方—四匁 間隔—袖網部の間隔は一時半、魚取部は一時とす。
管 材料—鉛 外徑—二吋 内徑—一時四分の一 間隔—袖部は二尋に一箇、魚捕部は一尋半に一箇

浮子網 材料—棕櫚 徑—二分の一吋 撚—左三撚 長さ—九十六尋 數—一本

沈子網 材料—棕櫚 徑—二分の一吋 撚—左三撚 長さ—九十六尋 數—一本

縁網 材料—棕櫚 徑—二分の一吋 撚—左三撚 長さ—約二百二十尋 數—一本

環網 材料—棕櫚 徑—四分の一吋 撚—左三撚 數—一本

環通網 材料—棕櫚 徑—二分の一吋 撚—左三撚 長さ—百五十尋 數—一本

染料 マンガローブ樹皮

船 材料—ローラヘール 肩—七呎 長さ—四十呎 深さ—四呎

漁場 トトク灣内

漁期 周年

使用法 此網の使用は一艘廻しなるを以て、浮標を投じて投網を始む。船が魚を圍みつゝあ

る間に小兒一、二名を海中に游泳せしめ魚群を網中に追ひ入れしむ。

漁夫 漁夫九名にして常備の地曳網漁夫を使用し、不足分だけを他より傭入る。船頭は一名にして地曳網と同様なり。従つて揚繰網を使用するときは地曳網を使用せず、地曳網を使用するときは揚繰網を使用せざるものとす。網の修繕は一名の網師が網主所有の全部の網の修理に従事す。

價格 本網はタルナーテにて仕上げたるものを移入するものなるを以て、各部の價格不明なれども運賃込にて五百圓内外なりと云ふ。

漁獲物販賣 漁獲物は舉げて鑛山に送附し同所にて消費せらるゝものとす。

二、地曳網(ソマ)

地曳網はタガホと共に灣内にて使用せらるゝ小規模の漁具なり。小型の土人船に積載し各所に運搬して使用する。此種の網はミナハサ州の各地に使用せらる。

構造

身網 材料―綿絲

魚捕部 材料―綿絲四號絲 網目―本目縦四分 掛目―四百〇四目 反數―四反 幅―七尋

網立―中央四尋半

袖網 材料―綿絲三號絲 網目―本目縦七分 掛目―百四 反數―九反 幅―三十八尋

網立―端十一尺、魚捕接合部十四尺 一反の幅―十七尺

荒目網 材料―綿絲十五號 網目―本目縦横一吋半 掛目―一目半、半目は縁網に掛く 長

さ―八十三尋 反數―上下各一反

浮子網 材料―棕櫚 徑―二分の一吋 撚―左三子撚 長さ―八十三尋 數―二本(其構成

はギョツプに同じ)

沈子網 材料―棕櫚 徑―二分の一吋 撚―左三子撚 長さ―八十三尋 數―二本(其構成

はギョツプに同じ)

曳網 材料―棕櫚 徑―一吋 撚―左三子撚 長さ―五十尋 數―二本

浮子 材料―カユポシポシ 長さ―三吋 徑―二吋 間隔―袖部六吋、魚捕部六吋弱 總

數―六百八十枚。魚捕部の浮力少きときはニツバに類する椰子の莖を挟む。

沈子 材料―鉛 厚さ―一分 徑―二分の一吋 間隔―袖網部は間隔一尺、魚捕部は夫よ

り狭し。沈子方の構造は浮子方と同様なれども縁網を沈子網に結び附ることギョツ

プに同じ 數―約五百箇

船 材料―不明 肩―三尺 長さ―三十尺 深さ―三尺

價格 一船分四百圓にして内、網地三百圓其他全部にて百圓とす。曳網は百尋二十圓位

染料 マングローブ樹皮

漁場 トトク灣内

漁期 周年

漁獲物 雜魚

漁夫 常備漁夫を使用す

三、タガホ

ソマと共にミナハサ州一圓に廣く使用せらるゝ地曳網なり。其數に於てはソマを凌駕すれども規模はソマより尙小なり。製作費少額にて足るも不斷修繕を要す。

構造

身網 材料—モジ網

囊部 長さ—二尋。別圖の如く上下共半尋あり。側面は三反合にして中央の反に幅二尺、

長さ三尺の三角網を挿入し、上下の反は各一尺宛折り曲げ天井網及底網と縫合するが故に、見掛は四角なるも水中に入りて水の抵抗を受くるときは圓筒形の網と成る。

幅—天井に於て半尋—側—十七呎 底—半尋

袖部(片袖) 長さ—二十六尋 一反の幅—二呎四吋 反數—三反合せ 總反數—三反 網立—七呎

荒目網 材料—綿絲十五號 網目—本目横二吋 掛目—五掛 長さ—四十二尋半にして浮子

方沈子方何れにも同長のものを附す。

浮子網 材料—棕櫚 徑—八分の三吋 撚—左三子撚 長さ—五十四尋 數—一本

沈子網 材料—棕櫚 徑—二分の一吋 撚—左三子撚 長さ—五十四尋 數—一本

緣網 浮子網に同じ 長さ—六十尋餘

目通網 材料—綿絲 徑—一分 長さ—五十四尋 數—一本にして、浮子方沈子方何れにも

付す。

浮子 材料—カユボシポシの根 徑—一吋半 長さ—三吋 間隔—八吋

沈子 材料—鉛 長さ—三十匁 間隔—十吋半、魚捕部は袖部より多し。

曳網 材料—棕櫚 徑—一吋 撚—左三子撚 長さ—五十四尋 數—二本

手木 材料—雜木 徑—三吋 長さ—二米

各部の結合 身網はモデ網なるを以て折返して作り網絲を以て目通網に圖の如く結束し、目通

網は荒目網に通し、荒目網は緣網に掛け、緣網は浮子網に引結びて爲す。沈子方は浮子方と其構成殆ど同じきも、緣網は沈子網に結ばずして之に添はせ、所々結束を爲すのみなり。

漁場 トトク灣内

漁期 周年

漁船 ソマに使用するものを使用す

漁夫 常傭の漁夫を使用す

製網費金 百六十二圓七十錢

内 譯

網地 六十八圓

荒目網 七圓

縫合せ絲 八圓(カタン絲二打)

浮子網

沈子網 計二十圓

縁網

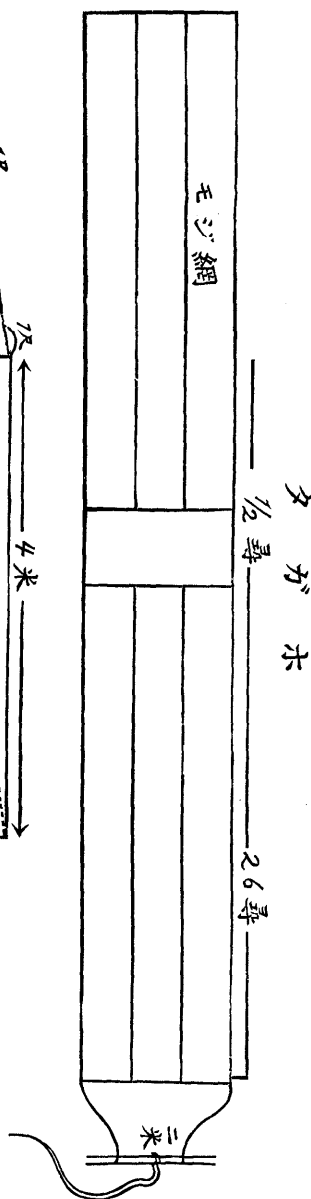
曳網 二十圓(但し百尋)

沈子 十二圓五十錢(百斤二十五圓)

浮子 七圓二十錢

手間賃 二十圓

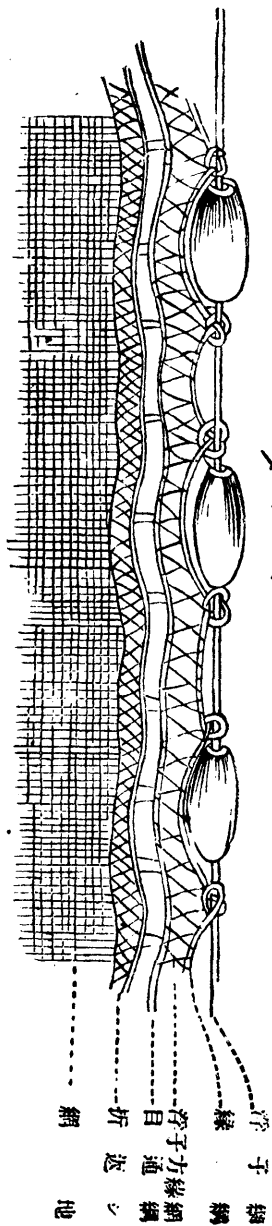
修繕費は一箇月四十圓を要す



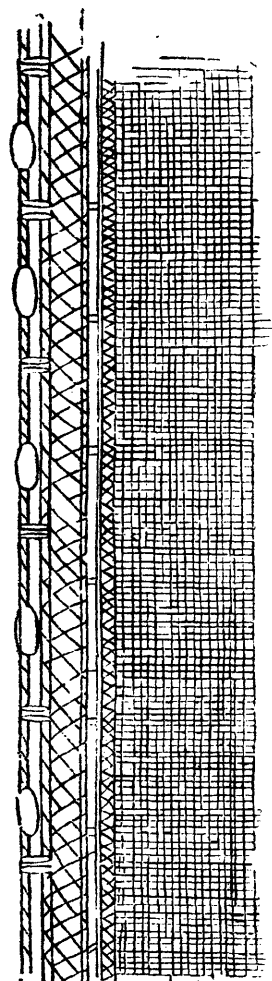
(四) 採介業

ブートン島對岸ムウナ島に在住する亞刺比亞人バテイラは椰子栽培、沿岸貿易及採介業に従ひしが政府の干涉に依り事業をセレベストレーディング會社に譲り、更にニウ・ギネアの各地に採介權を

チガホ



子綱
 縁子方綱
 目折返
 網
 地



網
 折返
 縁子
 網綱
 地

得、眞珠採集船四十隻を以て採介を繼續せり。前記會社は約百隻の眞珠採集船を所有し經營せしが、歐洲戰亂の爲一時作業を中止したり。當地に於ける採介の主なるものは高瀬介とす。漁場はトク、ペーラン、タリセイ島附近にして皆土人之に従ふ。高瀬介の漁場として知られたるはモロタイ島南方タガレン附近カーバ礁、トミニー灣内の某礁なり。夜光貝はセレベス島北方タグランタン東方岩礁に産す。

第三節 製 造 業

(一) 一般製造

鮮魚にて販賣する場合多く、ケマ、ゴロンタロ、タリセイ、ゴンコ、バンカ島の如き遠隔の地にありては漁獲物を焼干若くは鹽乾品と爲せるものあるに過ぎず。

サヨリ焼乾 四條の竹を編み、之に二十尾を挟み土間上二尺三寸餘の高さに吊し、一、二夜燻乾し半乾と爲せるものなり。十纏を一架とし、四束を以て土名オーカと稱す。一纏の價格は二十錢内外とす。凡そ二週間保存するを得可し。

鯉焼乾 頭部より背割りと爲し幅二、四分の竹串二本を縦に貫き焼魚と爲したる上燻乾す。一週間は保存し得可し。土人は鮮魚よりも却つて此種の製品を歓迎す。鯉一尺二、三寸大のものゝ製品片身にて五十五錢なりき。

小蝦 素乾品一升十五錢内外にて販賣せらる。

(二) 製 鹽

蘭領東印度政府は鹽の自産自給を計り大部分の地方(スマトラの一部、爪哇、マヅラ、バンカ、ピルトン、ボルネオ)に於ては官鹽專賣法を施行し、土人は低廉なる賃銀を以て製鹽上納の義務を負はしめらる。マヅラ島は官鹽の主産地にして、大なる釜にて鹽水を煎蒸して製す。製品は塊狀又は粗砂狀を爲し、輸入鹽は新嘉坡、彼南、英領印度、暹羅、埃及等より輸入す。專賣制度ある地方にては輸入を禁じ、之なき地方にては輸入を許可せり。輸入鹽は官鹽との權衡上輸入税の外消費税を課す。僻地にありては幼稚なる製法土人間に行はる。セレベス南部地方は製鹽業最盛なり。蘭領東印度に於ける千九百十四年の輸入は約二萬噸に達せり。

土人の製鹽

トトクにて視たる土人の幼稚なる製法を記述せん。二坪餘のニツバ葺小屋を海濱に設け、生木を焚ける上に海水を汲み來り、少量宛撒布して水分を蒸發せしむるときは灰色の塊を残す。之を掻き集めて高さ三尺餘、徑三尺餘の木皮製桶に入れて海水を以て濃鹽水と爲し、桶の下部に設けし小孔より流出せしめ、棕櫚の葉にて作りし碗狀のものに受け、之して多數焚火の上に垂下を蒸發せしめ、灰色の結晶食鹽を得。一筒は約六百匁にして七十五錢なり。

南支那之水產業

臺灣總督府編

南支那之水産業

臺灣總督府編

第一章 南支の地勢と海

第一節 南支の地勢

南支那諸省中海岸線を有するは浙江、福建、廣東の三省にして、今回視察したるは主として後の二省なり。凡そ地勢の海底起伏状態を左右する所大なるものあり。本島に於ける東西兩岸の地勢と其の海底の異なる如きは著しき例なり。今兩省の地勢を概観するに北は浙江省に接し、東は臺灣海峡を隔て、臺灣に對し、南は交趾支那に連る。南に大庚嶺山脈ありて其の背後を擁し、福建省の仙霞嶺山脈は、舟山列島を形成する浙江省の天臺山脈に通せり。是等山脈は千五百尺乃至二千尺の高峰にして、其の山脈中より發源する河川は或は西江となり、或は韓江となり、龍江又は閩江となりて海に注ぐ。是等高山地帯より中間高原地帯に移り、次で海岸地帯となる。

福建省の海岸地帯は全沿岸を縁取り、其の幅八里乃至二十五里に達す。其の地質概して花崗岩にして、西方中間高原地帯より降下せる山嶺は何れも海岸線に直角を成し、其の間に沖積平原を交へ河流其の間を東流す。閩江、龍溪、晉江等の長流域を除きては一般に肥沃の地なく、有機質に乏しき

花崗沖積層にして、且つ山地は禿山多く風雨の爲め侵蝕せられ累々たる花崗岩塊を現出す。又山岳低き地方は其の崩壞の粒形粗大にして地味最も礪確なり。南下して廣東省に到れば其の省界に梁山々脈あり、北方より南方に延び平和縣附近より低下して紹安縣附近に消え、江西省に境する地方一帯は山脈連互して天然的境界を成す。是等山脈の起伏は漸次東南に低下し來り、嘉應州と惠潮兩州府界とを限りとして潮州府に入り漸く平原となる。是より南下するに従ひ丘陵起伏漸く減じ、一帯の平野となり、嶺南の一獨立地帯を作り所謂嶺南の溷區を成す。其の内西江、北江、東江相會して形成する廣東三角洲は、實に廣東の生命にして、地味の肥沃なること殆ど其の比を見ず。

福建省にては半島突出して沙汀を作る處少しと雖も、江灣深く陸地に灣入するを見る。又河川と接する處漏斗狀をなし海と河との境界を分ち難く、海岸は地勢の影響を受けて、多少の奇岩亂立する所を見ざるに非ざるも一帯に滑かなり。海岸線は其の直通距離三百海里に對し、屈曲約千五百海里即ち五倍なりとす。廣東省沿岸に於ては、其の省界までは福建の地勢の影響を受け來れる結果、沿岸沙汀を見る處少きも、是を過ぎて韓江三角洲より溷區たる平野地に入る時は其の港灣遠淺をなし陽江、韓江の流出する汕頭の如き、次第に沙泥流出して近年船舶の寄港に不便を感ずるに至れりと云ふ。海岸は一帯に屈曲に富み、直通距離と海岸線の比は福建省に稍劣りて三倍半なり。其の沿岸良港灣に富み、南灣、達淳埠、汕尾、筲箕灣、澳門等の良漁港を造る。南支那海岸の地形的變化は臺灣の西

沿岸と異り漸次陷落し、益々港灣を擴大するの形跡あり。

以上の如く南支一帯の海岸地帯は緩勾配を以て傾斜し、其の海岸は斷崖絶壁奇岩亂立する體の形勢を呈せず、滑らかにして屈曲に富み到る處良漁港を有す。従つて其の海底の起伏極めて平坦にして右され福建省沿岸にては閩江、龍溪流域等の平野の影響を受け、海底は其の隆起極めて平坦にして水深甚だ淺し。十尋を出づる所少く、且つ往々陸地を離ること五里以上の所に於て尙八、九尋なるもの少からず。海底は多く泥土又は砂泥にして岩礁を現せる所少し。故に暴風雨の際怒濤高く揚ぐる時は屢々海水混濁を生ずることあり。其の現象は北方に進むに従ひ甚だしく、是が漁業に及ぼす影響は網の染料の如き日本と趣きを異にすべきものなり。又福建省にては閩江、龍溪流出口沿岸、廣東省にては韓江の三角洲及西江の三角洲の沿岸は干潮時廣漠たる海埔地即ち干潟をなす。然れども是が爲め漁船を泊するに不便を感じる程に非ず。臺灣海峡に於ては其の最深部僅に五十尋内外なり。其の百尋線の及ぶ所は僅かに阿緞廳西海岸の一部にして、其の大部分は二、三十尋にして漁場として最も好適す。

島嶼は北に三沙灣、前面に西洋島を中心とし北菱、南菱幾多の島嶼基布羅列し、又閩江口の五虎島、福清縣海壇島、興化の南日島、南下して金門島、廈門島、銅山群島、廣東省に入りては南澳島、香港及澳門近傍の大小群島、上下竹島及び海南島等なりとす。是等の島嶼は何れも漁業の中心地として知

られ、又寄港地避難所を有し特に西洋、海壇、南日、銅山及竹島は漁業根據地として有名なり。

第二節 臺灣海峽の海流

本海峽の海水を支配する海流は、主として黒潮及黃海内に存在する環流及び其の他一、二の南西貿易風に支配さるる潮流なり。其の概觀を記述すれば、黒潮は北赤道海流の一分派、夏季には比律賓の東海岸に存在する北海流と合し、巴旦及馬刺海峽を通過して臺灣の南端鵞鑾鼻の沖に至りて二分され、其の一分流は臺灣海峽の東側を通過し南西貿易風によりて運ばれ來る暖流と合して北に進み、又黒潮の他の分流即ち主流は東沿岸を通り、琉球附近にて南々西風の影響を受け日本海に接近して進む。冬季に於ける黒潮は比律賓に極めて接近して北走し、呂宋の北端エンガニョ岬を突破し尙北方へ進み、東支那海より來る北東貿易風の影響を受けて一部吸引せられ、扇形の一支流を南支那海に出す。直流は更に北進し臺灣の東海岸にては特に強潮流を以て進み、所謂臺灣海流と稱するものとなり其の一晝夜の速度殆ど二十哩を超え、時には五十哩を突破する事あり。又此の東流は鵞鑾鼻にて一支流を臺灣海峽に分流す。此の分派流は臺灣の西海岸に沿ひ北走し、北緯二十五度近くにて支那沿岸に存在する寒流の南流に遭遇するが如し。マカロフ氏は此の變化を精査して、澎湖島及稍其の北方に於て温度の急激なる變化を示し、二十哩に溫度十度の變化を呈し、且つ海水の含鹽量極めて稀薄なりと云へり。然るに南より來る暖流即ち黒潮の濃度は極めて高く、同氏の研究によるときは

支那海岸は鹽分の濃度三十プロミルなるも、澎湖島近くにては三十三プロミルを示す。同氏及びシヨト氏によれば、同温線及同壓線は臺灣海峡の長軸の方向に直線的に存在すとせり。冬季に於ける臺灣海峡の海流には、九月頃より支那沿岸に沿ひて南下し、臺灣海峡の西部支那沿岸を洗ふ寒海流あり。此の海流は北半球にて有名なる黃海内に存在する環海流にして、時計の回轉方向と反對の方向に流動す。然るに冬季に於ては強力なる北東貿易風の影響により、此の環流は其の西部より三頭角の南西にかけて支那沿岸に沿ひ流動す。之により十月頃より翌年の三、四月頃まで南支那、安南、暹羅の沿岸にかけ、北より南に走る寒流流動し、又南支那沿岸の稀薄水を以て、澎湖島附近に於て温度及び鹽分の急激の變化を呈するものにして、又本島に水揚する連子鯛、鯖其の他底著魚類の移動は本海流に左右さるゝものなり。南西貿易風は一方海水を爪哇海より北方に運ぶと共に他方臺灣海峡に流動せしめ、臺灣と巴刺列島の間には北東流を生ず。然るに同期には一般に其の風向一定せざる如く、潮流も亦極めて不規則にして他の半年に於ける如く一定に表示する能はず。

第三節 海 水

黃河、揚子江、西江は支那の三大河にして實に支那の生命なる如く、又海にありても然りと稱するを得ん。凡そ是等大河の貫通する平野の田、畑地に施肥せられたる肥料の殘滓、或は都市の排泄物等は雨水河水に洗ひ去られて最後に海に流し出さる。従つて是等營養分は其の河口或は其の近海

の海底に堆積せられて海底の肥料となるなり。即ち堆積物は細菌の作用によりて遊離性の窒素に化せられ、次に植物性浮游生物に吸収せられて其の體內に於て窒素化合物に化し、植物性浮游生物は動物性浮游生物に吸収せられ、漸時高等動物の餌料となりて遂に魚類の餌料となるなり。従つて支那沿岸の如き大陸を控へ、且つ楊子江、閩江、晉江、龍溪、韓江、揭陽江、西江等の大河を有する海水は其の營養價大にして、臺灣の如き地味瘠瘠し且つ大河を有せざる陸地の近海に比すべくも非ず。又支那海岸の如く其の寒流の影響を受くる地域にては水産物多量なるも、是れに反し南洋地方の熱帯海洋にては魚族は多種なるも其の數量は僅少なり。抑も魚類の根本の營養となるプランクトンは寒帯の海に多くして熱帯の海に少し。其の原理は生物體に最も必要なる蛋白質を直接礦物界より製造し得るは動物に非ずして植物の作用なり。海水中には硝化細菌及脱窒細菌の作用相反する兩種の細菌存在し、硝化細菌は空氣、安母尼亞より窒素を取りて之を次硝酸に變じ、植物の吸収に便せしめ、又一方脱窒細菌は硝酸化合物より酸素を奪ひて之を次硝酸化合物とし、次硝酸化合物は又更に酸素を取りて遂に遊離狀の窒素に化する作用を行ふ。然るに是等兩細菌の作用と其の温度との關係を見るに、脱窒細菌の作用は温度に比例して活潑なるを以て、温度高ければ夫だけ活潑にして水點にては殆ど作用を停止す。従つて脱窒細菌の作用は寒流帶にては其の作用即ち窒素化合物を分解する作用は極めて鈍く、是に反して硝化細菌の作用は温度に反比例して作用し、温度の低くなる

程活潑に作用す。即ち空氣又は安母尼亞中より植物の吸收に易からしむる窒素化合物に變ずる作用は、寒流帶にて最も激甚なり。即ち是等の理由が寒流帶の海洋にては植物性浮游生物又は藻類の繁殖を盛んならしむる理にして、又是を餌料とする動物性浮游生物、延いては魚類其他是等を餌料とする動物の繁殖に適當する理なり。然るに臺灣海峽の海流には冬季黃海内の環流南支那沿岸に沿ひ南下するを以て、同海岸は本島沿岸に比し魚類の豊富なる理なり。大正七年度より著手せる海洋調査の今日迄の結果によれば、支那沿岸の浮游生物の數量は、本島沿岸に比し遙かに多量なるものゝ如く、又南支那沿岸に連子鯛、黃花魚、大刀魚、鱧等の豊富なる之に起因するものと思はる。

第二章 支那人の嗜好と水産物

某外人が嘗て言へる如く、支那人程世界最上の料理を食ひ、又最下等の食物に甘んずる者なし。實に支那人の上流社會は驚くべき美食を食るに反し、貧民に至りては眞に一飯一菜に過ぎず、肉食の如きは極めて稀れにして時に麵を食ひ粥を啜りて、飯菜を廢することあり。苦力車夫の如き下級の勞働者に至りては殆ど一定の常食なく、或は一椀の雜炊に飢を凌ぎ、或は粥或は餛飩、饅頭の類を以て糊口を凌ぐ有様なり。又支那人の副食物に豚肉のみを食する如くに傳ふるは皮相の觀にして、魚類、章魚、蟹、蝦類より野菜を食り、且つ彼等の住居に對し甚だ冷淡なるに反し、食物に對し頗る研究

を經たるものにして、恐らく料理中支那料理は世界一と推賞するも強ち過言に非ざるべし。燕巢（南洋産海藻の製品）、鱧鱮、白木耳等の珍品を料理して佳肴たらしめ、或は腸、肝臟（鱈其の他魚類の）等の日本料理にては棄つべき部分を巧に利用し、又廣東の如き猫、鼠、蝸牛、蛇、蟻等を料理すと云ふ。斯の如く支那料理は滋養美味珍珠等の理想的條件を具備せるものと云はざる可らず。

支那人の主食物は米食を主とし、尙滿洲、北支那にては米の外、麥、粟、高粱を使用す。副食物として其の種類遙かに日本より多し。支那人は副食物を葷菜及素菜に區別す。前者は鳥獸魚肉の如き肉類を云ひ、後者は野菜なり。葷菜中最も主要なるは豚肉及魚類なり。魚類は鮮魚の儘にて油にて炒り食するを普通とするも、多くは鹽乾魚とす。鹽乾魚は下層社會及奧地地方にて最も貴ばれ、又支那にては一般に淡水魚貴ばる。或日本人の如きは支那海産魚類は不味なるも淡水魚は極めて美味なりと云へり。尙支那人は一般に日本人より蝦、蟹等の甲殻類に對する嗜好盛んにして、特に支那の小蝦は美味にて、青豆蝦仁の料理は本邦人も最も嗜好する處なり。貝類も喜ばれ、就中、蛤、蚶子、煙、烏賊、章魚等は愛用せらる。又鹽乾魚は支那産最も貴ばれ次で日本品なり。本邦海産物輸出品の過半は支那市場に供給するものにして、其の主たるものは鱧鱮、鰻、鮑、煙貝柱、昆布、寒天、鹽鱈、開鱈等なり。特に鹽鱈は大正初年に試賣し、初めは殆ど其の顧客なきに苦しみたるも、大正三年に二十萬圓、同五年には七十萬圓近年益々其の需要を増加するの傾きあり。舟山列島は漁業地と

して有名にして、殊に沈家門は其の根據地として名あり。常に鮮魚の山積せるを見るも、尙此の地に油焼したる褐色の鹽鱈を乾物屋の店頭に飾れるを見るに至つては、如何に同品が彼地にて嗜好せらるるかを知るに足る。斯くの如く支那にて鹽乾魚の愛用せらるゝは、單に彼等が嗜好上より來るのみならず、價格低廉にして且つ鹽の代用をなすを以てなり。鹽稅は支那の主要財源なるにより、鹽價生活程度に比し高く、況んや輿地地方にては運搬費の之に加重せらるゝを以て極めて廉ならず、然も割合に鹽乾魚は廉にして且つ美味なるを以て勞働者に貴ばる。

素菜即ち野菜類にては日本に於けると大差なく、各種菜葉類、瓜類、薯類は元より筍、茸、生薑、大根、牛蒡、人參、韭等一として使用せられざるものなく、而して調理法は日本の如く、調味劑として鯉節の如きを用ふるに非ず、油を以て炒るを以て、魚肉の如き多少弱り居るとも食膳に上すに差支なく、又砂糖を用ひる事甚だ少く、醬油は見受くるも鹽を日本以上に使用す。

一日の食事數 支那人は一日に幾度食事を取るかに就ては、人により或は二度或は三度又は四度と稱するも、吾人の今度の旅行中にて浙江省にては二度、福建省にては中流以下は三度、上流社會にては之に麵類を取り四度なり。廣東省にては米飯二食に晝食は晏餉と稱し至極簡單なるものを取るものゝ如し。然し食事數は各階級及地方により異なるを以て、以上は確定的のものに非ず。又膳立の如き下級勞働者に於てはなし能はざるも、生活程度及副食物の種類により水産物嗜好の程度を知る

に參考たるを以て其の一般を記述するにして、最下層は各地方共殆ど異ならず、朝食は満足のもの
 を食せず。焼餅又は粢菜にして、晝食は普通の飯にして、晩食は粥食なり。副食物は野菜にして一品又
 は二品なり。肉類として鹽乾魚多く時に鮮魚を用ふ。小商人の店員の如き容易に肉類等を食せず。
 一日店員の副食物一人に對し四錢乃至八錢を與ふ。中流家庭には點心等は稀に食するのみ。副食物
 も四五種位にして肉類二皿、野菜一皿若くは肉類一皿に野菜一皿位の事あり。福建省立高等工業專
 門學校教授梁均氏の一日の献立表次の如し。

朝食
 粥食
 副食物
 1. 豆腐及卵
 2. 漬物
 3. 野菜或は少量の肉類を用ふる事あり三品或は四品なり

晝食
 飯
 副食物
 1. 野菜類一皿
 2. 貝類二皿
 3. 魚肉一皿
 4. 肉類一皿
 5. 汁物一つ或は二つ

夕食
 飯なれば晝食と同様
 粥食なれば朝食より魚肉又肉類を加へ四品か六品なり
 必ず偶數を宜しとし奇數を用ひず
 各家庭中必ず鮮魚又鹽魚を使用す

尙此の他第一流の家庭にては茶食を三時より四時までの間に用ひ、蕎麥、饅頭或は饅頭を食す。
 福建地方にては鹹魚菜飴の言ある如く魚類を極めて愛食す。

廣東省汕頭大華公司支配人蘇俊英氏家庭献立次の如し。

朝食
 粥食
 漬物

晝食
 飯
 1. 豚一皿
 2. 魚肉一皿
 3. 青物一皿
 4. 豚の内臓
 5. 汁物

夕食
 飯
 1. 魚肉
 2. 鶏
 3. 蝦
 4. 野菜
 5. 汁物

上流社會は毎日三度食事を取る。朝食は粥食にして副食物は四皿又は六皿なり。晝食及晩食は米飯を食す。副食物は肉類多く四碗若くは六碗にして野菜類少く、又午後四時頃に日本のお八つに相當する點心として饅頭等を食す。支那人は世界中日本人に亞ぐ魚食人種と稱するが、以上の如く海産物に對する嗜好力は可なり旺盛なるものなり。

第三章 漁 業

第一節 水 産 生 物

南支那沿岸の海水に就ては既記せる如く、其沿岸の海水は河水の影響を受け鹽分の濃度稀薄にして且つ沿岸の潮流は季節によりて、或は暖流を運び或は寒流に洗はれ其の潮流を異にするを以て是に棲息する生物も同緯度に於ける吾が臺灣とは著く其類を異にす。其の特徴としては淡鹹水を好む魚類多く鯉科魚族の鹹水性のものを見ざるに反し、石首魚科の魚族を産す。貝類の如き本島に見ざる蛭、蟻蛸又は蟹、蝦等の淡鹹水性の軟體類、甲殼類等を饒産す。又冬季は寒流帯の影響を受け、夏は暖流の爲め各夫れに適する魚族を産し、魚類の生産高は本島の比に非ず。又其の生物の分布状態は海洋學上極めて趣味ある問題にして、臺灣海峽の海洋學的研究は學界及產業界に及ばず影響大なるべし。南支全沿岸に分布し且つ其の産額の大なる點よりするも、黃花魚(本邦のぐちに類似する)を第一

とせざる可らず。同魚は舟山より南は香港以南まで分布し、其の漁業の盛んになると規模の大なる其の例多からず、之に次で鯛、鱧、太刀魚、鰻、蝦、蟹等の類は全沿岸に饒産す。北部海岸即ち浙江省沿岸にては特に鱧、赤鯛、勒魚(鱧に類似し吻端鈎状をなす)を産し、支那に於ける鱧勒魚の分布は浙江省以北とも云ふべきか。南下するに随ひ體形小となり産額も北部程大ならず。同省にては舟山列島附近にて特に此の漁業盛んなり。本島にて赤鯨魚、所謂アカイタイ(連子鯛)の漁場としては基隆より五、六十哩西北の沖合にして、漁期としては二月中旬より五、六月に至る期間及び九、十、十一月の期間の二期にして其の間の出漁は相當漁獲を見るものなり。然るに浙江省沿岸にても亦赤鯨魚饒産するを見る。又トロトル漁船の連子鯛の漁場として、浙江省沿岸は最も有望視せらるる所より見れば、本島の赤鯨魚は必ず浙江省沿岸の赤鯨魚の分布と關係を有するものにして、漁期の異なるは其の移動に左右せらるるものなるべし。又浙江省沿岸に鯛を産す。是は冬季間本島北部、特に基隆の沖合を通過し三貂角の鼻を経て、宜蘭の大里簡沿岸に到る。又一方臺中廳下大安港にも産す。之は前記鯛の洄游と關係を有するものに非るか。本島南部及南支の他部に産せざる所より見れば、浙江省の鯛の一帯が本島に來襲するものと思はる。本島は支那より海産物として年々一萬圓内外の海月を輸入す。之は浙江省沿岸より福建省の北部三沙灣沖合に掛けて産するものなり。鯖、鰯は浙江省沿岸より福建省沖合までに多産す。太刀魚、鰻は海壇島、廈門、銅山、汕頭附近まで盛んに漁獲され、特に海壇島の

太刀魚、鱧、廈門附近の太刀魚漁業は有名なり。尙兩漁業は舟山列島まで漁獲され、太刀魚は特に大型のものなり。鱧は臺灣海峡の兩側共に漁獲され廈門、福州にては相當漁獲さる。又五、六月の候澎湖島にて盛んに漁獲する鰯は廈門近海にて漁獲さる。是等兩地の鰯は必ず同一棲息所の魚類にして、季節或は潮流によりて其の移動を異にするものなるべし。福州漁業總會會長劉鐘業氏の説明によれば、彼地に於て方言にて白魚或は骨少きを以て無骨魚とも稱する魚類は一網數千斤を漁獲し、彼地にては有名なる魚類なり。福州の魚市場にて最も目を惹くものは鱧、蟻蛸、蛤等の貝類、又廈門魚市場にては車蝦、牛蝦、芝蝦及臺灣の嘉義以南に産するノコギリガザミ等の類にてし、是等甲殻類は又汕頭の魚市にても見受く。前者は三沙灣の灣内より南は福清縣下に到り又廈門港内にも鱧を産し、牡蠣は當地の一名産にして罐詰として年々數萬罐を南洋地方に輸出す。又所謂「鵝蚌之爭不如漁夫之利」と云ふ蚌貝は閩江々口に産し、其の肉極めて美味にして蛤に類するも之より大に、且つ介殼極めて薄し。汕頭、香港、澳門の市場に絲撚鯛科の魚類を夥しく水揚せるを見る。彼の地方にて金線及紅三の兩種に區別し、其の漁場としては汕頭附近の海門又は汕尾、澳門近海、竹島等にして、此の種魚族は廈門にては多少水揚せるを見るも、其の以北にては殆ど分布を見ず。又汕尾近海は鳥賊の漁場として有名なり。以上の如く南支海岸にては南と北とは其の魚族の分布に異なる所あり。

次に福州共進會にて瞥見せる魚類を列記すれば

魚類

支那名

和名

支那名

和名

白翅

ヒラ(長柴)

名麥丁

鰵魚

鰵の類

名

烏龍

マナガツチ

虎魚

同

龍

マナガツチ類

黃魚

マタイ

掌龍

同

棘魚

同

兩鼻

同

海魚

同

粗皮

同

赤魚

キチヌ

粒昌

同

金魚

同

竹甲

コナ

紅魚

イトヨリタヒ

痕葉

ヒラアザ

龍魚

メイチ

軟骨

同

萬頭

クナビタヒ

白鰭

ウナギ科

黃魚

アサギタヒ

鱈

同

黑魚

アマダイ

鱈

同

黃魚

クロダイ

鱈

同

黃魚

ワカサダイ

鱈

同

黃魚

スズキ

鱈

同

黃魚

カマツカ

鱈

同

尖嘴

同

海鰻

同

尖嘴

同

鰻

同

海鰻

同

コノシロ

弓發竹按鱈鮠月土街黃黃黃金黃油馬帶帶燕琵琶痺燕貓
 絲葉 竹 花 琵琶 尾
 猛魚鱈鱈 魚鱈魚槓梅魚魚鱗魷魚剪柳魚尾魴魴魴魴

エヒ
 同
 同
 同
 同
 トビエヒ
 タチウチ
 同
 小コノシロ
 コノシロ
 ニベ
 同
 同
 同
 グチ
 キイシモチ
 カライワシ
 タイワンキンギョ
 前者に類す
 シラウチ
 イワシ科
 ウルメイワシ
 セカロイワシ
 イワシ科、エツの類
 同(ガタクナイワシに近し)

花堤青三尿書呈鈔鱸鰒海鯛竹淡庚鳥鱸篤苦黃海青長
 鮫 生 仔 肥 口頭 林身
 錢魚街蟬砦紗沙胎鯊魚鮎魚魚路魚鯉魚筆魚鱈馬魚魚

同(カメクナイワシに近し)
 同
 タツノオトシロ
 コチ
 同
 前者に類す
 前者に類す
 ベラ
 同
 同
 サヨリ
 マハギ
 ホラ
 ホラ類
 グチの一種
 フカの子
 トウバサメの類
 ナザメ
 フカの類
 イシフカ
 フカの類
 マアザ
 アザの類

竹 狸 花 獨 觸 羹 土 翅 蘆 西 花 碑 淡 嵯 可 蛤 黃 土 黃 觀 田 蠣 鏡
 脚 黃 施 殼 蛾 蛤 共
 狸 蛤 煙 仔 翅 螺 蠶 舌 觸 菜 菜 錢 腸 蚶 硯 蛤 蚶 螺 螺 苗 刀
 マテガイ アゲマキ アサリ 西施の類 プシツボの類 バカガイの類 マテの類 同 サザエの類 本島の西施舌 カメノテ 前者に類す イカイ 同 ハマグリ類 シチフキ類 ハマグリ類 シシミ ハマグリ 連江 連江 前者に類す シチフキの類 ハマグリに類す タニシ 前者に類す 伊カイの類 カメノテ

第三章 漁業

學 蟬 大 石 黃 黃 蝦 鐵 石 虎 花 龍 支 種 土 殼 舊 奇 蚶 飛 錢
 膠 蟬 塊 蝦 鷄 米 姑 釘 寄 壓 鱗 蝦 那 頭 蚶 竹 地 蚶 蚶 蛤
 甲 塊 蝦 米 姑 生 壓 鱗 蝦 甲 殼 類 仔 鷄 蚶 煙 大マテ トコフシ バカガイの類 ハマグリ
 カプトガニ ノコギリガザミ同 河蝦 連江 長樂 シバエビ 閩江 同 シヤコ 同 ヤドカリ 同 シチマネギ 同 ヘイケガニの類同 連江 ガザミ 霞浦 イセエビ 産地 龍蝦 和名 支那名 甲殼類 伊カイの類 カラスガイ シイカセ 大マテ トコフシ 前者に類す シチフキの類 ハマグリに類す

鯛等なり。厦門にては魚捐の集金高より推考するに三、四十萬元の水揚高にして、其の種類は太刀魚第一にして一萬擔、ちだいの一萬擔近く、之に次で黄花魚、鯛の各四、五千擔、絲燃鯛、ひら、小鮫の二、三千擔なり。又牡蠣も饒産す。

汕頭市場にては水揚高二百萬圓に近からんと云ふ。而して其の主なるものは黄花魚、鯛、金頭、絲燃鯛、鮫、鰻、大刀魚、鱧、蝦、蟹、烏賊の類なり。香港、澳門は鮮魚の集散極めて盛んにして、其の種類の様既に記のものとは大差なく、唯だ連子鯛等の鯛科魚族大にして、香港には二十數軒、澳門には四十餘軒の鮮魚問屋あり、澳門にては水揚高三百萬圓を下らざるべし。斯の如く支那には據るべき統計なきを以て正確なる數字を擧げ得ざるを遺憾とするも、前記せるは當らずと雖も其の眞に遠からざるべし。支那に於ける一年の漁獲高は實に莫大なるものなり。吾人は其の眞偽を疑ふも農商部統計科調査に依れば、支那全省總漁獲高は實に魚類二億五十九萬八千八百八十七圓、介類百四十三萬三千八百八十一圓、其の他蝦、蟹、烏賊類六百七十八萬八千七百七十四圓、即ち總計二億八百八十五萬五千四百七十二圓也。此の中、南支那沿岸のみにては魚類一億六千三百五十七萬三千八百二十七圓、介類百二十一萬五千八百七十八圓、其の他蝦、蟹類二百五十二萬七千六百二十二圓、總計一億六千七百三十一萬七千三百二十七圓なり。之を支那全省に比較する時は南支沿岸のみにて全省の八割の漁獲あり。此の點より推す時は支那の海の寶庫は實に南支沿岸にありと云ふべし。況んや彼等の漁具漁船の幼稚なる

第二節 漁具類

に於て既に斯の如し。是に改良を加へ漁業に従事するを得ば其の將來や活目に値すべきものなり。

支那に於て漁業上使用する漁具又は漁法に就ては、僅かに百日未滿の小日數にて然も東奔西走到底其の真相に觸るゝ能はず、茲には僅かに其の輪廓のみを記するものとす。

浮子は材料に木又は竹を用ふ。木は主に桐にして、之に次で杉檜材の如きものを使用す。其の大きき形狀は漁具の種類によりて異なるも、普通浮子の斷面一二寸のもの多く、形狀は圓筒形又は長方形をなすもの最も多し。長さ四、五寸切口の中心に穴を穿ち縁綱を通じて漁具に結び付く。又鱧延繩に使用する浮子は、本島海口厝鱧空釣具と同一にして八角錐形をなし、其の錐頂の斷面に平行に穴を穿ち綱を通じ漁具に結付す。又二艘曳打瀬網の浮子は角材にして、長さ幅各六寸、厚さ三寸上下兩面に縁綱を通す。浮子の外面には水の浸潤を防ぐ爲め塗料としてペンガラを用ひ又油に浸したるあり。就中珍らしきは捕沙網と呼ぶ鱧刺網の浮子にては一節の竹にて造り、破損を防ぐ爲めに外皮を去り一端に長き紐を折曲げて結び付け網地に取り付け、或は之より取外すに便にしたる事なり。又大網小網と稱する定置漁具に使用する浮子は日本の大敷網に使用する如き大竹を一束にたばね、或は一本を使用す。又延繩のボンデンには日本と同様竹を用ひ、上方に竹笹及棕梠皮を付す。

沈子は石、陶器、金屬類なり。石は稀にして鱧繩等に使用するを見る。石は橢圓形にして結著する

に便利なるものを用ひ、重量二、三十匁のものより四、五百匁のものに至る。水深により一定せず、或は鈎狀に木を束ねて其の間に石を結付け、沈子とす。土製のものには素焼のもの多く、中央に穴を穿ち本邦製と全く同一なり。又中には紡錘狀の長さ三寸の中央に穴を貫通し、緩く二重の細き藁繩を通じて著脱の便を計りたるものあり。金屬製のものには鉛を用ひ内地種と同一なり。鰯網其の他二、三に使用せるを見る。網布は麻絲製にして綿絲の漁具は殆ど見ず。是等は吾々の大に注目を要すべき處にして、現今日本に使用せる綿絲又は半綿半麻製の漁具は、其の生産費遙かに純麻絲製の網より安値なるを以て、是を彼地に賣込む時は相當利益を得べし。舟山の沈家門にて吾人が或網屋に就き漁具の調査中、隣人群り來り一種の猜疑の目を以て何の必要ありて調査せるやと尋問せるに、網の主人網を調べて日本の機械製の安き網を此の地に賣らんが爲めなりと云へるが、學ぶべき言葉な屋らずや。網絲の結び方に就いては我が國と略同じく、本目蛙股等を見る。又漁具の保存法には或る木皮を煮沸し其の煮汁を其の儘或は豚の血液を加へて染色す。

漁具の分類

(一) 釣具類

釣具類は延繩、竿釣り、一本釣等なり。竿釣りには本邦に見る如き竿の手許に車仕掛となし之により絲の長さを隨意に加減するものも見受く。

一、延繩類

黄花魚延繩(廈門) 釣針は鋼鐵製の針金を長さ二寸六分に切斷し、其の端より軸(曲背)までの長さ一寸五分、尖端の幅七分にして尖端の倒鉤は鋭尖なり。其の端は輪を作り縉絲との連結を便にし多く手製のものなり。幹繩は黃麻二子撚りのもの二つ合せ、右撚り徑一分、總長二百尋、又枝繩も同じく黃麻製にして長さ一尋二子撚りなり。幹繩より稍小く徑八分、枝繩相互の間隔は二尋半にして一鉢に八十を附す。鉢の大きさは徑二尺五寸の竹製の籠にして、一鉢の建造費二元五十角、戎克船一隻百鉢を積載す。餌料は共餌料にして黄花魚の肉を三寸内外に切斷して附す。延べ方は一鉢の兩端及び中央に浮子を附し、或は枝繩二十本毎に一つの浮子を附す。又其の下底沈子一箇を附し中延繩にして浮子の繩の長さ十五尋、漁場の海底を去る六七尋の所とす。一回の出漁日數は一晝夜乃至十日間にして漁獲高六十擔に達することありと云ふ。

太刀魚延繩 黄花魚延繩に同じ。漁夫は太刀魚の漁期に至れば前者の釣針を太刀魚釣具に換へ本漁業に従事すと云ふ。釣針は鋼鐵製の針を長さ約三寸に切斷して其の某端に輪形を作り釣絲の連結に便にし、曲背六分、尖端の幅六分五厘にして僅かに倒鉤を有す。

太刀魚の天秤釣 釣針は鐵製にして其の軸長一寸六分、曲背六分、尖端の幅六分なり。釣元は眞鍮製針金長さ六寸五分のものを附す。縉絲は苧麻の絲二子撚りのもの四本組合せ、總長二十尋よ

り五六十尋の長さとする。枝繩は縹絲より稍太きものにして長さ一尋、其の一端は鈎元の眞鍮針に他端は天秤に結付す。天秤は籐にして長さ二尺のものとする。其の中央に重量七、八十匁の鐵製の沈子を付す。沈子の大小は潮流の緩急により異なる。

鱒魚の延繩(舟山沈家門)

鈎具は鋼鐵製の徑六厘の針金を漁夫自ら切斷して製す。其の長さ二

寸六分其端は輪狀に曲げ軸長一寸六分五厘、曲背二分五厘尖端と軸との間隔七分なり。尖端は圓錐形にして其の下三厘の處に僅かに倒鈎あるも極めて小なり。鈎元には眞鍮製の針金にして其の長さ一尺のものを附す。幹繩は苧麻二子撚りのもの四本を組み合せ、其の全長二十尋、枝繩は稍小にして其の長さ一尋二十四箇を附し之を一鉢とす。浮子は木標を兼ねボンデンを用ふ。餌料としては鱒の生餌料を用ふ。従つて沈子を附せず。鱒は百斤二十元乃至四十元なり。漁法は戎克一隻に傳馬船四隻を積載して出漁し、沖合にては戎克は親船として小舟は各四鉢を持ち親船の周圍近海にて従漁す。

鱒延繩

一、厦門 本島海口厝の鱒延繩と同様にして鈎針は徑一分五厘全長二寸四五分なり。尖端倒鈎を有せず鋭尖なり。枝繩の長さ一尺其の間隔一尺二寸にして百十六本を附す。浮子は方錐形のものを用ひ一連に十四箇とし餌料を用ひず。空鈎針に鱒油を塗り、鏽止めとすと雖も、是により臭氣を發し鱒を誘引するに爲にか出漁前必ず鱒油を塗るものなり。

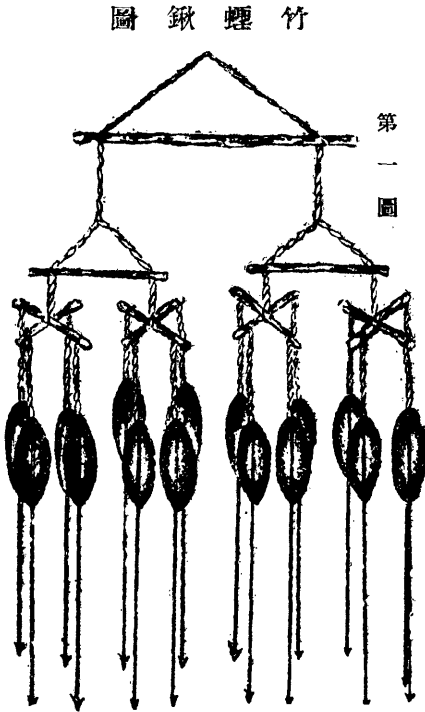
二、沈家門 鈎針は鋼鐵製の針金徑一分五厘、軸長二寸四分、曲背の幅八分尖端銳尖にして倒鈎を

有せず。幹繩は麻絲二本撚り徑二分全長百尺なり。枝繩は其の徑幹繩より稍小にして長さ九寸、相互間の間隔八寸なり。浮子は枝繩百本に一箇、沈子は同十本に一箇を附す。漁法は戎克船に二隻の傳馬船及び釣具を積載し出漁す。空釣にして二列の延繩を各二隻の傳馬船に分ち作業し、一本の延繩は時に十二、三華里に達する事あり。又傳馬船一隻に四人乗込み漁期を二期に分ち福建省地方より出漁す。第一期は三月より六月までとし、第二期は八月より十一月までとす。

(二) 掩具類

本邦提燈網類似の漁具なり。主として河川漁業に使用す。其の形錐形をなし稜端は竹の支柱を用

第一圖



ひ其の長さ五尺、高さ約七分だけ麻絲製の網を以て被ひ一方口を開き、之より魚を垣込むものとす。此の外投網あるも本邦製と同様なるを以て略す。

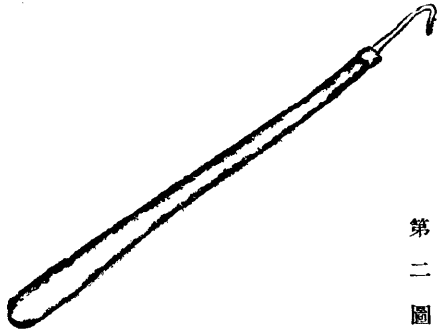
(三) 扱具類

竹煙鍬 銛部と柄部より成り、銛は鐵製にして其の長さ三

尺尖端鋭利なる銚を有す。其の上部に沈子として石を附し、柄部は初め一本の横木を渡し其の兩端より各一本の綱を下す。之に長さ二尺の横木を連結し其の桁の兩端より再び綱を下し直角に交互せる横木に結付け之れに銚を付す。故に一箇の竹蟬鍬は十六箇の銚を有するなり。竹蟬即ちマテガイは海泥中に産するを以て一漁船に五人乃至七人乗込み、竹蟬鍬は四箇乃至六箇を持ち込み一人にて竹蟬鍬一箇を持ちて作業し、水面より之を泥中に下し幸に之に投入するに當りて捕獲するものなり。

(四) 爬 具 類

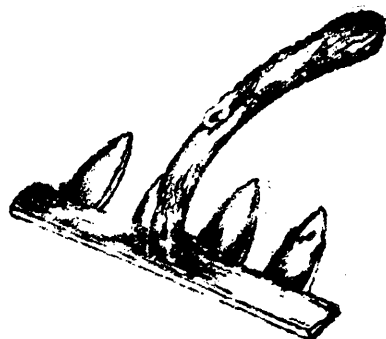
第二圖



蟬 鈎 圖

油頭を中心とし達濠埠、潮陽海門に到る海岸は介類を採集して其殻より石灰を製す。従つて石灰製造業及介殻採集業極めて盛なり。是に使用する漁船は長さ四間、肩幅七、八尺にして之に漁夫二人乗込み船の兩端に銚を投じ、船を一定距離(約十間内外)移動するを得せしめ、航漕力と具擡力とは反對の方向に作用せしめ、之によりて具を掻き集む。器具は介殻を爬起する部分即ちセンバ及之を收納する部分たる囊部の二部分とよりなる。センバは幅一寸一分厚さ二分長さ一尺二寸其尖端鋭利なる鐵製の刀身の如きもの八箇より成る。其の基部は兩

鮮 扒 圖



る唐箕と全く同一なり。唯だ異なるは勞力の節約上柄部の回轉を足を以て踏み通風する装置とす。介殼は種々の貝あるも主としてイガイ、アサリ及蠣等にして石灰或は粉殼を混じ、之に多少の水を撒布して燃燒す。

(五) 羅 網 類

此の類に包括すべき漁具としては福建省梅花地方にて白魴魚、黃花魚、鰻等を漁獲する爲め使用する繸、澳門にて黃花網及蟹の刺網及舟山地方に於ける溜網類等之れに屬す。

一、黃 花 網

流網の一種にして主として黄花魚を捕獲するを以て此の名あり。材料は麻絲を用ひ二子撚り網目の大きさ三寸五分にして幅四十目に捲き下す。網の長さ十六尋幅二尋半アバ方の縮結イセ五割とす。浮子は四尺毎に一つの割にして總數二十二箇、其の材料は杉材の如き木目の荒きものなり。形狀橢圓形上下兩面扁平にして長さ五寸、幅一寸五分(最大部)厚さ一寸、網の新造費は一張五元乃至六元なり。使用法は一連に二十張又は三十張を連結し主として夜間使用する。又時には晝間も用ふる事あり。漁獲魚類は黄花魚、鱧白魚の類にして一回の漁獲高は一定せざるも、最小二、三元より一百元に達することありと云ふ。

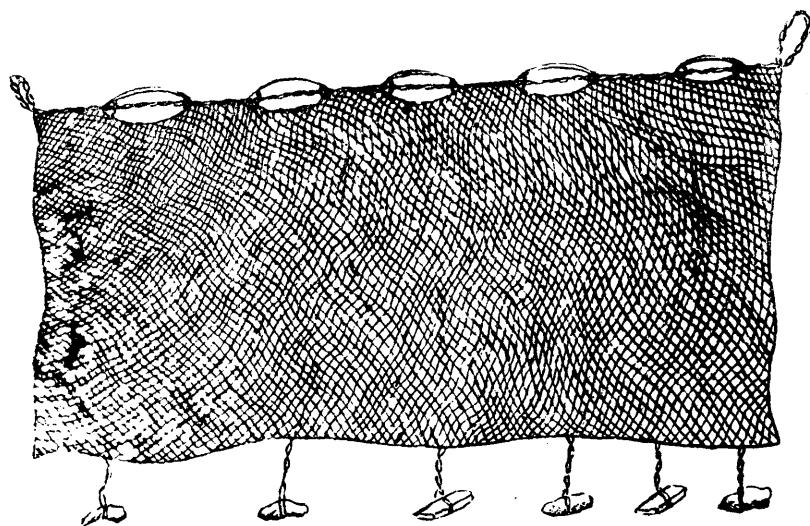
二、縴

福建の梅花地方にて春夏の候に南より暖流に乗り來る黄花魚、白魴、鰻、鰻(鱧)等の魚類を捕へん爲め使用する。其漁場としては東漁島、横山島等の近海最も知らる。是れ又一種の刺網にして網の構造は麻絲製なるも網目は一定せず四寸目或は六寸目のものあり、アバ方四五割の縮結とす。一張の縴は長さ十丈幅一丈とす。全體に浮子十八箇沈子十六箇を有す。網目、浮子、沈子は魚類及季節によりて其大きさを異にす。漁法は漁船一艘に三、四人乗組み、縴百二十張を三連に連綴し沈設す。縴一張の新調費八元を要す。

三、溜網(沈家門)

第四圖

圖 罾

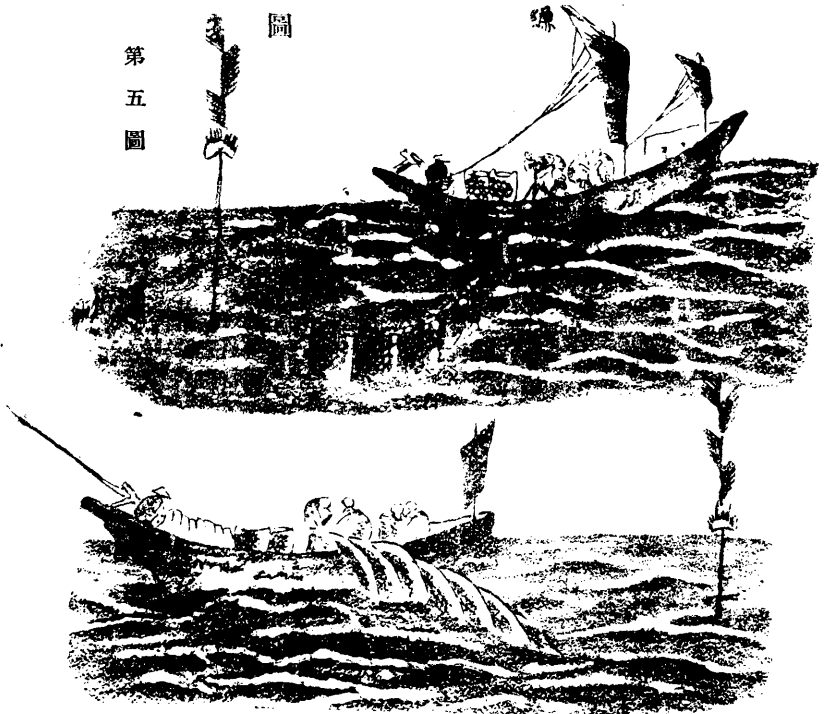


織之製
似藤故
名織長
約十丈
濶約六
丈其形
有目無
袋上繫
以桶使
之浮下
繫以磚
使之墜
兩旁有
耳備與
各織相
連

舟山列島近海より理泗洋にかけて舊三月より六月に至る期間に魴魚其の他雜魚類漁業に使用す。網の構造は麻絲製二子撚りにして極めて弱く、三寸目捲き下し三十三目とす。網の長さ三十尋浮子は木製にして厚さ六分、一尺五寸置に一筒を附す。又此の漁具を以て東西霽州近海にては舊の九月より二月まで沙魚(鱈)、紅頭魚(鯛)、鰈魚、蟹等を捕獲すとも稱す。

定海にて捕沙網、四捕沙網と稱する漁具も前者に類し全く刺網に類似す。罾の刺網として使用する捕沙網の構造は麻絲製にして長さ

第五圖



說明

春夏之交魚產南來
 漁人佈網於東湧島
 橫山島之海中每船
 載網一百二十張分
 爲三標橫連水中以
 捕魚所捕之魚如白
 幼黃魷鰻鰯魴魆等
 類按製網之法有
 目無袋黃魷首大尾
 小性喜退不喜進觸
 網則退然兩腮掛網
 不能退白幼首小腹
 大性喜進不喜退觸
 網則進其腹掛網鰻
 魚性猛觸網即欲斷
 網之線至齒掛身軟
 口開不動鰻魚耳聾
 喜聽黃魷之聲聽至
 觸網而止魴魆性貪
 食近觸食魚致身受
 縛鐵性喜鉗觸網即
 以兩足鉗之此佈網
 捕魚之用法也

十尋、縱一尋半、網
 目の大きさ三寸五分
 にして五割の縮結と
 す。一尋に一箇の竹
 の浮子を用ひ浮子は
 直徑二寸五分一節間
 の竹筒とす。其の一
 端に穴を穿ち細紐を
 通して輪を作り本網
 に著脱を便にす。沈
 子は一尺五寸に一箇
 宛とし一張に八十箇
 を附す。沈子は素焼
 の陶器製にして橢圓
 形をなす。其の中央

の穴に繩を通して輪を作り、本繩に連結し海底の深淺によりて隨時其の敷を増減するを得せしむ。漁法は底又は中刺網にして夕方より出漁し、沈設して一晝夜に二回引揚げ漁獲す。

四、蟹 刺 網

舟山の定海及澳門にて蟹漁業用として使用する漁具にして、蟹は網に纏絡して捕獲さる。其の構造は麻絲製にして、其の大きさ定海にては長さ九尋、幅三尋、網目四寸八分、澳門にては二十一尋に一尋半、四寸の網目とす。定海にては十八張、澳門にては十張を連続し一連とす。其の兩端にボンデンを附し目標とす。ボンデンは長さ七尺直径五寸位の竹を用ひ、其の上方に長さ一丈内外の竹を結付け、又其の他竹笹及棕椏皮を以て箒狀をなせるものを結付けボンデンとす。

(六) 陷 窠 類

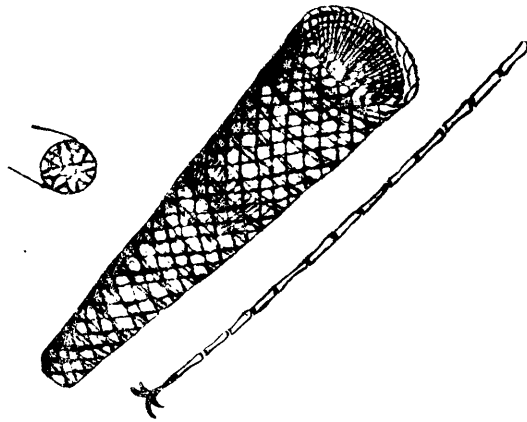
支那の如く沿海岸屈曲して港灣に富む海岸にては、日本の大敷網、角網類の陷窠類漁具の使用は必ず發達すべきものなるも、彼地にては大網、長網又は蟹螺類の捕探器、即ち筈の如く其の構造極めて原始的なる漁具を僅かに使用せり。然れども支那の海岸状態よりして將來矚目すべき漁具は日本式の敷網類なるべし。

罎 罎 竹製の籠にして本邦筈と全く同一なり。底部は上部より稍大なる圓柱筒なり。上部の侵入孔及中央に竹片を以て編める錐形の蓋を挿入し、潛入せる罎(蟹)の脱出を防ぐ構造をなし、又初め籠

の中に雌蜆を誘引せしめんが爲め雄蜆を入れ置き、底部の開閉を自在にして捕採を便にす。之を使用するには満潮時に岩石の多き海濱に沿ひ一列

第六圖

蜆 籠 圖



蜆籠編竹
爲之上天
而下小外
唇倒向口
稍大内唇
亦倒向口
微狹中置
一雄蜆以
爲媒下有
尾蓋以蓋
之四股鐵
鈎以爲鈎
籠之用

するには満潮時に岩石の多き海濱に沿ひ一列に蜆籠數十箇を繩を以て一間置きに連ね海底に沈め、退潮時に引揚げ先端四又せる鐵鈎を以て蓋を開き蜆を取り出すなり。

黄螺籠 竹を以て編製するものにして山

形縣地方のバイ籠と全く同一なり。籠の高さ五寸、直徑約一尺、籠の口に二つの小竹片を差渡し、之に黄螺を誘引する餌料魚肉を貰き置く。又籠底には小石を入れ籠の轉倒を防ぐ。満潮時籠數十箇を繩にて連ね海底に沈設し、退潮時に黄螺の餌魚を食せんと其の竹籠の縁に

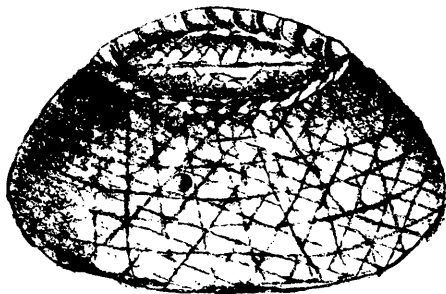
來り是れに陥るを以て引揚げて捕獲すと云ふ。

烏鯛籠 竹を以て編み其の構造蜆籠と同一にして長さ四尺、徑二尺雜魚捕取用に使用す。

長網 長網は囊狀の網にして網口長方形をなし、口徑五尋縦二尋、囊の全長十二尋なり。四隅に

第七圖

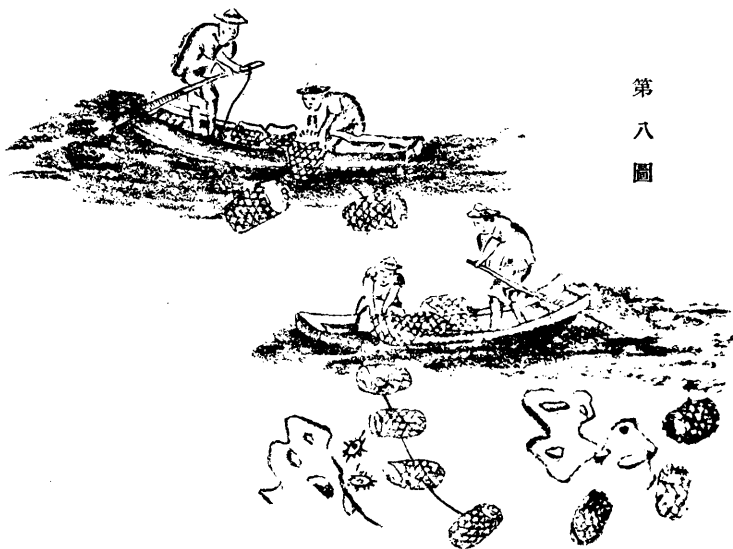
黃螺簍圖



說明

黃螺簍製法以竹絲作簍高約四寸大
約尺許簍口橫兩小竹以貫魚餌簍底
置一石以免顛倒

烏鯛簍圖

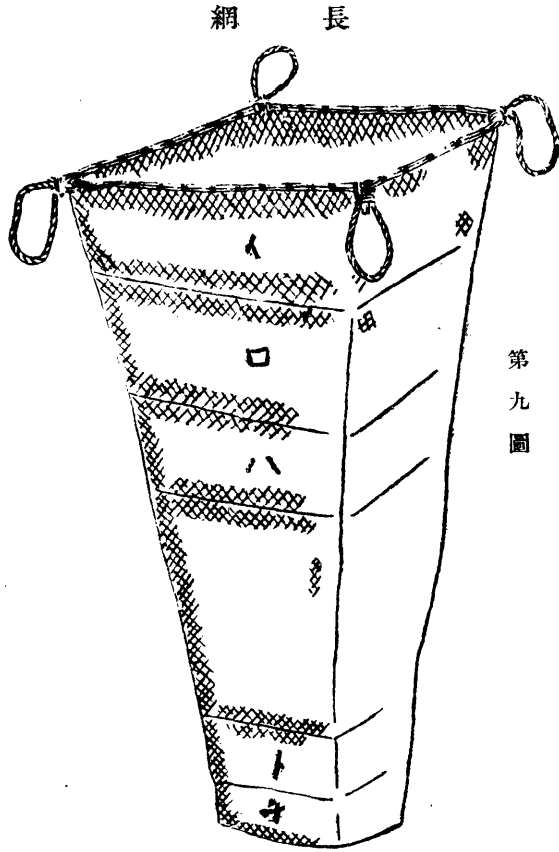


第八圖

烏鯛俗名
墨魚捕之
之法於潮
水初漲時
駕小舟載
簍數十箇
貫以長繩
繫於礮罫
簍內置一
牝烏鯛牝
烏鯛伏簍
作聲牡烏
鯛性極淫
聞之即尋
聲而至入
簍中潮水
退後收簍
取之

繩を通し是によりて支柱竹に結び固定す。網は麻絲製にして圖に示す如く網地(イ)は囊となり又尺に

第九圖



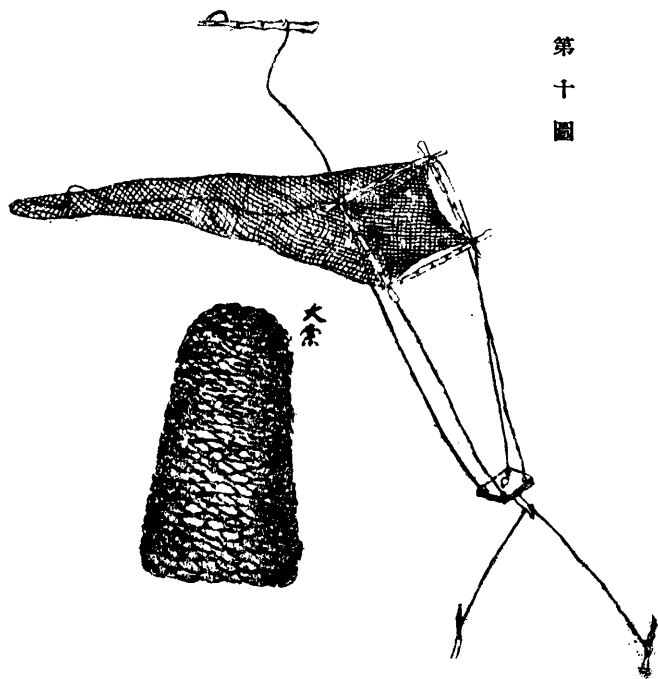
七目、長さ七尺 (ロ)は尺に九目、長さ八尺 (ハ)は尺に十二目、長さ八尺、漸次網目を縮小して最後の(チ)に至りては麻布を使用し其の長さ二尺なり。其の上部(ト)は尺五十目長さ五尺とす。麻布部の後端開口し徑二尺漁獲物を取出すに便にす。

使用法は灣内の風波靜かなる處に陸に平行して敷設す。即ち支柱を陸に直角に間隔二間置きに十本を建て、二箇の支柱に一箇の長網の網口を結び付く。結局十箇の網を一行に沈設す。上潮時外海に向つて網口を張り、下潮時に之を引揚げて捕獲す。捕獲魚は鰻、蝦其の他の雜魚類にして一回の

漁獲高は平均二、三十斤のものなり。海門灣内に四十箇又仙頭灣内及澳門灣内にも沈設せるを見る。網一箇の新造費は四十圓乃至五十圓にして、漁期は舊の八月より翌年の五月に至る。

小網 小網は麻絲製の袋網にして長網より稍大なり。輪版、椿竹、網部、大索及楸杵の五部分よりなる。輪版を竹柱にて支

第十圖



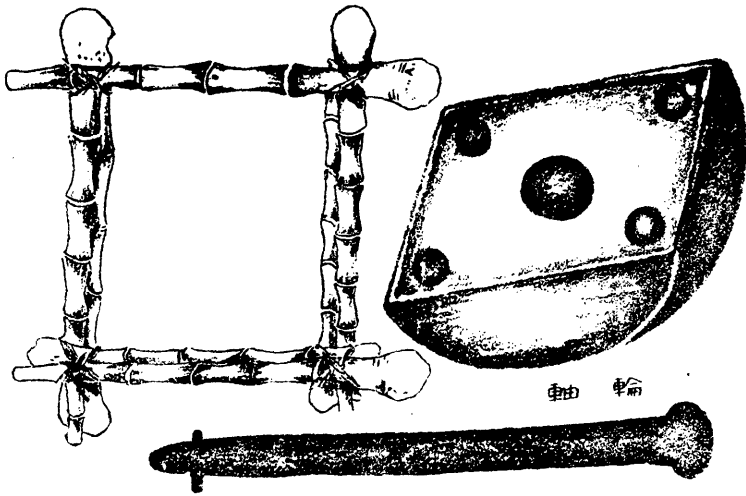
え網の口を是に結び付け、潮流により網の回轉を自由にして網口は上潮時は海に下潮時には陸に向はしめ魚類は潮と共に侵入し來りて捕獲さる。

構造は二箇の竹楸を海泥中に深く打込み、之に網を以て輪版と連絡せしむ。輪版には其の中央に一箇、四隅に四箇都合五箇の孔を穿ち、中央の孔には輪軸を通して輪版は其

小網布海全圖

竹 椿 版 輪

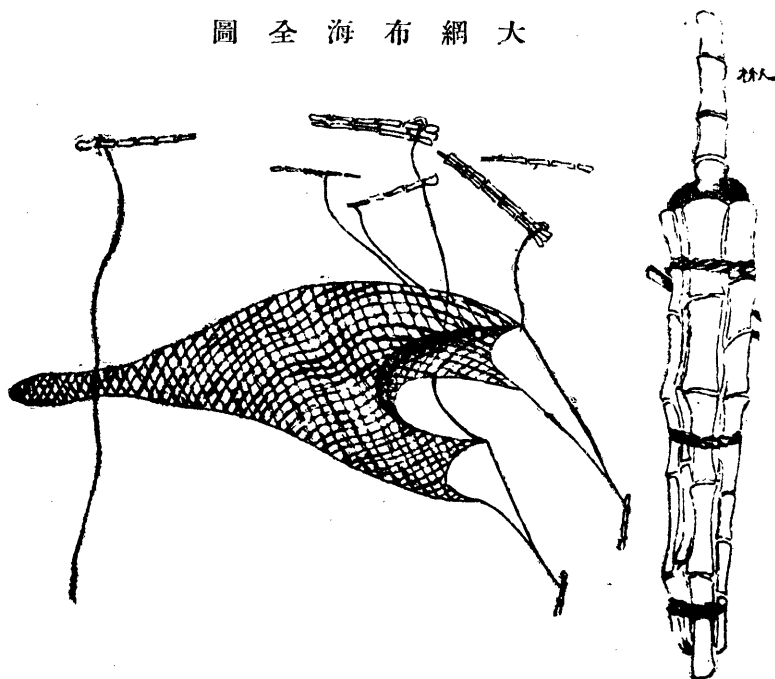
第十一圖



の周圍に回轉するを得るも脱離するを得ざらしむ。又輪版の板面を網に、背部は竹楸に向はしめ、軸端と竹楸とを網を以て連絡す。他の四箇の孔は網を以て小網の椿竹の四隅と連結す。又椿は巨竹を以て方形に編み、一邊の長さ約九尺、即ち小網の耳を之に連結し網口をして張出さしめ魚の侵入に適せしむ。小網の口徑は二十尺長さ十二丈、麻絲二子撚り徑八厘なり。網目は初め二寸目なるも下るに従ひ縮結せられ、最後は麻布よりなる網部後端には大索あり、大索は竹を以て製す。其の前端の環と網尾の環とを連結せしめ、之れによりて捕採に便せしむ。小網の新造費五十元、軸版一元五角、竹楸一元三角即ち合計五十二元八角を要す。

大網 大網は小網の如く竹椿を海底に固定

大網布海全圖



此爲大網布海之全圖也
 插樁三根於海前兩樁各繫二索分繫網之上下層而上層又環繫以浮筒使張其口後一樁只用一索繫於網尾使不隨流翻裂另復繫以一筒作爲釣網之用但大網有定向僅受一面之魚不
 如小網有輪軸可隨潮而旋轉也

させ、是に網を連結し潮流によりて魚を捕採するも輪版を有せず。従つて小網の如く潮に随ひ自由に網口を變する能はず。

竹樁三本を海底に打込み、其の二本は網口の前面にあり。各竹柱には網の各邊の上下層より綱を出して連結す。又上層の網縁よりは五條の綱を出し浮子に連結す。下底には沈子を附し各網口を開かしむ。網の後端に近く一本の竹柱を海底に打込み之に網を連結し潮

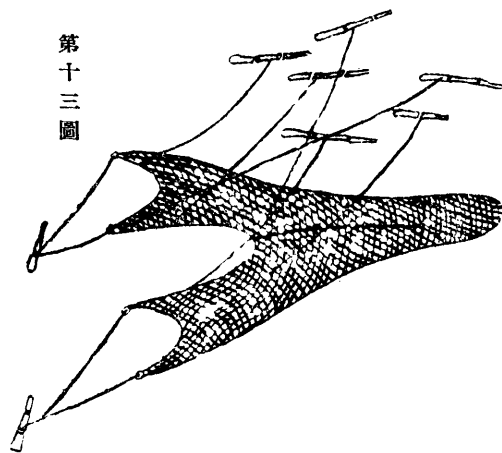
流に随ひ網の浮上るを防ぐ。従つて潮流に随ひ其の網口を變せしむるを得ず。浮子は太竹一箇又は三箇を合せて成り、三箇の大竹より成るものは網口の上兩端の網に結付け筍竹と稱す。其の長さ十尺内外にして一定せず。沈子は三、四十斤の大石を用ふ。支柱楸竹は大竹を以て中身となし、割竹を以て三面より大竹を抱合せしめ其の上を緊縛し、其の上端には柄をつけて挿椿に便せしむ。漁夫の言によれば此の楸竹を海底に挿入し固定するは、海水中の仕事なるを以て最も困難なりと云ふ。網の長さ約二十丈にして口徑は五丈に二丈なり。網目最大三寸以下數種あり。網は上潮時に網口を開き退潮時には浮子沈下するを以て網口も自然に閉ぢて魚の脱出を防ぎ一日に四回引上ぐ。又夏は八日毎に冬は十日毎に日乾す。此の漁具を福建省の西洋島近海に多數に敷設せるを見る。又廈門にても使用せらる。新造費は百二十九元を要すと云ふ。漁獲物は主として黄花魚なるが本邦の大敷網の如き之に代ふるに最も適當の漁具と思はる。

大捕網 舟山の沈家門にて大捕網と稱する漁具は、其の構造前者と全く同一にして沿岸に定置し上潮を利用して捕獲す。従つて其の魚の種類を問はず如何なるものも捕獲す。然れども主に黄花魚の漁期に最も多く使用す。網は囊狀をなし口徑は長方形を呈す。上下兩縁各九尋、兩側縁六尋全長二十四尋にして囊底開口す。周圍の長さ四尺、網地は強靱なる麻絲製にして極めて強し。囊口部の網目は尺七目、囊底に下るに従ひ其の大きさを減じ、最下部に於て尺十四目を數ふ。網縁は二本の網

を通し四隅近くにて交又せしめ、折り返し其の返網約二尺の長さにして尙是に一本の綱を加へて三箇の弛を作り其の間を強く緊縛す。沈設する時之を支柱に結付くるに便にし、各隅二尺の間に綱目を密集せしめ尺三十目を數ふ。

翻繪 本漁具は大綱と殆ど類似するも、後端の竹柱に網尾を結束して其の浮漂を防ぐに非ずして、上潮時潮流に従ひ網口を開かしめ魚を受けしむ。退潮の時には網尾全く翻返して裏面と表面全

翻繪布海全圖



第十三圖

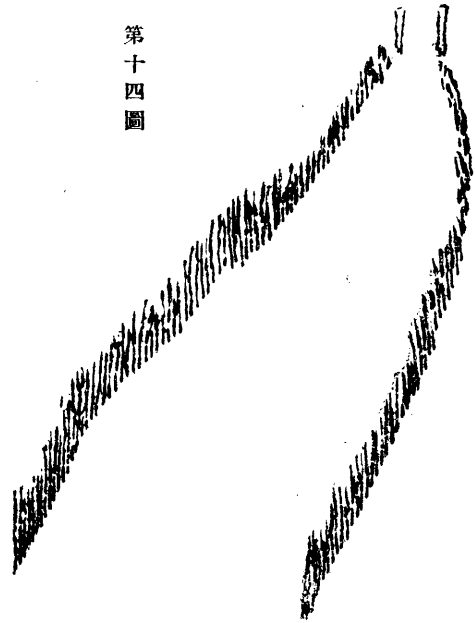
翻繪先以兩竹楸挿入海泥中以繫繪之四隅上兩隅以竹筭繫之使張其口以捕魚翻繪形如大網惟尾無根索留使自翻潮水漲時繪口順流受魚潮退則繪之末段全翻折入繪心潮力緊推全繪之裏面翻作表面而前潮之魚在內者能自打一結束繪尾不因翻潮而倒出故名之曰翻繪

く反對となり、網中の魚類は再び脱出するを得ずして漁獲さる。

扈漁業 本漁業は支那特有の漁業

法にして、我が臺灣にては石扈業と稱し港灣等の海底の緩傾斜を利用して石堤を淀筋に平行して設け、其の長さ百間長きは數百間に及び、其の兩端より陸に向つて石堤を築き一方口とす。淡水河口又は臺中沿岸、澎湖沿岸等に盛なり。石堤の高さは三尺乃至四尺、其

魚 扨 圖



第十四圖

於ける扨業は福州地方の竹垣を周らせる扨業及厦門灣内に土堤を周らせる扨業を見たるも、尙石扨業も存在すべきなり。

竹扨漁業 竹垣二列を作り前端海に近き方の口徑小にして後部大なり。又前端には二本の木柱を立て、魚網を掛け魚類は退潮と共に扨中に入りて海水の流動と共に竹動き魚は驚悸し、流れに従ひ網中に入る。

土堤扨漁業 土堤を石堤の如く三面に回らし、濡筋に並行せる部分は其の長さ百五十間是に直

の一部の最も低地に魚捕部を設く。魚類は満潮、時潮と共に岸近くに來り游動するも、其の性質として物に怖えるときは海水の表面下に潜入せんとす。従つて退潮時一波動の退くと共に水面下に潜入し岸近くに游動し、海水は退潮し盡すも魚類は遂に石扨内より脱出する能はずして捕獲さる。支那に

角をなせる他の二堤は、各七十間、前者の中央に魚捕部ありて十間の間土堤に代るに網を使用す。網は竹柱を三尺置きに立てて之に掛け退潮と共に魚の脱出するを防ぐ。

(七) 屨網類

一、四手網

臺灣の四手網と構造及び漁法同一なるを以て略す。

二、圍繪(卷網類)

圍繪は本邦揚繰網類似の漁具にして、海の表面殊に海岸の淺き所に使用す。圍繪は捕獲魚の種類或は漁法によりて其の名稱を異にし、或は丁香繪、黃魷白鯧繪、對圍繪、馬膠繪、鯤仔繪と稱す。従つて又網の長さ、幅又は網目の大きさを異にす。吾人が海門にて見たる圍繪は全部麻絲製、二子撚りにして極めて小なり。網目は全部等長にして尺十目網の全長四十丈幅五尺とす。沈子は素焼にして徑六分長さ一寸、二尺に五箇、浮子は材料桐にして徑二寸長さ一寸五分、尺に二箇、沈子浮子共に中心に穴を通じ縁綱を通す。一割五分のイセを有す。使用法は船二隻にて近海に出漁し、適當の漁場を見計ひ兩船は網を卸しながら全く反對の方向に弧形を畫き進み、適當の距離より圍繪に魚を追込む如くにして竹竿を以て水面を叩き、遂に圓形を畫き全く圍み盡して手繰り上げ漁獲す。乗組人員は十二人、新造費百元、漁期は海門附近にては舊六月及七月とす。又是と類似して網の中央部に囊部を有せし

め、船二隻を一組とし二組を以て雙方二方面より網を曳き一定海面に集り來り、一組の一隻には五人他の一隻には二人の漁夫乗込み、網を弧形に下し、兩方より水面を叩き或は船端を叩き魚の驚き飛散するを網中に陥らしめ或は網目に刺して捕獲す。

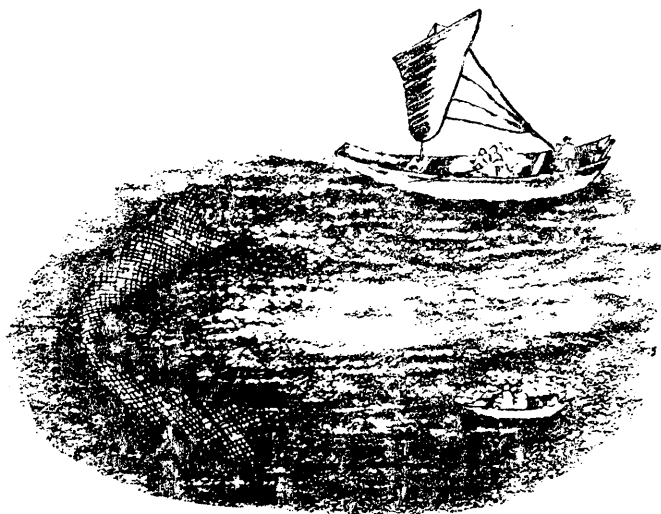
(八) 袋 網(鰯曳網)

定海縣(舟山)沈家門にて鰯の曳網として使用す。此の網は海底平坦にして且つ沙泥より成り、網底の多少泥土に浸入する如き水面に張り廻し漁獲するものなり。本邦豊後地方に用ふる鰯曳網に類似す。季節は舊十一月上旬より始め翌年一、二月に至る。網地は麻絲製にして圖の如く浮子は二重に附す。沈子は鉛製にして下部を投網の如く一部返し袋部を作らしむ。下底と沈子との間隔四寸、網目は尺に十目、第一列第二列の浮子の間隔四尺五寸にして四割の縮結とす。又第二列浮子と沈子とは四尺七寸を隔て囊部の長さ三尺なり。第一列浮子は各三尺八寸の間隔を保ち八箇を附す。長さ三寸、直徑一寸五分、第二列浮子は各七尺五寸の間隔として五箇を附す。長さ三寸二分徑二寸、圓柱形をなし桐製なり。沈子は二、三十匁にして四十三箇を附す。此の網を連結して七、八十尋とし斯く二重に浮子を附するが故に、之を水中に下せば二重網は本網の内側に廂の如く擴張し、内より鰯の跳り出づるを防ぐなり。

一、二艘曳打瀬網

第十五圖

圍繪圖



說明

圍繪之法先以繪環
佈水中以兩舟各執
繪繩之繩以障魚上
唇繫之以繪偏下唇
繫之以鉛墜或硃環
上浮下墜繪口大張
兩舟漸收其繩驅魚
入於繪尾而取之惟
繪之名稱不一曰丁
香繪曰勾餌繪曰黃
瓢繪曰對圍繪曰馬
駝繪曰鯉仔繪因繪
身之大小繪目之巨
細捕魚之種類而異
其名稱而其用法則
一也

初めは二寸五分目、八十掛、三十目捲き卸し、是より二寸四分目となり漸次一目増しに編み擴む。

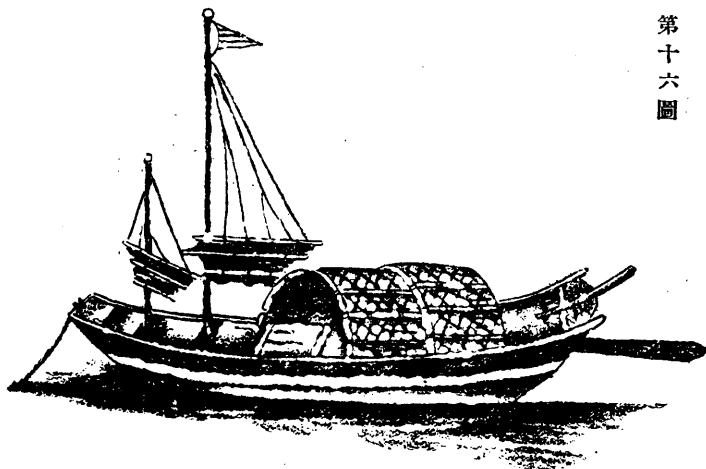
此種の漁具は南支沿岸到る處に最も多く用ひらるる漁具にして、浙江省定海(舟山)地方にては大對網と稱し、福建地方にては白鴿對の圍繪と稱し、澳門地方にては拖網或は大拖網、中、小拖網と稱す。漁具の構造は日本の瀬戸内海地方に使用する打瀬網類に類似し、兩袖及囊部よりなる片袖網の長さ十二尋乃至十五尋囊網十尋乃至十三尋あり。其の大きさも場所及季節によりて異なる。網は麻絲の二子撚りにして極めて強靱なり。袖網の

之にアバ摺網、足摺網を上下に接続す。網目二寸にして四掛或は五掛とす。

袋網の網目は、袖網の夫れに比して細く、且つ囊口より下底に下るに従ひ漸次網目の大きさを減じ

第十六圖

白 鶴 對 圖



白鶴對
船名也
長約五
丈濶約
一丈一
尺圍纒
布海須
以兩船
各航纒
腮之繩
以障魚
如白鶴
之相對
故名

囊口近くにては尺八目なるも囊底下部近くにて尺十二目半とす。浮子は杉材にして二十三箇を附す、澳門にて十七箇定海にて二十四箇、長さ幅各々六寸、厚さ三寸の立方形なり。四尺毎に一箇を附す。浮子の中央の上下に苧麻製ロープを通し緊縛す。沈子は鉛製及素焼製の陶器を用ひ、各中央を貫通し重さ三、四十匁、達濠埠にては鉛の沈子を二尺毎に一箇を附し、其の間に土製の沈子九箇乃至十箇を附す。定海にては土製の沈子全體にて七十三箇を附く。

網の構造費は大小によりて異なるも普通百元乃至五百元なり。漁業法は白鶴對或は

拖魚船又は大對船と稱する漁船二艘一組となり、海底沙泥よりなる海面に風力を利用して曳網するものなり。漁期は周年行はるゝも重に北東貿易風を利用す。従つて澳門地方にては舊の九月より翌年の二月までとし、最盛期は九月末乃至十月初めより一月頃迄なり。

漁船の大きさは種々あるも、大拖魚船は長さ七十尺、肩幅二間之れに漁夫五人乃至十二人乗組む。其の建造費三千元を要すと云ふ。之に次で中拖漁船は長さ五十尺にして、建造費一千五百元、小拖漁船にて長さ三十尺建造費一千元を要す。乗組人員十人とす。漁場は極めて擴大し南支一帶沿岸、北は浙江省沿岸より南は澳門、海南島に到る。漁具の性質として風力を利用するを以て風向風力に應じ漁具を下す時は一晝夜にして豐漁を得る事あるも、一朝是等に逆行することあらんか四、五日を要して僅かに漁獲する如き次第にして、従つて一旦出漁するや一週間乃至一箇月を海上に漂ひたる後歸港す。故に出漁に先だち豫め長時間に要する食料或は鮮魚の貯藏用鹽を貯へ出漁す。又漁獲魚類は船の胴間に貯藏所の設けあるを以て此の中に鹽藏し置くものとす。漁獲魚類は種々にして、黃花魚(くち)、鯛、金線(いとより鯛の一種)、狗棍(太刀魚)、紅三(いとよりたい)、春先口は鯛等あり。一箇年の漁獲高は支那人の言は判定に苦しむも少くとも一千元は得るものゝ如し。

二、打 船 漁 業

南澳島の打船漁業

南澳特有の漁法にして黃花魚漁業に使用す。其の漁業は我が國の棒受網を

擴大せる如きものなり。一船の打船の建造費及運轉資金に普通二萬二、三千元を要し、年漁獲三、四萬元ありと云ふ。但し一船とは漁船四十二艘より成り南灣全島にて四十餘船を有す。

網の構造 網地は麻絲製にして殆ど正方形横六十尋、幅六十二、三尋とす。其の一邊に浮子を附し他の三邊に沈子を附す。沈子は土製又は鉛を用ひ且つ其の三邊に各邊二本の網を以て大竹の浮子に連結す。網の長さ五、六十尋とす。或は百尋に達するものあり。漁時は其の三邊は水中に沈め浮子竹を以て網の存在を標示す。漁法は浮子邊の兩側に大船二隻を配置す。之を船母及船公と稱し船母は漁法及漁具の財政庶務を總攬する責任を有し元帥の格なりと云ふ。船公は漁具の敷設引上げ漁場の選定、魚群の來襲等即ち技術に關する全部の指揮權を有す。又是等兩船には傳令船として船子各二隻を有し、他の船子に命令及其の他の用務を命ずる艇と稱する小艇附隨す。船子は三十六隻あり、一本の浮子繩に對して六隻の船子其の引揚げの任務を有す。且つ其の中一隻は他の五隻に對し指揮權を有す。船子は船公の命令に従ひ三華里外の距離より海面を棒にて叩き、魚群を網の方に追ひ進み來る。其の中一隻は浮子に近づくに従ひ其の引上げ任務に従事す、且つ海面を他の五隻と共に叩き次第に船網に近づく六隻の船を一束の船と稱す。是等の動作は一絲亂れず秩序整然として行はざれば魚群を捕り逃がすの恐れあるを以て極めて整然として進み來ると云ふ。漁場の位置は南灣島の外洋に面する沖合なり。又網の沈設は移動的にして船公は魚道又は魚群を見るに熟練したる漁夫な

るを要す。殊に潮流に大關係を有し急潮流なれば敏活なる動作を要し、或は魚群を失し潮流の爲め網を流失するの恐あり。打船漁業は魚群の厚薄又潮流の關係等により極めて豐凶を異にし時に一、二萬圓の漁獲あり又一尾も捕れざる事あり。最近に於ける一船の船打にて四日間に八千圓を漁獲せり。又以其の盛況を知るに足る(大正六年十月十二日廣東省南澳島にて記す、沈子は土製又は鉛を用ふ)。

新造費 船公船母長さ三丈幅一丈各五百元、船子長さ一丈二尺幅五、六尺百元、網の構造費一千六百元、漁期は一年三回に分ち收支決算をなす。

春季 自舊一月一日 至五月四日 流用資金一萬二千元

夏季 自舊五月五日 至七月十四日 同 八千元

冬季 自五月十五日 至十二月二十九日 同 一萬三千元

冬季を盛漁期とす。船子には四人乃至六人の乗組員なり。

漁獲物は鮮魚の儘澄海、汕頭、北港及其の附近に販賣す。

第四章 養殖業

第一節 草鱧鯁魚養殖

(一) 臺灣に輸入する魚苗の経路

本島養殖業中草魚、鱧魚、鯁魚の魚苗は従來本島に於ては絶對的に採卵孵化の途無しとし又其の天然發生も絶對不可能のものとなして、毎年對岸の汕頭、厦門を経て之を輸入せり。其の額大正二年には百六桶、尾數一千二十四萬尾、價格二萬一千五百五十六圓、大正三年には少しく減じ七十四桶、七百三十萬尾、一萬四千七百六十圓に達せり。大正五年度に於ては五十七桶にして一萬二千三百八十圓なり。右の價格は輸入者の申告價格なるものにして信を置き難く、養魚家の手に渡る頃には一尾一錢乃至三錢に上る所より見れば、其の價格も前記のものに數倍するものならん。又輸入期は一月、六月、七月、八月、十一月、及十二月にして六、七月最も多く、一月之に次ぎ十一月及十二月は最も少し、又輸入港は淡水最も多く高雄は二次にして基隆最も少し。輸出港は汕頭、厦門なり。是等魚苗は支那にては廣東及江西の兩省に産し、本島へ供給する魚苗は廣東省西江流域にて捕採したるものを汕頭地方の商人の手より本島に供給す。西江流域にて魚苗採集地として知られたるは甘竹、九江、江安、江利、肇慶及都城の各地にして、饒產地として最も知られたるは肇慶なり。肇

慶は廣東を去る西南に百四、五十哩、廣東より三水鐵道により三水に到り、之より蒸汽船に乗じ西江を遡上し五時間許りにして達す。

魚苗來襲の位置は肇慶に沿ふ河岸一帶、特に古塔の下邊りにして、河底は砂泥より成るも主として砂地にして之に砂礫を混す。水は黄色又は黄褐色を呈す。水深一丈内外にして魚苗は河水の淀む所に最も多く、小河の流出口の如き餘り採捕されず。魚苗の採集期は舊五月の中旬に始まり、四、五の兩月最盛にして、六、七月に來襲するも其の量少し。

魚苗の大きさは二分位にして、白色又は無色透明にして魚苗は三種の魚苗を混するも熟練せる漁夫は直ちに識別するを得。又魚苗の種類によりて集來する位置を異にすと云ふ。

親魚は肇慶にては未だ嘗て見たることなく、九江の魚苗商の談に依れば廣西省柳州に産し、柳州は船便にて九江より十日を要し、柳州を通ずる西江は其の附近一帶岩と石とよりなり、産卵場として最も適す。親魚は常時海中に棲息し産卵期に及び西江を遡上し來り、舊春の三月頃九江附近にて親魚を捕獲することあり。九江にて捕獲したる親魚は草魚二、三十斤、鯪魚二、三百斤、又一老人は五、六百斤の親魚を捕獲し、船二艘にて曳き來りし事ありと云へり。斯くして親魚は西江を遡上し柳州附近の岩石の間に放卵す。九江肇慶附近にて産卵せざるは岩石なき爲めなりと土人は言へるも信據するに足らず。

魚苗の捕獲法 是等魚苗は殆ど支那全土、臺灣、新嘉坡地方まで輸出するを以て、其の年漁獲

高は夥しきものに達す。従つて捕獲場所に對して各人間に爭論を惹起せざる様、豫め其の場所は入札によりて定む。肇慶にては入札價格は村の公共費に充てたるも、現今は民國四年大洪水の爲め肇慶の堤防破壊せられしを以て其の修繕費に充つ。落札箇所は八十箇所價格二萬圓内外なりと云ふ。斯くして取得したる場所にて他の採捕者は其の所有者の許可を得て一漁期幾何にて従事するものとす。肇慶魚苗年漁獲高は二十萬圓以上に達すと云ふ。

草鯉魚捕探器具は本島の虱目魚苗捕獲に使用する敷網類似の馬尾と稱する漁具と全く同一にして綾網と稱す。綾網は囊部と捕探部に區別され、囊部は麻絲の荒目織なり。網口は幅四尺二寸高さ二尺四寸にして長さ十二尺なり。捕探部は麻布製にして殆ど空間なく長さ三尺五寸、幅一尺高さ六寸、網の上面に向ふ部分を切り開き、其の兩側に木を結び附けて網の浮上に便ならしむ。此の網を河岸に沿ひ網口を流に向け兩側に竹の支柱を附し、又網の中央部に網を浮上せしめん爲め木を附して敷設す。

販賣方法 捕採せる魚苗は直ちに其の傍に本島虱目魚計算用に使用する長方形の魚網に一時貯へ魚苗を選別す。魚苗は草鯉、鯉魚共に混同し捕獲するを以て其の選別困難なるも、普通是等捕採者は魚苗の層によりて區別す。水の上層に來るものは雜種として之を捨て、第二層を草魚とし、第

三層即ち下層を鯉鯁魚とす。是等の魚苗は其の日或は翌日魚苗池に移し或は魚苗商に賣渡す。魚苗一は、二分の細小なるものを以て、此の販賣は尾數の計算をなす能はず。従つて直徑八寸深さ一寸五分の圓形の皿を以て一皿幾何を以て賣却す。一皿に草魚二十萬尾、鯉鯁四十萬尾を容る。又或地方にては錫製の直徑一寸五分深さ一寸位の盃にて賣買し、一杯四、五元時に苗卵の採收尠き時は八、九元に上ると云ふ。

魚苗池は場所によりて其の構造を異にす。肇慶にては魚苗池は百坪内外にして、之を竹の網代を以て池を仕切り、横に二列幅三尺の溝を作り此の中に五、六寸大の草鯉鯁數尾を入れ、之れが運動により水の攪拌を起さしめ清淨作用を行はしむ。捕採日の異なる魚苗は同一魚苗池に放たず、其の成長を等一にせん爲め其の日捕採せる魚苗のみ同一魚苗池に飼養す。餌料には卵黃又は牛糞を水にて軟くしたるものを與へ、又或種の草より浸出する草汁を與ふ。従つて一區劃の魚苗池は有機分に富み腐敗し易きを以て換水に注意し、同一魚苗池には三日以上飼養せず。斯くして十日乃至一箇月にして一寸以上に達するを以て之を各地に搬出す。其の賣價は一萬尾につき鯉魚八、九圓、草魚十圓、鯁魚五十圓乃至六十圓なり。

本島に輸入する魚苗は汕頭の魚苗商、舊三、四月頃肇慶に到りて微細なる魚苗を求め、民船又は蒸汽船を以て汕頭に運ぶ。汕頭より北三里許の梅溪に此の種の魚苗商多し。吾人は江合利なる七十

歳許りの老人に就き調査せり。支那人の通弊として容易に初めは其の真相を窺知するを得ざりしも、彼が一度臺灣籍民たるを知り得たりしより詳細の説明と肇慶の魚苗商萬利號なる者へ紹介状を貰ふ事を得て調査上大なる便宜を得たり。因に彼は汕頭、臺北、臺南に支店を置き又新嘉坡地方へも輸出す。本島輸出は主として彼一手によるものゝ如し。江合利の魚苗池は口繪に示す如く常時は野菜畑とし、魚苗時期に至りて底部を固め洩水を防ぎて魚苗池とし、水は水車を以て汲みて換水し食餌として卵黄と米粉とを交へ與ふ。魚苗は約一箇月飼養し一寸許りにして賣出す。臺灣向き第一回の輸出は六月頃にして、第二回は十一月より翌年一月頃までなり。價格は一萬尾鯉鯪四十圓乃至八十圓、草魚八十圓、大正六年は魚苗比較的少かりし爲め百二十圓まで騰貴せりと云ふ。運搬途中の魚苗の歩留りは肇慶より汕頭に到る間に一割乃至八割、又汕頭より臺灣までに一割乃至九割なり。一割の歩留りの如きは殆ど稀れなりと云ふ。汕頭より臺灣へ一桶(三、四萬尾)の運賃は三十五元にして、航海中の水を流動せしむる水掻苦力は二桶に付三人を要し、一人二十四、五元(運賃は種魚取扱ひ者持)の給料を與ふ。目下菴埠市外梅溪には魚苗業を營む者三十餘戸あり、其の内専ら臺灣向輸出を爲すは本邦商江合外二商なり。

(二) 福州近在の同魚養殖業

福州附近にては南臺より、城内に通ずる間の田圃、西湖公園附近及鼓山に到る間の沿道の兩側に

百坪内外の水溜ありて、其の中に草魚の右往左往せるを見る。是れ農家は田圃の灌漑用として是等小面積の小池を作り、副業として草魚、白鯉、紅鯉、鯉、鯽及鯽等の養殖業を營むによるなり。魚苗は江西、廣東の兩省より一寸内外のものを魚苗商搬出し來り、一時魚苗池に放養して萍と稱する浮草を餌料として與へ、稍長する頃に飼養池に移す。農家は此の時魚苗商より買求め飼養す。養殖法は舊四月頃より飼養池（二、三尺の水深）に放ち、初め萍を與へ稍長するに及び舊五月中旬以後は洲田に繁茂する草を與へ、舊曆九月頃より芹菜の葉を之に換へ、白菜の季節には白菜の側葉を與へ、捕採時まで白菜を用ふ。是等植物性餌料は草魚最も好んで食し、鯉魚は草魚の排泄物を餌料とす。従つて草魚と鯉魚とは必ず混養すべきものなりと云ふ。又給餌場を作りて竹柵とし、此中に前記の植物を投與し置くとときは養魚は茲に群り來り、養魚家は之を以て養魚の運動と呼吸との調節を計ると云ふ。養魚の成長は草魚紅鯉は年末に於て四、五斤に、又白鯉は三、四斤に達し、鯉魚は一斤に達せずと云ふ。價格は草魚斤百文、鯉魚は百文に達せず、鯉魚は草魚の二倍高なり。従つて一畝（百畝は我が六町一九五）の池に草魚七十尾、鯉魚三十尾、鯉魚二十尾を混養するときは收穫高四十五圓内外なりと云ふ。又害敵としては水獺及魚虎（即ち鱧）の被害を最とす。水獺の襲ふ時は油松葉を焼きて驅逐し、又池畔に白色に塗りたる木板を立て置くとときは水獺は之に驚き其の被害尠しと云ふ。七、八月の炎暑の候養魚は暑氣に打たれ腹上状態を呈することあるを以て、之を防ぐ爲め池

畔に樹木を植ゑ日陰を與ふ。又大雨の爲めに斃死することあり。

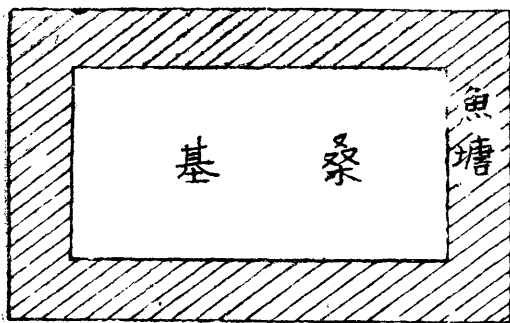
養魚經濟

魚苗の價格は江西省より來るものは十二文なるも、普通農家は土地在住の魚苗商より購入するを以て一尾草魚鯉魚各五十文、紅鯉三十文、白鯉二十餘文なり。従つて一畝の池に百二十尾放養するとしても五元五、六十文を要す。又萍は魚苗放養時多少購入し置くときは其の繁殖盛なるを以て購入費は僅なり。草は洲田に生ずるを以て郷人之れを城内にて販賣す。一草菜(二尺二寸四方にして高さ一尺八寸)に付百二十文、一日一草菜を以て草魚四百尾を養ふ。八十菜を使用したりして四元八十文なり。又芹菜葉は前者より稍高きも一定の相場なく、是は洲田の草絶え白菜收穫し能はざる間に使用するものにして每擔約二、三百文なり。白菜の側葉は俗に白菜袍と稱し、一擔八十文なり。白菜と合せて百二十擔使用するとして十元を要すとせば、總支出合計二十元四十文、尙此の他年末漁獲用の網の賃貸料の如き除外す。又百二十尾放養して百尾の收穫とし一尾四斤半、斤百文替として四十五元を得、差引二十四元六十文の純益なり。

(三) 廣東地方の養殖業と養蠶業との關係

廣東省々城より三水線に塔じ西行すれば、其の沿道及三水より磨之門に出づる途中、九江附近及甘竹より左に折れて出づる順徳の平野は、此の附近一帶河道屈曲して水路縱横に錯綜し、其の間桑園相連る。其水面と田面とは殆ど高低の差なく、冬期の減水期と雖も、田面は尙水面を出づる僅に數尺の

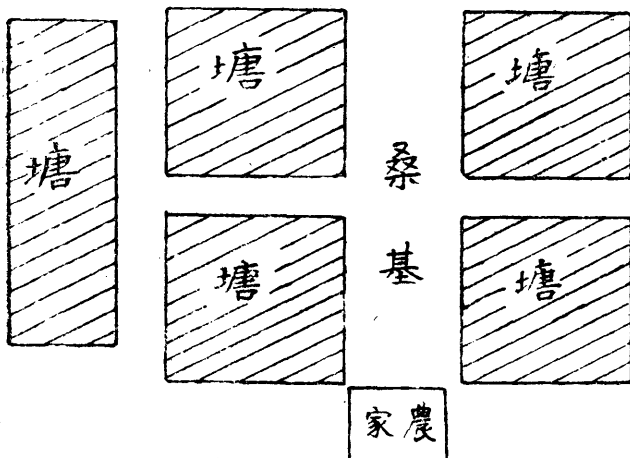
み。河水の氾濫甚しきに拘らず、爲政者は堤防工事を等閑に附せしが爲め毎年淹沒を免れず。河道は年々多少の變更を來し、甚だしきは桑田は水に浸されて河に變ずること屢なり。此の地一帯風水害の被害斯の如く甚大なるを以て、郷人相扶けて自ら圍堤の修繕を行ひ來りしが、近年に至り官紳漸く意を築堤に用ふるに至れりと雖も西江、北江の流砂によりてなる三角洲一帯の河岸は水に浸さるゝこと極めて容易にして、加ふるに此無數の河道を以てす。是等の河道に盡く永久的堤防を築かんとする、三角洲諸縣如何に富むと雖も至難の事たらずんばあらず。況んや西江の氾濫は其の慘害に伴ひ其の淹沒せる田面に新に沃土を加へて自然的施肥をなすの利あるに於ておや。斯の如くなれば今猶堤防と稱すべきものを見る能はず。従つて地方農民は其の淹沒を防がが爲め、田地の四圍又は一方を掘り其の土を以て田面を高くし、以て河水の氾濫に備ふ。斯くして得たる地を桑基と稱し、養蠶用の桑畑とし、掘りたる池を魚塘又は單に塘と稱し、草魚、鯉魚、鯁魚等の養魚池に當つ。従つて此の邊一帯は養殖業と養蠶業と相關聯して隆盛を來したるものにして、廣東省に於ける養殖業の盛なる又偶然に非るなり。又斯の如き土地を圍と總稱す。而して圍田に生じたる桑を圍桑と稱す。圍田の作り方に四水六基、對水對基及六水四基等の作り方あり。四水六基は田積の十分の四を魚塘となし其の十分の六を桑基即ち桑田となすものにして、對水對基は塘と基と其面積伯仲するものなり。又六水四基は田積と魚塘との面積四水六基の反對のものなり。而して廣州府の南海縣、順德



第十七圖



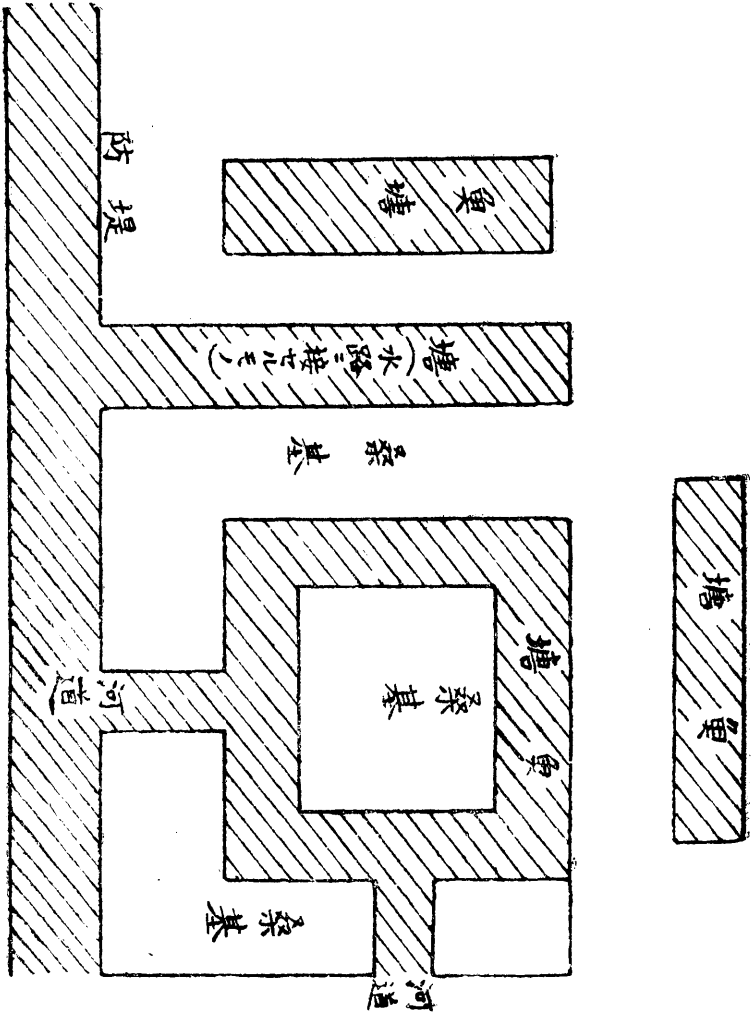
道路



第十八圖

尺—上面水高防堤

河道



第十九圖

縣、肇慶府の高明鶴山地方は其の地勢の關係上皆圍田の法に依れり。西江の流域は絶えず其の沿岸又は河中に堆積して新しき砂地を建設するを以て之を沙田と稱す。之に生じたる桑を砂桑と云ふ。今順德縣附近の圍田の圖を掲げて魚塘の配列の狀を示せば別圖の如し。

養魚池即ち塘なるものは廣東三角洲特有のものたると同時に又特殊の效用を有し、此の地方の蠶業に缺く可からざるものとなり居れり。塘は實に此の地方桑園の附屬物にして、必ずしも河道に近き低地にのみ之あるに非ず、淹没の慮全くなき山麓にも尙且つ塘を有する樹田少からず。これ塘には前述の桑某の面を高からしむる他尙養魚の用に供し、他方桑園の肥料を塘底の肥土に求むるの結果なり。其の效用を示せば次の如し。

一、塘内の養魚

此の地方の農民は其の塘内に草魚、鯉魚、鱸、鯪魚等を放魚す。多く混養にして放魚尾數は明らかならざるも一毛の面積に草魚二萬、鯉魚一千尾、又二畝の面積には一寸五分の草魚三萬を放養す。五寸位のものは草魚千五百に鯉魚一萬尾と稱すれども數字上の事に就き支那人の言は信賴するに足らず。池の深さは三尺、夏日の炎天の日には樹枝を入れて日蔭を作り、大雨の時は鹽を投入して浮死するを防ぐ。餌料は死蠶、蛹蛾、蠶糞、人牛糞、豆糞及草等を與ふ。特に夏秋の候に於て蠶の上簇したる後、蠶籠底の死蠶又は簇上の不結繭等を塘内に棄つるときは養魚は之を食す。然るときは養

魚の鰓の外面に蝨と稱する寄生蟲を生じ、腹部白色となり且つ非常に激烈なる傳染性を有するを以て、此の病氣の養魚に發生したる時は養魚家は其の治療法として桑籠に煙骨(煙草の幹ならんか)を盛り、其の上に蛹を入れて夜池水靜かなるとき塘中に捨つ。然る時は魚は忽ち蛹香を臭ぎて争ひ之を食すべく、同時に胭脂の水を吞吐するを以て胭脂の效力によりて其の蝨を殺し魚は之によりて恙なきことを得ると云ふ。又は其の餌料中に煙草又は白礬を混じて投入するときは之を防ぐことを得ると云ふ。養魚は放養後一箇年にして販賣するを普通とす。本年二、三月に放養したるものは年末に於て一斤近くに達す。斤二毫内外にして農民は自家用の外、尙他に出售して少からざる利を得べく、養殖業は此の地方養蠶家の副業の觀あり。一畝の塘を有するものは養魚により年十五、六元乃至三十元に至る純利を得べしと云ふ。

二、塘泥の肥料

上述の如く塘には養魚をなし、又蛹、死蠶其の他餌料を塘内に捨つるを以て、塘底の泥土は肥料分に富む。毎年十二月頃塘水を乾かして魚を收穫し、塘底の泥を採りて肥料とす。此の泥土は實に其の地方に於ける肥料の重要なものゝ一なり。本省及支那の他の地方にては蛹、蠶糞等は其の儘之を肥料とし、又本邦の如き採油の上之を施肥するものあれど、此の地方には一旦魚を養ひて利を得、更に其の塘底の泥土を以て肥料とするが故に、常に利益の多きのみならず、よく自然に蛹中

の脂肪を去りて完全なる肥料たるを得。蛹を直ちに施肥するときは、温熱にして濕氣多き地方にては其の腐敗によりて桑根に悪菌を生ずる憂あり。又前述の如く蛹は脂肪分多きを以て之を除去せざれば肥料として宜しからず。養魚によりて得たる塘泥は自然の間に其の脂肪分を除去し、且つ他の種々の腐蝕質を含み肥料として最も適當なり。又塘は河流を去ること遠き地方にありては早魃期に際し塘水を以て灌漑の用に供ふ。

三、塘泥及び河泥

塘泥は又土壤改良の方法として使用する。其の方法は覆泥即ち肥土を以て土地を蔽ふにあり。南順地方にては魚塘桑基相連り覆泥によりて沙田を改良す。蓋し塘泥は諸種の有機物を含有せるものにして其の肥沃なる、河泥の遠く及ぶ所にあらず。且つ降雨によりて含有養分を洗ひ去らるゝ憂なく、肥料として最も有效なり。塘泥を取るには一般に冬季間、伐枝の後に於て塘水を乾かし、養魚の捕獲後岸邊より長さ一丈餘りの梯又は板を架して橋となし、竹製の採泥籠を以て之を掬ひ取り桑の間に均しく覆ふ。又夏季には小舟を浮べ竹竿の先に右の採泥具を結び付けて泥を取り、小舟にて河に依り他に運ぶ。河泥は其の肥料分塘土に及ばず。覆泥は九月十月頃の乾燥期に叩伐枝後最も多く之を行ひ、又三造の終りの早期にも行ふ。塘泥は質肥へ且つ濕潤なれば旱季には兩種の利あり。採泥には塘一畝に七、八人の人夫を要す。人夫一人一日の賃銀約四毫を上下す。又覆池には一畝の田に舟

十數隻を要す。小舟の借料は一隻一日一毫内外なり。

第二節 牡蠣の養殖

廈門名産の一は實に牡蠣なり。郷人の曰く、有り餘るものは蠣にして難事とするは野菜類なりと。廈門の蠣は金門島周圍、丙州、廈門にては港澳一帶蠣床ならざるはなく、特に港頭の前方南側殊に盛んなり。其の規模の大にして秩序立てる、支那としては驚くべき程なり。底質泥土よりなり膝頭までも没す。蠣床は干潮時干潟を呈する所に作り、百間隔てに排水溝を設け、其の兩側に必ず蠣床あり、排水溝の大なるは幅五間長さは陸との距離によりて長短あるも普通百二、三十間なり。排水溝兩側に或は之に平行に或は直角に蠣床を設け、蠣床は二間の間隔に長さ二間の一列に圓錐形の床ありて、又床は一列に五箇乃至十箇を排列す。而して其の床と床との間隔は二尺乃至三尺にして、床は花崗岩の長方形の薄板石よりなる。床の石柱は長さ二尺乃至三尺五寸、幅五、六寸、厚さ二寸、其の石板四枚乃至六枚時には十二枚を立て合せを見る。其の高さ二尺五寸、各床の間隔二尺五寸、排水溝近くにては殆ど一尺を隔てざるものあり(口繪参照)。而して蠣床の長さ十二間に四十床を認む。

養殖法は是等石板柱を舊十二月より三月迄に倒し、日乾して三月に至り床を作り又數箇年其の儘に放置して稚貝を著生せしむ。稚貝は排水溝近くの床に多く、殊に板柱の内面に密著す。此の地方一帶の養蠣場は別に身入場の設備なく、市場に供給するには直接板面より叩き落し搬出す。一年に百床

二、三十圓の收穫ありと云ふ。市場の蠣は多く一年生にして、厦門にては此の地方産出の牡蠣を消化する能はず、年々牡蠣の罐詰とし陶化罐詰公司のみにて半磅の牡蠣一萬箇を南洋地方へ輸出す。

尙蠣床は泥濘にして膝迄没する程なるを以て、其の間に煙の養殖を行ふ。其の養殖法は舊十二月頃泉州地方より稚貝(其の大きさは米粒大なり、價格九十斤につき十五圓)を求め來り、坪一升を撒布す。而して稚貝の蒔付け期は舊十二月中旬より翌年二月頃までなりとす。稚貝を撒布後其の表面を手板を以て搔きならず。六、七月頃より捕獲し始め、吾人が八月二十三日取上げたるを見たるに一寸四、五分に達し、是は本年一月に蒔付たるものなりと云ふ。又幅三間にして長さ六町の養殖場より年收三百圓に達すと云ふも眞僞明らかならず。

汕頭より海山、東里、營口行きの汽船に搭じ、航行する事約三時間にして井津に達す。此の邊より東里に到る間海岸に沿ひて南北に連なり東西に列をなし無數の蠣床あり。其の幅三、四尺長さ二、三間乃至數間にして各蠣床間の水通しあり。斯くして三十間毎に一區劃をなす大水溝あり、蠣床は一貫匁内外の石塊を空間なく密に羅列す。高さ一尺石塊は本島の蠣床の如き圓石に非ずして、全く摩滅せざる肌當り荒き石塊にして花崗石より成り、一見蠣床用に特別仕立の如き觀あり。其の差渡し五、六寸より七、八寸に及ぶ。同行の一米宣教師は此の附近の蠣の大なるは硬くて食用に耐へず、多く市場に現はるゝは小型のものなりと云ふ。廣東省にては香港澳門附近に饒産す。

第三節 煙の養殖

福建省の沿岸には貝類の養殖盛んにして、羅源縣の松山、泥田、白水、王廩、鑑江、福清縣の東南方海口鎮、龍田鎮等の半泥半沙の地殊に盛んなり。煙は其の種苗の生産地と親介の産地とを異にす。種苗は淡鹹水の混交する泥土の底地を宜しとす。主産地として知らるゝは三沙灣の灣澳、福寧及寧德地方とす。而して種苗の價は百匁に付銀十元内外なり。種苗の移植は極めて困難にして短時間に行はざれば種苗を斃死せしむるの恐あり。従つて種苗の移植は毎年一、二月の寒冷の候晝夜兼行を以て行ひ、且つ雷鳴に會ふ時は斃死すと云ふ迷信あり。煙の養殖場は煙坪と稱し、干潮時干潟となる所を宜しとす。煙苗は種實を蒔くに一面に撒布し、其の量は一畝の地に六十匁を撒布す。採集期は九、十月より採集し始め翌年二、三月に及ぶものあり。然れども翌年の夏に至り採捕するを常とす。煙は百匁につき三、四元にして一畝の地より二百元を産す。尙此の外花蛤と稱し本邦の蟻綱を饒産す。又蝸蚌の争は漁夫の利に如かずと稱する蚌貝も、閩江の河口梅花地方に養殖す。又東港名産の西施舌も長樂縣に産するを見る。

第四節 赤蟹の養殖

廣東省樂會縣の澄海、井郷、華塢等の地方に蟹の養殖を行ふ。其の稚蟹は海邊より採集し來り養殖場に放つ。養殖場は池塘を作り淡鹹水を通じて周圍に鐵網を張廻し其の逸出を防ぎ、餌料として飯

其の他を興へ或は小蝦を細切して投與し、滿一箇年飼養して市場に上す。此の地方よりの産額は八千五百元内外なり。

第五章 地方誌

本章は農商公報より抄譯せるものを經とし、筆者の見聞を緯として編纂したるものにして、魚體の記述の如き農商公報に依る

第一節 福建省

(一) 福州

福州は福建の長江たる閩江口を距る三十四哩の上流にあり。基隆を距たる百四十四哩、省城の所在地にして、一八八二年南京條約に依りて上海、寧波、廈門及廣東と同時に開港せられたる支那最古の開港場の一なり。然れども外洋航行の汽船は福州の下流九哩なる馬尾に碇泊するを以て、其の間は小蒸汽及支那帆船により交通す。従つて福州は水産上唯だ郊外の養殖業を除くの外何等價值無く、馬尾も海岸を距たる輿地に二十五哩なるを以て、閩江流域にては寧ろ江口の館頭は民船常に三十隻を碇船し、小蒸汽船の出入に自由なるを以て此地を根據として漁業に従事するを得策とす。従つて福州に就きては海産物貿易狀況を記述するに留めんとす。福州は南臺及府城より成り、人口三十萬と稱す。由來省内山嶽重疊、土地荒瘠何等産業の特記するに足るものなく、僅に製茶、木材、

土産紙の輸出を以て輸入綿絲布、麥粉等の對價とするに止まり輸出入貿易年額二千萬兩内外に過ぎず。且つ民度貧弱十八省中貴州に亞ぐを以て、品質の良好なるより寧ろ價格の低廉なるを欲するに
より、安價日用品の今後一層需要増加すべき論を俟たず。本省財政は主として省内消費の鹽稅の附加稅を以て支辨するの外なく爲に鹽價は甚だしく騰貴し、平均百斤五弗八十仙の高價を示すを以て、自然鹽魚は味美にして鹽の代用をなすに依り益々歡迎せらる。

福州市場に現はるる海產物は地元產十二、三萬擔、輸入品二十萬擔、此價額百七、八十萬兩乃至二百萬兩にして中、輸入百萬兩、逐年輸入額の増加を示す。而して積出港たる上海及本島基隆より之を仰ぎ香港より小量を輸入す。本島との貿易は歐洲戰亂後急激に増加し、本邦より上海經由福州に供給するよりも船腹の關係上基隆經由を便利としたるを以て、從來福州上海間の本邦海產物貿易の大半を基隆に奪ひたると、又福建省は由來本島と民船貿易盛んにして、本島内年消費額二百萬圓なる禮拜紙は、主として本省の供給に係り、民船が風力を利用して興化より本島に來り、其の返り荷として鹽乾魚、燐寸の如き日用雜貨を積載し歸る。是等による海產物貿易は決して尠からず。本島との貿易額は逐年増加の傾向を有す。福州に於ける鹽乾魚取扱商人は又同時に舊海產物を取扱ひ、其の數三十餘行にして、中丁街に軒を竝べ上海及基隆より鹽鱈、上海及寧波附近より鹽魚、鰻、貝柱等の販賣に従事す。近年無頭開鱈は中流以下の副食物として需要極めて盛んとなれりと云ふ。取引の最

も盛なる月は舊九月より年末迄にして之に亞ぐは二月より四月までなり。輸入鹽魚の賣行上影響を及ぼすは地元産の黃花魚、鰻、烏賊、太刀魚、油同(鯖)、呈沙(鱈)、方黃(鰈)等なり。

(二) 福 清 縣

福清縣は閩海道の南端に位し北に長樂縣あり。海岸は屈曲に富み自然に良漁港を成し南方は半島狀に突出し、南日島により興化灣を形成す。海壇、南日兩島は海賊の巢窟として知らるゝと共に由來昆連江口等と共に漁業の根據地として有名なり。福清、興化には福州より發動機船の便あり。縣下沿海魚族に富み殊に鱧、太刀魚、鱈を多産す。従つて次に記載する如く是等の漁業最も盛んにして、漁獲物は多く鹽藏又鹽乾魚として福州廈門地方に移出す。其他本縣下海産物として名あるは魚鱈、鱈皮、鱈煙の乾製品及紫菜等なり。又縣の南方海口鎮、龍田鎮地方は海底泥土より成り煙の養殖盛なり。

一、鰻 魚 漁 業

鰻魚は硬骨魚類に屬し體は圓筒形にして細長く、胸部は頭部尾部に比し稍大なり。鱗無く常に粘液を分泌し極めて油滑す。脊鰭、胸鰭、尾鰭短小にして臀鰭無く口に鋭齒を有す。腹部に氣胞を有し鰓にて呼吸す。鹹水淡水共に産し淡水産の鰻魚は頭稍圓く體短く色暗黒なり。産卵期は冬春の候にして此の時期に至れば肉美味肥大す。鹹水鰻は本邦の鱧なり。

漁場の地域及其の狀況

淡鰻は各溪間の岸に穴を穿ち夜間に至りて淺草の間に現るゝを以て之

を漁獲す。鹹水鰻は元來東南海中に産し潮流に隨ひ、淡鹹水を追ひ來るを以て沿海一帶概ね鰻魚の漁場に適す。

漁船漁具の種類及其の構造　　漁船の種類同じからず。上に蓋篷又は蓋板を有し、帆によりて風力を利用し或は櫓を以て水を排して行駛するものを大漁船と云ひ、又大福、小福、小清と稱するあり。底あり蓋あり釣漁具を用ふる漁船を鈎艇と稱す。又底あり蓋なく篙一、櫓二箇を有する漁船を舢舨と云ふ。又鮮魴隻槳の諸名は皆漁船の小なるものなり。船は重に杉材を以て製し頭部扁平にして尾部尖れるものあり、又頭尾共に銳きものあり、又頭尾共に扁平なるものあり一定の式なし。漁具は猛及縵の類を用ひ網目の大きさ三、四分より四、五寸までにして一定せず。長きものを縵と稱し廣きものを猛と爲す。又延繩を使用す。漁期は年中概して従業するも冬春の候最も盛んなり。

販賣の習慣　　淡鰻は泉州惠安地方の魚商之を購め、水桶に入れて擔送す。百觔二、三十元なり。然れども其の年産額千元に達せずと云ふ。鹹鰻は篋笛の竹材器或は船腹中に入れ、鮮魚のまゝ附近の市場に販賣するも、其の多くは鹽漬とし、或は背割として乾魚とし福州廈門に移出す。仲立問屋は百分の六の口錢を取るものとす。縣下饒産地として知らるゝは江口、南日、平潭島地方にして年數萬を算す。然れども近年鹽價暴騰の爲め全邑の鰻の移出量著しく減少し以前の六、七割なりと云ふ。

二、帶魚(太刀魚)の漁業

帶魚は體頗る長く帶狀をなすを以て此の名あり。外皮は銀白色の薄膜を有し鱗なく夜間光を放つと云ふ。頭眼共に著しく大にして強齒を有し、之れにて他の魚類を攻撃するを以て海中の雄と稱せらる。冬期大海中に産卵し常に群をなし洄游す。海流に隨ひ冬期海邊に到り更に潮流により溪河に入ることもあり。唯河川に採捕するものは外海のものに比し小なり。漁夫は常に數百華里外の海中にて漁獲す。又帶魚の小なるは帶柳と稱し大なるは縋帶と稱す。漁期は冬至前後最盛にして同期に到れば群をなし洄游し、夜間その光を以て容易に其の魚群を識別するを得。漁具は灣内にては網具を用ひ海洋中にては釣具を使用す。

販賣の習慣 溪河にて獲る帶魚は鮮魚の儘直ちに附近の市場に販賣す。海洋中に獲たるものは小漁船に移し船底に鹽漬にし福州其の他内地の商人に賣渡す。年産額は一定せざるも年二萬元を得べく七、八年前に比し著しく減少せり。

三、鯊 魚 漁 業

鯊魚の種類同じからず。胡鯊と云ふはノコギリガザメにして色青く脊鰭、尾鰭共に長く背上に細沙状のもの密著す。體長三、四尺より十尺内外に及ぶ。鼻は鋸の如く皮は繪鏤に作り肉は食用に供す。又鮫鯊と稱するは鼻長く鮫に似て皮は劍靶、眼鏡入類を製す。出入鯊と云ふは稚魚時代常に母の洄游に伴はれ害魚に逢へば母魚の口より體内に隠るに因つて此の名ありと云ふ。又帽鯊と稱するは頭

部に一對の皮質の鰭突出し、恰も帽を戴けるが如くシユモクザメの類乎。更に黃鯊、青鯊、淡鯊、烏鰩鯊等は口蓋部及尾鰭共に黒く、夏期大海に於て産卵し常に群をなして洄游す。

鯊魚漁業には主として釣漁具を用ふ。又漁夫は遠淺の漁底に石垣を造り、若干の間隔を置きて一本の杉木を植ゑ、其の間に竹笹を夾みて起伏を自由ならしめ、満潮時海水は竹笹を壓倒し鯊魚は潮と共に侵入す。退潮時竹笹は水力に依り起伏するも、魚類は竹笹の動搖に驚きて敢て衝出せず。却つて上流に溯游す。而して全く退潮し盡して捕獲さる。又網、罩、斗杓等の漁具を使用す。漁期は四時行はるゝも、夏期最も盛んにして鮮魚の儘販賣し、其の皮は鯊皮として又鰭は魚鰭として販賣す。魚鰭の製法は本邦と異ならざるを以て略す。鯊皮は胡鯊、鮫鯊、烏鯊等の魚皮を剥取り、白礬を掛け日に晒して乾燥せしむ。用法は木板の摩擦用、鮫鯊は劍帶の裝飾用、烏鯊皮は魚唇と稱し食用に供す。

四、鰩 鯉 魚 業

鰩、鯉の兩魚は細鱗を被ひ齒は弱く體長四、五寸なり。七、八月の候、潮流に隨ひ淡鹹水中に群來す。本縣下に於ける漁場は南日島最も盛んにして平潭、昆連各島は之に次ぐ。又内地各港も相當産出す。漁法は大網を敷き退潮を利用し漁獲するか、或は二、三の小船により長纜を以つて捕獲することあり。漁獲物は鮮魚の儘販賣するもの少く本島煮干鰩の如く之に少量の鹽を加へ、普通鮮魚百斤に鹽二十斤を加へ一度煮沸して五十斤位に乾燥し、市場に鹹鰩の名稱を以て販賣す。又鹽を加へず一度煮沸

したるものを鮮炊とし鹽藏鯧を鹹鯧の名稱を以て市場に供給す。是等鯧、鯧の鮮炊鯧は其販路極めて廣く支那内地販賣の外尙福州廈門地方へ移出す。近年の産額は一定せず、郷老の言を聞くに十餘年前は鯧、鯧の漁獲高甚だ多く一網數百斤を得たるも、價格は筋二十文に及ばざりしなり。然るに近年は其産額著しく減少せり。是れ鯧鯧の増加せる爲乎、是れに反し價格は以前に比し數倍せりと云ふ。尙鯧は鯧鯧、鯧鯧、蛤鯧の別あり、各鯧、鯧、蛤等に鹽を充分加へ瓶詰として醃藏し、其の汁液を使用す。普通其の價格は百筋鯧二十元、鯧鯧十元、蛤鯧は三十元なり。

鱸其の他 鱸は頭部著しく大、張口橢圓形なり。背中に黒點の斑點を有す。鱗は完全に發達し脊鱗、尾鱗、胸鱗共に大鹹水淡水共に産す。初生の際潮流に隨ひ灣内に來りて成長し、秋季に至り肥大す。漁法に一定の漁具なく網具釣具共に使用す。其の他本縣下重要漁業とし馬鮫(鱈)、至鯧(眞名鯧)を海の珍珠とし鱸縮白力石首を常食用として掲ぐ。馬鮫の漁期は清明節前後、鯧は初秋の候漁獲さると云ふ。

五、蝦 蟬 漁業

本縣下産出の蝦は白蝦、黃蝦、土蝦、草蝦等の種類あり。最大なるは龍蝦と稱し本邦の伊勢鰯にして縣下の特産物と稱す。漁具として魚杓を使用す。三方を廻し一方を水中に入れ蝦の入るを待ちて網を吊上ぐ。又長籬(刺網)を以て捕獲す。漁獲物は多く鮮賣にす。然れども黃蝦の如きは一度炊

熟し日乾して蝦對と稱し福州地方に移出す。

蟬は本縣下に多種を産し金蟬最も貴ばる。夏秋の候肥大し、黃蟬殻内に充ち美味なり。漁具としては鋤箆の類を使用す。蟬は元來海泥中に穴居し満潮時穴を出づるを以て之を捕ふ。又鋤を以て穴を掘り起し捕獲す。又魚餌によりて誘出し穴を塞ぎて捕ふ。金蟬は自己の力を以て穴を構成するにあらず、常に石罅中に隠居するを以て鐵鈎にて捕ふ。蟬の同類の蟹は毛蟹と名け省城福州に移出し、年數百元の産額あり。又熾と稱するは大海中に産し、形は蟬に似て殻の兩端に突出物あり、冬春の候最も多く二月に産卵す。南の季節風吹き霧多き頃繭を以て捕獲す。

蟹即ちカブトガニは夏季産卵の爲め沿岸殊に淡鹹水の注入する河口に集來するを以て、土人は敷網類を以て之を捕獲す。稻穂の色づく頃最も多しと云ふ。蟹は必ず雌雄對をなして來るものにして單獨に來る事なく、萬一單獨に捕獲さるゝときは不祥事の起る前兆として忌む。蟹甲は剝取り、是より杓子及碗類を作り各地方に移出す。吾臺灣にも蟹甲杓及蟹甲の年輸入額は九千圓に達す。

六、鮮魚(クラゲ)及龍腸漁業

鮮魚又は海蜆と稱するは我がクラゲなり。形傘の如く又鐘の如く圓大にして其の徑尺餘に及ぶことあり。體內多量の水分を含む。體色は白赤の二種あり。白鮮は俗に鮮及と稱し亦是鮮鮫と云ふ。鮮の浮游する時蝦は常に其の背上に止まり、蝦飛ぶ時は鮮沈下す。よりて俗に鮮は蝦を目標として浮

游すと云ふ。鮭魚は陰曆五、六月の頃浙江省沿海より縣下沿海に互り浮游す。之を遠くより見れば宛然水泡の如く漁夫は長纜、大網等の漁具を以て捕獲し鐵鈎を以て之を捕り、船中にて初め白礬に浸し、食鹽に漬り鹹鮭として移出す。年數萬元を産し臺灣へも年七、八千圓の輸出を見る。

龍腸は俗に沙蠶と稱し圓蟲類に屬す。形蚯蚓に似て長さ三寸許り、皮膜を以て外皮を包み内に細砂を藏す。本縣下南關外東營下瑤各村の沿岸の土中に産す。漁獲法は下鋤を以て土砂を掘り起し、捕ふ。漁期は四、五月頃最も盛んなり。龍腸は附近の部落に鮮賣するものあり、又龍腸乾と稱し體內の砂土を取出し乾燥せるものにして珍重せらる。又龍腸に類似する土笋と稱するものは龍腸より著しく小にして到る處の海泥中に産す。

尙縣下各島嶼の岩石の間に紫菜を多産す。本種は本邦岩海苔にして、島民は秋時各所有漁場に灰水(?)を入れ、冬至前後に採集す。而して價格は冬至採集したる毛髮の如き細少のもの最も高く一筋一元、又葉粗大にして散菜と稱するは安く一筋百文内外なり。土人は紫菜は風を好み、風強ければ盛んに繁茂すと稱し居れり。縣の東南方にある海口鎮、龍田鎮地方煙を多産し、一畝(我が國の)一八六坪より二百元を生産すと云ふ。

(三) 長樂、連江縣

福清縣に北隣して長樂縣あり。又長樂は閩江を挾みて連江縣に對す。此兩縣沿岸は共に漁業地と

して知らる。沿海は閩江の影響を受け海水稀釋され且泥砂に富むを以て、水産物も蝦、蟹、蛤、鯉、鰻等を多産す。長樂縣下梅花は漁村として知らる。戸數二、三百戸漁民の生活程度の如き本島漁民に比し遙かに裕福に見受けられ、記者は當地にて流網の數種と長網を見たり。又其沿岸は蚌貝の産地にして、其味又淡泊、内外人の賞味措かざる所なり。蚌は種苗を當地沖合より拾集し來り底質砂地にして比重一、〇一六内外の海水中に養殖し、徑二寸位にして市場に上すと云ふ。連江沿岸は泥質に富み、蛤の養殖盛んに行はる。連江地方の漁獲物の販賣は魚牙(問屋)によりて委託販賣せられ、現在魚牙としては和成、德成德興外二名あり。漁業者が漁獲物を魚牙の許に搬出し來るや仲買人小賣人は先を争ふて其魚籠を争奪す。魚牙は最初に手を下したるものに時價を定めて賣却す。決算は賣掛計算にして漁業者に對しては即時代金を支拂ふと稱するも明かならず。又萬一入荷魚類の販賣し切れざる時は漁業者に引取らしむ。秤量は百二十三斤を以て百斤と定め、之より生ずる利益は仲買人及小賣人に歸せしめ、本島の歩戻制に類似し、魚牙の手數料は八分五厘なり。

(四) 羅源縣

本縣は連江、寧徳の兩縣間に介在し海岸線は屈曲に富み半島突出し羅源灣を形成す。其南面及び北方に連浮鷹、西洋島、橫山島等漁業の根據地として知らる。又沿岸漁村としては吉壁門連邑下岐官嶺地方名あり。又縣下三沙灣の影響を受け花蛤は白水蹟頭玉厩鑑、鯉は杉山泥田白水王厩鑑江等

盛んに其の養殖を行ふ。

黃花魚漁業　黃花魚又は魷魚、金鱗又時期によりて其呼稱を異にす。春季春夏魚、夏季には官井劉鱸魚、漲膠魚、秋に吉壁爪又は福安縣地方にては梅魚梅大頭と稱するも、一般に黃花(爪)魚の名を以て知らる。石首科の魚屬にて南支那沿岸に主に二種類を見る。金鱗と稱するは本邦の石首魚にて黃爪魚は鮫の一種なり。農商公報記載によれば、肉美味にして性潮流に逆ひ群游を好み群居して音を發し、其聲雷の如く漁夫は竹筒を水中に挿入して其音を聞き網を下すと云ふ。體色は側面金色を呈し背部褐色其の大なるは一尺五、六寸にして四、五筋或は十餘筋に及ぶ。漁場は南は澳門より北は舟山列島に到る南支沿岸一帶に棲息するを以て到る處の沿海本漁業盛んなり。本縣下にては吉壁門一帶の海面殊に盛んなり。

漁具は延繩及網漁具にして漁船に魴船及舢舨船の二種あり。前者は網を用ひ後者は罾を用ふ。魴船は每船三人の漁夫乗組み魴網九十餘張を携へ出漁す。魴網は筍竹二本あり、其中二本は魴口を開かしめ海中に下し一本は浮子代用とす。魴尾には石の沈子を結び沈下せしむ。舢舨は一人乗込み港灣の淺海にて従業す。魴船による漁期は立夏より九月末に至り、第二期十月より、翌年の三月に終る。然れども第二期は漁獲高前者の如くならず、又各月に漁時を二期に分ち、第一期は毎月陰曆の六日より始め十六日に至り、第二期は十九日より二十九日に至る。又舢舨索罾は周年従業す。而し

て漁時は各月十五、十六、十七、十八日及二十七、二十八、二十九、三十日を最盛漁獲日とし、他は餘り従業せず。漁獲物の大部分は鮮魚の儘、松山、羅松、興化の魚問屋に賣渡し鹽藏するは一部に過ぎず。問屋は又之を仲買業者に託し市場に搬出す。價格は漁夫と問屋との協定により、又秤量法の如き舊慣に従ひ百斤の重量より何割かを控除して取引す。近時魚價は著しく騰貴せるも漁獲高半減し、漁戸九十餘戸あるも一戸の收獲高百元に過ぎざるべし。

鰻魚漁業 鰻即ち鱧の義にして當縣下に於ては連浮鷹、西洋島及横山島等の一帶の沿海に産す。春夏の候に漁業最も盛んにして秋冬の候に少く、漁具は主として延繩を使用す。延繩の水深は夏季七、八尺、冬季丈餘とす。釣船一隻にて一日最多百餘觔を漁獲す。漁獲物は小艇により直ちに松山地方の魚問屋に賣渡し、之を鹽藏又は背割として日乾し、福州其の他の奥地に移出す。

鱒魚漁業 鱒魚又は金刀と稱す。長さ二、三尺より八、九尺に及び重量十餘觔のものあり。本縣下沿海に産し、漁業は冬至(十二月下旬)前後最も旺盛にして夏至(六月)前後に至り衰ふ。性群居を好む。漁具に三種あり。一は蓐と稱し竹を以て製し、上濶く下狭く内部に網を張り、退潮時小船にて蓐尾より漁獲す。二は艫艫にして竹柱を海底に打込み之に網尾を連結せしめ、網口は一端に浮子を附し他端に石の沈子を附け開口せしめ、退潮時網尾より引上げ漁獲す。三は延繩漁船にして放釣又は釣船と稱し一隻十餘鉢を積載す。一鉢六、七十の釣針を有す。漁獲物は鮮魚として供給するもの少く其の多

くは鹽藏して魚問屋の手を経て搬出す。近年の産額著しく増加せりと云ふ。

太刀魚の饒産する沿岸には蝦子又は蝦米と稱する小蝦を産す。而して小蝦の産額は太刀魚の産額と比例し太刀魚の漁獲高大なる時小蝦も多産すと云ふ。之を日乾して蝦米と稱し或は鮮なるを蝦子と稱し半乾製のものを蝦鮮と稱し、何れも支那人の最も嗜好する所なり。又蝦子の腐敗せるものは肥料として最も尊ばる。

青鱗 體色銀白色を呈し、體細く小刀の如く俗に無骨魚と稱す。縣下年に三百擔を漁獲す。性群居を好み一網よく三、四十擔を漁獲することあり。或は大豊漁の結果小船を沈没せしめ又は網の半より切斷することあり。吾人も福建島嶼漁業總會會長劉鐘業氏より其の豊漁の日本名を問はれたるも未だ類似魚を見ず。

蟬蝦漁業 蟬蝦は鹹水産にして肉質美味、漁期は五、六、七、八の四箇月盛んにして縣下連邑下岐官嶺地方に産す。

蝨蚶は縣の内海内灣に産し、八月より十一月の間に漁獲す。又花蛤は白水、蹟頭、玉廩鑑江地方の沿岸に、蠔は杉山、泥田、白水、玉廩鑑江一帶の地方に養殖行はれ、近年益々隆盛に向ふ。其の他魴魚、鰯魚、鯉魚等を産し、鱸、鯽、青鱈、鰲、鱸、鱸等の淡水、松山、玉廩鑑江地方に産す。

(五) 三 都 灣

三都澳は福州を距る北に七十浬なる三沙澳全體を包括する地域にして、沿岸霞浦、福安、寧徳、壽甯の諸縣を廻らし、一八九九年支那政府の自開の商港なり。三沙澳の中央なる三都島は大小村落二十四、戸數八百、人口九千餘の小島に過ぎざるも、南北の半島に依り南支沿岸稀有の自然の良港をなし、風波穩かにして水身深く、潮汐の干満に拘はらず四季共巨船を碇泊せしむるに足れり。澳内には飛鸞、寧徳、白石、鹽田、三沙、東沖等の内港あり、三都との間に常に民船汽船の交通ありて羅源、寧徳、福安、壽甯、霞浦、福鼎等の物資の集散場にして殊に同地方には製茶海産物の産出多く、本澳の前面西洋島を初め大小の島嶼碁布羅列し天然の良漁場をなす。漁船の往復頻繁にして年々出入漁船の數五、六千隻に達し、其の移出高百八十萬元に及ぶと云ふ。又、三都開港前にありて是等地方産物は陸路飛鸞を経て福州に移出せられたるが、三都開港以來汽船の交通開始後は一旦三都に集り、同地より汽船により福州に輸出さるゝに至れり。従つて汽船、戎克船の往來繁く、貿易高も開港當時には二、三萬兩のもの現時五、六百萬兩に達せり。

飛鸞港は陸路羅源及連江を経て福州に通ずる要路にして、三都を距る二十支里、民船を碇泊せしむることを得、三都との間は約一時間にて交通することを得。

寧徳港は縣城の所在地にして三都を距る二十五支里、干潮の時は沿岸遠淺となり、民船の碇泊困難なるも満潮の時は城外迄中型戎克船を進行せしむることを得。

白石港は福安及壽寧に通ずる長溪の門戸にして、白石を距る五十支里なる賽岐迄中型戎克船を溯江せしむることを得。賽岐は貨物の集散盛んなり。賽岐より上流は更に斜灘迄河船を通ずるも減水期には遡江困難なり。

鹽田港は霞浦に屬し三都の背面に在るも満潮の時は埠頭に大型戎克船を碇泊せしむることを得、漁港として最適地なり。三都、寧徳、飛鸞との間には毎日渡船の便あり。東冲は三沙灣口に在り、三都税關分關の所在地にして、戎克船の碇泊するもの多し。

三沙港は三沙半島の東端に在り又沙埕半島の南端に在り。三沙は港灣淺きも沙埕は水深十尋内外あり、自然の良港をなし船舶の碇泊に便なること寧ろ三都の上にあり。福州との間には汽船の交通あり共に漁港として知らる。西洋島は三沙灣口東冲の東方十裡の沖合にあり漁業根據地として知らる。三都灣内の漁業は金鱗魚即ち黃花魚漁業最も盛んにして三、四月其の盛漁期なり。之に次で鱸魚、鰻魚、帶魚、龍魚、青鱗魚、寸身魚、鱒魚、鯉魚等の漁業盛んなり。又沿岸は泥質に富み干潟をなすを以て蛤、蛭の養殖盛んなり。蛤は福安縣下の汜灣下邳臨江地方に養殖し、種苗は寧徳漳灣地方より四、五月の頃移殖し、滿一年を以て市場に搬出し十二月、一月迄に盡く收納す。價は百觔二元なり。又同縣下衝陽地方には蛭の養殖行はる。溪浮淡沙灣地方にては鯰の種苗を四月頃海埕に移殖し、五箇月間養殖し、九月に至り市場に供給すと云ふ。百觔三元内外なり。

(六) 厦 門

厦門は龍溪の河口海門島の一角に位し福州の南百九十四哩、基隆を距る百九十二哩、一八八二年南
京條約に依り福州等と同時に開港せられたる五港の一にして、外國貿易は十六世紀時代より行はれ
居たるものなり。海門島は周廻約四十哩の一小島にして、厦門市は其の附屬村邑を包括し周圍約八
哩あり、市街は城内と城外とより成り人口約十萬と稱す。港内甚だ廣く其の西部は鼓浪嶼により幅
七百碼内外の港灣を構成し、東部には金門島ありて風波を遮り、一方は漳厦鐵道の基點たる嵩嶼に
より大陸に對峙し自然の良港をなす。厦門は元來輸入貿易港にして輸出額は輸入額の二割内外に過
ぎず。貿易狀況は殆ど十年一日の如く大なる發展を見ず、一進一退にして貿易高は二千萬海關兩臺
にして、輸出入の不均衡は南洋出稼移民の年々巨額の勞銀の送致により均衡を保ちつゝある状態
なり。本邦との貿易は歐洲戰亂以來急激の發展を見るに至り、輸入品中最も大なるは綿布、綿絲、海
産物、石油、砂糖等なり。海産物は海參、燕巢、鱈鱗、貝柱、昆布等の舊海産物の外、鹽鱈、鹽鯪、干
魚、干蝦等百五十萬兩内外にして積出港は上海、香港、基隆等なり。而して其の割合は五、三、二
の比にあり。本港は汕頭、福州の如く河川による運輸交通比較的不便なると、龍溪流域は民度低く
新舊海産物を通じて同方面の賣行僅少に過ぎず。本港の商勢範圍は寧ろ同安、泉州等の沿岸地方な
るを以て、是等各地方が我が臺灣との間の民船の貿易により、影響を蒙り居るは莫大なるものゝ如

し。而して鹽鱈は逐年輸入増加の傾向あるは民度貧弱、省内鹽價の高價なるに基き、此の種安價魚類は今後益々歡迎せらるものと觀測せらる。本邦品の敵として注意すべきは太刀魚、干蝦なり。前者は舊正月に亘り地元産太刀魚出廻期にして、後者は殆ど全部盤谷産に仰ぐ。蓋し本省民の暹羅に出稼せるものが同地方にて嗜食の結果歸國後尙南國の産品を需要するによるものなるか。

廈門港には四時漁船輻輳し市の東方入口に魚問屋數十軒あり、其の中本島籍民の魚問屋を營めるものあり。本市には臺灣籍民五千人居住し、支那各地の排日騒ぎには常に籍民の慰撫努力により排貨の影響を蒙ることなき有様にあり。従つて又海岸の位置よりしても將來本邦人にて南支に水産業を行はんとせば、須らく當港を根據地とし籍民と連絡を取り企業するにあり。當港の漁業は太刀魚、黃花魚の延繩漁業、鯛の曳網漁業最も盛んなり。又奥底及金門島に蠣の養殖盛んなり。廈門に於ける名産は實に蠣なり。蠣は生鮮の儘消費し能はず。大同、陶化の兩罐詰公司にては年々數百萬封度を罐詰とし南洋各地に輸出す。又煙は蠣床の間に養殖す。海豚と稱するものゝ養殖行はれ、種苗を十二月頃移植し、十月には既に採捕し盡し其の跡をも見ず。土人の言に因れば海豚の肛門よりの排泄物を食用とし、上海地方に移、輸出すと云ふも何物なるかを知らず。又當地には車蝦、芝蝦、牛蝦、熊蝦、龍蝦、ノコギリガザミ等の甲殻類の店頭に飾らるゝを見る。是れ龍溪の流出し、沿海水稀釋せらるゝ爲めなるべし。廈門より金門、泉州、銅山通ひの四、五十噸級の發動機船あり。吾人が廈門著の數日前

大暴風雨にて是等汽船は盡く破損せられ視察をなす能はざりしも、銅山は漁業般振を極め殊に黄花魚、太刀魚漁業盛んなり。而して此の地に本邦本願寺布教所あり、其門徒に一千餘名の漁業者ありて、彼等の漁船は外側を白色に塗り萬一の際に救助し合ふと云ふ。又同安、石井は漁業地として有名なり。厦門より石碼に發動機船により三時間にて達す。石碼にノコギリガザミを漁獲せるを見る。石碼より戎克にて漳州に到る。當地郊外に草魚、鯉魚の養殖行はる。厦門一年の水揚高は五十萬元内外にして、漁期は冬季間即ち十月より翌年五月まで最も盛んなり。其の種類を列舉せば次の如し。

- | | | | | | |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|---------|
| 黃花魚 | 二、三千擔 | 沙魚 | 二、三千擔 | 飯魚(コダイ) | 一萬五、六千擔 |
| 銅盆魚(タイ) | 四千五百擔 | 帶魚 | 一萬三千擔 | 金絲魴 | 五千六百擔 |
| 勒魚 | 一萬二千三百擔 | 鯧魚(マナガツチ) | 二千三百擔 | 鱸魚 | 二千擔 |
| 鰻(ハモ) | 二百擔 | 馬加(サツラ) | 五千六百擔 | 白腹(オキサツラ) | 二千三百擔 |
| 蝦 | 二百擔 | 龍蝦 | 百擔 | | |

(七) 漁期表

(福州共進會出品物中より抄録)(月次は陰曆なり)

地方別	魚類	最盛期	最衰期	地方別	魚類	最盛期	最衰期
西洋島	帶魚(タチウチ)	自十月至十二月	五、六月	魴	魚	二、三、四月	
	白魴	三、四月		魴	魚	自一月至四月	

東湧島												苔蒸郷											
海	鰻	淡菜 (イガ)	鰾	帶	鯷	白	黄	紫菜 (アサ)	帶柳 (小タ)	黄	目	鯷	鰾	鰻	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	黄鰺 (ケチ)			
哲	魚	魚	魚	魚	魚	鰻	鰻	鰻	鰻	鰻	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚			
八、九	二、三、四	四、五、六	十	自十月至十二月	六、七月		三、四、五月	十一、十二月	六、七、八月	自三月至五月	八、九月	六、七、八月	十	二、三、四月	四、五、六月	二、三、四月	十	三、四					
				一、二、三月				一、二月								自五月至一月				自五月至三月			
瑠邦郷												北葵郷											
疾	鯷	目	淡	馬	鱒	白	黄	丁	海	鯷	鰾	蚌	帶	淡	帶	黄	馬	丁					
菜	魚	魚	菜	膠	魚	鰻	鰻	香	蟹	魚	魚	蛤	魚	菜	柳	鰻	膠	香					
五、六、七月	六、七、八月	三、四月	五、六、七月	自五月至八月	六、七、八月	四、五月	三、四、五月	三、四月	八、九月	六、七、八月	九、十月	自十月至正月	自十月至十二月	五、六、七月	七、八月	三、四月	五、六月	三、四月					
				七、八月	自五月至十月															七、八月			

黃蛟鄉

淡	馬	帶	帶	淡	馬	丁	竹	鯉	鱸	鱧	帶	白	黃	鱸	鱧	白	黃	丁
菜	膠	柳	魚	菜	膠	香	煙	魚	魚	魚	魚	魴	魴	魚	魚	魴	魴	香
五、六、七月	五、六月	七、八月	自十月至十二月	五、六、七月	五、六月	三、四月	六、七、八月	六、七、八月	六、七、八月	六、七、八月	自九月至十二月	自二月至五月	自二月至五月	七、八月	四、五月	三、四、五月	三、四、五月	三、四月
		七、八月	一、二月		七、八月				九、十月		自正月至二月			自五月至十月				

奇逢鄉

帶	海	帶	鮮	鹹	竹	丁	鯉	白	黃	鹹	鱧	黃	帶	丁	海	鯉	鹹	帶
柳	哲	魚		魚	煙	香	魚	魴	魴	魚	鮮	梅	柳	香	哲	魚	魚	魚
七、八月	八、九月	自十月至十二月	自十月至一月	十	六、七、八月	三、四月	六、七、八月	四、五月	四、五月	十	自十月至一月	九、十月	七、八月	三、四月	八、九月	六、七、八月	九、十月	自十月至十二月
		六、七月	一、二月	自二月至六月							二、三月				五、六月			自正月至五月

南嶺島				浮鷹島				可門島				社落鄉			
丁帶蝦	海鰻	黃目	帶蝦	咸魚	黃目	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚
鮮魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚
自十月至十二月	自十月至十二月	八、九、十月	六、七、八月	八、九月	三、四月	七、八月	四、五、六月	五、六月	九、十月	三、四月	自十月至十二月	七、八月	七、八月	九、十月	九、十月、十一月
自十月至十二月	自十月至十二月	六、七月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自二月至六月
橋仔島															
朱水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水
蝦	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚
自十月至十二月	九、十月	六、七、八月	七、八月	自十月至十二月	九、十月	六、七、八月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月	自十月至十二月
自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	自正月至三月	六、七月

第五章 地方誌

牛角島										山隴島					塘岐島				
帶	鱸	提	黃	丁	蝦	帶	鰻	鱸	提	帶	帶	咸	黃	目	蝦	鱸	提	白	
魚	魚	魚	鰻	香	鮮	魚	魚	魚	魚	柳	魚	魚	梅	魚	鮮	魚	魚	鯨	
十、十一、十二月	八、九	六、七、八月	四、五	三、四	自十月至十二月	自十月至十二月	九、十	八、九	六、七、八月	七、八、九月	自十月至十二月	九、十月	九、十月	三、四	自十月至十二月	八、九	六、七、八月	五、六	
						自正月至三月					自正月至三月				自正月至三月			六、七	
										下獅島					鐵柏島				
蝦	帶	黃	鱸	鯉	丁	目	帶	鰻	帶	黃	丁	黃	鰻	帶	蝦	鯉	丁	帶	
	柳	梅	魚	魚	香	鯉	魚	魚	柳	梅	香	梅	魚	魚	鮮	魚	香	柳	
三、四	七、八	七、八	八、九	六、七、八月	三、四	五、六	自十月至十二月	九、十	七、八	七、八	三、四	七、八、九月	九、十	自九月至十二月	自十月至十二月	六、七、八月	三、四	七、八	
十一、十二月							自正月至三月	自正月至三月						自正月至二月	自正月至三月				

嶼頭鄉					滬嶼鄉					東獅島								
蝦	帶	鰻	雜	丁	煙	帶	鰻	鯁	丁	目	蝦	鰻	帶	鯁	鰻	丁	黃	蝦
鮮	魚	魚	魚	魚	鮮	魚	魚	魚	香	鯽	鮮	魚	魚	魚	魚	香	魷	鮮
自三月至六月	自三月至八月	自二月至十一月		自三月至五月	同	同	自二月至十一月	自二月至十一月	六、七、八月	三、四月	五、六月	自十月至十二月	九、十月	十、十二月	六、七、八月	九、十月	三、四月	四、五月
		自一月至十二月					自一月至十二月				自正月至三月							
					青峰鄉					吉吊鄉								
雜	帶	煙	鯁	鰻	黃	雜	鰻	雜	煙	白	雜	鯽	帶	雜	蝦	雜	帶	蝦
魚	柳	鮮	魚	魚	魷	魚	魚	魚	鮮	魴	魚	魚	魚	魚	鮮	魚	柳	鮮
	三	自三月至六月	自六月至八月	自二月至五月	自一月至五月		自二月至十一月	同	同	自二月至十月	自二月至十月	自三月至六月	自三月至六月	自三月至六月	自三月至六月		自三月至六月	三、四月
	月			同	同					自十一月至一月								

蘇澳鄉										大練鄉				小練鄉				
黃	馬	雜	白	紅	白	鱖	鰻	帶	雜	鱸	鰻	白	鰻	帶	雜	白	雜	丁
鮑	鮫	魚	鱖	鱒	魴	魚	魚	柳	魚	魚	魚	魴	魚	魚	魚	魴	魚	魚
自一月至六月	自二月至五月		自四月至五月	自十月至十一月	自三月至八月	自二月至十月	自六月至八月	四 月	自八月至九月	自六月至八月	自三月至六月	自三月至六月	自二月至十月		自三月至六月			自三月至四五月
							五			五								
							月			月								
院苑鄉										白砂鄉				長江鄉				
鯉	蜆	白	白	雜	白	黃	雜	帶	鱉	鰻	黃	雜	帶	鱉	鰻	黃	鰻	
		鯧	鯧	魚	魴	魴	魚	柳	鮮	魚	魚	魴	魚	柳	鮮	魚	魴	魚
自六月至十月	自一月至五月	自三月至九月	自三月至九月		自三月至六月	自一月至六月		自三月至八月	自三月至六月	自六月至八月	自二月至五月	自一月至五月	自三月至八月	自三月至六月	自六月至八月	自一月至五月	自二月至五月	
																		自六月至十一月
							自八月至十二月				自六月至十一月							

觀音郷										大富郷									
白鰻	鯢	白鯉	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	白鯉	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒
魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚
自三月至六月	自二月至六月	自六月至八月	自三月至六月	自六月至十月	自一月至九月	自八月至九月	自三月至六月	自三月至八月	自六月至八月	三月	自六月至十月	自一月至九月	自三月至九月	自四月至五月	自十月至十一月	自三月至六月			
自七月至十一月	自七月至十二月			自二月至五月							自二月至十月								
釣下郷					小岸島					東摩島									
鯢	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒	鱒
魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚
自六月至八月	自一月至九月	自一月至六月	自二月至五月		自二月至五月	自三月至八月	自三月至五月	自六月至十一月		六月	自八月至九月	三月	自二月至五月	自三月至八月		自六月至十一月			

名	稱	地方	橋	蓋	形	權	舵	大	長	幅	深	航路	乘組員	運搬貨物種類	常住	備考
山東	福州	福州	三	屋型	形	櫓	櫓	一五〇	二六五	一三五	外海	三人	材木、雜貨	住		
烏龍	同	同	三	同	形	同	同	一〇〇	三三八	九〇	沿海	二〇	同	同		
貓攪	同	同	二	同	形	同	同	八〇	三〇〇	六五	同	一五	同	同		
花船	長樂	長樂	二	篷	形	撐尾大	同	二八〇	五五	四三	福州	七	同	同		
渡船	尙幹	尙幹	二	同	形	同	同	四〇	九五	四〇	福州	八	客、雜貨	同		
同	馬尾	馬尾	一	同	形	同	同	三〇	六〇	二五	福州	四	同	同		

以上三俗稱山東船(英名) Junk

(八) 閩江の船

塘興島	
雜魚	往
自一月至六月	自三月至五月
自二月至六月	
自七月至十一月	
自七月至十一月	
湄州島	
黃魚	白
自二月至六月	自三月至六月
自三月至八月	自一月至八月
自三月至五月	自三月至八月
自七月至十一月	自七月至十一月

第二節 廣東省

(一) 汕頭

香港より北百三十五哩にして汕頭に達す。汕頭は韓江口の三角洲に位し灣内に揭陽江の流出あり、年々兩江より多量の砂泥を流出するを以て灣内の水深次第に減じつゝあり。市街の外觀洋風を帶べるは香港に近接せると、南洋華僑の持ち歸れる見聞と富との結果によるべし。市中の碣礫は最も面目を改め、各國の領事館、學校、住宅等建築中の洋風の家屋數十を見る。年々斯くして改築せらるゝ家屋數百を以て數ふべしと云ふ。人口七、八萬にして日本人三百三十四人、其の中二百九人は臺灣人なるも福州の四百人、廈門の五千人、且籍民の活動せる點より見るも、汕頭は既に臺灣否日本の勢力外にあるの感あり。貿易高は廈門は十年一日の如く變化なく未だ二千萬を超えざるも、汕頭は六千萬兩を突破し、支那開港場中、上海、漢口、天津、廣東に亞ぐ貿易港にして、十年前に比すれば一千五百萬兩の増額を示し、將來最も注目すべき開港場なり。其の輸出品の主なるものは砂糖、紙、陶器、柑橋及藍類なり。然るに本邦人にして活動せるは三井洋行、臺灣銀行等の大會社の出張店を除いては、山口雜貨店、幸阪洋行、又臺灣人にては大華公司、三燐公司、萬源洋行等にして是等の取扱高は年七、八十萬圓より百萬圓臺なり。日本人は未だ棧橋を有せず、大阪商船は其の事務を德記洋行に代理せしむ。是に反し外人の活動は目覺ましき程にして、紹昌、太古、怡和、德記洋行等の英商

又米國の石油會社、英人の經營せる揭汕輪船公司、福音病院及學校等あり。支那人の經營せるものとしては電氣開明公司、自來公司あり。潮汕鐵道は、南洋華僑張一族の所有にして收益高我が東海道線と匹敵し、支那鐵道中成績最も佳良なるものにして年配當七朱ならんと云ふ。又汕漳輕便鐵道は目下敷設中にして既に汕頭、澄海間に通ず。早稻田出身の臺灣人蕭然照君其の經營者なり。言論界には公言、觀潮、大風、商務、民甦、日華等の五新聞あり。公言日報は進歩黨派の機關新聞、觀潮日報は御用新聞、大風は民黨派なり。他の二新聞は近刊にして一は商業、他は花柳新聞にして各發行部數二、三千のものなり。

臺灣との貿易は歐洲戰爭以來未曾有の激増を示し、大正五年三百三十八萬圓を計上せり。之れ上海、香港の仲繼貿易を臺灣に奪取したると、歐米品の輸入杜絶せるによる。然れども一般風評として臺灣倉庫業者の不熟練將た拙劣の爲めか、品傷み甚だしく高價の貨物は尙上海又は香港經由によれりと云ふ。本市は漁業地として最好の位置を占め、港内風波靜穩にして大小の漁船を泊するに足り、且つ消費地として汕頭、潮州、奄埠、揭陽等の諸市を控へ、將來發動機船漁業の發展し來らん時、有數の漁業根據地たるべし。現在本市の鮮魚は、灣内多少漁業行はると雖も、主として近在の漁村、海山、拓林、馬窖、達壕埠、海門等より供給す。市内に魚商問屋十七軒あり、其中海產物問屋十一軒、淡水魚問屋六軒あり。年水揚高は二百萬圓に近かゝらん。魚類は鯛、絲撚鯛、金頭、黑鯛、黃

花魚、太刀魚、鱧、鰻、鰻、烏賊、車蝦其の他各種蝦類、鋸ガザミ等にして、是等は當市に消費せらるゝのみならず、潮州、菴埠、揭陽等の諸市に移出せらる。

(二) 潮陽縣

汕頭より潮陽行ききの汽船に搭乘すれば一時間にして達す。其の航海中長網の沈設せられあるものを見る。又大仕掛の四手網を見る。潮陽は潮州府城と共に汕頭二大市場にして人口二萬と稱す。商業甚だ盛んなり。又籠其の他の竹細工品は本市の名産にして、市外附近に石灰製造業行はる。潮陽より一里許りにして南塘あり。小市街なるも附近草鯉魚の養殖業行はる。是を経て尙一里半許りにして海門に達す。當地人口二萬、城の西方に一漁村あり、人口二萬と稱するも千乃至二千なるべし。二艘曳打瀬網、卷網、長網等の漁具あり。漁獲物は鮮魚の儘或は魚脯として潮陽、汕頭地方に移出す。吾人は潮陽より海門に到る途中、數人の魚脯擔送者を見たり。海門附近は舊六、七、八月頃漁業最も盛んなりといふ。

(三) 達濠埠

汕頭より汽船の便あり、三等十五錢一時間許にして此の地に著す。吾人は民船を傭ひ通譯と三人二元二十錢を支拂ふ。

達濠埠は極めて寂れたる都市にして市の生命は漁業なり。馬窖と合せて二艘曳打瀬網漁船二百隻

以上を見る。當地に於て網の見料五十錢を拂ひ、漸く網の構造より漁獲法又は漁獲高等を聽きたるに二艘曳打瀬網にては平均年一千元の漁獲高なるべしと云へり。

(四) 澄海縣及南澳島

本縣は汕頭の東北部に位し其の前面に海山島、南澳島等の島嶼を控え、汕頭より澄海に汕澄輕鐵の便あり。汕頭より宮口行き汽船に乘じ、航行すること約二時間にして海山島海山に達す。本島は十八の村落より成り鹽及び石灰を産す。石灰は海門附近に行はるゝ方法と同一にしてイガビ其の他介殼を燒きて製す。鹽田は海山の兩側にあり、純白の鹽を堆積せり。日乾法により製すと云ふ。又長網を二列に一列十箇づゝ逆設せるを見る。本島に三十分許り停船して北航す。水深次第に減じ漸く汽船の航行に耐え、本島の北方より東里港にかけて養蠣業盛んに行はる。汽船は東里港の濡筋に停船するを得るも其の兩側附近一面廣漠たる海埔地をなす。従つて牡蠣其の他甲殼類の養殖行はれ蠣の附著床は石塊を用ふ。東里は韓江の一支流々出口に存在するを以て海陸の便あり、民船常に輻輳す。當地より潮州、陽岡、橫隴、急水、澄海等に日々石油發動機船の便あり。人口四千許り達濠埠南澳島に次ぐ漁業地にして、二艘曳打瀬網漁船の根據地なり。當地より一時間許りにして拓林に達す。拓林は恰好の漁業根據地にして、漁船四、五十隻港底に碇泊せるを見る。人口一萬と稱するも三、四千人のものならん。漁民一千人にして主なる漁具は二艘曳打瀬網にして、漁獲物は夏季

は堯仔魚、秋は青皮(鰻)、沘浪、冬春の候、天金龍魚等にして是等は乾魚、鹽魚又は一度煮沸して汕頭地方へ移出す。問屋手數料三分なりと云ふ。吾人は是より汽船を捨て民船により南澳島に航せり。南澳は獨立して一縣をなし人口六萬、漁業者二萬人、全島殆ど漁業を以て立ち深澳、隆澳、雲澳、青澳の四澳より成り、漁業の最も盛なるは雲澳にして打舫三十餘艘(一艘は四十餘隻の漁船より成る)、深澳は縣衙門の所在地なり。全島にて四十餘艘の打舫漁船あり、漁獲物は黃花魚最も多し。本縣の漁業を農商公報より抄録すれば次の如し。

縣下の主要漁業は馬膠、綠魚、鰓魚、鰻魚、黃花魚及び鰻魚等の漁業にして、馬膠、綠魚は共に體長大にして尾鰭小なり。前者は鱗を有せず後者は有す。又鰻魚は最も珍重せられ綠魚に類似す。鰻魚は體稍圓形を呈し、大にして細鱗を有す。細魚は魚體柔軟にして頭部尾柄共に小なり。漁業は帆船を用ひ海岸より二十華里内外の近海まで出漁す。漁法は連法捕魚と稱し一船に七、八人の漁夫乗込み満潮時網を投入し退潮後曳上ぐ。漁期は三月より六月まで盛んにして七月以降は極めて少く、漁獲物は鮮魚として又は一度煮熟して其の腐敗を防ぎ縣下各地に移出す。年漁獲高二十萬元内外なり。

黃花魚、鰻魚は共に頭部大、尾鰭小なり。腹部に膠を有し前者は體色黄色を呈し後者は赤黒く、膠は之を製して鰻膠、黃花膠として市場に販賣す。是等魚類の漁場は海岸より二、三十華里の海面にして風浪靜かなる時に漁獲高最も大なりと云ふ。漁法は打舫漁業にして大型漁船二艘に舫子四十餘隻

より成り極めて壯觀なり。漁期は八、九、十月最も旺盛にして四、五月頃衰退す。漁獲物は先づ膠質を除去し春夏の候のものは鹽藏し、秋冬の候のものは日乾す。其他鮮魚として市場に供給す。販賣先は縣下各地方及び潮州、汕頭等にして一年の産額は年三十萬元内外なりと云ふ。漁具は右の外、竹排蝦籠等を使用するもあり。

又澄海縣下井郷、萃塢郷、澄海地方に赤蝦を養殖す。餌料として飯と糠を混和し又は小蝦を切碎して投げ與ふ。其他烏魚(鱈)、草魚、鱸魚、鯉魚等の養殖行はる。貝類は蠣の外、蚶蛤、蛭、紅肉等大井、大場、天港の海濱に養殖せらる。

(五) 香 港

香港島は周圍二十七哩、面積約二十九平方哩、阿片戰爭の結果南京條約により清國より英國へ割讓せられたるものなり。九龍半島の南端は近く香港島に面して自然の一大良港をなし、背後に大陸を控へ東洋南洋の楔子となり、東亞に於ける貿易の中樞をなせり。島内に筲箕灣、スタンレー、アバディーン、小香港等の村落あり、筲箕灣は香港島の東北方鯉魚門に近き一漁村にして、ヴィクトリア市の東端銅鑼灣より電車によりて約四十分を要す。漁業用戎克船及び舢舨の入港せるもの夥多なり。スタンレーは香港島の東南方にあり、是亦漁村にして嘗て軍事上に使用せられたることあり。アバディーンも四圍波を遮る一小良灣にして漁船の出入頗る多し。是等の諸港は何れも漁業根

據地にして年出入漁船は二萬隻以上に達すべしと。而して是等漁船の漁場として廣東灣附近の一帶に亘り香港島、長州島、南大嶼島附近、澳門近海を初め、遠く五十哩乃至百哩内外の海上に出で、時には尙一層遠隔の外海に出漁することあり。

漁業の大部は大型の戎克にて行はれ、帆を有し一隻約四十人の乗組あり、普通二艘聯合し出漁す。一回の出漁日数は漁獲の如何により一定せざるも、一週間或は十日間位にして歸來するを常とす。漁具は主として二艘曳打瀬網なり。出漁に際しては豫め鹽を用意し漁獲する毎に鹽藏するか又は其の儘乾燥せしめて貯藏し、歸港前に漁獲したる新鮮なる分のみ鮮魚の儘市場に供給す。大型戎克の數は香港のみにて約五、六百隻位の見當にして、澳門は從來より漁業の一大根據地なれば大型戎克の數遙に香港の上にある。此の種戎克の一種に普通鹹魚船と稱するもの約二十餘あり。香港に於ける鹹魚商店は七、八軒あり、各自鹹魚船二、三隻宛を有するものにして、彼等は是等の漁場或は遠く北海々口、安南邊の海に出漁し、自個にて漁業を營み或は漁獲物を買收して約一箇月間にして歸航するを常とし、漁獲物は鹽藏し右商店に供給す。漁獲高は一定せず全然漁獲無くして歸港することあり、又二千弗以上の漁獲物を持ちて歸港することあり、其の漁獲高は一言にして云ふ能はざるも、一箇年の出漁回数十回内外にして香港島に屬する漁船にても、其の漁獲物を必ずしも香港に供給するものに非ず。時に漁業の都合により澳門に寄港し魚類を賣却すること少からず。次は小型の戎克

によるものにして帆を有せず、風波静かなる場所にて前者よりも小型の打瀬網其の他の漁具を使用して單獨に漁撈するを常とし、舊曆十月の所謂黃花期に際して二隻宛聯合して出漁し打瀬網を使用することあり。普通十四、五人の乗組員を有し一箇年平均一千弗乃至二千弗の漁獲ありと云ふ。此の種の漁船は香港のみにして約百二、三十隻あり、打瀬網の外焚寄網、延繩具を使用す。出漁日數は普通四、五日位なるも必ずしも一定せず、漁獲の都合により一日にて歸航することあり。第三は最も小型の漁船にして其の數最も多く香港政廳管內至る所の漁村に在り、所々の小灣入江に群集し小網又は釣針等を以て漁業に従事す。又支那領平海より出漁し來り南大澳島附近の海上にて夏季小蝦の漁獲をなすもの少からず。尙漁具は魚扠、擬餌釣、刺網、地曳網、建網、平網等を使用し、鳥賊を捕ふるには數百の空殻を附したる長き絲を海中に垂し、鳥賊が是等の空殻に這入りたる頃を見計ひ引上げ捕獲す。漁期は魚族により異なるも一般に東北信風期に盛んなり。即ち十月より翌年五月までとし六月乃至九月頃は風向定まらざると、當地方にて特に危険なる颱風襲來の虞れあるを以て出漁すること少し。従つて黃花魚は十一月頃の潮流と共に大群をなして來り、鰵魚は一、二、三月中に群來す。又鱻は六月頃漁獲せらるゝこと最も多し。

嘗て英、支兩國人の出資により中國漁業有限公司なる會社設立せられ、一隻のトロール船を以て近海の漁業に従事したることありたるも失敗に歸し、僅か數箇月にして漁業を中止したりと云ふ。

當地の漁業は二、三十年前に比し稍發展せりと云ふ。是人口の増加に伴ひ魚類の需要増加し、魚價も自然昂騰したるに起因するが如し。雖然支那人の漁獲法は依然支那固有の幼稚なる方法にして之に代ふるに發動機船による手繰網、延繩漁業の如き最も有望視せらる。香港の西北端の國境をなせる深州灣には廣大なる養蠔場あり。

動力附漁船漁業規則 權帆以外の蒸氣其の他の動力により航行する船舶は植民地沿岸三浬以内に於てトロール曳網漁業を爲すことを禁ず。西洋型船舶にして遠洋にてトロールに従事する船舶は規定の燈臺税又は規定の料金を月賦により納入すべし。

魷業規則 魷 (Stake nets) 又は卷網 (Seine nets) 所有者は毎年規定の免許料を港務局に納付すべし。免許状は他人に讓渡することを得ず。免許状には其の使用すべき場所を明記すべし。魷を建設するには豫め港務局長の許可を要す。其の許可書には魷の種類及び使用場所を記入すべし。魷を新設せんとする者は既設の魷所有者の同意を得ずして之より二百碼以内に建設するを得ず。魷には夜間一浬の距離より見得べき白燈を掲ぐべし。領海内にて爆發物を以て魚類を捕獲することを得ず。免許料年額は左の如し。

外海に於ける魷

五尋未滿の水深に於けるもの

四 弗

五尋以上の水深に於けるもの

五 弗

内海に於ける魷

普通のもの

二 弗

一箇所に定置せざる魷又は網毎百碼に付

一 弗

一箇所に定置せる魷又は網毎百碼に付

一 弗

卷 網

二 弗

牡蠣漁業規則 牡蠣の養殖及採集を営むには免許狀を要す。免許狀は總督の認可したる者に對し規定の料金を徴して下付せらる。免許所有者が香港の人民又は住民に非ざる時は必要に應じ保證金として百弗を供託せしむることを得。

小型漁船免許規則

小型漁船の漁業免許は港務局に於て附與し規定の料金を徴す。

爆發物使用禁止規則

領海内に於て魚類捕獲の目的を以て爆發物を使用したる者は二百弗以上の罰金又は二箇月以下の禁錮に處す。

(六) 澳 門

香港發午前八時の汽船に搭すれば十二時に澳門に著す。澳門は十六世紀の中葉より三百年間支那に於ける唯一の外國貿易港として極東貿易を獨占し、當時列國をして垂涎措く能はざらしめたる地

なり然るに今や市内到る處に貸家札の貼られて、其寂びれし有様は覺えず人をして悵然たらしむ。蓋し澳門港たる其の規模小にして戎克貿易時代の昔はいざ知らず、今日の一萬噸級巨船の往來する時代にありては到底大商業地たるの資格なく、其の實權の香港に移れるは理りなきに非ざるなり。斯くして寂びれたる澳門は纔に賭博の公許によりて其の餘命を保ちたるに、廣東省政府の軍備補助の財源として同省内に賭博の公許せられたるは澳門の餘命を全く斷ちたるものにして、七月まで四十餘の賭博屋は今や二十七軒に減じ、之に伴ふて旅館料理屋も閉鎖し、彼等は廣東其の他に移り日に月に澳門は貸家札のピラを増し、市況は益々沈衰し行くのみなり。然れども三百年間東洋一帯に對する歐洲文明の傳播の唯一の根源地なりしだけ、宗教に教育に慈善事業に大に見るべきものあり。尙衰へしと雖も夜の澳門は流石に世界有數の賭博公許場だけありて其開帳時極めて盛んなり。且夫れに隣して酒樓あり妓樓あり中々の盛觀なり。市内取締は葡人警吏なりしも戰爭の影響は彼等を驅りて戰に向はしめ、今は支那人をして其の警衛に當らしむ。軍隊の如き砲一門に兵一人の割合なる砲臺もありと云ふ。

此の地産業は今日まで殆ど見るべきものなく家内工業として爆竹及び海產物製造の多少行はるとせられたり。然れども此の地の香港に對する關係は三崎又は館山の東京に對する關係にして、其の距離夏季の避暑地健康地たる等の點よりするも亦其の漁業地たるの點よりするも澳門は東京灣の三

崎なり。近海魚族の豊富にして其の一年の水揚高は二、三百萬圓、市の北西に當り海岸通り一帯は悉く魚問屋にして其の數三十餘軒を算す。其の前面には戎克漁船數十隻列をなし碇泊し、是等は多く此の地又は附近及海南島等の漁船にして澳門は彼等唯一の水揚地にして、又附近空地には乾魚製造盛んなり。將來本港を漁港として發展せしめんか、其の漁場區域の廣大なる、南は海南島より北は香港汕尾地方の沖合に及び、必ず見るべきものあらん。漁獲物の種類は鯛族中には絲撚鯛、連子鯛を最も多く見受く。季節によりて黃花魚の水揚亦盛なりと云ふ。

(七) 臺山縣

縣下に於ける重要水産魚類は次の如し。

黃花魚 日本の鰺にして最大のもの五筋に達す。(筋は我百二十九々に相當す)

石花魚 黃花魚に類似す。大なるものも八筋乃至十筋なり。

鮫魚 形は石花魚に類似す。大なるものは十筋乃至百筋あり毒なし。

鯊魚 本邦の鱧にして、十種類以上を産す。小なるは八筋、大なるものは數十筋あり、而して六片濱を最良とす。

鰻魚 白鰻黒鰻の二種あり。體扁平、頭部は尖形をなし大なるものも十筋を越ゆることなし。

鰻魚 形は黃花魚に近く其の大きさ一筋に及ばず。數種あり。

鱈白魚 本邦の鱈に類似し體長く鱗少なし。大なるものは數筋に及び病者好んで食す。

馬交魚 日本のサワラなり。竹筒交、紛交の二種ありて紛交を最良とす。全身に黒點を有す。

文膳魚 形は大蛇の如く嘴は尖形をなし齒鋭く細鱗にして毒を有す。大なるものは十餘筋あり。

石班魚 形は鮫魚に酷似し體色黒色を帯ぶ。大なるものは數十筋あり。

牙帶魚 本邦の太刀魚なり。大なるは數筋あり。

紅三魚 一名刀鯉と云ふ。本邦の絲燃鯛の一種にして尾に黃線を畫き背は赤色を帯び他は白色なり。常に深海に住み大なるものも一筋を超えず。

龍利魚 日本のヒラに類す。大なるものは刀魚と稱し體扁平背部赤く腹部は白し。大なるもの二筋に足らず。

黃皮魚 又獅子魚と云ふ。黃花魚の如し。大なるものも一筋を超えず。

馬有魚 形は鰻に類似すれども體長く味好し。大なるものは數筋あり。

左口魚 形は扁平にして稍圓形を帯び大なるものも二筋を超えず。

鳳尾魚 嘴尖形にして尾短く一名馬猜と稱す。大なるものも四十枚を超えず。毒なし。

尖鼻魚 鳳尾魚に酷似するも尾鰭短く體長く極めて小なり。

次に記載する魚類は産額餘り大ならず。

黃魚 形は鱧白に近く稍圓形にして大なるものも十匁を超えず。

三鱧 形は黃魚に類似し大なるものも四、五十匁なり。

赤魚 體黒く鱗なし。頭部稍平たく鯰に類す。大なるは十餘匁あり。

火照 體形小にして十匁を超えず。鱗なく毒を有す。

頭鱧 本邦のヌズキにして厚鱗を有す。大なるものも十餘匁あり。

鱧 形は石斑に近く大なるは百匁を超ゆることあり。美味にして毒なく皮は高價なり。

鮎魚 形は赤魚に類似し鱗なく大なるものは數匁あり。毒を有す。

海里 體長體副に比し鯉より稍長く厚鱗を有し鯉に類似す。

石狗 形は石斑に近く本邦黒ハゼの一種なり。大なるものも一匁を超えず。

鮪魚 體平たく廣し。種類多く、大なるものも百匁を超えず。鱗なく毒を有す。

龍頭魚 全身長く白し。而して肉少し。

黃澤魚 體長く背部に數條の線を有し大なるものは二、三十匁にして鱗を有す。

白雀魚 形は鱧白と同じく、而して肉質少し。大なるものも一匁を超えず。

赤癩魚 形は蛇の如く長く脊骨は甚だ硬く紅白の二種あり。鱗なし。

三牙魚 形は鰻魚に類似するも體長稍長く、上顎に一齒と下顎に二齒を有す。是を以て三牙魚の

名の有る所以なり。大なるものも一筋に満たず。

大鳥魚 亦蛇魚と云ふ。鱗ありて毒を有し大なるものは數筋あり。

黒魚 日本の鳥賊にして背部に大なる殻を有す。

魷魚 本邦のヤリイカに類す。

其他數多の魚類産するも重要ならざるを以て略す。

漁場の地域及其の狀況 全縣下沿海は概して漁業盛なるも殊に下川島の漁業最も旺盛なり。主なる漁場を左に記す。

南澳灣、寧澳灣は四、五十年前漁業地として最も旺盛を極めし地なり。然れども近時近海に海賊跳梁跋扈し漁船を脅すを以て漸く衰微の兆を示し、其の全盛時代冬季の盛漁期に至れば、漁船數百輻輳し漁業極めて殷賑なりしに反し、近年は漁期と雖も僅かに數隻の漁船を見るに過ぎず。

家寮は近年勃興せる漁港にして夏の西南信風の季節に下川島近海を航行する支那型商船又は當島を根據とする漁船の避難港として名あり。盛漁期に到れば大小の戎克船輻輳す。又は獺窟舖は蝦の産地として知られ、冬季に至れば大漁船十數隻常に寄泊す。菜灣東沖は近年漁業の旺盛を來せる地にして漁船は外來の大船にあらずして當地の農艇にして、數十隻を一罟として棚圍の法を以て漁業する漁船多數なり。

漁船漁具の種類及其の構造　　漁船の大なるは簾簪、光身、罟仔、東拖、蜜櫃等にして簾簪は漁船

一隻にて漁するも、他は皆二船を以て一組とし漁業に従事す。又耙艇なる漁船は多く香山澳門地方より出漁し來り單獨にて漁業す。是等漁船の漁業者は多く水上生活にして陸上生活をなさず、下川島の漁夫は農艇により朝出漁し晚歸り其の餘暇に農工業に従事するなり。其の他大艇、簾艇、釣仔、罟仔等の漁船あり。

大艇は船長三、四丈にして二隻を一組とし、一艘の乗組人員七人にして計十四人を以て網、即ち襖形長さ幅各々十餘丈、沈子として鉛塊を付し浮子として輕き木材を用ふ。而して兩船兩方より引上げ漁するなり。

簾艇は長さ二、三丈、艇頭尖り船尾は扁平なり。單獨漁法にして漁具は刺網を用ひ長さ幅共一丈餘、下方に鉛塊の沈子を附し又浮子は木材なり。夜間沈設し翌朝曳き上ぐ。一連は網二十張連綴す。

釣仔船は簾船と略同じく單獨漁法にして、捕魚法亦異ならず。但し網を使用せず延繩漁業にして鈎の長さ約二、三寸一船に千鈎を使用す。

罟棚(打帖)は多數漁船一隊となり漁業をなす。其罟棚と稱する二隻の船は載罟、下罟の用に供す。

其の外小船四、五隻板仔と稱し各船に漁夫三人乗組み、各三華里の距離を隔て取り圍み、又一方に魚の逃げ口を作り、而して罟棚時間を見計ひ命令一下、各船一齊に網を引上げつゝ船板を叩き、雷の

如き音を立てゝ進む。魚類は是に驚き逃げ口より逃れんとし網に陥り捕獲さる。灣東沖近海に於ては此の漁法盛なり。網は唯一張にして其の大きさ一定せず長さ幅共に數十尋乃至數百尋に及び、從つて漁獲高百乃至數千擔に及ぶ事あり。尙其の外猛繪、地罟と稱するあり。猛繪は亦單船捕法にして釣仔船に酷似するも、網小形にして漁獲物日に一、二擔に過ぎず。地罟は大海中の漁法にあらずして海濱に於て小船を浮べ、人力を以て網を敷き漁するなり。

蝦漁業　蝦は種類多く其の中明蝦最も多く産す。漁法は大艇猛繪等の船を使用す。赤瓜蝦(蝦醬は多く之れを使用し製す)の漁法に裝蝦、塘蝦、撐蝦の法あり。裝蝦は長さ竹(或は木)を數十本又は數百本を海灣の潮流中に挿入し長縷を其の竹に結び付け置くと、苗蝦は潮流に依り縷内に入る。縷は蘇布製にして長囊形をなす。塘蝦は緝を使用す緝の口は大にして其上方に二本の竹を交叉し、其の目を密にす。撐蝦は漁船一隻に漁夫二人或は三人乗組み船尾より縷を下して船頭に於て縷を引き上げ捕漁す。

漁期としては一、二、三、四月には牙帶、文膳、友馬鱧の白馬、赤魚、鱧、鮫魚、黃花鰻魚、五、六、七、八、九月には尖鼻黃魚、牙帶鳳尾、鯨魚、大鳥等の漁期に分る。

漁獲物の處理法　大艇の漁獲物の主なるは龍利鰻魚、黃皮頭、黃省鳳尾、尖鼻等にして又鮫魚、馬交、馬文、牙帶、石花石等も漁獲す。其の多くは鹽製鹽藏し又少量なるときは鮮賣す。簾艇によ

り漁獲するものゝ多くは馬交、友交、鯊魚、鮫魚、石斑等にして、少量なる時は鮮賣に付し多量なるときは鹽藏す。鈎仔漁獲物は石斑、石狗、鱸薑、鮪魚、鯨等にして處理の方法は上記と同じ。罟棚にて漁獲するものは、多く黃花、鯊、鰻にして數年前は多く鹽藏せしも近來耙艇、料仔等の便船により即賣し、鹽藏品は減少するに至れり。大艇猛踏にて漁獲する明蝦は多く鮮賣とし、或は日乾し蝦排にす。罟仔等にて漁獲する赤爪蝦は多く魚商に賣り或は蝦谷、蝦米、ムキ蝦等の製品とす。裝蝦、塘撐蝦によりて漁獲する苗蝦は蝦醬を製造し販賣するなり。

販賣の習慣及近年の産額　鹹魚、鰻蝦、乾魚等は縣下にて消費し或は江門、澳門に移出す。又蝦米、蝦谷及魚膠、鰻、乾魚等は多く江門へ移出す。

本縣の漁獲高は近時著しく減退し往時の十分の三、四に及ばすと云ふ。特に昔時毎年三月頃に到れば黃澤火照等の大漁獲を見たりしと雖も、近年は其の影をも認めず。其の衰退の原因は種々あらんも其の一因と見るべきは、近年汽船の往來頻繁を極め魚群は其の蒸汽機關部の爆音に驚駭飛散し、遂に近海に近接せざるによると云ふ。又當縣知事の調査報告によれば、西江より流出する沙泥は漸次港灣を埋め其の水深魚類の生活に適應せざるに到りし結果、其の産額次第に減少せるによると。昔時石花魚の如き常に海邊石牙の間に棲息し一罟にて百擔以上を漁獲するを得たるも、近時僅かに五擔乃至十擔に過ぎざる如き其の一例なり。又縣下土人漁法は數十年來傳統的の漁具にして其の間

何等加工改良を加ふるに非ず。従つて魚類は全く是等漁具漁法を熟知し巧みに逃散するに至ると云ふ。(農商公報より抄譯)

(八) 南海 縣

本縣沿岸に産する魚類に九種あり。鯨魚、鯪魚、白蘇魚、大頭魚、鯉、塘虱魚、鮎魚及鱸等なり。鯨魚は體細長く粗鱗を有し、體色黑白の二種あり茜草を食すと。鯪魚は體扁平にして口部小又細鱗を有し體色白色を呈し寒を殊に嫌ふ。白蘇魚は體扁平にして長く體色白色を呈し、糞草を嗜み、生魚は體圓形にして長く細鱗を有し、體色黒の斑點を有し尾鰭は團扇狀を呈す。又鮎魚は體形丸味を帯びて長く、頭部は扁平、口部大にして全身鱗を有せず體色灰色を呈す。

漁場の地域 漁場は楊梅堡、季萃堡、豐岡堡、張槎堡、城西堡、長河堡、思洲堡、福緣堡等の沿海にして各郷漁場一定し他區域に浸入するを許さすと云ふ。

漁船 漁船は漁舵船、塘漁船、水漁船の三種あり。漁具は主として網罟、罟箔釣等の類なり。漁期は二、三月の北東信風の候最も盛にして禾蟲、蝦鱗の漁獲には苧麻布製の袋を使用す。漁獲物は一時魚籠に養ふか又は漁船に貯へ、附近の村落又は城市の魚行商に賣渡す。魚行商は是を魚店に賣り魚店より香港へ移出し或は又附近の村落に販賣す。

近年本縣の水産高は著しく減退せるが、其の原因とする所は汽船の航行の爲め大波浪を起し、魚

苗の發育を阻害し、且つ各處に築港を行ひ魚類の洄游を妨ぐる結果なりと云ふ。(農商公報より抄譯)

(九) 合浦縣

紅簪魚漁業 本魚は縣下第一の水産物にして體幅二、三寸、體長四、五寸、稍圓形を帯び赤色の細鱗を有し絲撚鯛の一種なり。漁場は多く越南漣灣の水深數十丈の處にして、春季此の近海に集來するが如し。滯合浦の洄洲墩海にも多少漁獲さるゝも漣灣の如く旺盛ならず。漁船は開拖船、膝部拖船及兩頭の尖拖船を使用す。漁具は主として曳網漁具にして漁船漁具の建造費は多く漁業舗東の出資により之を漁戸に貸與す。漁期は冬季にして北風を利用し二艘曳打瀬網漁法なり。漁獲物は曬藏又は鮮魚として北海に送り、北海の折行(九八行又は九五行の如き組合なり)に賣却し縣下及廣西、香港、高州、安鋪へ移出す。其の産額の確數を知る能はざるも毎年北風の多少により生産高を異にすと云ふ。

此の外本縣下には墨魚(イカ)、鰮魚(イカ)、地魚(比目魚)、紅魚(タイ)、門鱗魚等を産し其の産額少なからず。黒魚は縣下全沿岸に産し、乾錫とし北海地方へ移出す。鰮魚は本邦のヤリイカに類似し縣下到る處に産するも、殊に洄洲墩近海の水深三十尋内外の海面に饒産す。林泉船と稱する漁船により採捕す。漁獲物は小竹にて體を貫通し乾燥せしめ、或は生鮮の儘北海其の他の都市に移出す。當省にては支那産の鰻は外國品より貴ばれ常に一、二割方高價なり。地魚即ちヒラメは縣下近海に産し、漁期は冬期最も盛なりと云ふ。

紅魚形狀扁平にして圓形を帯び細鱗を有し、體は赤色を呈し身長八寸體幅六寸、大なるものは八斤、小なるも一斤を下らず性質溫柔にして常に水底の石礫中に生活す。

門鱸魚は體形圓筒狀をなし大なるは五尺餘に達し白色にして無鱗、重さ十數斤のものあり。縣下の漁民は租税の過重に苦みつゝあり。(農商公報より抄譯)

(十) 樂會縣

本縣は海南島の東部海岸の中央に位し隣接して會同縣定安縣あり。縣下の漁港として卜菴港あり。外來の漁業者數百人、春三月當地に來り此の地を根據として從漁し六月に到り歸り去る。縣下の重要魚類は大金絲魚、小金絲魚、鰻、刀魚、鯉魚等にして大、小金絲魚は本邦の鯛屬なり。鰻魚は形蛇に類似すと云ふ。又刀魚は刀の如しと云ふを以て太刀魚の事なるべし。又鯉魚の形狀盤の如く其の性質水表面を游泳すと云ふ。漁船は二艘曳打瀬網最も多く使用せらるゝを以て拖風船を用ひ、其の他雜魚漁業に跳白船又釣漁船を用ふ。跳白船と稱する漁船は船體を白色に塗り暗夜河上を走らす時、魚類は之に驚き水表面に跳躍し、豫め船に装置せる繒中に飛込み捕はる。漁具は網若くは繒を用ひ蒺藜製にして鮮生の豚血又は鷄卵を以て染網し保存す。販路としては縣下各地方會同縣の加精市、定安縣の石壁市等なり。

縣下を流通する各河川特に南北二河には蟹、甘姆魚類を養殖すと云ふ。(農商公報より抄譯)

昭和四年九月二十五日印刷
昭和四年九月二十八日發行

全三册

定價拾貳圓 (送料共)

南洋水產資產源

第一卷

南洋協會臺灣支部編纂

臺北市東門町百五十八番地

發行者 伊藤憐之助

臺北市榮町二百十二番地

印刷人 加藤豐吉

臺北市京町二丁目四十三番地

印刷所 小塚本店印刷工場

發行所

臺灣總督府內

南洋協會臺灣支部

振替臺灣一二六七番

上海图书馆藏书



A541 212 0016 5599B

南洋水產資源

308765 •